

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－

平成 28 年 10 月
総務省行政評価局

目 次

I 点検結果の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況
 - (1) 政策評価実施件数…………… 2
 - (2) 点検対象…………… 4
 - (3) 点検項目…………… 4
 - (4) 点検結果…………… 5
 - (5) 点検結果の活用及び今後の課題…………… 8

II 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 9
- 2 点検結果表…………… 15

<内閣府>

- ・内閣 01 国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設…………… 20
- ・内閣 02 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充…………… 28
- ・内閣 03 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長…………… 38
- ・内閣 04 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長…………… 46
- ・内閣 05 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長…………… 52
- ・内閣 06 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長…………… 58
- ・内閣 07 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長…………… 66
- ・内閣 08 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長…………… 76
- ・内閣 09 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長…………… 86
- ・内閣 10 民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設…………… 94

<国家公安委員会・警察庁>

- ・警察 01 教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除…………… 100

<金融庁>

- ・金融 01 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化…………… 110
- ・金融 02 投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充…………… 114
- ・金融 03 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置…………… 118

- ・金融 04 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し…………… 122

<復興庁>

- ・復興 01 避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大…………… 128

<総務省>

- ・総務 01 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却…………… 134
- ・総務 02 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置…………… 140

<文部科学省>

- ・文科 01 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置…………… 148

<厚生労働省>

- ・厚労 01 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設…………… 156
- ・厚労 02 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 160
- ・厚労 03 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 166
- ・厚労 04 公害防止用設備に係る特例措置の延長…………… 170
- ・厚労 05 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設…………… 174

<農林水産省>

- ・農水 01 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…………… 182
- ・農水 02 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）…………… 194
- ・農水 03 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地域内にある土地等）…………… 200
- ・農水 04 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）…………… 206
- ・農水 05 中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等）…………… 212
- ・農水 06 中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）…………… 216
- ・農水 07 中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）…………… 226
- ・農水 08 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例…………… 234
- ・農水 09 振興山村における工業用機械等の割増償却…………… 240
- ・農水 10 森林法等の改正に伴う税制上の措置（森林経営計画関係）のうち、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 252

<経済産業省>

・経産 01	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	262
・経産 02	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	266
・経産 03	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置	268
・経産 04	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設	270
・経産 05	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置	274
・経産 06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長	278
・経産 07	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充	292
・経産 08	特定事業再編投資損失準備金制度の延長	300
・経産 09	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長	306
・経産 10	所得拡大促進税制の見直し	312
・経産 11	中小企業者等の法人税率の特例の延長	318
・経産 12	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）の拡充・延長	322
・経産 13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	330
・経産 14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	336
・経産 15	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）	352
・経産 16	地域未来投資促進税制（仮称）の創設	358

<国土交通省>

・国交 01	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	364
・国交 02	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	370
・国交 03	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	374
・国交 04	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	380
・国交 05	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用	388
・国交 06	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	394
・国交 07	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	400
・国交 08	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	406
・国交 09	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	412
・国交 10	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	418

・国交 11	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	424
・国交 12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	430
・国交 13	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	436
・国交 14	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長	442
・国交 15	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長	446
・国交 16	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	454
・国交 17	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長	462
・国交 18	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	470
・国交 19	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	474

<防衛省>

・防衛 01	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設	484
・防衛 02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	496

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

イ 事後評価

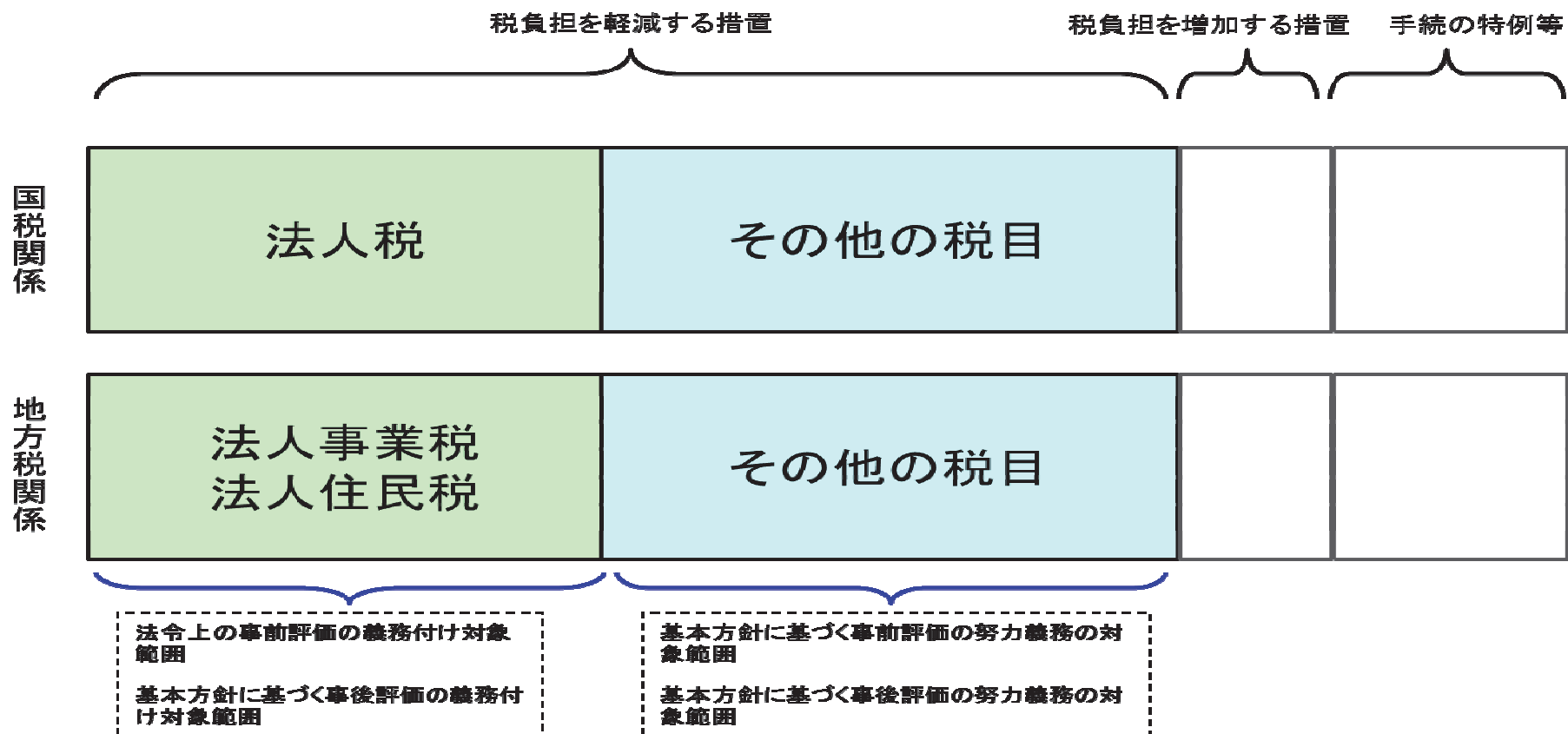
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

(1) 政策評価実施件数

平成29年度税制改正要望に際し、平成28年9月15日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、13行政機関で計129件あった（図表2参照）。

図表2 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価					努力義務 対象	事後評価	合計
	義務付け対象							
	新設	拡充	延長	拡充・延長 等	計			
内閣府	2	1	5	2	10	4	1	15
国家公安委員会・警察庁	1	0	0	0	1	0	0	1
金融庁	1	0	2	1	4	0	0	4
復興庁	0	1	0	0	1	0	0	1
総務省	0	0	1	1	2	0	1	3
外務省	0	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	1	0	0	0	1	1	0	2
厚生労働省	2	0	3	0	5	1	1	7
農林水産省	0	1	8	1	10	0	9	19
経済産業省	5	1	6	4	16	8	16	40
国土交通省	0	1	16	2	19	2	4	25
環境省	0	0	0	0	0	0	2	2
防衛省	1	0	1	0	2	2	5	9
合計	13	5	42	11	71	18	40	129

(注) 「拡充・延長等」の区分は、1件の評価書において新設、拡充又は延長要望のうち複数の要望が含まれているものである。

(2) 点検対象

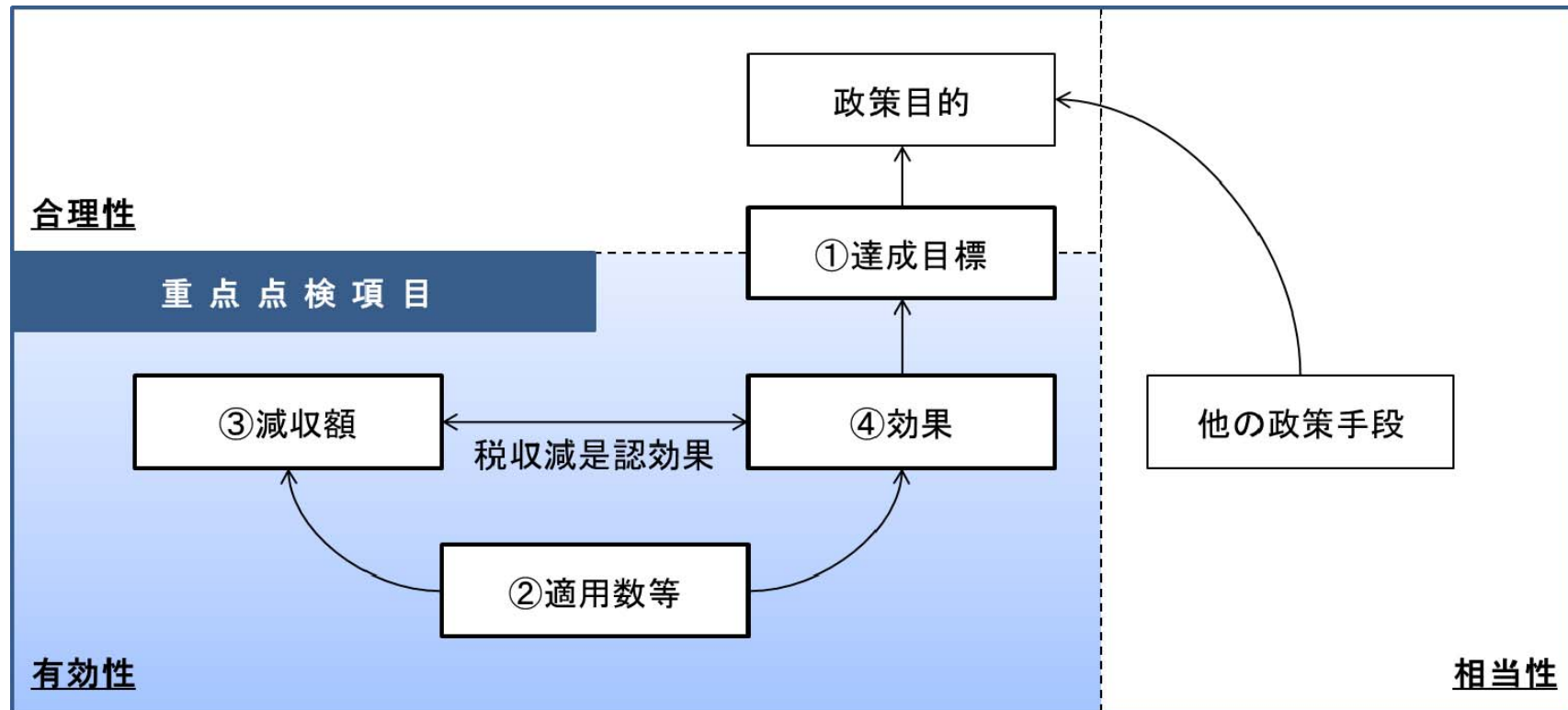
平成 28 年度の点検では、義務付け対象の事前評価書（計 71 件）を重点的に点検した。

(3) 点検項目

平成28年度は、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置いて点検項目「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」及び「④効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、「有効性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明の内容が不十分な項目については、課題を指摘した。

図表3 点検項目



(4) 点検結果

評価書71件について、分析・説明の内容が不十分であると思われる点に対する平成28年9月15日までに各行政機関から示された補足説明等も含め、点検を実施し、その結果は、図表4のとおりである。

点検の結果、評価書71件のうち、全ての点検項目において分析・説明の内容が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数は改善しており、政策評価の質が改善した。

他方、租税特別措置等の適用数や効果が全く把握・予測されていないなど評価として著しく不十分なもの（要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを含む。）が11件あった。

また、それぞれの点検項目に着目すると、各行政機関からの補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「①達成目標」24件、「②適用数等」47件、「③減収額」29件、「④効果」67件であり、特に「②適用数等」及び「④効果」について、多くの評価書に課題がみられる状況であった。

点検項目ごとの主な課題は、次のとおりである。

ア 「①達成目標」（24件）に関するもの

達成目標自体が全く設定されていない評価書はなく、全ての評価書に何らかの達成目標が設定されていた。しかし、設定された達成目標に達成すべき水準が定量的に示されていないものが21件あった。このようなものは、その租税特別措置等の効果を事後に検証することが困難となることから、定量的な達成目標を適切に設定する必要がある。

イ 「②適用数等」（47件）に関するもの

適用数等が全く把握又は予測されていない評価書が4件あった。適用数等は、租税特別措置等の効果や減収額を把握又は予測するための基礎となる情報であることから、適用数等を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握された適用数の実績が、前回評価時の将来見込みの想定と異なるなど、僅少となっているものが20件あった。このようなものは、その租税特別措置等の必要性や将来の効果について、更なる検証が必要である。

ウ 「③減収額」（29件）に関するもの

減収額が全く把握又は予測されていない評価書が9件あった。減収額は、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握又は予測された減収額の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）の全部又は一部の説明が不十分であるものが6件あった。このようなものは、把握又は予測された減収額に対する検証が困難であることから、その算定根拠を明らかにする必要がある。

エ 「④効果」（67件）に関するもの

効果について、全く把握又は予測されていないものが5件あった。効果は、達成目標の実現状況や実現見込みを、ひいては政策目的の実現に向けた手段として有効かを明らかにするために必須となるものであることから、効果を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握又は予測された効果が、達成目標に対し、どの程度寄与するか不明であることなどにより、達成目標がどのように達成されるか明らかにされていないものが45件あった。このようなものは、その租税特別措置等が目標を達成する手段として有効であって、目標の達成に十分に寄与するものであるかについて、明らかにする必要がある。

また、把握又は予測された効果の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）の全部又は一部の説明が不十分であるものが14件あり、特に、過去の効果の実績と比べ、将来の効果の予測が過大となっているものが3件あった。このようなものは、将来の効果が予測どおりに発現するかについて、その算定根拠を明らかにした上で、分析・説明する必要がある。

図表4 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

行政機関名	点検件数	分析・説明が不十分なもの					合計
		① 達成目標	② 適用数等	③ 減収額	④ 効果		
内閣府	10	0 (2)	8 (9)	5 (9)	10 (10)	23 (30)	
国家公安委員会・警察庁	1	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	
金融庁	4	4 (4)	2 (4)	3 (3)	4 (4)	13 (15)	
復興庁	1	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (4)	
総務省	2	0 (1)	1 (1)	0 (2)	2 (2)	3 (6)	
文部科学省	1	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	3 (4)	
厚生労働省	5	5 (5)	5 (5)	4 (5)	5 (5)	19 (20)	
農林水産省	10	1 (2)	3 (7)	2 (6)	9 (10)	15 (25)	
経済産業省	16	8 (12)	12 (16)	9 (16)	15 (16)	44 (60)	
国土交通省	19	4 (16)	14 (19)	6 (15)	17 (19)	41 (69)	
防衛省	2	1 (2)	1 (2)	0 (1)	2 (2)	4 (7)	
合計	71	24 (46)	47 (66)	29 (60)	67 (71)	167 (243)	
分析・説明が一定水準に達しているもの		47 (25)	24 (5)	42 (11)	4 (0)	117 (41)	
著しく不十分なもの		0 (1)	4 (11)	9 (17)	5 (19)	11 (29)	

(注) 1 () 内は、点検前の当初の評価書の状況

2 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明が不十分なもの」に分類

3 「分析・説明が不十分なもの」について、「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」又は「④効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上したため、これらの合計は点検件数と一致しない。

4 「著しく不十分なもの」について、「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」又は「④効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上し、「合計」には、「著しく不十分なもの」に該当する評価書の件数を記載したため、これらは一致しない。

(5) 点検結果の活用及び今後の課題

ア 点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

イ 今後の課題

適用数や効果などが全く把握又は予測されていない評価書については、いずれの点検項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、把握又は予測を適切かつ確実に行う必要がある。

多くの評価書に課題があった「効果」の分析・説明については、一部の行政機関では、現時点において租税特別措置等の効果を適切に把握又は予測することは困難であるが、今後、より適切な把握又は予測の方法について検討する旨が明らかにされており、次回評価時には、当該検討の結果を踏まえた方法等により、適切に効果を分析・説明することが期待される。

また、「適用数等」の分析・説明については、適用数等が減収額や効果を把握又は予測するための基礎的な情報であることに鑑み、適切に適用数等を分析・説明することが重要である。

このような課題が解消され、政府全体としての政策評価の質が一層向上するよう、今後、先行的な取組内容も参考とするなどしながら、各行政機関における政策評価の効果的かつ効率的な実施に向けた方策を検討する必要がある。

Ⅱ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

- 「制度名」
租税特別措置等の名称を記載している。
- 「区分」
租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載している。
 - 新 設 : 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
 - 拡 充 : 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
 - 延 長 : 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
 - 拡・延 : 租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望のうち複数の要望に係る事前評価
- 「評価書の修正」
評価書に修正があったものに「有」を記載している。
- 「点検結果」
点検結果に応じて、以下を記載している。
 - : 分析・説明の内容が一定水準に達しているもの
 - ※ : 各行政機関からの補足説明により、分析・説明の内容が一定水準に達したもの
 - ▲ : 分析・説明の内容が不十分なもの
 - × : 分析・説明すべき事項が設定、把握又は予測されていないもの
 - : 区分（新設）の性質上、記載の必要がないもの
 - ／ : 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの

番号	制度名	区分	評価書の修正	点検結果													
				概要				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				達成目標	適用数等	減収額	効果	達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果	将来の効果	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
内閣府																	
内閣01	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	新設	有	○	▲	○	▲	○	—	—	▲	—	※	—	▲	—	▲
内閣02	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	拡充	有	○	○	○	▲	○	○	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	延長	有	○	▲	○	▲	○	○	▲	○	※	※	▲	▲	▲	▲
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
内閣05	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	有	○	▲	○	▲	※	○	▲	※	※	※	※	▲	※	▲
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長	拡・延	有	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
内閣07	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長	拡・延	有	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
内閣08	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
内閣09	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
内閣10	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設	新設		○	○	○	▲	○	—	—	○	—	○	—	▲	—	▲
国家公安委員会・警察庁																	
警察01	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	新設	有	○	○	○	▲	○	—	—	※	—	※	—	▲	—	▲
金融庁																	
金融01	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	延長		▲	○	▲	▲	▲	※	○	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲
金融02	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充	拡・延	有	▲	▲	×	▲	▲	※	○	▲	※	×	▲	▲	▲	▲
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	延長		▲	○	○	▲	▲	※	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲
金融04	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	新設		▲	▲	×	▲	▲	—	—	▲	—	×	—	▲	—	▲
復興庁																	
復興01	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大	拡充	有	○	○	○	▲	※	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲

番号	制度名	区分	評価書の修正	点検結果													
				概要				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				達成目標	適用数等	減収額	効果	達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果	将来の効果	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
総務省																	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	拡・延	有	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	※	▲	▲	▲	▲
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	延長	有	○	▲	○	▲	※	○	▲	○	※	○	▲	▲	▲	▲
文部科学省																	
文科01	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設	有	▲	▲	○	▲	▲	—	—	▲	—	※	—	▲	—	▲
厚生労働省																	
厚労01	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	新設		▲	×	×	×	▲	—	—	×	—	×	—	×	—	×
厚労02	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長		▲	×	×	×	▲	※	○	×	※	×	▲	×	▲	×
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有	▲	▲	○	×	▲	▲	▲	※	※	※	▲	×	▲	▲
厚労04	公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長	有	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲
厚労05	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設	新設	有	▲	×	×	▲	▲	—	—	×	—	×	—	▲	—	▲
農林水産省																	
農水01	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	有	○	○	○	▲	○	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲
農水02	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	延長	有	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲
農水03	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域内にある土地等）	延長	有	○	○	○	▲	○	※	○	○	※	○	▲	▲	▲	▲
農水04	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	延長	有	○	▲	▲	▲	※	▲	○	○	▲	※	▲	▲	▲	▲
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等）	延長	有	▲	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲
農水06	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	延長	有	○	○	○	▲	○	○	○	※	○	○	▲	▲	▲	▲
農水07	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	延長	有	○	○	○	▲	○	※	○	○	※	○	▲	▲	▲	▲
農水08	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	拡・延		○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲
農水09	振興山村における工業用機械等の割増償却	延長	有	○	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	※	※	▲	▲
農水10	森林法等の改正に伴う税制上の措置（森林経営計画関係）のうち、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	拡充	有	○	▲	○	▲	○	○	▲	※	○	※	※	▲	※	▲

番号	制度名	区分	評価書の修正	点検結果													
				概要				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				達成目標	適用数等	減収額	効果	達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果	将来の効果	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
経済産業省																	
経産01	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設		○	▲	×	▲	○	—	—	▲	—	×	—	▲	—	▲
経産02	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設		▲	▲	×	▲	▲	—	—	▲	—	×	—	▲	—	▲
経産03	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置	新設		▲	○	▲	▲	▲	—	—	※	—	▲	—	▲	—	▲
経産04	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設	新設	有	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	▲	—	▲	—	▲	—	▲
経産05	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置	延長		○	▲	×	○	○	▲	○	▲	▲	×	※	※	▲	▲
経産06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長	拡・延	有	○	○	○	▲	○	※	○	○	※	※	▲	▲	▲	▲
経産07	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充	拡・延		○	▲	○	▲	※	※	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
経産08	特定事業再編投資損失準備金制度の延長	延長		▲	▲	○	▲	▲	※	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
経産09	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長	延長	有	○	▲	○	▲	※	○	▲	※	○	※	▲	▲	▲	▲
経産10	所得拡大促進税制の見直し	拡充	有	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
経産11	中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長		▲	○	○	▲	▲	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲
経産12	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）の拡充・延長	拡・延	有	○	▲	▲	▲	※	※	○	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲
経産13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長		▲	○	○	▲	▲	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延		○	▲	○	▲	○	※	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
経産15	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）	延長		○	▲	▲	▲	※	※	▲	※	▲	※	▲	▲	▲	▲
経産16	地域未来投資促進税制（仮称）の創設	新設		▲	/	/	/	▲	—	—	/	—	/	—	/	—	/
国土交通省																	
国交01	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有	○	▲	▲	○	※	▲	▲	▲	▲	▲	※	※	▲	▲
国交02	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有	○	▲	○	▲	※	※	▲	※	※	○	▲	▲	▲	▲
国交03	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	※	※	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲
国交04	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長		○	○	○	▲	※	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲

番号	制度名	区分	評価書の修正	点検結果													
				概要				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				達成目標	適用数等	減収額	効果	達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果	将来の効果	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
国交05	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用	拡充	有	○	▲	○	▲	※	○	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
国交06	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長		○	▲	○	▲	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲
国交07	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長		○	○	○	▲	○	○	○	※	○	○	▲	▲	▲	▲
国交08	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長		○	▲	○	○	※	※	▲	※	○	○	※	※	※	※
国交09	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有	○	▲	○	▲	○	※	▲	○	※	※	▲	※	▲	※
国交10	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長		▲	▲	○	▲	▲	※	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
国交11	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有	▲	○	○	▲	▲	※	○	※	※	※	▲	▲	▲	▲
国交12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
国交13	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有	○	○	○	▲	※	※	○	※	○	※	▲	▲	▲	▲
国交14	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	有	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	※	▲	※	▲	▲	▲	▲
国交15	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長	拡・延	有	○	▲	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
国交16	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	延長	有	○	▲	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
国交17	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長	拡・延	有	○	○	○	▲	※	※	※	※	※	※	▲	▲	▲	▲
国交18	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長	延長		○	▲	○	▲	※	○	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲
国交19	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有	▲	▲	○	▲	▲	※	▲	※	※	※	▲	▲	▲	▲
防衛省																	
防衛01	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設	新設	有	○	○	○	▲	※	—	—	※	—	※	—	▲	—	▲
防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	有	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	※	○	○	▲	▲	▲	▲

2 点検結果表

<点検結果表の見方>

- 「制度名」
租税特別措置等の名称を記載している。
- 「税目」
政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載している。
- 「区分」
[新設] は、租税特別措置等の新設要望に係る事前評価を表す。
[拡充] は、租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価を表す。
[延長] は、租税特別措置等の延長要望に係る事前評価を表す。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
内閣02	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣05	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
内閣07	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
内閣08	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
内閣09	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
内閣10	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
税目	法人税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の適用数及び適用額を推計した。土地建物の額については、別紙で課税標準額、計算式を示している。根拠については、評価書に「(数値は全て、大阪府・市への想定事例の聴き取りを基とする。)」と追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される」との説明では、将来の適用額が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の減収額を推計した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の効果を推計した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計は、減収額を上回る」との説明では、達成目標（国家戦略特別区域（全区域）で認定された区

域計画における事業数の累計）に対する効果（本特例措置により実現する投資額等）の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】	点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果につき、上記のとおり追記したうえで対比を行った。
【点検結果】	① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
2	対象税目	法人税(義)(国税4) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮し得よう所要の調整措置を講ずる。 具体的には現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。 ※自治体における減免は10年。前半5年は課税額の全額、後半5年は課税額の半分を減免 《関係条項》 (新設)
4	担当当局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～40年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし(新設)
7	適用又は延長期間	2年
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ● 国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である ● 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与するこ

			とを目的とする。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 地方創生の推進 ⑤国家戦略特区の推進																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ●国家戦略特別区域(全区域)で認定された区域計画における事業数の累計 ＜平成29年度＞225件(新規事業数40件) ＜平成30年度＞250件(新規事業数25件) ※ なお、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、民間投資、経済活動を活性化し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することで、新規事業数を増加させることにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図ることができる。																				
9	有効性等	① 適用数等	例えば、要望主体である大阪府・市(国家戦略特区 関西圏)をモデルとして計算した場合においては、次のとおりの適用が見込まれる。 (数値は全て、大阪府・市への想定事例の聴き取りを基とする。) ＜適用数等＞ ①平成29年度又は30年度に府から事業認定を受けた法人の法人事業税 7社 計 65.0百万円 (6.50百万×10年) ②平成29年度又は30年度に取得される不動産6件及び機械等設備8件に係る各税 ＜府税＞ 不動産取得税 6件 計 858.3百万円 (2年合計) ＜市税＞ 事業所税 1件 334.6百万円 (33.46百万×10年) ＜市税＞ 固定資産税・都市計画税(土地) 1件 423.6百万円 (42.36百万×10年) ＜市税＞ 固定資産税・都市計画税(償却資産) 建物1件及び機械等設備8件 計 1163.5百万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>取得1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> </tr> <tr> <td>164.7</td> <td>151.3</td> <td>139.1</td> <td>127.9</td> <td>117.7</td> </tr> <tr> <th>6年目</th> <th>7年目</th> <th>8年目</th> <th>9年目</th> <th>10年目</th> </tr> <tr> <td>108.4</td> <td>99.8</td> <td>91.9</td> <td>84.7</td> <td>78.1</td> </tr> </table> ※以上①②につき、全部または一部減免した額を、法人税課税の際の損金と見なす。 ＜算定根拠＞ 詳細は別紙1のとおり	取得1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	164.7	151.3	139.1	127.9	117.7	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	108.4	99.8	91.9	84.7	78.1
取得1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																			
164.7	151.3	139.1	127.9	117.7																			
6年目	7年目	8年目	9年目	10年目																			
108.4	99.8	91.9	84.7	78.1																			

	<p>●全国的な適用数 平成 28 年9月9日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。</p> <p>法人事業税 65.0 百万円 × 202/13 = 1010.0 百万円 不動産取得税 858.3 百万円 × 202/13 = 13336.7 百万円 事業所税 334.6 百万円 × 202/13 = 5199.2 百万円 固定・都計税(土地) 423.6 百万円 × 202/13 = 6582.1 百万円 固定・都計税(償却) 1163.5 百万円 × 202/13 = 18079.0 百万円</p>
② 減収額	<p>大阪府・市が上記課税に対して減免を行い、その額を損金に算入した場合においては、法人税につき下記のとおり減収が見込まれる。</p> <p>平成 29 年度 100.4 百万円 平成 30 年度 129.3 百万円 平成 31 年度 56.2 百万円 平成 32 年度 53.2 百万円 平成 33 年度 50.5 百万円 平成 34 年度 48.0 百万円 平成 35 年度 34.6 百万円 平成 36 年度 21.8 百万円 平成 37 年度 20.9 百万円 平成 38 年度 20.0 百万円 平成 39 年度 19.2 百万円 平成 40 年度 9.4 百万円 合計 563.4 百万円 1年あたり 47.0 百万円</p> <p><算定根拠> 別紙2のとおり</p> <p>●全国的な適用数 平成 28 年9月9日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。</p> <p>平成 29 年度 100.4 百万円 × 202/13 = 1560.0 平成 30 年度 129.3 百万円 × 202/13 = 2009.1 平成 31 年度 56.2 百万円 × 202/13 = 873.3 平成 32 年度 53.2 百万円 × 202/13 = 826.7 平成 33 年度 50.5 百万円 × 202/13 = 784.7 平成 34 年度 48.0 百万円 × 202/13 = 745.8 平成 35 年度 34.6 百万円 × 202/13 = 537.7 平成 36 年度 21.8 百万円 × 202/13 = 338.7 平成 37 年度 20.9 百万円 × 202/13 = 324.8 平成 38 年度 20.0 百万円 × 202/13 = 310.8 平成 39 年度 19.2 百万円 × 202/13 = 298.3 平成 40 年度 9.4 百万円 × 202/13 = 146.0 合計 8755.9 百万円 1年あたり 729.7 百万円</p>
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 上記大阪府・市の場合は、本要望に係る税制の実現により、2年間で不動産6件、機械等設備8件、合計313.5億円程度の投資が見込まれるとともに、7件程度の企業進出が見込まれるものであり、政策目標である「国際的な経済活動の拠点形成、国際競争力の向上に」大きく寄与するものである。(本要望に係る税制の実現なしには、上記投資・企業進出は行われない。)</p>

	<p>また、本要望に係る税制による減免額(12年合計で563.4百万円)を活用して再投資を行うことにより、当該12年合計で767百万円程度の経済波及効果が見込まれる。</p> <p>以上を踏まえた、年度別の効果及び減収額との対比は次のとおり。 (単位:百万円)</p>					
	H29	H30	H31	H32	H33	H34
本税制で実現する投資	15677	15677	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)			
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9
減収額	100.4	129.3	56.2	53.2	50.5	48.0
	H35	H36	H37	H38	H39	H40
本税制で実現する投資	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)					
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9
減収額	34.6	21.8	20.9	20.0	19.2	9.4
	<p>※ 313.5 億円程度の投資や、767 百万円の再投資が何年度に行われるかを厳密に予測することは困難であるため、平年度ベースの金額としている。</p>					
	<p>●全国的な適用数 平成 28 年9月9日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。 (単位:百万円)</p>					
	H29	H30	H31	H32	H33	H34
本税制で実現する投資	243596	243596	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)			
減免額を用いた再投資	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9
減収額	1560.0	2009.1	873.3	826.7	784.7	745.8
	H35	H36	H37	H38	H39	H40
本税制で実現する投資	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)					
減免額を用いた再投資	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9
減収額	537.7	338.7	324.8	310.8	298.3	146.0
	<p>上記のとおり12年間においては、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計は、減収額を上回る。</p> <p>なお、本特別措置が新設されなければ、我が国の経済成長に寄与するよう</p>					

			<p>な拠点形成が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p><算定根拠> 本税制で実現する投資 別紙3のとおり 減免額を活用した再投資による波及効果 別紙4のとおり</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 上記のとおり、本要望が実現すれば、新たな企業進出が見込まれるとともに、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計が減収額を上回ることが見込まれるため、税込減を是認するような効果があると言える。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置や金融上の支援措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を加速的に推進する必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>なお、地方税の減免による国税への影響額を考えた補助金で交付したとしても、補助金相当額に対しても法人税が課税される等の問題が生じることから、補助金よりも租税措置を講ずるほうがより適切である。</p>	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本要望に係る特例は、地方自治体が独自に行う減免の効果をより十全なものにするためのものであり、自治体に対する協力を要請するものではない。</p>
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

<要望の措置の適用数>

●法人事業税額

以下のとおり推計。

①大阪府財務統計(平成26年度)の過去5年間の法人事業税額の合計を算出

5年間 決定額ベース 1,056,019,371千円

②過去5年間の法人数を算出(平成22～26年度の法人数の平均)

230,901社

ただし、会社標本調査(国税庁)によると、平成26年度分の法人数261万6,485社から、連結子法人の数(10,711社)を差し引いた260万5,774社のうち、欠損法人は172万9,372社で、**欠損法人の割合は66.4%となっている**ため、実質的に法人事業税を徴収している事業者を $100 - 66.4 = 33.6\%$ と推定よって、 $230,901社 \times 33.6\% = 76,428社$

③ ①÷②(社)÷5年=1法人あたりの年間法人事業税額を算出

1,056,019,371千円÷76,428社÷5年間=2,763千円

④ 大阪府特区条例活用事業者数のうちライフ分野の事業者数

12事業者中7事業者

(ジーン、ジェイテック、仁寿会、アース、富士フィルム、阪大微研、重粒子管理)
 また、欠損法人割合を考慮すると

⑤ 特区活用事業者の年間法人事業税額は ③×④×33.6%

2,763千円×7事業者×33.6%=6,499千円

よって、特区活用事業者の年平均法人事業税額は6,499千円(=約6.5百万円)

(参考資料)

【会社標本調査】

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2014/kaisya.htm>

【大阪府財務統計】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/dfuzei4.html>

別紙1

● 不動産取得税

税額 = 課税標準額 × 4%

(金額の単位: 百万円)

	取得対象	課税標準額	課税額
大阪市内-1	研究所	6745.2	269.8
大阪市外-1	研究所	3637.2	145.5
大阪市外-2	研究所	4263.2	170.5
大阪市外-3	工場・倉庫	354.6	14.2
大阪市外-4	研究所	5500.9	220.0
大阪市外-5	研究所	957.2	38.3
合計			858.3

⇒ 土地を購入し、研究所及び機械等装置(償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

借地の上に研究所を設置

● 事業所税

【資産割】 事業所用家屋の床面積1平方メートルにつき年額600円
 【従業者割】 算定期間中に支払われた従業者給与総額の0.25パーセント

	資産割		従業者割		年課税額 (C)=(A)+(B)
	面積	課税額(A)	給与総額	課税額(B)	
大阪市内-1	44,000㎡	26.4	3.6	7.1	33.46

● 固定資産税・都市計画税(土地)

【固定資産税】 課税標準額 × 1.4%
 【都市計画税】 課税標準額 × 0.3%

	課税標準額	固定資産税 (A)	都市計画税 (B)	年課税額 (C)=(A)+(B)
大阪市内-1	2492.0	34.9	7.476	42.36

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

税額 = 各年の評価額 × 税率
 【1年目の評価額】 取得額 × (1 - 償却率 × 0.5)
 【2年目以降の評価額】 前年度の評価額 × (1 - 償却率)

(単位: 百万円)

	取得額	耐用年数 /償却率	税率 (%)	課税額											
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計	
研究所	大阪市内-1研	8992.2	30年 /7.4%	1.7%	147.21	136.32	126.23	116.89	108.24	100.23	92.81	85.94	79.58	73.69	1067.14
機械等設備	大阪市内-1機①	117.0	15年 /14.2%	1.4%	1.52	1.31	1.12	0.96	0.83	0.71	0.61	0.52	0.45	0.38	8.40
	大阪市内-1機②	160.9			2.09	1.80	1.54	1.32	1.13	0.97	0.84	0.72	0.61	0.53	11.55
	大阪市内-1機③	175.6			2.28	1.96	1.68	1.44	1.24	1.06	0.91	0.78	0.67	0.58	12.60
	大阪市内-1機④	190.2			2.47	2.12	1.82	1.56	1.34	1.15	0.99	0.85	0.73	0.62	13.65
	大阪市内-2機①	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機②	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機③	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機④	368.0			4.79	4.11	3.52	3.02	2.59	2.23	1.91	1.64	1.41	1.21	26.41
年別課税額合計					164.67	151.30	139.09	127.92	117.70	108.35	99.78	91.92	84.71	78.09	1163.50

※研究所は固定資産税及び都市計画税が課税されるため1.7%、機械等設備は固定資産税のみが課税されるため、1.4%

<大阪市内-1>
 土地を購入し、研究所1棟及び機械等装置4件(ともに償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

<大阪市内-2>
 土地・建物は借地・借家。機械等装置4件(償却資産)を設置。

<減収額(法人税)>

- ・2年間で、不動産4件、機械等設備8件への投資が見込まれている。
- ・取得時期を厳密に予測することが困難であるため、租特期間2年の中で、金額ベースで半分ずつ取得されたとして計算した。
- ・各税目における、自治体による減免額の詳細は次のページに記載。

別紙2

●自治体による地方税減免額

	府税				市税(大阪市内の不動産のみ)								合計(A)
	法人事業税		不動産取得税		事業所税		固定資産税・都市計画税(土地)		固定資産税・都市計画税(償却資産)				
	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	平成29年度取得	平成30年度取得	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有			
平成29年度			429.15									429.15	
平成30年度	3.25			429.15	16.73		21.18	-	82.34			552.65	
平成31年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	75.65	82.34		240.32	
平成32年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	69.54	75.65		227.52	
平成33年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	63.96	69.54		215.83	
平成34年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	58.85	63.96		205.14	
平成35年度	1.63	3.25			8.37	16.73	10.59	21.18	27.09	58.85		147.69	
平成36年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	24.94	27.09		93.19	
平成37年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	22.98	24.94		89.08	
平成38年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	21.18	22.98		85.32	
平成39年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	19.52	21.18		81.86	
平成40年度		1.63				8.37		10.59		19.52		40.10	
合計(2年間)	24.375	24.375		858.3		251		317.7		932.1		2407.85	

(単位:百万円)

●国税への影響額

法人税 減収額 (A)×23.4%
100.42
129.32
56.23
53.24
50.50
48.00
34.56
21.81
20.85
19.97
19.16
9.38
563.44

(自治体による減免額詳細)

(金額の単位:百万円)

● 法人事業所税

毎年の課税額 (全法人合計)	29年度特定事業認定	30年度特定事業認定												
6.50	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成30年度 ~34年度減免額</td><td>平成35年度 ~39年度減免額</td></tr> <tr><td>3.25</td><td>3.25</td><td>1.63</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	3.25	3.25	1.63	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成31年度 ~35年度減免額</td><td>平成36年度 ~40年度減免額</td></tr> <tr><td>3.25</td><td>3.25</td><td>1.63</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	3.25	3.25	1.63
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
3.25	3.25	1.63												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
3.25	3.25	1.63												

※ 法人に対する特定事業の認定が29年度と30年度で半数ずつと仮定し、各減免状況を試算

● 不動産取得税

課税額 (全不動産合計)	29年度取得	30年度取得								
858.30	<table border="1"> <tr><td>H29課税額</td><td>H29減免額</td></tr> <tr><td>429.15</td><td>429.15</td></tr> </table>	H29課税額	H29減免額	429.15	429.15	<table border="1"> <tr><td>H30課税額</td><td>H30減免額</td></tr> <tr><td>429.15</td><td>429.15</td></tr> </table>	H30課税額	H30減免額	429.15	429.15
H29課税額	H29減免額									
429.15	429.15									
H30課税額	H30減免額									
429.15	429.15									

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 事業所税

毎年の課税額	29年度特定事業認定	30年度特定事業認定												
33.46	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成30年度 ~34年度減免額</td><td>平成35年度 ~39年度減免額</td></tr> <tr><td>16.73</td><td>16.73</td><td>8.37</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	16.73	16.73	8.37	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成31年度 ~35年度減免額</td><td>平成36年度 ~40年度減免額</td></tr> <tr><td>16.73</td><td>16.73</td><td>8.37</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	16.73	16.73	8.37
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
16.73	16.73	8.37												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
16.73	16.73	8.37												

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 固定資産税・都市計画税(土地)

毎年の課税額	H30.1.1時点所有	H31.1.1時点所有												
42.36	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成30年度 ~34年度減免額</td><td>平成35年度 ~39年度減免額</td></tr> <tr><td>21.18</td><td>21.18</td><td>10.59</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	21.18	21.18	10.59	<table border="1"> <tr><td>毎年の課税額</td><td>平成31年度 ~35年度減免額</td><td>平成36年度 ~40年度減免額</td></tr> <tr><td>21.18</td><td>21.18</td><td>10.59</td></tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	21.18	21.18	10.59
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
21.18	21.18	10.59												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
21.18	21.18	10.59												

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

課税額	
1年目	164.67
2年目	151.30
3年目	139.09
4年目	127.92
5年目	117.70
6年目	108.35
7年目	99.78
8年目	91.92
9年目	84.71
10年目	78.09

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

	H29取得分		H30取得分	
	課税額	減免額	課税額	減免額
平成30年度	82.34	82.34		
平成31年度	75.65	75.65	82.34	82.34
平成32年度	69.54	69.54	75.65	75.65
平成33年度	63.96	63.96	69.54	69.54
平成34年度	58.85	58.85	63.96	63.96
平成35年度	54.17	27.09	58.85	58.85
平成36年度	49.89	24.94	54.17	27.09
平成37年度	45.96	22.98	49.89	24.94
平成38年度	42.35	21.18	45.96	22.98
平成39年度	39.05	19.52	42.35	21.18
平成40年度			39.05	19.52

別紙3

<本税制で実現する投資>

(単位:百万円)

	取得対象	投資額
大阪市内-1	研究所 機械・設備	9,636.0
大阪市内-2	機械・設備	699.0
大阪市外-1	研究所	5,196.0
大阪市外-2	研究所	6,090.3
大阪市外-3	工場・倉庫	506.6
大阪市外-4	研究所	7,858.4
大阪市外-5	研究所	1,367.4
合計		31,353.7

<減免額を活用した再投資による波及効果>

別紙4

1. 各地区の参入する部門・減免額

	部門	取得対象	地方税減免額					合計(A)
			法人事業税	不動産取得税	事業所税	固定資産税 ・都市計画税 (土地)	固定資産税 ・都市計画税 (償却減算)	
大阪市内-1	非鉄金属	研究所	7	269.8	251.0	317.7	889.9	1735.4
大阪市内-2	医療・保健	ラボ	7	0.0	0.0	0.0	42.2	49.2
大阪市外-1	化学	研究所	7	145.5	0.0	0.0	0.0	152.5
大阪市外-2	電気・機械	研究所	7	170.5	0.0	0.0	0.0	177.5
大阪市外-3	運輸	工場・倉庫	7	14.2	0.0	0.0	0.0	21.2
大阪市外-4	化学	研究所	7	220.0	0.0	0.0	0.0	227.0
大阪市外-5	医療・保健	研究所	7	38.3	0.0	0.0	0.0	45.3

(単位:百万円)

法人税 減収額 (A) × 23.4%
406.04
11.51
35.68
41.53
4.96
53.11
10.60

2. 各地区の法人税減免額(百万円)

部門	部門別 法人税減免額
非鉄金属	406.04
医療・保健	22.11
化学	88.79
電気・機械	41.53
運輸	4.96
合計	563.44

3. 所得不算入措置による経済波及効果

767 百万円

※平成23年 産業連関表をもとに、各部門における再投資が与える影響額を計算(次ページのとおり)

	部門の例示	新規需要額 (単位: 百万円)
農林水産業	米、野菜、畜産、漁業	0
鉱業	石油、原油、天然ガス、金属鉱物	0
飲食品	食肉、精米、パン類、冷凍食品、酒類	0
繊維製品	衣服、じゅうたん、帽子、寝具	0
ハルフ・紙・木製品	木材、家具、紙、段ボール箱	0
化学製品	化学肥料、医薬品、化粧品、洗剤	88.79
石油・石炭製品	ガソリン、灯油、LPG、コークス	0
プラスチック・ゴム	プラスチック管、タイヤ、チューブ	0
窯業・土石製品	ガラス、セメント、陶磁器	0
鉄鋼	鋼板、鋼管	0
非鉄金属	銅、アルミニウム、電線、ケーブル	408.04
金属製品	鉄骨、シャッター、ボルト、ドラム缶、刃物	0
はん用機械	ボイラ、原動機、ポンプ	0
生産用機械	ハワーショベル、ドリル、印刷機、旋盤、耕うん機	0
業務用機械	複写機、自動販売機、医療器具、カメラ	0
電子部品	液晶パネル、磁気ディスク、電子回路	0
電気機械	電気照明器具、エアコン、冷蔵庫	41.53
情報・通信機器	パソコン、テレビ、デジタルカメラ、携帯電話機	0
輸送機械	乗用車、鉄道車両、航空機、船舶	0
その他の製造工業製品	印刷、革靴、楽器、がん具、時計、装身具	0
建設	住宅建築、建設補修、公共事業	0
電力・ガス・熱供給	電気、自家発電、都市ガス、熱供給	0
水道	上水道、工業用水、下水道	0
廃棄物処理	ごみ処理、産業廃棄物処理	0
商業	卸売、小売	0
金融・保険	金融、生命保険、損害保険	0
不動産	住宅賃貸、貸店舗、駐車場管理	0
運輸・郵便	鉄道、トラック輸送、航空輸送、水運、郵便	4.98
情報通信	電話、放送、ソフトウェア、映画制作、新聞	0
公務	国、地方公共団体	0
教育・研究	学校、研究所、図書館、博物館	0
医療・福祉	病院、保健所、保育所、福祉施設、介護	22.11
その他の非営利団体サービス	商工会議所、労働団体、学術団体	0
対事業所サービス	物品賃貸、広告、法律事務所、労働者派遣、警備業	0
対個人サービス	ホテル・旅館、飲食店、遊園地、冠婚葬祭	0
事務用品	鉛筆、消しゴム、テープ、のり	0
分類不明		0
合計		563.44

計算結果

波及効果
1
2
1
1
6
110
14
8
4
8
365
4
1
0
0
5
38
0
2
10
6
18
2
1
35
7
4
28
11
1
19
23
1
31
1
1
3
767

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	平成 27 年度の雇用促進税制の適用数は、平成 28 年 9 月時点におけるアンケート調査の結果、1 件となった。
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額について、「将来の推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	将来の適用数及び適用額の積算根拠については、KPI に基づき推計した別紙「減収額試算資料」に記載している。なお、評価書において平成 28 年度及び 29 年度の雇用促進税制の適用数の見込みを 1,260 件（推計）としていたが、これは 1,500 件（推計）の誤りである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、「本税制による減収額の実績」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	自治体を通じた企業へのアンケート調査による数値である旨を記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、「将来の推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	項目④と同旨。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、「本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	整備計画の認定により行われる、企業の地方拠点強化の件数 7,500 件増加と、地方拠点における安定した良質な雇用者数 4 万人の増加が本税制措置による直接的効果であるため、その旨が分かるよう、事前評価書を修正した。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 将来の効果（平成 28 年度）について、「オフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、（中略）受けられるもの」、また、「雇用促進税制は、整備した特定業務施設において（中略）雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に（中略）雇用促進計画を提出し、（中略）雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、（中略）雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組み」とあり、「本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少」とされている中で、実績（オフィス減税 3 件及び雇用促進税制 0 件（平成 27 年度））より過大な予測（オフィス減税 900 件及び雇用促進税制 1,260 件（平成 28 年度））であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされ	

ていない。
【内閣府の補足説明】 ① 整備計画の認定により行われる、企業の地方拠点強化の件数 7,500 件増加と、地方拠点における安定した良質な雇用者数 4 万人の増加が本税制措置による直接的効果であるため、その旨が分かるよう、事前評価書を修正した。 ② 項目④と同旨。なお、評価書にあるとおり、平成 28 年 6 月時点で、44 道府県の地域再生計画における目標認定件数は、1,403 件であるものの、特例措置が年度半ば（平成 27 年 8 月）に創設されたこと等により初年度の効果の発現が遅れ、実績が小さくなっている。また、平成 27 年度に認定を受けた 77 件の整備計画のうち、オフィス減税の適用の希望が 55 件、雇用促進税制の適用の希望が 62 件あった。
【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】 ⑤⑦について上記のとおり記載した。
【点検結果】 ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】 ⑥⑧について上記のとおり記載した。
【点検結果】 ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税5) 【新設・延長・拡充】
3	租税特別措置等の内容	【内容】 【制度の概要】 地域再生法(平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号)に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、 (1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度 (2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度 (1)オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対し、 ①移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ②拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※ただし、税額控除は平成 29 年度において、移転型事業の場合4%、拡充型事業の場合2% ※取得価額が 2,000 万円以上(中小企業者の場合 1,000 万円以上)であることが要件 (2)雇用促進税制 ①拡充型事業の場合 特定業務施設における当期増加雇用者(※)1人当たり ・法人全体の基準雇用者数 10%以上の場合、50 万円の税額控除 ・法人全体の基準雇用者数 10%未満の場合、20 万円の税額控除 ※ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限 ②移転型事業の場合 拡充型の税額控除額に加え、特定業務施設における当期増加雇用者数1人当たり 30 万円の税額控除 ※30 万円の税額控除は最大3年間継続。特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。 【要望の内容】 (1)オフィス減税の拡充 平成 29 年度の設備投資減税の減税率について、移転型事業の場合7%、拡充型事業の場合4%とする(平成 27 年度、28 年度と同水準とする)。

		<p>(2)雇用促進税制の拡充 質の高い雇用やUIJターンの促進等に資する形で雇用された場合には更なる税額控除の拡充を行う。</p> <p>(3)支援対象外地域の見直し 東京一極集中の是正を図るため、支援対象外地域の見直しを検討する。</p> <p>《関係条項》租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成27年度～平成29年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>《制度創設年度》 地方拠点強化税制(注)の創設…平成27年度 (注)(1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの ※雇用促進税制の創設は平成23年度</p> <p>《改正経緯》 ○平成27年度 地方拠点強化税制の創設 (1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) ○平成28年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>(参考)雇用促進税制の改正経緯 ○平成23年度 雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除) ○平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を20万円から40万円へ引き上げ) ○平成26年度 雇用促進税制の2年間の延長 ○平成28年度 雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場</p>

		合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
7	適用又は延長期間	平成29年度末まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。 《施策の必要性》 現行の雇用促進税制は企業側の労働需要を増やす効果があるが、地域の現状は著しい人手不足であり、企業の地方拠点を拡充するためには、地域の労働供給力の強化が大きな課題である。 また、東京一極集中の是正を図るためには、大都市圏居住者の地方への移住促進を加速するとともに、特に大都市圏への流入が著しい新卒者や女性の活躍機会を地方において増加させることが必要である。 このため、地域における幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方拠点の強化を促進するとの観点から、質の高い雇用に対する優遇の拡充、UIJターン等の促進等に資する雇用促進税制の拡充が必要である。</p> <p>また、本税制については、平成27年度に本税制を創設するとともに、今年度、本税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう施策の強化を行ったところである。 しかしながら、東京一極集中が加速化していること等を踏まえ、地方創生の実現に向けた施策等を強化し、KPIの達成を図るため、本税制の強化・見直しが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年4月1日法律第24号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	4. 地方創生の推進 ⑧ 地域再生の推進

		け																										
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことができる。</p>																									
9	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は平成27年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道府県において、事業者が作成する整備計画の認定を順次行っており、認定件数状況等は以下のとおり。</p> <p><地域再生計画の認定状況等></p> <p style="text-align: center;">※平成28年6月末時点までの累計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>認定整備計画目標件数</th> <th>目標雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>44道府県(51計画)</td> <td>1,403件</td> <td>11,560人</td> </tr> </tbody> </table> <p><地方拠活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況等></p> <p style="text-align: center;">(平成28年8月15日までに道府県及び都道府県労働局から報告のあったもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画の件数</td> <td></td> <td>77件</td> <td>23件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td></td> <td>23件</td> <td>13件</td> <td>36件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)雇用促進計画の計画期間の初日が属する年度で整理。 (注2)整備計画認定日もしくは雇用促進計画の計画期間が平成27年度中であるものの件数。</p> <p>※整備計画の認定件数89件のうち、平成27年度の認定整備計画は77件あり、そのうち雇用促進計画の受付件数は22件。</p> <p>また、本税制の適用件数等の実績及び将来の推計値は以下のとおり。 ※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <p>1. 適用件数</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成27年度 3件 平成28年度 900件(推計) 平成29年度 900件(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成27年度 0件 平成28年度 1,260件(推計) 平成29年度 1,260件(推計)</p>	区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		認定整備計画目標件数	目標雇用創出数	合計数	44道府県(51計画)	1,403件	11,560人	区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計	認定整備計画の件数		77件	23件	100件	雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件
区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値																										
		認定整備計画目標件数	目標雇用創出数																									
合計数	44道府県(51計画)	1,403件	11,560人																									
区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計																								
認定整備計画の件数		77件	23件	100件																								
雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件																								

			<p>2. 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成27年度 2,367百万円 平成28年度 167,340百万円(推計) 平成29年度 167,340百万円(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成27年度 0百万円(平成28年7月時点において実績値なし) 平成28年度 7,370百万円(推計) 平成29年度 8,300百万円(推計)</p> <p>3. 適用件数や額が僅少である理由</p> <p>本税制のうちオフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、新たに特定業務施設を建設・取得等して初めて受けられるものである。また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中(雇用促進計画の計画期間中)に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>												
		② 減収額	<p>本税制による減収額の実績及び将来の推計値は以下のとおり。 ※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <p>平成27年度 106.8百万円(国税94.6百万円+地方税12.2百万円)</p> <p>平成28年度 12,080百万円(国税10,700百万円+地方税1,380百万円)(推計) 平成29年度 13,130百万円(国税11,630百万円+地方税1,500百万円)(推計)</p>												
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成27年度から29年度までの減収額は、253.2億円を推計。</p> <p>一方、2020年までの5年間で7,500件の整備計画の認定を行い、本税制措置を講じることにより、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる。経済効果は以下のとおり。</p> <p><経済効果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>オフィス減税(※3)</th> <th>雇用促進税制(※4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4,982百万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(推算)</td> <td>337,106百万円</td> <td>11,896百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(推算)</td> <td>337,106百万円</td> <td>11,896百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3)オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数2.0145を乗じて算出。 (※4)増加雇用者は8,190人(減収額試算資料参照)、このうち未就業入職者数の割合は約35%(平成27年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は415万円(平成26年分民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計</p> <p>本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44の道府県(51</p>		オフィス減税(※3)	雇用促進税制(※4)	平成27年度	4,982百万円	-	平成28年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円	平成29年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円
	オフィス減税(※3)	雇用促進税制(※4)													
平成27年度	4,982百万円	-													
平成28年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円													
平成29年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円													

			<p>計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定が行われ始めていることから、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しされるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることにより、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。 また、毎年度の本税制の税収減と経済効果を比較し、税収減を大きく上回る経済効果が見込まれることから、本件税収減は是認されるものである。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。 ・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。 <p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。本税制の拡充することで、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体においても、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(H27 内閣 04)

地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H28)

【減収見込額】

国税 107.0 億円 (内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 73.7)

地方税 13.80 億円 (国税 107.0 億円 × 税率 12.9%)

合計 120.8 億円

試算方法

○減収見込額(オフィス減税)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%※と仮定する。

①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)

また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)

③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件

拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。

- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

※(一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

《設備投資額見込み》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、
創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、
直近(平成27年度統計):1.82兆÷11,040件≒1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 \approx 1.15$
- 以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度/件、中小企業:平均2.3億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

オフィス減税 減収見込額

【移転型】

○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 11.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 6\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 11.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 6\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.6\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.3\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 54\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.9\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.3\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 54\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.9\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

【拡充型】

○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 39\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 39\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 351\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 8.3\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 351\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 10.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計:33.3億円

合計

平年度減収見込額
11.8億円程度

合計

平年度減収見込額
21.5億円程度

試算方法

○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、
適用見込み件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件
拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件

《増加雇用者数見込み》

- ・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。
(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。
(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。
- ・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

雇用促進税制 減収見込額

【移転型】

○大企業

【現行制度】(特例1)
租税特別措置法第10条
の5第2項、42条の12第
2項及び第68条の15の
2第2項

件数
20件程度

×

人数
20人程度

×

控除額
50万又は20万

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
1.3億円程度

※半数が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)
租税特別措置法第10条
の5第3項、42条の12第
3項及び第68条の15の
2第3項

件数
20件程度

×

人数
120人程度

×

控除額
30万円

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
6.5億円程度

○中小企業

【現行制度】(特例1)
租税特別措置法第10条
の5第2項、42条の12第
2項及び第68条の15の
2第2項

件数
180件程度

×

人数
5人程度

×

控除額
50万又は20万

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
3.8億円程度

※1割が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)
租税特別措置法第10条
の5第3項、42条の12第
3項及び第68条の15の
2第3項

件数
180件程度

×

人数
60人程度

×

控除額
30万円

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
29.2億円程度

合計:73.7億円

合計
平年度減収見込額
40.8億円程度

【拡充型】

○大企業

【現行制度】(特例1)
租税特別措置法第10条
の5第2項、42条の12第
2項及び第68条の15の
2第2項

件数
130件程度

×

人数
20人程度

×

控除額
50万又は20万

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
8.2億円程度

※半数が20万円と仮定

○中小企業

【現行制度】(特例1)
租税特別措置法第10条
の5第2項、42条の12第
2項及び第68条の15の
2第2項

件数
1170件程度

×

人数
5人程度

×

控除額
50万又は20万

×

有効控除割合
90%

=

平年度減収見込額
24.7億円程度

※1割が20万円と仮定

合計
平年度減収見込額
32.9億円程度

地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H29)

【減収見込額】

国税 116.3 億円 (内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 83.0)

地方税 15.0 億円 (国税 116.3 億円 × 税率 12.9%)

合計 131.3 億円

試算方法

○減収見込額(オフィス減税)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であることから、オフィス減税が適用される割合を60%※と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60/100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200/1500) = 120$ 件
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300/1500) = 780$ 件 となる。

・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

(※) (一社)日本ビルデング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国土省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

《設備投資額見込み》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり)。
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、
創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、
直近(平成27年度統計):1.82兆÷11,040件≒1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 \approx 1.15$
- 以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度/件、中小企業:平均2.3億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

オフィス減税 減収見込額

【移転型】		特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定					合計: 33.3億円			
○大企業										
(特別償却分)										
設備投資額 11.5億円	×	件数 6件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	特別償却割合 25%	×	税率 23.4%	=	平年度減収見込額 2.4億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 11.5億円	×	件数 6件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	税額控除割合 7%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 2.6億円程度
※実際に税額控除できる割合										
○中小企業										
(特別償却分)										
設備投資額 2.3億円	×	件数 54件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	特別償却割合 25%	×	税率 19.0%	=	平年度減収見込額 2.9億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 2.3億円	×	件数 54件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	税額控除割合 7%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 3.9億円程度
※実際に税額控除できる割合										
合計										
								平年度減収見込額 11.8億円程度		
【拡充型】										
○大企業										
(特別償却分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 39件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	特別償却割合 15%	×	税率 23.4%	=	平年度減収見込額 1.4億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 39件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	税額控除割合 4%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 1.4億円程度
※実際に税額控除できる割合										
○中小企業										
(特別償却分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 351件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	特別償却割合 15%	×	税率 19.0%	=	平年度減収見込額 8.3億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 351件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	税額控除割合 4%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 10.4億円程度
※実際に税額控除できる割合										
合計										
								平年度減収見込額 21.5億円程度		

試算方法

○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件
拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件

《増加雇用者数見込み》

- ・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。
(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。
(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。
- ・また、特定業務施設における雇用増加者のうち、無期雇用かつフルタイムの一般被保険者の割合は、職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)により、46.2%と仮定。
- ・東京からの移転を伴う雇用増加者の割合は、移転型事業の場合、要件上、過半数が東京23区からの移転者であることから50%が対象と仮定。拡充型事業の場合は、東京に本社機能がある企業における移転の可能性を考慮し10%と仮定。
- ・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

雇用促進税制 減収見込額(1/2)

【移転型】

○大企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の 2第2項	件数 20件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 1.3億円程度
【現行制度】(特例2) 租税特別措置法第10条 の5第3項、42条の12第 3項及び第68条の15の 2第3項	件数 20件程度	×	人数 120人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 6.5億円程度
【要望①】	件数 20件程度	×	人数 9.2人程度 <small>(=20人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.3億円程度
【要望②】	件数 20件程度	×	人数 4.6人程度 <small>(=9.2人×50%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.2億円程度

○中小企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項	件数 180件程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 3.8億円程度
【現行制度】(特例2) 租税特別措置法第10条 の5第3項、42条の12第 3項及び第68条の15の 2第3項	件数 180件程度	×	人数 60人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 29.2億円程度
【要望①】	件数 180件程度	×	人数 2.3人程度 <small>(=5人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.7億円程度
【要望②】	件数 180件程度	×	人数 1.2人程度 <small>(=2.3人×50%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.4億円程度

※実際に税額控除できる割合

合計: 83.0億円

合計
平年度減収見込額
42.4億円程度

雇用促進税制 減収見込額(2/2)

【拡充型】

○大企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の 2第2項	件数 130件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 8.2億円程度
【要望①】	件数 130件程度	×	人数 9.2人程度 <small>(=20人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 2.2億円程度
【要望②】	件数 130件程度	×	人数 0.9人程度 <small>(=9.2人×10%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.2億円程度

○中小企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条 の5第2項、42条の12第 2項及び第68条の15の 2第2項	件数 1170件 程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 24.7億円程度
【要望①】	件数 1170件 程度	×	人数 2.3人程度 <small>(=5人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 4.8億円程度
【要望②】	件数 1170件 程度	×	人数 0.23人程度 <small>(=2.3人×10%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.5億円程度

※実際に税額控除できる割合

合計
平年度減収見込額
40.6億円程度

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	評価書に記載のとおり、企業の事業活動が軌道に乗るまでに一定期間要すること等を踏まえると、適用実績が僅少であるものの想定外に僅少ではないことは十分説明されているものと思量。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成27年度の法人税、法人住民税及び事業税）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び事業税）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘のとおり修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、平成27年度における雇用者数34人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成33年度における雇用者数の増加374人）に対する効果の寄与について、「立地促進の効果が高まり、特区内への企業進出を押し上げる効果があった」と説明されているが、平成26年度の適用数は0件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。 ② 平成27年度には2企業が税制を適用しており、34名の雇用を生んでいる。当該実績や今後の適用見込みの試算を踏まえると、本制度を通じて達成目標を達成することが見込まれる。
【点検結果】	① 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数は、本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「1企業当たり17人の雇用と仮定する」と説明されているが、実績（平成26年度における雇用者数0人）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 将来の効果について、平成31年度における雇用者数306人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ③ 達成目標（平成33年度における雇用者数の増加374人）に対する効果の寄与について、「本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながるこ
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ととなる」と説明されているが、特別償却及びエンジェル税制については今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 沖縄県の調査によると、平成 27 年度に 2 企業が本制度を活用し 34 名の雇用を生んでいる。当該実績を踏まえて、1 企業あたり平均して 17 名雇用すると仮定している。</p> <p>② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。</p> <p>③ 本制度では特別償却やエンジェル税制のほか、所得控除や投資税額控除等の特例措置を講じている。こうした特例措置の全体的な活用見込みを勘案すると、本制度を通じて達成目標が達成されることが考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は、本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出するとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税7) (法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税6) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 国税 (ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入 (法人設立後 10 年間) <p>イ 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・1,000 万円を超える建物等 8%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・法人税額の 20%が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制 (所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者 (=指定会社) へ投資を行った個人に対する租税特別措置 <p>(7) 指定会社へ投資した年 (a と b は選択制)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 「投資額-2,000 円」を総所得金額から控除 b 投資額を他の株式譲渡益から控除 <p>(4) 指定会社の株式を売却した年</p> <ul style="list-style-type: none"> 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 (繰越 3 年) <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する (自動連動)。 <p>(3) 上記の適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を 5 年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2 ・租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 19、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条

		<p>の43、第39条の56、第39条の90</p> <p>・租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成26年度</p> <p>・経済金融活性化特別地区(以下「経金特区」という。)を創設</p> <p>・金融特区を廃止</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定) 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定) 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向</p>

			<p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p>
			<p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連産業 金融業及び金融関連産業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。 このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安</p>

		<p>心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																						
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年度 進出後に税制を活用した企業数 22社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、金融業や製造業をはじめとする多様な産業において、企業進出を促進し、当該企業の事業規模拡大や雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、特区内で金融業や製造業、情報通信業等「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」の集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成を推進していく。</p>																																																						
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況(適用件数及び適用額) ○国税及び地方税の特例措置の適用状況 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度(見込)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税(法人税)について、平成26年度の適用実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書。平成27年度(見込)の適用実績は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※法人税減収額については平成27年度の税率を23.9%として算出。</p>	項目	H26年度		H27年度(見込)		件数	金額	件数	金額	所得控除(法人)	0	0	1	6	投資税額控除(法人)	0	0	1	69	特別償却(法人)	0	0	0	0	法人税減収額	0	0	0	70	特別償却(所得)	-	-	-	-	エンジェル税制(所得)	-	-	-	-	法人住民税	0	0	2	9	個人住民税	-	-	-	-	事業税	0	0	-	0.4
項目	H26年度			H27年度(見込)																																																				
	件数	金額	件数	金額																																																				
所得控除(法人)	0	0	1	6																																																				
投資税額控除(法人)	0	0	1	69																																																				
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																				
法人税減収額	0	0	0	70																																																				
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																				
エンジェル税制(所得)	-	-	-	-																																																				
法人住民税	0	0	2	9																																																				
個人住民税	-	-	-	-																																																				
事業税	0	0	-	0.4																																																				

		<p>※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書※平成27年度の法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※平成27年度の事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○ 今後の適用見込み 今後は、国税については、平年度で所得控除5千万円、投資税額控除7千万円の適用額を見込む(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td rowspan="3">所得控除(法人)</td> <td>件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>20</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>56</td> <td>70</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投資税額控除(法人)</td> <td>件数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>44</td> <td>54</td> <td>81</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>減収額</td> <td>49</td> <td>61</td> <td>91</td> <td>103</td> <td>106</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方税</td> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>件数</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p> <p>適用実績が僅少な理由 税制上の優遇措置をインセンティブに、特区内への企業の進出が進んできているが、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要するため、これまでは活用実績が少ない結果となっている。制度創設以降、新たに14社が進出し、そのうち5社(平成28年7月末現在)が所得控除に係る事業認定を受けており、今後、当該企業の事業活動が軌道に乗り黒字化していくことで活用が増えていくことが見込まれる。</p> <p>なお、これまではセミナーや広報を通じて、沖縄県内外の企業や業界団体等に広く制度内容の周知を行い一定の成果をあげてきたが、今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくことが重要。そのため、セミナーの開催や広報活動に加えて、税理士や個別企業訪問を積極的に実施していくことで、きめ細かい周知に努めていきたい。</p> <p><参考:事業認定の状況> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定法人数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>金融関連産業</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人)	件数	3	4	6	8	10	適用額	20	28	42	56	70	84	減収額	5	7	10	13	16	19	投資税額控除(法人)	件数	5	6	9	10	10	10	適用額	44	54	81	90	90	90	法人税計	減収額	49	61	91	103	106	109	地方税	法人住民税	件数	8	10	15	18	20	22	適用額	7	8	11	14	14	14	事業税	件数	3	4	6	8	10	12	適用額	1	2	3	4	5	6	項目	H26年度		H27年度		新規	累計	新規	累計	認定法人数	2	2	2	4	金融関連産業	1	1	1	2
項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																		
国税	所得控除(法人)	件数	3	4	6	8	10																																																																																																		
		適用額	20	28	42	56	70	84																																																																																																	
		減収額	5	7	10	13	16	19																																																																																																	
	投資税額控除(法人)	件数	5	6	9	10	10	10																																																																																																	
		適用額	44	54	81	90	90	90																																																																																																	
		法人税計	減収額	49	61	91	103	106	109																																																																																																
地方税	法人住民税	件数	8	10	15	18	20	22																																																																																																	
		適用額	7	8	11	14	14	14																																																																																																	
	事業税	件数	3	4	6	8	10	12																																																																																																	
		適用額	1	2	3	4	5	6																																																																																																	
	項目	H26年度		H27年度																																																																																																					
		新規	累計	新規	累計																																																																																																				
認定法人数	2	2	2	4																																																																																																					
金融関連産業	1	1	1	2																																																																																																					

		情報通信関連産業	1	1	0	1	
		観光関連産業	0	0	0	0	
		農業・水産養殖業	0	0	0	0	※平成28年度は1社(情報通信関連企業)の事業認定済み。
		製造業	0	0	1	1	

② 減収額

(平成26年度制度創設後の減収額実績)

税目ごとの減収額 (単位:百万円)

税目	平成26年度	平成27年度
所得控除	0	1
投資税額控除	0	69
特別償却(法人)	0	0
特別償却(所得)	-	-
エンジェル税制(所得)	-	-
法人住民税	0	9
個人住民税	-	-
事業税	0	0.4

※国税(法人税)について、平成26年度の適用実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書。平成27年度(見込)の適用実績は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。
 ※法人税減収額については平成27年度の税率を23.9%として算出。
 ※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
 ※平成27年度の法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。
 ※平成27年度の事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
 ※算定できないものについては「-」と記載。

(今後の減収見込み額)
 今後は、国税については、平年度87百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。

税目ごとの減収額見込み額の推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国 税	所得控除(法人税)	5	7	10	13	16	19
	投資税額控除(法人税)	44	54	81	90	90	90
	法人税計	49	61	91	103	106	109
地 方 税	法人住民税	7	8	11	14	14	14
	事業税	1	2	3	4	5	6

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。
 ※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況
 ※平成26年度税制改正要望では、所期の目標を設定していなかったが、平成27年度の数値は及び平成33年度までの見込値は以下の通りである。
 (単位:社、人)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	0	2	8	10	15	18	20	22
雇用者数	-	34	136	170	255	306	340	374

※平成27年度(見込)の活用企業数は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。
 ※平成27年度の実績を勘案し、1企業当たり17名の雇用と仮定する(34名/2社)。

2. 租税特別措置等による直接的な効果
 本税制は、企業が特区内に進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、名護市で税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち43%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。
 なお、平成26年度に制度を創設したことで立地促進の効果が高まり、特区内への企業進出を押し上げる効果があった。例えば、特区内の情報・金融関連企業は、平成20年度から平成25年度までは年平均約4.2社のペースで企業が進出していたが、平成26年度と平成27年度で新たに14社が進出し、本制度の対象地域が沖縄県名護市のみであることに鑑みると、十分な進出促進効果があったものと考えられる。

<参考> 沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果
 ・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合
 (単位:人、%)

項目	割合
① 沖縄振興税制	43%
② 行政の支援が充実	14%
①②を含め総合的に判断	14%
その他	29%

※回答者 14名

3. 制度が延長できない場合の影響
 本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。
 上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成26年度に制度を創設した結果、沖縄県内への企業進出数も増加傾向にあり、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。
 本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。

平成 28 年 8 月
内 閣 府

経済金融活性化特別地区における減収額・適用見込み(試算)

○経済金融活性化特別地区における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額 合計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 年度	4	1	6	1	1	69	0	0	0	70
合計		1	6	1	1	69	0	0	0	70
年平均		1	3	1	1	35	0	0	0	35
1 件あたりの 適用額		6			69		0			
28 年度 (見込み)	6	3	20	5	5	44	0	0	0	0
1 件あたりの 適用額		7			9		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度、平成 28 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 27 年度は 23.4%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	209	218	617
増加数	19	9	28
増加率	10.0%	4.3%	4.8%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①:試算に当たっては、平成 28 年度(見込み)の数値等を採用する。

※ 平成 26 年度創設であり、創設当初は制度が十分浸透していないことから、比較的制度が浸透している直近年度を試算に用いる。

仮定②:1 年度あたり、立地企業が 4.8%(過去 2 年間の増加率)増加する。

仮定③:事業認定については、平成 28 年度に 2 件、平成 29 年度に 2 件見込んでいることから、年 2 件のペースで増加する。

仮定④:認定企業については、認定の翌々年から所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 34 名の雇用が新たに生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を約 2 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 7 千万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>・税活用企業による雇用者数:34 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円 一県内総生産の押し上げ効果:約 2 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、上述のとおり、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄における経済金融の拠点形成の観点から減収は認にたる効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために集積を促進しようとする産業(金融業、情報通信産業、農業漁業、観光業、製造業等)を対象とするものであって、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

可能性が高いため。

仮定④:所得控除1件当たりの適用額は7百万円とする。

※ 所得控除額 20 百万円 ÷ 所得控除件数 3 件 = 7 百万円

仮定⑤:立地企業が投資税額控除を適用する割合は 2.2%とする。

※ 投資税額控除件数 5 件 ÷ 立地企業数 228 = 2.2%

仮定⑥:仮定⑤で算出した企業数は平成 29 年度以降、周知の効果によって増加(平成 29 年度 21.3%、平成 30 年度 42.6%、平成 30 年度以降 63.9%)する

※ 名護市におけるアンケート調査結果から、投資をした企業で本制度を知らなかったために適用できなかった企業が 39%であったため、十分な周知を行えば投資税額控除の適用数が増加すると思われる。39%に周知したとした場合の企業の増加率は 63.9%であるため、平成 29 年度から 3 年間かけて周知すると仮定している。

仮定⑦:投資税額控除1件当たりの適用額は 9 百万円とする。

※ 投資税額控除額 44 百万円 ÷ 投資税額控除件数 5 件 = 9 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計	事業認	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	企業数	定	③ 件数	④ 適用額 (③×7)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×2.2%× 増加率)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×9)	
	① 件数	② 件数						
平成 28	228	6	3	20	5	5	44	49
平成 29	239	8	4	28	7	6	54	61
平成 30	250	10	6	42	10	9	81	91
平成 31	262	12	8	56	13	10	90	103
平成 32	275	14	10	70	16	10	90	106
平成 33	288	16	12	84	19	10	90	109
合計			43	300	70	45	449	519
平年度			7	50	11	9	75	87

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
税 目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の目標（平成 28 年度における離島地域の宿泊施設数 1,044 軒及び収容人員数 37,847 人）から新たな達成目標（平成 33 年度における離島地域の宿泊施設数 1,671 軒及び収容人員数 41,325 人）へ変更する適切な理由が明らかになされていない。
【内閣府の補足説明】
2020 年の訪日外国人旅行者数の政府目標を従来の 2000 万人から 4000 万人に修正したこともあり、沖縄の離島についても当初の目標以上に設定する必要があると思慮。そのため、事前評価書の資料 1 のとおり、平成 20 年度から 25 年度の入域観光客数の平均増加率を基に、平成 26 年度から 33 年度の 7 年間の増加見込みを算出し、平成 33 年度の目標値を設定した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（所得税及び個人住民税）が把握されていない。
② 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の法人税）が把握されていない。
③ 過去の適用数及び適用額（法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかになされていない。
【内閣府の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書が所得税を公表していないため、また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書が個人住民税を公表していないため、把握できていない。
② 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書で平成 27 年度の法人税の適用数及び適用額を公表していないため、把握できていない。
③ 事前評価書に追記した。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0 件（平成 26 年度）は、前回（平成 23 年度）評価時の将来推計 10 件の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】
事前評価書に記載のとおり、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。実際に、沖縄県内の市町村が平成 26 年度に固定資産税を免除した 74 件のうち、約 7 割が特別償却のための要件である黒字化ができていない赤字法人であったためであり、想定外に僅少でないことは説明されていると思慮。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が予測されていない。
② 将来の適用額について、「7,632 千円」と説明されているが、当該金額は平成 24 年度の 1 件に対する適用額であり、将来の適用数 5 件の適用額が算定されていないため、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書が所得税を公表していないため、また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書が個人住民税を公表していないため、把握できていない。
② 評価書を修正した。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 事前評価書を修正した。
【点検結果】
① 評価書の修正によっても、過去の減収額（平成 25 年度から 27 年度までの所得税及び個人住民税並びに 27 年度の法人税、法人住民税及び事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（平成 28 年度）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 事前評価書を修正した。
② 平成 29 年度税制改正に対する事前評価であることから、平成 29 年度以降の減収額を予測している。
【点検結果】
① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税及び個人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果（平成 27 年度）が把握されていない。
② 過去の効果について、平成 26 年度における宿泊施設数 1,544 軒及び収容人員数 38,188 人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な

<p>効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（平成33年度における離島地域の宿泊施設数1,671軒及び収容人員数41,325人）に対する効果の寄与について、平成24年度から26年度までの適用数は2件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果（平成27年度）について、資料1「沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標（平成33年度見込み）」において、離島地域の入域観光客数の平均増加率1.13%を用いて宿泊施設数及び収容能力数の増加見込みが説明されているが、宿泊施設数及び収容能力数の平均増加率を用いていないため、算定に誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成27年度は把握できていない。</p> <p>② 事前評価書に記載のとおり、新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、把握できる中では直接的な効果と思慮。</p> <p>③ 平成33年度までに38件が適用可能であり、本措置によって目標が達成されることが明らかにされていると思慮。</p> <p>④ 入域観光客数の伸びに応じて宿泊施設数や収容能力数が増加していくものと思慮。そのため、入域観光客数の平均増加率を使用。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（平成33年度における離島地域の宿泊施設数1,671軒及び収容人員数41,325人）に対する効果の寄与について、「本制度が延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域の産業振興に大きな影響がある」と説明されているが、各年度の適用数は5件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、資料1「沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標（平成33年度見込み）」において、離島地域の入域観光客数の平均増加率1.13%を用いて宿泊施設数及び収容能力数の増加見込みが説明されているが、宿泊施設数及び収容能力数の平均増加率を用いていないため、算定に誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載のとおり、新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、把握できる中では直接的な効果と思慮。</p> <p>② 事前評価書に記載のとおり、特別償却は各年度5件の適用が見込まれることから、達成されることが明らかにされている。</p> <p>③ 入域観光客数の伸びに応じて宿泊施設数や収容能力数が増加していくものと思慮。そのため、入域観光客数の平均増加率を使用。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税8) (法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税7) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1)国税 ○特別償却(法人税、所得税) ・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備8/100) (2)地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 ・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 (3)上記の適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。 《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法第93条、94条 ・租税特別措置法第12条、第45条 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9
4	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長 平成24年度 適用期限5年延長
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~33年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。

		<p>《政策目的の根拠》 厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るため、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) ・(目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 ・(定義) 第3条 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。 ・(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。 ・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農工商連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月) 第3章基本施策 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 ア. 観光リゾート産業の振興 豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。 また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。 さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月) 第2章「基本施策」に係る取組 将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島 (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。</p> <p>○住みよく魅力ある島づくり計画 第3章 振興施策の展開 第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 1. 観光リゾート産業の振興 (3)観光客の受入体制の整備</p>												
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>												
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>127</td> <td>3,137</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	差 引	127	3,137
	宿泊施設数	収容人員数											
当初値(平成26年度)	1,544	38,188											
目標値(平成33年度)	1,671	41,325											
差 引	127	3,137											

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやすく通年での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。 そこで、下記の指標にて目標値を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等) ・離島地域の施設収容人員数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1 税制優遇措置の適用状況 (1)国税及び地方税の適用状況 ①法人税(特別償却制度) 平成24年度実績: 1件 7,632千円(減収額 1,946千円) 平成25年度実績: 1件 71,112千円(減収額 18,133千円) 平成26年度実績: 0件 0千円(減収額 0千円) ※適用額に法人税率(25.5%)を乗じて算出している。</p> <p>②地方税(自動連動) 平成24年度実績(減収額): 878千円(法人住民税 336千円、事業税 542千円) 平成25年度実績(減収額): 8,132千円(法人住民税 3,137千円、事業税 4,995千円) 平成26年度実績(減収額): 0千円(法人住民税0千円、事業税0千円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書に基づき記載している。 ※事業税には地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>適用実績が僅少な理由 各年度10件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。実際に、沖縄県が平成26年度に固定資産税を免除した法人に調査したところ、その約7割が、特別償却のための要件である黒字化ができていない赤字法人であることが分かった。 また、沖縄県では、平成28年1月に各離島市町村に対してアンケート調査を実施したところ、「地方税の課税免除の申請を行った事業者に対し、特別償却制度の周知や紹介を行っているか」との問いに対して、回答した14離島市町村のうち、事業者に制度の説明をしている市町村は3市町村のみであった。 宮古島市、竹富町など固定資産税の課税免除が多い市町村においても、周知を行っていなかったことから、活用されなかった理由の1つとして周知不足があったと考えている。</p> <p>(2)将来の予測 平成20年度～25年度の入域観光客数の平均増加率を基に、平成26年度</p>

	<p>～33年度の8年間の宿泊施設数の増加見込みを算出したところ、8年間で127件の宿泊施設が増加する。このうち、7割は赤字企業であったので、特別償却を活用する3割と仮定し、127件×3割＝38件が適用可能であると考えている。1年間に換算すると、特別償却は各年度5件の適用が見込まれる。</p>																																				
② 減収額	<p>(1)実績 上記9①のとおり</p> <p>(2)将来の予測 9①の仮定に基づいて次のとおり試算した。</p> <p style="text-align: right;">(件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額</td> <td>8,929</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> </tr> <tr> <td>法人住民税減収額</td> <td>1,152</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> </tr> <tr> <td>事業税減収額</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25年度の実績はスポット的な大型投資であり、将来予測のベースとするには馴染まないことから、平成24年度の実績7,632千円をベースとして試算。 ※ 法人税減収額は適用額に法人税率を乗じて算出した。 ※ 法人税率は平成29年度23.4%、平成30年度以降23.2%とした。 ※ 法人住民税減収額は法人税額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※ 事業税減収額は適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>		H29	H30	H31	H32	H33	件数	5	5	5	5	5	適用額	38,160	38,160	38,160	38,160	38,160	法人税減収額	8,929	8,853	8,853	8,853	8,853	法人住民税減収額	1,152	1,142	1,142	1,142	1,142	事業税減収額	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557
	H29	H30	H31	H32	H33																																
件数	5	5	5	5	5																																
適用額	38,160	38,160	38,160	38,160	38,160																																
法人税減収額	8,929	8,853	8,853	8,853	8,853																																
法人住民税減収額	1,152	1,142	1,142	1,142	1,142																																
事業税減収額	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557																																
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況 宿泊施設数 収容人員数</p> <table border="1"> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>127</td> <td>3,137</td> </tr> </table> <p>2. 所期の目標の実現状況 宿泊施設数(軒) 収容人員数(人)</p> <table border="1"> <tr> <td>当初値(平成24年度)</td> <td>1,388</td> <td>37,946</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成28年度)</td> <td>1,030</td> <td>37,143</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>514</td> <td>1,045</td> </tr> </table> <p>3. 租税特別措置等による直接的な効果 宿泊施設数及び収容人員数が直接的な効果である。</p> <p>4. 制度が延長できなかった場合の影響 延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域の産業振興に大きな影響があるものと考えられる。</p>	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	目標値との差	127	3,137	当初値(平成24年度)	1,388	37,946	実績値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成28年度)	1,030	37,143	目標値との差	514	1,045															
当初値(平成26年度)	1,544	38,188																																			
目標値(平成33年度)	1,671	41,325																																			
目標値との差	127	3,137																																			
当初値(平成24年度)	1,388	37,946																																			
実績値(平成26年度)	1,544	38,188																																			
目標値(平成28年度)	1,030	37,143																																			
目標値との差	514	1,045																																			

	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(1)これまでの効果 本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加している。なお、本制度により新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、圏域全体の効果を試算することとしたが、宮古圏域、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向にあるため、離島地域における産業振興に大きく寄与していると考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入込観光客数</th> <th>八重山圏域</th> <th>宮古圏域</th> <th>久米島</th> <th>(単位:人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>707,817</td> <td>404,144</td> <td>91,544</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,130,430</td> <td>430,550</td> <td>92,771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>422,613</td> <td>26,406</td> <td>1,227</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)将来の効果(平成29年度～33年度) 以下のとおり、平成29年度から33年度までの5年間にける経済に与える効果は、約20億円となり、約9百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>将来の観光収入見込額に基づく税収効果 ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成33年度</th> <th>(単位:万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島</td> <td>26</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域</td> <td>60</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域</td> <td>123</td> <td>155</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・久米島</td> <td>11</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220</td> <td>272</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 各主要離島の県外客消費単価(平成26年度)は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成26年度観光統計実態調査」) ・宮古圏域:83,030円 ・八重山圏域:85,515円 ・久米島:59,055円</p> <p>上記ア、イより、平成29年度から33年度までの観光収入の増収見込額は、約415億7千万円となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝</td> <td>3,543,300千円…(※)</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域:10万人×83,030円＝</td> <td>8,303,000千円</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域:32万人×85,515円＝</td> <td>27,364,800千円</td> </tr> <tr> <td>・久米島:4万人×59,055円＝</td> <td>2,362,200千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,573,300千円</td> </tr> </table> <p>(※):本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成22年度観光統計実態調査(観光消</p>	入込観光客数	八重山圏域	宮古圏域	久米島	(単位:人)	平成22年度	707,817	404,144	91,544		平成26年度	1,130,430	430,550	92,771		差引	422,613	26,406	1,227			平成28年度	平成33年度	(単位:万人)	・沖縄本島周辺離島	26	32		・宮古圏域	60	70		・八重山圏域	123	155		・久米島	11	15		合計	220	272		・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝	3,543,300千円…(※)	・宮古圏域:10万人×83,030円＝	8,303,000千円	・八重山圏域:32万人×85,515円＝	27,364,800千円	・久米島:4万人×59,055円＝	2,362,200千円	合計	41,573,300千円
入込観光客数	八重山圏域	宮古圏域	久米島	(単位:人)																																																			
平成22年度	707,817	404,144	91,544																																																				
平成26年度	1,130,430	430,550	92,771																																																				
差引	422,613	26,406	1,227																																																				
	平成28年度	平成33年度	(単位:万人)																																																				
・沖縄本島周辺離島	26	32																																																					
・宮古圏域	60	70																																																					
・八重山圏域	123	155																																																					
・久米島	11	15																																																					
合計	220	272																																																					
・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝	3,543,300千円…(※)																																																						
・宮古圏域:10万人×83,030円＝	8,303,000千円																																																						
・八重山圏域:32万人×85,515円＝	27,364,800千円																																																						
・久米島:4万人×59,055円＝	2,362,200千円																																																						
合計	41,573,300千円																																																						

			<p>費による経済波及効果の推計)報告書]) ・平成21年度の観光消費額441,789百万円の税收効果が21,287百万円であるので、平成29年度から33年度までの5年間における税收効果は、約20億円と試算される。</p> <p>(21,287百万/441,789百万)×41,573百万=2,003百万円</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄の離島における旅館業用建物等を新・増設した場合に投資を促進するものである。また、自ラリスクをとって投資を行う企業に限定している。</p> <p>また、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、加えて、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>なお、補助金では、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もあるが、本制度は自ラリスクをとって投資を行う企業に限定している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>	
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月(内閣3)	

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標 (平成33年度見込み)

資料1

○離島地域の入域観光客数増加見込み

単位(人)

	平成20年度 (A)	平成25年度 (B)	増加率(H20~H25) (C)=(B)/A	平均増加率 (D)	増加率見込み(H25~ 33) (E)	平成33年度見込み (F)=(B)×(E)	増加数見込み (G)=(F)-(B)
入域観光客数	2,932,783	3,102,933	5.8%	1.13%	9.4%	3,395,943	293,010

平成20年度~25年度増加率 5.8% ... 3,102,933/2,932,783≒1.058
 1年間の平均増加率 1.13% ... 1.058^(1/5)≒1.13
 平成25年度~33年度の増加率見込み 9.4% ... (1.0113)⁸≒1.094

○離島地域の宿泊施設数増加見込み

単位(軒)

	平成26年度 (A)	増加率見込み(H26~ 33) (B)	平成33年度見込み (C)=(A)×(B)	増加数見込み (D)=(C)-(A)
宿泊施設数	1,544	8.2%	1,671	127

平成26年度~33年度の増加率見込み 8.2% ... (1.0113)⁷≒1.082

○離島地域の収容能力数増加見込み

単位(人)

	平成26年度 (A)	増加率見込み(H26~ 33) (B)	平成33年度見込み (C)=(A)×(B)	増加数見込み (D)=(C)-(A)
収容能力数	38,188	8.2%	41,325	3,137

平成26年度~33年度の増加率見込み 8.2% ... (1.0113)⁷≒1.082

※離島地域の入域観光客数は市町村報告、宿泊施設数、収容能力数は保健医療部生活衛生課調べ。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
税目	法人税、所得税、登録免許税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（「2020年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」、「2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る」）に加えて、新たな達成目標（「都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を今後2年間で100事業とする」）を追加した適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること）に対する達成目標の寄与について、達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていないため、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から32年度までの建設投資累計額を8兆円から11兆円にする等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 成長戦略2016において示された新たな目標である「都市再生プロジェクトの事業数」が、本税制の従来の目標とより近い関係にあるため。評価書に記載した。</p> <p>② 御指摘を受け、達成目標を修正（世界銀行ビジネス環境ランキング、世界の都市総合力ランキングを削除）とともに、達成目標（都市再生プロジェクト）の達成によって政策目的が実現されることを明らかにした。 なお、《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》につき、より適切な表現に修正している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数0件（平成27年度）は、前回（平成27年度）評価時の将来推計各1件（法人税、所得税及び登録免許税）の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>・本税制の主な適用対象である大型プロジェクトは、関係権利者の調整などを含め、相当の事業実施期間を要するため、竣工日が年単位で変更されることも十分に想定される。ま</p>

<p>た、当該変更は関係権利者や事業者の事情により左右されるもので、国側に起因されるものではない。 よって、想定された1件の適用が別の年度にずれこむことが、想定外に僅少というわけではない。 以上内容を、評価書に記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額（平成29年度及び30年度の法人税及び登録免許税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①② 御指摘を受け、評価書に記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額が年度ごとに把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①② 御指摘を受け、記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、「1事業あたりの建築物等の平均取得価額57,965百万円、建物と設備の割合を65%：35%と仮定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 御指摘を受け、記載した。</p> <p>② 平均取得価額は、国土交通省が所有するデータに基づく。 建物と設備の割合については、同省が所有するデータに基づき、一般的な都市開発事業の場合、躯体：設備の割合が65:35程度という点に基づいている。その旨を評価書にも記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>

<p>② 過去の効果について、「特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業（95計画）における効果（試算）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果について、都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数において「事業数の目標は、本税制措置のみではなく、都市計画法の特例などの規制緩和による効果と併せて達成するものである」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の効果としては0件であるため、評価書を修正した。</p> <p>② 建設投資累計額については、内閣府地方創生推進事務局調べ、経済波及効果及び増収効果については国交省調べである。（詳細は非公開情報を含むため記載不可）御指摘を受け、評価書に出所を記載した。</p> <p>③ 上記のとおり、過去については効果なしのため、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度における世界銀行ビジネス環境ランキング、世界の都市総合ランキング及び「都市再生プロジェクト」の合計数）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果（平成28年度及び29年度）について、「平成28年度に39事業、平成29年度に38事業が追加されると想定」と説明されているが、実績（平成26年度に12事業、27年度に11事業追加）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数において「事業数の目標は、本税制措置のみではなく、都市計画法の特例などの規制緩和による効果と併せて達成するものである」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標の修正にあわせて、それぞれ租税特別措置単独の効果として、プロジェクトの推進という形で将来の効果の記載を修正した。</p> <p>② 上記のとおり、将来の効果の記載を修正しており、御指摘のあった文章については削除されている。</p> <p>③ 御指摘を踏まえ、租税特別措置による直接的な効果に記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「<備考>平成30年度にも税制適用見込み案件があるが、都市再生プロジェクトの合計数という目標（平成29年度まで）の実現には、現段階では資さない」との説明では、達成目標（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備し、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させる）に対する効果の寄与がなく、より適切な測定指標を用いて説明する必要があるため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>御指摘を踏まえ、過去は効果がなかったことを前提に記載を修正した。</p>

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>上記のとおり、点検項目⑥将来の減収額⑧将来の効果につき、評価書の修正及び補足説明を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(所得税、登録免許税:外)(国税10) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>国家戦略特区内の特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国土交通大臣による個別の民間都市再生事業計画の認定に代えて、国家戦略特別区域会議が作成した区域計画の内閣総理大臣認定があった場合についても、都市再生特別措置法に基づく国土交通大臣の認定した事業と同様の課税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>1. 割増償却(所得税、法人税) 【割増償却率】30%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】平成29年3月31日 【要件】・地上10階以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4%⇒0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】平成29年3月31日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、 1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《関係条項》 所得税:租税特別措置法第14条の2、令第7条の2、規則第6条の2 法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:租税特別措置法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42) 登録免許税:租税特別措置法第83条、令第43条の2、規則第31条の4</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設(適用期限:平成27年3月31日まで) 平成27年度 適用期限を2年間延長

7	適用又は延長期間	平成30年度末まで	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ● 国家戦略特別区域法第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>● 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】4 地方創生の推進 【施策】⑤ 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備し、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させる 《当該目標の測定指標》 ● 都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を平成29年度までに100事業とし、25兆円の経済波及効果を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生プロジェクトの目標事業数を達成し、国際都市機能の強化を実現することによって、主として東京圏において、金融分野の企業を中心に国内外の企業が集積することにより、産業の国際競争力を強化、国際的な経済活動の拠点を形成していく。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《適用数実績(H26.27)》 平成26年度 0件 適用額 0百万円 平成27年度 0件 適用額 0百万円</p> <p><適用数又は適用額が想定外に僅少でないことについて> 本税制の主な適用対象である大型プロジェクトは、関係権利者の調整などを含め、相当の事業実施期間を要するため、竣工日が年単位で変更されることも十分に想定される。また、当該変更は関係権利者や事業者の事情により左右されるもので、国側に起因されるものではない。 よって、想定された1件の適用が別の年度にずれこむことが、想定外に僅少というわけではない。</p>	

	<p>《適用見込み(H28～30)》 <平成28年度>0件 適用額 0百万円 <平成29年度>1件 適用額 41,053百万円 【法人税】1,053百万円 (算定根拠) 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額は57,965百万円である。(H28年6月末時点調査) また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、57,965百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価額は 建物取得価額:57,965×65% 37,677 百万円 設備取得価額:57,965×35% 20,288 百万円 となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画あたり割増される減価償却額を計算する。 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 $\{37,677 \times 1/50(50年定額) + 20,288 \times 1/15(15年定額)\} \times 50\%(割増率)$ $= 1,053 \text{ 百万円}$</p> <p>【所得税】なし (本適用見込案件の事業主体が法人であるため) 【登録免許税】40,000百万円(不動産の価額) (不動産の価額は適用見込案件の事業者へのヒアリングによる)</p> <p><平成30年度> 平成30年度 1件 適用額 1,353百万円 【法人税】1,053百万円(計算方法は平成29年度と同様) 【所得税】なし (本適用見込案件の事業主体が法人であるため) 【登録免許税】300百万円(適用見込案件の事業者へのヒアリングによる)</p>
② 減収額	<p>《減収額実績(H26,27)》 平成26年度 全ての税目で0件 適用額 0百万円 平成27年度 全ての税目で0件 適用額 0百万円 ※全ての税目＝法人税、所得税、登録免許税</p> <p>《減収額見込み(H28,～30)》 <平成28年度> 全ての税目で0件 適用額 0百万円 <平成29年度>326百万 【法人税】246百万円 適用額 1,053百万円 × 23.4%(税率)=246百万円 【所得税】なし 【登録免許税】 適用額 40,000百万 × (4/1000(正規の税率) - 2/1000(軽減税率)) = 80百万</p> <p><平成30年度>246.6百万 【法人税】246百万円(計算方法は平成29年度と同様) 【所得税】なし 【登録免許税】適用額 300百万 × (4/1000 - 2/1000) = 0.6百万</p>

③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 <過去、政策目的がどのように達成されたか> ・H26⇒適用が0件のため効果なし ・H27⇒適用が0件のため効果なし</p> <p><将来、政策目的がどのように達成されるか> ・H28⇒適用が0件の見込のため効果なしの見込 ・H29⇒「都市再生プロジェクト」1件(H26に認定済み)を、更に進展させ、国際都市機能の強化に資することにより、産業国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進する見込み。 ・H30⇒同様に、H28に認定予定のプロジェクトを進展させ、政策目標の達成につながる見込み。</p> <p>(達成目標の実現状況) ●都市再生プロジェクトの合計数 ・H26 ⇒ 12件 ・H27 ⇒ 23件</p> <p>(租税特別措置による直接的な効果) ●都市再生プロジェクトの増加に寄与した数(本税制の適用案件数) ①過去の実績 H26、27 ⇒ 寄与なし(適用実績なし) ②将来の推計 H28 ⇒ 寄与する見込みなし(適用見込案件なし) H29 ⇒ 寄与する見込みなし(※)</p> <p>(※)適用見込案件(1件)が、平成26年度において規制の特例措置を活用した都市再生プロジェクトの事業としてカウント済みのため。</p> <p><備考> 平成30年度にも税制適用見込案件があるが、都市再生プロジェクトの合計数という目標(平成29年度まで)の実現には、現段階では資さない。</p> <p>(租税特別措置等が延長されない場合に予想される状況) 事業そのものが行われず、又は縮小される(本税制を再投資して設置される予定だったものなどが設置されなくなる。)といった事態が生じうる。</p> <p>(所期の目標の達成状況) ・所期の目標1 2020年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。 ⇒未達成(2016年 24位)</p> <p>・所期の目標2 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			⇒未達成(2015年4位)										
			(所期の目標から新たな達成目標へ変更する理由) 成長戦略2016において示された新たな目標である「都市再生プロジェクトの事業数」が、本税制の従来の目標とより近い関係にあるため。										
			《税収減を是認するような効果の有無》 本税制の効果について事業者へヒアリングしたところ、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、本税制が措置されなければ、民間都市再開発事業に支障をきたすため、本税制の効果として下記効果が見込まれる。 これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(95計画)における効果(試算)。 ○建設投資累計額:44,518億円-① ※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく ○経済波及効果:111,993億円-②(国土交通省調べ) ○税収増効果:11,788億円-③(国土交通省調べ) 本税制による1件あたり減収額と認定事業1計画あたりの効果(試算)を比較すると、下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>減収額(H29～H30)</th> <th>1計画あたりの効果(試算)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2.85億円/件 (5.7億円÷2件)</td> <td>建設投資累計額:469億円</td> <td>①÷95</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果:1,179億円</td> <td>②÷95</td> </tr> <tr> <td>税収増効果:124億円</td> <td>③÷95</td> </tr> </tbody> </table>	減収額(H29～H30)	1計画あたりの効果(試算)	備考	2.85億円/件 (5.7億円÷2件)	建設投資累計額:469億円	①÷95	経済波及効果:1,179億円	②÷95	税収増効果:124億円	③÷95
減収額(H29～H30)	1計画あたりの効果(試算)	備考											
2.85億円/件 (5.7億円÷2件)	建設投資累計額:469億円	①÷95											
	経済波及効果:1,179億円	②÷95											
	税収増効果:124億円	③÷95											
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから補助金に比べて幅広い法人に対してインセンティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。</p>										
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与</p>										

			<p>することで民間投資を喚起し、事業実施を促すものであり、明確に役割分担がなされている。</p>
		③:地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26内閣08)

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数及び適用額（平成27年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	平成27年度の適用数及び適用額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」が公表されていないため、把握できていない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、前回（平成25年度）評価時の将来推計3件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	適用実績が将来推計3件の5割以下になってしまったのは、沖縄県での優位性がない施設や、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であった施設など計11施設が使われていなかったためである。 ※評価書に理由を追記
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数及び適用額（平成28年度）が予測されていない。 ③ 将来の適用数について、「宿泊施設数は新聞報道に基づき試算」と説明されているが、整備予定の宿泊施設全てが本特例措置の適用を受けるとしているため、過大に算定されている。
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【内閣府の補足説明】	① 減収額と連動するものであるから減収額として評価書に記載した。 ② 平成29年度税制改正に対する事前評価書であることから、平成29年度以降の減収額を予測している。 ③ 本措置は4年間繰延べが措置されていることから、5年以内には全て黒字化すると考えているため、過大ではない。
【点検結果】	① 事業所税の将来の適用数及び適用額が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成27年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	平成27年度の減収額は公表されていないため、把握できていない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成28年度）が予測されていない。 ③ 将来の減収額について、「固定資産税の免除実績をベースに試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② 平成29年度税制改正に対する事前評価書であることから、平成29年度以降の減収額を予測している。 ③ 事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、事業所税の将来の減収額が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成29年度から33年度までの雇用者数393人）に対する効果の寄与について、平成24年度から26年度までの適用数は0件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。 ③ 過去の効果について、平成27年度における雇用者数10人等と説明されているが、平成24年度から26年度までの本特例措置の適用数は0件であり、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】	8③の※に記載したとおり、地方交付税による減収補てんを活用した施設の雇用者数で把

<p>握しているため、平成 27 年度における雇用者数は 10 人である。なお、減収補てんを活用した施設が 4 年以内に黒字化すれば、投資税額控除も適用が見込まれるところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成 31 年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、平成 29 年度から 33 年度までの雇用者数 393 人と説明されているが、実績（平成 24 年度から 27 年度までの雇用者数 29 人）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（平成 29 年度から 33 年度までの雇用者数 393 人）に対する効果の寄与について、「本制度が延長できない場合、観光産業において自らリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている」と説明されているが、各年度の適用数は平均 5 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①について、平成 31 年度には計 17 件の宿泊施設が適用され、宿泊施設以外の施設が年 1 件の見込みであることから計 3 件の適用が見込まれ、それぞれの 1 施設当たり平均雇用者数（17 人、7.25 人）をかけた和である $17 \times 17 + 3 \times 7.25 = 310$ 人の雇用創出効果が見込まれる。</p> <p>②について、評価書 8③の「※新規雇用者数の算出方法」に記載。数値の根拠については別添資料に掲載。</p> <p>③・④について、26 件の適用が見込まれることにより、1 施設あたり 17 人（宿泊施設）ないし 7.25 人の雇用が見込まれることから、達成目標が達成されるといえる。（評価書 9③『租税特別措置等による直接的な効果』に記載。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額</p>

<p>及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税15) (法人住民税:義、事業所税:外)(地方税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 現行</p> <p>(対象地域) 沖縄全体が対象</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。 <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 <p>2. 拡充要望</p> <p>(1) 国税</p> <p>○対象施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の観光政策上、集積の必要性が低い3施設(スケート場、スキー場、ボーリング場)及び投資回収の面から民間による整備が見込まれない8施設(体育館、釣り場、遊覧船発着場、遊漁船等利用施設、野球場、陸上競技場、蹴球場、図書館)を対象施設から除外。 ・宿泊施設の追加

		<p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第42条の9、第68条の13 ・租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 ・租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 ・地方税第23条第1項第3号、第292条第1項第3号
4	担当部局	内閣府(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

		<p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促され、地域の雇用が確保されることが見込まれる。このことは結果として、国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興が図られることに繋がるので、沖縄の自立型経済の発展に寄与するものと考えている。そのため、観光地形成促進地域における本特例を活用して設備投資を行った施設数及び設備投資に伴う新規雇用者数とする。</p> <p>平成33年度(平成29年度以降累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用して設備投資を行った施設数26社 ・本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数393人 <p>※地方交付税による減収補てん(事業税、不動産取得税、固定資産税)の活用を含む。</p> <p>※新規雇用者数の算出方法</p> <p>宿泊施設数についてはH29～H33の見込み (施設整備予定数)×(1施設当たり平均従業員数) 21(施設)×17(人)=357(人)</p> <p>その他の施設については、H24～27の実績をもとに推計 (年間1件×5箇年の施設整備見込み)×(平均従業員数)</p>

		<p>5(施設)×7.25(人)=36.25(人) 以上より、新規雇用者数は357+36=393(人)※端数切捨て</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 設備投資が行われ、魅力ある観光関連施設が増加し、新たな雇用が創出されることにより、入域観光客数の増加等を通じた観光産業の一層の振興に繋がる。 また、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、大型 MICE 施設の整備の相乗効果により国際コンベンション都市の形成に寄与する。 以上のことから、沖縄の自立型経済の発展に寄与する。</p>																																		
9	有効性等 ① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※H27 年度は集計中。 ※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>沖縄県においては、平成 24 年 4 月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。 しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者にも税制上の優遇措置が適用されやすいものになるよう平成 26 年 4 月から要件を緩和したところ。その結果、平成 27 年度以降、那覇市近郊では、税制の適用が見込まれている。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由 沖縄県での優位性がないスケート場、スキー場、ボーリング場は、観光政策上集積の必要性が低い施設である他、体育館、野球場、陸上競技場等 8 施設は、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であり、市町村による沖縄振興一括交付金(以下「一括交付金」という。)を活用して施設の整備を進めていたからである。 そのため、それらの施設を税制優遇が適用になる対象施設から除外することとした。 加えて、沖縄県全域における多様な人材交流、集客の拡大に繋げるためにも、対象施設に新たに宿泊施設を追加することとした。 さらに、当該制度の周知を図るため、平成 24 年度から観光関連事業者を対象に説明会を開催したことに加え、平成 27 年度は東京ビッグサイトで開催されたレジャー&サービス産業展 2015 でのブース出展によるプロモーション、雑誌</p>	項目	H24 年度		H25 年度		H26 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	法人住民税	0	0	0	0	0	0	事業所税	0	0	0	0	0	0
項目	H24 年度			H25 年度		H26 年度																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																														
投資税額控除	0	0	0	0	0	0																														
法人住民税	0	0	0	0	0	0																														
事業所税	0	0	0	0	0	0																														

		<p>「月刊レジャー産業」への掲載を行った。また、民間企業、銀行、沖縄振興開発金融公庫等への個別訪問や、沖縄県税理士会との連携により、本制度を PR しているものの、依然として認知度は低いことが課題であり、わかりやすい制度見直しとあわせて、県内外の企業に対する周知方法についても検討している。</p> <p>2. 適用数の将来予測 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他観光施設</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 宿泊施設数は新聞報道に基づき試算(別紙参照) ※ その他の観光施設については、年 1 件適用があるものとして試算(別紙参照)</p>		H29	H30	H31	H32	H33	宿泊施設	10	3	4	3	1	その他観光施設	1	1	1	1	1	計	11	4	5	4	2																				
	H29	H30	H31	H32	H33																																									
宿泊施設	10	3	4	3	1																																									
その他観光施設	1	1	1	1	1																																									
計	11	4	5	4	2																																									
	② 減収額	<p>(件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1 件当たり投資額</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> </tr> <tr> <td>1 件当たり適用額 (投資額×8%)</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)</td> <td>172,524</td> <td>62,736</td> <td>78,420</td> <td>62,736</td> <td>31,368</td> </tr> <tr> <td>法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)</td> <td>22,256</td> <td>8,093</td> <td>10,116</td> <td>8,093</td> <td>4,046</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本措置は税額控除であるため事業税には影響しない。 ※ 1 件当たりの投資額は下表の平成 27 年度の当地域における固定資産税の免除実績における取得価格の平均値を採用している。</p> <p>(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>展示施設</th> <th>温泉保養施設</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価格</td> <td>146,786</td> <td>245,310</td> <td>196,048</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	適用数	11	4	5	4	2	1 件当たり投資額	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048	1 件当たり適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684	法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368	法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)	22,256	8,093	10,116	8,093	4,046	施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均	取得価格	146,786	245,310	196,048
	H29	H30	H31	H32	H33																																									
適用数	11	4	5	4	2																																									
1 件当たり投資額	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048																																									
1 件当たり適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684																																									
法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368																																									
法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)	22,256	8,093	10,116	8,093	4,046																																									
施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均																																											
取得価格	146,786	245,310	196,048																																											

③	効果・税収減是認効果	《効果》																					
		○達成目標の実現状況																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	H28	施設数	1	2	1	3	—	雇用者数	10	1	8	10	—			
			H24	H25	H26	H27	H28																
		施設数	1	2	1	3	—																
		雇用者数	10	1	8	10	—																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>393</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	累計	施設数	—	—	—	—	—	26	雇用者数	—	—	—	—	—	393
			H29	H30	H31	H32	H33	累計															
		施設数	—	—	—	—	—	26															
		雇用者数	—	—	—	—	—	393															
※累計は平成29年度以降																							
○所期の目標の達成状況																							
・入域観光客数:583.5万人(H24年) → 800万人(H28)705.8万人(H26年実績)																							
・観光収入:3905.5億円(H24年) → 7,500億円(H28年)5,169.3億円(H26年実績)																							
・観光客一人当たり滞在日数:3.75日(H24年) → 4.73日(H28年)3.84日(H26年実績)																							
・観光客一人当たり県内消費額:66,924円(H24年) → 93,750円(H28年)73,238円(H26年実績)																							
<p>所期の目標の達成に向け順調に進んでいる。なお、前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。</p>																							
○租税特別措置等による直接的な効果																							
<p>施設数の増加及び施設雇用者の増加が期待できる。</p> <p>上記8③のとおり、施設数の増加は雇用者の増加に寄与しており(宿泊施設:1施設あたり17人、その他の施設:1施設あたり7.25人)、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促されることによって、地域の雇用が確保されることが見込まれる。</p> <p>本制度が延長できない場合、観光産業において自ラリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている。</p> <p>また、新たに宿泊施設を対象に追加することにより、沖縄県全域における集客の拡大と繋がるものと考えている。</p>																							
《税収減を是認するような効果の有無》																							
<p>観光関連施設の投資が促進され、魅力あるレクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出(H29～33年:393人)といった経済効果や、MICEや富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって総生産を約24</p>																							

			<p>億円押し上げる効果が生じたものと試算され、本制度による4億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <p>・税制活用企業による雇用者数 393人</p> <p>・沖縄県の労働生産性:6,057,565円</p> <p>→県内総生産の押し上げ効果:約24億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自ラリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>体育館、野球場、陸上競技場等8施設は投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備しているものもあるため、対象から除外することにより役割分担を行うこととしたところ。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(内閣23)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長に関する達成目標の設定根拠

1. 宿泊施設整備予定数及び従業員新規雇用見込み

宿泊施設整備計画	29	30	31	32	未定	施設計	1施設あたり 平均従業員数	雇用見込み
施設数計	10	3	4	3	1	21	17	357
那覇市	4					4	25	100
恩納村		1				1	75	75
石垣市	1					1	16	16
糸満市				1		1	38	38
北谷町	1	1	1	1		4	21	84
南城市	1					1	4	4
読谷町	2		1			3	12	36
読谷村	1					1	37	37
名護市		1	1			2	38	78
今帰仁村				1		1	3	3
本部町					1	1	14	14
金武町					1	1	13	13

平均従業員数は県平均

※ 宿泊施設整備計画は新聞報道に基づき算出

※ 1施設あたり平均従業員数は経済センサス(H26)をベースに推計(沖縄県内の「旅館、ホテル」の事業所数が953事業、総従業員数が16,302人であることから試算)

2. 観光地形成促進地域制度(税制)を活用して行った施設整備に伴う新規雇用者数

税制活用実績	H24	H25	H26	H27	計
施設A	2	0	0	0	2
施設B	8	1	8	0	17
施設C	-	-	-	10	10
計	10	1	8	10	29

※過去4年で3件の整備と29人の雇用

⇒今後、宿泊施設以外の施設については年間1件の整備と7.25人の雇用が見込まれる。

※県による企業にアラインに基づく実績値

達成目標の設定においては、

宿泊施設…

H29～H33の期間で、21施設の整備と、357人の雇用増加が見込まれる

その他の施設…

H24～27の実績をもとに推計し、年間1件を5箇年の施設の増加と、7.25×5施設で36.25人の雇用増加が見込まれる

以上を合算し、**26施設の整備と393人の雇用(端数切捨て)**を達成目標として設定

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数及び適用額（所得税）が把握されていない。 ② 過去の適用額（平成 27 年度の投資税額控除）について、「357 百万円」と説明されているが、「産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み（試算）」では「405 百万円」と説明されていることから、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】	① 租税特別措置透明化法の対象外であることから、所得税は把握できていない。 ② 「産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み（試算）」が誤りであるため修正する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額（法人税）合計の割合 95.9%（平成 25 年度の投資税額控除）及び 89.3%（平成 26 年度の投資税額控除）は、8 割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。 ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）4 件（平成 26 年度の特別償却）は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	① 本制度は沖縄県に立地する製造業等に限定して措置されているものであり、全国が対象の制度と比して、自ずと対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであり、ご指摘の想定外に特定の者に偏っていることには当たらない。 ② ①のとおり本制度の対象となる地域・企業等は限られており、当該制度趣旨を踏まえると想定外に僅少ではないものと思量。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数及び適用額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成 27 年度）について、「沖縄県庁実施の企業アンケート結果における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② 事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、過去の減収額（所得税及び個人住民税並びに平成 27 年度の法人住民税、事業税及び事業所税）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、「特別償却を活用した設備投資額については、償却額から試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 達成目標に対する効果の寄与について、税を活用した企業数及び設備投資額が達成目標に設定されているが、適用数を増やすことは政策目的に係る達成手段であることから、産業高度化・事業革新促進地域において設備投資を行った企業の雇用者数の増加等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。 ③ 達成目標に対する効果の寄与について、平成 24 年度から 27 年度までの事業所税の適用数は 0 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 償却額に償却率を割り戻して算出している。事前評価書を修正する。</p> <p>② 産業高度化・事業革新促進地域は産業高度化・事業革新を行う企業を集積し、沖縄の製造業等の振興を目的としているものであり、雇用者の増加を目的としているものではないことから、税制を活用した企業が行った設備投資の額が適切な測定指標と思量。</p> <p>③ 事業所税は適用の前提となる課税対象が那覇市の床面積 1,000 ㎡超の事業所であり、企業の状況によっては適用の可能性があることから、個別の措置のみによってその効果を図れない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する効果の寄与について、税を活用した企業数及び設備投資額が達成目標に設定されているが、適用数を増やすことは政策目的に係る達成手段であることから、産業高度化・事業革新促進地域において設備投資を行った企業の雇用者数の増加等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p> <p>② 達成目標に対する効果の寄与について、「本特例措置が拡充・延長されない場合は、沖縄県の製造業やサポーター産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞することにつながる」と説明されているが、事業所税について、今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにはされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ⑦-②のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>② ⑦-③のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税16) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税13) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 1. 現行制度 (ア) 国税((1)または(2)のいずれかを選択) (1)投資税額控除(法人税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 (2)特別償却(法人税、所得税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税額)から償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 イ. 地方税 (1)個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 (2)事業所税(那覇市のみ) 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間

		計算。 2. 拡充要望 ・投資税額控除及び特別償却に係る建物及びその附属設備の同時取得要件の撤廃。 3. 延長要望 適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61 地方税法 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成14年度 産業高度化地域 創設 ・平成19年度 産業高度化地域 延長 ・平成24年度 産業高度化地域 廃止 産業高度化・事業革新促進地域 創設 対象地域が13市町村から全市町村に拡大 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) ・平成26年度 機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~平成33年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的發展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能力が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)</p> <p>第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域</p> <p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4) 産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。</p> <p>沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成33年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税を活用した企業数 92社 ・税を活用した設備投資額 360億円 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように、製造業やサポーティング産業の設備投資を通じて、イノベーションを活性化していくことで、県内のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図っていく。</p>
9	<p>有効性等</p> <p>① 適用数等</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p>国税及び地方税の特例措置の適用状況</p>

		(単位:件、百万円)			
		H24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H27 年度
投資税額控除(法人税)	適用件数	6	25	31	18
	適用額	201	561	354	357
特別償却(法人税)	適用件数	2	5	4	7
	適用額	29	146	86	106
法人住民税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	40	103	65	—
個人住民税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	—	—	—	—
事業税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	4	12	8	—
事業所税	適用件数	0	0	0	—
	適用額	0	0	0	—

※国税については、平成24年度から平成26年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。
 ※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
 ※事業所税については那覇市のみ措置。
 ※算定できないものについては、「—」と記載。

○今後の適用見込み
 今後は、国税については平年度は投資税額控除 約7.6億円、特別償却 約2.1億円の適用額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

税目ごとの適用見込みの推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
国税	投資税額控除(法人税)	件数	34	40	47	55	64	75
		適用額	495	581	681	796	926	1,086
	特別償却(法人税)	件数	8	9	10	12	14	17
		適用額	144	161	178	212	246	306
		減収額	34	38	41	49	57	71
	法人税計	減収額	529	619	722	845	983	1,157
地方税	法人住民税	件数	42	49	57	67	78	92
		適用額	68	80	93	109	126	149
	事業税	件数	8	9	10	12	14	17
		適用額	10	11	12	14	16	21

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。
 ※ 事業税については、特別償却の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

② 減収額

○平成24年度以降の減収額の実績 (百万円)

	H24	H25	H26	H27
投資税額控除(法人税)	201	561	354	357
特別償却(法人税)	7	37	22	25

	40	103	65	
法人住民税				
個人住民税	—	—	—	
事業税	4	12	8	
事業所税	0	0	0	

※国税については、平成24年度から平成26年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成27年度は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。(特別償却については法人税率(H24~26は25.5%、H27は23.9%)を乗じて算出。)

※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「—」と記載。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
 ※事業所税については那覇市のみ措置。
 ※地方税(個人住民税)については、適用状況が公表されておらず算定できないため「—」で記載。
 ※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。

○今後の減収見込み額
 今後は、国税については平年度で約8億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国税	投資税額控除(法人税)	495	581	681	796	926	1,086
	特別償却(法人税)	34	38	41	49	57	71
	法人税計	529	619	722	845	983	1,157
地方税	法人住民税	68	80	93	109	126	149
	事業税	10	11	12	15	16	21

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。
 ※ 事業税については、特別償却の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③	効果・税 取減是 認効果	《効果》																				
		1. 達成目標の実現状況																				
		税の活用企業数(実績) (単位:件)																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>6</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	投資税額控除	6	25	31	18	特別償却	2	5	4	7	合計	8	30	35	25
			H24	H25	H26	H27																
		投資税額控除	6	25	31	18																
		特別償却	2	5	4	7																
		合計	8	30	35	25																
		※ 税制上の優遇措置を活用した企業の実績。																				
		※ 平成24年度から平成26年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から引用。平成27年度については、沖縄県による認定企業へのアンケート調査結果から引用。																				
税を活用した設備投資額 (単位:百万円)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置等</td> <td>4,625</td> <td>9,617</td> <td>12,974</td> <td>7,118</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>521</td> <td>1,511</td> <td>1,599</td> <td>2,375</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,146</td> <td>11,128</td> <td>14,573</td> <td>9,493</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	機械装置等	4,625	9,617	12,974	7,118	建物等	521	1,511	1,599	2,375	合計	5,146	11,128	14,573	9,493		
	H24	H25	H26	H27																		
機械装置等	4,625	9,617	12,974	7,118																		
建物等	521	1,511	1,599	2,375																		
合計	5,146	11,128	14,573	9,493																		
※ 税制上の優遇措置を活用した設備投資額の実績。特別償却を活用した設備投資については、沖縄県の認定企業へのアンケート調査結果から把握した特別償却額に特別償却率(機械装置等34%、建物等20%)を割り戻して算出。																						
平成24年度に産業高度化・事業革新促進制度を創設し、当該年度は税制の活用状況が8社、設備投資約50億円にとどまったが、制度の実施体制の整備や周知効果等もあって平成25年度以降は順調に活用されている。具体的には、本特例措置を活用して、平成25年から平成27年まで、年平均約117億円の産業高度化・事業創出に向けた設備投資が行われた。																						

同時取得要件を撤廃した場合の効果：
製造業等において、クリーンルームをはじめとする精緻に環境管理ができる設備など、高度な建物附属設備を整備することが、企業が高付加価値な製品やサービスの創出するために重要となってきた。
沖縄県においても、ものづくり産業の高付加価値化を促進するためには、製造業やバイオ関連企業等においてクリーンルームを新たに導入する場合等、既存の施設を高度化してイノベーションの促進を図る企業を後押ししていくことが肝要。
そのため、現行の対象設備に加えて、建物附属設備を建物とは別に取得する場合についても、税制措置を通じて支援することで、企業の設備投資を活性化し、産業の高度化や事業創出に寄与する。

(平成28年度以降の見込み)

活用企業数及び設備投資額の見込み (単位:社数、百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	42	49	57	67	78	92
設備投資額	16,424	19,161	22,290	26,200	30,501	35,976

※ 企業数については、本制度を活用して設備投資を実施する推定企業数。
※ 設備投資額については、当該活用企業における想定設備投資額。平成25年度から平成27年度までの1活用企業あたりの平均設備投資額をもとに、1企業あたり3.9億円設備投資を実施すると仮定。

		2. 所期の目標の実現状況
		沖縄21世紀ビジョン実施計画では、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を、目標年度である平成33年度に5,600億円とすることを掲げており、前回の要望時には当該金額を目標として設定していた。
		平成26年度の工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,147億円であり、H24年3,707億円、H25年3,972億円と増加しており、微増ながら順調に推移している。
		3. 所期の目標の変更について
		前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。
		4. 租税特別措置等による波及効果
		本制度の活用を通じて、上述のとおり平成25年から平成27年までに年平均約117億円の設備投資が新たに実施され、当該設備投資によって、企業の開発力・生産技術の向上や新事業開発に寄与し、沖縄県内のものでづくり産業の高度化・高付加価値化に貢献した。
		具体的には、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造業出荷額は平成24年15.8百万円から平成26年には17.2百万円に増加し、県内のものでづくり産業の生産性が向上したことが確認できる。
		しかしながら、一人当たりの製造業出荷額は、全国平均の約4割にとどまっており、今後とも税制を通じて、企業のイノベーションに資する設備投資を促進し、生産性を更に向上していくことが求められる。

<参考:生産性の推移>
従業員一人当たりの製造業出荷額(石油石炭製造業を除く) (百万円)

	平成24年	平成25年	平成26年
沖縄	15.8	16.8	17.2
全国	36.7	37.2	38.8

(平成26年)全国の生産性に対する沖縄の生産性割合: 44.3%
※従業員4人以上の事業所における統計。
※「工業統計調査」(経済産業省)のデータに基づいて内閣府で計算。

5. 制度が延長できない場合の影響
沖縄県の製造業は、本土経済圏から遠隔地に位置し、島嶼経済特有の輸送コストの高さや市場規模の狭さ等の不利性により、全国と比較して振興が立ち遅れている。具体的には、沖縄県の製造業出荷額は順調に伸びているものの、平成25年の実質県内総生産に製造業の占める割合は5.2%で、全国平均の20.9%と比べると大きくかい離がみられる。また、上述のとおり沖縄県内の製造業の生産性は全国の4割程度にとどまっており、ものづくり産業の育成・振興のためには、生産性の向上が急務であると考えられる。
そのため、今後、沖縄の製造業が脆弱な産業構造を是正し、自立型経済の構

		<p>策に向けた競争力のあるものづくり産業を振興するためには、製造業とそのサポート産業において、製品開発力や事業創出等に資する設備投資をより一層活性化するとともに、当該設備投資を通じて生産性を向上していくことが肝要。</p> <p>本特例措置が拡充・延長なされない場合は、沖縄県の製造業やサポート産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞することにつながる。こうした設備投資の停滞は、生産性の減少やイノベーションの後退につながり、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興が阻害されることとなる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の設立や高度な機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に、税を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。</p> <p>企業が税をインセンティブに設備投資を実施し、またその減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用することで、イノベーションの促進や新たな事業創出につながり、ひいては、県内のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興に寄与している。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るために、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象としており、投資を促進するものである。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、税の活用之际には、設備投資内容が開発力・技術力の向上に資するのかが設備投資内容や規模について事前に県の認定を受ける必要があるため、無差別に特例が適用されることがなく、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うような企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、産学連携の共同研究、人材育成や開発支援事業等を行い、沖縄のものづくり産業の高度化を支援している。</p> <p>そのため、本制度を通じて、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うことを後押しするとともに、県の研究開発や人材育成事業等を通じて、沖縄県の高度なものづくり産業の土台となる「知」の向上を図り、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を支援している。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(内閣 22)

平成 28 年 8 月
内 閣 府

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	18	357	7	106	25	382
合計	49	711	11	192	47	758
年平均	25	355	6	96	24	379
1 件あたりの 適用額	15		17			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 計画認定企業数

(単位:件、%)

項 目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
				3 年	直近 2 年
企業数	36	42	49	127	91
増加数	13	6	7	26	13
増加率	56.5%	16.7%	16.7%	25.7%	16.7%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①:1 年度あたり、計画認定企業が 16.7%(過去 2 年間の増加率)増加する。

※ 平成 24 年度については、計画認定制度の初年度であり、計画認定企業数が少なく、平成 25 年度の増加率が高いことから平成 26 年度以降の 2 年間の増加率を採用する。

仮定②:適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 53.8%とする。

※ 投資税額控除件数 49 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 53.8%

仮定③:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 15 百万円とする。

※ 投資税額控除額 759 百万円 ÷ 投資税額控除件数 49 件 = 15 百万円

仮定④:適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 12.1%とする。

※ 特別償却件数 11 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 12.1%

仮定⑤:適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 17 百万円とする。

※ 特別償却額 192 百万円 ÷ 特別償却件数 11 件 = 17 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	認定企 業数	投資税額控除		特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×53.8%)	③ 適用額 (減収額) (③×15)	④ 件数 (③×12.1%)	⑤ 適用額 (④×17)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
平成 28	57	31	465	7	119	28	493
平成 29	67	36	540	8	136	32	572
平成 30	78	42	630	9	153	35	665
平成 31	91	49	735	11	187	43	778
平成 32	106	57	855	13	221	51	906
平成 33	124	67	1,005	15	255	59	1,064
合計	523	282	4,230	63	1,071	248	4,478
平年度	87	47	705	11	179	41	746

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(2) 拡充分

仮定①:計画認定企業の 18.3%が建物に投資する。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、71 社中 13 社(18.3%)が建物に投資をしている。

仮定②:附属設備のみに投資する企業は建物に投資する企業の 42.9%とする。

※ 沖縄県において、新築と増築の比率は 7:3(建築着工統計(27 年度・国土交通省))であったことから、建物に投資した企業の 42.9%が附属設備に投資すると仮定。

仮定③:当該投資における 1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、建物及びその附属設備に対する平均投資額は 253 百万円であり、沖縄県の新築と増築の投資金額比が 2:1(建築着工統計(平成 27 年度・国土交通省))であることから、1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

仮定④:当該投資の内、81.7%が投資税額控除を適用し、18.3%が特別償却を適用する。

※ 投資税額控除適用件数 49 件と特別償却適用件数 11 件を比率で案分すると投資税額控除 81.7%、特別償却 18.3%となる。

○以上の仮定に基づき、各年度の**拡充分の減収額・適用見込み**を試算。

(単位:件、百万円)

年度	認定企業数	建物に投資した企業	増加企業数	投資税額控除			特別償却				減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×18.3%)	③ 件数 (②×42.9%)	④ 件数 (③×81.7%)	⑤ 投資額 (④×127)	⑥ 適用額 (⑤×8%)	⑦ 件数 (③×18.3%)	⑧ 投資額 (⑦×127)	⑨ 適用額 (⑧×20%)	⑩ 減収額 (⑨×税率)	
平成28	57	10	4	3	381	30	1	127	25	6	36
平成29	67	12	5	4	508	41	1	127	25	6	47
平成30	78	14	6	5	635	51	1	127	25	6	57
平成31	91	17	7	6	762	61	1	127	25	6	67
平成32	106	19	8	7	889	71	1	127	25	6	77
平成33	124	23	10	8	1,016	81	2	254	51	12	93
合計	523	95	40	33	4,191	335	7	889	176	42	377
平年度	<u>87</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>699</u>	<u>56</u>	<u>2</u>	<u>148</u>	<u>29</u>	<u>7</u>	<u>63</u>

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。

○従って、要望書における「平年度の減収見込み額」は、上記の「63百万円」と試算。

(3) 合計

年度	推計企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込
		件数	適用額	件数	適用額	減収見込額	
平成28	61	34	495	8	144	34	529
平成29	72	40	581	9	161	38	619
平成30	84	47	681	10	178	41	722
平成31	98	55	796	12	212	49	845
平成32	114	64	926	14	246	57	983
平成33	134	75	1,086	17	306	71	1,157
合計	563	315	4,565	70	1,247	290	4,855
平年度	<u>94</u>	<u>53</u>	<u>761</u>	<u>12</u>	<u>208</u>	<u>48</u>	<u>809</u>

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
税目	法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）18 百万円（平成 26 年度の所得控除）及び 5 百万円（平成 26 年度の投資税額控除）は、前回（平成 25 年度）評価時の将来推計 53 百万円及び 17 百万円の 5 割以下であるにもかかわらず、また、過去の適用数（法人税）2 件（平成 26 年度の所得控除）、3 件（平成 26 年度の投資税額控除）及び 0 件（平成 26 年度の特別償却）は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	評価書に記載のとおり、企業の事業活動が軌道に乗るまでに一定期間要すること等を踏まえると、適用実績が僅少であるものの想定外に僅少ではないことは十分説明されているものと思量。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の適用額について、「平年度で所得控除 37 百万円、投資税額控除で 21 百万円の適用を見込む」と説明されているが、「国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み（試算）」では、平年度の所得控除の適用額は 160 百万円を見込んでおり、説明に誤りがある。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② ご指摘の通り、評価書には所得控除に係る減収額を記載しており、適用額を記載していなかったため、適用額を記載するよう修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数及び適用額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、過去の減収額（所得税及び個人住民税並びに平成 27 年度の法人住民税及び事業税）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（平成 27 年度の雇用者数）が把握されていない。 ② 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（平成 33 年度における雇用者数の増加 870 人）に対する効果の寄与について、平成 24 年度から 26 年度までの法人税（特別償却）及び事業所税の適用数は 0 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成 27 年度の税制を活用した企業の雇用者数は把握していないため、直近の数値を記載した。 ② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。 ③ 本制度では特別償却や事業所税のほか、所得控除や投資税額控除等の特例措置を講じている。こうした特例措置の全体的な活用見込みを勘案すると、本制度を通じて達成目標が達成されることが考えられる。
【点検結果】	①・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数が本制度による直接的な効果であると説明

されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

点検項目③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、平成31年度における雇用者数696人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(平成33年度における雇用者数の増加870人)に対する効果の寄与について、「本制度が延長できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる」と説明されているが、法人税(特別償却)及び事業所税については今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。</p> <p>② 特別償却は、所得控除、投資税額控除との選択適用であり、活用する企業の選択によっては今後適用の可能性があること、また、事業所税は適用の前提となる課税対象が那覇市の床面積1,000㎡超の事業所であり、企業の状況によっては適用の可能性があることから、個別の措置のみによってその効果を図れない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出する理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税、関税:外)(国税17) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税14) 【新設・拡充 〔延長〕 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 国税((1)~(3)は選択制)</p> <p>(1) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8%、 ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15% <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(2) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 1,000万円を超える建物等25%、100万円を超える機械及び装置50%</p> <p>イ 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(3) 所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する。</p> <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p>

		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・租税特別措置法施行規則 第5条の14、第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61 ・地方税法 第6条、附則第33条 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p>

	<p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積み込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～8項(略)</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～5項(略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3) 国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&エア)の推進、関連するインフラの整備等を旨とする。</p>
②	政策体系における政策目的的位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年度 進出後に税制を活用した企業数 30社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870人</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーツセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、那覇空港の平成27年現在の国際貨物取扱量は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位となっているところ。 今後は、平成29年度に航空機整備基地、平成31年度末に那覇空港第2滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。 また、進出した企業が工場や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の製造業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>

9	有効性等	①	適用数等	1. 税制優遇措置の適用状況 国税及び地方税の特例措置の適用状況 (過去4年間の実績) (単位:件、百万円)																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 16</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所税</td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※事業所税については那覇市のみの措置。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>適用実績が僅少な理由 税制優遇を呼び水とした特区内への企業誘致は着実に進んでおり、那覇地区及びうるま・沖縄地区における平成24・25年度の2年間の進出企業数は合計14社であったが、平成26年度の税制改正による要件緩和を受け、平成26・27年度の2年間の進出企業数は合計29社となり、新たに2社が所得控除に係る特別事業認定を受けている。 しかしながら、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要する等により、これまでの適用実績は上表のとおりとなっている。 今後は、これら進出企業の新たな投資や特別事業認定取得による税制活用を見込むとともに、引き続きセミナー等の開催による更なる企業誘致や税理士及び企業の個別訪問等によるきめ細かい制度周知に努め、一層の活用を図ってきたい。</p>	項目		H24	H25	H26	H27	国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2		適用額 16	0	18	41	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1		適用額 12	13	5	1	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0		適用額 0	0	0	0	地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 3	2	2	-	個人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 -	-	-	-	事業税	適用件数 -	-	-	-		適用額 1	0	2	-	事業所税	適用件数 0	0	0	0	0	適用額 0
項目		H24	H25	H26	H27																																																																										
国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2																																																																										
		適用額 16	0	18	41																																																																										
	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1																																																																										
		適用額 12	13	5	1																																																																										
	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0																																																																										
		適用額 0	0	0	0																																																																										
地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																										
		適用額 3	2	2	-																																																																										
	個人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																										
		適用額 -	-	-	-																																																																										
	事業税	適用件数 -	-	-	-																																																																										
		適用額 1	0	2	-																																																																										
事業所税	適用件数 0	0	0	0	0																																																																										
	適用額 0	0	0	0	0																																																																										

			2. 適用数の将来予測 今後は、国税については平年度で所得控除160百万円、投資税額控除で21百万円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。) 税目ごとの適用数の推移 (件、百万円)																																																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>225</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>減収額 22</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>65</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>件数 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>	項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 60	120	150	180	225	225	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 8	16	20	24	30	30	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30		適用額 3	6	7	8	11	11	事業税	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 4	8	10
項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																		
国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																		
		適用額 60	120	150	180	225	225																																																																		
	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																		
		適用額 8	16	20	24	30	30																																																																		
	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82																																																																		
	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30																																																																	
		適用額 3	6	7	8	11	11																																																																		
事業税		件数 4	8	10	12	15	15																																																																		
		適用額 4	8	10	12	15	15																																																																		
		②	減収額 ○ 減収額実績(過去4年間) (単位:百万円)																																																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成27年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査より試算。 ※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。 ※地方税(個人住民税)については、適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。 ※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※事業所税については那覇市のみの措置。</p> <p>○ 今後の減収見込み額 今後は、国税については、平年度58百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。 税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)</p>		H24	H25	H26	H27	所得控除(法人)	4	0	5	10	投資税額控除(法人)	12	13	5	1	特別償却(法人)	0	0	0	0	特別償却(所得)	-	-	-	-	法人住民税	3	2	2	-	個人住民税	-	-	-	-	事業税	1	0	2	-	事業所税	0	0	0	0																									
	H24	H25	H26	H27																																																																					
所得控除(法人)	4	0	5	10																																																																					
投資税額控除(法人)	12	13	5	1																																																																					
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																																					
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																																					
法人住民税	3	2	2	-																																																																					
個人住民税	-	-	-	-																																																																					
事業税	1	0	2	-																																																																					
事業所税	0	0	0	0																																																																					

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国 税	所得控除(法人)	14	29	34	41	52	52
	投資税額控除(法人)	8	16	20	24	30	30
	法人税計	22	45	54	65	82	82
地 方 税	法人住民税	3	6	7	8	11	11
	事業税	4	8	10	12	15	15

※法人住民税については、法人税適用額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。
※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③ 効果・税
収減是
認効果

《効果》
1. 達成目標の実現状況
・平成24年度から平成27年度までに進出後に税制を活用した企業数 12社
(単位:社)

	H24	H25	H26	H27
活用企業数	2	2	5	3

※平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成27年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

・上記企業の雇用者数 175名
※沖縄県調べ(平成28年7月末現在)
※上記の活用企業延べ12社のうち、各年度の重複分を除いた6社の雇用者数合計。

推計による今年度以降の見込みは以下のとおり。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	8	16	20	24	30	30
雇用者数	232	464	580	696	870	870

※「企業数」は、進出後に税制を活用した企業数。
※「雇用者数」は「進出後に税制を活用した企業」により新たに雇用された者の人数。
平成24年度から平成27年度までの実績を勘案し、1企業当たり29名の雇用と仮定する(175名/6社)。

2. 所期の目標の実現状況
前回要望時には、平成33年度までに①国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を260社とし、②国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とすることを目標として掲げていたところ、現状は表2のとおりとなっており、鈍足ではあるが目標達成に向けて着実に進んでいる。

(各年度の立地企業数及び雇用者数)
(単位:社、人)

	H24	H25	H26	H27
立地企業数	50	53	60	73
雇用者数	721	892	862	992

※上記企業数及び雇用者数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した数値。

なお、前回事前評価時の点検結果において、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、今般、8-③のとおり達成目標を変更した。

3. 制度が延長できない場合の影響
本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。
沖縄県が毎年度東京・大阪で実施している「企業誘致セミナー」の平成27年度の企業アンケート結果によれば、沖縄の投資環境の魅力として本税制を挙げた企業の割合は全体の48.0%となっており(参考1)、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。具体的には、平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の企業増加率は改正前の2倍以上に増加しており、これに伴い県内からの搬出額も増加しているところ(参考2)。
本制度が延長できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。

(参考1:企業誘致セミナーでのアンケート結果)
「沖縄県の投資環境で魅力を感じた点は何か(複数回答可)」との問いに対する各参加企業の回答割合。(回答者数は271社。)
(単位:%)

項目	H27
特区制度による税の優遇制度等	48.0
地理的特性	47.6
人材育成や物流コスト等に対する支援	30.3
国際航空物流ネットワーク	28.0
沖縄県の自然環境、生活環境	24.0
人材の豊富さ	22.1
リスク分散	12.9
賃貸工場等の施設	10.0
その他	4.8

※複数回答可のため、各項目の割合は「回答数/回答者数」で算出。

(参考2:立地企業の搬出額推移)
(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立地企業数	50	53	60	73
(増加企業数)	3	3	7	13
(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%
搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785

※上記企業数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した件数。搬出額は当該地区の実績。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 175 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 10.6 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 11 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数: 175 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円 <p>一県内総生産の押し上げ効果: 約 10.6 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は認にたる効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業集積地域内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得などの個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税等の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄復興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(内閣 19)

平成 28 年 8 月
内 閣 府

国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み(試算)

○国際物流拠点産業集積地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額合計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	18	5	3	5	0	0	0	10
27 年度	2	41	10	1	1	0	0	0	11
合計	4	59	15	4	6	0	0	0	21
年平均	2	30	8	2	2	0	0	0	10
1 件あたりの適用額	15			2		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
旧地域	企業数	47	50	53	60	73	283
	増加数	7	3	3	7	13	33
	増加率	17.5%	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%	13.2%
H26 拡大地域	企業数	-	-	-	-	375	375

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

(1) 旧地域

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 13.2%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定③: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定④: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑤: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、**旧地域**の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×3.0%)	③ 適用額 (②×15)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数 (①×3.0%)	⑥ 適用額 (減収額) (⑤×2)	
平成 28	76	2	30	7	2	4	11
平成 29	86	3	45	11	3	6	17
平成 30	97	3	45	10	3	6	16
平成 31	110	3	45	10	3	6	16
平成 32	125	4	60	14	4	8	22
平成 33	142	4	60	14	4	8	22
合計		19	285	66	19	38	104
平年度		3	48	11	3	6	17

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(2) 拡大地域

仮定①: 立地企業は変動しない。

※ 工業統計調査(経済産業省)によれば拡大地域(5市)の製造業等事業所数は前年度比で平成 25 年度△5.2%、平成 26 年△3.8%と減少傾向であるが、税制による今後の企業誘致効果を加味し、企業数の変動はないものとする。

仮定②: 拡大地域における各措置の適用は平成 28 年度から 5 年間で旧地域と同水準となるよう逡増する。

※ 拡大地域については周知が不十分であることから、旧地域と同水準とするまでに相応の時間を要する。

仮定③: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑥: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、**拡大地域**の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 割合	③ 件数 (①×3.0% ×②)	④ 適用額 (③×15)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.0% ×②)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×2)	
平成 28	375	20%	2	30	7	2	4	11
平成 29	375	40%	5	75	18	5	10	28
平成 30	375	60%	7	105	24	7	14	38
平成 31	375	80%	9	135	31	9	18	49
平成 32	375	100%	11	165	38	11	22	60
平成 33	375	100%	11	165	38	11	22	60
合計			45	675	156	45	90	246
平年度			8	113	26	8	15	41

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(3) 合計

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額	④ 減収額	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額)	
平成 28	451	4	60	14	4	8	22
平成 29	461	8	120	29	8	16	45
平成 30	472	10	150	34	10	20	54
平成 31	485	12	180	41	12	24	65
平成 32	500	15	225	52	15	30	82
平成 33	517	15	225	52	15	30	82
合計		64	960	222	64	128	350
平年度		11	160	37	11	21	58

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用額（平成26年度の事業所税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	沖縄県庁が事業所税を管轄している那覇市に適用件数及び適用額を聴取した結果を記載したもの。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度の所得控除）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	本制度は、限定された地域に立地する情報通信関連産業に限定して租税特別措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限定されることになる。そのため、当該制度趣旨を踏まえると、活用件数は想定外に僅少という御指摘には当たらないものと思慮。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数（事業所税）が予測されておらず、分析・説

明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成25年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（事業所税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（平成27年度）が把握されていない。 ② 過去の効果について、「これまでの活用企業による雇用者数5,929人」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成27年度の税制を活用した企業の雇用者数は把握していないため、直近の数値を記載した。 ② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数が本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、平成31年度における雇用者数11,435人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	

① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。
【点検結果】
① 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出するとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】
⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】
⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税18) (法人住民税、事業税:義、事業所税:外)(地方税15) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 国税</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>ア 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% (4) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・法人税額の 20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>イ 所得控除(法人税)(※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後 10 年間) <p>(2) 地方税</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>ア 法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>イ 事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 <p>(3) 上記の適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63</p>

		<p>租税特別措置施行令第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則第20条の4、第21条の18、第22条の26、第22条の61 地方税法 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設</p> <p>平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設</p> <p>平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和)</p> <p>平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等</p> <p>平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ(機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超)</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその</p>

		<p>総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略)</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略)</p> <p>○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的接近性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

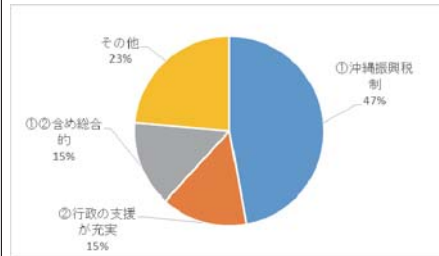
		<p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>																																																		
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																		
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 33 年度</p> <p>進出後に税を活用した企業数 37 社</p> <p>上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																																																		
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p>○国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p>(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除(法人税)</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除(法人税)</td> <td>適用件数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>852.6</td> <td>680.1</td> <td>693.2</td> <td>531.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>147.8</td> <td>117.7</td> <td>119.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.06</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	所得控除(法人税)	適用件数	1	0	0	1	適用額	0.6	0	0	0.9	投資税額控除(法人税)	適用件数	11	11	13	12	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8	法人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	147.8	117.7	119.8	—	事業税	適用件数	—	—	—	—	適用額	0.06	0	0	—
		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年																																															
所得控除(法人税)	適用件数	1	0	0	1																																															
	適用額	0.6	0	0	0.9																																															
投資税額控除(法人税)	適用件数	11	11	13	12																																															
	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8																																															
法人住民税	適用件数	—	—	—	—																																															
	適用額	147.8	117.7	119.8	—																																															
事業税	適用件数	—	—	—	—																																															
	適用額	0.06	0	0	—																																															

事業所税	適用件数	2	2	2	2																																																																																							
	適用額	1.2	1.4	2.1	2.6																																																																																							
<p>※国税について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※地方税(事業所税)及び平成 27 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p>																																																																																												
<p>○今後の適用見込み</p> <p>・ 今後は、国税について平年度で所得控除 約 5 百万円、投資税額控除 約 10 億円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p> <p>税目ごとの適用見込みの推移 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国税</td> <td rowspan="2">所得控除(法人税)</td> <td>件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除(法人税)</td> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人税計</td> <td>適用額</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>931</td> <td>1,029</td> <td>1,176</td> <td>1,323</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>932</td> <td>1,030</td> <td>1,178</td> <td>1,325</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方税</td> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>件数</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>95</td> <td>107</td> <td>120</td> <td>133</td> <td>152</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。</p> <p>※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>										H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人税)	件数	1	2	4	6	8	10	適用額	1	2	4	6	8	10	投資税額控除(法人税)	減収額	0	0	1	1	2	2	件数	15	17	19	21	24	27	法人税計	適用額	735	833	931	1,029	1,176	1,323	減収額	735	833	932	1,030	1,178	1,325	地方税	法人住民税	件数	16	19	23	27	32	37	適用額	95	107	120	133	152	171	事業税	件数	1	2	4	6	8	10	適用額	0	0	0	0	1	1
		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																					
国税	所得控除(法人税)	件数	1	2	4	6	8	10																																																																																				
		適用額	1	2	4	6	8	10																																																																																				
	投資税額控除(法人税)	減収額	0	0	1	1	2	2																																																																																				
		件数	15	17	19	21	24	27																																																																																				
法人税計	適用額	735	833	931	1,029	1,176	1,323																																																																																					
	減収額	735	833	932	1,030	1,178	1,325																																																																																					
地方税	法人住民税	件数	16	19	23	27	32	37																																																																																				
		適用額	95	107	120	133	152	171																																																																																				
	事業税	件数	1	2	4	6	8	10																																																																																				
		適用額	0	0	0	0	1	1																																																																																				
<p>○所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>平成 26 年度に制度を拡充した結果、これまで実績がなかった事業認定について、平成 27 年度までに計 2 社の企業を認定し、そのうちの 1 社については平成 27 年度に所得控除の活用が見込まれる。</p> <p>所得控除制度をはじめとした税制上の優遇措置を呼び水にして、沖縄県内への IT 関連企業の進出は順調に増加しており、今後、データセンターや相互接続検証事業等、所得控除の対象となる企業進出に伴って、事業認定企業の増加及び所得控除の活用が増えていくことが見込まれる。</p> <p>また、平成 26 年度の制度拡充以降、セミナーや広報を通じて県内外の企業等に広く制度内容の周知活動を行い、一定の成果を上げてきた。今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくため、これまでの周知活動に加えて税理士や企業の個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かい周知に努めていきたい。</p>																																																																																												
<p><参考:認定企業数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>								認定法人数	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計		0	0	0	0	1	1	1	2																																																											
認定法人数	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度																																																																																					
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計																																																																																				
	0	0	0	0	1	1	1	2																																																																																				

②	減収額	○過去4年間の減収額実績 (単位:百万円)																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人税)</td> <td>0.02</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人税)</td> <td>852</td> <td>680</td> <td>693</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>148</td> <td>118</td> <td>120</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0.06</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>1.2</td> <td>1.4</td> <td>2.1</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。また、平成27年度は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。</p> <p>○今後の減収見込み額 今後は、平年度で約10億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p> <p>税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除(法人税)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人税)</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>931</td> <td>1,029</td> <td>1,176</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>932</td> <td>1,030</td> <td>1,178</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>95</td> <td>107</td> <td>120</td> <td>133</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。</p> <p>※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>		H24	H25	H26	H27	所得控除(法人税)	0.02	0	0	1	投資税額控除(法人税)	852	680	693	532	法人住民税	148	118	120	-	事業税	0.06	0	0	-	事業所税	1.2	1.4	2.1	2.6		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国 税	所得控除(法人税)	0	0	1	1	2	投資税額控除(法人税)	735	833	931	1,029	1,176	法人税計	735	833	932	1,030	1,178	地 方 税	法人住民税	95	107	120	133	152	事業税	0	0	0
	H24	H25	H26	H27																																																																	
所得控除(法人税)	0.02	0	0	1																																																																	
投資税額控除(法人税)	852	680	693	532																																																																	
法人住民税	148	118	120	-																																																																	
事業税	0.06	0	0	-																																																																	
事業所税	1.2	1.4	2.1	2.6																																																																	
	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																															
国 税	所得控除(法人税)	0	0	1	1	2																																																															
	投資税額控除(法人税)	735	833	931	1,029	1,176																																																															
	法人税計	735	833	932	1,030	1,178																																																															
地 方 税	法人住民税	95	107	120	133	152																																																															
	事業税	0	0	0	0	1																																																															
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況 (過去3年間の実現状況)</p> <p>・進出後に税を活用した企業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>11社</td> <td>13社</td> <td>13社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国税を活用した企業数。</p> <p>※ 平成25年度及び平成26年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から引用。平成27年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結</p>		H25年度	H26年度	H27年度	企業数	11社	13社	13社																																																											
	H25年度	H26年度	H27年度																																																																		
企業数	11社	13社	13社																																																																		

	<p>果から引用。</p> <p>・これまでの活用企業による雇用者数: 5,929人 ※ 沖縄県調べ。 ※ 沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去3年間に税制を活用した企業14社における雇用者数。</p> <p>(平成28年度以降の見込み) <年度></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>6,776</td> <td>8,047</td> <td>9,741</td> <td>11,435</td> <td>13,552</td> <td>15,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 企業数については、進出後に税制を活用する推定企業数。</p> <p>※ 雇用者数については、当該活用企業による想定雇用者数。平成25年度から平成27年度までの実績を勘案し、1企業当たり424名雇用すると仮定(5,929人/14社)</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 所期の目標: ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに440社とする。 ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。</p> <p>実現状況:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td> <td>263</td> <td>301</td> <td>346</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>23,741</td> <td>24,869</td> <td>25,912</td> <td>26,627</td> </tr> </tbody> </table> <p>・立地企業数については、所期の目標達成に向けて順調に増加している。雇用者数については、増加しているものの、所期の目標達成に向けて一層の伸長が必要。</p> <p>3. 所期の目標の変更について 前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。</p> <p>4. 租税特別措置等による波及効果 本税制は、企業の沖縄進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち47%が沖縄の特区域域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。 なお、平成26年度に制度を拡充したことで立地促進の効果が高まり、県内への企業進出を更に押し上げる効果があった。具体的には、平成20年度から平成25年度までは年平均約23社が進出ことに対して、平成26年度・平成27年度はそれぞれ45社、41社が沖縄進出を果たした。</p>		H28	H29	H30	H31	H32	H33	企業数	16	19	23	27	32	37	雇用者数	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	立地企業数	263	301	346	387	雇用者数	23,741	24,869	25,912	26,627
	H28	H29	H30	H31	H32	H33																															
企業数	16	19	23	27	32	37																															
雇用者数	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																															
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																	
立地企業数	263	301	346	387																																	
雇用者数	23,741	24,869	25,912	26,627																																	

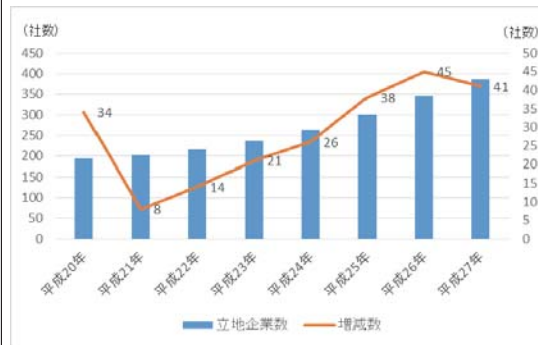
<参考: 沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果>
 ・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合



※回答者数は 70 名。

<参考: 立地企業数の推移>

・ 沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移



・ 立地増加企業数の平均

平成 20 年～平成 25 年: 23.5 社

平成 26 年・平成 27 年: 43 社

※立地企業数は沖縄県調べ。

5. 制度が延長できない場合の影響

本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。

上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成 26 年度に制度を拡充した結果、沖縄県内への企業進出数も増加しており、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。

本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまうことになりかねず、結果として企業進出の低迷や撤退及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引

き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことにより、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていききたい。

《税収減を是認するような効果の有無》

本制度は、情報通信関連企業の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 6,000 人の雇用を生んでいるところ。

そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 360 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 532 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。

・税活用企業による雇用者数: 5,929 人

・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円

→ 県内総生産の押し上げ効果: 359.2 億円

※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)
 (「県民経済計算」(内閣府)に基づいて試算)

また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の情報通信産業の振興・雇用創出の観点から減収は認に足る効果のある施策と考えられる。

10	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、情報通信産業振興地域・特区内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、情報通信産業の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己式による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて延長を要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—

平成 28 年 8 月
内 閣 府

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (内閣 20)
----	--------------------	---------------------

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計) 件数	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
26 年度	1	0	0	0	13	693	693
27 年度	2	1	1	0	12	532	532
合計		1	1	0	25	1,225	1,225
年平均		1	1	0	13	613	613
1 件あたりの 適用額		1			49		

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位: 件、%)

項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	237	263	301	346	387	1,534
増加数	21	26	38	45	41	171
増加率	9.7%	11.0%	14.4%	15.0%	11.8%	12.5%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 12.5%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 事業認定については、3 年間で 5 件認定する見込みであることから、年 2 件のペースで増加する。

仮定③: 認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.4%とする。

※ 投資税額控除件数 25 件 ÷ 立地企業数 733 件 = 3.4%

仮定⑥: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 49 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,225 百万円 ÷ 投資税額控除件数 25 件 = 49 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数	事業認 定	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	① 件数	② 件数	③ 件数	④ 適用額 (③×1)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.4%)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×49)	
平成28	435	4	1	1	0	15	735	735
平成29	489	6	2	2	0	17	833	833
平成30	550	8	4	4	1	19	931	932
平成31	619	10	6	6	1	21	1,029	1,030
平成32	696	12	8	8	2	24	1,176	1,176
平成33	783	14	10	10	2	27	1,323	1,323
合計			31	31	6	123	6,027	6,033
平年度			5	5	1	21	1,005	1,006

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果（平成31年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、平成34年度までの事業規模目標21兆円及び歳出削減約2兆7千億円と説明されているが、これらは「PPP/PFI推進アクション」における目標値であり、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ④ 達成目標（平成34年度までに事業規模目標21兆円を達成する）に対する効果の寄与について、「公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、6年間で52億9,200万円の地域における民間の出融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれる」と説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【内閣府の補足説明】 ・①について アクションプランにおける事業規模目標は、単年度ではなく「平成34年度までの10年間で21兆円」とされているため、単年度の目標は特段設定しておりません。 ・②について 「PPP/PFI推進アクションプラン」にて掲げられている平成34年度までの事業規模目標21兆円及び歳出削減約2兆7千億円については、アクションプラン本体においてもその算定根拠等は「民間事業者の総収入をもって測るものとする」と記載されているのみであり、具体的な算定根拠等は公表されておりません。 ・③及び④について アクションプランにおける21兆円の目標値が事業規模目標である一方、機構の達成目標は民間の出融資機会創出であるため、仮に一步踏み込んで事業規模目標と紐づける（＝民間事業者の総収入で測る）場合には、「6年間で52億9,200万円超の事業規模目標を達成する（単年度では6分の1）」となるかと思われます。こちらであれば、機構の出融資を行った案件に係る③の事後的な検証も可能かと思われます。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・④ 将来の効果について、平成34年度における事業規模が21兆円になると説明されているが、実績（平成26年度における事業規模2兆3,752億円）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないこと、また、達成目標（平成34年度までに事業規模目標21兆円を達成する）に対する効果は、21兆円÷2兆3,752億円＝18兆6,248億円に対して、単年度で9,000万円×9.8倍＝8億8,200万円、寄与は0.04%程度であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 租税特別措置等の直接的な効果について、民間資金の呼び水効果（9.8倍）に基づき算出しているが、金融機関等の出融資額は経済情勢等の影響を受けるものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】	上記⑧将来の効果で補足説明致しましたので、そちらをご参照頂けますと幸いです。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 株式会社等活用事業推進機構(以下「機構」という。)について、平成29年4月1日から平成40年3月31日(PFI法第56条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号ロ
4	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(平成40年3月31日)
8	① 必要性等	《政策目的及びその根拠》 機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」においも、「公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため(中略)民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく」とされており、今後、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。 《政策目的の根拠》 「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】3. 経済財政政策の推進 【施策】⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることににより、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。												
		① 適用数等	適用件数:1件(機構のみ)(平成29年度以降毎年) 適用額:20億円(平成29年度以降毎年)												
		② 減収額	約90百万円の見込み。(平成29年度以降毎年) (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000円 × 税率 0.5% = 100,000,000円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率 0.5% = 10,000,000円 ③ ①-②=90,000,000円												
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況(H29～34の数値の推移＝事業規模) (単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成34年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模</td> <td>13,257</td> <td>23,752</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>歳出削減</td> <td>1,024</td> <td>2,065</td> <td>約27,000</td> </tr> </tbody> </table> (注)1 平成25年度(単年度)及び26年度(累積)の事業規模については、内閣府調べ 2 平成34年度までの事業規模(10年間)及び歳出削減(10年間)については、「PPP/PFI推進アクションプラン」における目標値 ○租特等による直接的な効果 年間9,000万円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、6年間(平成29年度から34年度)で52億9,200万円の地域における民間の出融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれる。 (算出根拠)	年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度まで	事業規模	13,257	23,752	210,000	歳出削減	1,024	2,065	約27,000
年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度まで												
事業規模	13,257	23,752	210,000												
歳出削減	1,024	2,065	約27,000												

			<p>9,000万円×6年×9.8=52億9,200万円 (注)1 機構の平成28年3月末における民間資金の呼び水効果は9.8倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の9.8倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、6年間(平成29年度から34年度)で52億9,200万円の地域における民間の投融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれるため、年間6年間で5億4,000万円(9,000万円×6年)の税收減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構等の公的な株式会社でも同様の措置が講じられている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めてである。

国家公安委员会・警察厅

番号	制度名
国家公安委員会・警察庁	
警察01	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

点検結果表

(行政機関名：国家公安委員会・警察庁)

制度名	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国家公安委員会・警察庁の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額（所得税）が予測されていない。
【国家公安委員会・警察庁の補足説明】	所得税の対象となる教習所数の推計が困難なため、所得税の減収見込額と同様に、所得税の適用件数についても0とした旨の補足説明を追記する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、本件租税特別措置等は、税額控除と特別償却の選択適用であるが、両者の減収見込額は、それぞれ1年間の総配備数（準中型であれば380台）を用いて算定されており、減収額が過大になっているため、算定に誤りがある。
【国家公安委員会・警察庁の補足説明】	本特例措置は、特別償却と税額控除の選択適用を可能としており、各事業者が将来どちらの制度を選択するかについて、現時点で推計することは困難であるが、減収見込額が過大であるとの誤解を与えないように、特別償却と税額控除それぞれの最大減収見込額である旨の補足説明を追記する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することが可能」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 ② 達成目標（適用期間中の各年度の貨物運送事業に従事する運転者数の対前年度増減率を、前々年度から前年度の増減率以上とする）に対する効果（トラックドライバーを安定的に供給する）の寄与について、効果が定量的に予測されておらず、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【国家公安委員会・警察庁の補足説明】	① 定量的な予測については、「8必要性等、③達成目標及びその実現による寄与、《租税特別措置等により達成しようとする目標》」において、「平成28年度の運転者数が未確定」であると記載しているとおり、現時点では具体的な増減率を示すことができないため、総務省「労働力調査」における「道路運送貨物事業」の「輸送・機械運転従事者」を用いて事後検証を実施することとしている。 ② ①と同様に、現時点では具体的な増減率を示すことができないため、事後検証を実施することとしている。 なお、「輸送・機械運転従事者」は、トラックドライバー数の指標として一般的に使用されている。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国家公安委員会・警察庁の補足説明】	上記⑥及び⑧の補足説明のとおり。
【点検結果】	① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国家公安委員会・警察庁の補足説明】欄には、国家公安委員会・警察庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税1) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 自動車教習所業を営む中小企業者等が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するために取得した貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの(以下「教習用貨物自動車」という。)を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とする。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2章第2節第1款、第3章第1節の2 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	交通局運転免許課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 投資と消費の拡大による「経済の好循環」を掲げるアベノミクスの実現に向け邁進する日本経済において、物流は、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える、経済社会に不可欠の構成要素である。 そして、物流の中心的な立場にある貨物自動車の安定確保と、これらの貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、いずれも物流の効率化に必要不可欠なものであり、物流業界の発展とそこから波及する経済効果に大きく寄与するものである。 しかしながら、現状、大型・中型免許保有者が減少傾向にある中、トラックドライバーの有効求人倍率は年々増加しているなど、物流業界は慢性的な労働力不足に陥っており、若年層を中心としたトラックドライバーの確保が進んでいないことが我が国の経済社会に不可欠な社会インフラである物流の確保に深刻な影響を与えている。 このような状況の中で、地域輸送の中心的な立場にある最大積載量2トンクラスの貨物自動車を高校新卒者が運転することができないことが、若年層の活躍の場を狭め、トラックドライバーの安定供給に深刻な影響を与えているとし

		て、18歳で取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トンクラスの貨物自動車が該当)の自動車を運転するための準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)の創設を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正道路交通法」という。)が成立したところ、早期に高校新卒者の雇用促進に資するよう、平成29年3月に施行する予定であるが、トラックドライバーの安定供給のためには、制度の改正だけでなく、実際に多くの自動車教習所において準中型免許を始めとする貨物自動車運転用の免許に係る技能教習が行われる必要があり、自動車教習所においては、同免許に係る教習用貨物自動車を新規に取得する必要がある。 また、運転者教育を担う自動車教習所数は減少傾向にあり、運送事業における人材不足の原因として、大型免許を取得できる場所が少ないことが挙げられるなど、物流を担うトラックドライバーを安定的に育成するためには、自動車教習所における教習体制を整備する必要がある。 (2) 施策の必要性 現状のまま、教習所数が減少を続け、地域的偏在が生じた場合、教習所のない地域におけるトラックドライバーの確保が困難となり、中小企業者等が多数を占める運送事業者の事業継続にも大きな影響を与えることから、経営基盤が脆弱で、高価な教習用貨物自動車への新たな投資に踏み切ることができない中小企業者等の教習所に対し、税制面で優遇措置を講じ、教習用貨物自動車の整備を促進する必要がある。 本税制改正要望によって、教習用貨物自動車が特別償却等の対象資産となり、新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができ、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える物流の発展に大きく寄与することとなる。 また、自動車教習所が高い運転技能を備えたより多くのトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界の慢性的な労働力不足が解消され、長時間運転等に起因する交通事故の抑止につながり、交通の安全と円滑が図られるとともに、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待されることである。 以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講じる必要がある、かつ、改正道路交通法施行後も引き続き準中型免許等に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成29年度税制改正において措置する必要がある。 《政策目的の根拠》 ○道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号) ○交通政策基本法(平成25年法律第92号) 第2条(交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識) 第21条(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展) ○交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定) 第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策 基本的方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる</p> <p>○総合物流施策大綱(2013-2017)</p> <p>2. 今後の物流施策の方向性と取組</p> <p>(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組</p> <p>【物流を支える人材の確保・育成】</p>																																									
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 28 年度実績評価計画書(国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保</p> <p>業績目標2 運転者対策の推進</p>																																									
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>適用期間に、自動車教習所のうち中小企業者等が保有する大型・中型免許に係る教習用貨物自動車の 20%(15 年間で 100%)を更新する。</p> <p>また、適用期間に、平成 27 年9月時点で準中型免許教習の実施を予定する自動車教習所のうち中小企業者等である自動車教習所 970 所において、1 教習所当たり2台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備する。</p> <p>これにより、適用期間中の各年度の貨物運送事業に従事する運転者数の対前年度増減率を、前々年度から前年度の増減率以上とすることを目標とする。なお、平成 28 年度の運転者数が未確定のため、具体的な増減率を掲げることができないが、事後検証は、総務省「労働力調査」における「道路運送貨物事業」の「輸送・機械運転従事者」(トラックドライバー数の一般的な指標であり、2015 年度は 81 万人)を用いて行うこととする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の更新及び新規取得)を強力に後押しすることに資する。</p>																																									
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用見込件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>380</td> <td>380</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>大型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得税の対象となる教習所数の推計が困難なため、所得税の適用件数は 0とした。</p> <p>※算出根拠については、別添参照</p> <p>○適用見込額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>1975</td> <td>1975</td> <td>1975</td> </tr> <tr> <td>中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>827</td> <td>827</td> <td>827</td> </tr> <tr> <td>大型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>748</td> <td>748</td> <td>748</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出根拠については、別添参照</p>	区分	年度	平成 29	30	31	準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380	中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117	大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58	区分	年度	平成 29	30	31	準中型免許に係る教習用貨物自動車		1975	1975	1975	中型免許に係る教習用貨物自動車		827	827	827	大型免許に係る教習用貨物自動車		748	748	748
		区分	年度	平成 29	30	31																																					
準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380																																							
中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117																																							
大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58																																							
区分	年度	平成 29	30	31																																							
準中型免許に係る教習用貨物自動車		1975	1975	1975																																							
中型免許に係る教習用貨物自動車		827	827	827																																							
大型免許に係る教習用貨物自動車		748	748	748																																							
② 減収額	<p>○減収見込額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税(特別償却)</td> <td></td> <td>249</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	平成 29	30	31	法人税(特別償却)		249	249	249																																
区分	年度	平成 29	30	31																																							
法人税(特別償却)		249	249	249																																							

		<table border="1"> <tr> <td>法人税(税額控除)</td> <td>249</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却)</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(税額控除)</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>102</td> <td>102</td> <td>102</td> </tr> </table> <p>※所得税の対象となる教習所数の推計が困難なため、所得税の減収額は0とした。</p> <p>※特別償却と税額控除の選択適用を可能とすることから、法人税及び法人住民税については、特別償却と税額控除それぞれの最大減収見込額を算出した。</p> <p>※算出根拠については、別添参照</p>	法人税(税額控除)	249	249	249	法人住民税(特別償却)	32	32	32	法人住民税(税額控除)	32	32	32	法人事業税	102	102	102
法人税(税額控除)	249	249	249															
法人住民税(特別償却)	32	32	32															
法人住民税(税額控除)	32	32	32															
法人事業税	102	102	102															
	③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>多くの自動車教習所において、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されることにより、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げが図られるとともに、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することが可能となる。</p> <p>また、高い運転技能を備えたトラックドライバーを育成することにより、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制が期待される。</p> <p>これらの政策目的の実現は、物流業界の慢性的な労働力不足の解消に寄与するだけでなく、物流の効率化に必要な不可欠な貨物自動車の安定確保にもつながるものである。</p> <p>さらに、本特例措置により、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の取得)を強力に後押しすることとなり、自動車教習所における教習用貨物自動車の整備が促進され、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が図られる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により発生する税収の減収額は、トラックドライバーの安定供給による物流の効率化と、高い運転技能を備えたトラックドライバーの育成による交通事故抑止という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>																
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、物流の効率化や交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定しているものであることから、租税特別措置として妥当である。</p>															
		② 他の支援措置や義務付け等はない。	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>															
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>物流は地域経済においても必要不可欠な要素であり、物流の中心的な立場にある貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、地域輸送の活性化や地域における交通の安全の確保に資する。</p>															

11	有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 警察 01)

自動車教習所数・教習用貨物自動車数等

1 自動車教習所に占める中小企業者の割合(※)

98.4 % …a

2 準中型免許に係る教習所、教習用貨物自動車

準中型免許に係る教習の実施を予定している教習所は 986 所…b(※)

うち中小企業者数(a×b)は 970 所

1教習所当たり教習用貨物自動車 2 台を配備 することとした場合、

全体の配備数は 1,940 台となる。

平成28年度中に配備予定の教習用貨物自動車は 812 台…c(※)

うち中小企業者保有(a×c)は 799 台

これを除いた台数 1,141 台を 3 年で配備することとした場合、

1年間の配備数は $1,141 \div 3 = 380$ 台となる。

3 中型免許に係る教習用貨物自動車

全国の中型免許に係る教習用貨物自動車の保有台数は 1782 台…d(※)

うち中小企業者保有(a×d)は 1,753 台

教習用貨物自動車を 15 年で更新することとした場合、1年間の更新数は、

$1,753 \div 15 = 117$ 台となる。

4 大型免許に係る教習用貨物自動車

全国の中型免許に係る教習用貨物自動車の保有台数は 881 台…e(※)

うち中小企業者保有(a×e)は 867 台

教習用貨物自動車を 15 年で更新することとした場合、1年間の更新数は、

$867 \div 15 = 58$ 台となる。

※ (一社)全日本指定自動車教習所協会連合会調べ

教習用貨物自動車を取得した場合の法人税に係る減収見込額(特別償却)

1 準中型

5,198,100 円(※1)の教習用貨物自動車を1年間に 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
 特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。
 1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $592,583,400 \times 0.234 = 138,664,516$ 円となる。

2 中型

7,067,143 円(※2)の教習用貨物自動車を1年間に 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
 特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。
 1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $248,056,719 \times 0.234 = 58,045,272$ 円となる。

3 大型

12,896,661 円(※3)の教習用貨物自動車を1年間に 58 台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。
 特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額
 $748,006,338 \times 0.3 = 224,401,901$ 円となる。
 1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $224,401,901 \times 0.234 = 52,510,045$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額
 $138,664,516 + 58,045,272 + 52,510,045$
 $= 249,219,833$
 となる。

※1 メーカー見積価格

※2、3 平成27年度中の平均取得価格((一社)全日本指定自動車教習所協会連合会調べ)

教習用貨物自動車を取得した場合の法人税に係る減収見込額(税額控除)

1 準中型

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間に 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
 1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.07 = 138,269,460$ 円となる。

2 中型

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間に 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
 1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.07 = 57,879,901$ 円となる。

3 大型

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間に 58 台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。
 1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $748,006,338 \times 0.07 = 52,360,444$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額
 $138,269,460 + 57,879,901 + 52,360,444$
 $= 248,509,805$
 となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 準中型

(1) 法人税

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
 特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。
 法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $592,583,400 \times 0.234 = 138,664,516$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $138,664,516 \times 0.129 = 17,887,723$ 円となる。

2 中型

(1) 法人税

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
 特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。
 法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $248,056,719 \times 0.234 = 58,045,272$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $58,045,272 \times 0.129 = 7,487,840$ 円となる。

3 大型

(1) 法人税

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間 58 台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。
 特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $748,006,338 \times 0.3 = 224,401,901$ 円となる。
 法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $224,401,901 \times 0.234 = 52,510,045$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $52,510,045 \times 0.129 = 6,773,796$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額
 $17,887,723 + 7,487,840 + 6,773,796 = 32,149,358$
 となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人事業税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 準中型

(1) 法人税

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
 特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)
 法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $592,583,400 \times 0.067 = 39,703,088$ 円となる。

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $39,703,088 \times 0.432 = 17,151,734$ 円となる。

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $592,583,400 \times 0 = 0$ 円となる。

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額
 $39,703,088 + 17,151,734 + 0 = 56,854,822$ 円
 となる。

2 中型

(1) 法人税

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
 特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)
 法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $248,056,719 \times 0.067 = 16,619,800$ 円となる。

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $16,619,800 \times 0.432 = 7,179,754$ 円となる。

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0%(外形外法人に適用)を乗じた額
 $248,056,719 \times 0 = 0$ 円となる。

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$= \frac{16,619,800}{23,799,554} + \frac{7,179,754}{23,799,554} + \frac{0}{23,799,554}$$

となる。

3 大型

(1) 法人税

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間 58 台更新するとして、
 $\frac{12,896,661}{748,006,338} \times 58 = \frac{748,006,338}{748,006,338}$ 円が必要となる。

特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $\frac{748,006,338}{748,006,338} \times 0.3 = \frac{224,401,901}{224,401,901}$ 円となる。

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7%
 (外形外法人に適用)を乗じた額
 $\frac{224,401,901}{224,401,901} \times 0.067 = \frac{15,034,927}{15,034,927}$ 円となる。

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形
 外法人に適用)を乗じた額
 $\frac{15,034,927}{15,034,927} \times 0.432 = \frac{6,495,089}{6,495,089}$ 円となる。

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0%
 (外形外法人に適用)を乗じた額
 $\frac{224,401,901}{224,401,901} \times 0 = \frac{0}{0}$ 円となる。

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$= \frac{15,034,927}{21,530,016} + \frac{6,495,089}{21,530,016} + \frac{0}{21,530,016}$$

となる。

4 合計

1年当たりの法人事業税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額

$$= \frac{56,854,822}{102,184,392} + \frac{23,799,554}{102,184,392} + \frac{21,530,016}{102,184,392}$$

となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の税額控除)

1 準中型

(1) 法人税

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間 380 台配備するとして、
 $\frac{5,198,100}{1,975,278,000} \times 380 = \frac{1,975,278,000}{1,975,278,000}$ 円が必要となる。

1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $\frac{1,975,278,000}{1,975,278,000} \times 0.07 = \frac{138,269,460}{138,269,460}$ 円となる。

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+
 都道府県分3.2%)を乗じた額
 $\frac{138,269,460}{138,269,460} \times 0.129 = \frac{17,836,760}{17,836,760}$ 円となる。

2 中型

(1) 法人税

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間 117 台更新するとして、
 $\frac{7,067,143}{826,855,731} \times 117 = \frac{826,855,731}{826,855,731}$ 円が必要となる。

1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $\frac{826,855,731}{826,855,731} \times 0.07 = \frac{57,879,901}{57,879,901}$ 円となる。

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+
 都道府県分3.2%)を乗じた額
 $\frac{57,879,901}{57,879,901} \times 0.129 = \frac{7,466,507}{7,466,507}$ 円となる。

3 大型

(1) 法人税

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間 58 台更新するとして、
 $\frac{12,896,661}{748,006,338} \times 58 = \frac{748,006,338}{748,006,338}$ 円が必要となる。

1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $\frac{748,006,338}{748,006,338} \times 0.07 = \frac{52,360,444}{52,360,444}$ 円となる。

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+
 都道府県分3.2%)を乗じた額
 $\frac{52,360,444}{52,360,444} \times 0.129 = \frac{6,754,497}{6,754,497}$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額

$$= \frac{17,836,760}{32,057,765} + \frac{7,466,507}{32,057,765} + \frac{6,754,497}{32,057,765}$$

となる。

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
金融02	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
金融04	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与しており、その効果の把握にあたっては、貸出残高の状況が指標となるものと考えられる。しかしながら、貸出残高は中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断に影響を受けるものであることから、達成すべき水準を定量的に示すことは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>過去の実績だけでなく、今年度の適用見込数等も含め、機動的に適用数を把握するとともに、各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより適用実績等を聴取。なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においては、金融庁の税制改正要望の対象外となる法人が含まれており、政策評価にあたって対象法人のみの適用数及び適用額を記載することが望ましいと考えるもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成29年度から31年度まで）が予測されていない。</p>

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。 平成29年度から31年度までの適用数の推計は以下のとおり。 ・平成29年度：413 ・平成30年度：413 ・平成31年度：413</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（26年度）を基に試算した減収額」として61億円程度とされている。 金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：432（平成28年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（適用件数は8,800件）、政策評価にあたって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。 従って、信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。 減収額算出に係る算式は以下のとおり。 $\text{（法人税）} = \text{割増分（一括評価金銭債権の12\%）} \times 19\%$ $\text{（法人住民税）} = \text{法人税} \times 17.3\%$ $\text{（事業税）} = \text{割増分} \times 4.6\% \text{（平成26年度以前は3.6\%）}$ $\text{（地方法人特別税）} = \text{事業税} \times 43.2\% \text{（平成26年度以前は81\%）}$ </p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から31年度まで）が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成29年度から31年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。 ・平成29年度：（国税）▲3,210、（地方税）▲1,462（法人住民税：397、事業税744、地方法人特別税321） ・平成30年度：（国税）▲3,210、（地方税）▲1,462（法人住民税：397、事業税744、地方法人特別税321） ・平成31年度：（国税）▲3,210、（地方税）▲1,462（法人住民税：397、事業税744、地方法人特別税321） 上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。 $\text{（法人税）} = \text{割増分（一括評価金銭債権の12\%）} \times 19\%$ $\text{（法人住民税）} = \text{法人税} \times 17.3\%$ $\text{（事業税）} = \text{割増分} \times 4.6\%$ $\text{（地方法人特別税）} = \text{事業税} \times 43.2\%$ </p>

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、平成27年度における信用金庫、信用組合の中小企業向け貸出残高計53兆円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ② 達成目標（地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）に対する効果（信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給量）の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与しており、その効果の把握にあたっては、貸出残高の状況が測定指標となるものと考えられる。しかしながら、貸出残高は本措置による影響のほか、中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断により影響を受けるものであることから、本特例措置による直接的な効果を把握することは困難である。

また、協同組織金融機関の中小企業等に対する貸出残高の増加により、中小企業に対し安定的な資金供給が行われていることを踏まえれば、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標は達成されているものと判断できると考えられる。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通じて、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られる。また、中小企業等に対する資金供給が増加していることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に不可欠なものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【金融庁の補足説明】

中小企業等に対する貸出残高が増加している状況を踏まえると、本特例措置は、協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与しており、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に一定の効果が認められると考える。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【金融庁の補足説明】

本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通じて、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られる。また、中小企業等に対する資金供給が増加していることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に一定の効果を有するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
2	対象税目	(国税5)(法人税:義) (地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、同債権の合計額に貸倒実績率又は法定繰入率(3/1000)を乗じて計算した金額の12%割増した金額とすることを可能とするもの。 《関係条項》 租税特別措置法 第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86
4	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来24回にわたって延長され50年存続してきた。なお、直近では平成27年度税制改正要望で2年間の延長(平成29年3月31日まで)が認められたところ。
7	適用又は延長期間	恒久措置とする。
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本調達手段に制限のない株式会社である銀行と異なり、資本調達手段が限定されており、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が限定されていることから、本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化に寄与する。																								
		① 適用数等 ○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>438</td> <td>437</td> <td>434</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>421</td> <td>420</td> <td>415</td> <td>413</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> <td>95.6%</td> <td>95.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		25年度	26年度	27年度	28年度(見込み)	対象法人数	438	437	434	432	適用法人数	421	420	415	413	適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	95.6%				
			25年度	26年度	27年度	28年度(見込み)																				
対象法人数	438	437	434	432																						
適用法人数	421	420	415	413																						
適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	95.6%																						
② 減収額 ○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,822</td> <td>3,004</td> <td>3,074</td> <td>3,074</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>489</td> <td>401</td> <td>397</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>535</td> <td>711</td> <td>744</td> <td>744</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		25年度	26年度	27年度	28年度(見込み)	法人税	2,822	3,004	3,074	3,074	法人住民税	489	401	397	397	法人事業税	535	711	744	744						
	25年度	26年度	27年度	28年度(見込み)																						
法人税	2,822	3,004	3,074	3,074																						
法人住民税	489	401	397	397																						
法人事業税	535	711	744	744																						
		③ 効果・税収減是認効果 《効果》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 <中小企業向け貸出残高> (単位:兆円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> <tr> <td>26年12月</td> <td>42.1</td> <td>10.0</td> <td>176.8</td> </tr> <tr> <td>27年12月</td> <td>42.8</td> <td>10.2</td> <td>182.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)データは「2016年版中小企業白書」による。</p>		信用金庫	信用組合	国内銀行	23年12月	41.6	9.5	171.4	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2	26年12月	42.1	10.0	176.8	27年12月	42.8	10.2	182.4
	信用金庫	信用組合	国内銀行																							
23年12月	41.6	9.5	171.4																							
24年12月	41.0	9.5	170.1																							
25年12月	41.3	9.7	173.2																							
26年12月	42.1	10.0	176.8																							
27年12月	42.8	10.2	182.4																							

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。</p> <p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒れリスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実を図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p> <p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（インフラファンド市場への参入を促進する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 所期の目標（金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること）から新たな達成目標へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成28年6月に再エネインフラファンド1号案件が上場した中、足下、上場準備案件が複数あるところ。加えて、数年以内に上場準備や検討に着手した案件がある一方、平成29年3月末までの上場が間に合わず、上場準備を中断している案件も複数存在する。今般の要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思慮されるものの、現時点においてどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加されるか不明であるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>② 今回目標においても、「金融資本市場の利便性向上と活性化」（日本再興戦略2016）に基づき、再生可能エネルギー発電設備（以下、「再エネ設備」）を主たる投資対象とする投資法人が、インフラファンド市場に参入促進するための後押しをするものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報をういて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成28年6月にインフラファンド市場第1号案件が上場し、今後本件措置が適用となる見込みであるものの、決算期末到来のため、現時点における適用については、該当がない。</p> <p>② 上記①と同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 今般の要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思慮されるものの、現時点においてどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加されるか不明であるため、将来の適用数等について定量的に予測することは、困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成26年度の租特透明化法に基づく適用実態調査における投資法人全体の適用額は、31億6,533万円と算定されている。一方で、インフラファンド市場においては、平成28年6月に1号案件が上場し、今後本件措置が適用となる見込みであるものの、決算期末到来で現時点における実績がないため、過去の減収額も発生していない。</p> <p>② 上記①と同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 投資法人全体の平成28年度減収金額は621億円（財務省公表）と試算されている。一方、今般の要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進されることにより、適用額は増加すると見込まれるものの、参入してくる者が未確定であるため、将来のインフラファンド市場の適用額については、算出困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成28年6月にインフラファンド市場において第1号案件が上場したものの、決算期</p>

未到来のため、今後本件措置が適用となる見込みであるが、適用実績として該当がないため、過去の効果については把握できない。
【点検結果】
① 補足説明によれば、過去の実績がなく、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果について、インフラファンド市場が活性化するとともに流動性が向上し、持続的な成長が促進されると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 仮に今次要望措置がとられない場合、平成29年4月以降のインフラファンドの組成・上場が見送られ、当該市場の規模は極めて限定的なものとなる。一方で、要望が認められた場合の将来の効果としては、インフラファンドの組成・上場の促進により市場規模（銘柄数・時価総額）が拡大し、これにより機関投資家などを含むより幅広い投資家から資金が流入することにより流動性が向上し、市場が活性化されることで新たな事業者が上場を検討するといった好循環の実現により、インフラファンド市場の持続的成長が可能となり、金融資本市場の利便性向上と活性化に資すると考えられる。また、インフラファンド市場への参入が促進されると思慮されるが、将来の当該市場への参入者数が不透明であるため、現時点において定量的に算定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【金融庁の補足説明】
① ⑤過去の減収額については、平成26年度の租特透明化法に基づく適用実態調査における投資法人全体の適用額は、31億6,533万円と算定されている。一方で、インフラファンド市場においては、平成28年6月に1号案件が上場し、今後本件措置が適用となる見込みであるものの、決算期末到来で現時点における実績がないため、過去の減収額も発生していない。⑦過去の効果については、⑤のとおり実績がないため、把握できない。
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【金融庁の補足説明】
① ⑥将来の減収額については、投資法人全体の平成28年度減収金額として621億円（財務省公表）と試算されている。一方、今般の要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進されることにより、適用額は増加すると見込まれるものの、参入者数が未確定である現時点において、将来のインフラファンド市場の適用額については、算出困難である。⑧将来の効果については、仮に今次要望措置がとられない場合、平成29年4月以降のインフラファンドの組成・上場が見送られ、当該市場の規模は極めて限

定的なものとなる。一方で、要望が認められた場合の将来の効果としては、インフラファンドの組成・上場の促進により市場規模（銘柄数・時価総額）が拡大し、これにより機関投資家などを含むより幅広い投資家から資金が流入することにより流動性が向上し、市場が活性化されることで新たな事業者が上場を検討するといった好循環の実現により、インフラファンド市場の持続的成長が可能となり、金融資本市場の利便性向上と活性化に資すると考えられる。また、インフラファンド市場への参入が促進されると思慮されるが、将来の当該市場への参入者数が不透明であるため、現時点において定量的に算定することは困難であるものの、東京証券取引所においては、2030年までに上場インフラファンド市場の資産規模を概ね1~2兆円程度（非公表情報）と試算している。（算出方法は、2030年時点における発電量1kWhあたり資本コスト×想定発電量×設備稼働年数に、日本の不動産市場に占めるJ-REIT市場の割合を乗じたもの）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

（注）【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充
2	対象税目	(国税14)(法人税:義) (地方税9)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備(「再エネ設備」)について、以下の措置を講ずること。 ① 平成29年3月末までとなっている取得期限を延長すること。 ② 匿名組合出資を通じて投資する場合における賃貸要件を不要とすること。 《関係条項》 租税特別措置法第67条の15
4	担当部局	金融庁総務企画局市場課市場企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年4月～平成32年4月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成26年度税制改正において、本特例創設を要望。 ・平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。
7	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「日本再興戦略2016」に掲げられた、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてのインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を行う。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略2016」抜粋 第2 具体的施策 II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現、⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 ・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備

9	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等によって達成しようとする目標》 ・再エネ設備の取得期限(平成29年3月末まで)により実質的に日切れとなる現行の税制優遇措置を延長することにより、足下の具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入を促進する。 ・また、匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場への参入促進も図る。 《当該目標の測定指標》 ・当該税制優遇措置の投資法人への適用実績。 《政策目的に対し、上記達成目標の実現がどのように寄与するか》 ・上記施策を通じて、来年度以降も新規の上場等が促され、上場インフラファンドが質・量ともに拡大していくことにより、新たな投資対象として一般投資家を含む民間資金のインフラファンド市場への流入を促す。これによって当該市場が活性化するとともに流動性が向上し、持続的な成長が促進される。
		①: 適用数等	・平成28年6月に第1号の再エネインフラファンド案件が上場(直近決算期到来後に適用見込)。 ・また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
		②: 減収額	-
		③: 効果・税収減は認効果	《政策目的が租税特別措置等によりどのように達成されるか》 ・平成28年度税制改正による本件税制優遇措置の拡充(再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年))を受け、上記のとおり、インフラファンド市場において平成28年6月に第1号案件が上場した他、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手。平成29年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置に係る今般の延長措置(要望)等により、来年度以降も足下の具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入を促進することが可能となる。 ・これらの施策により上場インフラファンドが質・量ともに拡大していくことにより、新たな投資対象として一般投資家を含む民間資金のインフラファンド市場への流入を促す。これによって当該市場が活性化するとともに流動性が向上し、持続的な成長が促進される。 《租税特別措置等により達成しようとする目標:直接的な効果》 ・足下において、第1号案件に続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、これらの具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入が促進される。 《延長等が措置されなかった場合の影響》 ・再エネ設備の取得期限延長(本件税制優遇措置の延長)が認められなかった場合、来年度以降の新規上場案件はペイスルー課税対象とならないこと等から、足下において検討中の案件が上場を見合わせる要因となり、今後新たに上場を検討する事業者も現れない可能性が高い。 ・インフラファンド市場の規模が限定的になることから、市場としての活性化や

			<p>流動性向上も望めず、今後の持続的な成長が困難となる可能性が高い。</p> <p>・匿名組合出資を通じて投資する場合の一部要件緩和が認められなかった場合、匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場することが引き続き困難となる可能性がある。</p>
			《税込減を是認するような効果の有無》 —
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人のベイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
本特例措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分の円滑を図り、機構の解散時における国民負担を回避するために必要な措置である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用額について、「各年度 274.8 億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 190 回国会提出）」より引用。なお、財務諸表をもとに算出する場合の計算式は以下のとおり。 資本金等の額（284.8 億円）－ 特例措置適用後の課税標準（10 億円）＝ 274.8 億円
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する効果（平成 28 年度において 144 百万円の税負担が軽減）の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
本特例措置により、機構の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、その結果、銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、達成目標が実現されている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する効果（平成 29 年度において 144 百万円の税負担が軽減）の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
本特例措置により、機構の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、その結果、銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、また、機構の解散時における国民負担を回避することにも繋がり、達成目標の実現が見込まれる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

<p>【金融庁の補足説明】 本特例措置により、機構の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、その結果、銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮しており、税収減を是認する効果が確認されている。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】 本特例措置により、機構の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、その結果、銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性を確保するという達成目標を実現することができ、また、機構の解散時における国民負担を回避することにも繋がることから、税収減を是認する効果が見込まれる。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	(地方税 15)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を 10 億円とする課税標準の特例措置が講ぜられており、当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 12 第 1 項第 1 号ロ 地方税法附則第 9 条第 3 項
4	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 16 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置 創設 平成 21 年度 5 年間の延長 平成 26 年度 3 年間の延長
7	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第 1 条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。</p>
9	有効性等	①: 適用数等	<p>本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円)-特例適用後課税標準(10 億円))である。</p>
		②: 減収額	<p>・減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度 144 百万円 ・減収見込み額 平成 29 年度以降、144 百万円</p> <p>《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度)</p>
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万円、27 年度 86 百万円、28 年度 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置を講ずることにより、平成 29 年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。 その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資信託に係る二重課税調整措置の見直し
税目	法人税、法人住民税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国内外の投資に係る税の中立性を維持する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本要望は、現行の投資信託に係る二重課税調整措置(所得税法第176条第3項、4項、租税特別措置法第67条の15第4項等)が一定の場合には認められていないという状況に鑑み、より効率的かつ有効な二重課税排除措置を講じることを求めるものである。したがって、本要望の性質上、定量的な目標は設定できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>外国税の支払いがある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用者数・適用額等を定量的に予測することは不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>上記①で記載したとおり、本要望は、現状の二重課税調整措置を見直し、効率的かつ有効な制度に改めることを求めるものであり、新たな減税措置を求めるものではなく、減収額は生じない。</p> <p>仮に、二重課税調整措置の見直しが行われた結果、実際に徴収される税額が減少することがあったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていなかった）にすぎず、そのことを以って減収と考えるべきではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「本措置による国際的課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>将来の効果は「税の中立性」という定性的なものであり、定量的に示すことはできない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>上記⑥で記載したとおり、本要望は、現状の二重課税調整措置を見直し、効率的かつ有効な制度に改めることを求めるものであり、税収減は生じないと考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
2	対象税目	(国税 18)(法人税:義) (地方税 14)(法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、投資信託等が国外で支払った税金は、投資家に支払われる収益分配に係る源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている。 しかし、租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)によって証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いているため、投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しを求める。 《関係条項》 租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等
4	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること 《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) ・ 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・ 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・ 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
		②: 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1.市場インフラ構築のための制度・環境整備

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る二重課税を排除すること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。
		外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
9	有効性等	①: 適用数等
		②: 減収額
		③: 効果・税収減是認効果
		二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
		《効果》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。
		《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		③: 地方公共団体が協力する相当性
		二重課税措置の方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		-
		-
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価:平成27年8月

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大

点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
税目	法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（復興拠点等の整備等）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>帰還困難区域の取扱いについては、与党提言「東日本大震災 復興加速化のための6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」を踏まえて、政府方針「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（本年8月31日原子力災害対策本部、復興推進会議決定）が示された。当該政府方針において、復興拠点を、各市町村が実情に応じて適切な範囲で設定し、県と協議の上で整備計画を策定することとされた。現在、これを踏まえた制度を検討中であることから、市町村は計画を策定することが不可能である。このため、現時点で定量的な達成目標及び達成時期を示すことが困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と旨</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によれば、過去の実績がなく、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（復興拠点等の整備等）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と同旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
2	対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 03） （個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）（地方税 03） 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等（5,000万円特別控除等）の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 《関係条項》 ○福島復興再生特別措置法第 32 条 ○都市計画法第 11 条第 12 項 ○租税特別措置法第 33 条の 4、第 65 条の 2、 ○租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号の 9
4	担当当局	復興庁 原子力災害復興班
5	評価実施時期及び分析対象期間	平成 28 年 8 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
7	適用又は延長期間	－
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。 また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む)について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。 整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。 これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法 ○福島復興再生基本方針 3 福島復興及び再生の基本理念、基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成25年12月閣議決定、平成27年6月改定)</p> <p>2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>(2)復興拠点の整備</p> <p>地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成27年5月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成28年3月閣議決定)</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>(4)原子力災害からの復興・再生</p> <p>④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化(略)</p> <p>市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。(以下略)</p> <p>■復興庁政策評価体系 施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進</p>	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興拠点等の整備等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、復興拠点等の整備に要する事業期間が短縮されることにより、復興拠点等の整備等が促進される。</p>	
9	有効性等	①: 適用数等	—

		②: 減収額	—
		③: 効果・租税減是認効果	<p>《効果》 本特例措置により、帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される。</p> <p>《租税減是を是認するような効果の有無》 本特例措置は、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等に大きな役割を果たす。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」において租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年2月

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成 30 年度の法人税）について、製造業 366,027 千円及び旅館業 5,743 千円と算定されているが、減収額の算出方法によれば、それぞれ 367,605 千円及び 5,768 千円となることから、算定に誤りがある。
【総務省の補足説明】	<p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> 減収額の算出方法について説明した注釈に誤記があり、平成 30 年度分について、基本税率 23.3%で計算したと記載してしまったが、正しくは 23.2%である。そのため、評価書の注釈を修正した。 平成 30 年度の減収見込額について、製造業（366,027 千円）及び旅館業（5,743 千円）の数字は、正しい基本税率（23.2%）で計算した値となっているため、修正は不要である。一方、農林水産物等販売業については、誤った基本税率で計算してしまっていたため、修正した（修正前：816 千円→修正後：813 千円）。また、これに伴い、合計欄も修正した（修正前：372,586 千円→修正後：372,583 千円）。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の効果について、平成 27 年度における増加雇用人数 731 人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（過疎地域の雇用の増大を図る）に対する効果の寄与について、平成 23 年度から 26 年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の適用数は 0 件であり、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
【総務省の補足説明】	<p><①について></p> <p>事業者の設備投資は、さまざまな動機に基づいて行われるものであり、本特例がどの程度、過疎地域における設備投資の後押しになったかについては、本特例の適用事業者に聞き取りを行うほかないと考えている。</p> <p>本特例の効果等についてヒアリングを行ったが、サンプル数が 2 件だけでは、今回の事前評価に活用できる内容とは言い難いため、今回の評価において、平成 27 年度の適用事例に係る事後検証の結果を記載することができなかった。</p> <p><②について></p> <p>前回評価時は、「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標の測定指標として、過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人数」を測定指標としていた。</p> <p>しかし、この測定指標については、前回の点検結果において「経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある」との指摘を受けたところ。</p> <p>したがって、前回の測定指標では、本特例が「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標にどの程度寄与したかを定量的に説明することは困難であるが、平成 23 年度から 26 年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の本特例の適用件数がそもそも 0 件であることを鑑みると、少なくとも、コールセンターについては、本特例によって「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標に直接的には寄与しなかったと言わざるを得ないと考える。</p> <p>なお、達成目標の測定指標について、前回評価の点検結果において前述のような指摘が</p>

<p>あったことを受け、今回の事前評価においては、測定指標を「本特例の適用期間中（平成29年度～30年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人」に変更し、事後的に適用事業者に本特例がどの程度寄与したかについて調査を行うこととし、達成目標に対する本特例の直接的な寄与度を検証する予定としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成29年度及び30年度に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人）に対する効果の寄与について、平成27年度から30年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の適用数が推計されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① コールセンターについては、何年度に何件といった合理的な定量的推計が困難であったため、平成27年度から30年度までの適用件数を「－」と表記している。</p> <p>定量的推計が困難な理由は、過去の過疎対策室の調査等で適用事例が無いため過去の実績から将来推計を把握することが困難であることや、経済センサスの公開データではコールセンターの事業所数及び従業者数が公表されておらず、実際の事業所数から推計することもできないといった事情による。</p> <p>一方「0」と表記せずに「－」と表記したのは、コールセンターは、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の改正により本特例措置の対象事業として追加され、過疎法に、コールセンターの立地促進を通じて過疎地域の雇用の拡大を図ることを施策の一つとして掲げていること、また、実際に、コールセンターの誘致に取り組む地方公共団体が多く（33道県及び111市町村でコールセンター向け支援制度や助成策を講じている。『コールセンター白書2014』（株式会社リックテレコム）より。なお、この33道県に、東京都、京都府、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県は含まれていない。）、今後、本特例の適用の可能性が考えられるため、適用件数の将来推計を「0」と断定するのは不適當と考えられるからである。特に、平成26年に新たに支援制度等を用意した市町村については、平成26年の過疎法改正により新たに過疎地域として指定されたことが契機となったケースが多いと分析されており（同白書より）、本特例が、市町村におけるコールセンターの誘致活動も後押ししている。</p> <p>なお、平成22年の過疎法改正でコールセンターを追加したのは、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれるなどが期待できると考えられたからである。実際、一般社団法人日本コールセンター協会が平成27年に行ったアンケート調査（2015年度テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査）によれば、コールセンターにおける正社員の人員規模について、「1人～10人」との回答が22%と最も多いものの、「101人～300人」や「51～100人」との回答も、それぞれ20%と18%となっており、コールセンターで比較的大規模な雇用が発生している。</p> <p>このようなことから、コールセンターの適用件数を定量的に推計することは困難であるものの、上記のような地方公共団体の誘致努力と併せて、今後過疎地域において本特例の活用によりコールセンターに係る設備投資が行われることが期待でき、本特例全体の達成目標（平成29年度及び30年度に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人）にも寄与すると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑦の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑥及び⑧の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人又は個人が、平成 29 年3月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を、対象事業に農林水産物等販売業を加えた上で、2年間延長する。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・情報通信技術利用事業(コールセンター) …機械及び装置、建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100 ○延長:2年間 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 23 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近 14 年) 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の2年延長 平成 19 年度:適用期限の2年延長 平成 21 年度:適用期限の1年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の2年延長 平成 25 年度:適用期限の2年延長 平成 27 年度:適用期限の2年延長
7	適用又は延長期間	2年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」</p> <p>○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」</p> <p>○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」</p> <p>○第 30 条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)】</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p>
---	------	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年6月策定、28 年3月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなり、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 ○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 ○目標値：本特例の適用期間中(平成 29 年度～30 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530 人 (根拠)9③の本特例の効果の見込みに基づく。 ※ なお、本特例がどの程度雇用の増大に寄与したかを確認するため、本特例措置の期間(2年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例を活用した事業者に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。 ・設備投資の目的。 ・本特例措置が、設備投資を行うきっかけ(動機)となったか。また、雇用を増加させるきっかけ(動機)となったか。 ・課税を繰り延べたことにより経営上、どのような効果があったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例の対象事業に農林水産物等販売業を追加することにより、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができると考える。 本特例の政策目的は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。 なお、本特例の効果は、上記のとおりフォローアップ調査で確認をする。

9 有効性等	① 適用数等	【適用件数】																																																						
		適用件数(件)																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>98</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>72</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>71</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>71</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>71</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>71</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>71</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>		製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 23 年度	98	4	0	—	102	平成 24 年度	72	4	0	—	76	平成 25 年度	71	4	0	—	75	平成 26 年度	71	1	0	—	72	平成 27 年度	71	3	—	—	74	平成 28 年度	71	3	—	—	74	平成 29 年度	71	2	—	4	77	平成 30 年度	71	3	—	4	78
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																			
平成 23 年度	98	4	0	—	102																																																			
平成 24 年度	72	4	0	—	76																																																			
平成 25 年度	71	4	0	—	75																																																			
平成 26 年度	71	1	0	—	72																																																			
平成 27 年度	71	3	—	—	74																																																			
平成 28 年度	71	3	—	—	74																																																			
平成 29 年度	71	2	—	4	77																																																			
平成 30 年度	71	3	—	4	78																																																			
		【適用額】																																																						
		適用額(特別償却限度額)(千円)																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2,387,434</td> <td>31,962</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>2,419,401</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2,275,310</td> <td>32,674</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>2,307,988</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>892,412</td> <td>32,421</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>924,838</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,794,632</td> <td>15,531</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>1,810,168</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1,654,118</td> <td>26,875</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,680,993</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,447,054</td> <td>24,942</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,471,996</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>1,631,935</td> <td>22,449</td> <td>—</td> <td>35,040</td> <td>1,689,424</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1,577,702</td> <td>24,755</td> <td>—</td> <td>35,040</td> <td>1,637,497</td> </tr> </tbody> </table>		製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401	平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988	平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838	平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168	平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993	平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996	平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	35,040	1,689,424	平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	35,040	1,637,497
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																			
平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401																																																			
平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988																																																			
平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838																																																			
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168																																																			
平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993																																																			
平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996																																																			
平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	35,040	1,689,424																																																			
平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	35,040	1,637,497																																																			
		※下線を付した年度は推計値を記入している。																																																						
		○実績の計上根拠について 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。																																																						
		○推計値の算出方法 ・平成 27 年度：平成 24 年度～26 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 28 年度：平成 25 年度～27 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 29 年度：平成 26 年度～28 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 30 年度：平成 27 年度(見込み)～29 年度(見込み)の3年平均。 ※ ただし、農林水産物等販売業については、過疎対策室が、農林水産物等販売事業者を対象に平成 26 年度に実施したアンケート調査結果に基づき、算出した。 このアンケート調査の結果、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間に 2,000 万円超の設備投資を行った事業者は、回答事業者 151 社中、39 社であった。これより、件数については、1 年間に4件(39÷10≒4)と推計した。 適用額については、上記アンケート調査の結果より、2,000 万円超の設備投資が行われた案件における、1 件あたりの平均取得価額は、機械及び装置が 4,960 万円、建物及び附属設備が 6,333 万円であった。																																																						

これに、それぞれの特別償却率(機械及び装置 10/100、建物及び附属設備 6/100)を乗じ、1件あたりの特別償却限度額を、
 $(4,960 \text{ 万円} \times 10/100) + (6,333 \text{ 万円} \times 6/100) \approx 876 \text{ 万円}$
 と算出し、上記の方法で推計した1年間の適用件数を乗じて
 $(876 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} = 3,504 \text{ 万円})$ と算出した。

○想定外に僅少であるか否かについて
 前回評価(平成 26 年 8 月)においては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の結果を使用せず、過疎対策室が市町村に照会した結果を計上していた。当時の調査方法では、国税の情報は通常は了知できない市町村にとって、見込みにより回答せざるを得ない場合が多かったため、過大に計上されてしまったものである。

○特例の対象の偏在性について
 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)によれば、別紙のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。
 また、前述のとおり、過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 55 市町村であり、都道府県で見ると 24 道県にまたがっており、地域的にも偏りはしない。

②: 減収額

	減収額 (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820
平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537
平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834
平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593
平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757
平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447
平成 29 年度	381,873	5,253	—	8,199	395,325
平成 30 年度	366,027	5,743	—	8,129	379,899

※下線を付した年度は推計値を記入している。

○実績の計上根拠について
 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○減収額の算出方法
 前述の 9①の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 23 年度: 30%、平成 24 年度~26 年度: 25.5%、平成 27 年度: 23.9%、平成 28 年度~29 年度: 23.4%、平成 30 年度: 23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

③: 効果・税収減は認効果

《効果》
 過疎地域における設備投資が促されることにより、過疎地域における雇用の増大が図られる。

過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(この調査は、主に平成 27 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例の適用事例を尋ねたものである。以下「27 年度過疎対策室調査」という。増加雇用人数は、平成 26 年度に本特例の適用が確認された設備投資に係る人数である)。
 ただし、この調査では、本特例の適用が設備投資のインセンティブになったか否かについてはアンケートしていないため、本特例がどの程度寄与したかについて、定量的に把握することはできない。そのため、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていく予定である。

○効果の推計
 本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数
 ・平成 27 年度: 731 人
 ・平成 28 年度: 731 人
 ・平成 29 年度: 760 人
 ・平成 30 年度: 770 人
 ※ 本特例が設備投資にどの程度寄与したかについては、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていくこととする。

(推計方法)
 ・ 27 年度過疎対策室調査では、平成 26 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 72、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(適用件数 72 に対して、増加雇用人数 711 人)。この適用件数に対する増加雇用人数の比率を、9①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。

○租税特別措置が延長されなかった場合の影響
 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、上記のような、過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。

○前回評価時から目標を変更している理由
 前回評価(平成 26 年 8 月)では、「過疎地域における工場立地件数及び雇用増加人員」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(平成 26 年 10 月)において、「本特例の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては目標値や測定指標を 8③のとおり設定した。

《税収減を是認するような効果の有無》
 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前

(別紙)適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から
 (平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)
 過疎地域における工業用機械等の特別償却

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)
	合計		合計		合計		合計	
農林水産業	0	0	1	4,884	1	8,055	0	0
鉱業	1	18,172	0	0	0	0	2	44,928
建設業	9	0	0	0	3	18,287	4	58,871
製造業	93	2,348,029	67	2,055,125	55	726,744	48	669,981
食品製造業	13	545,345	8	272,583	15	179,656	7	192,358
繊維工業	4	12,561	2	5,585	1	8,133	0	0
木材、木製品製造業	1	3,313	3	12,609	5	93,904	3	35,761
家具、装備品製造業	2	14,390	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	1	362	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	2	3,039
化学工業	5	205,914	2	43,852	2	12,253	0	0
石油製品製造業	2	15,979	1	199	0	0	0	0
石灰製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	1	22,858	1	13,421	2	19,392
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	1	7,291	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	38,915	1	960,000	3	75,753	2	35,566
鉄鋼業	3	70,427	3	108,865	1	40,432	1	20,839
非鉄金属製造業	3	45,851	1	3,039	0	0	0	0
金属製品製造業	16	74,372	13	64,141	5	59,728	12	84,243
機械製造業	10	540,135	6	124,639	6	106,991	7	175,041
産業用電気機械器具製造業	5	132,996	5	27,987	3	25,412	4	28,537
民生用電気機械器具電球製造業	3	97,434	2	31,964	2	20,309	1	1,305
通信機械器具製造業	4	148,547	1	6,955	1	521	1	4,665
輸送用機械器具製造業	12	158,621	11	215,791	4	46,573	5	59,809
理化学機械器具等製造業	1	39,674	2	41,998	2	30,315	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	2,279	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	6	157,541	5	112,048	1	3,401	1	9,419
卸売業	2	9,284	3	134,963	1	12,798	6	305,574
小売業	2	11,949	1	80,338	2	7,292	2	6,103
料理飲食旅館業	4	31,962	4	32,674	4	32,421	1	15,531
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	3	54,496	3	583,955
運輸通信公益事業	0	0	0	0	1	4,795	2	103,943
サービス業	0	0	0	0	4	59,396	3	12,812
その他	0	0	0	0	1	549	1	8,465
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	102	2,419,399	76	2,307,986	75	924,838	72	1,810,168

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。
 ※ 四捨五入の関係で、評価書中の適用額と合計が一致しない場合がある。

		<p>述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、本特例は、実際に地域の雇用にとって重要な業種で活用されている。27年度過疎対策調査において、平成26年度に本特例の適用が確認された法人事業所は72であり、そのうち、77.8%にあたる56の事業所が、その市町村における当該業種に係る雇用者割合が全国平均以上の業種(基盤産業)の事業所であった。ある地域の基盤産業と非基盤産業の従業者数は比例するとされており(出典:総務省統計局ホームページ「地域の産業・雇用創造チャート」(「地域産業構造の見方、捉え方」))、本特例により雇用の増加を図ることで、地域全体の雇用増加につながると考えられる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、企業等の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月【H26 総務02】

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（過疎地域における雇用人数の増加）から新たな達成目標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数の増加）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的（過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図る）に対する達成目標の寄与について、「過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる」と説明されているが、平成29年度から31年度までの間に本特例を活用した企業立地が3件以上という達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p><①について></p> <p>前回評価時（平成25年8月）では、「過疎地域における「雇用増加人数」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（平成25年10月）において、「本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては、測定指標を「過疎地域における本特例を活用した企業立地件数」へと変更した。新しい測定指標をこのような内容にしたのは、本特例の根拠となる過疎地域自立促進特別措置法第29条の趣旨が「過疎地域における産業の振興を図るため」とされているためである（『逐条解説 過疎地域自立促進特別措置法』ぎょうせい）。</p> <p><②について></p> <p>過疎地域の市町村にとっては、たとえ立地件数が1件であっても、当該地域に企業が立地することにより、一般的には、地域内における就業場所の創出や、当該企業と地元企業との間の取引の発生、当該企業の従業員を相手とする各種サービス業の売り上げ増加など、さまざまな効果が期待できる。逆に、企業立地があっても産業の振興につながらないと断定することの方が困難である。</p> <p>「平成29年度から31年度までの間に本特例を活用した企業立地が3件以上」という目標件数は全国的な目標数値であり、企業立地のあったそれぞれの市町村においては、前述のような「過疎地域における産業の振興」という政策目的にかなう効果が発生すると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）3件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 本特例の実績については、平成25年度以前の数値については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においても適用件数がわからなかったものであり、最新の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において初めて、平成26年度の適用実績として3件という数値が判明したものである。</p> <p>平成25年度までは、市町村に対するアンケート調査により適用実績の把握を試みていたが、市町村が把握できる範囲においては、近年、本特例の適用事例は確認できていなかった。そのため、今回明らかになった平成26年度の適用実績3件という結果が、想定外の結果であるとは考えていない。</p> <p>適用事例が僅少である理由については、今後精査していくつもりである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度の法人税）について、119,620千円と算定されているが、実績の計上根拠によれば、191,620千円となることから、算定に誤りがある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p><①について></p> <p>評価書に誤記があったため、御指摘のとおり、「191,620千円」へと修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られると説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされ</p>

ていない。
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 本特例は、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的としており、「就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られる」というのは、産業の振興の具体的な事例を列挙したものである。今回の事前評価において、このような定性的な記述となっている理由は、次のとおりである。</p> <p>本特例は、適用に当たって主務官庁の許認可等は必要ないため、総務省において、直接、具体的にどの事業者が本特例の適用を受けたのかを把握することはできない。また、過疎対策室では、平成26年度まで、市町村に対し、本特例の適用実績の把握状況を照会していたが、市町村では国税の特例の適用実績を了知することはできないため、十分な把握ができなかった。</p> <p>そのため、平成27年度には、市町村に対する調査方法を変更し、本特例の適用にあたって事業者が税務署に申告することになっている証明書類（本特例の対象資産が過疎地域内に所在することを市町村長が証明する書類）の発行実績を尋ねることとした。</p> <p>その結果、平成26年度中に全国で3件の証明書発行実績があることが判明したため、証明書の交付を受けた事業者に対し、実際に本特例措置を適用したか、また適用した結果どのような効果があったかを尋ねようとしたが、いずれも証明書を受領したに留まり実際には本特例の適用がなかった等の事情により、実際に本特例を適用した企業にコンタクトを取ることができなかった。</p> <p>このような理由により、本特例の直接的な効果について、定量的に把握することができなかったものである。</p> <p>本特例の効果については、事前評価書に記載のとおり、適用事業者に対して事後的にアンケートを行うことを予定しており、適用事業者の把握方法について改善を図りながら、本特例の効果について、定量的な分析ができるよう、引き続きフォローアップを行っていくこととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑦の補足説明で記述した事情により、過去の効果について、本租特による産業の振興の効果について、定量的に把握することができなかったものである。そのため、将来的な効果についても、定性的な記述とせざるを得なかった。</p> <p>本特例の効果については、前述のとおり、適用事業者に対して事後的にアンケートを行うことを予定しており、適用事業者の把握方法について改善を図りながら、本特例の効果について、定量的な分析ができるよう、引き続きフォローアップを行っていくこととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑤及び⑦の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑧の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) 【新規・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80% 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的とする。

		《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」 ○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇を増大すること。」 ○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」 ○第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」 【「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
②	政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、条件の不利な過疎地域への企業誘致等を図る。

			<p>○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p> <p>○目標値： 平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上。 ・根拠：9①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>なお、本特例措置の期間(3年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用した事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した資産及び場所、譲渡した資産及び場所。 ・譲渡価額及び取得価額 ・本特例措置が、資産の買換えを行うきっかけ(動機)となったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる。</p>																											
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数・適用額(平成 24 年度～平成 31 年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>3</td> <td>751,453</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:下線を付した年度は推計値を記入している。 ※2:適用額は本特例による損金算入額である。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年第 190 国会提出)」による。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの件数を特定できないことから、「—」としている。</p> <p>○推計値の根拠について ・本特例を適用しようとする事業者は、買換えた資産が過疎地域の市町村内にあることを当該市町村長が証明する書類が必要である。平成 27 年度に過疎対策室でこの証明書の発行実績調査を行ったところ、3 件の発行実績があった。これは、あくまで市町村に対して行った証明書の発行実績調査であるため、上記の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく本特例の適用実績とは異なるが、本特例に対するニーズがあることが推察できるため、毎年度少なくとも1件ずつの特例適用を見込んでいる。 ・適用額の推計については、平成 26 年度の適用件数3件における適用額(751,453 千円)から算出した1件あたりの平均額を計上した。</p>		件数	適用額(千円)	平成 24 年度(実績)	—	—	平成 25 年度(実績)	—	—	平成 26 年度(実績)	3	751,453	平成 27 年度(推計)	1	250,484	平成 28 年度(推計)	1	250,484	平成 29 年度(推計)	1	250,484	平成 30 年度(推計)	1	250,484	平成 31 年度(推計)	1	250,484
	件数	適用額(千円)																												
平成 24 年度(実績)	—	—																												
平成 25 年度(実績)	—	—																												
平成 26 年度(実績)	3	751,453																												
平成 27 年度(推計)	1	250,484																												
平成 28 年度(推計)	1	250,484																												
平成 29 年度(推計)	1	250,484																												
平成 30 年度(推計)	1	250,484																												
平成 31 年度(推計)	1	250,484																												

			<p>・平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p> <p>○特例の対象の偏在性について 本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。 また、実態においても、前述の過疎対策室調査により回答のあった3件は、製造業(非鉄金属工業)、電気事業者、農業関係事業者であり、特定の業種に偏ってニーズがあるわけではない。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度(実績) — 平成 25 年度(実績) — 平成 26 年度(実績) 191,620 千円 平成 27 年度(推計) 63,873 千円 平成 28 年度(推計) 63,873 千円 平成 29 年度(推計) 63,873 千円 平成 30 年度(推計) 63,873 千円 平成 31 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>○実績の計上根拠について 平成 26 年度の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)に基づく適用額に、基本税率 25.5% を乗じて算出した。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの減収額を算出できないことから、「—」している。</p> <p>○推計値の根拠について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)による平成 26 年度の適用件数(3件)から、1件あたりの平均減収額 63,873 千円を算出し、前述のとおり、毎年度少なくとも1件は適用が見込まれることから、この平均減収額を各年度に計上している。 平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 過疎地域における企業立地等が促進されることにより、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られ、過疎地域における産業の振興につながるものである。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失うことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで過疎地域における産業の振興につながるという社会的意義があることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、8③記載のとおり、平成29年度から平成31年度までの間に3件以上を目標としており、平成32年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月【H25 総務 02】

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大会の円滑な準備及び運営）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準を定量的に示すことは難しいが、大会の主催者（RWCL）と大会組織委員会とで合意した大会収支予算案における全体収入及び支出の総額（445.2億円）が、大会終了時に予算案と差異がなければ、大会を計画どおりに実施できたと評価することができるため、達成すべき水準といえる。</p> <p>また、目標達成時期については、大会終了後、収支決算が確定する予定である平成32年3月となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 適用額については、RWC関係者が日本で受け取る所得として、想定している額は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29～31年度：スポンサー収入（90億円）、放映権料（37.8億円）、グッズ販売等収入（13.5億円）、 ・平成31年度：大会保証料（144億円）
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から31年度までの法人税）について、算定に誤りがある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 指摘のとおり、計算式に誤りがあった。</p> <p>285億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=73億円</p> <p>【29年度】47億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=12億円</p> <p>【30年度】47億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=12億円</p> <p>【31年度】191億円×（法人税23.2%+×地方法税2.39%）=49億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成31年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、平成29年度から31年度までにおける経済効果見込額4,179億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 将来の効果については、経済波及効果見込額に加えて、需要増加見込み額を記載している。</p> <p>② 租税特別措置等の直接的な効果については、RWC関係者の商業的権利の対価による収入等にかかる税制上（法人税・法人住民税・法人事業税）の配慮により、関係者による大会の準備及び運営にかかる活動が活発化するため、大会組織委員会の活動人員を減じた対応が可能となる。具体的には、活動のために来日する人員の数が予定数（19名）から増加することが予測され、大会終了後に関係者の来日者数とそれに伴い、大会組織委員会関係職員の雇用数の減について検証することができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① ⑥将来の減収額及び⑧将来の効果の課題については、⑥及び⑧の補足説明で解消している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑩将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 RWCL(ラグビーワールドカップ・リミテッド:WR(ワールドラグビー)ラグビーワールドカップ大会の運営を委託されている子会社)からの要望を踏まえ、2019年ラグビーワールドカップ大会(RWC2019)のために来日する大会関係者を対象とし、本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について法人税等を非課税とする。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の11、第68条の15 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項
4	担当部局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～31年度)
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 RWC2019の円滑な準備及び運営を支援するため、海外からのRWC2019大会関係者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、RWC2019の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 なお、RWCLと公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(JRFU)とのRWC2019開催に関する契約書(HUA)において、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。(JRFUは、HUA上で求められている債務の履行の大部分について、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会に委託している。) 《政策目的の根拠》 ○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。))が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便はが

		き等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ○スポーツ基本法(抄) (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。 ○スポーツ基本計画(抄) 政策目標 「国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機構が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 RWCは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3番目の規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。一方で、RWC2019の開催に際しては、RWCLをはじめとする大会関係者の他、選手、放送関係者等、世界各地の法人・個人の関与・来訪が予想される。非住居者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質とPEの態様により、我が国で法人税等を課税されることが有り得る。なお、我が国は、スポーツ基本法(平成23年8月24日施行)に基づき、平成24年に策定した「スポーツ基本計画」において、国は、中央競技団体等と連携し、大規模な国際競技大会の招致や、我が国で予定されている国際競技大会等の円滑な開催に向けて、海外への情報発信や社会的気運の醸成、海外からのスポーツ関係者の受入れ等に必要な措置等の支援を行う方針を明確にしている。2020東京オリパラ大会と同様にRWC2019において、税制面で大会関係者等の受入れに必要な措置を講ずることは、スポーツ基本計画の趣旨に合致するものであり、従来からの我が国のスポーツ振興政策の方針に沿った措置である。
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○RWC2019の円滑な準備及び運営の実現 ○大規模かつ国家的に重要なスポーツ競技会であるラグビーワールドカップ2019大会の円滑な準備及び運営を行うこと。 ○今回の要望の中心にあるRWCLは登記地であるアイルランド共和国においても「運動又はアマチュアの競技会又はスポーツの推進を唯一の目的とする組織又は人」として認定され、租税の免除を受けている。また、RWCLの場合、商業的収入を含むワールドカップからの収入が全世界におけるラグビーの発展に不可欠な財源として免除を受けている。これは我が国の公益法人に対する税の優遇措置と類似する制度といえる。今回要望している租税特別措置により、アイルランド共和国で公益性を理由に免税されている法人に対し、我が国でも免税が可能となり、我が国の公益法人に対する制度とも、アイルランドの優遇制度とも整合的な対応が取れる。

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 ¹⁾ 》 RWC2019 の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを發揮できる。
9	有効性等	① 適用数等 ○適用件数及び適用額 (単位:件、億円)
		② 減収額 ○減収額 (単位:件、億円)

年度	平成 29	30	31
適用件数	1	1	1
適用額	47	47	191

年度	平成 29	30	31
法人税	12	12	49
法人住民税	0.8	0.8	3
法人事業税	4.5	4.5	18

	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位:件、億円)
		○租税特別措置等による効果 (単位:億円)
		《税収減を是認するような効果の有無》
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

年度	平成 29	30	31
適用件数	1	1	1
適用額	47	47	191

(注)29年度から31年度については目標値

年度	29	30	31
経済効果見込額	4,179		
内、需要増加見込額	1,869		

平成 21 年の開議了解資料や「平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に見るように、本大会は国家的に重要なスポーツ競技会と位置付けられ、開議了承の下に招致をした経緯がある。これらを背景に本大会の円滑な準備・運営のため、租税特別措置を要望するもの。

HUAでは、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援との関係では、国費、開催都市分担金、JSC助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定。一方、国全体で4,200億円の経済効果が見込まれている。その効果は、全国12会場の開催都市と、その周辺地域及びキャンプ地が享受するものである。(※その一方、地方の負担は開催都市分担金の39億円(予定)のみ)

RWC2019の開催を返して、国全体で4,200億円の経済効果が見込まれている。その経済効果の裨益は、全国各地に散らばる12試合会場都市及びその周辺地域並びにキャンプ地において享受されるものであるため、受益者負担の観点からRWC2019に関連したに経済効果が行われる地方公共団体に協力を頂くことが妥当。

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

【パターン①】3カ年 まとめて記載

○平成 29 から 31 年度まで

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	285 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	96 億円	73 億円+5 億円+27 億円-9 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
⑤ 法人税	73 億円	285 億円×(法人税 23.4%×地方法税 2.41%)	②×税率
⑥ 法人住民税	5 億円	67 億円×7%	②×法人税率×税率
⑦ 法人事業税	27 億円		⑦
⑦ 所得割	27 億円	285 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 29 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.8%)に調整

【パターン②】3カ年 年度別

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	47 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	16 億円	12 億円+0.8 億円+4.5 億円-1.3 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	12 億円	47 億円×(法人税 23.4%×地方法税 2.41%)	②×税率
⑤ 法人住民税	0.8 億円	11 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	4.5 億円	4.5 億円	⑦
⑦ 所得割	4.5 億円	47 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 29 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.8%)に調整

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	47 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	16 億円	12 億円+0.8 億円+4.5 億円-1.3 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	12 億円	47 億円×(法人税 23.2%×地方法税 2.39%)	②×税率
⑤ 法人住民税	0.8 億円	11 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	4.5 億円	4.5 億円	⑦
⑦ 所得割	4.5 億円	47 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 30 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.6%)に調整

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	191 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	64 億円	49 億円+3 億円+18 億円-6 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	49 億円	191 億円×(法人税 23.2%×地方法税 2.39%)	②×税率
⑤ 法人住民税	3 億円	44 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	18 億円	18 億円	⑦
⑦ 所得割	18 億円	191 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 30 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.6%)に調整

(別紙 2)

租税特別措置等による効果の算定根拠

○平成 29 から 31 年度までの租税特別措置等による効果
ラグビーワールドカップ 2019 大会の日本での開催による経済効果として、民間のシンクタンクによる以下の試算が公表されている(※)。

(単位:億円)

区分	年度		
	平成 29	30	31
経済効果見込額	4,179		
内、 需要増加見込額	1,869		

※出典:「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会による経済効果」(2015 年 9 月、EY 総合研究所株式会社)

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
厚労02	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労05	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目④将来の適用数等、⑥将来の減収額及び⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
2	対象税目	(国税2)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義) 【新設】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。</p> <p>○特別償却又は税額控除制度の選択適用 ○不動産取得税及び固定資産税の軽減措置</p> <p>※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。(消費税法第6条、消費税法施行令第14条)</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当当局	厚生労働省医政局総務課、老健局老人保健課、障害保健福祉部障害福祉課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28年度に要望
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を都道府県が順次策定しているところ。 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域医療構想」に基づき、病床の機能分化・連携を進めていくこととされている。 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携など、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。</p>

		<p>【参考】平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日 自由民主党・公明党) (抄)</p> <p>第三 検討事項</p> <p>8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>—</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p> <p>③ 効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》 —</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>また、対象物は一定金額以上のものに限定しているために、政策目的の実現手段として妥当なものとなっている。</p> <p>医療機関が利用できる設備投資促進税制として、取得価額500万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度がある。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。</p> <p>—</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ること、地域において良質かつ適切な医療を提供）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>本措置は、医学技術の進歩に応じた、多種多様な高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進し、地域において良質かつ適切な医療が提供されることを目標としていることから、数値等により目標及びその達成状況を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（法人税）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>本措置の対象となる医療機器の種類や価格が多岐にわたるうえに、医療機関の診療科等により導入する機器も異なるため、予測も困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>本措置の対象となる医療機器の種類や価格が多岐にわたるうえに、医療機関の診療科等により導入する機器も異なるため、将来の減収額を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果（平成24年度から26年度まで）について、「「業事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果（平成24年度から26年度まで）について、「租税特別措置の実績の把握が困難なため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ること、地域において良質かつ適切な医療を提供）に対する効果の寄与について、「租税特別措置の実績の把握が困難」とし、「租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額」を用いて説明されているが、当該国内出荷額が達成目標とどのような関係にあるのか説明がなく、当該国内出荷額によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、貴省が本特例措置の実態について四病院団体協議会を通じて調査した結果等も踏まえ、本特例措置により導入された高額医療機器数等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①から②について 別添のとおり。なお、27年度については、データがないため把握が困難。</p> <p>③について 医療用機器は患者の病巣発見、診断・治療の正確性・精度、さらには患者の生命に直結するものであり、医療機関にとっては必要不可欠なものであることから、アンケート等により本措置がなかった場合と比較することは適当でないとする。</p> <p>④について 租税特別措置の実績の把握は困難である。 「本特例措置により導入された高額医療機器数等」が、達成目標に対する効果としてより適当な指標であるか、次回以降検討していきたい。</p>

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【点検結果】
①・③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
本措置は、四病院団体協議会が行ったアンケートで118病院のうち、39病院において適用実績があったこと、また、46病院で今後対象機器を購入した場合に特別償却制度を利用したいとの回答があったことから、医学医術の進歩に応じた、多種多様な高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進し、地域において良質かつ適切な医療が提供されることに資するものである。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
⑤と⑦の補足説明のとおり。
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
⑤と⑧の補足説明のとおり。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目④将来の適用数等、⑥将来の減収額及び⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

【平成25年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,293	5,722	104,672,546	89.8%	93,995,946	74.5%	3,064,701	25.5%	781,499
	診療所	1,964	38,544	75,700,416	38.5%	29,144,660				
	歯科	1,547	11,914	18,430,958	41.1%	7,575,124				
個人	病院	4,965	320	1,588,800	89.8%	1,426,742	25.5%	1,048,992	15.9%	166,790
	診療所	1,165	45,006	52,431,990	38.5%	20,186,316			8.7%	91,262
	歯科	1,003	56,170	56,338,510	41.1%	23,155,128				
合計		28,937	157,676	309,163,220		175,483,916	100.0%			1,039,551

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	967	74.5%	
所得税		25.5%	338

【別表1】平成25年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,266	1000~ 2000万円	15.9%
診療所	11,984		
歯科	5,763	500~ 1000万円	8.7%

【平成26年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,722	5,721	107,108,562	89.8%	96,183,489	75.5%	2,357,556	25.5%	601,177
	診療所	1,917	39,455	75,635,235	38.5%	29,119,565				
	歯科	1,775	12,393	21,997,575	41.1%	9,041,003				
個人	病院	5,714	289	1,651,346	89.8%	1,482,909	24.5%	765,035	16.2%	123,936
	診療所	1,153	43,863	50,574,039	38.5%	19,471,005			8.8%	67,323
	歯科	990	55,588	55,032,120	41.1%	22,618,201				
合計		30,271	157,309	311,998,877		177,916,172	100.0%			792,436

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	842	75.5%	
所得税		24.5%	273

【別表2】平成26年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	14,358	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	11,922		
歯科	5,966	500~ 1000万円	8.8%

【平成27年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,508	5,721	105,884,268	89.8%	95,084,073	75.3%	2,711,129	23.9%	647,960
	診療所	1,941	39,455	76,582,155	38.5%	29,484,130				
	歯科	1,661	12,393	20,584,773	41.1%	8,460,342				
個人	病院	5,340	289	1,543,260	89.8%	1,385,847	24.7%	907,014	16.1%	146,029
	診療所	1,159	43,863	50,837,217	38.5%	19,572,329			8.8%	79,817
	歯科	997	55,588	55,421,236	41.1%	22,778,128				
合計		29,606	157,309	310,852,909		176,764,849	100.0%			873,806

*施設数は、平成26年10月1日現在のものを使用
*減価償却費、特別償却額は、平成25年度と平成26年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成25、26年度の平均値

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	915	75.3%	
所得税		24.7%	300

【別表3】平成25、26年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	14,812	1000~ 2000万円	16.1%
診療所	11,953		
歯科	5,865	500~ 1000万円	8.8%

【出典】
・第20回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
・医療施設調査結果（施設数）
・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
・租税特別措置法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）
・申告所得税課税調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

平成26年度

薬事工業生産動態統計年報
第20・21表編集 医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫数量及び金額

(単位：千円)

番号	分類	単位	品目数	国内出荷			市場単価 補正係数④ (③×1.84)	市場規模 ①×④
				数量①	金額②	卸値③ (②/①)		
20204992	その他のX線透視撮影装置	個	305	2,276	17,529,562	7,702	14,172	32,255,472
20208020	汎用循環器X線診断装置	個	123	229	16,249,291	70,958	130,563	29,898,927
20210043	乳房用X線診断装置	個	95	1,094	5,555,238	5,078	9,344	10,222,336
020210997	その他の専用X線診断装置	個	5	5	217,880	43,576	80,180	400,900
020212047	胸部集検用X線装置	個	34	169	610,883	3,615	6,652	1,124,188
020212063	胸・腹部集検用X線装置	個	-	-	-	-	-	-
020216	X線骨密度測定装置	個	48	647	2,010,940	3,108	5,719	3,700,193
020404024	パノラマX線撮影装置	個	66	563	1,557,038	2,766	5,089	2,865,107
020604	全身用X線CT装置	個	318	1,656	52,004,640	31,404	57,783	95,688,648
020699	その他の医用X線CT装置	個	47	511	5,949,879	11,644	21,425	10,948,175
020804	エミッションCT装置	個	44	71	2,346,590	33,051	60,814	4,317,794
020899	その他の診断用核医学装置及び関連装置	個	81	232	12,407,154	53,479	98,401	22,829,032
021004997	その他の専用超音波画像診断装置	個	110	109,554	2,233,279	20	37	4,053,498
021204	超電導式磁気共鳴画像診断装置	個	96	471	44,807,199	95,132	175,043	82,445,253
021299	その他の磁気共鳴画像診断装置	個	14	104	5,177,041	49,779	91,593	9,525,672
021699	その他の主要構成ユニット	個	123	1,846	5,556,633	3,010	5,538	10,223,148
040202994	その他のフィルムチェンジャ	個	1	1	2,111	2,111	3,884	3,884
040299990	他に分類されない診断用X線関連装置	個	12	12	45,032	3,753	6,906	82,872
049999	他に分類されない画像診断用X線関連装置及び用具	個	-	-	-	-	-	-
060206998	その他の聴診器及び打診器	個	20	1,969	461,557	234	431	848,639
060402080	長時間心電図記録解析装置	個	28	183	550,497	3,008	5,535	1,012,905
060804046	視野計	個	73	877	2,275,372	2,594	4,773	4,185,921
060810995	その他の超音波装置	個	525	1,497	7,080,280	4,730	8,703	13,028,391
080202042	ディスクリット方式臨床化学自動分析装置	個	811	1,347	11,236,388	8,342	15,349	20,675,103
080208028	蛋白分画電気泳動装置	個	-	-	-	-	-	-
080210025	免疫吸光測定装置	個	15	21	189,429	9,020	16,597	348,537
080210041	免疫比濁測定装置	個	14	61	238,843	3,915	7,204	439,444
080210083	免疫発光測定装置	個	149	933	5,465,784	5,858	10,779	10,056,807
080699	その他の検査用核医学装置	個	4	24	54,116	2,255	4,149	99,576
081099	その他の血清検査装置	個	-	-	-	-	-	-
089902042	自動感受性試験装置	個	-	-	-	-	-	-
089902996	その他の微生物検査装置	個	46	288	1,383,026	4,802	8,836	2,544,768
089999	他に分類されない医用検体検査機器	個	59	338	736,895	2,180	4,011	1,355,718
120802041	電動式手術台	個	270	1,262	3,403,813	2,697	4,962	6,262,044
140402042	多人数用透析液供給装置	個	43	447	1,235,150	2,763	5,084	2,272,548
140412088	血液成分分離装置	個	27	4,076	1,884,331	462	850	3,464,600
140606027	一人用高圧酸素治療装置	個	8	14	1,196,385	85,456	157,239	2,201,346
160402	医用リニアアタクセラレータ	個	36	2,768	17,448,627	6,304	11,599	32,106,032
160602025	位置決め用X線装置	個	22	155	991,285	6,395	11,767	1,823,885
160606	放射線治療台	個	14	25	225,992	9,040	16,634	415,850
160699	その他の放射線治療用関連装置	個	20	70	378,567	5,408	9,951	696,570
160802043	紫外線治療器	個	69	217	604,007	2,783	5,121	1,111,257
161004	半導体レーザー治療器	個	1	20	22,007	1,100	2,024	40,480
161006040	ヤグレーザ手術装置及びレーザーコアグレータ	個	238	1,401	2,758,330	1,969	3,623	5,075,823
161499	その他のハイパーサーミア装置	個	6	8	449,992	56,249	103,498	827,984
161604996	その他の体外式衝撃波砕石破砕装置	個	34	420	4,420,011	10,524	19,364	8,132,880
								439,612,207

市場価格補正係数の根拠について

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	
医療用機器卸売事業所数	① 3,961	3,961	3,961	3,918	3,918	3,918	3,918	H24経済センサス(兼商業統計)産業別第1表
卸売事業所数(標本)	② 773	710	710	762	662	602	711	医療機器産業実態調査表27
係数	③ 5.12	5.58	5.58	5.14	5.92	6.51	5.51	①/②
医療機器売上高(標本)	④ 1,207,228	1,128,146	1,128,146	1,159,489	1,048,922	976,435	1,029,111	医療機器産業実態調査表12
医療機器売上高(全体)	⑤ 6,181,007	6,295,055	6,295,055	5,959,773	6,209,618	6,356,592	5,670,402	④×③
医療機器生産高+輸入高	⑥ 3,358,032	3,083,627	3,083,627	2,866,849	2,768,857	2,651,162	2,783,101	薬事工業生産統計年報概要表37・46
価格費(売上高/生産高)	1.84	2.04	2.04	2.08	2.24	2.40	2.04	⑤/⑥

平成29年度税制改正要望資料
高額医療用機器の特別償却制度関係

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	対象税目	(国税3)(法人税:義、所得税:外)【延長】																																																									
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を対象機器の見直しを行った上で、平成 29 年度以降も2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 12 条の2第 1 項第 1 号、第 45 条の2第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号</p>																																																									
4	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 24~27 年度																																																									
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※1	同上	同上 千円																																																									

			<table border="1"> <tr> <td>平成23年 ※2</td> <td>12%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> </table>	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成 25 年 ※3	同上	同上 千円	平成 27 年 ※3	同上	同上 千円										
平成23年 ※2	12%	同上 千円																				
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円																				
平成 27 年 ※3	同上	同上 千円																				
			<p>※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成25年度及び平成27年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>																			
7	適用又は延長期間	平成 29 年4月1日から平成 31 年3月 31 日まで																				
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。</p> <p>(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。</p>																				
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数及び特別償却額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>987件</td> <td>3,065百万円</td> <td>338件</td> <td>1,049百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>842件</td> <td>2,358百万円</td> <td>273件</td> <td>765百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>915件</td> <td>2,711百万円</td> <td>300件</td> <td>907百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>		(法人税)		(所得税)		平成25年度	987件	3,065百万円	338件	1,049百万円	平成26年度	842件	2,358百万円	273件	765百万円	平成27年度	915件	2,711百万円	300件	907百万円
	(法人税)		(所得税)																			
平成25年度	987件	3,065百万円	338件	1,049百万円																		
平成26年度	842件	2,358百万円	273件	765百万円																		
平成27年度	915件	2,711百万円	300件	907百万円																		

		②: 減収額	<p>(法人税) (所得税)</p> <p>平成25年度 781百万円 258百万円</p> <p>平成26年度 601百万円 191百万円</p> <p>平成27年度 648百万円 226百万円</p> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>租税特別措置の実績の把握が困難であるため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載</p> <p>平成24年度 473,556百万円</p> <p>平成25年度 453,416百万円</p> <p>平成26年度 439,612百万円</p> <p>*「薬事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。</p> <p>また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>達成目標については、「生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。」であるが、事業者の経営基盤の強化を図るためには、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要であると考える。現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調（▲24.4＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成すべき水準が定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要」と説明されているが、業況DIとは、景気が良いと感じている企業の割合から景気が悪いと感じている企業の割合を引いたものを表した景気判断指数であり、本特別措置の効果が測られていない。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（法人税）について、「(対象施設数) (特別償却対象設備取得額) (特別償却実施額)」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租税透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回提出）では、平成25年度、26年度とも0件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合が25年度1件、26年度4件あった。そのため、関係団体を通じたアンケート調査による実績を計上しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租税透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>中小零細事業者たる生活衛生関係営業者における生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により共同利用施設の特例措置を利用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合があったところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「法人税を納付していない組合があった」と及び②過去の適用数等における「法人税を納付していない組合が25年度1件、26年度4件あった」との説明では、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて明らかにされていない。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>												
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>組合を対象に実施したアンケート調査から、適用見込みを適切に算出したところである。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> </table> <p>※ 平成25年度～平成27年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。</p>	H28	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)	H29	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)	H30	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)
H28	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
H29	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
H30	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>												

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租税透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回提出）では、平成25年度、26年度とも0件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査による実績を計上しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>												
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> </table>	H28	2件	3.0百万円	(減収額)	H29	2件	3.0百万円	(減収額)	H30	2件	3.0百万円	(減収額)
H28	2件	3.0百万円	(減収額)									
H29	2件	3.0百万円	(減収額)									
H30	2件	3.0百万円	(減収額)									

※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果について、「共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る）に対する効果の寄与について、当該効果が定量的に把握されていないため、達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
上述のとおり、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 190 回提出）では、平成 25 年度、26 年度とも 0 件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査を実施し実績を把握しているところである。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 なお、「共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査を実施し実績を把握」との説明では、「生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」について、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。
H28 2件 3.0百万円（減収額）
H29 2件 3.0百万円（減収額）
H30 2件 3.0百万円（減収額）
※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 なお、「組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出」との説明では、「生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者等の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしており、中小零細事業者対策として事業の持続的発展を図るという視点は重要である。現時点では資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本税制を存続する必要があると考えられる。
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。
H28 2件 3.0百万円（減収額）
H29 2件 3.0百万円（減収額）
H30 2件 3.0百万円（減収額）
※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、②、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

（注）【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税11) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が100万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度 《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成27年度税制改正)
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること

③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生等の充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲24.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。	
	9 有効性等	① 適用数等 (対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施額) 25年度 1 0.7百万円 0.1百万円 26年度 4 680百万円 40.8百万円 27年度 1 100百万円 6.0百万円 28年度 2 260百万円 15.6百万円(※) 29年度 2 260百万円 15.6百万円(※) 30年度 2 260百万円 15.6百万円(※) (※)平成25年度～27年度の実績(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。
	② 減収額 (減収額) 25年度 0.1百万円 26年度 7.8百万円 27年度 1.1百万円 28年度 3.0百万円 29年度 3.0百万円 30年度 3.0百万円 (※) ・(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ ・平成25年度～27年度の実績(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出	

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—

11	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。
		また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長
税 目	所得税、法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>テトラクロエチレン溶剤等に対応したドライクリーニング機の導入については、近年導入割合は以下のとおり順調に伸びており、今後も前年度より促進することを目指していく必要がある。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>H22 68.7%</p> <p>H24 73.0%</p> <p>H26 75.2%</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数が税目ごとに把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数（法人税）について、「(適用台数)平成25年度：14台、平成26年度：9台、平成27年度：8台、(出典)一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の適用数（平成25年度及び26年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>																																			
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出したところである。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(設備取得額)</th> <th>(損金売上額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58台</td> <td>14台</td> <td>75,024万円</td> <td>6,002万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>37台</td> <td>9台</td> <td>48,453万円</td> <td>3,876万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>33台</td> <td>8台</td> <td>42,201万円</td> <td>3,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>		(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)	平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円	平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円	平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円	平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円
	(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)																															
平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円																															
平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円																															
平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円																															
平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															
平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															
平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「(設備取得額)」及び「(損金売上額)」との説明では、過去の適用額が明らかにされていない。</p> <p>②・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）3件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数の実績（直近3カ年）から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円（減収額）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数が税目ごとに予測されておらず、また、将来の適用額が予測されていないため、これらの点を課題とする。</p> <p>なお、適用額については、平成28年度から30年度まで、いずれも「249万円（減収額）」と説明されているが、これは減収額の説明であり、適用額の説明ではない。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出したところである。</p> <p>H25 14台 342万円（減収額）</p> <p>H26 9台 221万円（減収額）</p> <p>H27 8台 192万円（減収額）</p> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難である</p>

と考えられるため。
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出」との説明では、過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額(法人税及び所得税)が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額(平成28年度及び30年度)が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額(平成29年度)について、「平成29年度(推計)249万円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円(減収額)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出」との説明では、将来の減収額(平成28年度及び30年度)について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出したところである。</p> <p>H25 14台 342万円(減収額)</p> <p>H26 9台 221万円(減収額)</p> <p>H27 8台 192万円(減収額)</p> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講ずることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円(減収額)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>減収額については、上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出しており、効果については、テトラクロロエチレン溶剤は大気汚染防止法等に規定される指定物質のため、回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を引き上げることが必要と考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出したところであり、テトラクロロエチレン溶剤の回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を引き上げることが必要と考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑦過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特例措置の延長
2	対象税目	(所得税:外・法人税:義)(国税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置 《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長 平成28年度税制改正 1年間延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第14号
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること

	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>平成22年度 68.7%</p> <p>平成24年度 73.0%</p> <p>平成26年度 75.2%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>																																			
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(設備取得額)</th> <th>(損金売上額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58台</td> <td>14台</td> <td>75,024万円</td> <td>6,002万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>37台</td> <td>9台</td> <td>48,453万円</td> <td>3,876万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>33台</td> <td>8台</td> <td>42,201万円</td> <td>3,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> <p>・平成25年度～27年度については、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p> <p>・平成28～30年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成25年度 14台 342万円</p> <p>平成26年度 9台 221万円</p> <p>平成27年度 8台 192万円</p> <p>平成28年度 11台 249万円</p> <p>平成29年度 11台 249万円</p> <p>平成30年度 11台 249万円</p> <p>(※)</p> <p>・一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。・平成28～30年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。</p>		(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)	平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円	平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円	平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円	平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円
	(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)																																	
平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円																																	
平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円																																	
平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円																																	
平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	
平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	
平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	

	③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置によって政策目的が実現されることが明らかにされていないため、水道事業におけるコンセッション制度を活用したPFI事業等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>人口減少下で、安全、強靱な水道事業の持続性を確保するため、広域化や官民連携による経営基盤の強化が必要であり、官民連携に関しては、水道は政府におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の重点分野となっている。</p> <p>その達成目標については、PPP/PFI推進アクションプラン（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）において、水道事業における平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中にコンセッション事業の具体化の目標を6件とされていることから、当面の目標を6件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、目標達成時期が示されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（官民連携及び広域化等の推進に関する調査）報告書」（平成27年3月厚生労働省健康局水道課）の中で、「PFI法による公共施設等運営権制度が官民連携方策の一つとして検討対象となり得るかどうか」について調査したところ、49水道事業者が「検討対象になる」と回答した。また、「検討対象にならない」、「わからない」と回答した水道事業者からは、「導入例がない」、「先行事業者の動向」、「リスク面での不安」、「制度の理解」等が、その理由として挙げられている。</p> <p>本措置については、産業競争力会議 実行実現点検会合において先行事業者の検討事例として、公共施設等運営権の活用検討について示されている。</p> <p>加えて、現在、厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）において、官民連携の推進の一環として、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体と民間事業者間のリスク面の取扱いや関係制度間の整合性等の観点から、様々な検討がなされている。本措置内容と相まって、法制的に必要な対応が今後行われることにより、「検討対象になる」と回答した地方公共団体を中心に、コンセッション事業の導入促進が見込まれるものと考えている。</p> <p>将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。</p> <p>しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。</p> <p>しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、公共施設等運営権方式の活用促進が見込まれると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標が設定されておらず、将来の効果が定量的に予測されていないため、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>（今後の見直しについて）</p> <p>「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（官民連携及び広域化等の推進に関する調査）報告書」（平成27年3月厚生労働省健康局水道課）の中で、「PFI法による公共施設等運営権制度が官民連携方策の一つとして検討対象となり得るかどうか」について調査したところ、49水道事業者が「検討対象になる」と回答した。また、「検討対象にならない」、「わからない」と回答した水道事業者からは、「導入例がない」、「先行事業者の動向」、「リスク面での不安」、「制度の理解」等が、その理由として挙げられている。</p> <p>本措置については、産業競争力会議 実行実現点検会合において先行事業者の検討事例として、公共施設等運営権の活用検討について示されている。</p> <p>加えて、現在、厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）において、官民連携の推進の一環として、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体と民間事業者間のリスク面の取扱いや関係制度間の整合性等の観点から、様々な検討がなされている。本措置内容と相まって、法制的に必要な対応が今後行われることにより、「検討対象になる」と回答した地方公共団体を中心に、コンセッション事業の導入促進が見込まれるものと考えている。</p> <p>また、事後検証の実施については、アンケートの調査内容について検討している。</p>
<p>（本措置の具体的な寄与について）</p> <p>水道事業においては、水道施設の維持・更新を毎期継続的に行う必要があり、コンセッション方式での運営期間中において発生する更新投資の費用をそのまま負担することとした場合には、運営期間に応じ徐々に更新投資に係る費用（償却費）負担が増加することになる。</p> <p>このため、事業期間後半に通増する償却費負担分を事業期間前期において、一定期間準</p>

<p>備金の積み立てができる環境を整備し、運営権者による準備金の損金算入や課税の先送りを可能とする特例措置を設け、契約期間内の費用負担の平準化を図る必要がある。本措置により事業経営の安定性を図り、事業の継続性のリスクが低減することにより、コンセッション事業が現実的な選択肢となり得ることに寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】 ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】 将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。 しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目④将来の適用数等及び⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設
2	対象税目	(法人税(義))(国税18) (法人住民税(義)、事業税(義))(地方税18) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)における公共施設等運営権制度(以下「コンセッション制度」という。)の活用促進を図るため、通増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。(平成30年度要望)。 《関係条項》 準備金制度創設に向けた水道法の改正を検討中
4	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年6月～同年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
7	適用又は延長期間	—
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少下で、安全な水を強靱な施設により供給する水道事業等の持続性を確保するため、広域化や官民連携を通じた効率化の推進等による経営基盤の強化が必要とされている。 特にコンセッション制度においては、水道事業等の運営に民間の経営原理が導入されることから、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な事業運営を可能にする1つの方策として、その導入を促進することが求められている。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略2016 ―第4次産業革命に向けて― (平成28年6月2日閣議決定)(抄)</p> <p>II 生産性革命を実現する規制・制度改革</p> <p>2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)</p> <p>(1) KPIの主な進捗状況</p> <p>《KPI》「10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」 ⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円(2016年3月時点の数値)</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 成熟対応分野で講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討する。 ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。 ・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄) 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④ 都市の活力の向上等 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。</p> <p>○PPP/PFI 推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定) 4. 集中取組方針 (2) 重点分野と目標 ②水道 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること 施策目標 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○日本再興戦略 2016 —第4次産業革命に向けて— (平成28年6月2日閣議決定)(抄) Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 成熟対応分野で講ずべき施策 ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。</p> <p>官民連携に関しては、水道は政府におけるコンセッション方式を活用した PFI</p>

			<p>事業の重点分野となっている。その達成目標については、PPP/PFI 推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、水道事業における平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中にコンセッション事業の具体化の目標を6件とされていることから、当面の目標を6件とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・本措置により、コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて増えるため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式の活用促進が見込まれる。</p>
9 有効性等	① 適用数等		—
	② 減収額		—
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》	<p>・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて増えるため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題がある。 (※)水道事業等におけるコンセッション制度を活用した PFI 事業については、他の重点分野の目標に対する達成状況(例:空港は4件実施)と比べて、その導入は進んでいない。(0件) ・特に水道事業等は公益性の高い事業であることを踏まえれば、事業経営の安定化は非常に重要であり、コンセッション制度の活用を促進するため、事業期間後期に向けて増える償却費を事業期間前期において積み立ててできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることにより、水道事業等を実施する民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものとなる。 ・これにより、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式の活用促進が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 —</p>
相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等		<p>・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施した場合と同様の課題を背景とする新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて増える償却費を事業期間前期において積み立ててできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることは、妥当な措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>・現在、水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業について、事業費の一部を交付する生活基盤施設耐震化等交付金により、事業開始前の地方公共団体の負担の軽減を図っている。 ・また、本特例措置により、事業開始後について、民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものと考えている。 ・このように、両支援措置が相まって、開始前後の地方公共団体及び民間事業者の負担の軽減が図られることにより、水道事業等におけるコンセッション制度の活用が一層促進されることが見込まれる。</p>
	③ 地方公共		<p>・人口増加が前提で水道料金収入増が見込まれていた時代から、人口が減少</p>

		団体が協力する相当性	<p>に転じ、水道料金収入の減少が多くの地域で現実化している時代へと移り、水道事業の経営の困難さが増している。</p> <p>・こうした状況に対応するために、水道事業等の経営基盤強化に向けて、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むことは、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施などする責務を有する地方公共団体に対して、新たな選択肢を提供するものとなる。</p>
11	有識者の見解		<p>水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項(平成28年1月水道事業基盤強化方策検討会)(抄)</p> <p>II 各論</p> <p>2 経営基盤強化について</p> <p>(5)官民連携の推進</p> <p>官民連携には、水道事業の個別の業務を委託する形のほか、第三者委託やPFIの活用など様々な形があり、水道事業者は、経営の弱点や地域の実情に応じて様々な展開を検討するべきである。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
農水02	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）
農水03	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域内にある土地等）
農水04	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等）
農水06	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
農水07	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
農水08	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水09	振興山村における工業用機械等の割増償却
農水10	森林法等の改正に伴う税制上の措置（森林経営計画関係）のうち、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成 27 年度の所得税及び個人住民税）について、「直近 7 カ年（20～26 年度）の適用件数の平均」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書の積算根拠資料差し替え
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（平成 28 年度から 32 年度までの所得税及び個人住民税）について、「直近 7 カ年（20～26 年度）の適用件数の平均」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書の積算根拠資料差し替え
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成 27 年度の個人住民税）について、「直近 7 カ年（20～26 年度）の減収額の平均」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書の積算根拠資料差し替え
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成 28 年度から 32 年度までの個人住民税）について、「直近 7 カ年（20～26 年度）の減収額の平均」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書の積算根拠資料差し替え
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、平成 27 年度における牛肉（枝肉）生産量 48 万トン等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成 37 年度における牛肉（枝肉）の生産量 52 万トン）に対する効果の寄与について、「本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当」と説明されているが、牛肉（枝肉）生産量は、24 年度 52 万トンから 27 年度 48 万トンに減少していることから、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書に記載のとおり、近年、牛肉の生産量は減少傾向で推移しているものの、特例措置適用者においては、その規模拡大と牛肉生産量（推計）の拡大が図られているところ。こうした中、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策と相まって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へつながる。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成 37 年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと思料。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	評価書に記載のとおり、近年、牛肉の生産量は減少傾向で推移しているものの、特例措置適用者においては、その規模拡大と牛肉生産量（推計）の拡大が図られているところ。

こうした中、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策と相まって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へつながる。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと思料。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与」との説明では、将来の効果が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかになっていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【農林水産省の補足説明】
⑤及び⑦の補足説明及び経済波及効果の試算結果からも明らか通り、過去の税収減を上回る経済効果が出ている。

【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【農林水産省の補足説明】
⑥及び⑧の補足説明及び経済波及効果の試算結果からも明らか通り、将来の税収減を上回る経済効果を上げられるものと考えている。

【点検結果】
① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	対象税目	(国税3、地方税12)(法人税、法人住民税、法人事業税：義) (所得税、個人住民税：外) 【延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあつては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免脱し、法人にあつては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。 《関係条項》 (法人)租税特別措置法第67条の3及び第68条の101 (個人)租税特別措置法第25条、地方税法附則第6条
4	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年4～8月 分析対象期間：各項目に記載
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・創設年度：昭和42年度創設(地方税は昭和43年度) ・改正経緯： 平成26年度：延長。 平成23年度：延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円)。 平成20年度：延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円)。 平成17年度：延長、適用期間を5年間に3年間に短縮。 昭和55年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定。
7	適用又は延長期間	・所得税 平成30年1月1日～平成32年12月31日 ・法人税 平成30年4月1日～平成33年3月31日 ・地方税 平成31年度～平成33年度 ・各3年間延長

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。また、飼料コストの高止まり、繁殖雌牛の脆弱化、さらには日豪EPA発効やTPP合意等の国際化の進展により、厳しい環境にある。</p> <p>このような環境の中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」（目標年度平成37年度）において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」</p> <p>・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成27年3月農林水産省）」</p> <p>・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。</p> <p>「日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月閣議決定）」</p> <p>・KPIとして「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状（2012年）約4,500億円）とする」が定められ、さらに「差別化しやすい牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる品目に重点的に取り組み、2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒して実現することを目指す。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」において、平成37年度*の牛肉（枝肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから平成37年度とした（5年毎に見直し）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>25年度 (A)</th> <th>37年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25~37年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.16</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>[測定指標]</p> <p>牛肉（枝肉）生産量、肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与]</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>		目 標				25年度 (A)	37年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102																												
			目 標																																										
25年度 (A)	37年度 (B)		年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)																																									
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102																																									
① 適用数等	<p>【法人】 (単位：法人、件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度 (実績/見込)</th> <th>25年度 (実績/見込)</th> <th>26年度 (実績/見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>3,182</td> <td>3,293</td> <td>3,403</td> <td>3,514</td> <td>3,625</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,020</td> <td>1,117</td> <td>1,224</td> <td>1,168</td> <td>1,204</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>21,448</td> <td>22,942</td> <td>23,438</td> <td>21,154</td> <td>21,154</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>3,735</td> <td>3,846</td> <td>3,956</td> <td>4,067</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,241</td> <td>1,278</td> <td>1,315</td> <td>1,351</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>21,154</td> <td>21,154</td> <td>21,154</td> <td>21,154</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用の範囲、適用件数、適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <p>・農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</p> <p>・前回要望時において想定した26年度の適用者数は951であったが、26年度の実績は1,224であり、想定を上回った。</p> <p>・前回要望時において想定した適用額は22,900百万円であったが、適用額は収益性の変動等にも左右されるため、26年度の実績は23,438百万円であり、想定を上回った。</p>		24年度 (実績/見込)	25年度 (実績/見込)	26年度 (実績/見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	適用の範囲	3,182	3,293	3,403	3,514	3,625	適用件数	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204	適用額	21,448	22,942	23,438	21,154	21,154		29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用の範囲	3,735	3,846	3,956	4,067	適用件数	1,241	1,278	1,315	1,351	適用額	21,154	21,154	21,154	21,154
	24年度 (実績/見込)	25年度 (実績/見込)	26年度 (実績/見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																								
適用の範囲	3,182	3,293	3,403	3,514	3,625																																								
適用件数	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204																																								
適用額	21,448	22,942	23,438	21,154	21,154																																								
	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																									
適用の範囲	3,735	3,846	3,956	4,067																																									
適用件数	1,241	1,278	1,315	1,351																																									
適用額	21,154	21,154	21,154	21,154																																									

	<p>【個人】 (単位：人、件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年度 (実績/見込)</td> <td>25年度 (実績/見込)</td> <td>26年度 (実績/見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>78,049</td> <td>73,870</td> <td>69,692</td> <td>65,514</td> <td>61,336</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>18,253</td> <td>19,692</td> <td>19,005</td> <td>18,589</td> <td>18,589</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td>31年度 (見込)</td> <td>32年度 (見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>57,158</td> <td>52,979</td> <td>48,801</td> <td>44,623</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>18,589</td> <td>18,589</td> <td>18,589</td> <td>18,589</td> <td></td> </tr> </table> <p>※適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添6、7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 前回要望時において想定した26年度の適用者数は18,332であったが、26年度の実績は19,005であり、想定を上回った。 		24年度 (実績/見込)	25年度 (実績/見込)	26年度 (実績/見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	適用の範囲	78,049	73,870	69,692	65,514	61,336	適用件数	18,253	19,692	19,005	18,589	18,589		29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)		適用の範囲	57,158	52,979	48,801	44,623		適用件数	18,589	18,589	18,589	18,589													
		24年度 (実績/見込)	25年度 (実績/見込)	26年度 (実績/見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																											
	適用の範囲	78,049	73,870	69,692	65,514	61,336																																											
	適用件数	18,253	19,692	19,005	18,589	18,589																																											
		29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																												
	適用の範囲	57,158	52,979	48,801	44,623																																												
	適用件数	18,589	18,589	18,589	18,589																																												
	<p>② 減収額</p> <p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (実績)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,350</td> <td>4,425</td> <td>4,095</td> <td>3,951</td> <td>3,951</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td>31年度 (見込)</td> <td>32年度 (見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>3,951</td> <td>3,951</td> <td>3,951</td> <td>3,951</td> <td></td> </tr> </table> <p>※減収額は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。</p> <p>【個人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (実績)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>10,851</td> <td>11,484</td> <td>11,764</td> <td>10,603</td> <td>10,603</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td>31年度 (見込)</td> <td>32年度 (見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>10,603</td> <td>10,603</td> <td>10,603</td> <td>10,603</td> <td></td> </tr> </table> <p>※減収額は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6、7のとおり）。</p>		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	4,350	4,425	4,095	3,951	3,951		29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)		減収額	3,951	3,951	3,951	3,951			24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	10,851	11,484	11,764	10,603	10,603		29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)		減収額	10,603	10,603	10,603	10,603	
		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																											
	減収額	4,350	4,425	4,095	3,951	3,951																																											
	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																													
減収額	3,951	3,951	3,951	3,951																																													
	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																												
減収額	10,851	11,484	11,764	10,603	10,603																																												
	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																													
減収額	10,603	10,603	10,603	10,603																																													
<p>③ 効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》（分析対象期間：平成24年度～平成27年度） [政策目的の実現状況] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。 しかしながら、前回要望時（平成25年）において目標としていた牛肉生産量は52万トン（目標年度は平成32年度）に対し、平成27年度実績は48万トンにとどまった。目標を下回った理由は、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の生産頭数が減少傾向で推移してきた影響が大きいと考</p>																																																	

	<p>えられる。</p> <p>[達成目標の実現状況]</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>37年度</td> </tr> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>50</td> <td>48</td> <td>52 (目標)</td> </tr> </table> <p>(農林水産省：食物流通統計)</p> <p>肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の飼養頭数が減少し、それに伴い生産量が減少したものの、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年 (実績)</td> <td>25年 (実績)</td> <td>26年 (実績)</td> <td>27年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数</td> <td>41.8</td> <td>43.1</td> <td>44.6</td> <td>45.8</td> </tr> </table> <p>(農林水産省：畜産統計)</p> <p>[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>25年 (実績)</td> <td>26年 (実績)</td> <td>27年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数（個人）</td> <td>49.4</td> <td>49.2</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの牛肉生産量（※1） (個人) (単位：トン)</td> <td>14.3</td> <td>14.7</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数（法人）</td> <td>1172.3</td> <td>1204.2</td> <td>1222.3</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)</td> <td>338.9</td> <td>359.7</td> <td>367.4</td> </tr> </table> <p>(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査 (平成27年))</p> <p>[特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>25年 (実績)</td> <td>26年 (実績)</td> <td>27年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数（個人）</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの牛肉生産量 (個人) (単位：トン)</td> <td>4.3</td> <td>4.8</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数（法人）</td> <td>132</td> <td>137</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)</td> <td>38.1</td> <td>40.9</td> <td>40.9</td> </tr> </table> <p>(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査 (平成27年))</p>		24年度	25年度	26年度	27年度	37年度	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	51	50	48	52 (目標)		24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)	1戸当たりの頭数	41.8	43.1	44.6	45.8		25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)	1戸当たりの頭数（個人）	49.4	49.2	49.6	1戸当たりの牛肉生産量（※1） (個人) (単位：トン)	14.3	14.7	14.9	1戸当たりの頭数（法人）	1172.3	1204.2	1222.3	1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)	338.9	359.7	367.4		25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)	1戸当たりの頭数（個人）	15	16	15	1戸当たりの牛肉生産量 (個人) (単位：トン)	4.3	4.8	4.5	1戸当たりの頭数（法人）	132	137	136	1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)	38.1	40.9	40.9
		24年度	25年度	26年度	27年度	37年度																																																									
	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	51	50	48	52 (目標)																																																									
		24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)																																																										
	1戸当たりの頭数	41.8	43.1	44.6	45.8																																																										
		25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)																																																											
	1戸当たりの頭数（個人）	49.4	49.2	49.6																																																											
	1戸当たりの牛肉生産量（※1） (個人) (単位：トン)	14.3	14.7	14.9																																																											
	1戸当たりの頭数（法人）	1172.3	1204.2	1222.3																																																											
	1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)	338.9	359.7	367.4																																																											
	25年 (実績)	26年 (実績)	27年 (実績)																																																												
1戸当たりの頭数（個人）	15	16	15																																																												
1戸当たりの牛肉生産量 (個人) (単位：トン)	4.3	4.8	4.5																																																												
1戸当たりの頭数（法人）	132	137	136																																																												
1戸当たりの牛肉生産量 (法人) (単位：トン)	38.1	40.9	40.9																																																												

(※1) 1戸当たりの牛肉生産量(推計)=(1戸当たりの飼養頭数)×(飼養頭数のうち販売される頭数の割合)×(平均枝肉重量)
 ・飼養頭数のうち販売される割合(1戸当たりの平均)
 :畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
 ・1頭当たりの平均枝肉重量:食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を頭数で除して算出
 (※2) 特例措置非適用者:赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない

特例措置適用者については、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量(推計)が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者と比較しても、その規模は、個人では約3倍、法人では約9倍の水準にある。また、特例措置適用者数は約2万件と安定して推移しており、本特例措置適用者は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成32年度)
 <経済波及効果の試算>
 平成26年度の法人における推定減収額4,095百万円のうち、アンケート調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(82%)に当たる3,358百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約8,245百万円となる。

生産誘発額の内訳
 第1次波及効果
 ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額3,131百万円
 ・(間接効果)飼料・運輸等で5,115百万円

減収額の4,095百万円に対し、経済波及効果は8,245百万円と減収額を上回るため、是認できる。

※経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)」を使用
 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照
 ※アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(27年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】 (単位:百万円)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	4,350	4,425	4,095	3,951	3,951
経済波及効果	8,758	8,911	8,245	7,955	7,955
	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	

減収額	3,951	3,951	3,951	3,951
経済波及効果	7,955	7,955	7,955	7,955

一方、個人においても同様に試算すると、平成26年度の推定減収額11,764百万円のうち、アンケート調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(85%)に当たる9,999百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約24,551百万円となる。

生産誘発額の内訳
 第1次波及効果
 ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額9,322百万円
 ・(間接効果)飼料・運輸等で15,229百万円

減収額の11,764百万円に対し、経済波及効果は24,551百万円と減収額を上回るため、是認できる。

※経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)」を使用
 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-2参照
 ※アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(27年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】 (単位:百万円)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	10,851	11,484	11,764	10,603	10,603
経済波及効果	22,646	23,967	24,551	22,128	22,128
	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	
減収額	10,603	10,603	10,603	10,603	
経済波及効果	22,128	22,128	22,128	22,128	

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業にも多大な経済波及効果があると見込まれる。

10: 相当性 ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。
 これまで本特例措置の適用を受けてきたが、飼料コストの高止まり、

		<p>繁殖基盤の脆弱化、さらには日豪EPAの発効やTPP合意等の国際化の進展により、最近の肉用牛経営をめぐる状況は極めて不安定な状況にある。</p> <p>そのため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促す上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が悪化した際のセーフティネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相応性	<p>都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の近代化を図っており、その実現を図るために地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p>
11	有識者の見解	<p>畜産分野の中で特定品目に特化した措置であり、措置の妥当性について引き続き検証を行うこと。 (平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年度税制改正要望時

1. 減税見込額積算

H24年度

H24年度の法人税適用件数: 1,020件 ※1 H24年度の所得税適用件数: 18,253件 ※4

・法人税……①	1,500 百万円	※2	・所得税……④	6,858 百万円	※4
・法人住民税……②	946 百万円	※3	・個人住民税……⑤	3,993 百万円	※5
・法人事業税……③	1,904 百万円	※3			

※1「平成24年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会報告)」(財務省)より
 ※2「平成24年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会報告)」を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)より
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会報告)」(総務省)より
 ※4「統計年報」(国税庁)より
 ※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)		
①+②+③	=	4,350 百万円
(個人)		
④+⑤	=	10,851 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分(年度)	H24 (実績/見込)	H25 (実績/見込)	H26 (実績/見込)	H27 (実績/見込)	H28 (見込)	H29 (見込)
適用件数	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204	1,241
減税見込額(単位:百万円)	4,350	4,425	4,095	3,951	3,951	3,951
区分(年度)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)			
適用件数	1,278	1,315	1,351			
減税見込額(単位:百万円)	3,951	3,951	3,951			

(個人)

区分(年度)	H24 (実績/見込)	H25 (実績/見込)	H26 (実績/見込)	H27 (実績/見込)	H28 (見込)	H29 (見込)
適用件数	18,253	19,692	19,005	18,589	18,589	18,589
減税見込額(単位:百万円)	10,851	11,484	11,764	10,603	10,603	10,603
区分(年度)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)			
適用件数	18,589	18,589	18,589			
減税見込額(単位:百万円)	10,603	10,603	10,603			

・H25～H32年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

別添2-1

別添2-2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠（法人）

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠（個人）

単位：百万円

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
24年度	肉用牛 (3,567)		
25年度	肉用牛 (3,629)		
26年度	肉用牛 (3,358)		
27年度	肉用牛 (3,240)		
28年度	肉用牛 (3,240)		
29年度	肉用牛 (3,240)		
30年度	肉用牛 (3,240)		
31年度	肉用牛 (3,240)		
32年度	肉用牛 (3,240)		

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
24年度	肉用牛 (9,223)		
25年度	肉用牛 (9,761)		
26年度	肉用牛 (9,999)		
27年度	肉用牛 (9,012)		
28年度	肉用牛 (9,012)		
29年度	肉用牛 (9,012)		
30年度	肉用牛 (9,012)		
31年度	肉用牛 (9,012)		
32年度	肉用牛 (9,012)		

投入額の考え方

平成27年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が82%であった。平成26年度の減収額4,095百万円の82%に当たる3,358百万円を投入額とした。

投入額の考え方

平成27年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が85%であった。平成26年度の減収額11,764百万円の85%に当たる9,999百万円を投入額とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長
税目	法人税
根拠法	措法 67 の 3 の 1、68 の 101 の 1

1 適用実績及び適用見込み

	24 年度 実績/見込	25 年度 実績/見込	26 年度 実績/見込	27 年度 実績/見込	28 年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	3,182	3,293	3,403	3,514	3,625
適用件数 (件)	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204
適用額 (千円)	21,448,395	22,942,032	23,437,643	21,153,709	21,153,709
減収額合計 (千円)	1,500,000	1,400,000	1,000,000	1,125,000	1,125,000
1 件あたり 減収額 (千円)	1,471	1,253	817	964	934
	29 年度 見込	30 年度 見込	31 年度 見込	32 年度 見込	
適用の範囲 (人・法人)	3,735	3,846	3,956	4,067	
適用件数 (件)	1,241	1,278	1,315	1,351	
適用額 (千円)	21,153,709	21,153,709	21,153,709	21,153,709	
減収額合計 (千円)	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	
1 件あたり 減収額 (千円)	907	880	856	833	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数 (24 ~ 26 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (24 ~ 26 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (24 ~ 26 年度) : 「租税特別措置の増減収額試算 (財務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲 (27 を除く各年度) :
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$ … 1 年当たりの増加数
 1 年あたり 110.6 法人増加する見込みで推計
 ※ 1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※ 2 「平成 22 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

- ② 適用件数 (27 ~ 32 年度) :
 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の適用率 ($[\text{適用件数}] \div [\text{適用の範囲}]$) の平均 : 33.2%
 $[\text{適用の範囲 (27 ~ 32 年度)}] \times 33.2\%$ として推計
- ③ 適用額 (27 ~ 32 年度) : 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の適用額の平均。
 (23 年度 : 16,786,767 千円)
- ④ 減収額合計 (27 ~ 32 年度) : 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の減収額の平均。
 (23 年度 : 600,000 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長
税目	法人住民税
根拠法	地法 51、租法 67 の 3、68 の 101

1 適用実績及び適用見込み

	24 年度 実績/見込	25 年度 実績/見込	26 年度 実績/見込	27 年度 実績/見込	28 年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	3,182	3,293	3,403	3,514	3,625
適用件数 (件)	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204
適用額 (千円)	21,448,395	22,942,032	23,437,643	21,153,709	21,153,709
減収額合計 (千円)	946,196	1,012,088	1,033,952	965,868	965,868
1 件あたり 減収額 (千円)	928	906	845	827	802
	29 年度 見込	30 年度 見込	31 年度 見込	32 年度 見込	
適用の範囲 (人・法人)	3,735	3,846	3,956	4,067	
適用件数 (件)	1,241	1,278	1,315	1,351	
適用額 (千円)	21,153,709	21,153,709	21,153,709	21,153,709	
減収額合計 (千円)	965,868	965,868	965,868	965,868	
1 件あたり 減収額 (千円)	778	756	735	715	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数 (24 ~ 26 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (24 ~ 26 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (24 ~ 26 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲 (27 を除く各年度) :
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$ … 1 年当たりの増加数
 1 年あたり 110.6 法人増加する見込みで推計
 ※ 1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※ 2 「平成 22 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

- ② 適用件数 (27 ~ 32 年度) :
 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の適用率 ($[\text{適用件数}] \div [\text{適用の範囲}]$) の平均 : 33.2%
 $[\text{適用の範囲 (27 ~ 32 年度)}] \times 33.2\%$ として推計
 - ③ 適用額 (27 ~ 32 年度) : 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の適用額の平均。
 (23 年度 : 16,786,767 千円)
 - ④ 減収額合計 (27 ~ 32 年度) : 直近 4 力年 (23 ~ 26 年度) の減収額の平均。
 (23 年度 : 871,234 千円)
- ※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長
税目	法人事業税
根拠法	地法 72

1 適用実績及び適用見込み

	24年度 実績/見込	25年度 実績/見込	26年度 実績/見込	27年度 実績/見込	28年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	3,182	3,293	3,403	3,514	3,625
適用件数 (件)	1,020	1,117	1,224	1,168	1,204
適用額 (千円)	21,448,395	22,942,032	23,437,643	21,153,709	21,153,709
減収額合計 (千円)	1,904,161	2,013,356	2,060,591	1,860,500	1,860,500
1件あたり 減収額(千円)	1,867	1,802	1,683	1,594	1,545
	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込	
適用の範囲 (人・法人)	3,735	3,846	3,956	4,067	
適用件数 (件)	1,241	1,278	1,315	1,351	
適用額 (千円)	21,153,709	21,153,709	21,153,709	21,153,709	
減収額合計 (千円)	1,860,500	1,860,500	1,860,500	1,860,500	
1件あたり 減収額(千円)	1,499	1,456	1,415	1,377	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27年度): 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数 (24～26年度): 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (24～26年度): 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額合計 (24～26年度): 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲 (27を除く各年度):
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$ … 1年当たりの増加数
 1年あたり 110.6 法人増加する見込みで推計
 ※1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※2 「平成 22 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

- ② 適用件数 (27～32年度):
 直近 4 力年 (23～26年度) の適用率 ($[\text{適用件数}] \div [\text{適用の範囲}]$) の平均: 33.2%
 $[\text{適用の範囲 (27～32年度)}] \times 33.2\%$ として推計
- ③ 適用額 (27～32年度): 直近 4 力年 (23～26年度) の適用額の平均。
 (23年度: 16,786,767 千円)
- ④ 減収額合計 (27～32年度): 直近 4 力年 (23～26年度) の減収額の平均。
 (23年度: 1,463,890 千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長
税 目	所得税
根拠法	措法 25

1 適用実績及び適用見込み

	24 年度 実績/見込	25 年度 実績/見込	26 年度 実績/見込	27 年度 実績/見込	28 年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	78,049	73,870	69,692	65,514	61,336
適用件数 (件)	18,253	19,692	19,005	18,589	18,589
減収額合計 (千円)	6,858,000	6,908,000	6,792,000	7,000,000	7,000,000
1 件あたり 減収額 (千円)	376	351	357	377	377
	29 年度 見込	30 年度 見込	31 年度 見込	32 年度 見込	
適用の範囲 (人・法人)	57,158	52,979	48,801	44,623	
適用件数 (件)	18,589	18,589	18,589	18,589	
減収額合計 (千円)	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	
1 件あたり 減収額 (千円)	377	377	377	377	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計。
- ② 適用件数 (24 ~ 26 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減収額合計 (24 ~ 26 年度) : 「統計年報 (国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲 (27 を除く各年度) :
 $(86,405^{*1} - 65,514^{*2}) \div 5 = 4,178.2 \dots$ 1 年当たりの減少数
 1 年あたり 4,178.2 人減少する見込みで推計
 ※ 1 「平成 22 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数 (27 ~ 32 年度) : 直近 7 力年 (20 ~ 26 年度) の適用件数の平均。
 (20 年度 : 18,187 件、21 年度 : 18,181 件、22 年度 : 18,475 件、23 年度 : 18,332 件)
- ③ 減収額合計 (27 ~ 32 年度) : 財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額 (平成 28 年 7 月)」。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	24 年度 実績/見込	25 年度 実績/見込	26 年度 実績/見込	27 年度 実績/見込	28 年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	78,049	73,870	69,692	65,514	61,336
適用件数 (件)	18,253	19,692	19,005	18,589	18,589
減収額合計 (千円)	3,993,000	4,575,700	4,971,700	3,602,857	3,602,857
1 件あたり 減収額 (千円)	219	232	262	194	194
	29 年度 見込	30 年度 見込	31 年度 見込	32 年度 見込	
適用の範囲 (人・法人)	57,158	52,979	48,801	44,623	
適用件数 (件)	18,589	18,589	18,589	18,589	
減収額合計 (千円)	3,602,857	3,602,857	3,602,857	3,602,857	
1 件あたり 減収額 (千円)	194	194	194	194	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲 (27 年度) : 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計。
- ② 適用件数 (24 ~ 26 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減収額合計 (24 ~ 26 年度) :
 $[総所得金額等額 \times 1] \times [税率 (都道府県、市町村) \times 2]$
 ※ 1 「統計年報 (国税庁)」 ※ 2 都道府県 4 %、市町村 6 %

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲 (27 を除く各年度) :
 $(86,405^{*1} - 65,514^{*2}) \div 5 = 4,178.2 \dots$ 1 年当たりの減少数
 1 年あたり 4,178.2 人減少する見込みで推計
 ※ 1 「平成 22 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数 (27 ~ 32 年度) : 直近 7 力年 (20 ~ 26 年度) の適用件数の平均。
 (20 年度 : 18,187 件、21 年度 : 18,181 件、22 年度 : 18,475 件、23 年度 : 18,332 件)
- ③ 減収額合計 (27 ~ 32 年度) : 直近 7 力年 (20 ~ 26 年度) の減収額の平均。
 (20 年度 : 2,401 百万円、21 年度 : 2,681 百万円、22 年度 : 3,401 百万円、23 年度 : 3,196 百万円)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の効果について、「平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3%」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（平成 35 年度末時点で全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用されること）に対する効果（平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3%）の寄与について、「担い手への農地の集積率は、平成 26 年度の 5 割から平成 35 年度の 8 割を目指すこととしているため、1 年間の集積率の上昇目標は 3%」と説明されているが、目標年度である平成 35 年度までの間に達成目標を実現するためには、毎年約 3.46%の上昇が必要であるにもかかわらず、「1 年間の集積率の上昇目標は 3%」とされており、達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>①については、事前評価書を修正。</p> <p>②については、担い手への農地集積目標については、本税制措置の他の税制措置や予算、制度を総動員することにより達成を目指すこととしており、本税制措置の効果のみを把握することはできない。</p> <p>③については、ご指摘の約 3.46%は、平成 27 年度の集積率 52.3%を起点として平成 35 年度の集積率 8 割を目指す場合の目標上昇率だと思われるが、当省としては、平成 25 年度から 5 割からその後の 10 年間で KPI 指標の 8 割を目指すものであり、この達成のための毎年の集積率の上昇目標は 3%である。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明の内容では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標（平成 35 年度末時点で全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用されること）に対する効果（平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3%）は、平成 27 年度における目標（集積率 56%）に達しておらず、また、25 年度から 27 年度までの集積面積 102,920ha（平成 27 年度末の集積面積 2,350,920ha から耕地面積 4,496,000ha の 5 割に相当する面積を引いた面積）に対する本特例措置による集積面積 6.64ha（平成 25 年度から 27 年度までの譲渡面積と取得面積の差引きの面積）の寄与は約 0.006%であり、本特例措置により達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】 事前評価書を修正。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（平成31年度の集積率68%）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。また、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果も予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。さらに、達成目標（平成35年度末時点で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されること）の達成を目指して見込まれている将来の効果が実現されるために必要な集積面積706,360ha（耕地面積4,496,000haの68%に相当する面積から平成27年度末の集積面積2,350,920haを引いた面積）に対する本特例措置による集積面積8.84ha（平成28年度から31年度までに見込まれる譲渡面積と取得面積の差引きの面積）の寄与は約0.001%であり、本特例措置により達成目標が達成されることが明らかにされていない。そのため、これらの点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】 -
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】 -
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）（国税4）
2	対象税目	法人税:義、法人住民税:外、法人事業税:外 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 市街化区域内の農地等を譲渡し、市街化区域以外の区域の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換資産の80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記帳が認められる特例措置の適用期限を3年延長。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の7第1項第2号、第68条の78第1項第2号
4	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度:創設 昭和49年度:拡充（面積制限を5倍以下から10倍以下に拡充） 平成23年度:延長 平成26年度:延長
7	適用又は延長期間	3年間延長
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成35年度末時点で全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用される。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。 ② 政策体系における政策目的の位置付け ○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多

		<p>面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>																																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 35 年度末時点で全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用されることとする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、取得面積が譲渡面積より拡大すること等を要件としているため、担い手への農地の集積率の上昇に寄与する。</p>																																																																								
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>単位：件、法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>H26</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>H28</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>H29</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>H30</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>H31</td><td>4</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 27 年度以降は、平成 24～26 年度の平均値（別添参照）</p> <p>担い手への農地の集積は賃借による権利移動が中心であり、実際、平成 26 年度の農用地利用集積計画による権利移動面積のうち、所有権の移転による面積は約 1 割程度にとどまる。このため、平成 26 年度の適用件数は 5 件となっている。一方、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしているため、売買による農地集積を促進する本特例は必要である。</p> <p>単位：10a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>差し引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>0.9</td><td>8.5</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>H26</td><td>7.5</td><td>47.6</td><td>40.1</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2.3</td><td>21.0</td><td>18.7</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3.6</td><td>25.7</td><td>22.1</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3.6</td><td>25.7</td><td>22.1</td></tr> <tr><td>H30</td><td>3.6</td><td>25.7</td><td>22.1</td></tr> <tr><td>H31</td><td>3.6</td><td>25.7</td><td>22.1</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省調べ 平成 28 年度以降は、平成 25～27 年度の平均値</p> <p>② 減収額</p> <p>単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>146.4</td> <td>267.0</td> <td>162.9</td> <td>160.4</td> <td>141.3</td> <td>140.4</td> <td>140.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 27 年度以降は、平成 24～26 年度の適用額の平均値により算出した</p>		適用件数	適用法人数	H25	4	4	H26	5	5	H27	4	4	H28	4	4	H29	4	4	H30	4	4	H31	4	4		譲渡面積	取得面積	差し引き	H25	0.9	8.5	7.6	H26	7.5	47.6	40.1	H27	2.3	21.0	18.7	H28	3.6	25.7	22.1	H29	3.6	25.7	22.1	H30	3.6	25.7	22.1	H31	3.6	25.7	22.1		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	減収額	146.4	267.0	162.9	160.4	141.3	140.4	140.4
	適用件数	適用法人数																																																																								
H25	4	4																																																																								
H26	5	5																																																																								
H27	4	4																																																																								
H28	4	4																																																																								
H29	4	4																																																																								
H30	4	4																																																																								
H31	4	4																																																																								
	譲渡面積	取得面積	差し引き																																																																							
H25	0.9	8.5	7.6																																																																							
H26	7.5	47.6	40.1																																																																							
H27	2.3	21.0	18.7																																																																							
H28	3.6	25.7	22.1																																																																							
H29	3.6	25.7	22.1																																																																							
H30	3.6	25.7	22.1																																																																							
H31	3.6	25.7	22.1																																																																							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																			
減収額	146.4	267.0	162.9	160.4	141.3	140.4	140.4																																																																			

		適用見込額に税率を乗じて算出した推計値 減収額の算出方法は、別添を参照
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間：平成 25～31 年)</p> <p>担い手への農地の集積率は、平成 25 年度の 5 割から平成 35 年度の 8 割を目指すこととしているため、1 年間の集積率の上昇目標は 3% となり、平成 27 年度における集積率の目標は 56% である。一方、平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3% にとどまる。</p> <p>今後、平成 35 年度の集積目標率 8 割を目指し、本税制措置を存置することにより、平成 31 年度に集積率 68% が見込まれる。</p> <p>※ 2,350,920ha(担い手への農地の集積面積：農林水産省調べ) ÷ 4,496,000ha(耕地面積：耕地面積統計)により算出</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 25～27 年)</p> <p>本特例措置は課税の繰延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>市街化区域内外の農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	本措置の期限を延長することは妥当。 (平成 28 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年度税制改正時

1. 減収見込額積算

○適用件数(平成27～31年度)※

$$4 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用件数)} \\ 4 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用件数)} \\ 4 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用件数)} \\ 5 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix}$$

○法人税……①※

・平成27年度

$$106,430 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 267,394 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 378,434 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 690,109 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.9 \end{matrix}$$

・平成28・29年度

$$104,203 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 267,394 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 378,434 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 690,109 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.4 \end{matrix}$$

・平成30・31年度

$$103,312 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 267,394 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 378,434 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 690,109 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.2 \end{matrix}$$

○法人住民税……②

・平成27年度

$$13,729 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 10,324 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 3,406 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$10,324 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 106,430 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 9.7 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$3,406 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 106,430 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 3.2 \end{matrix}$$

・平成28年度

$$13,442 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 10,108 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 3,334 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$10,108 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 104,203 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 9.7 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$3,334 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 104,203 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 3.2 \end{matrix}$$

・平成29年度

$$7,294 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 6,252 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 1,042 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$6,252 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 104,203 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$1,042 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 104,203 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 1 \end{matrix}$$

別添

単位: 件

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

・平成30・31年度

$$7,232 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 6,199 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 1,033 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$6,199 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 103,312 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$1,033 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 103,312 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 1 \end{matrix}$$

○法人事業税(所得割)……③

・平成27・28年度

$$42,725 = \begin{matrix} \text{(法人事業税)} \\ 29,836 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(地方法人特別税)} \\ 12,889 \end{matrix}$$

a うち法人事業税

$$29,836 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 267,394 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 378,434 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 690,109 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6.7 \end{matrix}$$

b うち地方法人特別税

$$12,889 = \begin{matrix} \text{(法人事業税減収見込額)} \\ 29,836 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 43.2 \end{matrix}$$

・平成29～31年度(地方法人特別税は廃止)

法人事業税

$$29,836 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 267,394 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 378,434 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 690,109 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6.7 \end{matrix}$$

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

○減税見込み額(①+②+③)

a 平成27年度	162,884	千円
b 平成28年度	160,370	千円
c 平成29年度	141,333	千円
d 平成30年度	140,380	千円
e 平成31年度	140,380	千円

2. 適用実績及び適用見込

区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)
適用件数(件)	4	5	4	4
適用見込額(単位:千円)	378,434	690,109	445,312	445,312
減税見込額(単位:千円)	146,437	266,986	162,884	160,370

H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)
4	4	4
445,312	445,312	445,312
141,333	140,380	140,380

注1: H27～31の適用件数は、H24～26の適用件数の平均により試算。H27～31の法人税の適用額は、H24～26の平均により試算。

注2: H24～26の減収見込み額は、法人税、法人住民税、法人事業税の減収見込み額の合計額。
具体的な算出方法については、別紙のとおり。

注3: 適用見込額は、法人税の適用見込額。

別紙

1 法人税の減収見込額

(千円、%)

	H24	H25	H26
適用額	267,394	378,434	690,109
税率	25.5	25.5	25.5
減収額	68,185	96,501	175,978

※ H27・H28の適用見込額はH24～H26の適用額の平均により試算

2 H24～H26の法人住民税及び法人事業税の減収額

(千円)

	道府県税	事業税	市町村税	地方法人特別税	合計
H24	3,409	13,148	8,387	10,650	35,594
H25	4,825	18,365	11,870	14,876	49,936
H26	8,799	33,408	21,645	27,156	91,008

※ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域内にある土地等）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）8,273,747千円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計477,569千円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 乖離の分析・説明のために既に農業委員会に対し調査を行ったところであるが、現時点では明らかになっていない。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税）2,109,805千円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計121.8百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 乖離の分析・説明のために既に農業委員会に対し調査を行ったところであるが、現時点では明らかになっていない。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、「平成27年度末における担い手への集積率は52.3%」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特例措置等の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（平成35年度末時点で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されること）に対する効果（平成27年度末における担い手への集積率は52.3%）の寄与について、「担い手への農地の集積率は、平成26年度の5割から平成35年度の8割を目指すこととしているため、1年間の集積率の上昇目標は3%」と説明されているが、目標年度である平成35年度までの間に達成目標を実現するためには、毎年約3.46%の上昇が必要であるにもかかわらず、「1年間の集積率の上昇目標は3%」とされており、達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	①については、事前評価書を修正。 ②については、担い手への農地集積目標については、本税制措置の他の税制措置や予算、制度を総動員することにより達成を目指すこととしており、本税制措置の効果のみを把握することはできない。 ③については、ご指摘の約3.46%は、平成27年度の集積率52.3%を起点として平成35年度の集積率8割を目指す場合の目標上昇率だと思われるが、当省としては、平成25年度から5割からその後の10年間でKPI指標の8割を目指すものであり、この達成のための毎年の集積率の上昇目標は3%である。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明の内容では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 達成目標（平成35年度末時点で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されること）に対する効果（平成27年度末における担い手への集積率は52.3%）は、平成27年度における目標（集積率56%）に達しておらず、また、25年度から27年度までの集積面積102,920ha（平成27年度末の集積面積2,350,920haから耕地面積4,496,000haの5割に相当する面積を引いた面積）に対する本特例措置による集積面積0.97ha（平成25年

度から27年度までの譲渡面積と取得面積の差引きの面積)の寄与は約0.0009%であり、本特例措置により達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 事前評価書を修正。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果(平成31年度の集積率68%)について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。また、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果も予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。さらに、達成目標(平成35年度末時点で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されること)の達成を目指して見込まれている将来の効果が実現されるために必要な集積面積706,360ha(耕地面積4,496,000haの68%に相当する面積から平成27年度末の集積面積2,350,920haを引いた面積)に対する本特例措置による集積面積1.2ha(平成28年度から31年度までに見込まれる譲渡面積と取得面積の差引きの面積)の寄与は約0.0002%であり、本特例措置により達成目標が達成されることが明らかにされていない。そのため、これらの点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(農用地区域内にある土地等)(国税5)
2	対象税目	法人税:義、法人住民税:外、法人事業税:外 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 農用地区域内の農地等を譲渡し、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画等の方法により、同区域内の他の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換資産の80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記帳が認められる特例措置の適用期限を3年延長。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の7第1項第7号、第68条の78第1項第7号
4	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年度:創設(農振法に基づく協議、調停、あっせんによる場合) 昭和49年度:拡充(国営土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地を取得した場合を追加) 昭和56年度:拡充(農用地利用集積計画による場合を追加) 平成23年度:延長 平成26年度:延長
7	適用又は延長期間	3年間延長
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成35年度末時点で全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用される。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I 総論 5.「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする (成果目標) 今後10年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。 ② 政策体系における政策目的の位置付け ○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け

		<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>																																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 35 年度末時点で全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用されることとする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、取得面積が譲渡面積より拡大すること等を要件としているため、担い手への農地の集積率の上昇に寄与する。</p>																																																																								
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>単位：件、法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>H26</td><td>83</td><td>83</td></tr> <tr><td>H27</td><td>31</td><td>31</td></tr> <tr><td>H28</td><td>31</td><td>31</td></tr> <tr><td>H29</td><td>31</td><td>31</td></tr> <tr><td>H30</td><td>31</td><td>31</td></tr> <tr><td>H31</td><td>31</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 27 年度以降は、平成 24～26 年度の平均値（別添参照）</p> <p>単位：10a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>差し引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>165</td><td>166</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>H26</td><td>163</td><td>171</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>H27</td><td>126</td><td>126</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>H28</td><td>151</td><td>154</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>151</td><td>154</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>151</td><td>154</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>151</td><td>154</td><td>3.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省調べ 平成 28 年度以降は、平成 25～27 年度の平均値</p> <p>② 減収額</p> <p>単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>109.3</td> <td>3,192.6</td> <td>1,051.1</td> <td>1,034.9</td> <td>912.1</td> <td>905.9</td> <td>905.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 27 年度以降は、平成 24～26 年度の適用額の平均値により算出した適用見込額に税率を乗じて算出した推計値 減収額の算出方法は、別添を参照</p>		適用件数	適用法人数	H25	5	5	H26	83	83	H27	31	31	H28	31	31	H29	31	31	H30	31	31	H31	31	31		譲渡面積	取得面積	差し引き	H25	165	166	1.0	H26	163	171	8.7	H27	126	126	0.0	H28	151	154	3.0	H29	151	154	3.0	H30	151	154	3.0	H31	151	154	3.0		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	減収額	109.3	3,192.6	1,051.1	1,034.9	912.1	905.9	905.9
	適用件数	適用法人数																																																																								
H25	5	5																																																																								
H26	83	83																																																																								
H27	31	31																																																																								
H28	31	31																																																																								
H29	31	31																																																																								
H30	31	31																																																																								
H31	31	31																																																																								
	譲渡面積	取得面積	差し引き																																																																							
H25	165	166	1.0																																																																							
H26	163	171	8.7																																																																							
H27	126	126	0.0																																																																							
H28	151	154	3.0																																																																							
H29	151	154	3.0																																																																							
H30	151	154	3.0																																																																							
H31	151	154	3.0																																																																							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																			
減収額	109.3	3,192.6	1,051.1	1,034.9	912.1	905.9	905.9																																																																			

		③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》(分析対象期間：平成 25～31 年)</p> <p>担い手への農地の集積率は、平成 25 年度の 5 割から平成 35 年度の 8 割を目指すこととしているため、1 年間の集積率の上昇目標は 3% となり、平成 27 年度における集積率の目標は 56% である。一方、平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3%※にとどまる。</p> <p>今後、平成 35 年度の集積目標率 8 割を目指し、本税制措置を存置することにより、平成 31 年度に集積率 68% が見込まれる。</p> <p>※ 2,350,920ha(担い手への農地の集積面積：農林水産省調べ) ÷ 4,496,000ha(耕地面積：耕地面積統計)により算出</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 25～27 年)</p> <p>本特例措置は課税の繰延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		<p>本措置の期限を延長することは妥当。 (平成 28 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年度税制改正時

1. 減収見込額積算

○適用件数(平成27~31年度)※

$$31 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用件数)} \\ 4 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用件数)} \\ 5 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用件数)} \\ 83 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix}$$

○法人税……①※

・平成27年度

$$686,828 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 65,162 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 282,360 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 8,273,747 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.9 \end{matrix}$$

・平成28・29年度

$$672,459 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 65,162 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 282,360 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 8,273,747 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.4 \end{matrix}$$

・平成30・31年度

$$666,711 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 65,162 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 282,360 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 8,273,747 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 23.2 \end{matrix}$$

○法人住民税……②

・平成27年度

$$88,601 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 66,622 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 21,978 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$66,622 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 686,828 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 9.7 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$21,978 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 686,828 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 3.2 \end{matrix}$$

・平成28年度

$$86,747 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 65,229 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 21,519 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$65,229 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 672,459 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 9.7 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$21,519 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 672,459 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 3.2 \end{matrix}$$

・平成29年度

$$47,072 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 40,348 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 6,725 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$40,348 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 672,459 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$6,725 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 672,459 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 1 \end{matrix}$$

別添

単位: 件

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

単位: 千円

・平成30・31年度

$$46,670 = \begin{matrix} \text{(市町村民税)} \\ 40,003 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(道府県民税)} \\ 6,667 \end{matrix}$$

a うち市町村民税

$$40,003 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 666,711 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6 \end{matrix}$$

b うち道府県民税

$$6,667 = \begin{matrix} \text{(法人税減収見込額)} \\ 666,711 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 1 \end{matrix}$$

○法人事業税(所得割)……③

・平成27・28年度

$$275,720 = \begin{matrix} \text{(法人事業税)} \\ 192,542 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(地方法人特別税)} \\ 83,178 \end{matrix}$$

a うち法人事業税

$$192,542 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 65,162 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 282,360 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 8,273,747 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6.7 \end{matrix}$$

b うち地方法人特別税

$$83,178 = \begin{matrix} \text{(法人事業税減収見込額)} \\ 192,542 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 43.2 \end{matrix}$$

・平成29~31年度(地方法人特別税は廃止)

法人事業税

$$192,542 = \left(\begin{matrix} \text{(平成24年度適用額)} \\ 65,162 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成25年度適用額)} \\ 282,360 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(平成26年度適用額)} \\ 8,273,747 \end{matrix} \right) \div \begin{matrix} \text{(3年度平均)} \\ 3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 6.7 \end{matrix}$$

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

○減税見込み額(①+②+③)

a 平成27年度	1,051,148	千円
b 平成28年度	1,034,926	千円
c 平成29年度	912,073	千円
d 平成30年度	905,923	千円
e 平成31年度	905,923	千円

2. 適用実績及び適用見込

区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)
適用件数(件)	5	83	31	31
適用見込額(単位:千円)	282,360	8,273,747	2,873,756	2,873,756
減税見込額(単位:千円)	109,259	3,192,645	1,051,148	1,034,926

H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)
31	31	31
2,873,756	2,873,756	2,873,756
912,073	905,923	905,923

注1： H27～31の適用件数は、H24～26の適用件数の平均により試算。H27～31の法人税の適用額は、H24～26の平均により試算。

注2： H24～26の減収見込み額は、法人税、法人住民税、法人事業税の減収見込み額の合計額。
具体的な算出方法については、別紙のとおり。

注3： 適用見込額は、法人税の適用見込額。

別紙

1 法人税の減収見込額

(千円、%)

	H24	H25	H26
適用額	65,162	282,360	8,273,747
税率	25.5	25.5	25.5
減収額	16,616	72,002	2,109,805

※ H27・H28の適用見込額はH24～H26の適用額の平均により試算

2 H24～H26の法人住民税及び法人事業税の減収額

(千円)

	道府県税	事業税	市町村税	地方法人特別税	合計
H24	831	3,204	2,044	2,595	8,674
H25	3,600	13,702	8,856	11,099	37,257
H26	105,491	392,289	259,506	325,554	1,082,840

※ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（会社経営体（20トン以上の漁船を使用するもの）の燃油消費量を平成40年度に20年から22年度までの平均比10%節減することを念頭に、6か年で3.0%節減する）について、目標達成時期が示されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 評価書の該当部分を平成31年度に5.5%節減すると修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数及び適用額（平成24年度から27年度までの所得税）について、「都道府県が実施した抽出調査から全体数を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）267百万円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計67百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 都道府県が行った抽出調査によって得られた有効回答数から全体数を推計している（全体適用数＝各都道府県の有効回答数×全国の漁船の新規登録件数／各都道府県の抽出件数）。計算式を評価書に追記した。なお、調査については、都道府県が漁協等を通じて実施した際、個人情報に係るものであることから非公表を前提に内々に聞き取ったものであり、具体的な件数、金額等の数値を出すことは困難である。
② 法人が取得する漁船の船価は、数千円～数十億円と幅広く、実際に特例措置の適用があった1件当たりの漁船の船価が前回評価時の想定を超えたことによる。また、本件は圧縮記帳ができる制度であるため、課税の繰り延べ措置であり、将来的には課税されることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、「平成24～27年度は、都道府県が実施した抽出調査から全体数を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
② 過去の減収額（法人税）68百万円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計17百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
【農林水産省の補足説明】
① ②「過去の適用数等」の補足説明①の計算結果により得られたその年度の適用件数（推計値）に、都道府県が行った抽出調査に基づく1件当たりの減収見込額を乗じて全体の減収見込み額を算出している。評価書にその旨が明確になるよう記載した。なお、調査については、都道府県が漁協等を通じて実施した際、個人情報に係るものであることから非公表を前提に内々に聞き取ったものであり、具体的な件数、金額等の数値を出すことは困難である。
② 法人が取得する漁船の船価は、数千円～数十億円と幅広く、実際に特例措置の適用があった1件当たりの漁船の船価が前回評価時の想定を超えたことによる。また、本件は圧縮記帳ができる制度であるため、課税の繰り延べ措置であり、将来的には課税されることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（所得税）について、「7百万円」と算定されているが、平成24年度から27年度までの平均値であれば7百万円にはならないはずであり、算定に誤りがある。
【農林水産省の補足説明】
① 平成24年度から平成27年度の減収額は四捨五入後の数値であり、四捨五入前の数値を平均すると、7,496,500円となるため、7百万円と記載している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果（平成27年度の燃油消費量の節減率）が把握されていない。
② 過去の効果（燃油消費量の節減率）について、「A、Bは水産白書及び資源エネルギー庁「石油製品価格調査」から推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。

<p>③ 過去の効果（新規就業者数）について、「過去の実績においては、26年度は1,875人、27年度は1,915人」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果（燃油消費量の節減率）について、「平成20～22年度の平均燃油消費量582,519ℓ/経営体に対し、26年度は555,825ℓ/経営体で4.6%減少している」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 過去の効果（新規就業者数）について、「25年度31名（新規就業者数全体に占める割合1.7%）、26年度36名（同1.9%）の雇用が可能」と説明されているが、説明に誤りがある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 平成27年度の節減率については、1経営体当りの燃油支出額の算出に用いる階層別油費が現在、26年度までしか公表されておらず、把握が困難である。</p> <p>② 1経営体当りの燃油支出額は、水産白書によって公表されている各階層別の漁労支出のうち油費と各階層における経営体数を乗じたものの総和を、総経営体数で除したものである（Σ（油費×経営体数）/Σ（経営体数））。A重油価格は、資源エネルギー庁の「石油製品価格調査」の月毎の産業用A重油の大型ローリーと小型ローリーそれぞれの年度の全国平均を算出し、その平均をとったものである。（ただし、これらの数値は総トン数20トン以上のものに限る。）評価書にその記載を追加した。</p> <p>③ 各都道府県や団体の報告から重複していると考えられるものを差し引いた数を用いている。</p> <p>④ 他の要因の影響を除く直接的な効果については、具体的なデータを持ち合わせていない。今後アンケートの実施等を検討したい。</p> <p>⑤ ご指摘のとおり、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（新規就業者数）が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果（燃油消費量の節減率）について、-5.5%（平成31年度）と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果（燃油消費量の節減率）について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 新規就業者数については、現行の計画においては毎年度2000人確保することとされており、現時点では今後とも2000人確保を目標としている。評価書の記載を毎年度2000人と修正した。目標達成には、本特例措置を含む複合的な施策により達成できるものであり、本特例措置のみによる達成を示すことは困難である。</p> <p>② 1年間に0.5%の削減を目標としており、それに基づき11年間で5.5%の削減と見込んでいる。</p> <p>③ 他の要因の影響を除く直接的な効果については、具体的なデータを持ち合わせていない。今後アンケートの実施等を検討したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 引き続き⑤及び⑦の課題の解消に努める。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 引き続き⑥及び⑧の課題の解消に努める。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）
2	対象税目	（国税6）（法人税：義、所得税：外） 【延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年延長すること。 （現行制度の概要） 買換え資産の圧縮記帳制度（買換え資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入または購入価額のいずれか少ない金額）×（譲渡収入－（譲渡資産の簿価＋譲渡費用））÷譲渡収入 ×80% 《関係条項》 措法 37、37の4、65の7～9、68の78～80
4	担当部局	水産庁研究指導課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年6月～8月 分析対象期間：平成26年～平成31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年：創設：国土・土地政策に合致するものについて、その買換えの円滑化を図る観点から創設 昭和49年：「漁船」を対象に追加：海運業界の体質改善を図るとの観点から、船舶の近代化、経済化を図るため、船舶対船舶の買換えを対象に追加 以後、適用期限ごとに期間を延長 平成8年：適用期限の5年延長 平成13年：適用期限の5年延長 平成18年：適用期限の5年延長 平成23年：適用期限の3年延長及び技術要件の追加 平成26年：適用期限の3年延長及び船齢要件の追加
7	適用又は延長期間	平成29年度～平成31年度（3年間）
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船の近代化及び漁

			<p>船漁業の経営体質の改善を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成24年3月閣議決定された水産基本計画の4（1）「国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化」において「漁船漁業における収益性重視の操業・生産体制の導入、省エネ・省人型の代船取得・・・などの取組を促進し、収益性の高い漁業を育成する。」旨定められており、当該政策は基本計画に基づいている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農村漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図る。 本措置の適用によって法人は圧縮記帳が可能となるが、適用に際しては、個々の法人の経営判断に基づき行われることから、適用件数の目標を定めることは困難である。一方、漁船の買換え等による漁船の近代化によって燃油消費量が節減され、経営体質等が改善されることから、会社経営体（20トン以上の漁船を使用するもの）の燃油消費量を平成40年度に平成20年～22年度平均比10%節減することを念頭に、平成31年度に5.5%節減することを目標とする。また、漁船漁業の経営体質等が改善されることにより、新規就業者数の確保が可能となることから、活力ある漁業生産構造が維持するために必要な新規就業者を毎年度2000人確保することを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁船の買換え等による漁船の近代化を通じて、燃油消費量が平成31年度に5.5%節減されることにより、漁船漁業の経営体質の改善に寄与する。また、漁船漁業の経営体質の改善等により、新規漁業者2000人が確保される。更にこれにより漁業を担う人材の円滑な世代交代が行われ、活力ある漁業生産構造が維持されるため、漁船漁業の経営体質の改善が促進される。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>分析対象期間において、測定指標にかかる過去の実績及び将来推計は、以下の通りである。なお、適用対象者は毎年度異なる者となっており、特定の者に偏っていない。</p> <p>【所得税】各年度における適用件数、課税の繰り延べ額 平成24年度 161件、514百万円 平成25年度 125件、399百万円 平成26年度 51件、163百万円 平成27年度 39件、124百万円 平成28年度 94件、300百万円（見込み）</p>

	<p>平成29年度 94件、300百万円（見込み） 平成30年度 94件、300百万円（見込み） 平成31年度 94件、300百万円（見込み） ＊平成24～27年度は、都道府県が実施した抽出調査から全体数を推計（全体適用数＝各都道府県の有効回答数×全国の漁船の新規登録件数／各都道府県の抽出件数）。また、28年度以降の適用件数及び課税の繰り延べ額は、24年度から27年度までの平均値である。</p> <p>【法人税】各年度における適用件数、損金算入額 平成24年度 4件、243百万円 平成25年度 4件、673百万円 平成26年度 5件、267百万円 平成27年度 4件、376百万円（見込み） 平成28年度 4件、376百万円（見込み） 平成29年度 4件、376百万円（見込み） 平成30年度 4件、376百万円（見込み） 平成31年度 4件、376百万円（見込み） ＊平成24～26年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の「日本船舶から日本船舶への買換え」のうち農林水産業に係るものである。27年度以降の適用件数は、24年度から26年度までの平均値である。また、27年度以降の損金算入額は、24年度から26年度までの1隻当たりの損金算入額の平均に適用件数を乗じたものである。</p>
② 減収額	<p>【所得税】各年度における適用件数、減税額 平成24年度 161件、13百万円 平成25年度 125件、10百万円 平成26年度 51件、4百万円 平成27年度 39件、3百万円 平成28年度 94件、7百万円（見込み） 平成29年度 94件、7百万円（見込み） 平成30年度 94件、7百万円（見込み） 平成31年度 94件、7百万円（見込み） ＊平成24～27年度は、都道府県が実施した抽出調査に基づき、推計により得られたその年度の適用件数及び1件当たり減収見込額を用いて、それらを乗じて全体の減収見込額を算出している。また、28年度以降の減収見込額は、24から27年度までの平均値である。</p> <p>【法人税】各年度における適用件数、減税額 平成24年度 4件、62百万円 平成25年度 4件、172百万円</p>

	<p>平成26年度 5件、68百万円 平成27年度 4件、90百万円（見込み） 平成28年度 4件、88百万円（見込み） 平成29年度 4件、88百万円（見込み） 平成30年度 4件、87百万円（見込み） 平成31年度 4件、87百万円（見込み） ＊平成24～26年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の「日本船舶から日本船舶への買換え」のうち農林水産業に係るものである。27年度以降の減収見込額の計算については別紙のとおり。</p>																																								
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間:平成26～31年度) 前回(平成25年度)、設定した定量的な指標等に基づき実現状況を評価したところ、以下の通り。 【燃油消費量の節減率】 平成20～22年度の平均燃油消費量582,519ℓ/経営体に対し、26年度は555,825ℓ/経営体で4.6%減少していることから、目標(3.0%減)を達成している。漁業の厳しい経営状況を鑑み、漁船の近代化を通じて引き続き燃油消費量の節減を図るため同措置を継続する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">20トン以上の漁船を使用する経営体の燃油消費量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1経営体当りの燃油支出額(千円)</th> <th>A重油価格(円/ℓ)</th> <th>1経営体当りの燃油消費量(ℓ)</th> <th>燃油使用量削減率(対20～22年度平均値基準)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A/B</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20(参考)</td> <td>46,465</td> <td>86.8</td> <td>535,309</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21(参考)</td> <td>39,388</td> <td>59.9</td> <td>657,554</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22(参考)</td> <td>38,440</td> <td>69.3</td> <td>554,695</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20～22平均(基準)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>582,519</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>26(実績)</td> <td>47,745</td> <td>85.9</td> <td>555,825</td> <td>-4.6%</td> </tr> <tr> <td>31(見込)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>550,480</td> <td>-5.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：A、Bは水産白書及び資源エネルギー庁「石油製品価格調査」から推計 注2：Aの推計の際に使用した経営体数は平成20年度～24年度は「2008年漁業センサス」、平成25年度以降は「2013年漁業センサス」の値を使用している。また、大型定置、小型定置網、地びき網及び海面養殖業を営む経営体は含まない。 注3：1経営体当りの燃油支出額は、水産白書によって公表されている各階層別の漁労支出のうち油費と各階層における経営体数を乗じたものの総和を、総経営体数で除したものである。A重油価格は、資源エネルギー庁の「石油製品価格調査」の月毎の産業用A重油の大型ローリーと小型ローリーそれぞれの年度の全国平均を算出し、その平均</p>	年度	1経営体当りの燃油支出額(千円)	A重油価格(円/ℓ)	1経営体当りの燃油消費量(ℓ)	燃油使用量削減率(対20～22年度平均値基準)		A	B	A/B		20(参考)	46,465	86.8	535,309	—	21(参考)	39,388	59.9	657,554	—	22(参考)	38,440	69.3	554,695	—	20～22平均(基準)	—	—	582,519	—	26(実績)	47,745	85.9	555,825	-4.6%	31(見込)	—	—	550,480	-5.5%
年度	1経営体当りの燃油支出額(千円)	A重油価格(円/ℓ)	1経営体当りの燃油消費量(ℓ)	燃油使用量削減率(対20～22年度平均値基準)																																					
	A	B	A/B																																						
20(参考)	46,465	86.8	535,309	—																																					
21(参考)	39,388	59.9	657,554	—																																					
22(参考)	38,440	69.3	554,695	—																																					
20～22平均(基準)	—	—	582,519	—																																					
26(実績)	47,745	85.9	555,825	-4.6%																																					
31(見込)	—	—	550,480	-5.5%																																					

をとったものである。(ただし、これらの数値は総トン数 20 トン以上のものに限る。)

【燃費の削減効果】
燃費の削減効果については、燃油価格の動向等の要因により指標とすることが困難であるが、同制度実施により、5年間、漁船の買換えが早まることにより、5年間分の燃費の削減効果(10%)が発生することが想定される。26年度には、77百万円の燃費削減効果が生じており、漁船漁業の経営体質の改善に寄与している。

20 トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果

年度	26	27	28	29	30	31
項目	実績	見込	見込	見込	見込	見込
A. 適用件数	5	4	4	4	4	4
B. 燃油支出 (千円/経営体)	47,745	44,642	44,642	44,642	44,642	44,642
C. 燃費削減額(百万円)	77	91	96	96	96	90
: a~j の合計						
a. 22年度に買換えた漁船 (百万円)	4	-	-	-	-	-
b. 23年度 "	13	13	-	-	-	-
c. 24年度 "	18	18	18	-	-	-
d. 25年度 "	18	18	18	18	-	-
e. 26年度 "	24	24	24	24	24	-
f. 27年度 "	-	18	18	18	18	18
g. 28年度 "	-	-	18	18	18	18
h. 29年度 "	-	-	-	18	18	18
i. 30年度 "	-	-	-	-	18	18
j. 31年度 "	-	-	-	-	-	18

資料：水産白書からの推計
：燃費削減効果の計算は以下の通り。
燃費削減額(各年度に買換えた漁船) = A × B × 10%
：計算に使用した 27 年度から 28 年度の燃油支出は、24 年度から 26 年度までの平均値を使用している。

【新規就業者数】
政策分野「漁業経営の安定」の政策評価指標である「新規就業者数の確保」の目標値は、毎年度 2000 人となっている。過去の実績においては、26 年度は 1875 人、27 年度は 1915 人(都道府県等が実施している新規就業者数に関する調査から推計)であり、達成率が 26 年度においては 94%、27 年度においては 96% であることから目標の 9 割を達成している。本措置による燃費削減効果は、26 年度 77 百万円、27 年度 91 百万円(見込)であるところ、新規就業者の賃金を 250 万円/年とし、燃費削減分を新規雇用に使用した場合、26 年度 31 名(新規就業者数全体に占める割合

		1.7%)、27 年度 36 名(同 1.9%)の雇用が可能となる。活力ある漁業生産構造を維持するためには毎年度新規就業者を確保する必要があることから引き続き同措置を継続する必要がある。 【燃油消費量の節減率】及び【新規就業者数】 の指標において、概ね目標が達成されていることから、本措置による漁船の代替による漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の強化が進んでいる。なお、両指標は最も適切に測定するものとするが、他の要因にも影響されるところ本措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。																																																	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 26~31 年度) 本措置は課税の繰り延べであり、永続的な減収効果は発生しないが、資産の買換え時における国の税収減に対し国が税収を補うために国債を発行した場合に発生する減収額に最低金利保証(0.05%)を乗じた金額(機会損失による費用)と漁船の近代化が促進されることによる燃費の 10%の削減金額(適用年から 5 年間継続)を比較すると、下記の通り、将来に渡って燃油消費量の節減による燃費の節減効果が上回ることから、是認できる。 20 トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 適用件数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>B. 減税見込額 (百万円)</td> <td>68</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>C. 機会損失費用(千円)</td> <td>34</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>: B × 0.05%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D. 燃費削減額 (百万円)</td> <td>77</td> <td>91</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26	27	28	29	30	31	項目	実績	見込	見込	見込	見込	見込	A. 適用件数	5	4	4	4	4	4	B. 減税見込額 (百万円)	68	96	96	96	96	96	C. 機会損失費用(千円)	34	48	48	48	48	48	: B × 0.05%							D. 燃費削減額 (百万円)	77	91	96	96	96	90
年度	26	27	28	29	30	31																																													
項目	実績	見込	見込	見込	見込	見込																																													
A. 適用件数	5	4	4	4	4	4																																													
B. 減税見込額 (百万円)	68	96	96	96	96	96																																													
C. 機会損失費用(千円)	34	48	48	48	48	48																																													
: B × 0.05%																																																			
D. 燃費削減額 (百万円)	77	91	96	96	96	90																																													
	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものであり、他方で与信力の低い漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があることから、かかる自己資金の手当てのための財源となる課税所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。なお、補助事業と異なり、対象が限定されないことから、より多くの者が個々の経営判断に基づき適用が可能である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 漁業近代化資金等の低利融資制度は、漁業者の後年度の利子負担を軽減するもの。一方で本措置は、譲渡所得への課税の特例措置により、漁船の買換えを行うための自己資金を確保し、円滑かつ効果的な漁船の買換えを可能とする。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 該当なし</p>																																																	
11	有識者の見解	本措置の期限を延長することは妥当。																																																	

	(平成 28 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

1. 減税見込額積算

・法人税(平成27年度)……①

$$\text{見込額} = \overset{\text{(特例適用対象額)※1}}{94} \times \overset{\text{(法人税率)※2}}{0.239} \times \overset{\text{(適用件数)※3}}{4} \quad \text{単位:百万円}$$

※1については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、

平成24年度から平成26年度の1隻あたりの損金算入額の平均を算出

※2については、財務省HP「法人税率の推移」により把握

※3については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、平成24年度から平成26年度の適用件数の平均を算出

○減税見込み額

① = 90 百万円

以下の表の見込の数値は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)
適用件数	5	4	4	4	4	4
減税見込額(単位:百万円)	68	90	88	88	87	87

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等）
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（農業・農村分野の金融機能の維持を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 本租税特別措置の政策目的は、農業・農村分野における金融機能の維持・強化であることから、本措置の達成目的も農業・農村分野の金融機能の維持を図ることとしており、本措置の適用となる農協等において、自己資本の充実が図られ、リスク担保力が強化されることにより一定の融資が行われ、その結果としてほとんどの農協等において本措置による貸倒引当金の割増が適用されていることをもって、目標が達成されているものと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果（農業者に対する貸出残高の推移）について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
② 達成目標（農業・農村分野の金融機能の維持を図る）に対する効果（農業者に対する貸出残高の推移）の寄与について、本特例措置によって繰り入れられる貸倒引当金の割増額と効果との関係が不明であり、達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
平成27年度の系統金融機関における農業融資残高の積算根拠は、系統金融機関における農業融資残高に示している実績及び推計値を基に過去3カ年の伸び率を推計して算定している。（年度毎に計数に大きな変動がないこと、他の計数の推計方法と変わらない推計方法を用いていること等から、敢えて記載する必要は乏しいものと考えている。） 本租税特別措置により繰り入れられる一般貸倒引当金は、農協の自己資本に算入されることにより、より多くの融資を行う体力を持つことができるようになり、農業者の融資の実需に対して適切な融資を行うことができるようになるものと考えている。したがって、金融機関たる農業協同組合において貸倒引当金の積み増しの効果が現れるのは融資残高（農業融資残高）であるため、農業融資残高が一定程度維持されていることが確認することができる測定指標として適当であると考えている。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果について、「平成27年度から平成30年度までは、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
② 将来の効果（農業者に対する貸出残高の推移）について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
③ 達成目標（農業・農村分野の金融機能の維持を図る）に対する効果（農業者に対する

貸出残高の推移)の寄与について、本特例措置によって繰り入れられる貸倒引当金の割増額と効果との関係が不明であり、達成目標が達成されることが明らかにされていない。
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>平成30年度の系統金融機関における農業融資残高の積算根拠は、系統金融機関における農業融資残高に示している実績及び推計値を基に過去3カ年の伸び率を推計して算定している。</p> <p>本租税特別措置により繰り入れられる一般貸倒引当金は、農協の自己資本に算入されることにより、より多くの融資を行う体力を持つことができるようになり、農業者の融資の実需に対して適切な融資を行うことが出来るようになるものと考えている。したがって、金融機関たる農業協同組合において貸倒引当金の積み増しの効果が現れるのは融資残高(農業融資残高)であるため、農業融資残高が一定程度維持されていることが確認することができる農業融資残高が、金融機能の維持・強化という政策目的の達成をはかることができる測定指標として適当であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置の大半が適用される農協は、金融機関として、金融機能の維持・強化を本租税特別措置の政策目的としており、自己資本の充実を図り、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達円滑化が図られているかについては、農業融資残高が一定程度維持されていることにより確認することができると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置の大半が適用される農協は、金融機関として、金融機能の維持・強化を本租税特別措置の政策目的としており、自己資本の充実を図り、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られているかについては、農業融資残高が一定程度維持されていることにより確認することができると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(農業協同組合等)
2	対象税目	(国税8、地方税9)(法人税、法人住民税、法人事業税:義 地方法人税:外) 【新設・拡充(延長)】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができることとされているが、農業協同組合等については、さらに法定繰入率の12%増しとすることができる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の9、第68条の59</p>
4	担当部局	経営局協同組織課・金融調整課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年4～8月 分析対象期間:平成25～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和41年度創設</p> <p>昭和55年度:割増率の引下げ(20%→16%) 以後適用期限2年延長</p> <p>平成10年度:適用期限3年間延長</p> <p>平成12年度:対象法人から中小企業を除外 以後適用期限2年延長</p> <p>平成24年度:割増率引下げ(16%→12%)の上で3年延長</p> <p>平成27年度:2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年延長
8	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付けに係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)</p> <p>(農業の持続的な発展)</p> <p>第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。</p> <p>○系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協等の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付けに係るリスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の実現が図られている。</p>																																																	
		① 適用数等	<p>○租税特別措置法第57条の9適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の適用額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p style="text-align: center;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> <th>H30 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>684</td> <td>669</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>13,312</td> <td>12,922</td> <td>12,583</td> <td>12,325</td> <td>12,008</td> <td>11,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定 ※算定根拠は別紙1</p>	年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	適用件数	731	714	692	684	669	655	適用額	13,312	12,922	12,583	12,325	12,008	11,720																												
年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)																																														
適用件数	731	714	692	684	669	655																																														
適用額	13,312	12,922	12,583	12,325	12,008	11,720																																														
		② 減収額	<p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の減収額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p>【国税】</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> <th>H30 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,822</td> <td>2,421</td> <td>2,392</td> <td>2,341</td> <td>2,281</td> <td>2,227</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>105</td> <td>103</td> <td>234</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定 ※算定根拠は別紙1</p> <p>【地方税】</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> <th>H30 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>438</td> <td>425</td> <td>309</td> <td>302</td> <td>160</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>479</td> <td>465</td> <td>579</td> <td>567</td> <td>781</td> <td>762</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>388</td> <td>367</td> <td>250</td> <td>245</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定 ※算定根拠は別紙1</p>	年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	法人税	2,822	2,421	2,392	2,341	2,281	2,227	地方法人税	—	—	105	103	234	229	年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	法人住民税	438	425	309	302	160	156	法人事業税	479	465	579	567	781	762	地方法人特別税	388	367	250	245	—	—
年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)																																														
法人税	2,822	2,421	2,392	2,341	2,281	2,227																																														
地方法人税	—	—	105	103	234	229																																														
年度	H25	H26	H27	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)																																														
法人住民税	438	425	309	302	160	156																																														
法人事業税	479	465	579	567	781	762																																														
地方法人特別税	388	367	250	245	—	—																																														

		③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》(分析対象期間:平成25~30年度)</p> <p>＜農業者に対する貸出残高の推移＞ (単位:億円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>212,415(100)</td> <td>181,577(85)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>213,492(100)</td> <td>182,475(85)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>212,210(100)</td> <td>180,408(85)</td> </tr> <tr> <td>H27(推計)</td> <td>213,019(100)</td> <td>182,698(85)</td> </tr> <tr> <td>H28(推計)</td> <td>212,214(100)</td> <td>181,204(85)</td> </tr> <tr> <td>H29(推計)</td> <td>213,920(100)</td> <td>182,901(85)</td> </tr> <tr> <td>H30(推計)</td> <td>211,642(100)</td> <td>179,585(85)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)農林中央金庫調べ ()内は構成割合を示している。 また、平成27年度から平成30年度までは、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~30年度) 農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図ることができる。</p>	年度	合計		農協系統		H24	212,415(100)	181,577(85)	H25	213,492(100)	182,475(85)	H26	212,210(100)	180,408(85)	H27(推計)	213,019(100)	182,698(85)	H28(推計)	212,214(100)	181,204(85)	H29(推計)	213,920(100)	182,901(85)	H30(推計)	211,642(100)	179,585(85)
年度	合計																												
	農協系統																												
H24	212,415(100)	181,577(85)																											
H25	213,492(100)	182,475(85)																											
H26	212,210(100)	180,408(85)																											
H27(推計)	213,019(100)	182,698(85)																											
H28(推計)	212,214(100)	181,204(85)																											
H29(推計)	213,920(100)	182,901(85)																											
H30(推計)	211,642(100)	179,585(85)																											
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られるようになる。																										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。																										
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業協同組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを分散させ経営基盤の強化を図り、農業協同組合の財務基盤を高めることにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより山村地域の主要産業である農業の経済活性化を促進することができる。																										
11	有識者の見解		公益法人等と協同組合等へのみ割増としており、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。 (平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員)																										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年度税制改正要望時(平成26年8月)																										

(別紙1)

【国税】

1. 減税見込額等の積算

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連の全て、農林中金を対象）の結果を基に、平成25年度実績・平成26年度実績・平成27年度実績・平成28年度見込からその伸び率を推定して特例適用額を算定（平成28年度見込・平成30年度見込についても同様の方法で推計）。

- ① 農業協同組合
 $9,332\text{百万円} \times (9,332\text{百万円} + 9,302\text{百万円} + 9,446\text{百万円}) / (9,302\text{百万円} + 9,446\text{百万円} + 10,391\text{百万円})$
 $\approx 8,993\text{百万円}$
 (平成29年度特例適用見込み額)
- ② 農業協同組合連合会・農林中央金庫
 $2,993\text{百万円} \times (2,993\text{百万円} + 3,280\text{百万円} + 3,476\text{百万円}) / (3,280\text{百万円} + 3,476\text{百万円} + 2,921\text{百万円})$
 $\approx 3,015\text{百万円}$
 (平成29年度特例適用見込み額)
- ③ 減税試算額
 ・特例適用額 $8,993\text{百万円} + 3,015\text{百万円} \approx 12,008\text{百万円}$
 ・減税額(法人税) $12,008\text{百万円} \times 0.19\text{ (法人税率)} \approx 2,281\text{百万円}$
 ・減税額(地方法人税) $2,281\text{百万円} \times 0.103\text{ (地方法人税率)} \approx 234\text{百万円}$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：件、百万円)

区 分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)
対象者数	743	753	740	716	707	693	678
適用法人数	717	731	714	692	684	669	655
当期繰入額	389,980	338,805	317,541	276,856	247,695	224,195	199,859
損金算入額 (12%割増繰入限度額)	178,675	172,271	183,250	167,415	163,891	161,255	154,377
特例適用額	13,420	13,312	12,922	12,583	12,325	12,008	11,720
減税見込額	法人税	2,816	2,822	2,421	2,392	2,341	2,227
	地方法人税	—	—	—	105	103	229

※ 地方法人税の推計においては、平成28年度は税率を4.4%、平成29年度及び平成30年度は税率を10.3%として算定している。

【地方税】

1. 減税見込額積算

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連の全て、農林中金を対象）の結果を基に、平成25年度実績・平成26年度実績・平成27年度実績・平成28年度見込からその伸び率を推定して特例適用額を算定（平成28年度見込・平成30年度見込についても同様の方法で推計）。

- ① 農業協同組合
 $9,332\text{百万円} \times (9,332\text{百万円} + 9,302\text{百万円} + 9,446\text{百万円}) / (9,302\text{百万円} + 9,446\text{百万円} + 10,391\text{百万円})$
 $\approx 8,993\text{百万円}$
 (平成29年度特例適用見込み額)
- ② 農業協同組合連合会・農林中央金庫
 $2,993\text{百万円} \times (2,993\text{百万円} + 3,280\text{百万円} + 3,476\text{百万円}) / (3,280\text{百万円} + 3,476\text{百万円} + 2,921\text{百万円})$
 $\approx 3,015\text{百万円}$
 (平成29年度特例適用見込み額)
- ③ 減税試算額
 ・特例適用額 $8,993\text{百万円} + 3,015\text{百万円} \approx 12,008\text{百万円}$
 減税額(法人住民税) $12,008\text{百万円} \times 0.19\text{ (法人税率)} \times 0.07\text{ (法人住民税)} \approx 160\text{百万円}$
 減税額(法人事業税) $12,008\text{百万円} \times 0.065\text{ (法人事業税率)} \approx 781\text{百万円}$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：件、百万円)

区 分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)
対象者数	743	751	740	716	707	693	678
適用法人数	717	731	714	692	684	669	655
特例適用額	13,420	13,312	12,922	12,583	12,325	12,008	11,720
減税見込額	法人住民税	441	438	425	309	302	160
	法人事業税	483	479	465	579	567	781
	地方法人特別税	391	388	367	250	245	—

※ 法人住民税の推計においては、平成28年度は税率を12.9%、平成29年度及び平成30年度は税率を7%として算定している。

※ 法人事業税の推計においては、平成28年度は税率を4.6%、平成29年度及び平成30年度は税率を6.5%として算定している。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
税 目	法人税、法人事業税、法人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、「平成 28 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載し、平成 29～31 年度推計値については、平成 28 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 適用数等に追記。 以下補足： H28 675 組合 (H27) - (718 組合 (H23) -675 組合 (H27)) ÷ 4 =664 組合 H29 664 組合 (H28) - (718 組合 (H23) -675 組合 (H27)) ÷ 4 =653 組合 H30 653 組合 (H29) - (718 組合 (H23) -675 組合 (H27)) ÷ 4 =642 組合 H31 642 組合 (H30) - (718 組合 (H23) -675 組合 (H27)) ÷ 4 =631 組合
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（森林組合における中核組合の割合）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 過去の効果（森林組合における中核組合の割合）について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（中核組合が、平成 32 年度までに都道府県内の 7 割を占めることを目的とする）に対する効果（平成 27 年度時点で 51%）の寄与について、「貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化に貢献している」と説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 別添 4 に追記。 ② 評価書に追記。 補足：小規模零細な森林組合が多く、合併による財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤を強化するための重要な手段のひとつである。そのため、合併による基盤強化や本特例措置を活用することで中核組合の基準を満たしていくこととしているところであり、組合数自体の減少の影響を排除することは適切でないと考える。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果（森林組合における中核組合の割合）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 将来の効果（森林組合における中核組合の割合）について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を検証する方法も明らかにされていない。

③ 達成目標（中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割を占めることを目的とする）に対する効果の寄与について、「例年約11%の貸倒引当金の積増しをすることによる貸倒リスクが軽減され、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成に寄与するものとおもわれる」と説明されているが、達成目標（平成32年度までに都道府県内の7割を占めること）に対して、平成32年度の中核組合の割合が60%と推定されており、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 別添4を修正。

② 評価書に追記。

補足：小規模零細な森林組合が多く、合併による財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤を強化するための重要な手段のひとつである。そのため、合併による基盤強化や本特例措置を活用することで中核組合の基準を満たしていくこととしているところであり、組合数自体の減少の影響を排除することは適切でないと考えられる。

③ 評価書に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(森林組合等)
2	対象税目	(国税9、地方税10)(法人税:義、法人事業税、法人住民税:義) 【延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>本制度の適用期限の2年延長</p> <p>(1)対象者 森林組合等</p> <p>(2)特例措置 森林組合等の協同組織等については貸倒引当金の繰入限度額の12%割増引当ができる。</p> <p>【現行制度】</p> <p>本則：法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>特例：租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の10、第68条の59</p> <p>中小企業等(森林組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに12%割増の範囲内で損金に算入できる。</p> <p>【2年間延長の理由】</p> <p>租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされるところである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があり、今回2年の延長とする。</p> <p>※ 森林組合等：森林組合、森林組合連合会を指す。</p> <p>-----</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9、第68条の59</p>
4	担当部局	林野庁林政部経営課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施期間：平成28年4月～8月 分析対象期間：平成28年度から平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：昭和41年度 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ

7	適用又は延長期間	平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図り、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展) 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 (望ましい林業構造の確立) 第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 (林業生産組織の活動の促進) 第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○森林・林業基本計画(平成 28 年 5 月 24 日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立 ①効率的かつ安定的な林業経営の育成 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、引き続き、意欲あるものによる森林経営計画の作成と長期的な施業の受委託等を推進し、同計画に基づく低コストでの効率的な施業の実行の定着を図る。 このため、森林所有者への働きかけや施業の受委託等関係の情報提供、林業事業者の登録・評価、施業集約化に向けた先行事例の他地域への普及を推進する。このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。 6 団体の再編整備に関する施策 森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。</p>

② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 〔政策分野〕 18 林業の持続的かつ健全な発展</p>																																				
③ 達成目標及びその実現により寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。 このため、本措置を活用し債権回収のリスクに備え、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成 32 年度までに都道府県内の7割を占めることを目標とする。 ※ 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。(別添1)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〔測定指標：本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額及びそれに伴う森林組合における中核組合の割合〕</p> <p style="text-align: right;">(単位：%、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>70</td> <td>86</td> <td>70</td> <td>64</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>657</td> <td>802</td> <td>660</td> <td>594</td> <td>686</td> <td>686</td> <td>686</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>10.6%</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>10.8%</td> <td>10.8%</td> <td>10.8%</td> <td>10.8%</td> <td>10.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠は別添2参照。</p> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 11%の貸倒引当金の積増しに寄与している。</p> <p>※ 平成 28 年度推計値については、3力年(平成 25～27 年度)実績の平均値を記載している。 ※ 平成 29～31 年度推計値については、平成 28 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。</p>	年度 区分	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	70	86	70	64	74	74	74	74	貸倒引当金繰入額(B)	657	802	660	594	686	686	686	686	A/B	10.6%	10.7%	10.6%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%
年度 区分	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)																													
貸倒引当金の繰入増加額(A)	70	86	70	64	74	74	74	74																													
貸倒引当金繰入額(B)	657	802	660	594	686	686	686	686																													
A/B	10.6%	10.7%	10.6%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%																													

※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

(単位：%)

年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
中核組合 の割合	44	47	48	49	51	54	57	59

年度 区分	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合 の割合	62	65	67	70

中核組合は、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっている。健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用していると考えます。

上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、都道府県内の森林組合の7割程度の森林組合が中核組合となるようその育成を図ることに努めるものとする。

※ 中核組合の割合については、出典元である森林組合統計が、平成25年度までしか発行されていないため、平成26年度以降は推計となる。

※ 目標値が平成33年となっているのは、森林組合により決算時期が異なり平成32年度末に中核組合が7割まで増加することを想定しているためである。

[達成目標実現による寄与]

森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。

貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、林業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、林業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという森林組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。

中核組合に位置づけられるためには、累積欠損金が生じていないこと、健全な財務基盤に資する一定の出資規模が確保されているなどが必須の要件であり、本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた森林経営の安定に寄与する。

また、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い

手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、特に経営基盤が安定している中核組合の育成は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。

9 有効性等

① 適用数等

対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率
(単位：%、組合)

年度 区分	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)
対象組合数	706	689	677	675	664	653	642	631
貸倒引当金計上組合数	596	596	595	548	539	530	521	512
適用組合数	596	596	595	548	539	530	521	512
適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 平成28年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、H23からH27年度の増減比を基に推計値を記載している。
H28:675組合(H27)-(718組合(H23)-675組合(H27))÷4=664組合

※ 平成29～31年度推計値については、平成28年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
例 H29:664組合(H28)-(718組合(H23)-675組合(H27))÷4=653組合

※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。

また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。

このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りは無い。

② 減収額

国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林

組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

〔国税〕 (単位:百万円)

年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)
減税見込額	15	18	15	12	14	14	14	14

- ※ 算定根拠は別添2参照。
- ※ 平成 28 年度推計値については、3カ年(平成 25~27 年度)実績の平均値を推計値として記載している。
- ※ 平成 29~31 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
- ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
- ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。

地方税の減収額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

〔地方税〕 (単位:百万円)

年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)
減税見込額	7	7	5	6	6	6	6	6

- ※ 算定根拠は別添3参照。
- ※ 平成 28 年度推計値については、3カ年(平成 25~27 年度)実績の平均値を推計値として記載している。
- ※ 平成 29~31 年度推計値については、平成 28 年度推計値と同じ値を記載している。
- ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
- ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》
〔政策目的の実現状況〕(分析対象期間:平成 24~31 年度)
貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役

割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成を目指す。

また、当該租税特別措置の活用により、財務、組織基盤の優れた、中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。

〔租税特別措置等による達成目標の実現状況〕

(分析対象期間:平成 24~31 年度)

〔本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額〕

(単位:%、百万円)

区分	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)
貸倒引当金の繰入増加額(A)	70	86	70	64	74	74	74	74
貸倒引当金繰入額(B)	657	802	660	594	686	686	686	686
A/B	10.6%	10.7%	10.6%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%

- ※ 算定根拠は別添2参照。
- ※ 平成 28 年度推計値については、3カ年(平成 25~27 年度)実績の平均値を記載している。
- ※ 平成 29~31 年度推計値については、平成 28 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
- ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

〔森林組合における中核組合の割合〕

(単位:%)

年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
中核組合の割合	44	47	48	49	50 (98%)	51 (95%)	53 (93%)	54 (91%)

年度	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合の割合	56 (90%)	58 (89%)	60 (90%)	61 (88%)

- ※ 算出根拠は別添4参照。
- ※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

なお、前回要望時に目標としていた中核組合の割合増加は、平成 22 年度時点の 44%を平成 32 年度末時点で7割とし、平成 27 年度時点で 54%

とするものであったが、実績は 51%にとどまると推計されている。これは、木材価格の低迷などの外的要因によるものがある。

また、中核組合の割合が、推計では平成 32 年度で 60%にとどまっているところであり、目標達成の実現に向け、引き続き中核組合の育成に取り組む必要がある。こうした中、中核組合については、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっており、健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用しているところであり、本措置の効果としては、平成 27 年度では、対象となる森林組合等 675 組合のうち、548 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 12%割増の特例の適用を受けている。金額では 18 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 64 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化され、平成 28 年度以降も 74 百万円分の強化が見込まれる。

地域における森林整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等において、例年約 11%の貸倒引当金の積増しをすることによる貸倒リスクが軽減されたことで、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成に寄与するものとおもわれる。

〔木材価格〕

(単位:円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
スギ中丸太 (円/m)	12,700	13,000	12,200	10,900	11,800	12,300	11,400	11,500
スギ正角 (円/本)	1,340	1,412	1,402	1,379	1,376	1,442	1,412	1,607

※ 出典:「木材価格」(農林水産省)

〔租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〕

(分析対象期間:平成 24~31 年度)

森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。森林組合等が積極的な事業展開を行うためには、経営基盤の強化・安定化が不可欠であり、貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用している中、債権回収のリスクを軽減できる本措置の延長が必要である。

仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する森林組合等の全てにおいて貸倒リスクが増大することになり、森林組合等の経営の健全化・基盤強化への取組に支障が生じる。

《税収減を是認するような効果の有無》

(分析対象期間:平成 24 年度~平成 31 年度)

本措置の効果として、平成 27 年度では、対象となる森林組合等 675 組合のうち、548 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 12%割増の特例の適用を受けている。金額では 18 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収

額)により 64 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。このように、過去及び将来において、税収減を是認できる効果がある。

(単位:組合、百万円)

区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
対象組合数	706	689	677	675	664	653	642	631	
適用組合数	596	596	595	548	539	530	521	512	
貸倒引当金計 上組合数	596	596	595	548	539	530	521	512	
減収 見込 額	国税	15	18	15	12	14	14	14	14
	地方税	7	7	5	6	6	6	6	6
	計	22	25	20	18	20	20	20	20
貸倒引当金の 繰入増加額	70	86	70	64	74	74	74	74	

※ 算定根拠は別添2及び別紙3参照。

※ 平成 28 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。

※ 平成 29~31 年度推計値については、平成 28 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。

※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。

また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。

このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

10 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。

また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効果的かつ効果的である。

なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。

別添1

都道府県において中核組合を位置付ける場合の基準例

- 1 組織体制に関する基準例
 - ① 的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること
 - ② 適正な事業実施に必要な常勤役職員として7名以上が確保されていること
- 2 事業実施に関する基準例
 - ① 累積欠損金等が生じていないこと（累積欠損金等がある場合にはその解消が確実に見込まれること）
 - ② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模（払込済出資金4千万円以上）が確保されていること
 - ③ 事業総利益に占める事業管理費が適正（事業管理費が事業総利益の範囲内）であること

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを可能とし、森林所有者である組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置や融資制度もなく唯一の支援措置である。</p> <p>また、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>なお、森林組合等の経営基盤の安定に大きなインセンティブとなり、中核組合への移行が図られる。</p> <p>森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを目的とし、効率的かつ安定的な林業経営の育成が図られ、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>
11	有識者の見解	公益法人等と協同組合等にのみ割増としており、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。 （平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員）
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年度税制改正要望時

別添2

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	61	49	44	
	調査回収率(%)※2	85%	85%	85%	
	特例適用額(百万円)※3	72	58	52	61
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	14	12	12	
	調査回収率(%)※2	100%	100%	100%	
	特例適用額(百万円)※3	14	12	12	13
計(①+②)					(ア) 74

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (61百万円/85%+49百万円/85%+44百万円/85%)/3 ≒ 61百万円※3
- ② 森林組合連合会 (14百万円/100%+12百万円/100%+12百万円/100%)/3 ≒ 13百万円※3
- ③ 計(①+②) (61百万円+13百万円) ≒ 74百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成28年度

- ① 特例適用額 (ア) 74百万円
- ② 特例適用減税額 (ア) 74百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 14百万円…(イ)'
- ③ 減税見込額 (ア)' ≒ 14百万円

同様に過去の減税額を計算

- 平成27年度 減税見込額 64百万円×19% ≒ 12百万円
- 平成26年度 減税見込額 70百万円×20.9% ≒ 15百万円
- 平成25年度 減税見込額 86百万円×20.9% ≒ 18百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
対象組合数	706	689	677	675	664	653	642	631
適用組合数	596	596	595	548	539	530	521	512
準備金積立額 (当期繰入額)	1,628	1,734	1,553	1,349	1,545	1,545	1,545	1,545
損金算入額 (12%割増繰入額)	657	802	660	594	686	686	686	686
特例適用額	70	86	70	64	74	74	74	74
減税見込額	15	18	15	12	14	14	14	14

※1 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4 平成28年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1等にに基づき3年平均(25~27年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

※5 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

別添3

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	61	49	44	
	調査回収率(%)※2	85%	85%	85%	
	特例適用額(百万円)※3	72	58	52	61
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	14	12	12	
	調査回収率(%)※2	100%	100%	100%	
	特例適用額(百万円)※3	14	12	12	13
計(①+②)					(イ) 74

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (61百万円/85%+49百万円/85%+44百万円/85%)/3 ≒ 61百万円※3
- ② 森林組合連合会 (14百万円/100%+12百万円/100%+12百万円/100%)/3 ≒ 13百万円※3
- ③ 計(①+②) (61百万円+13百万円) ≒ 74百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成28年度

- ① 特例適用額 (イ) 74百万円
- ② 特例適用減税額 (イ) 74百万円×19%(法人税額:19%) = 14百万円…(イ)'
- ③ 減税見込額 (イ)' = 14百万円

(別添2)より

減税見込額

平成27年度 12百万円 平成26年度 15百万円 平成25年度 18百万円

(3) 地方税減税額試算

平成28年度

- ④ 法人住民税額 (ウ) 14百万円×12.9% ≒ 2百万円
- ⑤ 法人事業税額 (エ) 74百万円×4.6% ≒ 3百万円
- ⑥ 地方法人特別税 (オ) 3百万円×43.2% ≒ 1百万円
- ⑦ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) ≒ 6百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

平成27年度 平成26年度 平成25年度
12百万円×12.9% ≒ 2百万円 15百万円×12.9% ≒ 2百万円 18百万円×17.3% ≒ 3百万円

法人事業税額

平成27年度 平成26年度 平成25年度
64百万円×4.6% ≒ 3百万円 70百万円×3.4% ≒ 2百万円 86百万円×2.7% ≒ 2百万円

地方法人特別税

平成27年度 平成26年度 平成25年度
3百万円×43.2% ≒ 1百万円 2百万円×43.2% ≒ 1百万円 2百万円×81% ≒ 2百万円

減税見込額

平成27年度 平成26年度 平成25年度
2+3+1 = 6百万円 2+2+1 = 5百万円 3+2+2 = 7百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
対象組合数	706	689	677	675	664	653	642	631
適用組合数	596	596	595	548	539	530	521	512
準備金積立額 (当期繰入額)	1,628	1,734	1,553	1,349	1,545	1,545	1,545	1,545
損金算入額 (12%割増繰入額)	657	802	660	594	686	686	686	686
特例適用額	70	86	70	64	74	74	74	74
国税減税見込額	15	18	15	12	14	14	14	14
減税見込額								
法人住民税	3	3	2	2	2	2	2	2
法人事業税	2	2	2	3	3	3	3	3
地方法人特別税	2	2	1	1	1	1	1	1
合 計	7	7	5	6	6	6	6	6

- ※1)対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。
- ※2)適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。
- ※3)適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。
- ※4)平成28年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1等に基づき3年平均(25～27年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。
- ※5)平成28年度(推計)以降は税率が変更されている。
- ※6)計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

森林組合における中核組合の割合算出資料

1. 中核組合の割合算出根拠

H22年度からH25年度の中核組合の割合
 森林組合は各年度の対象組合数から森林組合連合46組合を除いたもの。
 H22 中核組合299組合÷森林組合679組合=44%
 H23 中核組合316組合÷森林組合672組合=47%
 H24 中核組合317組合÷森林組合660組合=48%
 H25 中核組合314組合÷森林組合643組合=49%

平成21年度の対象森林組合数 692組合のうち中核組合数が298組合
 平成25年度の対象森林組合数 643組合のうち中核組合数が314組合
 ※出典:「森林組合統計」(林野庁林政部経営課)

中核組合の年間増加数の算出
 H21からH25までの過去5年間に中核組合が増加割合
 (314組合-298組合)÷4=4組合(年間中核組合増加数)

平成26年度の中核組合の割合の算出根拠
 平成26年度の中核組合数 314組合(H25)+4組合=318組合
 中核組合318組合÷対象組合数631組合=50%

平成27年度
 平成27年度の中核組合数 318組合(H26)+4組合=322組合
 中核組合322組合÷対象組合数629組合=51%

平成28年度以降同様の推計で算出。

2. 中核組合の割合見込み

区分	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
対象組合数	631	629	618	607	596	585	574	563
うち中核組合数	318	322	326	330	334	338	342	346
割合(%)	50	51	53	54	56	58	60	61

※対象組合数については、対象となる森林組合数である。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
税 目	法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、「対象者数：漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数、適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 算定根拠（別添1及び別添2）を提出。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。
-------------------------	-----------------------------------------------

【農林水産省の補足説明】	① 算定根拠（別添1及び別添2）を提出。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（貸倒引当金の繰入増加額）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 達成目標（平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減）に対する効果（平成27年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額551百万円等）の寄与について、「貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用し、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 算定根拠を付記（貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値（実数）。推計値（平成28～30年度）は直近3ヶ年の平均値）。 ② 評価書を修正（当該効果によって達成目標が達成された旨を記載）。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減）に対する効果（平成30年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額472百万円等）の寄与について、「貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用し、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 評価書を修正（当該効果による達成目標の達成見通しを記載）。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(漁業協同組合等)
2	対象税目	(国税10及び地方税11) (法人税:義)(法人事業税、法人住民税:義、地方法人特別税:外) 【延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業等(漁業協同組合等を含む。)が、各事業年度終了時に所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去3年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の12%割増の範囲内とすることができる。 《関係条項》 措法57の9、68の59
4	担当部局	水産庁漁政部水産経営課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年4月～8月 分析対象期間:
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和41年度 創設 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ
7	適用又は延長期間	平成29年4月～平成31年3月
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定 《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成24年3月閣議決定)の「9 水産関係団体の再編整備等」において、「漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、(中略)、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する」旨規定しており、本特例措置の目的と合致している。 ② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 [政策分野] 漁業経営の安定

③	達成目標 及びその 実現によ る寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、貸倒リスクへの対応力が維持・強化されることにより、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化が図られることから、平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減することを目標とする。</p> <p>なお、本措置により、貸倒リスクへの対応力が強化されると共に、計画的な経営改善の取組を促進することによって繰越欠損金の減少が期待される。このため本特例措置の内容そのものを設定した目標（平成27年度及び平成28年度の2年間に本特例措置により漁協等が繰り入れる貸倒引当金の割増額790百万円）から本措置を通じて実現を目指す新たな達成目標（平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減する）へ変更した。</p>
---	-----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》								
〔測定指標：本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額〕								
(単位：百万円)								
区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)
貸倒引 当金の 繰入増 加額 (A)	552	414	377	348	551	425	441	472
貸倒引 当金繰 入額 (B)	23,176	21,629	20,241	20,384	22,460	21,028	21,291	21,593
A/B	2.4%	1.9%	1.9%	1.7%	2.5%	2.0%	2.1%	2.2%
<p>※貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値（実数）。推計値（平成28～30年度）は直近3ヶ年の平均値。</p> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約2%の貸倒引当金の積増しに寄与している。（平成23年度までは割増率は16%。）</p>								
〔測定指標：繰越欠損金総額〕								
(単位：億円)								
区 分	23年 度(実 績)	24年 度(実 績)	25年 度(実 績)	26年 度(実 績)	27年 度(目 標値)	28年 度(目 標値)	29年 度(目 標値)	30年 度(目 標値)
繰越欠損 金総額	318	307	294	253	243	233	223	213
<p>※繰越欠損金総額の実績は、「水産業協同組合統計表」の集計値（実数）。</p> <p>漁業者の安定的な生産活動を支え、地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合は、健全な財務基盤の維持・向上を図るため、債権回収リスクを軽減できる本特例措置を適用しているものとする。引き続き漁協の財務基盤等の強化が図られるよう努めるものとする。</p>								

		<p>〔達成目標実現による寄与〕</p> <p>漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。</p> <p>貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。</p> <p>本措置により貸倒リスクへの対応力が維持・強化されると共に、計画的な経営改善の取組を促進することによって繰越欠損金の減少が期待される。このことは漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定に寄与する。</p>																																				
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率</p> <table border="1"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>2,210 組合(647 組合)</td><td>532 組合</td><td>82.2%</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>2,175 組合(721 組合)</td><td>621 組合</td><td>86.1%</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>2,163 組合(773 組合)</td><td>664 組合</td><td>85.9%</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>2,138 組合(746 組合)</td><td>606 組合</td><td>81.2%</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>2,120 組合(718 組合)</td><td>607 組合</td><td>84.5%</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>2,102 組合(746 組合)</td><td>626 組合</td><td>83.9%(推計)</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>2,084 組合(737 組合)</td><td>613 組合</td><td>83.2%(推計)</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>2,066 組合(737 組合)</td><td>615 組合</td><td>83.4%(推計)</td></tr> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の適用組合数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p> <p>本措置の適用対象者は全ての漁業協同組合等であり、実績としても想定外に特定の者への偏りはない。</p>	平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%	平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%	平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%	平成 26 年度	2,138 組合(746 組合)	606 組合	81.2%	平成 27 年度	2,120 組合(718 組合)	607 組合	84.5%	平成 28 年度	2,102 組合(746 組合)	626 組合	83.9%(推計)	平成 29 年度	2,084 組合(737 組合)	613 組合	83.2%(推計)	平成 30 年度	2,066 組合(737 組合)	615 組合	83.4%(推計)				
平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%																																			
平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%																																			
平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%																																			
平成 26 年度	2,138 組合(746 組合)	606 組合	81.2%																																			
平成 27 年度	2,120 組合(718 組合)	607 組合	84.5%																																			
平成 28 年度	2,102 組合(746 組合)	626 組合	83.9%(推計)																																			
平成 29 年度	2,084 組合(737 組合)	613 組合	83.2%(推計)																																			
平成 30 年度	2,066 組合(737 組合)	615 組合	83.4%(推計)																																			
		<p>②: 減収額</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>減収額(国税)</td><td>減収額(地方税)</td><td>合計</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>99 百万円</td><td>53 百万円</td><td>152 百万円</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>79 百万円</td><td>41 百万円</td><td>120 百万円</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>72 百万円</td><td>37 百万円</td><td>109 百万円</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>66 百万円</td><td>32 百万円</td><td>98 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>105 百万円</td><td>66 百万円</td><td>171 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>81 百万円</td><td>45 百万円</td><td>126 百万円(推計)</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>84 百万円</td><td>48 百万円</td><td>132 百万円(推計)</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>90 百万円</td><td>53 百万円</td><td>143 百万円(推計)</td></tr> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の減収額を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における減収額</p>		減収額(国税)	減収額(地方税)	合計	平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円	平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円	平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円	平成 26 年度	66 百万円	32 百万円	98 百万円	平成 27 年度	105 百万円	66 百万円	171 百万円	平成 28 年度	81 百万円	45 百万円	126 百万円(推計)	平成 29 年度	84 百万円	48 百万円	132 百万円(推計)	平成 30 年度	90 百万円	53 百万円	143 百万円(推計)
	減収額(国税)	減収額(地方税)	合計																																			
平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円																																			
平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円																																			
平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円																																			
平成 26 年度	66 百万円	32 百万円	98 百万円																																			
平成 27 年度	105 百万円	66 百万円	171 百万円																																			
平成 28 年度	81 百万円	45 百万円	126 百万円(推計)																																			
平成 29 年度	84 百万円	48 百万円	132 百万円(推計)																																			
平成 30 年度	90 百万円	53 百万円	143 百万円(推計)																																			

		<p>を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>																																																															
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 30 年度)</p> <p>貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用し、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化が図られ、また、計画的な経営改善の取組が促進されることにより達成目標の達成が見込まれる。</p> <p>本措置による貸倒引当金の繰入増加額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (実績)</th><th>26年度 (実績)</th><th>27年度 (実績)</th><th>28年度 (推計)</th><th>29年度 (推計)</th><th>30年度 (推計)</th></tr> <tr><td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td><td>552</td><td>414</td><td>377</td><td>348</td><td>551</td><td>425</td><td>441</td><td>472</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額(B)</td><td>23,176</td><td>21,629</td><td>20,241</td><td>20,384</td><td>22,460</td><td>21,028</td><td>21,291</td><td>21,593</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>2.4%</td><td>1.9%</td><td>1.9%</td><td>1.7%</td><td>2.5%</td><td>2.0%</td><td>2.1%</td><td>2.2%</td></tr> </table> <p>※貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。推計値(平成 28～30 年度)は直近3ヶ年の平均値。</p> <p>なお、前回要望時に目標としていた平成 27 年度及び平成 28 年度の2年間に本措置により漁業協同組合等が繰り入れる貸倒引当金の割増額は、790 百万円(各年度の貸倒引当金繰入額全体の 1.9%)とするものであったが、実績見込みは 976 百万円(各年度の貸倒引当金繰入額全体の 2.2%)となり達成目標は達成された。しかしながら、漁業協同組合等は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすいことから、本措置により引き続き、漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持を進める必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 30 年度)</p> <p>本措置の効果として、平成 27 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,120 組合のうち、718 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの8割に当たる 607 組合が 12%割増の特例の適用を受けており、金額では 171 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 551 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> <p>このように、本措置には税収減を是認できる効果があるといえる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:組合、百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (実績)</th><th>26年度 (実績)</th><th>27年度 (推計)</th><th>28年度 (推計)</th><th>29年度 (推計)</th><th>30年度 (推計)</th></tr> <tr><td>対象組合数</td><td>2,210</td><td>2,175</td><td>2,163</td><td>2,138</td><td>2,120</td><td>2,102</td><td>2,084</td><td>2,066</td></tr> <tr><td>貸倒引</td><td>647</td><td>721</td><td>773</td><td>746</td><td>718</td><td>746</td><td>737</td><td>737</td></tr> </table>	区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	552	414	377	348	551	425	441	472	貸倒引当金繰入額(B)	23,176	21,629	20,241	20,384	22,460	21,028	21,291	21,593	A/B	2.4%	1.9%	1.9%	1.7%	2.5%	2.0%	2.1%	2.2%	区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066	貸倒引	647	721	773	746	718	746	737	737
区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																																									
貸倒引当金の繰入増加額(A)	552	414	377	348	551	425	441	472																																																									
貸倒引当金繰入額(B)	23,176	21,629	20,241	20,384	22,460	21,028	21,291	21,593																																																									
A/B	2.4%	1.9%	1.9%	1.7%	2.5%	2.0%	2.1%	2.2%																																																									
区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																																									
対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066																																																									
貸倒引	647	721	773	746	718	746	737	737																																																									

税制措置の適用実績及び適用見込み

別添 1

		当金計上組合数							
		適用組合数	532	621	664	606	607	626	613
		減収見込額	152	120	109	98	171	126	132
		貸倒引当金の繰入増加額	552	414	377	348	551	425	441
※算定根拠は別添1及び2参照。									
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。また、計画的な経営改善の取組が促進されることによって繰越欠損金の減少が期待されるが、これらのことは漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定に寄与する。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち8割が貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務（信用事業実施組合については法定受託事務）とされている。</p> <p>また、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化は、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。</p>						
11	有識者の見解		協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれにくいように十分な説明が必要。（平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員）						
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年度税制改正要望時						

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
税目	法人税
根拠法	租法57の9、68の59

1 適用実績及び適用見込み

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度見込	29年度見込	30年度見込
適用範囲（法人）	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066
適用件数（法人）	532	621	664	606	607	626	613	615
減収額合計（百万円）	99	79	72	66	105	81	84	90
1件あたり減収額（百万円）	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数である。（対象者数は「水産業協同組合年次報告」の集計値（実数）。）
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：同上（(a当期割増特例繰入額－b当期繰入限度額) × c法人税率）
※16%又は12%を超える割増繰入分を除いて算出。

[平成23年度]

漁業協同組合	1,531	-	1,320	=	211	百万円
漁業協同組合連合会	471	-	406	=	65	百万円
水産加工業協同組合	37	-	32	=	5	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,966	-	1,695	=	271	百万円
合計			552	百万円		
					× 18%	= 99百万円

[平成24年度]

漁業協同組合	1,680	-	1,500	=	180	百万円
漁業協同組合連合会	370	-	330	=	40	百万円
水産加工業協同組合	37	-	33	=	4	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,771	-	1,581	=	190	百万円
合計			414	百万円		
					× 19%	= 79百万円

[平成25年度]

漁業協同組合	1,514	-	1,352	=	162	百万円
漁業協同組合連合会	346	-	309	=	37	百万円
水産加工業協同組合	19	-	17	=	2	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,640	-	1,464	=	176	百万円
合計			377	百万円		
					× 19%	= 72百万円

[平成26年度]

漁業協同組合	1,556	-	1,389	=	167	百万円
漁業協同組合連合会	305	-	272	=	33	百万円
水産加工業協同組合	20	-	18	=	2	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,362	-	1,216	=	146	百万円
			合計		348	百万円
				×	19%	= 66百万円

別添 1

[平成27年度]

漁業協同組合	3,749	-	3,347	=	402	百万円
漁業協同組合連合会	205	-	183	=	22	百万円
水産加工業協同組合	13	-	12	=	1	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,177	-	1,051	=	126	百万円
			合計		551	百万円
				×	19%	= 105百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成28年度～平成30年度は、平成25年度～平成27年度の平均減少数（18組合／1年度）を基に算出。
- ② 適用件数：平成28年度～平成30年度は、直近3ヶ年の平均値。
- ③ 減収額：同上

[平成28年度]

$$(72 + 66 + 105) / 3 = 81 \text{ 百万円}$$

[平成29年度]

$$(66 + 105 + 81) / 3 = 84 \text{ 百万円}$$

[平成30年度]

$$(105 + 81 + 84) / 3 = 90 \text{ 百万円}$$

※平年度減税見込額（平成29年度（見込）及び平成30年度（見込）の平均）＝87百万円

税制措置の適用実績及び適用見込み

別添 2

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
税目	法人住民税・法人事業税・法人特別税
根拠法	地法51、72の24の7、314の4等

1 適用実績及び適用見込み

	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込
適用の範囲 （法人）	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066
適用件数 （法人）	532	621	664	606	607	626	613	615
減収額合計 （百万円）	53	41	37	32	66	45	48	53
1件あたり 減収額（百万円）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）の総数である。（対象者数は「水産業協同組合年次報告」の集計値（実数）。）
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：漁協、加工協及び漁連に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税額から減税見込額を算出。

[平成23年度]

○法人住民税	99百万円（国税の減税額）× 17.3%	=	17百万円
○法人事業税	552百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6%	=	20百万円
○法人特別税	20百万円（法人事業税の減税額）× 81%	=	16百万円
	合計		53百万円

[平成24年度]

○法人住民税	79百万円（国税の減税額）× 17.3%	=	14百万円
○法人事業税	414百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6%	=	15百万円
○法人特別税	15百万円（法人事業税の減税額）× 81%	=	12百万円
	合計		41百万円

[平成25年度]

○法人住民税	72百万円（国税の減税額）× 17.3%	=	12百万円
--------	----------------------	---	-------

○ 法人事業税 別添 2

377百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6% = 14百万円

○ 法人特別税		
14百万円（法人事業税の減税額）× 81%	=	<u>11百万円</u>
	合計	37百万円

[平成26年度]

○ 法人住民税		
66百万円（国税の減税額）× 12.9%	=	9百万円

○ 法人事業税		
348百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6%	=	16百万円

○ 法人特別税		
16百万円（法人事業税の減税額）× 43.2%	=	<u>7百万円</u>
	合計	32百万円

[平成27年度]

○ 法人住民税		
105百万円（国税の減税額）× 12.9%	=	14百万円

○ 法人事業税		
551百万円（特例措置による所得額の減額）× 6.6%	=	36百万円

○ 法人特別税		
36百万円（法人事業税の減税額）× 43.2%	=	<u>16百万円</u>
	合計	66百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成28年度～平成30年度は、平成25年度～平成27年度の平均減少数（年間18組合）を基に算出。
- ② 適用件数：平成28年度～平成30年度は、直近3ヶ年の平均値。
- ③ 減収額：同上

[平成28年度]

$$(37 + 32 + 66) / 3 = 45 \text{百万円}$$

[平成29年度]

$$(32 + 66 + 45) / 3 = 48 \text{百万円}$$

[平成30年度]

$$(66 + 45 + 48) / 3 = 53 \text{百万円}$$

※ 平年度減税見込額（平成29年度（見込）及び平成30年度（見込）の平均）
= 51百万円

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、平成 27 年度における農用地の達成率 91%、農業用機械等の達成率 86%等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	直接的な効果の把握について、今後工夫し、対応することとした。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、平成 30 年度における農用地の達成率 91%、農業用機械等の達成率 86%等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	直接的な効果の把握について、今後工夫し、対応することとした。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【農林水産省の補足説明】	直接的な効果の把握について、今後工夫し、対応することとした。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>直接的な効果の把握について、今後工夫し、対応することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	(国税2)(法人税:義)、(地方税8)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設(拡充)延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者(青色申告を行う認定農業者等)が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産(農用地、農業用の建物・機械等)を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>《要望内容》 ・適用期限(H29.03.31)の2年延長等</p> <p>《関係条項》 法人:租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人:租税特別措置法第24条の2及び24条の3</p>
4	担当部局	経営局経営政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年4月～8月 分析対象期間:平成23～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 2年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税)</p> <p>② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設(所得税)</p> <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p> <p>平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成26年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成27年度 2年延長・拡充・縮減</p> <p>① 対象者に認定新規就農者(個人)を追加</p> <p>② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加</p> <p>③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外</p> <p>④ 特定農業法人(農業生産法人以外)を対象から除外</p> <p>平成28年度 対象交付金の見直し等</p>

7	適用又は延長期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定) 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (1)力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画等に従って着実に農用地の取得による経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。
9	有効性等	①: 適用数等 平成 23 年度 2,004 法人 24 年度 2,463 法人 25 年度 2,539 法人 26 年度 2,257 法人 27 年度 2,347 法人(見込) 28 年度 2,441 法人(見込) 29 年度 2,539 法人(見込) 30 年度 2,641 法人(見込) (実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会報告等)の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例」の適用件数の合計。見込みの算定根拠は別添参照。)
		②: 減収額 (国税) (地方税) 平成 23 年度 25.6 億円 19.8 億円 24 年度 30.5 億円 24.6 億円 25 年度 29.4 億円 23.5 億円 26 年度 23.1 億円 20.4 億円 27 年度(見込) 23.6 億円 20.8 億円 28 年度(見込) 22.5 億円 19.9 億円 29 年度(見込) 23.7 億円 21.0 億円 30 年度(見込) 23.7 億円 21.0 億円

		(実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 190 回国会報告等)による。見込みの算定根拠は別添参照。)																																																																								
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間: H23～H30 年度)</p> <p>競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、27 年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で 91%、農業用機械等で 86%となっており、本措置は、分析対象期間である 23 年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。</p> <p>このように、27 年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を 5 年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1)固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(27 年度)</p> <p>①農用地</p> <table border="1"> <tr> <td>取得計画面積</td> <td>1,202ha</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>1,094ha</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率(B/A)</td> <td>91%</td> <td></td> </tr> </table> <p>②農業用機械等</p> <table border="1"> <tr> <td>取得計画台数</td> <td>2,820 台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>2,422 台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率(B/A)</td> <td>86%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地</td> <td>取得計画</td> <td>769ha</td> <td>1,007ha</td> <td>1,736ha</td> <td>1,522ha</td> <td>1,202ha</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>634ha (82%)</td> <td>1,041ha (103%)</td> <td>1,572ha (91%)</td> <td>1,446ha (95%)</td> <td>1,094ha (91%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用機械等</td> <td>取得計画</td> <td>1,833 台</td> <td>2,392 台</td> <td>3,064 台</td> <td>3,126 台</td> <td>2,820 台</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,641 台 (90%)</td> <td>2,313 台 (97%)</td> <td>2,765 台 (90%)</td> <td>2,483 台 (79%)</td> <td>2,422 台 (86%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28 年度 (推計)</th> <th>29 年度 (推計)</th> <th>30 年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地</td> <td>取得計画</td> <td>1,202ha</td> <td>1,202ha</td> <td>1,202ha</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,094ha (91%)</td> <td>1,094ha (91%)</td> <td>1,094ha (91%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用機械等</td> <td>取得計画</td> <td>2,820 台</td> <td>2,820 台</td> <td>2,820 台</td> </tr> <tr> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>2,422 台 (86%)</td> <td>2,422 台 (86%)</td> <td>2,422 台 (86%)</td> </tr> </tbody> </table>	取得計画面積	1,202ha	A	取得実績	1,094ha	B	達成率(B/A)	91%		取得計画台数	2,820 台	A	取得実績	2,422 台	B	達成率(B/A)	86%			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	農地	取得計画	769ha	1,007ha	1,736ha	1,522ha	1,202ha	取得実績 (達成率)	634ha (82%)	1,041ha (103%)	1,572ha (91%)	1,446ha (95%)	1,094ha (91%)	農業用機械等	取得計画	1,833 台	2,392 台	3,064 台	3,126 台	2,820 台	取得実績 (達成率)	1,641 台 (90%)	2,313 台 (97%)	2,765 台 (90%)	2,483 台 (79%)	2,422 台 (86%)		28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	農地	取得計画	1,202ha	1,202ha	1,202ha	取得実績 (達成率)	1,094ha (91%)	1,094ha (91%)	1,094ha (91%)	農業用機械等	取得計画	2,820 台	2,820 台	2,820 台	取得実績 (達成率)	2,422 台 (86%)	2,422 台 (86%)	2,422 台 (86%)
取得計画面積	1,202ha	A																																																																								
取得実績	1,094ha	B																																																																								
達成率(B/A)	91%																																																																									
取得計画台数	2,820 台	A																																																																								
取得実績	2,422 台	B																																																																								
達成率(B/A)	86%																																																																									
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度																																																																					
農地	取得計画	769ha	1,007ha	1,736ha	1,522ha	1,202ha																																																																				
	取得実績 (達成率)	634ha (82%)	1,041ha (103%)	1,572ha (91%)	1,446ha (95%)	1,094ha (91%)																																																																				
農業用機械等	取得計画	1,833 台	2,392 台	3,064 台	3,126 台	2,820 台																																																																				
	取得実績 (達成率)	1,641 台 (90%)	2,313 台 (97%)	2,765 台 (90%)	2,483 台 (79%)	2,422 台 (86%)																																																																				
	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)																																																																							
農地	取得計画	1,202ha	1,202ha	1,202ha																																																																						
	取得実績 (達成率)	1,094ha (91%)	1,094ha (91%)	1,094ha (91%)																																																																						
農業用機械等	取得計画	2,820 台	2,820 台	2,820 台																																																																						
	取得実績 (達成率)	2,422 台 (86%)	2,422 台 (86%)	2,422 台 (86%)																																																																						

(注) (1)及び(2)の27年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。

本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。28年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地の取得による経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等の取得に貢献し、目標を達成していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H28～H30年度)
 本措置の今後の活用計画(平成27年度末ベース)は、以下のとおり。
 農地等の取得計画 748億円
 準備金積立残高 504億円
 今後の積立等必要額 244億円

(注) 1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。
 2 「本措置の今後の活用計画(平成27年度末ベース)」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地等を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H23～H30年度)
 <経済波及効果の試算>
 ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が2,900百万円、農業用機械等への投資が8,700百万円、減収額が4,438百万円となる(いずれも27年度)。
 農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として16,332百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 8,737百万円
- ・(第1次間接効果)鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で7,595百万円

(単位：百万円)

年度	23	24	25	26	27(見込)	28(見込)	29(見込)	30(見込)
国税	2,560	3,050	2,940	2,310	2,360	2,250	2,370	2,370
地方税	1,983	2,460	2,349	2,037	2,078	1,991	2,102	2,102
減収額計	4,543	5,510	5,289	4,347	4,438	4,241	4,472	4,472
波及効果(総額)	18,803	25,953	30,838	16,861	16,332	16,332	16,332	16,332

減収額が4,438百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は16,332百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。
 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(100部門)」を使用

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金を農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものである。これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、あらかじめ準備する必要がある。 租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		本措置の期限を延長することは妥当。 (平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員)
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年度税制改正要望時

(法人税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成29年度減税見込額 2,370百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率：(678,852百万円-665,244百万円) ÷ 665,244百万円 ≒ 2.0%
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率
 (650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円 ≒ ▲4.2%
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率
 (686,332百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円 ≒ 5.6%
 対象交付金総額の28年度予算額→29年度要求額の増減率

- ② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均
 平成23年度 2,004 法人
 平成26年度 2,257 法人
 (2,257 ÷ 2,004) ^{1 ÷ 3} - 1 ≒ 4%

(適用件数算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189、190回国会提出)

- ③ 減税見込額の算出(単位：億円)

(25年度)
178億円(平成25年度適用総額) × 15% × 1.1 = 29.4億円

(26年度)
154億円(平成26年度適用総額) × 15% = 23.1億円

(27年度)
154億円(平成26年度適用総額) × (100% + 2.0%) (①の交付金増減率26→27年度)
= 157億円(平成27年度適用見込額)
157億円 × 15% = 23.6億円

(28年度)
157億円(平成27年度適用見込額) × (100% + ▲4.2%) (①の交付金増加率27→28年度)
= 150億円(平成28年度適用見込額)
150億円 × 15% = 22.5億円

(29年度)
150億円(平成28年度適用見込額) × (100% + 5.6%) (①の交付金増加率28→29年度)
= 158億円(平成29年度適用見込額)
158億円 × 15% = 23.7億円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：億円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,319	16,181	17,093	18,055	19,071
適用件数注2	2,004	2,463	2,539	2,257	2,347	2,441	2,539	2,641
適用総額	142	185	178	154	157	150	158	158
減税見込額注3	25.6	30.5	29.4	23.1	23.6	22.5	23.7	23.7

- 注1) 対象者数は、農地所有適格法人数。27年度以降は見込み値。
- 注2) 適用件数については、26年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会報告等)の適用件数。平成27年度以降は、適用件数に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の平均増加率 約4%』を乗じて算出した。平成28年度以降についても、同様の方法で算出した。
- 注3) 減税見込額については、26年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会報告等)の適用総額より試算した。27年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じたものから試算した。平成30年度については、29年度と同額とした。

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成29年度減税見込額 2,102百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率：(678,852百万円-665,244百万円) ÷ 665,244百万円 ≒ 2.0%
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率
 (650,093百万円-678,852百万円) ÷ 678,852百万円 ≒ ▲4.2%
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度予算額の増減率
 (686,332百万円-650,093百万円) ÷ 650,093百万円 ≒ 5.6%
 対象交付金総額の28年度予算額→29年度要求額の増減率

- ② 適用件数の算出 3ヵ年増加率平均
 平成23年度 2,004 法人
 平成26年度 2,257 法人
 (2,257 ÷ 2,004) ^{1 ÷ 3} - 1 ≒ 4%

(適用件数算出の基礎としたデータについて)

○租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189、190回国会提出)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,319	16,181	17,093	18,055	19,071
適用法人数注2	2,004	2,463	2,539	2,257	2,347	2,441	2,539	2,641
減税見込額注3	214	236	227	197	201	193	204	204
道府県民税	214	236	227	197	201	193	204	204
市町村民税	526	580	558	484	494	473	499	499
事業税	687	909	864	749	764	732	773	773
地方法人特別税	557	736	700	607	619	593	626	626
計	1,983	2,460	2,349	2,037	2,078	1,991	2,102	2,102

- 注1) 対象者数は、農地所有適格法人数。27年度以降は見込み値。
- 注2) 適用件数については、26年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会報告等)の適用件数。平成27年度以降は、適用件数に1の②で算出した『適用件数3ヵ年の平均増加率 約4%』を乗じて算出した。平成28年度以降についても、同様の方法で算出した。
- 注3) 減税見込額については、各年、1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。平成30年度については、29年度と同額とした。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	振興山村における工業用機械等の割増償却
税 目	所得税、法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数が税目ごとに把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数及び適用額（平成 25 年度及び 26 年度）が把握されていない。</p> <p>④ 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度）について、「農家レストランを新規開業した鳥取県八頭町の投資実績は、平成 28 年 3 月の投資であったが、事業者の決算期が 9 月であり、28 年度に税制特例措置の適用を受ける予定であるため、適用数は 0 件とした」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかになっていない</p> <p>⑤ 過去の適用数及び適用額（平成 25 年度及び 26 年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかになっていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>① 評価書に追記した。</p> <p>② 評価書に租特法の適用実態報告書のデータ（法人税のみ）を記載。評価書に所得税の適用数の把握が困難である旨を記載。</p> <p>③ 評価書に追記した。</p> <p>④ 評価書に税制措置を受けるために必須の産業促進事項を H27 年度中に唯一策定した八頭町への聞き取り調査による旨を記載。</p> <p>⑤ ③により評価書に H25、H26 データを追記したため、理由の記載はしない。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用数 0 件（平成 27 年度）は、前回（平成 26 年度）評価時の将来推計 154 件の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>① 前回要望時の推計値に比較して僅少であるとは言えない理由が分かるように評価書に追記した。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 将来の適用額が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数が税目ごとに予測されていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>① 評価書に追記した。</p> <p>② 所得税、法人税を区別して予測することは困難であることから、まとめて記載している旨を評価書に追記した。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成 25 年度及び 26 年度）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成 25 年度及び 26 年度）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>① 租特法の適用実態報告書の適用額より推計値を記載するため、法人税のみで整理している旨を評価書に追記した。</p> <p>② 評価書に追記した。</p> <p>③ 租特法の適用実態報告書の適用額より、減収額を推計し、計算式も評価書に追記した。</p>
【点検結果】	<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>
【農林水産省の補足説明】	<p>① 所得税、法人税を区別して予測することは困難であることから、まとめての記載する旨を評価書に追記した。</p>
【点検結果】	<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の効果（平成 25 年度及び 26 年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果（平成 27 年度）について、「本租税特別措置を活用した個人、中小企業者の新たな投資に伴う新規雇用者数は、平成 27 年度に鳥取県八頭町の農家レストランで 43 人を確認している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明</p>
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果（平成27年度）について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 評価書に追記した。</p> <p>② 産業促進事項を H27 年度中に唯一策定した八頭町への聞き取り調査により把握した旨を評価書に記載した。</p> <p>③ 事業者からの聞き取り調査結果による旨を評価書に記載。</p> <p>（聞き取り調査の内容） 次の質問を行い、事業者より聞き取りを行った。</p> <p>（問）税制措置により手持ち資金が確保されたことにより生じた新規雇用数は何名か。税制措置による直接的な効果分について、教えて頂きたい。 （答）今回の投資に関連して新規雇用に 43 名行ったところであり、税制措置により得られた手持ち資金による雇用は、5 名程度と考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成29年度及び30年度）について、「振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた今後の新規雇用者数の推計者数は、平成29年度が30人、平成30年度が40人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加することにより、対象地域が増えることから、目標は達成されると考えられる」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 将来の投資目標について、その他の支援措置の適用について予測することはできないため、評価が困難である旨を記載し、事後的な評価として、税制措置の with、without で新規雇用者数の変化により評価する旨を評価書に記載。 アンケート調査を実施する予定である旨を評価書に追記した。</p> <p>（事後調査の内容）（案） 事後調査については、税制を適用した事業者を対象にアンケート調査を実施し、①税制措置を適用した後の新規雇用者数、②税制措置が適用できなかった場合の新規雇用者数について回答を得て、この差分について、税制の直接効果として評価することを想定している。 なお、アンケート調査の前提条件として、税制措置以外の支援措置（補助金、交付金、低利融資等）については、すべて変化しないものとする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① ⑤、⑦と同様の対応。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑦過去の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① ⑥、⑧と同様の対応。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑧将来の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の割増償却（所得税・法人税）						
2	対象税目	（国税 20）（所得税：外・法人税：義） 【延長】						
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項（産業振興施策促進事項）を関係大臣（農林水産・総務・国土交通）の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域（かつ振興山村地域内）において、個人又は法人（中小企業者：資本金 1 億円以下）が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業（地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業）の用に供したときは、5 年間の割増償却（償却限度額：機械・装置：普通償却限度額の 24%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の 36%）ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び資本金 5,000 万円以下の法人</td> <td>資本金 5,000 万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格 500 万円以上</td> <td>取得価格 1,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格 500 万円以上</td> </tr> </table> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>	個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上	個人及び法人	取得価格 500 万円以上
個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人							
取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上							
個人及び法人								
取得価格 500 万円以上								
4	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課						
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 28 年 8 月 分析対象期間：平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月						
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	（改正経緯） 平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を 2 年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から、地域資源を活用する製造業及び農林水産等販売業に見直し						
7	適用又は延長期間	平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月（2 ヶ年）						

8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約 5 割、森林面積の約 6 割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号）第 3 条第 3 号 （略）地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入（略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年 12 月 3 日法律第 67 号）第 1 条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る（略）</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 26 年 6 月 24 日改訂） II 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 III 政策の展開方向 6. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。 また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や 6 次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、（略）<u>中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</u></p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 （2）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p>
---	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。</p> <p>こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成29年度中に12市町村、30年度中に16市町村となっていることから、1市町村当たり平均2.5名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で70名程度雇用が創出されることを目標とする。</p> <p>新たな雇用の創出に伴い、交流人口や地域経済が拡大することにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p>

	<p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>① 平成28年7月までに産業振興施策促進事項を策定した3市町(八頭町、豊田市、岡崎市)及び国と協議中の3市町(小国町、佐伯市、阿蘇市)において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は49人、投資件数は20件である。</p> <p>(単位:人、件)</p> <table border="1"> <tr> <th>市町村名</th> <th>八頭町</th> <th>豊田市</th> <th>岡崎市</th> <th>小国町</th> <th>佐伯市</th> <th>阿蘇市</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>新規雇用数</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>14 ※</td> <td>4</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>投資件数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※ 佐伯市の産業振興施策促進区域は、振興山村区域外を含めた市全域を範囲として設定されている。このため、佐伯市全域の新規雇用数(50人)から振興山村地域のみの値を按分するため、全体の投資件数(11件)に占める税制特例措置の適用を受ける山振地域内の投資件数(3件)の割合を乗じて、次式により計算して求めた。(50人×3/11≒14人)</p> <p>② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より2.5人/件となる。</p> <p>(式) 49(新規雇用数計:人) ÷ 20(投資数:件) ≒ 2.5人/件</p> <p>③ 平成28年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成29年度は12市町村、平成30年度は16市町村(下表参照)であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成29年度は30人(2.5人/件×12市町村)、平成30年度は40人(2.5人/件×16市町村)の増加が見込まれ、2年間で70人の新規雇用が創出されると推計される。</p> <p>平成29、平成30年度に産業振興施策促進事項を作成予定の市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北海道</td> <td>沼田町</td> <td>秋田県</td> <td>五城目町</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>秋田県</td> <td>八峰町</td> <td>栃木県</td> <td>鹿沼市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>富山県</td> <td>高岡市</td> <td>埼玉県</td> <td>横瀬町</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>長野県</td> <td>豊丘村</td> <td>東京都</td> <td>檜原村</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>滋賀県</td> <td>長浜市</td> <td>岐阜県</td> <td>関市</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>京都府</td> <td>京丹波町</td> <td>岐阜県</td> <td>白川町</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鳥根県</td> <td>益田市</td> <td>静岡県</td> <td>島田市</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>徳島県</td> <td>阿波市</td> <td>鳥根県</td> <td>津和野町</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>高知県</td> <td>いの町</td> <td>岡山県</td> <td>美咲町</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>熊本県</td> <td>高森町</td> <td>徳島県</td> <td>那賀町</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>熊本県</td> <td>水上村</td> <td>高知県</td> <td>馬路村</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>熊本県</td> <td>山江村</td> <td>高知県</td> <td>四万十町</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td>福岡県</td> <td>上毛町</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td>熊本県</td> <td>山鹿市</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td>大分県</td> <td>由布市</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td>宮崎県</td> <td>小林市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出展:地域振興課調べ)</p>	市町村名	八頭町	豊田市	岡崎市	小国町	佐伯市	阿蘇市	計	新規雇用数	25	2	2	2	14 ※	4	49	投資件数	2	4	2	2	3	7	20	No.	平成29年度		平成30年度		1	北海道	沼田町	秋田県	五城目町	2	秋田県	八峰町	栃木県	鹿沼市	3	富山県	高岡市	埼玉県	横瀬町	4	長野県	豊丘村	東京都	檜原村	5	滋賀県	長浜市	岐阜県	関市	6	京都府	京丹波町	岐阜県	白川町	7	鳥根県	益田市	静岡県	島田市	8	徳島県	阿波市	鳥根県	津和野町	9	高知県	いの町	岡山県	美咲町	10	熊本県	高森町	徳島県	那賀町	11	熊本県	水上村	高知県	馬路村	12	熊本県	山江村	高知県	四万十町	13			福岡県	上毛町	14			熊本県	山鹿市	15			大分県	由布市	16			宮崎県	小林市
市町村名	八頭町	豊田市	岡崎市	小国町	佐伯市	阿蘇市	計																																																																																																							
新規雇用数	25	2	2	2	14 ※	4	49																																																																																																							
投資件数	2	4	2	2	3	7	20																																																																																																							
No.	平成29年度		平成30年度																																																																																																											
1	北海道	沼田町	秋田県	五城目町																																																																																																										
2	秋田県	八峰町	栃木県	鹿沼市																																																																																																										
3	富山県	高岡市	埼玉県	横瀬町																																																																																																										
4	長野県	豊丘村	東京都	檜原村																																																																																																										
5	滋賀県	長浜市	岐阜県	関市																																																																																																										
6	京都府	京丹波町	岐阜県	白川町																																																																																																										
7	鳥根県	益田市	静岡県	島田市																																																																																																										
8	徳島県	阿波市	鳥根県	津和野町																																																																																																										
9	高知県	いの町	岡山県	美咲町																																																																																																										
10	熊本県	高森町	徳島県	那賀町																																																																																																										
11	熊本県	水上村	高知県	馬路村																																																																																																										
12	熊本県	山江村	高知県	四万十町																																																																																																										
13			福岡県	上毛町																																																																																																										
14			熊本県	山鹿市																																																																																																										
15			大分県	由布市																																																																																																										
16			宮崎県	小林市																																																																																																										

		<p>なお、平成 29 年度、平成 30 年度の投資については、各種支援策と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみの効果による雇用者数の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置があった場合と無かった場合の雇用者数の差により、本税制措置の直接的な効果を把握する予定である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>〔測定指標〕：振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>〔達成目標実現による寄与〕</p> <p>① 経済波及効果の発現 地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。 （販売単価の上昇の事例として、鳥取県八頭町の農家レストランにおいては、市場の規格に適合しない野菜等を地元農家より購入し、今まで販売先がなかった農産物が、新たな農家の収入源となった事例が挙げられる。）</p> <p>② 定住人口の増加 振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。 （鳥取県八頭町の農家レストランでは、平成 27 年度に地元の大学生 10 名、高校生 3 名の新規採用した実績があり、若者の都市部への流出が防止されている。）</p> <p>③ 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>																			
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度 (実績)※</th> <th>H26 年度 (実績)※</th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (見込)</th> <th>H29 年度 (見込)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数 (件)</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>29</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(産業振興施策促進事項の策定見込み調査より推計)</p> <p>※ 平成 25 年度から平成 27 年度の実績値は、所得税に係る公表データが無いため、法人税のみに係る適用数である。</p> <p>※ 平成 28 年度から平成 30 年度の見込値は、産業振興施策促進事項を策定した市町村数より推計した値であり、法人と個人を区別できないことから、法人税と所得税に係る適用数である。</p> <p>※ 平成 26 年度以前と平成 27 年以降は、税制措置の内容が異なることから、平成 25 年度、平成 26 年度の値は参考値として法改正前の実績を記載。</p> <p>※ 法改正前後の税制特例措置の主な変更点は、以下のとおり。</p>						H25 年度 (実績)※	H26 年度 (実績)※	H27 年度 (実績)	H28 年度 (見込)	H29 年度 (見込)	H30 年度 (見込)	適用数 (件)	16	15	0	17	29	45
	H25 年度 (実績)※	H26 年度 (実績)※	H27 年度 (実績)	H28 年度 (見込)	H29 年度 (見込)	H30 年度 (見込)															
適用数 (件)	16	15	0	17	29	45															

			法改正前	法改正後
① 対象事業種	・製造業 ・旅館業		・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物等販売業	
② 取得価額	2,000 万円超		500 万円以上(資本金 5,000 万円以下) 1,000 万円以上(資本金 5,000 万円超)	
③ 租税措置内容	特別償却		割増償却	

【平成 25～26 年度】
 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)より転記した。

【平成 27 年度】(実績)
 平成 27 年度中に産業振興施策促進事項を取りまとめた市町村は、八頭町のみであることから、八頭町及び本税制の適用予定事業者から聞き取り調査を行い、税制の適用状況について以下のとおり把握した。
 同町内の農家レストランを経営する事業者においては、平成 28 年 3 月に建物や機械等の取得を行ったが、事業者の決算期が 9 月であることから、28 年度に税制特例措置の適用を受ける予定としており、平成 27 年度の適用数は 0 件であった。

【平成 28 年度】(見込)
 平成 28 年度に産業振興施策促進事項を策定した 2 市(愛知県豊田市と岡崎市)、国と協議中の 3 市町(熊本県阿蘇市、小国町、大分県佐伯市)及び当該が実施した設備投資実績等調査で平成 28 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 11 市町村(北海道愛別町、日高町、栃木県日光市、塩谷町、山梨県南アルプス市、高知県本山町、黒潮町、福岡県朝倉市、熊本県球磨村、大分県大分市、九重町)を合わせた 16 市町村において、少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、16 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。
 また、上記平成 27 年度の投資実績 1 件は、平成 28 年度の税制措置の適用を受けることから、合計で 17 件を平成 28 年度の適用数とした。

【平成 29～30 年度】:当課で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした市町村において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、平成 29 年度と平成 30 年度の投資件数をそれぞれ 12 市町村、16 市町村(市町村名は、前掲の表「平成 29、平成 30 年度に産業振興施策促進事項を作成予定の市町村」を参照)とした。
 更に、本租税特別措置が 5 年間の割増償却であることから、投資があった年度から 5 年間にわたり適用を受けるものとし、下表のとおり前年度までの適用数を足し合わせた値を各年度の適用数(合計)とした。

各年度の租税特別措置の適用数と投資数 (件数)					
適用年度 投資年度	H27年度	H28年度 (見込み)	H29年度 (見込み)	H30年度 (見込み)	投資件数
H27年度	—	1	1	1	1
H28年度	—	16	16	16	16
H29年度	—	—	12	12	12
H30年度	—	—	—	16	16
適用数(合計)	0	17	29	45	

【適用額】 (単位:百万円)

	H25年度 (実績)※	H26年度 (実績)※	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)
適用額	91	229	0	23	39	60

※ 平成26年度以前と平成27年以降は、税制措置の内容が異なることから、平成25年度、平成26年度の値は参考値として法改正前の実績を記載。
 ※ 所得税に係る公表データが無いため、平成25年度から平成27年度の実績値は法人税のみに係る適用額である。
 ※ 平成28年度から平成30年度の見込値は、産業振興施策促進事項を策定した市町村数等より推計した値であり、法人と個人を区別できないことから、法人税と所得税に係る適用額である。

【平成25～26年度】
 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)より転記した。

【平成27年度】(実績)
 平成27年度中に産業振興施策促進事項を取りまとめた市町村は、八頭町のみであることから、八頭町等から聞き取り調査を行い、前傾の適用数と同様に把握した。

【平成28～平成30】(見込)
 平成28～平成30の各年度の適用額は、産業振興施策促進事項を策定済みの3市町と国と協議中の3市町村の産業振興施策促進事項に記載された目標投資額(法人と個人を区別していない)より、投資1件当たりの適用額を134万円※と推計し、前掲の適用数と乗じて、以下のとおり算出した。
 ※ 投資1件当たりの適用額の算定根拠は、別紙1を参照。

平成28年度	17件	×	134万円/件	=	2,278万円
平成29年度	29件	×	134万円/件	=	3,886万円
平成30年度	45件	×	134万円/件	=	6,030万円

なお、振興山村は経済規模が小さいため、適用数は大きな数字ではないが、投資者を限定するものではないことから、特定の者のみが適用者となる偏りはないと考えられる。

また、前回要望時(平成26年度)の平成27年度適用数(推計値)は、154件であるが、要望時に想定した事業種での値であり、現行の税制特別措置により認められている事業種とは異なることから、実績値と単純に比較評価することはできない。推計値の154件の内訳は、製造業112件、旅館業32件、農林水産物販売業3件、電気業・熱供給業7件であるが、平成27年度以降に認められた事業種は、地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業であることから、現行業種での推計値は154件より大幅に少ない値になることが想定される。

また、平成27年度の山村振興法の改正により、税制の適用を受けるための前提条件となる産業振興施策促進事項を、山村振興計画に市町村が記載できる規定が新たに追加され、市町村においては、都道府県で策定する山村振興基本方針の考え方に沿って、産業振興施策促進事項を取りまとめる必要があった。都道府県においては、平成27年度が過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域自立促進方針等の更新時期と重なり、事務負担の増加や各種調整が必要となったことから、多くの都道府県において年度末に山村振興基本方針が策定されたため、平成27年度中に産業振興施策促進事項を取りまとめた市町村が八頭町のみとなったものであり、平成27年度の適用数0件は、法改正に伴う一時的な影響と考えられる。

産業振興施策促進事項は、平成30年度までに45市町村で策定される予定であり、策定が進むにつれて適用数は増加すると考えられることから、平成27年度の値を以て、適用数が僅少であるとは言えない。

②: 減収額

。 【減収額】(単位:百万円)

	H25年度 (実績)※	H26年度 (実績)※	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)
減収額	14	34	0	5	9	14

※ 平成26年度以前と平成27年以降は、税制措置の内容が異なることから、平成25年度、平成26年度の値は参考値として法改正前の実績を記載。
 ※ 所得税に係る公表データが無いため、平成25年度から平成27年度の実績値は法人税に係る減収額である。
 ※ 平成28年度から平成30年度の見込値は、産業振興施策促進事項を策定した市町村数等より推計した値であり、法人と個人を区別できない

		<p>ことから、法人税と所得税に係る減収額である。</p> <p>【平成 25～26 年度】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)に記載の適用額より、以下のとおり法人税率 15%を乗じて算出した。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>9,066 万円</td> <td>×</td> <td>15%(法人税)</td> <td>≒</td> <td>1,360 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>22,930 万円</td> <td>×</td> <td>15%(法人税)</td> <td>≒</td> <td>3,440 万円</td> </tr> </table> <p>【平成 27】(実績) 平成 27 年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りにより、投資実績を確認できた事業者の決算期が9月であり、平成 28 年度に税制特別措置の適用を受ける予定であることが確認できたことから、平成 27 年度の減収額は 0 円とした。</p> <p>【平成 28～平成 30】(見込) 平成 28～平成 30 の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの3市町と国と協議中の3市町村の産業振興施策促進事項に記載された目標投資額より、1投資当たりの減収額 31 万円※を推計し、各年度の税制特別措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。</p> <p>※ 1 投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>17 件</td> <td>×</td> <td>31 万円/件</td> <td>=</td> <td>527 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>29 件</td> <td>×</td> <td>31 万円/件</td> <td>=</td> <td>899 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>45 件</td> <td>×</td> <td>31 万円/件</td> <td>=</td> <td>1,395 万円</td> </tr> </table>	平成 25 年度	9,066 万円	×	15%(法人税)	≒	1,360 万円	平成 26 年度	22,930 万円	×	15%(法人税)	≒	3,440 万円	平成 28 年度	17 件	×	31 万円/件	=	527 万円	平成 29 年度	29 件	×	31 万円/件	=	899 万円	平成 30 年度	45 件	×	31 万円/件	=	1,395 万円
平成 25 年度	9,066 万円	×	15%(法人税)	≒	1,360 万円																											
平成 26 年度	22,930 万円	×	15%(法人税)	≒	3,440 万円																											
平成 28 年度	17 件	×	31 万円/件	=	527 万円																											
平成 29 年度	29 件	×	31 万円/件	=	899 万円																											
平成 30 年度	45 件	×	31 万円/件	=	1,395 万円																											
<p>③ 効果・税収減是認効果</p>		<p>《効果》 [政策目的の実現状況](分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度)</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成 27 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.41%に対し、△0.24%、中山間農業地域において目標値△0.62%に対し△0.47%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成 32 年度の政策目的達成に向け引き続き本税制特別措置は必要である。</p> <p>なお、目標を達成しているものの、集落の衰退が危惧される状況であることを踏まえ、振興山村地域のコミュニティ機能の適切な維持・確保に活用できる指標とするため、目標値の設定方法について見直しを行う予定である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p>																														

		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.31</td> <td>△0.27</td> <td>△0.24</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(農村振興局 地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減[実績]</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.49</td> <td>△0.45</td> <td>△0.47</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(農村振興局 地域振興課調べ)</p> <p>振興山村地域は、都市部と比べて高齢化、人口減少などが早いペースで進展し、雇用情勢は一層厳しい状況にあるが、本税制特別措置を活用した新たな投資により、雇用が創出された事例を確認している。</p> <p>鳥取県八頭町においては、養鶏業を中核とする法人経営者が、農家レストランを開業し、新卒 13 名の新規採用のほか、一般雇用で新たに 30 名を採用するなど、地域の活性化に大きく寄与している。</p> <p>引き続き本税制特別措置を活用し、設備投資を促すことにより、新たな雇用が創出され、振興山村におけるコミュニティの維持・再生が図られると考えられる。</p> <p>[達成目標の実現状況](分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度) 平成 27 年度に本租税特別措置を活用した個人、中小企業者の新たな投資に伴う新規雇用者数は、八頭町及び当該事業者より聞き取り調査を行い、農家レストランで 43 人であったことを確認した。</p> <p>なお、同農家レストランは、決算期が 9 月であるため平成 28 年度に租税特別措置を受けることとしており、平成 27 年度の適用額は0円であるが、平成 27 年度の投資に伴い平成 27 年度内に雇用が創出されていることから、平成 27 年度の新規雇用者として整理した。</p> <p>また、平成 28 年度の新規雇用数(見込み)は、1投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した 2.5 人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「① 適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成 28 年度の投資件数 16 件に乘じて、40 人(16 件×2.5 人/件)とした。</p> <p>前回評価時の平成 27 年度、平成 28 年度の目標(各年度の新規雇用者数 27 名)については、平成 27 年度は目標を達成し、平成 28 年度は目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現していると考えられる。○ 雇用効果の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>平成 25 年度 (実績)※1</th> <th>平成 26 年度 (実績)※1</th> <th>平成 27 年度 (実績)※2</th> <th>平成 28 年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>43</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>(農林水産省 地域振興課調べ)</p> <p>※1 平成 26 年度以前と平成 27 年以降は、税制措置の内容が異なることか</p>	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	減少率	△0.31	△0.27	△0.24	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	減少率	△0.49	△0.45	△0.47	区分	平成 25 年度 (実績)※1	平成 26 年度 (実績)※1	平成 27 年度 (実績)※2	平成 28 年度 (見込み)	雇用増加数	12	2	43	40
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																									
減少率	△0.31	△0.27	△0.24																									
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																									
減少率	△0.49	△0.45	△0.47																									
区分	平成 25 年度 (実績)※1	平成 26 年度 (実績)※1	平成 27 年度 (実績)※2	平成 28 年度 (見込み)																								
雇用増加数	12	2	43	40																								

ら、平成 25 年度、平成 26 年度の値は参考値として法改正前に当該で実施した設備投資実績等調査結果を記載。

※2 平成 27 年度の新規雇用者数について、本税制措置による直接的な効果を把握するため、当該事業者に対して聞き取り調査を行った結果、「同措置を適用しなかった場合」より、「本税制措置を適用した場合」の方が、新規雇用者数は5名多く、5名分が本税制措置の直接的な効果と考えられる。

振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた今後の新規雇用者数の推計者数は、平成 29 年度が 30 人、平成 30 年度が 40 人であり、本税制特別措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加することにより、対象地域が増えることから、目標は達成されたと考えられる。

平成 29 年度：30 人 平成 30 年度：40 人

(根拠)

平成 29 年度：2.5 人/件 × 12 市町村 = 30 人
平成 30 年度：2.5 人/件 × 16 市町村 = 40 人

計算根拠は、「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」の記載内容と同じ。

なお、平成 29 年度、平成 30 年度の投資については、各種支援策と組み合わせで実施されることが想定され、本税制のみの効果による雇用者数の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特別措置があった場合と無かった場合の雇用者数の差により、本税制措置の直接的な効果を把握する予定である。

[租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間：平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月)

近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985 年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14 歳)が同年比で約4割に減少(99 万人→43 万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が 0.3 未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。

振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。

こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。

本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特別措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 27 年度～平成 30 年度)

本税制特別措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。

本税制特別措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、本税制の適用がなかった平成 27 年度を除き、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特別措置を是認する経済効果があると考えられる。○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位：百万円)

	H25 年度 (実績)※1	H26 年度 (実績)※1	H27 年度 (実績)	H28 年度 (見込)	H29 年度 (見込)	H30 年度 (見込)
投資額	907 ※2	2,293 ※2	0 ※3	1,318 ※3	930 ※3	1,240 ※3
寄与率 ※6、※7	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
減 収 額 × 0.05% ※8 (減収額)	0.007 (14)	0.017 (34)	0 (0)	0.003 (5)	0.005 (9)	0.007 (14)
本税制措置の経 済波及効果 × 寄与率 ※4	61	154	0	89	63	83

※1 平成 26 年度以前と平成 27 年以降は、税制措置の内容が異なることから、平成

		<p>25年度、平成26年度の値は参考値として法改正前の実績を記載。</p> <p>※2 所得税に係る公表データが無いため、平成25年度から平成27年度の投資額（実績）は法人税に係る値である。</p> <p>また、平成25年度、平成26年度の投資額は、取得価額の10%が特別償却の適用額となることから、下式のとおり租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に記載された適用額に10を乗じた値を投資額とした。</p> $\begin{array}{l} \text{平成25年度} \quad 90.66 \text{ 百万円} \quad \times \quad 10 \quad = \quad 907 \text{ 百万円} \\ \text{平成26年度} \quad 229.3 \text{ 百万円} \quad \times \quad 10 \quad = \quad 2,293 \text{ 百万円} \end{array}$ <p>※3 平成28年度から平成30年度の投資額（見込）は、産業振興施策促進事項を策定した市町村数等より推計した値であり、法人と個人を区別できないことから、法人税と所得税に係る値である。</p> <p>また、平成27年度の減収額、投資額は、八頭町等からの聞き取り調査による。平成28年度から平成30年度の減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照。※4 経済波及効果は、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。（別紙3参照）。</p> <p>※5 表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果額を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。</p> <p>※6 平成27年度から平成30年度の寄与率は、投資額に対する5ヶ年の租税特別措置による減税合計額の割合として、平成27年度に投資を行い本税制措置の適用を予定している事業者から次式のとおり把握した。</p> $\frac{(\text{国税減税額}) + (\text{県税減税額}) + (\text{町税減税額})}{(\text{投資額})} \times 100 = 3.9\%$ <p style="text-align: center;">租税特別措置による減税合計額(2,632万円)</p> <p>※7 平成25年度、平成26年度の寄与率は、参考値として上記の3.9%と同一値とした。</p> <p>※8 本税制特別措置による減収額は、普通償却を繰り上げて償却するものであり最終的な納税額は変わらないことから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。</p>
10	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p>

		<p>また、他の手段と比較した場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと ② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特別措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成27年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に <p>取り組みを行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特別措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特別で支援するといった補完関係にある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>該当なし。</p>
11	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することは妥当。 (平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成27年度税制改正要望時(平成26年8月)</p>

別紙1

産業振興施策促進事項に記載された投資額より推計した減収額一覧

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資額当たりの投資額	法定耐用年数前増価却率	普通償却額①	附増償却額②	1投資額当たり 適用額 (割増償却)	法人税率	1対象物 当たり 減収額	1投資額当 り減収額	法人税率	1対象物当 り減収額	1投資額当 り減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,900万円	456万円	23.4%	102	205	23.2%	108	204
		建物	45,000万円	8,000万円	41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.4%	99	45	23.2%	98	45
愛知県豊田市	地球資源を活 用した製造業	機械	8,000万円	500万円	10年	24.0%	800万円	182万円	23.4%	45	4	23.2%	45	4
		建物	0万円	500万円	41年	36.0%	63万円	15万円	23.4%	4	4	23.2%	3	3
愛知県岡崎市	地球資源を活 用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.4%	4	4	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	41年	36.0%	63万円	15万円	23.4%	0	4	23.2%	0	3
熊本県小国町	地球資源を活 用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.4%	4	4	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	41年	36.0%	63万円	15万円	23.4%	0	4	23.2%	0	3
熊本県阿蘇市	地球資源を活 用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.4%	17	17	23.2%	17	17
		建物	0万円	3,000万円	41年	36.0%	300万円	72万円	23.4%	0	17	23.2%	0	17
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.4%	28	28	23.2%	28	28
		建物	0万円	5,000万円	41年	36.0%	500万円	120万円	23.4%	0	28	23.2%	0	28
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.4%	21	21	23.2%	21	21
		建物	0万円	3,000万円	41年	36.0%	375万円	90万円	23.4%	0	21	23.2%	0	21
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.4%	19	19	23.2%	19	19
		建物	0万円	3,000万円	41年	36.0%	375万円	90万円	23.4%	0	19	23.2%	0	19
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.4%	21	21	23.2%	21	21
		建物	0万円	3,000万円	41年	36.0%	375万円	90万円	23.4%	0	21	23.2%	0	21
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.4%	13	13	23.2%	13	13
		建物	0万円	3,000万円	26年	36.0%	150万円	54万円	23.4%	0	13	23.2%	0	13
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	10,000万円	15,000万円	10年	24.0%	1,000万円	240万円	23.4%	58	66	23.2%	58	66
		建物	5,000万円	15,000万円	41年	36.0%	1,222万円	44万円	23.4%	10	66	23.2%	10	66
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	10,000万円	15,000万円	10年	24.0%	1,000万円	240万円	23.4%	58	66	23.2%	58	66
		建物	5,000万円	15,000万円	41年	36.0%	1,222万円	44万円	23.4%	10	66	23.2%	10	66
大分県佐伯市	地球資源を活 用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.4%	3	3	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	41年	36.0%	50万円	12万円	23.4%	0	3	23.2%	0	3
8件の投資平均	機械	3,750万円	7,750万円				429万円	115万円	23.4%	27万円	31万円	23.2%	27万円	31万円
		建物	4,000万円											

H28、H29、H30の投資額準備

H28、H29、H30の適用額準備

H28、H29年度の減収額準備

H30年度の減収額準備

■投資額の算定根拠

	(投資1件当たりの投資額 ※)	(投資数)		(投資額)
H28年度	7,750万円	×	17件	= 131,750万円
H29年度	7,750万円	×	12件	= 93,000万円
H30年度	7,750万円	×	16件	= 124,000万円

■適用額の算定根拠

	(投資1件当たりの適用額 ※)	(適用数)		(適用額)
H28年度	134万円	×	17件	= 2,278万円
H29年度	134万円	×	29件	= 3,886万円
H30年度	134万円	×	45件	= 6,030万円

■減収額の算定根拠

	(投資1件当たりの減収額 ※)	(適用数)		(減収額)
H28年度	31万円	×	17件	= 527万円
H29年度	31万円	×	29件	= 899万円
H30年度	31万円	×	45件	= 1,395万円

※ 投資1件当たりの投資額、適用額、減収額の根拠は、別紙1を参照。

別紙3

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度	建築・建設補修(453.5)	生活関連産業用機械 (453.5)	
26年度	建築・建設補修(1,146.5)	生活関連産業用機械 (1,146.5)	
27年度	建築・建設補修(0)	生活関連産業用機械(0)	
28年度	建築・建設補修(680)	生活関連産業用機械(637.5)	
29年度	建築・建設補修(480)	生活関連産業用機械(450)	
30年度	建築・建設補修(640)	生活関連産業用機械(600)	

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	森林法等の改正に伴う税制上の措置（森林経営計画関係）のうち、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数0件（平成27年度）は、前回（平成27年度）評価時の将来推計1件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 前回（平成27年度）評価時には、今回と同様の考え方で平成27～29年度の将来適用数を毎年約0.7件と計算し、これを四捨五入して毎年1件と記載したが、ご指摘のとおり平成27～29年度の3年間で2件とすべきであった。また、本特例措置の対象となる林地の譲渡は木材価格が上昇すれば促進されるなど木材価格の動向にも影響されると考えられるが、平成27年度の木材価格は前年度に比べ7%の下落（スギ中丸太）となった。こうしたことから、平成27年度の適用数は0件であったが、平成27～29年度の3年間で2件との推計に対し想定外に僅少ではなかったと考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、毎年1件と予測されているが、別添1の計算方法（「対象者数に対する適用件数の割合の推計値」×「農地所有適格法人数」）によると、0.000047219×15,106≒0.7となるため、3年間で2件として予測する必要がある。
【農林水産省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、3年間で2件と予測を修正。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
【農林水産省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、法人住民税及び法人事業税の減収額の予測を追加（別添1）。なお、増収額の予測についても住民税を追記した（別添2）。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（平成32年度における森林経営計画の認定率60%）に対する効果の寄与について、森林経営計画の認定率が平成24年度から26年度にかけて11ポイント上昇している一方、この間の適用数は0件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	本特例措置の平成25～27年度の適用数は0件であり、本特例措置の過去の効果としては発現されなかったものと分析した。 本特例措置と併せて、森林組合等のあっせんによる林地譲渡に係る個人所得についても本措置と同様な所得控除が一体的に措置されており、平成25～27年度の3年間の平均で年間73件、減収額16.3百万円の実績がある。譲渡された森林面積は、合計2,470haであり、森林経営計画の作成率0.01ポイント（＝2,470/1,736万）の向上に寄与した。 平成24年度から26年度にかけて森林経営計画作成率は11ポイント上昇しているが、本特例措置以外の政策手段の効果が発現していると考えられる（農林水産省一般政策評価の政策分野⑧林業の持続的かつ健全な発展(1)望ましい林業構造の確立）。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
② 達成目標（平成32年度における森林経営計画の認定率60%）に対する効果（意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われる）の寄与について、本特例措置の適用数が0件であるにもかかわらず、平成24年度から26年度にかけて認定率が11ポイント上昇し、目標の達成に向けて進展が見られる一方、本特例措置の適用	

<p>は、今後も3年で2件程度しか見込まれておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】 将来の効果の「意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われる」については、15.16haの林地の譲渡が行われることによって339千円の経営収益が増益と定量的に試算（別添2）。</p> <p>本特例措置と併せて、森林組合等のあっせんによる林地譲渡に係る個人所得についても本措置と同様な所得控除が一体的に措置されており、平成25～27年度の3年間の平均で年間73件、減収額16.3百万円の実績がある。譲渡された森林面積は年平均823haであり、これが平成32年度までの今後5年間も同様に続くとなると823ha×5年=4,115haの森林について森林経営計画が作成されることになり、知事あっせん（本特例措置の対象）による15.19ha×5年×2/3≒50haと合わせて森林経営計画の作成率0.02ポイント（=（4,115+50）/1,736万）の向上に寄与することとなる。</p> <p>森林経営計画の作成率の将来推計は、平成28年度40%、29年度45%、30年度50%、31年度55%、32年度60%としているが、本特例措置を含む各政策手段を総合的に講ずることにより、この目標を達成していく必要がある（農林水産省一般政策評価の政策分野⑧林業の持続的かつ健全な発展(1)望ましい林業構造の確立）。</p> <p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「森林経営計画の作成率の将来推計は、平成28年度40%、29年度45%、30年度50%、31年度55%、32年度60%としているが、本特例措置を含む各政策手段を総合的に講ずることにより、この目標を達成していく必要がある」との説明では、将来の効果が実績（平成26年度28%）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、上記説明では、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】 上記点検項目⑦における補足説明を参照。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】 上記点検項目⑥及び⑧における補足説明を参照。</p>
<p>【点検結果】 ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	森林法等の改正に伴う税制上の措置(森林経営計画関係)のうち、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
2	対象税目	(国税 15、地方税 2)法人税、法人住民税、法人事業税:義 【新設(拡充)延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、森林所有者(農地所有適格法人)が林地を譲渡した場合には、年 800 万円を限度として譲渡所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。 本特例の適用には、譲渡を受けた者が、譲渡された森林を含む所有森林全てについて、森林経営計画認定を受けることが要件となっているが、その認定基準が森林法等の改正に伴い見直されるため、見直し後も引き続き本特例を措置する。 《関係条項》 措法第 65 条の5①4、第 68 条の 76
4	担当部局	林野庁 林政部 経営課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年5月~8月 分析対象期間:平成 25 年度~30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度:創設
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な森林所有者がその林地を経営意欲ある森林を所有者に譲渡することを促進するとともに、集約化された森林について森林経営計画を作成させ、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図ることにより、効率的かつ安定的な林業経営を育成する。 《政策目的の根拠》 ○ 森林・林業基本法 第 19 条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○ 森林・林業基本計画(平成 28 年 5 月 24 日閣議決定) 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「望ましい林業構造の確立」の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」において、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める」とされている。 ②:政策体系における政策目的 〔大目標〕 食糧の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適

	の位置付け	切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 〔政策分野〕 林業の持続的かつ健全な発展																												
	③:達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林経営計画の作成率の向上(平成 32 年度の目標値:60%) (説明) 新たな森林・林業基本計画(平成 28 年 5 月閣議決定)における木材供給量に関する目標値(平成 32 年度)が、前計画の 39 百万 m ³ から 32 百万 m ³ に減少したことを踏まえ、平成 28 年度の農林水産省一般政策評価に掲げる「森林経営計画の作成率」の最終年度(平成 32 年度)の目標値が、80%から 60%に見直されたことから当該目標を 60%を設定した。 なお、目標値の設定にあたっては、これまでの森林経営計画作成率の実績(平成 24 年度:17%、平成 25 年度:26%、平成 26 年度:28%)も考慮し、人工林については 80%、天然林については 40%の作成率を想定し、全体で 60%の作成率を目標と設定したものである。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標(森林経営計画の認定率の向上)の実現により森林経営計画に基づく低コストで効率的な施業の実行が定着し、効率的かつ安定的な林業経営の育成に寄与する。																												
9	有効性等	①:適用数等 (説明) 実績はない。(都道府県からの聞き取り) 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 前回(平成 27 年度)評価時には、今回と同様の考え方で平成 27~29 年度の将来適用数を毎年約 0.7 件と計算し、これを四捨五入して毎年 1 件と記載したが、平成 27~29 年度の 3 年間で 2 件とすべきであった。また、本特例措置の対象となる林地の譲渡は木材価格が上昇すれば促進されるなど木材価格の動向にも影響されると考えられるが、平成 27 年度の木材価格は前年度に比べ 7%の下落(スギ中丸太)となった。こうしたことから、平成 27 年度の適用数は 0 件であったが、平成 27~29 年度の 3 年間で 2 件との推計に対し想定外に僅少ではなかったと考えられる。 単位:件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="3">3年間で2件</td> </tr> </table> ※平成 28 年以降は推計値(別添 1 参照) ②:減収額 実績はない。(都道府県からの聞き取り) 単位:百万円 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="3">3年間で3百万円</td> </tr> </table> ※平成 28 年以降は推計値(別添 1 参照) ③:効果・税収減是認効果 《効果》 達成目標である森林経営計画の作成率の実績は、平成 24 年度:17%、平成 25 年度:26%、平成 26 年度:28%である。これらの実績に対し、同期間の本特例措置の適用はなく、効果は発現されていない。 将来については、本措置により、意欲ある森林所有者の経営規模が拡		H25	H26	H27	H28	H29	H30	適用数	0	0	0	3年間で2件				H25	H26	H27	H28	H29	H30	適用数	0	0	0	3年間で3百万円		
	H25	H26	H27	H28	H29	H30																								
適用数	0	0	0	3年間で2件																										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30																								
適用数	0	0	0	3年間で3百万円																										

		<p>大してより安定的な林業経営が行われるようになり、政策目的に寄与すると推計される。(別添2参照)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の効果について 本特例措置の平成25～27年度の適用数は0件であり、本特例措置の過去の効果としては発現されなかったものと分析した。 本特例措置と併せて、森林組合等のあっせんによる林地譲渡に係る個人所得についても本措置と同様な所得控除が一体的に措置されており、平成25～27年度の3年間の平均で年間73件、減収額16.3百万円の実績がある。譲渡された森林面積は、合計2,470haであり、森林経営計画の作成率0.01ポイント(=2,470/1,736万)の向上に寄与した。 平成24年度から26年度にかけて森林経営計画作成率は11ポイント上昇しているが、本特例措置以外の政策手段の効果が発現していると考えられる(農林水産省一般政策評価の政策分野⑩林業の持続的かつ健全な発展(1)望ましい林業構造の確立)。 将来の効果について 将来の効果の「意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われる」については、15.16haの林地の譲渡が行われることによって339千円の経営収益が増益と定量的に試算(別添2)。 本特例措置と併せて、森林組合等のあっせんによる林地譲渡に係る個人所得についても本措置と同様な所得控除が一体的に措置されており、平成25～27年度の3年間の平均で年間73件、減収額16.3百万円の実績がある。譲渡された森林面積は年平均823haであり、これが平成32年度までの今後5年間も同様にとすると823ha×5年=4,115haの森林について森林経営計画が作成されることになり、知事あっせん(本特例措置の対象)による15.19ha×5年×2/3≒50haと合わせて森林経営計画の作成率0.02ポイント(=(4,115+50)/1,736万)の向上に寄与することとなる。 森林経営計画の作成率の将来推計は、平成28年度40%、29年度45%、30年度50%、31年度55%、32年度60%としているが、本特例措置を含む各政策手段を総合的に講ずることにより、この目標を達成していく必要がある(農林水産省一般政策評価の政策分野⑩林業の持続的かつ健全な発展(1)望ましい林業構造の確立)。 <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により、意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われるようになるとともに、地域経済の活性化に寄与し、将来にわたって林業生産が拡大することに伴う所得税収等が増加するなど、税込減を是認するような効果がある。(別添2参照)</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">3年間で3,218百万円</td> </tr> <tr> <td>税収の増額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">3年間で2,506百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年以降は推計値</p>	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減収額	0	0	0	3年間で3,218百万円			税収の増額	0	0	0	3年間で2,506百万円		
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30																	
減収額	0	0	0	3年間で3,218百万円																			
税収の増額	0	0	0	3年間で2,506百万円																			
10	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特別措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るという政策目的を実現するため、都道府県知事のあっせんにより行われる林地の譲渡に対して適用するものであり、政策上の要請に基づいて土地の譲渡を促すものであることから、これに対する税負担について一定の配慮を行うことが適切である。</p> <p>また、本特別措置は、林地を都道府県知事のあっせんにより譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p>																					
		<p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>																					

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	本措置を拡充することは妥当。 (平成28年8月農林水産省政策評価第三者委員)
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成27年10月 (総務省行政評価局点検結果番号：農水02)

別添1

○「租税特別措置等の適用数及び減収額の予測」についての考え方

本措置の適用実績は近年ないが、森林組合等のあっせんにより林地の譲渡を行った個人の譲渡所得について、本措置と同様に800万円を上限とする所得控除の特例措置が講じられており、その適用実績等に基づいて、本措置の適用数及び減収額を以下のとおり予測。

1 「森林組合等のあっせん」に係る租税特別措置の実績

区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)
対象者数	1,545,972	1,545,972	1,545,972
適用件数	77	67	75
特別控除額(百万円)	110	91	124
減税見込額(百万円)	16	14	19

注) 適用実績は、各都道府県を通じて毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)である。

対象者数は森林組合員数である。

・減収額等の算出方法(例:27年度実績)

$$\begin{aligned} & \text{○800万円以上} \\ & \text{○件} \times \text{800万円} \times \text{15\%} = \text{0円} \\ & \text{(適用)} \quad \text{(特別控除額/件)} \quad \text{(所得税率)} \\ & \text{○800万円未満} \\ & \text{124百万円(適用75件の計)} \times \text{15\%} = \text{19百万円} \\ & \quad \quad \quad \text{(所得税率)} \end{aligned}$$

※所得税率は長期譲渡所得税率とした。

2 本措置の今後の適用件数等の予測の考え方

(1) 適用件数

・上記1の適用件数の3か年の平均を算出し、平成27年度における対象者数で除することにより、対象者数に対する適用件数の割合の推計値を算出する。

3か年の平均(適用件数)	73 件	推計値	0.000047219
--------------	------	-----	-------------

・本措置の対象者である農地所有適格法人数15,106に上記の推計値を乗することにより本措置の適用件数は年当たり0.7件程度、すなわち3年間で2件程度と予測される。

(2) 減収額

(ア) 法人税

・2010年世界農業センサスのデータの組替集計を行い、農地所有適格法人の1法人当たりの平均所有森林面積(ha)を推計したところ、15.19ha/1件当たりとなった。

・平均所有森林面積に、山林素地価格(日本不動産研究所調べ)の全国平均448,440円/haを乗することにより、譲渡所得額を予測。

譲渡所得: 15.19ha/1件当たり × 448,440円/ha = 6,812千円

譲渡所得が800万円未満であることから、6,812千円全額が控除額となる。

したがって、税の減収額は102万円と予測。

$$6,812千円 \times \text{法人税率(15\%)} = 1,022千円$$

(イ) 法人住民税

$$\text{法人税額} 1,022千円 \times \text{法人純民税率(12.9\%)} = 131千円$$

(ウ) 法人事業税

$$\text{控除額} 6,812千円 \times \text{法人事業税率(6.7\%)} = 456千円$$

$$\text{計 (ア)+(イ)+(ウ)} = 1,609千円/年$$

3 本措置に係る適用件数等の予測

区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
対象者数	13,561	14,333	15,106	15,106	15,106	15,106
適用件数	0	0	0	3年間で2件		
特別控除額(千円)	0	0	0	3年間で13,624千円(=6,812×2)		
減税見込額(千円)	0	0	0	3年間で3,218千円(=1,609×2)		

注) 対象者数は農業生産法人(27年度以降は見込み値)。適用実績は、各都道府県を通じ毎年実施している林業経営改善計画の認定件数等の調査の集計値(実数)である。

適用件数については、上記2の考え方による予測。

別添2

○「効果・税収減を是認するような効果」について

本措置により譲渡された林地は森林経営計画に基づき適切な森林経営が行われ、これに伴い林業経営の収支が改善するとともに、雇用の創出等地域経済の活性化へ寄与し所得税収等の増収も期待されるという考えに基づき、効果を試算。

1. 林地保有の合理化に伴い実施される森林施業による経営の安定への効果(試算)

(1) 森林施業の実施に伴う木材販売収入

○間伐材の売上(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))1,980千円/ha

○主伐材の売上(ha当たり)(80年生時に実施) 3,500千円/ha

○合計(間伐、主伐の計) 5,480千円/ha

○5,480千円/ha ÷ 80年 = 68.5千円/ha ……(ア)

*80年で割る理由は、森林施業の1サイクル=80年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

(2) 森林施業の実施に伴う経費の支出

○林業経営費(1年当たり) 46.2千円/ha ……(イ)

(3) 見込まれる収益((ア)-(イ))

$$\text{○}(68.5千円/ha - 46.2千円/ha) \times 15.19ha = 339千円 \dots\dots \text{経営収益の増益}$$

※林地を譲渡する農地所有適格法人の平均森林所有面積15.19ha

(4) 本措置による税収減の是認するような効果

上記1(3)の試算結果によれば、本措置により譲渡された森林が経営されることにより、経営収益が増益となり、林業経営の安定化が図られる。

2. 林地保有の合理化に伴い実施される森林施業による税の増収の効果(試算)

本措置により、林地の譲渡を受けた者は、森林経営計画に基づき、最低でも5年間は森林経営を継続するものとして試算。

※林地を譲渡する農地所有適格法人の平均森林所有面積15.19ha

(1) 森林施業の実施に伴う雇用創出による税収

○間伐による雇用(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))49.2人日/ha

○主伐による雇用(ha当たり)(80年生時に実施) 52.3人日/ha

○造林・保育による雇用(ha当たり) 74.3人日/ha

○合計(間伐、主伐、造林・保育の計) 175.8人日/ha

(税収の見込み) 所得税(税率20%)、個人住民税(税率10%)、11,500円/人日は作業員の賃金

$$\text{○} 15.19ha \times 175.8人日/ha \times 11,500円/人日 \div 80年 \times (20\% + 10\%) \times 5年$$

$$= 576千円 \dots\dots(ア)$$

*80年で割る理由は、森林施業の1サイクル=80年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

(2) 森林施業の実施に伴う木材販売による税収

○間伐材の売上(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))1,980千円/ha

○主伐材の売上(ha当たり)(80年生時に実施) 3,500千円/ha

○合計(間伐、主伐の計) 5,480千円/ha

別添2

(税込の見込み) 消費税(税率8%)、所得税(5%)

$$\bigcirc 15.19\text{ha} \times 5,480\text{千円/ha} \div 80\text{年} \times (8\% + 5\%) \times 5\text{年} = 677\text{千円} \quad \dots\dots(\text{イ})$$

(3)見込まれる税込増の合計((ア)+(イ))

$$\bigcirc (576\text{千円} + 677\text{千円}) = 1,253\text{千円} \quad \dots \quad \underline{\text{税込の増額}}$$

(4)本措置による税込減を是認するような効果

上記2(3)の試算結果によれば、本措置により譲渡された森林が経営されることによる税込の増額は本措置による減収額の約8割を補うことになる。また、この他にも、生産された木材の加工・流通に伴う経済活動の活性化の効果が見込まれる。

区分	25年度	26年度	27年度	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
減収額(千円)	0	0	0	3年間で3,218千円		
税込の増額(千円)	0	0	0	3年間で2,506千円		

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産02	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産03	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置
経産04	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設
経産05	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置
経産06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
経産07	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
経産08	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
経産09	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
経産10	所得拡大促進税制の見直し
経産11	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産12	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充・延長
経産13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産15	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
経産16	地域未来投資促進税制（仮称）の創設

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数について、許可により本特例措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約 180 社等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	適用数は平成 28 年度のものである。 私営都市ガス事業者及び簡易ガス事業者についてはガス事業法による許可を得ている事業者数、ガス導管事業者及び大口ガス事業者については同法による届出のあった事業者数である。 平成 29 年度以降については、改正ガス事業法の施行により、小売事業の新規参入が全面自由化となるなど、極めて大きな制度改革がなされる予定。これにより、小売事業者の新規参入が見込まれるが、前例のない制度改革であるため、現時点で、将来の都市ガス事業への新規参入者数を予測することが極めて困難であるため、具体的な適用数については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 本措置による将来の法人事業税収額の推移については、将来の都市ガス事業への新規参入者数や既存事業者及び将来の新規参入者の業績状況を加味する必要があるが、将来の都市ガス市場への新規参入者数の推移やこれら事業者の将来の業績の動向を予測することは前述（④）の理由により極めて困難であることから、法人事業税収額の推移については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（課税の公平性を図る）に対する効果の寄与について、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業者の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件が整備されると説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 法人事業税の課税方式が収入金課税方式から他の一般の事業と同様の課税方式に移行した場合、一般的に法人事業税の支払金額が減少することになり、もって他の事業者が都市ガス市場により参入しやすくなると考えられる。 しかしながら、前述（④）の制度改革があることに加え、課税方式変更後にどの程度の事業者が新規参入するか予測することは困難であるため、予測については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】	① 課税の公平性を確保し、都市ガス事業におけるより一層の競争を進めていく上では、他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを確保することが不可欠である。 また、前述（④）の制度改革により、ガス事業者はこれまでの総括原価方式による料金規制から脱し、利幅を任意に設定した価格で都市ガスを販売することが可能になることから、（所得の増加により）税収が増加する可能性もあるところであり、将来の減収額を算定することは困難。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	対象税目	(地方税1)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする方式から、所得が課税標準となる「その他事業」と同一の扱いとする。 (新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。 《関係条項》 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7、地方税法施行令第22条、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、第3条、第6条、第9条
4	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 24 年度～27 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス供給業には、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっている。 「課税の公平性」を確立するために、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 【背景となる閣議決定】「平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)」 8. 検討事項[地方税] (6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。 地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金額課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、現在、その前提は大きく変化している。 具体的に、ガス事業における規制緩和(大口需要に対する自由化範囲)は、平成16年4月から50万m ³ 以上に、19年4月からはさらに10万m ³ 以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で、既に近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。 さらに、ガスシステム改革(平成28年6月に改正ガス事業法成立)により、平

		成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止される。小売全面自由化を機に「課税の公平性」を担保することは、新規参入を促進すると同時に、競争の活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、抜本的な現行課税方式の見直しが必要である																																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス																																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改める。 他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。 租税負担率の業種間比較 売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>5.1 (2.9)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>0.2 (0.2)</td> <td>0.6 (0.7)</td> <td>1.7 (0.4)</td> <td>4.2 (5.0)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4.9 (2.8)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.1 (0.5)</td> <td>3.2 (0.4)</td> <td>0.6 (0.1)</td> <td>1.9 (0.6)</td> <td>2.2 (0.4)</td> <td>4.6 (4.6)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5.1 (2.7)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>▲0.4 (0.1)</td> <td>2.1 (0.9)</td> <td>2.2 (0.4)</td> <td>5.5 (4.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 法人企業統計年報(財務省)他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	4.2 (5.0)	H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)	4.6 (4.6)	H26	5.1 (2.7)	2.0 (0.6)	2.0 (0.5)	3.1 (0.4)	▲0.4 (0.1)	2.1 (0.9)	2.2 (0.4)	5.5 (4.4)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																														
H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	4.2 (5.0)																														
H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)	4.6 (4.6)																														
H26	5.1 (2.7)	2.0 (0.6)	2.0 (0.5)	3.1 (0.4)	▲0.4 (0.1)	2.1 (0.9)	2.2 (0.4)	5.5 (4.4)																														
9	有効性等	①: 適用数等 許可により本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約 180 社(うち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者)及び簡易ガス事業者 1,400 社余、並びにガス導管事業者(33 社)、大口ガス事業者(21 社)等。 本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となり、平成 29 年度も同程度の事業者数が見込まれるため、想定外に僅少となることはない ②: 減収額 平成 29 年度減収額(見込み) —																																				

	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。 また、新規参入者の事業規模によっては、ガス小売事業者間でも租税負担率格差が発生する。【「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(通達)事業税 4の9の9より】</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成29年度～) 本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備され、ひいてはガス使用者の利益保護が図られるため、有効性が認められる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 公正な競争条件を確保するために、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 ガスシステム改革(平成28年6月に改正ガス事業法成立)により、平成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止される。他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。 本措置の効果は、ガス事業者に留まらず、ガス使用者(約3,000万件)に広く還元されるものである。</p>
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（課税の公平性及び競争環境の促進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 課税の公平性については、昨今の電力システム改革により電力市場も他の一般の事業と同様の競争環境に置かれることを踏まえ、現行の収入金課税から他の一般の事業と同様の課税方式に移行することをもって、課税の公平性が確保されたといえるものと考えられる。</p> <p>また、競争環境の促進については、電力小売全面自由化後も経過措置として引き続き総括原価方式に基づく料金設定の下で小売供給を行っているいわゆる旧一般電気事業者について、当該経過措置については競争が十分に進展したと判断された時に撤廃するとされていることから、全ての旧一般電気事業者について経過措置が撤廃された時をもって競争環境が進展したといえるものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 電力システム改革により、本年4月より小売事業の全面自由化等を開始したところ。前例のない大規模な改革であり、現時点では、将来の電力市場への新規参入者数を予測することが困難であるため、具体的な適用数については記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置による将来の法人事業税収額の推移については、将来の電力市場への新規参入者数や既存事業者及び将来の新規参入者の業績状況を加味する必要があるが、前述（④）と同様の理由により、将来の電力市場への新規参入者数の推移やこれら事業者の将来の業績の動向を予測することは困難であるから、法人事業税収額の推移については記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「市場の競争進展に寄与することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（課税の公平性及び競争環境の促進）に対する効果の寄与について、「事業者間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与する」と説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人事業税の課税方式が収入金課税方式から他の一般の事業と同様の課税方式に移行した場合、一般的に法人事業税の支払金額が減少することになり、もって他の事業者が電力市場により参入しやすくなると考えられる。</p> <p>しかしながら、前述（④）の制度改革が始まったばかりであることに加え、課税方式変更後にどの程度の事業者が新規参入するか予測することは困難であるため、予測については記載していない。</p> <p>② 達成目標については、①達成目標の補足説明において説明のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 課税の公平性を確保し、電力市場におけるより一層の競争を進めていく上では、他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを確保することが不可欠である。また、前述（④）の制度改革により、電力事業者はこれまでの総括原価方式による料金規制から脱し、利幅を任意に設定した価格で電力を販売することが可能になることから、（所得の増加により）税収が増加する可能性もあるところであり、将来の減収額を算定することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税2)(法人事業税:義)
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 電力システム改革の一環として、2016年4月から小売電気事業の全面自由化がなされたことを前提として、電気供給業の法人事業税については、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の事業と同様の課税方式へと変更する。その際、課税方式の変更のあり方については、電力市場における競争状況等を勘案する。 《関係条項》 地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条
4	担当部局	資源エネルギー庁
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占並びに総括原価方式の下で行われるため、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること(事業規模に対する所得の過少性)及び電気の料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること(法人事業税の回収確実性)ができるため、事業者は担税力を有すること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。 しかし、「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日関連法案成立)、本年4月1日より、小売電気事業の全面自由化等が実施され、一般送配電事業を除き、上述の地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は原則として廃止され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれることとなった。したがって、電気供給の対価たる電気料金は、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様、規制官庁による認可料金から、市場競争を通じて消費者が受け入れる料金へと変容することとなることから、電気事業者は営利企業として、競争力ある価格設定と原価低減とを行い、もって利潤最大化(所得の最大化)を図ることとなるため、上述の事業規模に対する所得の過少性や法人事業税の回収確実性等の制度創設時に前提としていた環境は抜本的に変化している。 以上のとおり、他の一般の事業と同様の競争環境に置かれることとなった電気供給業にあって、なお従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置することは、事業間の課税の公平性・平等性を損なうものであると共に、他の一般の事業からの参入障壁にならねず、自由化の進展を阻害する要因

			になる恐れがある。
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日関連法案成立)、本年4月1日より、小売電気事業の全面自由化等が実施され、一部の事業(一般送配電事業)を除き、上述の地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は廃止され、他の一般の事業と同様、競争環境下に置かれることとなった。
	②:政策体系における政策目的の位置付け		5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③:達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業における小売全面自由化に鑑み、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、課税の公平性並びに競争環境の促進を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業における小売全面自由化に鑑み、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、課税の公平性並びに競争環境の促進を図る。
9	有効性等	①:適用数等	主として、小売電気事業者及び発電事業者が適用対象となる。
		②:減収額	-
		③:効果・税収減是認効果	《効果》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。加えて、事業間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③:地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業と税制面でのイコールフットイングを図る本措置は妥当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>発電事業・一般送配電事業・小売電気事業のいずれをも営む電気事業者（いわゆる旧一般電気事業者）については、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離することとなっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「10社」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>2016年4月に分社化した東京電力ホールディングスと、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離する必要がある電気事業者9社（北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力、沖縄電力）を合計して10社としている。将来の適用数は、現在の電気事業者以外には法律上あり得ないので、10社よりも増えることがないことは、社会通念上明らかであるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本要望は、不可避免的に分社化する必要がある電気事業者において、分社化前後で経済実態に変化がないにもかかわらず、当該分社化によってグループ会社間取引（法人間取引）として扱われる取引について課税が発生し、結果として発生する二重課税を是正するものであるから、実質的に減収は発生しない。また、仮に本税制が措置されなかった場合と比較した減収額を定量的に示そうとした場合、これを算出するのは極めて難しい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>発電事業・一般送配電事業・小売電気事業のいずれをも営む電気事業者（いわゆる旧一般電気事業者。北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力、沖縄電力の9社が該当）については、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離する必要があり、本措置により、内部取引の外部化に係る税務上の懸念を有することなく法的分離を実施することが可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「内部取引の外部化に係る税務上の懸念を有することなく法的分離を実施することが可能となる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①については、本要望は既述のとおり減収が生ずる性格のものではないものの、2020年3月末までの一般送配電事業の法的分離をより一層円滑に進めていくためには、内部取引の外部化に係る税務上の懸念を払拭することが必要。</p> <p>⑥および⑧についても既述のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑥、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置 (地方税3)(法人事業税:義)
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、電気事業者の分社化に伴い電気の供給に関連して必要となる取引のうち、従前の内部取引からグループ会社間取引となるものに係る収入について、収入金額から控除する。 《関係条項》 地方税法 第72条の24の2 地方税法施行令 第22条 等
4	担当部局	資源エネルギー庁
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
7	適用又は延長期間	その他(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば、本要望は不要)
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させる。 《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業を営む電気事業者については、平成32年4月1日までにその一般送配電事業を法的に分離(分社化)する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば、本要望は不要)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させることが重要。
9	有効性等	①: 適用数等 10社(すでに分社化を実施した東京電力と、平成32年4月1日までに分社化を実施する必要のある旧一般電気事業者9社)

		②: 減収額	—
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 —
		10: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性
			電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離の円滑な実施に対する税制面での支障を解消する本措置は妥当である。
			他の支援措置との関係はない。
			電力システム改革の一つの柱たる一般送配電事業の法的分離を実施する上で、電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防止することは、その円滑な実施に寄与するものである。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（電気事業者が公平に電源へのアクセスできる環境を整備し、安定的かつ安価な電力供給を実現する）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>電力供給の安定性を測る指標については、停電回数・停電時間・周波数等の状況が考えられるが、いずれも唯一の評価指標ではなく、総合的に達成を図るもの。 また、安価な電力供給の実現の達成水準については、燃料価格、為替相場、エネルギーミックス等、電気料金に影響を与える要素には多くのものが存在する。 このため、本措置のみを通じた上記の目標の設定は困難。</p> <p>加えて、本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかは、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きな影響を受けるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかについては、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きな影響を受けるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制改正要望により二重課税の問題が解決されない限り、二重課税されてでも積極的にグロス・ビディングを行おうとする電気事業者が現れることは基本的に想定できないため、将来の減収額はゼロである。また、仮に本税制が措置されなかった場合と比較した減収額を定量的に示そうとした場合、これを算出するのは極めて難しい。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「売買取引が促進され、競争を通じた安定的かつ安価な電力供給が実現される」と説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかについては、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きく影響されるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制改正要望により二重課税の問題が解決されない限り、二重課税されてでも積極的にグロス・ビディングを行おうとする電気事業者が現れることは基本的に想定できないため、本改正の実現による税収への影響は無いと思われる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】(地方税4)(法人事業税:義)
3	租税特別措置等の内容	《内容》 グロス・ビディングとは、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売する取組みであり、従来社内で行っていた卸取引の全部又は一部が卸電力取引所を介して行われることで、電力の卸取引の価格透明性向上や市場の厚みの拡大を通じた安定的かつ安価な電力供給の実現に資する。 グロス・ビディングを実施する場合、当該電力会社が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額に相当する収入金額を事業税の課税標準から控除する特例制度を創設する。 《関係条項》 地方税法 第72条の12 地方税法施行令 第22条
4	担当部局	電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課 資源エネルギー庁電力市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日閣議決定)、平成28年4月1日より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を卸電力市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。 しかしながら、平成7年の電気事業制度改革により、卸電力市場が自由化されたものの、依然として旧一般電気事業者が我が国の発電設備の大半を保有する状態が続いており、旧一般電気事業者は自己又はグループ内の内部取引に加え、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。また、卸電力取引所における取引量は総需要に対して約2%にとどまっており、市場の厚みが乏しく、日々の需給変動等により大幅な価格変動が生じている。 このように、卸電力市場の高い意義にもかかわらず、卸電力市場の活用が進んでいない現状を踏まえ、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売するグロス・ビディングを実施することが求められるが、そのために必要な税制面での環境を整備することで、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。 また、卸電力市場を通じた取引への二重課税を回避することにより課税の

			公平性を確保する。
			《政策目的の根拠》 「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして「2. 小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化(卸規制の撤廃)や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととしている。
	②:政策体系における政策目的の位置付け		5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③:達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者の内部取引を、卸電力取引所を介した取引へ変更することにより、卸電力市場の流動性を高めるとともに、卸電力取引所を通じて電気事業者が公平に電源へのアクセスできる環境を整備する。 これにより、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が創設されることにより、電力会社内の社内取引を、新たな税負担なく卸電力取引所を介した取引に移行する効果が見込まれる。 一方で、本措置が認められず、従来、社内取引として非課税であった電力取引が、卸電力取引所を介して取引されることで新たに課税対象となる場合には、事業者がグロス・ビディングの利用を期待することはできない。
9	有効性等	①:適用数等	主として、発電事業者及び小売電気事業者が適用対象となる。
		②:減収額	—
		③:効果・税収減是認効果	《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 グロス・ビディングを契機として、中長期的に卸電力市場における電力取引が活性化する。 また本措置により、従来から非課税であった同一法人内の社内取引が、グロス・ビディングの実施により卸電力取引所を介した売買取引となった場合でも非課税となることが確保される。このため、卸電力取引所を介した売買取引が促進され、競争を通じた安定的かつ安価な電力供給が実現される。 なお、本措置は二重課税となることを避けるものであるため、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、卸電力市場の活性化に資するものであり、税制措置により支援することが適当である。
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	グロス・ビディングの促進による卸電力市場の活性化は地域経済の活性化にも寄与する。
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置
税 目	法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用額が把握されていない。 ② 過去の適用数が定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 ③ 過去の適用額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。																													
【経済産業省の補足説明】	電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 22 年度</td><td>33</td><td>1,014</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>33</td><td>1,127</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>34</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>49</td><td>1,332</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>71</td><td>1,627</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>136</td><td>2,458</td></tr> </tbody> </table> また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 24 年度</td><td>19,399,715</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>18,495,372</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>23,007,416</td></tr> </tbody> </table> なお、今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数を予測することは困難であるため、減収額を記載していない。		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成 22 年度	33	1,014	平成 23 年度	33	1,127	平成 24 年度	34	1,160	平成 25 年度	49	1,332	平成 26 年度	71	1,627	平成 27 年度	136	2,458		【適用総額（千円）】	平成 24 年度	19,399,715	平成 25 年度	18,495,372	平成 26 年度	23,007,416
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																												
平成 22 年度	33	1,014																												
平成 23 年度	33	1,127																												
平成 24 年度	34	1,160																												
平成 25 年度	49	1,332																												
平成 26 年度	71	1,627																												
平成 27 年度	136	2,458																												
	【適用総額（千円）】																													
平成 24 年度	19,399,715																													
平成 25 年度	18,495,372																													
平成 26 年度	23,007,416																													
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用額（平成 27 年度）が把握されていないため、この点を課題とする。																													

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用額が予測されていない。 ② 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するか、またどの程度の発電量が見込まれ、それによってどの程度託送料金が発生するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数や将来の発電量及び支払われる託送料金の推移予測することは困難であるため、減収額を記載していない。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が年度ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。																													
【経済産業省の補足説明】	電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 22 年度</td><td>33</td><td>1,014</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>33</td><td>1,127</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>34</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>49</td><td>1,332</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>71</td><td>1,627</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>136</td><td>2,458</td></tr> </tbody> </table> また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 24 年度</td><td>19,399,715</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>18,495,372</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>23,007,416</td></tr> </tbody> </table>		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成 22 年度	33	1,014	平成 23 年度	33	1,127	平成 24 年度	34	1,160	平成 25 年度	49	1,332	平成 26 年度	71	1,627	平成 27 年度	136	2,458		【適用総額（千円）】	平成 24 年度	19,399,715	平成 25 年度	18,495,372	平成 26 年度	23,007,416
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																												
平成 22 年度	33	1,014																												
平成 23 年度	33	1,127																												
平成 24 年度	34	1,160																												
平成 25 年度	49	1,332																												
平成 26 年度	71	1,627																												
平成 27 年度	136	2,458																												
	【適用総額（千円）】																													
平成 24 年度	19,399,715																													
平成 25 年度	18,495,372																													
平成 26 年度	23,007,416																													
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。																													

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するか、またどの程度の発電量が見込まれ、それによってどの程度託送料金が発生するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数を予測することは困難であるため、減収額を記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明によれば、将来の減収額が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（課税の公平性を実現する）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>																													
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>33</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>33</td> <td>1,127</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>34</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>49</td> <td>1,332</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>71</td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>136</td> <td>2,458</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>19,399,715</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>18,495,372</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>23,007,416</td> </tr> </tbody> </table> <p>もしこれまでに本措置の適用がなければ、上記金額が二重課税（一般送配電事業者が小売電気事業者から託送料金（規制料金）を受受する際の課税及び、小売電気事業者が当該託送料金を原価に含んだ価格で需要家に電気を供給することで計上する売上に係る課税）されることとなり、結果として他の一般の競争下にある企業と比して余分に多くの法人事業税を支払う必要が生ずることから、本措置により当該二重課税が排除されることにより、他の一般の競争下にある企業との比較において課税の公平性が実現される。</p>		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成22年度	33	1,014	平成23年度	33	1,127	平成24年度	34	1,160	平成25年度	49	1,332	平成26年度	71	1,627	平成27年度	136	2,458		【適用総額（千円）】	平成24年度	19,399,715	平成25年度	18,495,372	平成26年度	23,007,416
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																											
平成22年度	33	1,014																											
平成23年度	33	1,127																											
平成24年度	34	1,160																											
平成25年度	49	1,332																											
平成26年度	71	1,627																											
平成27年度	136	2,458																											
	【適用総額（千円）】																												
平成24年度	19,399,715																												
平成25年度	18,495,372																												
平成26年度	23,007,416																												
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																													

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（課税の公平性を実現する）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本要望を措置しなければ、一般の競争下にある企業には生じ得ない二重課税が生ずる。本要望を措置することにより当該二重課税が是正され、一般の競争下にある企業と同様の</p>

課税体系が実現される。
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>そもそも本要望は二重課税を是正するものであり、減収は発生しないが、二重課税を是正し一般の競争下にある企業と同様の課税体系を実現するためにも本要望は必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑦過去の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>そもそも本要望は二重課税を是正するものであり、減収は発生しないが、二重課税を是正し一般の競争下にある企業と同様の課税体系を実現するためにも本要望は必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑧将来の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、④、⑤、⑥、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置 (地方税12)(法人事業税:義)
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金収入を控除する。 《関係条項》 地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項
4	担当部局	資源エネルギー庁
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成12年度 創設(3年間の特例措置) 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長
7	適用又は延長期間	その他(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気の小売業(小売電気事業)に係る新規参入、並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、電気の小売業への参入全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		②:政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③:達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
9	有効性等	①:適用数等	主として、小売電気事業者及び発電事業者が適用対象となる。
		②:減収額	2,458(百万円)
		③:効果・税収減是認効果	《効果》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。加えて、事業間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③:地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業と税制面でのイコールフットイングを図る本措置は妥当である。
11	有識者の見解	-	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
税目	法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の総額型及び高水準型）について、平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計していると説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計し、別紙 1 において、6,040 件及び 28,580 百万円を見込みとしたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① 平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、平成 26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 具体的には、総額型の平成 27 年度適用法人数である 4,144 法人に平成 26 年度の適用法人数 3,707 法人における中小企業者等 853 法人の割合 23.01%（853 法人÷3,707 法人）を乗じて、954 法人（4,144 法人×23.01%）としている。 また、同様に高水準型の平成 27 年度適用法人数である 130 法人に平成 26 年度の適用法人数 130 法人における中小企業者等 80 法人の割合 61.54%（80 法人÷130 法人）を乗じて、80 法人（130 法人×61.54%）としている。 ※なお、評価書には 131 法人（81 法人）と記載があるが、正しくは 130 法人（80 法人）であり訂正している。</p> <p>② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は 27,264 百万円。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における活用実績額は、460 百万円であり、カバー率は 1.69%。（カバー率：460 ÷ 27,264 = 1.69%） 当該カバー率（1.69%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の 483 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。 （483 百万円 ÷ 1.69% = 28,580 百万円） また、租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,368 件。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、54 件であり、カバー率は 1.01%。（カバー率：54 ÷ 5,368 = 1.01%）</p>

当該カバー率（1.01%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の 61 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。 （61 件 ÷ 1.01% = 6,040 件）
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の減収額（平成 27 年度の総額型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 56 億円と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、その算定に用いた法人税の減収額が「316 億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成 27 年度の高水準型）について、その算定に用いた法人税における減収額が「1.7 億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（平成 25 年度から 27 年度までの中小企業技術基盤強化税制及び高水準型）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① 平成 27 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乗じて推計している。 具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 5,702 億円に平成 26 年度の減収額全体 5,281 億円における中小企業者等 51 億円の割合 0.97%（51 億円 ÷ 5,281 億円）を乗じて、55 億円（5,702 億円 × 0.97%）としている。 ※なお、評価書に 56 億円と記載があるが、正しくは 55 億円であり訂正するとともに、平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。</p> <p>② 平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制の減収額については、中小企業者における減収額と中小企業者以外における減収額を推計し、足し合わせて算出している。 中小企業者における減収額は、本結果表②過去の適用数等における補足説明②に記載のとおり、28,580 百万円。 中小企業者以外における減収額は、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制における</p>

中小企業者の減収額 28,580 百万円に、平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者等の減収額 51,236 百万円（平成 25 年度 23,972 百万円＋平成 26 年度 27,264 百万円）における平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者以外の減収額 274 百万円（平成 25 年度 151 百万円＋平成 26 年度 123 百万円）の割合 0.535%（274 百万円÷51,236 百万円）を乗じて、153 百万円（28,580 百万円×0.535%）を算出する。

中小企業者における減収額 28,580 百万円と中小企業者以外における減収額 153 百万円を足し合わせ、28,733 百万（287 億円）と試算した。

※なお、評価書に 316 億円と記載があるが、正しくは 287 億円であり訂正している。

③ 平成 27 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 91 億円に平成 26 年度の減収額全体 55 億円における中小企業者等 1 億円の割合 1.82%（1 億円÷55 億円）を乗じて、1.7 億円（91 億円×1.82%）としている。

※なお、評価書に平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

④ 過去の減収額（平成 24 年度から平成 26 年度までの中小企業技術基盤強化税制及び高水準型）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から算出したものに訂正している。

【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の総額型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 56 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

② 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、その算定に用いた法人税における減収額が 316 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

③ 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の高水準型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 1.7 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成 27 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 5,702 億円に平成 26 年度の減収額全体 5,281 億円における中小企業者等 51 億円の割合 0.97%（51 億円÷5,281 億円）を乗じて、55 億円（5,702 億円×0.97%）としている。

平成 28 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数としている。

※なお、評価書に 56 億円と記載があるが、正しくは 55 億円であり訂正するとともに、平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

② 平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制の減収額については、中小企業者等における減収額と大企業における減収額を推計し、足し合わせて算出している。

中小企業者等における減収額は、本結果表②過去の適用数等における補足説明②に記載のとおり、28,580 百万円。

大企業における減収額は、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等の減収額 28,580 百万円に平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者等の減収額 51,236 百万円（平成 25 年度 23,972 百万円＋平成 26 年度 27,264 百万円）における平成 25 年度及び平成 26 年度の大企業の減収額 274 百万円（平成 25 年度 151 百万円＋平成 26 年度 123 百万円）の割合 0.535%（274 百万円÷51,236 百万円）を乗じて、153 百万円（28,580 百万円×0.535%）。

中小企業者等における減収額 28,580 百万円と大企業における減収額 153 百万円を足し

合わせ、28,733 百万（287 億円）。

※なお、評価書に 316 億円と記載があるが、正しくは 287 億円であり訂正している。

③ 平成 27 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 91 億円に平成 26 年度の減収額全体 55 億円における中小企業者等 1 億円の割合 1.82%（1 億円÷55 億円）を乗じて、1.7 億円（91 億円×1.82%）としている。

平成 28 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数としている。

※なお、評価書に平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果（平成 27 年度）が把握されていない。

② 過去の効果について、平成 26 年度における対 GDP 民間研究開発投資比率 2.77%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

③ 達成目標（民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする）に対する効果（民間企業の研究開発投資の拡大）の寄与について、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加への寄与が不明であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

④ 過去の効果について、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が明らかにされていない。

⑤ 過去の効果について、総額型は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果があるとして、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出しているが、引用元の「研究論文（kasahara et al. (2011)）」では、総額型の研究税制が導入されたことによる平成 14 年度から 15 年度にかけての研究開発投資額の増加について、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が 2.33 であるとしており、これは実効税額控除率の変化と研究開発投資額の変化率の関係について言及しているものであつて、研究開発投資額と控除額の水準の関係について言及しているものではないため、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① については、リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

② 過去の直接的な効果については、上記①のとおり補足説明のとおり。加えて、平成 28 年度経済産業省アンケート調査では、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識しており、大多数の企業が研究開発税制によって研究開発投資を押し上げていると回答している。

③ については、安倍政権が「新 3本の矢」の 1つとして掲げた「2020 年頃に名目 GDP 600 兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略 2016（閣議決定）等を背景として、今後 5 年間で民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均 4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、税収減を是認する効果に記載のとおり、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があることから、当該効果によって、達成目標が達成することが見込まれる。

④ 研究開発税制については、総額型を基礎とした上で、O I 型や上乗せ措置（高水準型等）のそれぞれの仕組みが相互に作用し、我が国民間企業による研究開発投資の維持・増加を目指すものである。

一方、御指摘の点について回答するとすれば以下のとおり。

○中小企業技術基盤強化税制については、27年度は適用件数6,040件、適用金額287億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

○高水準型については、27年度は適用件数130件、適用金額91億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

○特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）については、27年度は適用件数508件、37億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

⑤ 引用元の「研究論文(kasahara et al. (2011))」については、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が2.33であることを示されていることに加えて、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額に関する計算式も示されており、そこから研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は弾力値に税額控除額を乗じた値と等しくなることが確認することができる（点検結果表の別紙【経済産業省の考え方】参照）ため、指摘のあった控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることは説明できると考えている。

【点検結果】

①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明において、控除額に2.33を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が示されたことから、分析・説明の内容が不十分である点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、対GDP民間研究開発投資比率3%以上を達成することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

② 将来の効果について、総額型、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型について、民間研究開発投資押し上げ効果があると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

③ 将来の効果について、要望内容によれば、イノベーションにつながる中長期及び革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとするために、試験研究費にサービス開発を追加したり、総額型に4段階の控除率を設定したりするなどの見直しを行っているが、それらを踏まえた効果が定量的に予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① については、安倍政権が「新3本の矢」の1つとして掲げた「2020年頃に名目GDP600兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略2016（閣議決定）等を背景として、今後5年間で民間企業の研究開発投資を対GDP比3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があると試算しており、当該効果によって、将来的に達成目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

② については、制度全体の経済波及効果として、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果：6,845億円、②雇用創出効果：約83万人、③税収効果：約1,298億円の効果が見込まれる旨、記載している。なお、本制度は、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が一体とした措置として活用されているものであり、個別措置の民間研究開発投資押し上げ効果の定量的予測は困難であるが、総額型については試験研究費の増減に応じた控除率の設定に変更することにより、研究開発投資の増加が期待できる。特別試験研究費税額控除制度については、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であり、

もって企業の積極的な研究開発投資の変革に寄与することが期待できる。中小企業技術基盤強化税制については、試験研究費を維持・増加させた場合の控除率を高く設定することで中小企業者等の継続的かつ積極的な研究開発投資の促進が期待できる。高水準型については、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待できる。

③ については、今般の要望内容による減収額・適用事業数の推計は事前評価書の別紙2で示すとともに、事前評価書「9.有効性等」の将来推計において示している。また、今般の要望を踏まえた効果については、「9.有効性等」中の税収減を是認する効果中に分析している。

【点検結果】

①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

○ いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

○ いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

【経済産業省の考え方】

Kasahara et.al(2011)

<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/11e072.pdf>

のp.6に研究開発税制による実効税額控除率 τ の定義があります。

それによると、 $\tau = X/RD \dots \textcircled{1}$

です。

研究開発税制による研究開発投資押し上げ額はp.14の式(6)で与えられています。

これを τ で微分すると、

$$\Delta \ln(RD) = \beta \times \Delta \tau \dots \textcircled{2} \quad (\Rightarrow Y \text{ は } \tau \text{ とは独立。 } \tau \text{ で微分すると } Y \text{ は消える。})$$

で表されます。

$$\Delta \ln(RD) = (\Delta RD / RD) \Rightarrow \text{極限值で考えているので、この式は誤りではない。}$$

なので、 $\textcircled{2}$ 式は

$$\Delta RD = \beta \times \Delta \tau \times RD \dots \textcircled{3}$$

の形に書きかえられます。

ここで、 $\Delta \tau \times RD$ は、 $\textcircled{1}$ より ΔX と等しいので、これを $\textcircled{3}$ に代入して、

$$\Delta RD = \beta \times \Delta X$$

となります。

つまり、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額 ΔRD は、弾性値 β に税額控除額 X を乗じた値と等しくなります。

よって、控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることとしています。

X : 研究開発税制による税額控除額 (約 5,281 億円)
RD : 民間研究開発投資額 (約 135,864 億円)
ΔRD : 研究開発税制による研究開発投資押し上げ額
τ : 研究開発税制による実効税額控除率 ($= X/RD \approx 0.0388446$)
β : 実効税額控除率に関する研究開発投資の弾性値 (semi-elasticity of R&D investments with respect to the effective tax credit rate=2.33)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(法人住民税・義)(地方税21) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《制度概要》 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) 《要望内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する(定義の見直し)。 また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと押し、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。 一試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 一総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等については、12%、25%の2段階)) 一高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) 一特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型という。)の運用改善 《関係条項》 地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号
4	担当部局	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長

		<p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乘せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乘せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。</p> <p>平成27年度 総額型とオープンイノベーション型を合わせ、控除上限を30%(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。</p> <p>オープンイノベーション型について、①控除率を12%から20%又は30%へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。</p> <p>繰越控除制度の廃止。</p>
7	適用又は延長期間	<p>○ 試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%)(中小企業者等については、12%、25%)</p> <p>○ オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置)</p> <p>○ 高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p>
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1)生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p>

	<p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省(中小企業庁)アンケート調査では約65%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>国税及び地方税における中小企業者等利用実績</p> <p>平成24年度 5,528 法人 平成25年度 6,067 法人 平成26年度 6,221 法人 平成27年度 6,994 法人(見込み) 平成28年度 6,994 法人(見込み) 平成29年度 6,994 法人(見込み) 平成30年度 6,994 法人(見込み) 平成31年度 6,994 法人(見込み)</p> <p>※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出した法人数における(以下(参考)に記載の法人数)、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における適用法人数を合計した数値としている。</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度は、平成27年度推計値と同数とした。</p> <p>(参考) ○国税利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下)) ○適用事業者(法人)数 <総額型(拡充)> 平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) <高水準型(延長)> 平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 130 法人(80 法人)(見込み) 平成28年度 130 法人(80 法人)(見込み)</p> <p>※適用法人数の計算方法については別紙1参照。 ※平成27年度の中小企業者等適用法人数については、平成26年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成27年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 平成28年度については、現時点において増減させる要素が明確でないこと</p>
---------------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

から平成 27 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187
サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
-----	-------	------------

総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

② 減収額

【地方税における減収額】

○総額型における減収額

平成 24 年度 7.2 億円
 平成 25 年度 8.5 億円
 平成 26 年度 8.8 億円
 平成 27 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 8.6 億円(見込み)
 平成 30 年度 9.0 億円(見込み)
 平成 31 年度 9.4 億円(見込み)

○中小企業強化基盤税制における減収額実績

平成 24 年度 37 億円
 平成 25 年度 42 億円
 平成 26 年度 47 億円
 平成 27 年度 37 億円(見込み)
 平成 28 年度 37 億円(見込み)
 平成 29 年度 44 億円(見込み)
 平成 30 年度 47 億円(見込み)
 平成 31 年度 49 億円(見込み)

○高水準型における減収額

平成 24 年度 1.2 億円
 平成 25 年度 1.4 億円
 平成 26 年度 0.1 億円
 平成 27 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 30 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 31 年度 0.2 億円(見込み)

(減収額の算出方法)

○平成 24 年度から平成 26 年度については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出。

○平成 27 年度から平成 31 年度

平成 28 年度経済産業省アンケート、中小企業庁アンケートより試算した以下(参考)の減収額に対し、法人住民税法人税割の税率 12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額(中小企業者等)

<総額型>

- 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)
- 平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)
- 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)
- 平成 27 年度 5,702 億円(55 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 5,702 億円(55 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 6,784 億円(66 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 7,109 億円(69 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 7,451 億円(72 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

- 平成 24 年度 212 億円(209 億円)
- 平成 25 年度 241 億円(240 億円)
- 平成 26 年度 274 億円(273 億円)
- 平成 27 年度 287 億円(286 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 287 億円(286 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 345 億円(344 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 362 億円(360 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 379 億円(378 億円)(見込み)

<高水準型>

- 平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)
- 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)
- 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)
- 平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)

※平成 24 年度から平成 26 年度の実績額は財務省「租税特別措置の適用実態調査」より算出。

※平成 27 年度は別紙1参照。

なお、総額型・高水準型の中小企業者等の実績額については、平成 26 年度の実績額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用額全体に乗じて推計している。

平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。

※総額型及び中小企業技術基盤強化税制の減収額における将来推計については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度については、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額の 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値

に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。高水準型の減収額将来推計については、平成 29 年度は、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額とし、平成 30 年度、平成 31 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度推計値と同数とした。

(平成 28 年度経済産業省アンケート調査結果による試算)

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 11.3%と非常に高く、対売上高研究開発費の割合が高いためと考えられる。

○平成 26 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701

		金属製品	1,291	1,291						
		その他製造業	6,205	6,205						
		サービス業	1,238	1,238						
		卸売業	2,965	2,964						
		建設業	393	393						
		その他	2,723	2,608						
		(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))								
		○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)								
		業種名	適用金額	(うち中小企業者等)						
		総計	5,531	104						
		製造業	5,102	77						
		化学工業	3,375	3						
		機械製造業	4	3						
		電気機械	105	5						
		食料品	1	1						
		輸送用機械	459	0						
		金属製品	2	1						
		その他製造業	1,156	64						
		サービス業	417	16						
		卸売業	10	9						
		建設業	0	0						
		その他	2	2						
		(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))								
		※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。								
③	効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況 低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014 年はピーク時である 2008 年を上回る研究開発費の対 GDP 比率となっている。しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。 対 GDP 研究開発投資比率の推移								
			2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014

研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
(出典:科学技術研究調査(総務省))								
そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。								
○租税特別措置等による直接的な効果 リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果:6,845 億円、②雇用創出効果:約 83 万人、③税収効果:約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)								
《税収減を是認するような効果の有無》 第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間兼研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(528,147 百万円 × 2.33 倍 = 1,230,583 百万円)。 また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。								
○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の 4 段階(中小企業者等について 12%、25%の 2 段階)) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。								
○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。								

		<p>○高水準型の適用期限の延長(3年間)</p> <p>現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等</p> <p>今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度減収見込額 6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) 平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円 <p>(中小企業技術基盤強化税制の税率引上げ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度減収見込額 315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) 平成29年度の減税(315億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約4万人、③税収効果:約59億円 <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。 ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。 ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を</p>

		<p>促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。</p> <p>特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>また、研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>																									
		<p>主要国の研究開発税制の動向</p> <table border="1"> <tr> <td>日本</td> <td></td> <td>総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置</td> <td>2014 繰上償還の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰上償還の控除率を上げ、控除率の引き上げ(20%→25%)、G1 繰上償還率の大幅な引き上げ(12%→20%または30%) 見込</td> <td>法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td></td> <td>永久措置 内産輸入法</td> <td>2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)</td> <td>法人実効税率 39.00%※</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td></td> <td>永久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠入金課入割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>法人実効税率 21.00%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td></td> <td>永久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発費用に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ</td> <td>法人実効税率 33.33%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td></td> <td>永久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例措置</td> <td>2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する税額控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の研究開発、優遇控除率を適用</td> <td>法人実効税率 24.20%</td> </tr> </table>	日本		総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置	2014 繰上償還の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰上償還の控除率を上げ、控除率の引き上げ(20%→25%)、G1 繰上償還率の大幅な引き上げ(12%→20%または30%) 見込	法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)	米国		永久措置 内産輸入法	2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※	韓国		永久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金課入割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%	仏国		永久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発費用に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%	韓国		永久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例措置	2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する税額控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の研究開発、優遇控除率を適用	法人実効税率 24.20%
日本		総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置	2014 繰上償還の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰上償還の控除率を上げ、控除率の引き上げ(20%→25%)、G1 繰上償還率の大幅な引き上げ(12%→20%または30%) 見込	法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)																							
米国		永久措置 内産輸入法	2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※																							
韓国		永久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金課入割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%																							
仏国		永久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発費用に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%																							
韓国		永久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例措置	2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する税額控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の研究開発、優遇控除率を適用	法人実効税率 24.20%																							
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他</p>																									

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

			の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(H26 経産 34)	

○租税特別措置法の適用実態調査(財務省:平成 26 年度実績)

- ・総額型:
 - 適用件数: 3,707 (うち中小企業: 843)
 - 適用総額: 528,147 百万円 (うち中小企業: 5,138 百万円)
- ・中小企業技術基盤強化税制:
 - 適用件数: 5,380 (うち中小企業: 5,368)
 - 適用総額: 27,387 百万円 (うち中小企業: 27,264 百万円)
- ・高水準:
 - 適用件数: 130 (うち中小企業: 80)
 - 適用総額: 5,531 百万円 (うち中小企業: 104 百万円)

[総額型]

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査(大企業)(平成 26 年度実績)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率: $239,126/528,147=45.3\%$)
3. 当該カバー率(45.3%)を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
($258,169 \text{ 百万円} \div 45.3\% = 570,208 \text{ 百万円}$)
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率(9.6%)を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
(平成 27 年度推計件数: $398 \div 9.6\% = 4,144 \text{ 件}$)

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 28 年度中小企業アンケート調査(平成 26 年度実績)

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4~5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12/5, 181+5, 368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)
- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123/23, 972+27, 264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
- ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）
- ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円
- ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239,126/528,147=45.3%)
 3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込額とした。
(258,169 百万円 ÷ 45.3% = 570,208 百万円)
 4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643,069 百万円の見込額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230 百万円の見込額とした。
 5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込額とし、試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込額とした。
- (中小企業技術基盤強化税制)
6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
 7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4,144 社）とした。
- (中小企業技術基盤強化税制)
2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6,040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の高水準の活用実績は、5,531百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の高水準の実績は、2,303百万円であり、カバー率は、約41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率(41.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の高水準活用実績の3,803百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における高水準型の見込額とした。
(3,803百万円÷41.6%=9,133百万円)
4. 加えて、平成29年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから781百万円の見込額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781百万円の改正減収見込額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(260社)とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度のオープンイノベーション型の実績は、177百万円であり、カバー率は、約57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率(57.8%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度のオープンイノベーション型活用実績の2,128百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
(2,128百万円÷57.8%=3,681百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(508社)とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の増加型の活用実績は、103,493百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の増加型の実績は、55,521百万円であり、カバー率は、約53.6%。
(カバー率：103,493/55,521=53.6%)
3. 当該カバー率(53.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の増加型活用実績の46,187百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度の廃止に伴う増減額の見込額とした。
(46,187百万円÷53.6%=86,095百万円)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
税目	法人税、法人住民税、事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>御指摘を踏まえ、下記のとおり目標を設定する。</p> <p>なお、本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。</p> <p>そのため、本稿では要望が実現した場合（認定期間の2年延長、地方のファンドについてファンド規模要件を10億円に引下げ等）における事前評価を以下のとおり行うこととする。</p> <p>制度開始後、本制度を活用した累計投資額（平成34年度まで）：376億円</p> <p>※ 目標の設定について、平成28年度7月末時点で既に認定を行ったファンド6件については、実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成28年度中に20億円規模のファンドを2件、平成29年度中に20億円規模のファンドを4件、10億円規模のファンドを3件、平成30年度中に20億円規模のファンドを4件、10億円規模のファンドを3件新たに認定すると仮定し、試算。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、「実績を元に推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>						
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①②</p> <p>御指摘いただいた、「過去の適用額」とは、本制度においては「過去の損金算入額」を指すと考えられるところ、下記のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>平成26年度末 時点</td> <td>平成27年度末 時点</td> </tr> <tr> <td>損金算入額（百万円）</td> <td>0</td> <td>(371)</td> </tr> </table> <p>■ 損金算入額の試算について</p> <p>なお、「損金算入額」については、推計による数値となっている。その理由として、産業競争力強化法及び租税特別措置法上、本制度の適用（＝損金算入）の有無及び適用割合については、制度利用主体である有限責任組合員（LP）の裁量に委ねられており、また、両法において、これらの事実を把握する権限を経済産業省には付与されていない。そのため、「損金算入額」、すなわち「適用額」について、現状、推計による試算以外の方法により把握</p>		平成26年度末 時点	平成27年度末 時点	損金算入額（百万円）	0	(371)
	平成26年度末 時点	平成27年度末 時点				
損金算入額（百万円）	0	(371)				

握することは困難である。なお、「損金算入額」（＝適用額）の算定根拠は下記のとおりである。

＜損金算入額（年度）の算定根拠＞

$$\frac{\text{投資実績額} \times 90\% (\text{全LPのうち、利益法人等、本税制の利用が可能となる法人の割合}) \times 80\% (\text{損金算入が可能となる割合の上限})}{}$$

なお、本税制においては、投資事業有限責任組合（LPS、ファンド）を構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することのできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

- (1) 法人であること
- (2) 法人税課税対象法人であること
- (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができること、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

また、産業競争力強化法において、無限責任組合員（GP）に対し、「LP（出資社/者）数」「投資件数」「投資額」に関する報告書の提出を義務付けている。過去の損金算入額については、当該報告書の数値を元に試算している。試算にあたって使用した各項目の実績値は以下のとおり。

〈平成27年度末時点における、延べ認定ファンド数について〉
6件

〈平成27年度末時点における、制度利用延べLP数について〉
47LP

〈平成27年度末時点における、認定ファンドによる投資を受けたベンチャー企業の類型数について〉
14社

〈平成27年度末時点における、認定ファンドによる投資実績額について〉
5.16億円

以上を前提に、行った試算結果は下記の表のとおり。

				実績	実績
		組成額	当初投資可能額	平成 26 年度	平成 27 年度
平成 26 年度	認定1号ファンド	16 億円	12.8 億円	0.0 億円	1.3 億円
平成 27 年度	認定2号ファンド	75 億円	60 億円		3.8 億円
	認定3号ファンド	62 億円	49.6 億円		0.06 億円
当期投資実績額(億円) (ア)				0.00 億円	5.16 億円
当期準備金積立限度額(億円) (イ) (= (ア) × 80%)				0.00 億円	4.12 億円
当期準備金積立額(億円) (ウ) (= (イ) × 90%)				0.00 億円	3.71 億円
減収額(①+②+③)				0.00 億円	1.76 億円
①法人税				0.00 億円	0.88 億円
②法人住民税				0.00 億円	0.11 億円
③法人事業税(④+⑤)				0.00 億円	0.77 億円
④法人事業税(所得割)				0.00 億円	0.75 億円
⑤法人事業税(均等割)				0.00 億円	0.02 億円
【点検結果】					
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。					

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税) 0 件(平成 26 年度)は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
本制度の場合、LP が LPS に出資したのみでは適用することができず、その後 LPS がベンチャー企業(VB)に出資することによって適用が可能となる。この点、LPS から VB への出資に関しては、LPS を運営する GP の裁量により出資の時期や額は決定されるものである。また、認定 LPS の数は 3 件(平成 27 年度末)であるものの、それを構成する LP の数は 47 社であることから、制度自体としては、一定の効果があるといえる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用額が予測されていない。
② 将来の適用数(平成 29 年度及び 30 年度)が予測されていない。
③ 将来の適用数及び適用額について、「実績を元に推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及びその根拠)が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
①②③
本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」(=ファンド事業の計画)の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。
そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記の考えのとおり試算。

産業競争力強化法において、GP に対し、「LP(出資社/者)数」「投資件数」「投資額」に関する報告書の提出を義務付けている。過去の実績については、当該報告書の数値を記載するとともに、平成 28 年度見込については、当該報告書に基づく過去の実績値を元に推計している。(平成 29 年度及び平成 30 年度も同様に推計) 各項目の推計方法は以下のとおり。

〈新規認定ファンド数について〉

- 平成 28 年度
平成 28 年 7 月末時点で既に認定を行ったファンド数(3 件)及び実際に相談を受け平成 28 年度内の認定が見込まれるファンド数(2 件)の合計を記載
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
新規認定ファンド数 7 件については、①達成目標欄の仮定を参照されたい。

〈延べ認定ファンド数について〉

- 平成 28 年度
平成 28 年度 7 月末時点で既に認定を行ったファンド数(6 件)及び実際に相談を受け平成 28 年度内の認定が見込まれるファンド数(2 件)の合計を記載。
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
前年度までの延べ認定ファンド数と各年度の新規認定ファンド数との合計を記載。

〈制度利用延べ LP 数について〉

- 平成 28 年度
過去の実績として、1 ファンドあたり 15.6 社の LP で構成されている(平成 27 年度実績を参考に算出。47LP/3 ファンド=15.6 社/ファンド)ことから、上述の延べ認定ファンド数 8 に 15.6 を掛けて算出。15.6 社×8 ファンド=125 社(124.8 を四捨五入)
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
平成 28 年度の算出方法と同様に算出。15.6 社×15 ファンド(平成 29 年度の延べ認定ファンド数見込)=234 社、15.6 社×22 ファンド(平成 30 年度の延べ認定ファンド数見込)=343 社(343.2 を四捨五入)

〈投資を受けたベンチャー企業数について〉

- 平成 28 年度
平成 27 年度の実績では、3 ファンドで 14 社へ投資していることから、1 ファンド年間で 4.6 社投資していることになるため、平成 28 年度の認定ファンドが 8 ファンドであると仮定すると 4.6 社×8 ファンド=37 社(36.8 を四捨五入)となる。
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
平成 28 年度と同様に算出。4.6 社×15 ファンド=69 社、4.6 社×22 ファンド=101 社(101.2 を四捨五入)

〈投資実績額について〉

- 「毎年同額ずつ、5 年間投資を行う」と仮定
(ベンチャー投資は組合の存続期間を 10 年とするのが一般的であり、各ファンドについて「前半 5 年間で投資を実施し、後半 5 年間で回収を図る」というスタンダードな投資モデルを採用すると仮定し、投資可能額を 5 で割った額が年間の投資額となると仮定)
- 「ファンド組成額の 80%が投資可能額」と仮定
(一般的に、ファンド組成金額の 2%が GP の年間管理報酬となることから、ファンド運営期間を 10 年として想定している当該制度の認定ファンドにおいては、組成額の 80%が投資可能額であるといえる)

以上の考え方を前提に、「平成 28 年度 7 月末時点で既に認定を行ったファンド」(6 件)の投資実績額見込みについては、実際のファンド規模や投資実績を踏まえて試算を行った。

また、「実際に相談を受け平成28年度内の認定が見込まれるファンド」(2件)の投資実績見込みについては、ファンド規模を20億(認定基準としているファンド規模)として、試算を行った。

試算結果は下記の表のとおり。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規認定ファンド数	1	2	(5)	(7)	(7)
延べ認定ファンド数	1	3	(8)	(15)	(22)
延べLP数	7	47	(125)	(234)	(343)
投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)	(69)	(101)
投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)	(6,486)	(8,246)

※()は推計

		実績		実績(見込)		実績(見込)	
	組成額	当初投資可能額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成26年度	認定1号ファンド	16億円	12.8億円	0.0億円	1.3億円	3.8億円	3.8億円
平成27年度	認定2号ファンド	75億円	60億円		3.8億円	11.2億円	11.2億円
	認定3号ファンド	62億円	49.6億円		0.06億円	16.5億円	16.5億円
平成28年度	認定4号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
	認定5号ファンド	18億円	14.4億円			2.9億円	2.9億円
	認定6号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
平成28年度	認定7号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
(見込み)	認定8号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
平成29年度	認定9号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
	(見込み)	認定10号ファンド	20億円	16億円			3.2億円
	認定11号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
	認定12号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
	認定13号ファンド	10億円	8億円			1.6億円	1.6億円
	認定14号ファンド	10億円	8億円			1.6億円	1.6億円
	認定15号ファンド	10億円	8億円			1.6億円	1.6億円
平成30年度	認定16号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	(見込み)	認定17号ファンド	20億円	16億円			
	認定18号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定19号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定20号ファンド	10億円	8億円				1.6億円
	認定21号ファンド	10億円	8億円				1.6億円

認定22号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
当期投資実績額(億円)(ア)	0.00	5.16	47.26	64.86	82.46		
当期準備金積立限度額(億円)(イ)=(ア)×80%	0.00	4.12	37.80	51.88	65.96		
当期準備金積立額(億円)(ウ)=(イ)×90%	0.00	3.71	34.02	46.69	59.27		
減収額(①)×2×③	0.00	1.76	16.34	22.43	28.51		
①法人税	0.00	0.88	8.13	11.15	14.18		
②法人住民税	0.00	0.11	1.05	1.44	1.83		
③法人事業税(④+⑤)	0.00	0.77	7.17	9.84	12.51		
④法人事業税(所得割)	0.00	0.75	6.94	9.53	12.11		
⑤法人事業税(均等割)	0.00	0.02	0.23	0.31	0.40		

<上記表の試算に関する補足>

*補足1:既認定ファンドのうち、投資実績のあるファンドについて(認定1~3号ファンド)

例えば認定1号ファンド(平成26年度認定、組成額16億円、投資可能額12.8億円)の場合、平成27年度末終了時点で1.3億円投資しており、平成28年度当初時点における残りの投資可能額は11.5億円、残りの投資期間は3年であることから、11.5億円/3年=3.8億円(3.83を四捨五入)が平成28年度以降の投資見込額として試算。認定2号ファンド及び認定3号ファンドについても同様の考え方により試算。

*補足2:既認定ファンドのうち、投資実績のないファンドについて(認定4~6号ファンド)例えば認定4号ファンド(平成28年度認定、組成額20億円、投資可能額16億円)の場合、平成28年度以降5年間、3.2億円ずつ投資すると試算。認定5号ファンド及び認定6号ファンドについても同様の考え方により試算。

*補足3:本年度認定が見込まれるファンドについて(認定7号ファンド及び認定8号ファンド)ファンド組成額20億円(投資可能額16億円)と仮定し、平成28年度以降5年間、3.2億円ずつ投資すると試算。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、「利益法人等本税制利用可能法人割合を9割、損金計上割合を8割と仮定した場合を推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかとされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 税目ごとの過去の減収額について、下記のとおり。

	平成26年度	平成27年度
認定ファンド数(件)	1	2
認定ファンド投資額(百万円)	0	516
減収額(百万円)	0	(176)
うち法人税(百万円)	0	(88)
うち法人住民税(百万円)	0	(11)
うち法人事業税(百万円)	0	(77)

I 法人税の減収額（国税）
 法人税の減収額①＝特例による所得の減収額×法人税率
 ＝3.71億円×23.9%
 ＝0.88669億円
 ≒0.88億円（小数第三位以下切り捨て）

II 法人住民税の減収額（地方税）
 法人住民税の減収額＝法人税の減収額①×法人住民税率
 ＝0.88億円×12.9%
 ＝0.11352
 ≒0.11億円（小数第三位以下切り捨て）

III 法人事業税の減収額（地方税）
 III-1 所得割（収入割）
 法人事業税所得割（収入割）の減収額④＝特例による所得（収入）の減収額②×税率※1
 ＝3.71億円×5.7%
 ＝0.21147億円
 ≒0.21億円（少数第三位以下切り捨て）

※1：地方法人特別税を含まない法人事業税率における外形及び外形外法人に適用する率

地方法人特別税の減収額の減収額＝④×税率※2
 ＝0.21億円×358.1%
 ＝0.75201億円
 ≒0.75億円（小数第三位以下切り捨て）

※2：地方法人特別税の税率における外形及び外形外法人に適用する率

法人事業税所得割（収入割）の減収額（特別税を含む）③＝0.75億円

III-2 付加価値割
 法人事業税（付加価値割）の減収額⑤＝特例による所得の減収額②×税率※3
 ＝3.71億円×0.67%
 ＝0.024857億円
 ≒0.02億円（小数第三位以下切り捨て）

※3：法人事業税（付加価値割）の減収額における外形及び外形外法人に適用する率

よって、法人事業税は③+⑤で求められる。
 法人事業税＝0.75億円+0.02億円
 ＝0.77億円

② 本税制においては、LPSを構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することのできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

(1) 法人であること
 (2) 法人税課税対象法人であること
 (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができること、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

【点検結果】
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 将来の減収額（平成29年度及び30年度）が予測されていない。
 ② 将来の減収額（平成28年度）について、「利益法人等本税制利用可能法人割合を9割、損金計上割合を8割と仮定した場合を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。
 そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記のとおり試算。

		実績		実績		（見込）		（見込）	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
平成26年度	認定1号ファンド	16億円	128億円	0.0億円	1.3億円	3.8億円	3.8億円	3.8億円	
	認定2号ファンド	75億円	60億円		3.8億円	11.2億円	11.2億円	11.2億円	
平成27年度	認定3号ファンド	62億円	49.6億円		0.06億円	16.5億円	16.5億円	16.5億円	
	認定4号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円	3.2億円	
平成28年度	認定5号ファンド	18億円	14.4億円			2.9億円	2.9億円	2.9億円	
	認定6号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円	3.2億円	
平成28年度	認定7号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円	3.2億円	
（見込み）	認定8号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円	3.2億円	
平成29年度	認定9号ファンド	20億円	16億円				3.2億円	3.2億円	
	認定10号ファンド	20億円	16億円				3.2億円	3.2億円	
（見込み）	認定11号ファンド	20億円	16億円				3.2億円	3.2億円	
	認定12号ファンド	20億円	16億円				3.2億円	3.2億円	
	認定13号ファンド	10億円	8億円				1.6億円	1.6億円	
	認定14号ファンド	10億円	8億円				1.6億円	1.6億円	
	認定15号ファンド	10億円	8億円				1.6億円	1.6億円	
平成30年度	認定16号ファンド	20億円	16億円					3.2億円	
	認定17号ファンド	20億円	16億円					3.2億円	
	認定18号ファンド	20億円	16億円					3.2億円	

認定19号ファンド	20億円	16億円					3.2億円
認定20号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
認定21号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
認定22号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
当期投資実績額(億円)(ア)			0.00億円	5.16億円	47.26億円	64.86億円	82.46億円
当期準備金積立限度額(億円)(イ)(=(ア)×80%)			0.00億円	4.12億円	37.80億円	51.88億円	65.96億円
当期準備金積立額(億円)(ウ)(=(イ)×90%)			0.00億円	3.71億円	34.02億円	46.69億円	59.37億円
減収額(①+②+③)			0.00億円	1.76億円	16.34億円	22.43億円	28.51億円
①法人税			0.00億円	0.88億円	8.13億円	11.15億円	14.18億円
②法人住民税			0.00億円	0.11億円	1.05億円	1.44億円	1.83億円
③法人事業税(④+⑤)			0.00億円	0.77億円	7.17億円	9.84億円	12.51億円
④法人事業税(所得割)			0.00億円	0.75億円	6.94億円	9.53億円	12.11億円
⑤法人事業税(均等割)			0.00億円	0.02億円	0.23億円	0.31億円	0.40億円

② 本税制においては、LPSを構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

- (1) 法人であること
- (2) 法人税課税対象法人であること
- (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができることと、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、平成27年度におけるファンド組成金額1,932億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ② 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）に対する効果の寄与について、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てること、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① ファンド総組成金額（億円）はVEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」から引用している。これによれば、平成27年度に我が国において新たに組成されたファンドの総額は1,932億円である。また、同年度に本税制に係る認定を受けた新設されたファンドの総額は137億円である。これにより、平成27年度に新設されたファンドの総額のうち、約7%が本制度を活用して組成されたファンドによるものであり、本制度にはファンド組成を促す一定の効果があることを示していると思料する。
- ※ なお、先に提出した事前評価書において、平成27年度に新設されたファンドの総額を「911億円」と記していたところ、これは、「1,932億円」の誤りであったため、当該数値を修正のうえ、再試算している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)
認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)
ファンド総組成金額(億円)	911	1,932	(1,199)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

- ② ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てることを出資企業のインセンティブとして設けることで、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制の目的である。この点、上述のとおり、本税制には、ファンド組成を促す一定の効果があるといえ、結果として、ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出に寄与しているといえる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 新たに示された達成目標（平成34年度までに本制度を活用した累計投資額を376億円とする）に対する効果（平成27年度における国内認定ファンド年間投資額5.16億円）の寄与の割合は、1.37%程度であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。
- ② 将来の効果について、平成28年度におけるファンド組成金額1,199億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されおらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ③ 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）に対する効果の寄与について、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てること、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記のとおり試算。

(1) ファンド組成金額

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)	(110)	(110)
ファンド総組成金額(億円)	911	1,932	(1,199)	(1,200)	(1,232)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

※()内は推計値

※平成28年度認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載

※平成29年度～30年度の認定ファンド数(件)：税制改正要望が実現したという前提で①達成目標欄の仮定を参照

※平成28年度認定ファンドの組成金額：未認定ファンド(2件)については20億円と仮定

※平成29年度～30年度の認定ファンド組成金額：全国向けファンド20億円、地方向けファンド10億円と仮定

※平成28年度ファンドの総組成金額：過去5年間(平成23年度～平成27年度)のファンド組成平均金額を記載

※平成29年度～30年度ファンドの総組成金額：過去5年間のファンド組成平均金額を記載

(2) ファンド数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定対象ファンド数(件)	9	4	(8)	(7)	(8)

(出所) VEC「ベンチャー白書2015」を参考に経済産業省にて作成

※()内は推計値

※28年認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載

※認定対象ファンド数(件)：ベンチャー白書2015を参考に、認定対象ファンドが属する規模層(10億円～100億円規模)の合計値を算出

※各年度の認定対象ファンド数：過去5年間の10億円～100億円規模のファンド平均数(件)を記載

(3) 年間投資金額(国内)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定ファンド投資額(億円)	0	5.16	(47.26)	(64.86)	(82.46)
国内向け投資金額(億円)	740	874	(666)	(698)	(739)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

※()内は推計値

※平成28年度～30年出国内向け投資金額：過去5年間の国内向け投資金額の平均金額を記載

② ファンド総組成金額(億円)はVEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」から引用しているが、平成28年度に我が国において新たに組成されたファンドの総額は現在集計中とのことであった。この点、平成23年度～平成27年度の5カ年度における、年間に新設されたファンドの総額の平均額を求めたところ、1,199億円であった。また、平成28年度に、本税制に係る認定を受けて新設されるファンドの総額見込は98億円である。

これらより、平成28年度に新設されるファンドの総額見込のうち、本制度には、ファンド組成を促す一定の効果があることを示していると思料する。

③ ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てることを出資企業のインセンティブとして設けることで、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制の目的である。この点、上述のとおり、本税制には、ファンド組成を促す一定の効果があるといえ、結果として、ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出に寄与しているといえる。

【点検結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度における国内認定ファンド年間投資額82.46億円との説明では、算定根拠(算定に用いた数値)が明らかにされておらず、新たに示された達成目標に寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

点検項目⑤及び⑦の補足説明を参照されたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

点検項目⑥及び⑧の補足説明を参照されたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検結果③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
2	対象税目	(国税2、地方税9(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成29年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の80%以下の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2</p>
4	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成27年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	<p>【現状】</p> <p>租税特別措置法施行後平成29年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。</p> <p>【延長】</p> <p>平成31年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。</p>
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ること、我が国における新事業の創出を図る。</p> <p>産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>1. 産業の新陳代謝の促進</p>

		iii) ベンチャー支援 ○ベンチャー・チャレンジ2020 (平成28年4月19日 日本経済再生本部決定) 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 (2) 民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨とする (現状:0.028%(2012-14年の3年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より) ○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 Ⅳ「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現																				
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝																				
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらす、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。																				
9	有効性等	① 適用数等 ※適用数等は、実績を元に推計 ※()内は推計値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>制度利用延べLP数(社)</td> <td>0</td> <td>47</td> <td>(125)</td> </tr> <tr> <td>投資を受けたベンチャー企業(社)</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>(37)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>(4,726)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26年度	27年度	28年度(見込)	延べ認定ファンド数(件)	1	3	(8)	制度利用延べLP数(社)	0	47	(125)	投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)	投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)
年度	26年度	27年度	28年度(見込)																			
延べ認定ファンド数(件)	1	3	(8)																			
制度利用延べLP数(社)	0	47	(125)																			
投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)																			
投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)																			

②	減収額	※減収額は利益法人等本税制利用可能法人割合を9割、損金計上割合を8割と仮定した場合を推計 ※（ ）内は推計値		
		26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点（見込）
	延べ認定ファンド数	1	3	(8)
	適用事業者数（社）	7	47	(125)
	減収額（百万円）	0	(88)	(813)
	損金算入額（百万円）	0	(371)	(3,402)
③	効果・税収減是認効果	《効果》 本税制措置には、以下の3つ効果が見られ、ベンチャーファンドへの資金供給を促すことに一定の効果をもっていると推測できる。 （1）ファンド組成金額		
		26年度	27年度	28年度（見込）
	認定ファンド数（件）	1	2	(5)
	認定ファンド組成金額（億円）	16	137	(98)
	ファンド総組成金額（億円）	921	911	(1,199)
	（出所）VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」 ※（ ）内は推計値 ※28年度認定ファンド数（件）：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載 ※28年度認定ファンドの組成金額：未認定ファンド（2件）については20億円と仮定 ※28年度ファンドの総組成金額：過去5年間（平成23年度～平成27年度）のファンド組成平均金額を記載			
	（2）ファンド数			
	26年	27年	28年（見込）	
	認定ファンド数（件）	1	2	(5)
	認定対象ファンド数（件）	9	4	(8)
	（出所）VEC「ベンチャー白書2015」を参考に経済産業省にて作成 ※（ ）内は推計値 ※28年度認定ファンド数（件）：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載 ※認定対象ファンド数（件）：ベンチャー白書2015を参考に、認定対象ファンドが属する規模層（10億円～100億円規模）の合計値を算出 ※28年度認定対象ファンド数：過去5年間（平成23年度～平成27年度）の10億円～100億円規模のファンド平均数（件）を記載			
	（3）年間投資金額（国内）			
	26年度	27年度	28年度（見込）	
	認定ファンド数（件）	1	2	(5)
	認定ファンド投資額（億円）	0	5.16	(47.26)
	国内向け投資金額（億円）	718	740	(874)
	（出所）VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」 ※（ ）内は推計値			

			※28年度国内向け投資金額：過去5年間（平成23年度～平成27年度）の国内向け投資金額の平均金額を記載		
			《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進することは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出につながり、税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。 なお、本税制に係る各年度の減収額及び投資実績は下表のとおり。		
			26年度	27年度	28年度（見込）
		認定ファンド数（件）	1	2	(5)
		認定ファンド投資額（百万円）	0	516	(4,726)
		減収額（百万円）	0	(88)	(813)
		※（ ）内は推計値			
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当てすべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。		
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。		
11	有識者の見解	特になし。			
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月			

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
税目	法人税、法人住民税、事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（生産性の向上を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>日本再興戦略-JAPAN is BACK-『5.「成長への道筋」に沿った主要施策例』において、産業競争力強化法を活用し、3年間でリーマンショック前の設備投資水準(70兆円/年(昨年度63兆円))を回復することが成果目標とされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人数）6件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>特定事業再編とは事業再編のうち特に一定の要件（※）を満たすものであり、1社で行う場合に比べて一般的に難易度が高い複数企業による事業再編を対象としている。加えてその計画認定は主務大臣が行うこととされ、生産性の著しい向上等の要件が課されていることから、必ずしも適用可能な法人は多くはない。他方、適用法人における準備金の平均積立額は450億円にもおよび、生産性の向上に向けた大きな投資を促進している。</p> <p>※複数の企業による事業再編であって、①自社単独では十分に経営資源を振り向けられないが、潜在的には飛躍的な成長を期待することができる事業を切り出し、他社の事業と再編・統合し、②再編後の新事業を行う共同子会社等の統合会社に対し両社で経営支援を行うことにより競争力を付け、グローバル市場に打って出る、又は、国内で新たな価値を創造する、といった事業活動を指すものとされる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（平成29年度及び30年度）が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①については、別紙の減収額試算を参照されたい。</p> <p>②につき、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果（平成26年度）を基に試算したもの。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年3月成立）」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいているが、適用額明細書の記載上、明らかとならない金額があること等により、以下のような一定の前提をおいた試算を行っている。</p> <p>ア. 所得金額がゼロまたはマイナスとなっている法人（欠損法人）については、特別措置の適用によって減収になった額が不明であるため減収額の試算を行っていない。</p> <p>イ. 準備金（引当金）関係の特別措置については、取崩しによる益金算入額が不明であるため、準備金（引当金）の積立（繰入れ）による損金算入額（繰入限度額）を用いて試算している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>現時点で計画終了したものが1件あるが、その生産性の向上について、受注高（※）を用いて有形固定資産回転率を算出すればその値は13%の向上となり、産業競争力強化法の定める10%向上という目標を達成している。</p> <p>※案件納期が長期のものが多いため。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産性が13%向上するとの説明では、過去の効果（平成26年度）が把握されていないこと、効果の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないこと、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないこと、また、達成目標に対する効果の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、これらの点を課題とする。</p>

われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「生産性の向上を実現することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（生産性の向上を図る）に対する効果の寄与について、株式の取得をした場合に、取得価額の70%を準備金として積み立てることにより、達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①につき、本制度を通じて特定事業再編計画の認定を促すことで、認定要件に定める定量目標を通じて生産性の向上を実現することが可能である。</p> <p>なお、特定事業再編計画の認定における生産性の向上に関する要件としては、計画開始から3年以内に労働生産性を12%向上することないしそれに相当する生産性の向上が求められる。</p> <p>②につき、準備金の積立率（7割）については、経済産業省アンケート調査の数値を基に、統合会社の減損・貸倒れの発生率、またその際の累積損失額等を見積もり、これらを用いて試算した結果である。大きな経済環境の変化がなければ、アンケート調査時の状況が現在及び将来にわたって継続すると考えられるため、7割という積立率であれば、達成目標の達成につながるものと見込んでいる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思</p>

別紙

特定事業再編投資損失準備金における減収見込額試算(国税)

減収見込額試算の方法

適用実態調査等を基に、今後の積立見込数、1件あたり準備金積立額、準備金取崩見込額を試算し、法人税率を乗じて減収見込額を試算する。

【国税(法人税)】

○平成26年度(18億円)

適用実態調査を基に導出すると、1,819百万円¹。

○平成27年度(0億円)

準備金積立が1件あるが、その金額は0.24億円²であり、法人税率を乗算した額は6百万円と僅少。

○平成28年度(0億円)

準備金取崩しにより増収となる。

(積立見込数(2件)×1件あたり準備金積立額(39,008百万円)－準備金取崩見込額(88,346百万円))×法人税率(23.9%)×利益法人割合(50%)³＝▲1,234百万円<0

(1) 積立見込数試算

これまで準備金を積立てた件数は7件⁴。

制度運用から31ヶ月⁵で試算すると、本年(残余8ヶ月間)の適用見込み(件/年)は以下の通り。

$$\cdot 7 \text{ (件)} \div (31 \div 12) \text{ (年)} \times (8 \div 12) \text{ (年)} = 1.81 \div 2 \text{ (件/年)}$$

¹ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成26年度)を基に試算。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年3月成立)」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいているが、適用額明細書の記載上、明らかとならない金額があること等により、以下のような一定の前提をおいた試算を行っている。

ア. 所得金額がゼロまたはマイナスとなっている法人(欠損法人)については、特別措置の適用によって減収になった額が不明であるため減収額の試算を行っていない。

イ. 準備金(引当金)関係の特別措置については、取崩しによる益金算入額が不明であるため、準備金(引当金)の積立(繰入れ)による損金算入額(繰入限度額)を用いて試算している。

² 経済産業省調べ

³ 平成26年度適用実態調査より導出

⁴ 平成26年度6件(適用実態調査)、平成27年度1件(経済産業省調べ)

⁵ 租法第55条の3、第68条の43の3に定める指定期間開始から平成28年7月末まで

(2) 1件あたり準備金積立額試算

これまでの準備金積立は7件で、総額は273,058百万円⁶であることから試算すると、以下の通り。

$$\cdot 273,058 \text{ (百万円)} \div 7 \text{ (件)} = 39,008 \text{ (百万円/件)}$$

(3) 準備金取崩見込額試算

平成28年度より3年にわたり準備金の取り崩しが見込まれている件数が2件あり、その金額は以下の通り。

$$\cdot 265,037 \text{ (百万円)} \div 3 \text{ (年)} = 88,346 \text{ (百万円/年)}$$

○平成29・平成30年度(各11億円)

延長期間(平成29・平成30年度)分の減収額を算出し、按分する。

(積立見込数(5件)×1件あたり準備金積立額(39,008百万円)－準備金取崩見込額(176,691百万円))×法人税率(23.3%)⁸×利益法人割合(50%)÷2(年)＝1,069百万円

(1) 積立見込数試算

これまで準備金を積立てた件数は7件。

制度運用から31ヶ月で試算すると、今後の適用見込み(件/年)は以下の通り。

$$\cdot 7 \text{ (件)} \div (31 \div 12) \text{ (年)} \times 2 \text{ (年)} = 5.42 \div 5 \text{ (件/2年)}$$

(2) 1件あたり準備金積立額試算

平成28年度に同じ。

(3) 準備金取崩見込額試算

平成28年度より3年にわたり準備金の取り崩しが見込まれている件数が2件あり、その金額は以下の通り。

$$\cdot 265,037 \text{ (百万円)} \div 3 \text{ (年)} \times 2 \text{ (年)} = 176,691 \text{ (百万円/2年)}$$

⁶ 平成26年度273,034百万円(同年度適用実態調査)、平成27年度24百万円(経済産業省調べ)

⁷ 当該2社の準備金積立額(平成26年度適用実態調査より推察)

⁸ 平成29年度(23.4%)と平成30年度(23.2%)の平均

特定事業再編投資損失準備金における減収見込額試算(地方税)

減収見込額試算の方法

国税の試算結果を基礎に試算。

【地方税】

1. 法人住民税の減収額

○平成26年度 (2億円)

法人税の減収額 (1,819百万円) × 税率 (12.9%) = 235百万円

○平成27年度 (0億円)

法人税の減収額の減収額が6百万円と僅少

○平成28年度 (0億円)

法人税の減収額は生じていない

○平成29・30年度 (各1億円)

法人税の減収額 (1,069百万円) × 税率 (12.9%) = 138百万円

2. 法人事業税の減収額

○平成26年度 (19億円)

所得割の減収額 (1,863百万円) + 付加価値割の減収額 (48百万円) = 1,911百万円

(1) 所得割(収入割)の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (407百万円) + 地方法人特別税の減収額 (1,456百万円) = 1,863百万円

①法人事業税の所得割(収入割)の減収額

(特例による所得(収入)の減収額 (7,135百万円※1) × 税率 (5.7%※2) = 407百万円

②地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (407百万円) × 税率 (358.1%※2) = 1,456百万円

(2) 付加価値割の減収額

特例による所得の減収額 (7,135百万円※1) × 税率 (0.67%※2) = 48百万円

※1 法人税額を法人税率で割り戻して算定した

※2 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

○平成27年度 (0億円)

法人税の減収額の減収額が6百万円と僅少

○平成28年度 (0億円)

法人税の減収額は生じていない

○平成29・30年度 (各12億円)

所得割の減収額 (1,198百万円) + 付加価値割の減収額 (31百万円) = 1,229百万円

(1) 所得割(収入割)の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (262百万円) + 地方法人特別税の減収額 (936百万円) = 1,198百万円

①法人事業税の所得割(収入割)の減収額

(特例による所得(収入)の減収額 (4,588百万円※1) × 税率 (5.7%※2) = 262百万円

②地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (262百万円) × 税率 (358.1%※2) = 936百万円

(2) 付加価値割の減収額

特例による所得の減収額 (4,588百万円※1) × 税率 (0.67%※2) = 31百万円

※1 法人税額を法人税率で割り戻して算定した

※2 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税10) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 平成26年度税制改正において、産業競争力強化法の認定を受けて、事業部門の分離・統合により設置される統合会社の成長に必要な資金負担を行う会社について、その財務負担を軽減する税制措置(特定事業再編投資損失準備金)が講じられている。 当該措置は、平成29年3月31日までに特定事業再編計画の認定を受けたものが対象とされているため、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、これを2年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第55条の3、第68条の43の3等
4	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度創設
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第4次産業革命に向け迅速かつ柔軟な産業構造転換の実現が必要となる中、自社事業部門の分離や他社事業部門との統合など、大胆な事業再編を促進する税制措置を講ずることで、潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル市場での企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法第26条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1.経済産業 1-2 新陳代謝

	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業の事業再編の円滑化を通じ、生産性の向上を図る。																											
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル市場での企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 なお、平成28年7月末時点で終了している計画は1件である。 http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/pdf/mh.pdf																											
9	有効性等	① 適用数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>273.034</td> <td>24</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 平成27年度、平成28年度(7月末時点):実績見込み 業種:機械製造業、産業用電気機械器具製造業、非鉄金属製造業、鉄鋼業、食料品製造業、その他の製造業等</p>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	件数(件)	6	1	-	適用額(百万円)	273.034	24	-															
			平成26年度	平成27年度	平成28年度																								
件数(件)	6	1	-																										
適用額(百万円)	273.034	24	-																										
② 減収額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>26</th> <th>27</th> <th>28(見込)</th> <th>29(見込)</th> <th>30(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:億円)</p>	区分	年度					26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)	法人税	18	0	0	11	11	法人住民税	2	0	0	1	1	法人事業税	19	0	0	12	12
区分		年度																											
	26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)																								
法人税	18	0	0	11	11																								
法人住民税	2	0	0	1	1																								
法人事業税	19	0	0	12	12																								
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本措置により、事業部門の分離・統合が増加し、企業における潜在力ある事業の成長事業化や国際競争力強化の後押しとなることが見込まれる。これにより、産業競争力強化法において計画認定指標としている生産性の向上を実現できると見込まれる。 なお、平成28年7月末時点で終了している計画は1件である。 http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/pdf/mh.pdf 《税収減を是認するような効果の有無》 平成28年7月末時点において9社(5計画)の認定実績があり、準備金積立が7件あることから、一定以上の効果を実現している。																											

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定事業再編を行う企業においては、概して大きな財務負担が発生することから、これが事業再編の障害の一つとなることが多い。こうした問題を解決し、政策目標達成のためには、課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。</p> <p>この点において本措置は、一定の基準を満たす特定事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）について、目標達成時期が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>目標達成時期は、平成30年度末である。</p> <p>本特例措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、平成31年3月31日までに取組の進捗状況及び目標達成の見通し等を自己評価する定期フォローアップ（毎年実施）又は当該日付までに基本計画の計画期間が終了している場合は最終フォローアップを実施する予定であり、それによって目標達成率の確認が可能となる見込みである。従って、平成30年度末時点において、これらの自治体における目標達成率が全体として50%を超えることを目標としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成26年度の適用数は10件を見込んでいたが、措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業（平成26年7月創設）の事業認定が、基本方針の改訂（閣議決定）や記載マニュアルの制定等に時間を要した関係で遅延したことや、事業者が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の検討・策定に長期間を要したことなどにより、措置の適用数が0件となった。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明において、当初見込んでいた適用数10件（平成26年度）が、想定外の事情により0件となったことについて説明されており、また、分析・説明の内容が不十分であると思われる点も解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「本税制措置の適用見込数については、既存認定事業者・申請予定者への利用意向調査を踏まえ、事業認定を受けた事業の3割程度が本措置を利用すると仮定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添参照。</p> <p>② 既存認定事業8件のうち2件については、既に措置を受けるための証明書を発行済み。また、利用意向調査の結果、今年度事業申請見込みである事業者12件のうち4件について措置の適用が見込まれたため、今後も認定事業の3割程度（(2+4件) ÷ (8+12件)）で利用が見込めるものと仮定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成28年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別添参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）に対する効果の寄与について、過去の適用数は0件であり、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現時点では効果が把握出来ないため、達成目標に対する効果の寄与も、把握することが困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化すると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置の効果・達成目標とした中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画の中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、これらのうち、経済活力向上に係る指標（販売額等指標全体の1/5）については目標を達成し、他の指標（指標全体の4/5）については、過去の実績値（29%）と同等の目標達成率であると仮定。これにより、</p> $(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\%$ <p>これに、経済活力系以外の指標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計について、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する。</p> <p>これは、特定民間中心市街地経済活力向上事業が中心市街地活性化法第7条第13項に定めたとおり、「中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した」ものであるため、経済活力向上に係る指標について目標達成が可能とした。</p> <p>また、経済情勢等、他の要因の影響を除く本措置の直接的な効果については、今後自治体向けにアンケートを実施し、本特例措置以外に指標に影響を与えた要因の有無等を把握し、中心市街地活性化の基本計画における目標達成の寄与度を分析することとする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「経済活力系以外の指標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計について、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する」との説明では、将来の効果について、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>⑦記載のとおり、過去の実績については、本措置の適用がなく税収減もなかったことから、税収減を是正するような効果については確認していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施によって、固定資産税</p>

<p>の増収効果が見込める。その増収効果は、建物にかかる課税標準額を④で示した減収資産額で示した建物の取得価額と同額であると仮定すると、初年度にかかる固定資産税の増収だけでも、合計8,428万円（約4,214万円/年）</p> <p>さらに、当該事業の実施によって中心市街地に経済波及効果が生まれ、自治体の基本計画の目標達成率も押し上げられると考える。</p> <p>（参考）</p> <p>平成30年度：4億3,000万円×1.4%×6件≒3,612万円</p> <p>平成31年度：4億3,000万円×1.4%×8件≒4,816万円</p> <p>※ 竣工年度の翌年度に固定資産税が課税されると仮定</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
2	対象税目	国税8 法人税・義、所得税：外 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の取得に対する割増償却(5年間 割増率30%)の適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第14条の2第2項第2号、第47条の2第3項第2号、第68条の35第3項第2号
4	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成26年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設、平成27年度 延長措置
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年4月～平成31年3月)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成10年に中心市街地活性化法を制定し、平成18年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成18年度から平成26年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した44中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約3割となっており、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であり、この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。 こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するため、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。そのため、建物等の取得時における割増償却制度を活用することにより、ランニングコストの低減化を図り、魅力ある商業施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化につなげるための本租税特別措置を延長する必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的</p> <p>4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進</p>

<別添資料>

以下は、本租税特別措置による減収額の算定根拠。特定民間中心市街地経済活力向上事業の事例から、下記<注>のとおり算定した建物等の取得価格、償却率、割増率、法人税率及び見込み件数により減収額を算定した。

年度	部位	税率分類	取得価額(円)	定額法の償却率	割増率	④①将来の適用額		⑥①将来の減収額	
						割増償却額(円)	法人税率	件数	税減収額(円)
H28	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	2	1,871,532
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	2	2,486,484
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	2	331,344
合計									
H29	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	6	5,614,596
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	6	7,459,452
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	6	994,032
合計									
H30	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	8	7,486,128
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	8	9,945,936
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	8	1,325,376
合計									

④①将来の適用額(百万円)		⑥①将来の減収額(百万円)	
H28年度	H28年度	H29年度	H29年度
8.0	1.9	24.0	5.6
10.6	2.5	31.9	7.5
1.4	0.3	4.2	1.0
合計	20.0	合計	47.1

④①将来の適用額(百万円)		⑥①将来の減収額(百万円)	
H29年度	H29年度	H30年度	H30年度
24.0	5.6	32.0	7.5
31.9	7.5	42.5	9.9
4.2	1.0	5.7	1.3
合計	60.1	合計	18.7

<注>過去事例における建物・建物附属設備・構築物の取得価格及び耐用年数

	A事業者		B事業者		平均取得価格(百万円)	平均耐用年数(年)
	取得価格(百万円)	耐用年数(年)	取得価格(百万円)	耐用年数(年)		
建物	203	27	683	39	430	33
建物附属設備	188	13	262	13	230	13
構築物	28	17	50	17	40	17

	の位置付け																										
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地の就業者又は小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となるが、本事業の実施によって自治体が策定する中心市街地活性化基本計画における目標達成率も押し上げると想定される。</p> <p>中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、当該測定指標は自治体毎に異なる。また、目標達成時期については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において設定する計画期間であり、概ね5年以内とされているものの、自治体毎にその期間は異なる。</p> <p>このため、達成目標値及び達成時期については、個別に自治体の状況を調査する必要があり、制度上、内閣府が自治体毎に中心市街地活性化基本計画の計画期間終了時期及び中間フォローアップのタイミングで調査している。本措置による達成目標の達成状況は、当該調査結果によって把握できる。</p> <p>なお、平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地において、各市が自己評価（フォローアップ）を実施した結果、その目標達成率は約27%となっている。</p> <p>他方、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、当該目標達成率が引き上げられる効果が見込まれる。経済活力の向上に資する目標については目標を確実に達成するとともに、経済活力向上系以外の目標への波及効果も見込み、全体として目標達成率が50%を超えることを目標とする。</p> <p>【資料】：平成18年度から平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" data-bbox="405 903 996 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>26%</td> <td>18%</td> <td>11%</td> <td>29%</td> <td>37%</td> <td>33%</td> <td>50%</td> <td>27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成18年度から平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地の自己評価結果の項目のまとめ</p> <table border="1" data-bbox="434 1094 967 1171"> <thead> <tr> <th>経済活力向上系指標</th> <th>53項目(約20%)</th> <th rowspan="2">合計 291項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>それ以外の指標</td> <td>238項目(約80%)</td> </tr> <tr> <td>経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率</td> <td></td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている居住や都市機能の「ローカル・アベノミクスの推進」を目指す上で、これまで蓄積されてきた生活機能やインフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点形成するもの。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	26%	18%	11%	29%	37%	33%	50%	27%	経済活力向上系指標	53項目(約20%)	合計 291項目	それ以外の指標	238項目(約80%)	経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率		29%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																			
目標達成率	26%	18%	11%	29%	37%	33%	50%	27%																			
経済活力向上系指標	53項目(約20%)	合計 291項目																									
それ以外の指標	238項目(約80%)																										
経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率		29%																									

		<p>及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。</p> <p>中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するもの。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p> <p>本租税特別措置等は、建物等取得後のランニングコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。</p> <p>事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させることとなるため、担い手を呼び込む効果が期待される。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数)</p> <p>平成26年度 :0件(実績)</p> <p>平成27年度 :0件(実績)</p> <p>平成28年度 :2件</p> <p>平成29年度 :6件</p> <p>平成30年度 :8件</p> <p>(平成28年度以降は経済産業省推計)</p> <p>※法人税の適用件数。所得税の適用数はいずれも0件。</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成26年度 :0百万円</p> <p>平成27年度 :0百万円</p> <p>平成28年度 :4.7百万円</p> <p>平成29年度 :14.1百万円</p> <p>平成30年度 :18.7百万円</p> <p>(平成28年度以降は経済産業省推計)</p> <p>※法人税の減収額。所得税の減収額はいずれもゼロ。</p>

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>平成26年7月に施行された改正中心市街地活性化法により、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができ、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>減収額の将来推計は、平成29年度以降、約10～20百万円/年と推計される。</p> <p>平成26年度中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞って重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。</p> <p>中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況にあり、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援することで、中心市街地ひいては地域経済全体に波及する効果が期待される。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくするための措置の一つとして、予算や融資面からは、インシャルコストの軽減を図り、税制面からは、ランニングコストの軽減を図っていくものである。</p> <p>民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠となり、事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。</p> <p>また、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞って実施しているため、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関するその他の措置として、以下の措置が存在する。</p> <p>予算、低利融資、登録免許税の減免措置等は、事業立ち上げ段階の支援</p>

		との役割分担	<p>措置だが、本措置は事業のランニングコストを低減させるものであり、異なる役割を担っている。</p> <p><税制></p> <p>魅力ある商業施設等を整備する事業者にインセンティブを与え、増加している空き店舗・未利用地の活用を促進させる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第81条の2/登録免許税/平成26年度創設、平成27年度延長措置、平成28年度2年間延長措置) <p><予算></p> <p>近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業 ・地域・まちなか商業活性化支援事業 <p><融資></p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成25年6月4日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26経産03)

特定都市再生建築物等の割増償却制度の減収額試算根拠

※以下は法人税に関する試算。所得税は実績が無く、現状では適用が見込まれる事業も存在しないため、今後の適用見込件数及び減収額をゼロと見込んでいる。

(計算方法)

[取得価額] × [定額法の償却率] × [30%割増償却] × [法人税率] × [適用件数]

①平成 29 年度に実施される事業

【建物】

430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 5.6 百万円

【建物附属設備】

230 百万円 × 0.077 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 7.5 百万円

【構築物】

40 百万円 × 0.059 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 1.0 百万円

②平成 30 年度に実施される事業

【建物】

430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 7.5 百万円

【建物附属設備】

230 百万円 × 0.077 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 9.9 百万円

【構築物】

40 百万円 × 0.059 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 1.3 百万円

(①②合計)

平成 29 年度に実施される事業 : 14.1 百万円

平成 30 年度に実施される事業 : 18.7 百万円

(試算の基礎)

- ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定数は、平成 26 年度 : 1 件 (実績)、平成 27 年度 : 7 件 (実績)、平成 28 年度 : 12 件 (申請予定数) と増加傾向にあることに鑑み、平成 29 年度 18 件、平成 30 年度 22 件と仮定した。
- ・ 本税制措置の適用見込数については、既存認定事業者・申請予定者への利用意向調査を踏まえ、事業認定を受けた事業の 3 割程度が本措置を利用すると仮定し、平成 29 年度 : 6 件、平成 30 年度 : 8 件とした。
 - ・ 各年度の建物・建物附属設備・構築物の取得価額は、特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である 2 事業の取得金額の平均値とした。また、耐用年数も 2 事業の平均値を用いた (詳細は注 1 を参照)。

<注 1 > 中心市街地再興戦略事業費補助金を活用した 2 事業における建物・建物附属設備・構築物の取得価額及び耐用年数

	A事業者		B事業者		平均取得 価格(百万円)	平均耐用 年数(年)
	取得価格(百万円)	耐用年数(年)	取得価格(百万円)	耐用年数(年)		
建物	203	27	663	39	430	33
建物附属設備	188	13	262	13	230	13
構築物	28	17	50	17	40	17

以 上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の見直し
税目	法人税、所得税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標について以下のとおり修正。</p> <p>GDP 名目成長率3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度及び27年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数（平成26年度の法人税）について、「78,261件」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p><所得税></p> <p>平成26年度適用者数：10,186人</p> <p>※平成26年は国税庁「申告所得税標本調査」による。実績額は精査中。</p> <p>※平成27・28・29年度は精査中。</p> <p>② 以下のとおり。</p> <p><法人税></p> <p>平成25年度適用実績：10,874件 (内訳) 大企業：1,009件 中小企業：9,865件</p> <p>平成26年度適用実績：78,261件 (内訳) 大企業：4,075件 中小企業：74,186件</p> <p>平成27年度適用実績：110,104件（未公表のため推計値） (内訳) 大企業：8,542件 中小企業：101,562件</p> <p><地方税></p> <p>※法人住民税について精査中。</p>
<p>③ 平成25年度、平成26年度は財務省「適用実態調査報告書」における実績値。</p>

平成27年度は当該報告書未公表のため推計値。
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成25年度及び27年度の所得税）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成27年度の法人税）について、「推計値は会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p>平成28年度適用見込：118,133件（推計値）</p> <p>※平成28年度は当該報告書未公表のため推計値。</p> <p>※平成29年度は精査中。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（所得税）並びに将来の適用数及び適用額（平成29年度の法人税）が予測されていないため、この点を課題とする。また、将来の適用数（平成28年度の法人税）について、「推計値は会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度及び27年度）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成26年度の法人税）について、「2,478億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p><所得税></p> <p>※精査中。</p> <p><地方税></p> <p>○法人住民税（中小企業者等へのみ適用）</p> <p>平成25年度適用実績：23億円</p>

<p>平成 26 年度適用実績：137 億円</p> <p>② 以下のとおり。</p> <p>平成 25 年度法人税適用実績額：420 億円 (内訳) 大企業：288 億円 中小企業：132 億円</p> <p>平成 26 年度法人税適用実績額：2,478 億円 (内訳) 大企業：1,688 億円 中小企業：790 億円</p> <p>平成 27 年度減収額実績：2,517 億円 (未公表のため推計値) (内訳) 大企業：2,064 億円 中小企業：452 億円</p> <p>※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27 年度は当該報告書未公表のため推計値。</p> <p>③ 平成 25 年度、平成 26 年度は財務省「適用実態調査報告書」における実績値。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によっても、過去の減収額 (所得税) が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額 (平成 27 年度の法人税) について、「推計値は 1 社当たり雇用者給与等支給増加額×10% (中小企業は 20%) ×税額控除実施法人数により算出」との説明では、算定根拠 (算定に用いた数値及びその根拠) が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成 28 年度適用見込：2,842 億円</p> <p>※平成 28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※平成 29 年度は精査中。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額 (所得税) 及び将来の減収額 (平成 29 年度の法人税) が予測されていないため、この点を課題とする。また、将来の減収額 (平成 28 年度の法人税) について、「推計値は 1 社当たり雇用者給与等支給増加額×10% (中小企業は 20%) ×税額控除実施法人数により算出」との説明では、算定根拠 (算定に用いた数値及びその根拠) が明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標 (個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現) に対する効果の寄与について、本特例措置によって雇用者給付等支給額が増加し、達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本特例措置を利用した企業の雇用者の所得水準の推移、全国の所得水準の上昇に対する寄与度等、より適切な測定指</p>

<p>標を用いて説明する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。 ◇春季生活闘争による賃上げ率 (日本労働組合総連合会 (連合) 調査)</p> <p>平成 26 年 2.07% (中小企業 1.76%) 平成 27 年 2.20% (中小企業 1.88%) 平成 28 年 2.00% (中小企業 1.81%)</p> <p>※賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない。</p> <p>② 過去の効果について、賃上げには様々な要素が影響するため、本税制措置のみによるものではなく、直接的効果を測ることは難しいものの、上記調査からも確認出来るとおり、多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われており、達成目標である「賃金・最低賃金の引上げのための環境整備」の一助になることが期待される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標 (個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現) に対する効果の寄与について、本特例措置によって雇用者給付等支給額が増加し、達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本特例措置を利用した企業の雇用者の所得水準の推移、全国の所得水準の上昇に対する寄与度等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。 ◇春季生活闘争による賃上げ率 (日本労働組合総連合会 (連合) 調査)</p> <p>平成 26 年 2.07% (中小企業 1.76%) 平成 27 年 2.20% (中小企業 1.88%) 平成 28 年 2.00% (中小企業 1.81%)</p> <p>※賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではないが、賃上げは将来にわたり長期継続的に対処していく課題であると言えるため、引き続き本税制によって賃上げを後押ししていく必要がある。</p> <p>② 将来の効果については、本税制改正要望によって、更なる賃上げが促進されることが期待される。具体的には、労働分配率の推移について、大企業と比較して、中堅・中小企業では高い水準の状況が続いており、賃上げ余力に乏しい。このため、本税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果 (平成 29 年度) が予測されていないため、この点を課題とする。また、「賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】
① ⑤及び⑦について定量的に効果を示す修正を行う。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】
① ⑥及び⑧について定量的に効果を示す修正を行う。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	所得拡大促進税制の見直し
2	対象税目	(国税17・地方税5)(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は平成26年から平成30年までの各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合※以上であるとき(次の①及び②の要件を満たす場合に限る。)は、その雇用者給与等支給増加額の10%について法人税・所得税から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の10%(中小事業者は20%)とする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと</p> <p>② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>(注1) 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金(個人の場合は必要経費)の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>(注2) 基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度という。個人の場合は平成25年)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>(注3) ※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成26年度又は平成27年度である場合は2%、平成28年度は3%、平成29年度は4%、平成30年度は5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成29年度又は平成30年度である場合3%とする。</p> <p><要望内容></p> <p>中堅・中小企業の質上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらすため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。</p> <p>(1)中堅・中小企業の税額控除を拡充</p> <p>中堅・中小企業については、雇用者給与等支給増加額の20%(中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限)を税額控除する</p> <p>(2)中堅・中小企業に対しては、社会保険料(法定福利費)も対象とする</p>

		<p>中堅・中小企業については、雇用者給与等の算定基礎に社会保険料（法定福利費）も含むこととする。</p> <p>(3)大企業分の見直し</p> <p>大企業については、足下の賃上げ動向を踏まえて所要の見直しを検討する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税（租税特別措置法第10条の5の3、租税特別措置法施行令第5条の6の3） ・ 法人税（租税特別措置法第42条の12の4、第68条の15の5、租税特別措置法施行令第27条の12の4、第39条の46） ・ 地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第9項
4	担当部局	<p>経済産業省経済産業政策局産業人材政策室</p> <p>中小企業庁事業環境部企画課</p>
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～29年度</p>
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度税制改正において新設。</p> <p>平成26年度税制改正において平成29年度末までの延長、雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等の改正。</p> <p>平成27年度税制改正において雇用者給与等支給増加割合の要件緩和の改正。</p> <p>平成28年度税制改正において雇用促進税制との併用禁止解除の改正。</p> <p>平成29年度末</p>
7	適用又は延長期間	平成29年度末
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要。雇用と所得を拡大し、好循環を創り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備</p> <p>全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。</p>

		<p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。</p> <p>これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。</p> <p>○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。</p> <p>アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。（中略）</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-1 経済基盤</p> <p>○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備</p> <p>全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。</p> <p>これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。</p>

	<p>○ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。</p> <p>アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。（中略）</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000 円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>																																												
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 GDP 名目成長率 3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中堅・中小企業の労働分配率は、大企業と比較して、高い水準にあり、賃上げ余力に乏しい状況にある（※）。他方、「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての所得層での賃金・最低賃金の引上げのための環境整備を通じ、消費や民間投資を更に拡大することが重要とされているところ。</p> <p>本税制措置は、企業の労働分配（給与等支給）の増加を促す措置として、給与等支給額を増加させた場合における増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度であり、賃金・最低賃金の引上げのための環境整備の一助となることが期待される。</p> <p>※労働分配率の推移</p> <table border="1"> <caption>労働分配率の推移 (2005-2014)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中小企業(資本金1億円未満)</th> <th>中堅企業(資本金1~10億円未満)</th> <th>大企業(資本金10億円以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005</td><td>79.4</td><td>69.5</td><td>55.2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>79.6</td><td>66.3</td><td>53.3</td></tr> <tr><td>2007</td><td>80.0</td><td>68.6</td><td>54.9</td></tr> <tr><td>2008</td><td>82.3</td><td>71.7</td><td>63.1</td></tr> <tr><td>2009</td><td>81.0</td><td>72.1</td><td>64.8</td></tr> <tr><td>2010</td><td>80.2</td><td>70.2</td><td>58.7</td></tr> <tr><td>2011</td><td>79.7</td><td>70.0</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>2012</td><td>79.5</td><td>70.5</td><td>60.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>78.0</td><td>69.3</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>77.6</td><td>69.1</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table> <p>（出典） 法人企業統計調査（財務省）より次のとおり計算 労働分配率＝人件費÷付加価値額 人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費 付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益</p>	年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1~10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)	2005	79.4	69.5	55.2	2006	79.6	66.3	53.3	2007	80.0	68.6	54.9	2008	82.3	71.7	63.1	2009	81.0	72.1	64.8	2010	80.2	70.2	58.7	2011	79.7	70.0	61.6	2012	79.5	70.5	60.5	2013	78.0	69.3	56.0	2014	77.6	69.1	55.0
年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1~10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)																																										
2005	79.4	69.5	55.2																																										
2006	79.6	66.3	53.3																																										
2007	80.0	68.6	54.9																																										
2008	82.3	71.7	63.1																																										
2009	81.0	72.1	64.8																																										
2010	80.2	70.2	58.7																																										
2011	79.7	70.0	61.6																																										
2012	79.5	70.5	60.5																																										
2013	78.0	69.3	56.0																																										
2014	77.6	69.1	55.0																																										

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p><法人税> 平成 25 年度適用実績：10,874 件 （内訳）大企業：1,009 件 中小企業：9,865 件 平成 26 年度適用実績：78,261 件 （内訳）大企業：4,075 件 中小企業：74,186 件 平成 27 年度適用実績：110,104 件（未公表のため推計値） （内訳）大企業：8,542 件 中小企業：101,562 件 平成 28 年度適用見込：118,133 件（推計値） ※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27・28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※推計値は 会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出。 ※平成 29 年度は精査中。</p> <p><所得税> 平成 26 年適用者数：10,186 人 ※平成 26 年は国税庁「申告所得税標本調査」による。実績額は精査中。 ※平成 27・28・29 年度は精査中。</p> <p><地方税> ※法人住民税・法人事業税について精査中。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p><法人税> 平成 25 年度減収額実績：420 億円 （内訳）大企業：288 億円 中小企業：132 億円 平成 26 年度減収額実績：2,478 億円 （内訳）大企業：1,688 億円 中小企業：790 億円 平成 27 年度減収額実績：2,517 億円（未公表のため推計値） （内訳）大企業：2,064 億円 中小企業：452 億円 平成 28 年度適用見込：2,842 億円（推計値） ※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27・28・29 年度は当該報告書未公表のため推計値。</p>

	<p>※推計値は1社当たり雇用者給与等支給増加額×10%（中小企業は20%）×税額控除実施法人数により算出。 ※平成29年度は精査中。</p> <p><所得税> ※精査中。</p> <p><地方税> ○法人住民税（中小企業者等のみ適用） 平成25年度適用実績：23億円 平成26年度適用実績：137億円</p> <p>○法人事業税 ※精査中。</p>																																												
<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 過去の効果について、賃上げには様々な要素が影響するため、本税制措置のみによるものではなく、直接的効果を測ることは難しいものの、多くの企業において、平成26年以降3年連続で高水準の賃上げが行われている。</p> <p>◇春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成26年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成27年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成28年 2.00%（中小企業 1.81%）</p> <p>また、将来の効果については、本税制改正要望によって、更なる賃上げが促進されることが期待される。具体的には、労働分配率（※）について、大企業と比較して、中堅・中小企業では高い水準の状況が続いており、賃上げ余力に乏しい。このため、本税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待できる。</p> <p>※労働分配率の推移</p> <table border="1"> <caption>労働分配率の推移 (2005-2014)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中小企業(資本金1億円未満)</th> <th>中堅企業(資本金1～10億円未満)</th> <th>大企業(資本金10億円以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005</td><td>79.4</td><td>69.5</td><td>55.2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>79.6</td><td>66.3</td><td>53.3</td></tr> <tr><td>2007</td><td>80.0</td><td>68.6</td><td>52.9</td></tr> <tr><td>2008</td><td>82.0</td><td>71.7</td><td>63.1</td></tr> <tr><td>2009</td><td>81.0</td><td>72.1</td><td>64.8</td></tr> <tr><td>2010</td><td>80.2</td><td>70.2</td><td>58.7</td></tr> <tr><td>2011</td><td>79.7</td><td>70.0</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>2012</td><td>79.5</td><td>70.5</td><td>60.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>78.0</td><td>69.3</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>77.6</td><td>69.1</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table>	年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)	2005	79.4	69.5	55.2	2006	79.6	66.3	53.3	2007	80.0	68.6	52.9	2008	82.0	71.7	63.1	2009	81.0	72.1	64.8	2010	80.2	70.2	58.7	2011	79.7	70.0	61.6	2012	79.5	70.5	60.5	2013	78.0	69.3	56.0	2014	77.6	69.1	55.0
年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)																																										
2005	79.4	69.5	55.2																																										
2006	79.6	66.3	53.3																																										
2007	80.0	68.6	52.9																																										
2008	82.0	71.7	63.1																																										
2009	81.0	72.1	64.8																																										
2010	80.2	70.2	58.7																																										
2011	79.7	70.0	61.6																																										
2012	79.5	70.5	60.5																																										
2013	78.0	69.3	56.0																																										
2014	77.6	69.1	55.0																																										

		<p>(出典) 法人企業統計調査（財務省）より次のとおり計算 労働分配率＝人件費÷付加価値額 人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費 付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 平成26年以降3年連続で高水準の賃上げが行われている（連合調査）。賃上げには様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果の測定はできるものではないが、賃金・最低賃金の引上げのための環境整備への一定程度の効果は期待される。</p> <p>※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成26年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成27年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成28年 2.00%（中小企業 1.81%）</p> <p>また、今回の税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待でき、税収減を是認する効果があるといえる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「ニッポン一億総活躍プラン」においても、全ての所得層での賃金・最低賃金の引上げのための環境整備を通じ、消費や民間投資を更に拡大することが重要とされているところ。そのため、全国万遍なく全ての企業に政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。</p> <p>雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出すための措置としては、雇用促進税制があるものの、雇用促進税制は、積極的に雇用を創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的としているものであり、企業の賃上げの後押しを通じて個人の所得水準の拡大を目的とする本租税特別措置とは役割が異なる。雇用と所得の双方の拡大を通じて好循環に寄与することが期待される。</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要。</p> <p>そのため、賃金・最低賃金の引上げのため環境整備は、地域を問わず取り組んでいくべき課題であることから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
<p>11 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>前回の事前評価：平成25年9月（H25 経産50, 51）</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業者等全体の景況感を捉えるために中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIの数値を用いており、2016年4～6月期の中小企業の業況判断DIは▲19.5%、資金繰りDIは▲13.9%となっており、足下の動向からは先行きの不透明感が感じられる。また、措置の継続の検討には外部要因も考慮する必要があるが、消費税の引上げの延期が予定されるような状況（平成28年8月24日閣議決定）や、中国や新興国経済の海外リスク等の懸念が生じているのが現状であり、外部の経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業の実態を踏まえると、定量的な情報のみで判断する事が難しい措置である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づいて把握される適用額は以下のとおり。</p> <p>平成23年 23,541億円 平成24年 24,979億円 平成25年 27,112億円 平成26年 29,395億円 平成27年 29,395億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成27年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成28年～平成30年 29,395億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成28年～30年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づいて把握される減収額は以下のとおり。</p> <p>【法人税】</p> <p>平成23年度 (22%→18%) : 942億円 平成24年度 (19%→15%) : 999億円 平成25年度 (19%→15%) : 1,084億円 平成26年度 (19%→15%) : 1,176億円 平成27年度 (19%→15%) : 1,176億円※</p> <p>【地方住民税】</p> <p>平成23年 162億円 平成24年 172億円 平成25年 187億円 平成26年 203億円 平成27年 203億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成27年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>【法人税】</p> <p>平成28年～平成30年 : 1,176億円※</p> <p>【地方住民税】</p> <p>平成28年～平成30年 : 203億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成28年～30年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、2016年1-3月期における中小企業の業況判断DIが-18.1ポイントと説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業者等全体の景況感を捉えるために中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIの数値を用いているが、措置の継続の検討には、各種の外部要因による影響も考慮することが必要である。なお、中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIともに、リーマンショック以降、改善の傾向にあり、一定の効果が生じているものと考えられる。</p> <p>② 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。大企業に比べて経営基盤が脆弱な中小企業者等の財務基盤を直接的に強化する効果がある。中小企業庁の調査によると、本税制によるCF増加分の使い道としては、雇用関係が約4割、設備投資関係が約3割という結果が出ており、雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与していると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業の業況判断DIについて最近の動向を見ると横ばいの傾向にあり、世界経済の下振れリスク等、景気の先行きが不透明な中、本措置により中小企業者等の経営基盤を強化することは、中小企業者等の雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与することが予測される。</p> <p>② 本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業庁の調査によると、本税制によるCF増加分の使い道としては、雇用関係が約4割、設備投資関係が約3割という結果が出ており、雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載のとおり。本制度には中小企業者等の財務基盤を強化する効果があり、中小企業者等のキャッシュフローが増加した結果、雇用の確保等につながる。また、平成26年度は約1200億円の減収額であるが、その結果GDPが約1,500億円押し上げられると試算される。</p>

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載のとおり。本制度には中小企業者等の財務基盤を強化する効果があり、中小企業者等のキャッシュフローが増加した結果、雇用の確保等につながると想定される。また、経済全体で見てもGDPを一定程度が押し上げることが期待できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	(国税19・地方税11(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業者等に係る法人税の軽減税率(租税特別措置15%)について、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8 ・租税特別措置法施行令第27条の3の2、第39条の38の2 ・地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%) 平成23年度改正 拡充(本則22%→19%・租特18%→15%) 平成25年度改正 延長(本則19%・租特15%) 平成27年度改正 延長(本則19%・租特15%)
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、また、大企業とのイコールフットディングの観点も踏まえ、中小企業者等に係る法人税を軽減し、経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第24条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」 (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強

		化を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 経済の下振れリスクがなお存在する中、大企業に比べて、外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業を支援するため、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため 軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、大企業と比べて経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連規制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」や「中小企業の資金繰り判断DI」(いずれも中小企業景況調査)の数値等を参考にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。中小企業に対する金融機関の貸出態度は改善傾向にあるものの、金融機関から中小企業への貸出は、大企業ほど伸びておらず、中小企業の経常利益についても、高い水準にあるがコスト削減努力の結果でしかなく、売上高は伸びていない状況にある。 今後も為替相場の変動や世界経済リスク等、経済の下振れリスクが存在しており、本制度により財務基盤の安定・強化を図ることで、中小企業の経営基盤の強化に寄与することが必要。
9	有効性等	① 適用数等 【適用件数】 年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が対象となっており、幅広い業種に利用されている。 ・平成23年度:677,525件 ・平成24年度:704,491件 ・平成25年度:744,488件 ・平成26年度:793,337件 ・平成27年度～平成30年度:793,337件程度※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成26年度と同程度で推移すると想定。 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	② 減収額	【減収額】 ・平成23年度(22%→18%):942億円 ・平成24年度(19%→15%):999億円 ・平成25年度(19%→15%):1,084億円 ・平成26年度(19%→15%):1,176億円 ・平成27年度～平成30年度:1,176億円程度

		(出典: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。23.4%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大67.2万円が得られ、資金繰りの改善による財務基盤の安定・強化が期待できる。</p> <p>また、本制度により、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上が図られる。具多雨的には平成26年において、約1,200億円の減収額に対して、GDPが1,552億円押し上げられるという試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 我が国経済の緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。円高の影響及び世界経済リスク等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の延長が必要。</p>
		<p>中小企業の業況判断DIの推移 前期比(季節調整値)</p>
		<p>中小企業の資金繰りDIの推移 前期比(季節調整値)</p> <p>(出所: 中小機構「中小企業景況調査」)</p>

10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、外部経済環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業の資金繰りの圧迫懸念や、大企業とのイコールフットイングの観点を踏まえた、中小企業者等に対する措置である。経済の下振れリスクへの対応や消費率引き上げに向けて広く実態経済を強化が必要であり、本措置により中小企業者等の財務基盤の安定・強化につながることから、措置として妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また外部経済環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
11	有識者の見解	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月(H26 経産02)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充・延長
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(設備投資対キャッシュフロー比率を80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等)について、目標達成時期が示されていない。</p> <p>② 所期の目標(設備投資実施企業割合について、30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持すること)から新たな達成目標(設備投資実施企業割合について、30%以上の水準を維持すること)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 目標の達成時期は延長後の期限到来時の平成30年度末である。</p> <p>② 設備投資実施企業割合については、近年、30パーセントの水準に達したことから記載ぶりを変更したものであり、目標を変更したのではない。</p> <p>なお、新たな達成目標については、設備投資対キャッシュフロー比率を高めることによる「①設備投資の規模の向上」、設備投資実施企業割合の向上による「②設備投資を行う企業の母数の拡大」、生産・営業用設備DIの拮抗による「③過不足ない設備導入」という3つの指標を見ることにより、設備投資の質と量を高めることを目標としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数(所得税)が把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)3,486億円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計1,818億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査(国税庁)によると、平成25年分7276件、平成26年分4730件となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用数の把握は困難であると思われる。</p> <p>② 前回(平成25年度)評価時においては、設備投資動向を保守的に捉えて、平成23年度の適用額に平成19年度から平成22年度における設備投資額の平均伸び率を乗じて推計を行っていたが、平成24年以降の設備投資の動向は想定よりもよかったこと及び平成26年度税制改正要望の結果、本措置が対象としている設備のうち、一定の要件(生産性1%向上又は投資利益率5%向上)を満たす設備投資については、これまでの措置に加え、より手厚い優遇(即時償却又は税額控除最大10%)がなされたことから、当初の推計以上の適用があったと考えられる。なお、拡充措置は「民間投資を喚起するための成長戦略」に基づき措置されたものであり、上記の通り一定の要件を満たす生産性向上につながる投資を促していることから必要最低限の措置である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数(所得税)が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数(平成29年度から31年度までの法人税)について、適用実態調査から1件当たりの減収額を算出と説明されているが、減収額の特別償却547億円並びに減収額(拡充分)の特別償却217億円及び税額控除85億円の算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用額(平成29年度から31年度までの法人税)について、「適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出」と説明されているが、減収額は適用額に税率を乗じて算出するものであり、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年6003件(平成25年と26年の数字のブレが大きいことから平均値を採用)、平成28年6003件、平成29年8385件、平成30年8385件、平成31年8385件 ※法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。</p> <p>② 減収額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成26年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)を利用している。算定根拠としては、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(適用実態調査)により、「特定生産性向上設備等(上乗せ措置)」と「それ以外の設備(通常措置)」について把握をした上で、中小企業庁「中小企業実態基本調査」の設備毎の割合を利用して、按分を行った。その上で、「民間投資除却調査」の機械装置と器具備品・建物附属設備の割合を乗じ、経営強化法の認定が要件となる影響等を加味して算出した。</p> <p>③ 中小企業等に課される法人税の税率については、その所得の800万円までが租税特別措置により引き下げられており、適用金額に対して一律の税率を乗じて算出しても必ずしも正確な数値が算出されない(適用額全体に対する正確な税率が算出できないため)。それら特例の税率が加味された後の適用額と減収額の割合を利用して算出したものであり、あり得る推計方法の一つと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額(所得税)が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額(平成26年度の法人税)について、「761億円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額(法人税)911億円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計718億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成 25 年分 9.5 億円、平成 26 年分 7.3 億円となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用数の把握は困難であると思われる。</p> <p>② 平成 26 年度の減収額については、「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 26 年度）を基に試算した減収額（実績推計）」（財務省）を記載したもの。</p> <p>③ 過去の減収額である 911 億円は地方税分も含む減収額であるが、前回の推計は、平成 23 年度の国税の減収額 514 億円に、拡充分 204 億円を加えた減収額であり、地方税分が含まれていないことが差異の原因と考えられる。また、平成 26 年度税制改正要望の結果、本措置が対象としている設備のうち、一定の要件（生産性 1%向上又は投資利益率 5%向上）を満たす設備投資については、これまでの措置に加え、より手厚い優遇（即時償却又は税額控除最大 10%）がなされていることも差異の要因と考えられる。なお、拡充措置は「民間投資を喚起するための成長戦略」に基づき措置されたものであり、上記の通り一定の要件を満たす生産性向上につながる投資を促していることから必要最低限の措置である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 29 年度から 31 年度までの法人税）について、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額は 302 億円と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成 27 年 8.4 億円（平成 25 年と 26 年の数字のブレが大きいため平均値を採用）、平成 28 年 8.4 億円 平成 29 年 11.7 億円 平成 30 年 11.7 億円 平成 31 年 11.7 億円 ※法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。</p> <p>② 算定根拠としては、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（適用実態調査）により、「特定生産性向上設備等（上乗せ措置）」と「それ以外の設備（通常措置）」について把握をした上で、中小企業庁「中小企業実態基本調査」の設備毎の割合を利用して、按分を行った。その上で、「民間投資除却調査」の機械装置と器具備品・建物附属設備の割合を乗じ、経営強化法の認定が要件となる影響等を加味して算出した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、平成 27 年度における設備投資対キャッシュフロー比率 55.0%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率を 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等）に対する効果の寄与について、本特例措置があることにより約 6 割の企業の投資判断を後押しすると説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置は、約 6 万件に上る適用件数があり、実際に一定以上の設備投資を行った中小企業者が利用しており、その効果は直接的であるため、設備投資対キャッシュフロー等の数値に直接的な効果を上げていると思われる。中小企業庁の調査によると、利用企業の約 6 割について設備投資判断の後押しをしており、また、CF の増加分について約 2 割が設備投資に回ることから、設備投資対キャッシュフロー比率等の水準に効果があるものとかがえらる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかになっていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 措置により、約 6 割の中小企業の投資判断を後押ししており、今回の拡充・延長がなされれば、その支援対象が我が国の GDP の約 7 割を占めるサービス業が主に投資を行う、器具備品や建物附属設備まで対象設備が広がることとなり、より効果が高まり、目標の達成が見込めることとなる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「支援対象が我が国の GDP の約 7 割を占めるサービス業が主に投資を行う、器具備品や建物附属設備まで対象設備が広がることとなり、より効果が高まり、目標の達成が見込めることとなる」との説明では、将来の効果が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。また、達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率を 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載のとおり。また、本措置による減収額は平成 26 年度では、約 761 億円であるが、当該 CF 分により、約 1.3 倍分 GDP を押し上げられると試算される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載のとおり。また本措置による減収額に対して、約 1.3 倍分 GDP を押し上げることが期待できる。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充・延長
2	対象税目	(国税25・地方税20(自動運動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)(上乗せ措置については、税額控除(10%)又は即時償却)の選択適用を認めるもの。 本措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加。上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直し、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3、第22条の25
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年~平成31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8 ^t 以上→3.5 ^t 以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工

		具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3年間の延長(平成 29 年 3月迄の適用期間の延長)、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
7	適用又は延長期間	平成 30 年度末まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等に対する投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用を促進するため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、GDP600 兆円の実現に向けては、産業全体の 7 割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針 2016 等でもその必要性が記載されている。サービス業は地域経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面から不可欠であり、また喫緊の課題である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p> <p>(4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p> <p>「日本一億総活躍プラン」 2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 (同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善) また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組</p>

		みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。
		<p>5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(1)第4次産業革命 第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。</p> <p>(7)サービス産業の生産性向上 サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。</p> <p>(8)中堅・中小企業・小規模事業者の革新 中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2015」 2. 未来投資に向けた制度改革 我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。 《KPI》今後3年間(2018 年度まで)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI</p>

			設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。																																																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》																																																				
			幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																																																				
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>50,830</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,791</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959	適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合(%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959																																																
適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804																																																
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																																																	
割合(%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																																																	
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																																																	
割合(%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																																																	
		② 減収額	<p>○減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>611</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>79</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063	法人住民税	79	98	98	98	137	137	137	法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																				
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063																																																
法人住民税	79	98	98	98	137	137	137																																																
法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																																																
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きが見られており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <table border="1"> <tr> <td>年・期</td> <td>設備投資対キャッシュフロー比率</td> <td>設備投資実施企業割合</td> <td>生産・営業用設備判断 DI</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">25 年</td> <td>I 53.7</td> <td rowspan="2">年間 31.4</td> <td rowspan="2">年間 6</td> </tr> <tr> <td>II 55.6</td> <td>年間 5</td> </tr> <tr> <td>III 55.4</td> <td rowspan="2">33.9</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>IV 55.4</td> <td>年間 3.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55.0</td> <td>33.9</td> <td>0</td> </tr> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断 DI	25 年	I 53.7	年間 31.4	年間 6	II 55.6	年間 5	III 55.4	33.9	3	IV 55.4	年間 3.5		55.0	33.9	0																																	
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断 DI																																																				
25 年	I 53.7	年間 31.4	年間 6																																																				
	II 55.6			年間 5																																																			
	III 55.4	33.9	3																																																				
	IV 55.4			年間 3.5																																																			
	55.0	33.9	0																																																				

			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">26 年</td> <td>I 54.9</td> <td rowspan="2">年間 平均値 37.6</td> <td rowspan="2">年間 平均値 -1</td> <td rowspan="2">年間 平均値 0</td> </tr> <tr> <td>II 54.8</td> </tr> <tr> <td>III 56.0</td> <td rowspan="2">54.8</td> <td rowspan="2">37.0</td> <td rowspan="2">-1</td> </tr> <tr> <td>IV 53.7</td> <td>38</td> <td>-0.8</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">27 年</td> <td>I 55.4</td> <td rowspan="2">年間 平均値 37.8</td> <td rowspan="2">年間 平均値 -2</td> <td rowspan="2">年間 平均値 0</td> </tr> <tr> <td>II 53.9</td> </tr> <tr> <td>III 54.7</td> <td rowspan="2">55.0</td> <td rowspan="2">38.6</td> <td rowspan="2">-1</td> </tr> <tr> <td>IV 55.9</td> <td>39.4</td> <td>-1.0</td> </tr> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約2割が設備投資、約5割が雇用拡大・賃上げ等の再投資に回るとのアンケート結果がある。 (※中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p> <p>また、本税制措置によって、新規創業の促進や労働所得の向上等を通じて、減収額に対して、少なくとも約1.3倍のGDP押し上げ効果が得られているとの試算がある。(※中小企業庁委託調査による試算)</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備としており、これらはサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。</p>	26 年	I 54.9	年間 平均値 37.6	年間 平均値 -1	年間 平均値 0	II 54.8	III 56.0	54.8	37.0	-1	IV 53.7	38	-0.8	27 年	I 55.4	年間 平均値 37.8	年間 平均値 -2	年間 平均値 0	II 53.9	III 54.7	55.0	38.6	-1	IV 55.9	39.4	-1.0
26 年	I 54.9	年間 平均値 37.6	年間 平均値 -1		年間 平均値 0																								
	II 54.8																												
	III 56.0	54.8	37.0		-1																								
	IV 53.7			38		-0.8																							
27 年	I 55.4	年間 平均値 37.8	年間 平均値 -2	年間 平均値 0																									
	II 53.9																												
	III 54.7	55.0	38.6	-1																									
	IV 55.9				39.4	-1.0																							
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>拡充要望は、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加し、上乘せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、サービス業の生産性向上にも資する制度とするものである。</p>																										
		② 他の支援措置や義務付け等	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも</p>																										

	との役割分担	踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 経産 27)

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・減収額見込み推計）

1. 減収額見込み

(1) 拡充分の減収額の推計

平成 26 年度 減収額 761 億円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）

上記減収額より、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額を算出。

拡充分：▲421 億円（器具備品・建物附属設備の追加）

縮減分： 119 億円（上乘せ措置の見直し）

減収額：▲302 億円

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して減収額を算出。

平成 25 年度 611 億円（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 761 億円（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 761 億円

平成 28 年度 761 億円

平成 29 年度 1,063 億円（761 億円 + 302 億円）

平成 30 年度 1,063 億円

平成 31 年度 1,063 億円

2. 適用件数見込み

(1) 適用実態調査から 1 件あたりの減収額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 31,728 件 = 172.4 万円/件

税額控除 214 億円 ÷ 29,810 件 = 71.79 万円/件

減収額（拡充分） 特別償却 217 億円 ÷ 172.4 万円/件 = 12,591 件

税額控除 85 億円 ÷ 71.79 万円/件 = 11,830 件

計 24,421 件

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用件数を算出

平成 25 年度 50,830 件（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 61,538 件（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 61,538 件

平成 28 年度 61,538 件

平成 29 年度 85,959 件（61,538 件（平成 26 年度実績） + 24,421 件）

平成30年度 85,959件
平成31年度 85,959件

3. 適用金額見込み

(1) 適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出。

減収額 特別償却 547億円 ÷ 適用額 3,272億円 = 17.6%
税額控除 214億円

減収額(拡充分) 特別償却 217億円 ÷ 17.6% = 適用額 1,233億円
税額控除 85億円 = 適用額 85億円
適用額計 1,318億円

(2) 既存部分については、平成26年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成29年以降同様と仮定して適用金額を算出

平成25年度 2,791億円(平成25年度実績)
平成26年度 3,486億円(平成26年度実績)
平成27年度 3,486億円
平成28年度 3,486億円
平成29年度 4,804億円(3,486億円(平成26年度実績) + 1,318億円)
平成30年度 4,804億円
平成31年度 4,804億円

4. 地方税減収見込み額

○現行措置部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

76,100百万円(※1) × 0.129(※2) = 9,817百万円(A)
(※1) 平成26年度の国税減収実績額(適用実態調査)
(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

54,700百万円(※3) × 0.067(※4) = 3,665百万円(B)
3,665百万円 × 0.432(※5) = 1,583百万円(C)

(3) 減収額合計

(A)9,817百万円 + (B)3,665百万円 + (C)1,583百万円 = 15,065百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○拡充部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

30,200百万円(※1) × 0.129(※2) = 3,896百万円(A)

(※1) 拡充部分の国税減収見込額 算出根拠は上記参照

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

21,700百万円(※3) × 0.067(※4) = 1,454百万円(B)

1,454百万円 × 0.432(※5) = 628百万円(C)

(3) 減収額合計

(A)3,896百万円 + (B)1,454百万円 + (C)628百万円 = 5,979百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○減収額合計

現行措置部分は平成26年度実績と同等と仮定し、また拡充部分についても平成29年以降同様と仮定して適用金額を算出。

平成25年度 12,315百万円(平成25年度実績)

平成26年度 15,065百万円(平成26年度実績)

平成27年度 15,065百万円

平成28年度 15,065百万円

平成29年度 21,044百万円(15,065百万円(平成26年度実績) + 5,979百万円)

平成30年度 21,044百万円

平成31年度 21,044百万円

以上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>貸倒引当金は、金銭債権の貸倒れという不測の事態に備えるための引当金であり、本特例措置は、その貸倒引当金の繰入れを促し、貸倒れの発生による組合の経営悪化を抑制するための措置である。</p> <p>貸倒れは経済情勢等の影響により、その発生状況が大きく異なるため、本特例措置に限定して効果を把握し、達成すべき水準を定量的に示すことは困難であるが、本特例措置によって貸倒引当金の促進が図られ、貸倒リスクの軽減に寄与するものとなっている。</p> <p>貸倒れが発生した組合にあつては、前年度に本特例措置を活用して積み立てた引当金を原資に貸倒処理を行うこととなることから、本特例措置は、貸倒れが発生した組合にあつては、その損失を前もって準備することとなるため、中小企業者の資金繰りD Iの改善に確実に寄与するものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額について、「全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率を算出し、この比率を、全組合に乘じることで特例利用組合数を推計している。</p> <p>【全組合数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 30,020 組合 ○平成26年度 29,667 組合 ○平成27年度 29,154 組合 <p>【貸倒引当金の特例利用状況】※全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553 組合/1,875 組合) ・12%割増利用組合比率 96.9% (536 組合/553 組合) ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 28.0% (614 組合/2,192 組合) ・12%割増利用組合比率 97.5% (599 組合/614 組合) ○平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 25.5% (554 組合/2,169 組合)

<ul style="list-style-type: none"> ・12%割増利用組合比率 96.0% (532 組合/554 組合) <p>適用額については、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、1 組合あたりの 12%割増繰入限度額を算出し、上記で推計した特例利用組合数に乘じることで、全体の 12%割増繰入限度額を推計している。</p> <p>【貸倒引当金の1 組合あたり繰入額】※全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,641 千円 (879,827 千円/536 組合) ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,886 千円 (1,129,473 千円/599 組合) ○平成27年度・12%割増繰入限度額 1,787 千円 (950,526 千円/532 組合)
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額について、「平成28年度から平成30年度の見込みは平成27年度と同様に推移すると仮定して計算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成27年度に全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に算出した貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率が、平成28年度から平成30年度も同率になると仮定した。</p> <p>【貸倒引当金の特例利用状況】※平成27年全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 25.5% (554 組合/2,169 組合) ・12%割増利用組合比率 96.0% (532 組合/554 組合) <p>上記より算出した比率を、全組合に乘じることで特例利用組合数等を推計している。</p> <p>なお、全組合数については、過去の組合数の推移を踏まえ、平成22年度から平成27年度の対前年比の平均を算出(Δ1.74%)し、平成28年度から平成30年度も同様に推移すると仮定した。</p> <p>【全組合数見込み(推計値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 28,648 組合(対前年比Δ1.74%) ・平成29年度 28,151 組合(対前年比Δ1.74%) ・平成30年度 27,662 組合(対前年比Δ1.74%) <p>適用額については、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、1 組合あたりの 12%割増繰入限度額を算出し、上記で推計した特例利用組合数の推計値に乘じることで、全体の 12%割増繰入限度額を推計している。</p> <p>【貸倒引当金の1 組合あたり繰入額】※平成27年全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,787 千円 (950,526 千円/532 組合)
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙参照
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、「平成 28～30 年度の見込数値は、平成 28 年度実施の全国中小企業団体中央会調査結果と同様に推移すると仮定し、組合数動向を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
別紙参照。 なお、全組合数については、過去の組合数の推移を踏まえ、平成 22 年度から平成 27 年度の対前年比の平均を算出（△1.74%）し、平成 28 年度から平成 30 年度も同様に推移すると仮定した。 [全組合数見込み（推計値）] ・平成 28 年度 28,648 組合（対前年比△1.74%） ・平成 29 年度 28,151 組合（対前年比△1.74%） ・平成 30 年度 27,662 組合（対前年比△1.74%）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																								
① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。																								
【経済産業省の補足説明】																								
本特例措置の過去の効果として、平成 27 年度では、貸倒引当金を計上した 7,434 組合のうち、そのほぼすべての組合（7,137 組合）が 12%割増の特例の適用を受けている。 平成 23 年度から 27 年度までで見ると、7,626 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績における効果が確認される。 (金額単位：百万円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>5,181</td> <td>8,958</td> <td>8,826</td> <td>8,307</td> <td>7,434</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,099</td> <td>7,137</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>10,536 (1,454)</td> <td>15,524 (1,664)</td> <td>14,034 (1,504)</td> <td>15,275 (1,637)</td> <td>12,754 (1,367)</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	繰入実施組合数	5,181	8,958	8,826	8,307	7,434	特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137	特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																			
繰入実施組合数	5,181	8,958	8,826	8,307	7,434																			
特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137																			
特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)																			
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化し、依然として厳しい状況が続いているものの、一定の改善傾向は見られており、本特例措置が改善の一助となっていると思われる。																								
【点検結果】																								
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）に対する効果（平成 27 年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入割増額 1,367 百万円等）の寄与について、「貸倒リスクへの対応力が強化されている」と説明されている																								

が、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。																
【経済産業省の補足説明】																
本特例措置の将来の効果予測として、平成 28 年度では、貸倒引当金を計上する 7,305 組合のうち、そのほぼすべての組合（7,013 組合）が 12%割増の特例の適用を受けると推計される。 平成 28 年度から 30 年度までで見ると、3,963 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、将来の実績推計における効果が見込まれる。 (金額単位：百万円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28 年度(見込み)</th> <th>H29 年度(見込み)</th> <th>H30 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>7,305</td> <td>7,179</td> <td>7,054</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>7,013</td> <td>6,891</td> <td>6,772</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>12,532 (1,343)</td> <td>12,351 (1,323)</td> <td>12,101 (1,297)</td> </tr> </tbody> </table>		H28 年度(見込み)	H29 年度(見込み)	H30 年度(見込み)	繰入実施組合数	7,305	7,179	7,054	特例利用組合数	7,013	6,891	6,772	特例繰入限度額 (うち割増額)	12,532 (1,343)	12,351 (1,323)	12,101 (1,297)
	H28 年度(見込み)	H29 年度(見込み)	H30 年度(見込み)													
繰入実施組合数	7,305	7,179	7,054													
特例利用組合数	7,013	6,891	6,772													
特例繰入限度額 (うち割増額)	12,532 (1,343)	12,351 (1,323)	12,101 (1,297)													
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化して以降、改善傾向は見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、一定の改善の一助となっている本特例措置は引き続き必要な措置である。																
【点検結果】																
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）に対する効果（平成 30 年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入割増額 1,297 百万円等）の寄与について、「貸倒リスクへの対応力が強化されると推計される」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。																

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																													
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。																													
【経済産業省の補足説明】																													
本特例措置の過去の税収減の是認効果として、平成 23 年度から 27 年度までで見ると、2,228 百万円のコスト（減収額実績）により、7,626 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される。 (金額単位：百万円)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>311</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>法人住民税</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>49</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>96</td> <td>110</td> <td>99</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>10,536 (1,454)</td> <td>15,524 (1,664)</td> <td>14,034 (1,504)</td> <td>15,275 (1,637)</td> <td>12,754 (1,367)</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	減税額	319	316	286	311	260	実績	法人住民税	55	55	49	40	法人事業税	96	110	99	108	特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																								
減税額	319	316	286	311	260																								
実績	法人住民税	55	55	49	40																								
	法人事業税	96	110	99	108																								
特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)																								
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化し、依然として厳しい状況が続いているものの、一定の改善傾向は見られており、本特例措置が改善の一助となっていると思われる。																													

中小企業等の貸倒引当金の特例による減収額試算

【点検結果】
 ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】
 本特例措置の将来の税収減の是認効果として、平成28年度から30年度までで見ると、1,113百万円のコスト（減収額実績）により、3,963百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる。

(金額単位：百万円)

	H28年度(見込み)	H29年度(見込み)	H30年度(見込み)
減収額	256	251	247
実績			
法人税	33	32	32
法人住民税	89	87	86
法人事業税			
特例繰入限度額	12,532	12,351	12,101
(うち割増額)	(1,343)	(1,323)	(1,297)

また、組合の資金繰りD Iは、東日本大震災の影響により悪化して以降、改善傾向は見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、一定の改善の一助となっている本特例措置は引き続き必要な措置である。

【点検結果】
 ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

1. 国税減収額

○ 国税減収試算額（平成27年度）

$$(12,754 \text{ 百万円} - 11,384 \text{ 百万円}) \times 19.0\% = \underline{260 \text{ 百万円}}$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 特例を利用した貸倒引当金額の総額

(注2) 特例を利用しない貸倒引当金額の総額

<算出方法>

【貸倒引当金の特例利用状況（H28.7全国中小企業団体中央会サンプル調査結果）】

- ・ 貸倒引当金繰入実施率 25.5% (554組合/2,169組合)
- ・ 1.2%割増利用組合比率 96.0% (532組合/554組合)
- ・ 1.2%割増貸倒引当金繰入限度額（1組合平均）
1,787千円 (950,526千円/532組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入限度額（1組合平均）
1,595千円 ((950,526千円/112%) / 532組合)

【上記より推計（全組合での利用状況推計）】

- ・ 組合数 29,154組合
- ・ 1.2%割増利用見込組合数 7,137組合 (29,154組合 × 25.5% × 96.0%)
- ・ 1.2%割増貸倒引当金繰入見込額 12,754百万円 (1,787千円 × 7,137組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入見込額 11,384百万円 (1,595千円 × 7,137組合)

(注3) 協同組合等の法人税率

※ 平成23年度～30年度についても同様に推計。(ただし、23年度については、貸倒引当金割増率16%、法人税率22%にて算出。)

<算出に使用したデータ>

(単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特例貸倒引当金繰入限度額	10,536	15,524	14,034	15,275	12,754
通常貸倒引当金繰入限度額	9,083	13,861	12,529	13,639	11,383

	H28年度見込み	H29年度見込み	H30年度見込み
特例貸倒引当金繰入限度額	12,532	12,315	12,101
通常貸倒引当金繰入限度額	11,186	10,992	10,801

2. 地方税減収額

○地方税減収試算額（平成27年度）

$$33.5 \text{ 百万円} + 63.0 \text{ 百万円} + 27.2 \text{ 百万円} = \underline{124 \text{ 百万円}}$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 法人住民税の減収見込額

$$260 \text{ 百万円} \times 12.9\% \text{ (税率)} = \underline{33.5 \text{ 百万円}}$$

(注2) 法人事業税所得割の減収見込額

$$(12,754 \text{ 百万円} - 11,384 \text{ 百万円}) \times 4.6\% \text{ (特別法人の税率)}$$

$$= \underline{63.0 \text{ 百万円}}$$

(注3) 地方法人特別税の減収見込額

$$63.0 \text{ 百万円} \times 43.2\% \text{ (特別法人の税率)} = \underline{27.2 \text{ 百万円}}$$

※ 平成23年度～30年度についても同様に推計。(ただし、23年度の貸倒引当金割増率は16%にて算出。23～25年度の法人住民税率は17.3%にて算出。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税29) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税23(自動連動)) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができるとされており、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが本税制の割増措置により認められている。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成23年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等)組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) ○平成27年度 2年延長
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによつて、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の

	<p>事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。仮に取引先が倒産した場合には、組合の財務が毀損し、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p>																																								
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化</p>																																								
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <table border="0"> <tr> <td>○平成25年 3月期 ▲19.2</td> <td>○平成27年 3月期 ▲13.5</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 6月期 ▲17.5</td> <td>○平成27年 6月期 ▲12.5</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 9月期 ▲13.2</td> <td>○平成27年 9月期 ▲13.3</td> </tr> <tr> <td>○平成25年12月期 ▲8.2</td> <td>○平成27年12月期 ▲11.2</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 3月期 ▲5.8</td> <td>○平成28年 3月期 ▲13.0</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 6月期 ▲13.3</td> <td>○平成28年 6月期 ▲13.1</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 9月期 ▲14.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成26年12月期 ▲13.8</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象:2,600組合の役職員)</p> <p>組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、改善傾向は見られないものの、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。</p> <p>また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>515</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>2,369</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>2,883</td> <td>4,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。)</p>	○平成25年 3月期 ▲19.2	○平成27年 3月期 ▲13.5	○平成25年 6月期 ▲17.5	○平成27年 6月期 ▲12.5	○平成25年 9月期 ▲13.2	○平成27年 9月期 ▲13.3	○平成25年12月期 ▲8.2	○平成27年12月期 ▲11.2	○平成26年 3月期 ▲5.8	○平成28年 3月期 ▲13.0	○平成26年 6月期 ▲13.3	○平成28年 6月期 ▲13.1	○平成26年 9月期 ▲14.7		○平成26年12月期 ▲13.8			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
○平成25年 3月期 ▲19.2	○平成27年 3月期 ▲13.5																																								
○平成25年 6月期 ▲17.5	○平成27年 6月期 ▲12.5																																								
○平成25年 9月期 ▲13.2	○平成27年 9月期 ▲13.3																																								
○平成25年12月期 ▲8.2	○平成27年12月期 ▲11.2																																								
○平成26年 3月期 ▲5.8	○平成28年 3月期 ▲13.0																																								
○平成26年 6月期 ▲13.3	○平成28年 6月期 ▲13.1																																								
○平成26年 9月期 ▲14.7																																									
○平成26年12月期 ▲13.8																																									
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																				
発生組合数	326	683	653	515	371																																				
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																																				
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																																				

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>①「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第190回国会提出)の適用件数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>8,745の内数</td> <td>8,808の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した適用件数等は次のとおり。 (金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> <td>30,020</td> <td>29,667</td> <td>29,154</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>5,181 (16.6%)</td> <td>8,958 (29.3%)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> <td>8,307 (28.0%)</td> <td>7,434 (25.5%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,099</td> <td>7,137</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>10,536 (2.1)</td> <td>15,524 (1.8)</td> <td>14,034 (1.6)</td> <td>15,275 (1.9)</td> <td>12,754 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度(見込)</th> <th>H29年度(見込)</th> <th>H30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>28,648</td> <td>28,151</td> <td>27,662</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>7,305 (25.5%)</td> <td>7,179 (25.5%)</td> <td>7,054 (25.5%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>7,013</td> <td>6,891</td> <td>6,772</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>12,532 (1.8)</td> <td>12,315 (1.8)</td> <td>12,101 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による試算・推計)</p> <p>注)全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計(組合総数×貸倒引当金実施比率(特例利用実施比率))。平成28年度から平成30年度の見込みは平成27年度と同様に推移すると仮定して計算。</p> <p>③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数:2,379組合)</p>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	25年度	26年度	適用件数	8,745の内数	8,808の内数		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	組合総数	31,211	30,574	30,020	29,667	29,154	繰入実施組合数 (実施割合)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)	特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137	特例繰入限度額 (1組合平均)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)	14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)		H28年度(見込)	H29年度(見込)	H30年度(見込)	組合総数	28,648	28,151	27,662	繰入実施組合数 (実施割合)	7,305 (25.5%)	7,179 (25.5%)	7,054 (25.5%)	特例利用組合数	7,013	6,891	6,772	特例繰入限度額 (1組合平均)	12,532 (1.8)	12,315 (1.8)	12,101 (1.8)		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%
中小企業者等の貸倒引当金の特例	25年度	26年度																																																																		
適用件数	8,745の内数	8,808の内数																																																																		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																																															
組合総数	31,211	30,574	30,020	29,667	29,154																																																															
繰入実施組合数 (実施割合)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)																																																															
特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137																																																															
特例繰入限度額 (1組合平均)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)	14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)																																																															
	H28年度(見込)	H29年度(見込)	H30年度(見込)																																																																	
組合総数	28,648	28,151	27,662																																																																	
繰入実施組合数 (実施割合)	7,305 (25.5%)	7,179 (25.5%)	7,054 (25.5%)																																																																	
特例利用組合数	7,013	6,891	6,772																																																																	
特例繰入限度額 (1組合平均)	12,532 (1.8)	12,315 (1.8)	12,101 (1.8)																																																																	
	重点事業としている組合の割合																																																																			
共同受注事業	18.0%																																																																			
共同販売事業	10.5%																																																																			
事業資金の貸付事業	4.7%																																																																			
債務保証事業	1.6%																																																																			

		<p>【引当実施組合の業種別割合の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> <td>27.2%</td> <td>26.2%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> <td>16.4%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> <td>10.0%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> <td>9.1%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> <td>13.6%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> <td>12.0%</td> <td>11.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査)</p>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%	建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%	運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%	卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%	小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%	サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																							
製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%																																							
建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%																																							
運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%																																							
卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%																																							
小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%																																							
サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%																																							
② 減収額	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成26年度)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成26年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、国税については▲61億円の内数、地方税については▲29億円の内数。</p> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>319</td> <td>55</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>316</td> <td>55</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>286</td> <td>49</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>311</td> <td>40</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>260</td> <td>34</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>H28年度(見込み)</td> <td>256</td> <td>33</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>H29年度(見込み)</td> <td>251</td> <td>32</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>H30年度(見込み)</td> <td>247</td> <td>32</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成28～30年度の見込数値は、平成28年度実施の全国中小企業団体中央会調査結果と同様に推移すると仮定し、組合数動向を踏まえて推計。)</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	H23年度	319	55	96	H24年度	316	55	110	H25年度	286	49	99	H26年度	311	40	108	H27年度	260	34	90	H28年度(見込み)	256	33	89	H29年度(見込み)	251	32	87	H30年度(見込み)	247	32	86							
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																									
H23年度	319	55	96																																									
H24年度	316	55	110																																									
H25年度	286	49	99																																									
H26年度	311	40	108																																									
H27年度	260	34	90																																									
H28年度(見込み)	256	33	89																																									
H29年度(見込み)	251	32	87																																									
H30年度(見込み)	247	32	86																																									
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。</p> <p>本税制措置がなかった場合、割増分の貸倒引当金繰入額が有税となり、引当水準の低下が懸念される。引当基準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保を毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継承に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継承を困難にする恐れがある。</p> <p>したがって、本税制措置は組合及び中小企業の経営基盤の強化を図ることに對して有効である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。</p> <p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継承を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企</p>																																											

		<p>業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出)</p>		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年									
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%									
10 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 の 役 割 分 担</p>	<p>① 組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>② 本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成27年度特例利用組合数(推計)7,137組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p> <p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2) 組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)は、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止することを目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>												
11 有識者の見解		—												
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 経産16)												

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用数（平成25年度及び27年度の所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成27年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制）について、別紙1において、6,040件及び28,580百万円を見込みとしたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）5,281億円（平成26年度の総額型）及び3億円（平成26年度の特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））が前回（平成26年度）評価時の将来推計4,618億円（平成26年度の総額型）及び0.6億円（平成26年度の特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p> <p>④ 過去の適用数及び適用額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標準調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査においては適用の回答は無いため、0人（適用金額0円）であることを把握している。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。</p> <p>② 平成27年度 中小企業技術基盤強化税制の適用数・適用額については以下のとおり。（適用額） 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は27,387百万円。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は、460百万円であり、カバー率は1.69%。（カバー率：460÷27,264=1.69%） 当該カバー率（1.69%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成27年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の483百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成27年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。</p>

<p>(483百万円 ÷ 1.69% = 28,580百万円) (適用件数) 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,368件。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、54件であり、カバー率は1.01%。（カバー率：54÷5,368=1.01%） 当該カバー率（1.01%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成27年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の61件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成27年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。 (61件 ÷ 1.01% = 6,040件)</p> <p>③ については、前回要望時における総額型とオープンイノベーション型の平成26年度の減収見込額と実績額との乖離の原因について、平成26年度の減収見込額の算定に当たっては当該時点で得られたアンケート結果等から得られた値をもって試算しているものであるが、一方、研究開発税制の活用実績は、企業の研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けるため、税制改正前の減収見込み額と実績額との間に差が生じることもある。なお、総務省「科学技術研究調査」では平成26年度の企業全体の研究開発投資額は平成25年度比7.05%の伸びとなっていることから、過大な乖離であるとは考えていない。また、必要最小限の措置となっているか否かについては、減収見込み分が惹起する研究開発投資額の引き上げ効果、及び長期的な経済波及効果（GDP押し上げ効果や雇用押し上げ効果、増収効果）を、研究開発税制の効果として定量的に示しており、減収効果以上の効果があることを毎回確認しており、必要最小限の措置となっていると考えている。加えて、特別試験研究費税額控除制度については、「科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定）」や「日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」におけるオープンイノベーションに係る政府方針を踏まえ、取り組みが進んだものと考えられる。</p> <p>④ については、過去のO I型の適用実績は次のとおりである。なお、試算根拠については別紙2において記載しているとおりである。 (適用数) 平成25年度：147件 平成26年度：161件 平成27年度：508件（見込み） 平成28年度：508件（見込み） (適用額) 平成25年度：2億円 平成26年度：3億円 平成27年度：37億円（見込み） 平成28年度：37億円（見込み） ※平成26年度の数値は、租税特別措置の適用実態調査の実数。平成27年度の数値は、平成28年度アンケート調査で得られた平成26年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成27年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を見込みとしている。</p>	
【点検結果】	①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額（法人税）合計の割合のうち、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）84.3%（平成26年度）並びに高水準型96.0%（平成25年度）及び93.2%（平成26年度）は、8割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① については、我が国民間企業の業種別研究開発投資は、事前評価書「9. 有効性等」に「記載しているとおり総務省「科学技術研究調査」によって確認できる。研究開発</p>

税制は企業が支出する研究開発費（税法上は試験研究費）に対して適用される制度であり、特定の業種や特定の者を想定した制度ではなく、租税特別措置の適用実態調査の業種別適用額等との比較においても、著しい差があるものではないことから、想定外に特定の業種や者に偏っているものではないと考えられる。また、特別試験研究費税額控除制度の適用状況については、平成26年度租税特別措置の適用実態調査において「運輸通信公益事業（57.8%）」と最も多く適用されている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。
 ② 将来の適用数（平成29年度から31年度までの法人税（高水準型））について、別紙2において、減収見込額と同様の手法により260社としたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 ③ 将来の適用額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、33,158百万円と説明されているが、別紙2の推計との関係性や算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 ④ 将来の適用数及び適用額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとし、当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査において値が得られていない。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。
- ② については、次のとおり。
 ・平成26年度租税特別措置の適用実態調査の活用実績；130件…①
 ・平成28年度経済産業省企業アンケートにおける平成26年度の活用実績；9件…②
 【※カバー率：(2)/①=6.9%…③】
 ・平成28年度経済産業省企業アンケートにおける平成27年度の活用実績；9件…④
 ・平成27年度の見込み額：④÷③=130件…⑤
 ・加えて、平成28年度経済産業省企業アンケートの個別企業の回答から、上乗せ措置の増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用していたものが、新たに高水準型として見込まれる件数：9件…⑥
 ・⑥を上記同様にカバー率で割り戻しを行い、新たに高水準型として見込まれる件数を推計：⑥÷③=130件…⑦
 ・高水準型の適用額：⑤+⑦=260件
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の平成29年度見込み額については、①控除率の仕組み変更による改正減収見込み額と②定義見直しによる改正減収見込み額から試算している。
 ① 控除率の仕組み変更による改正減収見込み額については、平成28年度アンケート調査により回答された企業について、控除率の仕組み変更したものを適用した場合の改正減収見込み額を31,498百万円と試算した。
 ② 定義見直しによる改正減収見込み額は、1,316百万円と試算した。
 加えて、中小企業技術基盤強化税制における大企業分については、アンケート等で把握が出来ないため、26年度実績における中小企業と大企業の比を(0.45%)を中小企業の適用額に乗じて大企業分を試算した後に中小企業分と合算し、全体を求めた。

大企業分 32,814百万円(①+②) × 0.0045 = 148百万円…③
 以上①～③を合算した額(32,962百万円)を平成29年度の中小企業技術基盤強化税制の適用額とした。

①31,498百万円 + ②1,316百万円 + ③148百万円 = 32,962百万円
 また、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年4.8%増加させる必要があることから、平成29年度については、上記の税制改正要望内容に伴う減収額の104.8%に相当するものを推計値とする。

中小企業技術基盤強化税制全体：34,544百万円

うち中小企業者等のみ：34,389百万円

※政策評価書には33,158百万円としているが、正しくは34,544百万円となる。

- ④ については、次のとおり。

【適用数】

平成29年度：508件（見込み）

平成30年度：508件（見込み）

平成31年度：508件（見込み）

【適用額】

平成29年度：37億円（見込み）

平成30年度：37億円（見込み）

平成31年度：37億円（見込み）

※租税特別措置の適用実態調査における平成26年度の実数と平成28年度アンケート調査で得られた平成26年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成27年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を平成29年度の見込みとしている。また、現時点においては増減させる要素が明確でないことから、平成30年度、平成31年度の数値は、平成29年度と同数値とした。

【点検結果】

- ①～④ 補足説明等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。
 ② 過去の減収額5,281億円（平成26年度の法人税の総額型）及び3億円（平成26年度の特例試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））が前回（平成26年度）評価時の将来推計4,618億円（平成26年度の総額型）及び0.6億円（平成26年度の特例試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
 ③ 過去の減収額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査においては、適用件数の回答は無く0人（適用金額0円）であることを把握している。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。

- ② については、研究開発税制の活用実績は、研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けることに留意が必要であり、税制改正前の減収見込み額と実績額の差にもその影

<p>響が見られる。また、必要最小限の措置となっているか否かについては、減収見込みが惹起する研究開発投資額の引き上げ効果、及び長期的な経済波及効果（GDP押し上げ効果や雇用押し上げ効果、増収効果）を定量的に示している。</p> <p>③ については、上記「②過去の適用数等」④に関する補足説明内容と同じ。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、「332億円」と説明されているが、別紙2の推計との関係性や算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標準調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査において値が得られていない。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。</p> <p>② 中小企業技術基盤強化税制の平成29年度見込み額については、①控除率の仕組み変更による改正減収見込み額と②定義見直しによる改正減収見込み額から試算している。</p> <p>① 控除率の仕組み変更による改正減収見込み額については、平成28年度アンケート調査により回答された企業について、控除率の仕組み変更したものを適用した場合の改正減収見込み額を31,498百万円と試算した。</p> <p>② 定義見直しによる改正減収見込み額は、1,316百万円と試算した。</p> <p>加えて、中小企業技術基盤強化税制における大企業分については、アンケート等把握が出来ないため、26年度実績における中小企業と大企業の比を（0.45%）を中小企業の適用額に乗じて大企業分を試算した後に中小企業分と合算し、全体を求めた。大企業分 32,814百万円（①+②） × 0.0045 = 148百万円・・・③</p> <p>以上①～③を合算した額（32,962百万円）を平成29年度の中小企業技術基盤強化税制の適用額とした。</p> <p>①31,498百万円 + ②1,316百万円 + ③148百万円 = 32,962百万円</p> <p>また、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年4.8%増加させる必要があることから、平成29年度については、上記の税制改正要望内容に伴う減収額の104.8%に相当するものを推計値とする。</p> <p>中小企業技術基盤強化税制全体：34,544百万円 うち中小企業者等のみ：34,389百万円</p> <p>※政策評価書には33,158百万円としているが、正しくは34,544百万円となる。</p> <p>③ については、上記「④将来の適用数等」④に関する補足説明内容と同じ。（以下、転記）</p> <p>（適用数） 平成29年度：508件（見込み） 平成30年度：508件（見込み） 平成31年度：508件（見込み）</p>

<p>（適用額） 平成29年度：37億円（見込み） 平成30年度：37億円（見込み） 平成31年度：37億円（見込み）</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査における平成26年度の実数と平成28年度アンケート調査で得られた平成26年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成27年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を平成29年度の見込みとしている。また、現時点においては増減させる要素が明確でないことから、平成30年度、平成31年度の数値は、平成29年度と同数値とした。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、平成26年度における対GDP民間研究開発投資比率2.77%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する効果（民間企業の研究開発投資の拡大）の寄与について、対GDP民間研究開発投資比率の増加への寄与が不明であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果について、中小企業技術基盤強化税制、高水準型及び特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 過去の効果について、総額型は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果があるとして、控除額に2.33を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出しているが、引用元の「研究論文（kasahara et al. (2011)）」では、総額型の研究税制が導入されたことによる平成14年度から15年度にかけての研究開発投資額の増加について、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が2.33であるとしており、これは実効税額控除率の変化と研究開発投資額の変化率の関係について言及しているものであって、研究開発投資額と控除額の水準の関係について言及しているものではないため、控除額に2.33を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。租税特別措置等による直接的な効果について、平成27年度の研究開発税制の経済波及効果を試算すると、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果：6,897億円、②雇用創出効果：約84万人、③税収効果：約1,308億円の効果が見込まれる。</p> <p>② 過去の直接的な効果については、上記①のとおり補足説明のとおり。加えて、平成28年度経済産業省アンケート調査では、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識しており、大多数の企業が研究開発税制によって研究開発投資を押し上げていると回答している。</p> <p>③ については、安倍政権が「新3本の矢」の1つとして掲げた「2020年頃に名目GDP600兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略2016（閣議決定）等を背景として、今後5年間で民間企業の研究開発投資を対GDP比3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、税収減を是認する効果に記載のとおり、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があることから、当該効果によって、達成目標が達成することが見込まれる。</p> <p>④ 研究開発税制については、総額型を基礎とした上で、O I型や上乗せ措置（高水準型等）のそれぞれの仕組みが相互に作用し、我が国民間企業による研究開発投資の維持・</p>

<p>増加を目指すものである。</p> <p>一方、御指摘の点について回答するとすれば以下のとおり。</p> <p>○中小企業技術基盤強化税制については、適用件数 6,040 件、適用金額 287 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>○高水準型については、27年度は適用件数 130 件、適用金額 91 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>○特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）については、27年度は適用件数 508 件、37 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>⑤ 引用元の「研究論文 (kasahara et al. (2011))」については、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が 2.33 であることを示されていることに加えて、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額に関する計算式も示されており、そこから研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は弾力値に税額控除額を乗じた値と等しくなることが確認することができる（点検結果表の別紙【経済産業省の考え方】参照）ため、指摘のあった控除額に 2.33 倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることは説明できると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明において、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が示されたことから、分析・説明の内容が不十分である点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、対GDP民間研究開発投資比率3%以上を達成することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型について、民間研究開発投資押し上げ効果があると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、要望内容によれば、イノベーションにつながる中長期及び革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとするために、試験研究費にサービス開発を追加したり、総額型に4段階の控除率を設定したりするなどの見直しを行っているが、それらを踏まえた効果が定量的に予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、安倍政権が「新3本の矢」の1つとして掲げた「2020年頃に名目GDP600兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略2016（閣議決定）等を背景として、今後5年間で民間企業の研究開発投資を対GDP比3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均4.8%増加し続けることが必要であると考えている。</p> <p>また、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があると試算しており、当該効果によって、将来的に達成目標（年平均で4.8%の増加）に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>② については、制度全体の経済波及効果として、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果：6,845億円、②雇用創出効果：約83万人、③税収効果：約1,298億円の効果が見込まれる旨、記載している。なお、本制度は、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が一体とした措置として活用されているものであり、個別措置の民間研究開発投資押し上げ効果の定量的予測は困難であるが、総額型に</p>

<p>については試験研究費の増減に応じた控除率の設定に変更することにより、研究開発投資の増加が期待できる。特別試験研究費税額控除制度については、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であり、もって企業の積極的な研究開発投資の変革に寄与することが期待できる。中小企業技術基盤強化税制については、試験研究費を維持・増加させた場合の控除率を高く設定することで中小企業者等の継続的かつ積極的な研究開発投資の促進が期待できる。</p> <p>高水準型については、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待できる。</p> <p>③ については、今般の要望内容による減収額・適用事業数の推計は事前評価書の別紙2で示すとともに、事前評価書「9.有効性等」の将来推計において示している。</p> <p>また、今般の要望を踏まえた効果については、「9.有効性等」中の税収減を是認する効果中に分析している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>○いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>○いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

別紙

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

【経済産業省の考え方】

Kasahara et.al(2011)

<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/11e072.pdf>

のp.6に研究開発税制による実効税額控除率 τ の定義があります。

それによると、 $\tau = X / RD \dots \textcircled{1}$

です。

研究開発税制による研究開発投資押し上げ額はp.14の式(6)で与えられています。

これを τ で微分すると、

$$\Delta \ln(RD) = \beta \times \Delta \tau \dots \textcircled{2} \quad (\Rightarrow Y \text{ は } \tau \text{ とは独立。 } \tau \text{ で微分すると } Y \text{ は消える。})$$

で表されます。

$$\Delta \ln(RD) = (\Delta RD / RD) \Rightarrow \text{極限值で考えているので、この式は誤りではない。}$$

なので、 $\textcircled{2}$ 式は

$$\Delta RD = \beta \times \Delta \tau \times RD \dots \textcircled{3}$$

の形に書きかえられます。

ここで、 $\Delta \tau \times RD$ は、 $\textcircled{1}$ より ΔX と等しいので、これを $\textcircled{3}$ に代入して、

$$\Delta RD = \beta \times \Delta X$$

となります。

つまり、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額 ΔRD は、弾性値 β に税額控除額 X を乗じた値と等しくなります。

よって、控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることとしています。

X : 研究開発税制による税額控除額 (約 5,281 億円)
RD : 民間研究開発投資額 (約 135,864 億円)
ΔRD : 研究開発税制による研究開発投資押し上げ額
τ : 研究開発税制による実効税額控除率 ($= X / RD \approx 0.0388446$)
β : 実効税額控除率に関する研究開発投資の弾性値 (semi-elasticity of R&D investments with respect to the effective tax credit rate=2.33)

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税24)【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 －試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) －総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) －高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) －特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
4	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) ○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))

8 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
--------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
--	---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3% 以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることに、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 28 年度経済産業省アンケート調査では約 71% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
--	--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金 1 億円以下))</p> <p>①適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,297 法人(842 法人) 平成 25 年度 3,733 法人(886 法人) 平成 26 年度 3,707 法人(853 法人) 平成 27 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成 28 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成 25 年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成 28 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 131 法人(81 法人) 平成 25 年度 125 法人(76 法人) 平成 26 年度 130 法人(80 法人) 平成 27 年度 130 法人(80 法人)(見込み) 平成 28 年度 130 法人(80 法人)(見込み)</p> <p>②減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,017 億円(42 億円) 平成 25 年度 4,796 億円(49 億円) 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成 28 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 212 億円(209 億円) 平成 25 年度 241 億円(240 億円) 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 287 億円(286 億円)(見込み) 平成 28 年度 287 億円(286 億円)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 93 億円(0.5 億円) 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円) 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成 28 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)</p> <p>※平成 24~26 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 27、28 年度は、「平成 28 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成 28 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数</p>
---------------	---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 27 年度と同数とした。

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
・総額型	4,144／事業年度	678,369 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	34,544 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 30 年度		
・総額型	4,144／事業年度	710,931 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	36,202 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 31 年度		
・総額型	4,144／事業年度	745,056 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	37,940 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。
 総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成26年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成27年度調査結果(平成26年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大半が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②	減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p> <p>平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)</p> <p>平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 212 億円(209 億円)</p> <p>平成 25 年度 241 億円(240 億円)</p> <p>平成 26 年度 274 億円(273 億円)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)</p> <p>平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)</p> <p>平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用企業数</th> <th style="text-align: center;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">6,784 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">345 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,109 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">362 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,451 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">379 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p>		適用企業数	適用金額	平成 29 年度			総額型	4,144/事業年度	6,784 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	345 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 30 年度			総額型	4,144/事業年度	7,109 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	362 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 31 年度			総額型	4,144/事業年度	7,451 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	379 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円
	適用企業数	適用金額																																							
平成 29 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	6,784 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	345 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 30 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,109 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	362 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 31 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,451 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	379 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							

③	効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況</p> <p>低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014 年はピーク時である 2008 年を上回る研究開発費の対 GDP 比率となっている。しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比の3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td style="text-align: center;">3.69%</td> <td style="text-align: center;">3.84%</td> <td style="text-align: center;">3.64%</td> <td style="text-align: center;">3.56%</td> <td style="text-align: center;">3.67%</td> <td style="text-align: center;">3.65%</td> <td style="text-align: center;">3.76%</td> <td style="text-align: center;">3.87%</td> </tr> <tr> <td>民間研究開発投資額</td> <td style="text-align: center;">2.70%</td> <td style="text-align: center;">2.79%</td> <td style="text-align: center;">2.53%</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> <td style="text-align: center;">2.59%</td> <td style="text-align: center;">2.58%</td> <td style="text-align: center;">2.63%</td> <td style="text-align: center;">2.77%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省))</p> <p>そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比3%以上」を達成することができるものと考えられる。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果: 6,845 億円、②雇用創出効果: 約 83 万人、③税収効果: 約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(528,147 百万円 × 2.33 倍 = 1,230,583 百万円)。</p> <p>また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%	民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014																					
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%																					
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%																					

		<p>(中小企業等について12%、25%の2段階)</p> <p>現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビッグデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円</p> <p>(中小企業技術基盤強化税制) ・平成29年度減収見込額315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減収(315億円分)が、平成29年度から平成39年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約3.8万人、③税収効果:58.7億円</p> <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

		主要国の研究開発税制の動向				
				総額型：輸入 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増進税の控除率において、増進率に於いて大きくねる （最大30%）幅員に改正（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限の恒久化及び引上げ （20%→25%）、O I 間の控除率の大幅な拡充 （12%→20%または30%）等	法人実効税率 29.97%（2016fy） 29.74%（2018fy）
				恒久増進 内蔵輸入法	2015 北米時間措置による研究開発税制の恒久化（2016年 より増進）	法人実効税率 39.00%※
				恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加課税金課税引上げ （25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加課税金課税引上げ （50%→75%；08fy→100%；11fy→125%； 12fy） 2013 大企業向けの新設設備制の導入	法人実効税率 21.00%
				恒久措置 フランス税法	2013 産出の増進に由来、中小企業が革新的な技術開発に 要した一定の支出に対して20%の税額控除の特典 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
				恒久措置 ※重点分野に 限る措置 租税特別措置法	2008 重点分野（新規成長力及び産業技術研究開発）に 対する税額控除の特典 2013 中小企業の増進税制が、製造業税率の適用 （以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
②	他の支援 措置や義務 付け等との 役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。				
③	地方公共 団体が協力 する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。				
11	有識者の見解	-				
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月（H26 経産 13）				

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12/5, 181+5, 368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123/23, 972+27, 264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
- ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）
- ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円
- ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

（総額型）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
 3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円 ÷ 45.3% = 570,208 百万円）
 4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643,069 百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230 百万円の見込み額とした。
 5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込み額とし、試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込み額とした。
- （中小企業技術基盤強化税制）
6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
 7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込み額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

（総額型）

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4,144 社）とした。
- （中小企業技術基盤強化税制）
2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6,040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の高水準の活用実績は、5,531百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の高水準型の実績は、2,303百万円であり、カバー率は、約41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率(41.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の高水準活用実績の3,803百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における高水準型の見込み額とした。
(3,803百万円÷41.6%=9,133百万円)
4. 加えて、平成29年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから781百万円の見込み額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(260社)とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度のオープンイノベーション型の実績は、177百万円であり、カバー率は、約57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率(57.8%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度のオープンイノベーション型活用実績の2,128百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(2,128百万円÷57.8%=3,681百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(508社)とした。

別紙2

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込み額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の増加型の活用実績は、103,493百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の増加型の実績は、55,521百万円であり、カバー率は、約53.6%。
(カバー率：103,493/55,521=53.6%)
3. 当該カバー率(53.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の増加型活用実績の46,187百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。
(46,187百万円÷53.6%=86,095百万円)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D Iを安定的に向上させる）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準については、前回の消費税率の引き上げ時（平成26年第2四半期）の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅の平均（-17.9）より、平成31年第4四半期の当該変動幅を小さくすることを目標としている。本措置は消費税率引き上げ時の影響を抑えるために経営改善を図る企業を支援する措置であることから、前回の税率引き上げ時の影響をメルクマールとしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成26年分438件となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。申告所得税標本調査（国税庁）では、平成25年分については措置の項目はあるものの件数については「-」となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）5,462件（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計12,204件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 前回評価時の将来推計は、適用実態調査による正確な数字が把握できないタイミングでの推計であった。その際には、実際に経営改善指導を行う機関（商工会議所等）から発行された証明書に基づき推計しており、証明書の発行について回答があった数から1認定支援機関当たりの発行枚数の割合を算出し、全認定経営支援機関に割り戻したものであるが、経営支援機関の中には、経営改善指導を行っていない機関も存在しており、推計値との乖離が生じたと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年455件 平成28年473件 平成29年491件 平成30年510件 平成31年530件 ※申告所得税標本調査（国税庁）の平成26年分をベースに、法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。 法人分と同様の推移で変動すると想定しており、平成27年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近3年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成26年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成26年分0.7億円となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。申告所得税標本調査（国税庁）では、平成25年分については措置の項目はあるものの件数については「-」となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。</p> <p>② 平成26年度の減収額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成26年度）を基に試算した減収額（実績推計）（財務省）を記載している。</p> <p>③ 地方税分の減収額については要望書に記載している、国税の減収額から算出した値を記載している。なお、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書によれば、本措置に関する法人住民税は5.9億、法人事業税は5.1億となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年0.7億円 平成28年0.7億円 平成29年0.8億円</p>

<p>平成 30 年 0.8 億円 平成 31 年 0.8 億円 ※申告所得税標本調査（国税庁）の平成 26 年分をベースに、法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。 法人分と同等の推移で変動すると想定しており、平成 27 年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近 3 年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成 26 年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の効果について、平成 27 年度における中小商業・サービス業の売上高D I は、本特例措置が導入される前の平成 25 年第 1 四半期と比べて上回っていると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成 31 年第 4 四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D I の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D I を安定的に向上させる）に対する効果の寄与について、「売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本特例措置により取得した設備によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 中小企業庁が実施したアンケートによれば、実際に租税特別措置を利用した企業等の約 7 割が経営改善効果があったとの回答があり、直接的な効果をあげている。</p>
<p>【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果（平成 31 年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ③ 達成目標（平成 31 年第 4 四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D I の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D I を安定的に向上させる）に対する効果の寄与について、「売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本特例措置により取得した設備によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 中小企業庁が実施したアンケートによれば、実際に租税特別措置を利用した企業等の約 7 割が経営改善効果があったとの回答があり、直接的な効果をあげており、今後も同様の効果が生じると見込んでおり、更なる消費税率の引き上げに際しより本措置の重要性が増すこととなる。なお、消費税率引き上げの対応の措置の効果については、総合的な指標との関係から評価することとしている。</p>
<p>【点検結果】 ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載の通りであるが、加えて、中小企業庁の調査によると、本措置を利用した企業の営業利益率は 3.2%であり、中小企業の平均の値（2.4%）よりも高いことから、経営改善の効果を上げていると考えられる。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載の通りであるが、加えて、中小企業庁の調査によると、本措置を利用した企業の営業利益率は 3.2%であり、中小企業の平均の値（2.4%）よりも高いことから、措置を利用する企業について、経営改善の効果を上げるものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】 ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

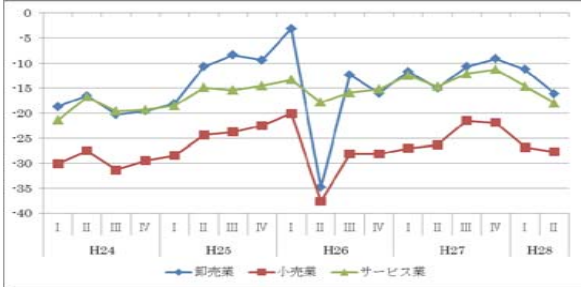
点検項目③、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
2	対象税目	（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義） （国税 26・地方税 25（自動運動）） 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置について適用期間を3年間延長する。 《関係条項》 所得税 （租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の10） 法人税 （租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30）
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長
7	適用又は延長期間	3年間（平成29年度～31年度）
8	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税率の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税率の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等

		の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。																																																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。具体的には、平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、売上額DIを安定的に向上させることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進し経営基盤を強化することにより、消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。																																																								
9	有効性等	① 適用数等 ○適用件数及び適用額 (単位：件、億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,293</td> <td>5,462</td> <td>5,676</td> <td>5,898</td> <td>6,129</td> <td>6,369</td> <td>6,619</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>45</td> <td>77</td> <td>80</td> <td>83.1</td> <td>86.4</td> <td>89.8</td> <td>93.3</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年～平成26年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成27年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近3年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成26年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。 ② 減収額 ○減収額 (単位：億円) ※平成25年～平成26年 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>30.1</td> <td>31.2</td> <td>32.4</td> <td>33.6</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2.3</td> <td>3.7</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>4.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成27年以降の算定根拠については、別紙参照		平成25	26	27	28	29	30	31	適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619	適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3		平成25	26	27	28	29	30	31	法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9	法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5	法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
	平成25	26	27	28	29	30	31																																																			
適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619																																																			
適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3																																																			
	平成25	26	27	28	29	30	31																																																			
法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9																																																			
法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5																																																			
法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1																																																			

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況 中小商業・サービス業の平成 27 年度の売上高 D I は、本税制が導入される前の平成 25 年第 1 四半期のものと比べても上回っており、本措置が売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上高 D I の推移＞</p>  <p style="text-align: center;">(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、利用実績としては、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受ける中小商業・サービス業を対象としており、また、対象設備は商工会議所等から経営改善指導等を受けた設備に限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、当該税制では、一定規模以上の機械・装置等の投資促進、生産性の向上を目的としている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としている。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例</p>

		<p>措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
<p>11</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>12</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 26 年 8 月 (H26 経産 12)</p>

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（適用件数見込み・実績推計）

1. 減収額見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合を平成24年から平成27年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成24年度 13.4%
 平成25年度 14.2%（前年比 5.8%）
 平成26年度 15.9%（前年比 12.1%）
 平成27年度 15.0%（前年比 -6.1%） 平均 3.9%

(2) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成26年度実績に、(1)で算出した伸び率を掛け、平成26年度以降の減収額を推計。

平成26年度 29億円（適用実態調査より）
 平成27年度 30.1億円（29×1.039）
 平成28年度 31.2億円（30.1×1.039）
 平成29年度 32.4億円（31.2×1.039）
 平成30年度 33.6億円（32.4×1.039）
 平成31年度 34.9億円（33.6×1.039）

2. 地方税減収見込み額

（億円）

	平成25	26	27	28	29	30	31
法人住民税	2.3	3.7	3.9	4.0	4.2	4.3	4.5
法人事業税	0.7	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

国税減収見込額×0.129（法人住民税率）

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

特別償却による減収見込額 × 0.067（※1） = 法人住民税（A）

法人住民税 × 0.432（※2） = 地方法人特別税（B）

（A）法人住民税 + （B）法人事業税 = 地方税減収見込み

（※1）外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（地方法人特別税を含まない）

（※2）外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

以上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域未来投資促進税制（仮称）の創設
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済の活性化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制の創設は、改正を検討している企業立地促進法に基づき要望するものである。当該法律の改正の内容については現在検討中であり、地域経済の活性化に向けた達成目標及びその定量的水準についても、企業立地促進法の改正案の内容と合わせて現在検討中であるため、現時点では示すことができない。なお、日本再興戦略2016（平成28年6月2日）においては、企業立地促進法の改正案が支援することを予定している地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援するとしており、毎年200社程度を目安に、5年間で1,000社支援することとしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象についても現在検討中である。したがって、将来の適用数についての予測を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。なお、日本再興戦略2016（平成28年6月2日）においては、企業立地促進法の改正案が支援することを予定している地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援するとしており、毎年200社程度を目安に、5年間で1,000社支援することとしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の方法についても現在検討中である。したがって、将来の減収額についての予測を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、どのように達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の方法についても現在検討中である。したがって、将来の効果についての予測を示すことは困難である。また、項目①に記載のとおり、達成目標についても現在検討中である。よって、創設を要望する税制措置が、どれほど達成目標に寄与するかについて明らかにすることは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の内容についても現在検討中である。したがって、①将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

点検項目①に課題があり、点検項目④、⑥、⑧及び⑩について、必要な分析がなされていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域未来投資促進税制(仮称)の創設
2	対象税目	(国税7)(法人税:義、所得税:外) (地方税18)(法人住民税:義、事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 地域経済を牽引する地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援するため、改正を検討している企業立地促進法に基づき、地域中核企業等による未来投資を支援するための所要の税制措置を講じる。 《関係条項》 改正企業立地促進法に規定する条項のため未定
4	担当部局	地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	—
8	①: 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域経済の活性化のためには、地域の企業の中から、地域経済を牽引する地域中核企業を数多く創出するとともに、地域中核企業等による地域外需の獲得と地域経済への分配の好循環を確立することが重要である。「日本再興戦略2016」等においても地域の企業が、地域の強みを活かして新事業に挑戦することを支援し、世界市場を目指した地域中核企業の成長支援を行うこととしている。このため、地域経済を牽引する地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援するため、改正を検討している企業立地促進法に基づき、地域中核企業等による未来投資を支援するための所要の税制措置を講じる。 《政策目的の根拠》 ・日本再興戦略2016 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-4 地域産業

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域経済を牽引する地域中核企業等による未来投資を支援し、地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援することで、地域経済の活性化を図る。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
		—
9	有効性等	①: 適用数等 —
		②: 減収額 試算中
		③: 効果・税収減是認効果 《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 —
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 —
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —
		③: 地方公共団体が協力する相当性 —
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交02	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交03	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交04	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交05	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
国交06	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交07	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交08	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交09	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交10	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交11	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
国交13	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
国交14	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
国交15	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
国交16	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
国交17	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長
国交18	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
国交19	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする）について、目標達成時期が示されていない。</p> <p>② 所期の目標（半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること）から新たな達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 政策目的（若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る）に対する達成目標の寄与について、「農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る」と説明されているが、達成目標である社会的増減率について何ら触れられておらず、政策目的に掲げている「地域経済の活性化」についての指標及び目標もなく、達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p> <p>② 人口減少・高齢化が進行している現状を踏まえ、平成27年の半島振興法改正で法目的に加えられた「定住の促進」に資する各種施策の効果を図る指標としては、社会増減を踏まえた指標が前回まで使用していた指標よりも妥当であると判断して変更した。</p> <p>③ 本税制が活用され、設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、さらには半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。その結果、社会増減率が改善されると、定住の促進が図られ地域経済の活性化につながると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目毎に適用数及び適用額が記載されていないため把握ができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）171,630千円（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計2,466百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額（法人税）合計の割合83.4%（平成26年度）は、8割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回（平成26年度）評価時は、関係道府県に聞き取った結果をもとに工業用機械等の取得金額を適用額として記載しており、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている適用額とは集計方法が異なっている。今後は、割増償却限度額を記載することで統一を図る。</p> <p>② 上位10社の適用額（法人税）合計の割合が8割超であるのは、規模が大きい事業者により設備投資額が大きくなる傾向があるためであり、平成25年度実績の99%からは、適用事業者数が増加することにより状況は改善されており、今後も様々な規模の事業者幅広く活用されていけば適用額が特定の事業者に偏る状況からは改善されていくと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目毎に集計されていないため、将来についても税目毎に予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度及び27年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた税率）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目毎に適用額が記載されていないため、減収額についても把握することができない。</p> <p>② 評価書に追加で記載する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目毎に集計されていないため、将来についても税目毎に予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする）に対する効果の寄与について、税制適用による新規雇用数の具体的な数値を挙げて説明しているが、半島居住人口（約400万人）に対する年間数十名の新規雇用によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名であるが、割増償却制度の活用を検討したが最終的に活用しなかった事業者の新規雇用者数（確認書の申請を行った事業者における新規雇用者数）も含めると平成27年度までの3年間で1,000名を超え、また新規雇用に至らないまでも雇用の維持に繋がる場合やその家族が地域に定住することを踏まえると相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。 ただし、家族等を考慮すると明確な人数を把握できないため、評価書には税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする）に対する効果の寄与について、税制適用による新規雇用数の具体的な数値を挙げて説明しているが、半島居住人口（約400万人）に対する年間数十名の新規雇用によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名であるが、割増償却制度の活用を検討したが最終的に活用しなかった事業者の新規雇用者数（確認書の申請を行った事業者における新規雇用者数）も含めると平成27年度までの3年間で1,000名を超え、また新規雇用に至らないまでも雇用の維持に繋がる場合やその家族が地域に定住することを踏まえると相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。 ただし、家族等を考慮すると明確な人数を把握できないため、評価書には税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>項目⑤、⑦の補足説明欄にて回答済</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑦過去の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>項目⑥、⑧の補足説明欄にて回答済</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑧将来の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税2) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定し、産業振興促進計画の区域において法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス等に係る割増償却制度（5年間、割増償却額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。 《関係条項》 ・半島振興法第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
4	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年4月～平成30年3月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長

7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号)第1条(目的) この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 第16条(税制上の措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標： 7： 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25： 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。半島振興法の期限(平成36年度末)内での目標達成を目指す。 平成22年度：0.74 平成25年度：1.05 平成23年度：0.91 平成26年度：1.10 平成24年度：1.12 平成27年度：1.19 ※上記値：当該年度社会増減率/社会増減率平均値(過去5カ年平均) ※社会増減率：社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差</p>

		<p>し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの</p> <p>※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを旨とする。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p>																					
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>																					
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>13</td> <td>37</td> <td>64</td> <td>89</td> <td>114</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>61</td> <td>172</td> <td>309</td> <td>430</td> <td>551</td> <td>611</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度～30年度の適用件数及び適用額は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～5年目の適用も含めた当該年度の適用件数及び適用額を記載。</p> <p>※平成25、26年度の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。平成27年度は関係道府県に聞き取った結果。平成28～30年度は平成27年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。</p> <p>※平成28年度～30年度の新規適用件数 $\begin{aligned} & ((H25 \text{ 年度新規適用件数} / H25 \text{ 年度産業振興促進計画作成市町村数}) + \\ & (H26 \text{ 年度新規適用件数 (推計)} / H26 \text{ 年度作成市町村数}) + (H27 \text{ 年度新規適用件数} / H27 \text{ 年度作成市町村数})) / 3 \times H28 \text{ 年度作成見込市町村数} \\ & = (13 / 104 + 24 / 120 + 28 / 124) / 3 \times 135 \\ & \approx 25 \end{aligned}$</p> <p>※平成28年度～30年度の新規適用額 1件あたり適用額: H27年度適用額(累計) / 適用件数(累計) $= 309 \text{ (百万円)} / 64 = 4.83 \text{ (百万円)}$ H28年度適用見込額: 1件あたり適用額 × H28年度適用見込件数 $= 4.83 \text{ (百万円)} \times 25 = 120.75 \text{ (百万円)}$</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は平成26年度26件、平成27年度41件程度と予測していたところ、平成26年度37件、平成27年度64件程度の適用があり、また、適用額は億単位で推移しており、適用数、適用額ともに</p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	適用件数	13	37	64	89	114	126	適用額	61	172	309	430	551	611
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30																	
適用件数	13	37	64	89	114	126																	
適用額	61	172	309	430	551	611																	

		<p>想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p>														
	② 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16</td> <td>44</td> <td>74</td> <td>101</td> <td>129</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度～30年度の減収額は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～5年目の適用も含めた当該年度の減収額。</p> <p>※平成25、26年度の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。平成27年度は関係道府県に聞き取った結果。平成28～30年度は平成27年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。</p> <p>計算式: 適用額 × 法人税率 なお法人税率はそれぞれ、平成25・26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28・29年度は23.4%、平成30年度は23.2%とした。</p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	減収額	16	44	74	101	129	142
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30										
減収額	16	44	74	101	129	142										
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制適用による新規雇用数</td> <td>44</td> <td>97</td> <td>90</td> <td>89</td> <td>89</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25～27年度は関係道府県に聞き取った結果。平成28～30年度は関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値。</p> <p>※平成28～30年度の税制適用による新規雇用数 $\begin{aligned} & ((H25 \text{ 年度新規雇用数} / H25 \text{ 年度新規適用件数}) + (H26 \text{ 年度新規雇用数} / H26 \text{ 年度新規適用件数 (推計)}) + (H27 \text{ 年度新規雇用数} / H27 \text{ 年度新規適用件数})) / 3 \times \text{新規適用見込み件数} \\ & = (44 / 13 + 97 / 24 + 90 / 28) / 3 \times 25 \\ & \approx 89 \end{aligned}$</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、本特例措置を活用した設備投資により生産能力が向上し、加工品をアジア向けに販売するとともに、都内での商談会に参加するなど販路の拡大にも努め、地元雇用により従業員数を増やした事例や、本特例措置を活用してホテル内のレストランを改装し、国内外からの旅行者を増やして、地元雇用を創出し、更なる事業拡大を進め、娯楽施設を兼ねたホテルを新たに建てる計画を進めている事例など、投資促進、雇用創出の両面から本特例措置は有効であり半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	税制適用による新規雇用数	44	97	90	89	89	89
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30										
税制適用による新規雇用数	44	97	90	89	89	89										

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度)</p> <p>本特例措置による減収額74百万円(27年度)に対し、特例措置対象業者においては約9,709百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されていることから人口流出の抑制につながっており、税込減が是認される効果があると考える。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《本特例措置の妥当性》</p> <p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和61年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成25年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内の経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>《その他の支援措置》</p> <p>① 半島振興広域連携促進事業 98百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 13百万円 (平成28年度当初、国費)</p> <p>① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地</p>

			<p>域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		<p>—</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成26年8月(平成27年度税制改正要望時)【H26国交06】</p>

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の目標（離島振興対策実施地域の人口：平成 28 年度目標値：381 千人、離島振興対策実施地域を訪れる観光客数：同年度目標値：9,777 千人）から新たな達成目標（離島振興対策実施地域の人口：平成 32 年度目標値 345 千人以上）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 評価書の内容に追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目ごとの適用数及び適用額が記載されていないため把握ができない。なお、都道府県に対し税の適用状況について確認した限り、所得税の適用額・適用件数については 0 となっている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）2 件（平成 26 年度）及び適用額（法人税）6,138 千円（平成 26 年度）は、前回（平成 26 年度）評価時の将来推計 13 件及び 76,732 千円の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 平成 26 年度の実績は指摘のとおりであるが、関係都道府県への聞き取りの結果、平成 28 年度以降の見通しとしてそれぞれ 2 件以上の適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目ごとの適用数及び適

用額が記載されておらず、将来の適用数及び適用額はそれを基に算出しているため、税目の把握ができない。なお、都道府県に対し税の適用状況について確認した限り、所得税の適用額・適用件数については 0 となっている。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成 25 年度及び 27 年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた税率）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 評価書の内容に追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口：平成 32 年度目標値 345 千人以上）に対する効果の寄与について、住民基本台帳の登録人数の変化を挙げて説明しているが、離島振興対策実施地域居住人口（約 40 万人）に対する税制適用による雇用数（平成 25 年は 0 人、26 年は 1 人及び 27 年は 0 人）によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数名から十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等によりその新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。 ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果（平成 30 年度の人口）が予測されていない。
② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口：平成 32 年度目標値 345 千人以上）に対する効果の寄与について、住民基本台帳の登録人数の変化を挙げて説明しているが、離島振興対策実施地域居住人口（約 40 万人）に対する税制適用による雇用数（平成 28 年は 12

人、29年は13人、30年は20人及び31年は26人）によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 評価書の内容に追記した。

② 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数名から十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等によりその新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】

① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「推計値である」との説明では、将来の効果（平成30年度の人口）について、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 項目⑤、⑦の補足説明欄にて回答済

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 項目⑧の補足説明欄にて回答済

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税29) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。 《関係条項》 ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3、第28条の9、第39条の56
4	担当部局	国土政策局離島振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる))

		<p>拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的發展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 政策目標:39 離島等の振興を図るに包含</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 平成27年度:389千人(速報値) → 平成32年度目標値345千人以上 ○目標値設定の根拠 離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成25年度末～27年度末)をもとに離島の平成32年度末離島人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成32年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成27年度末～32年度末)を掛け、平成32年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。 なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものであ</p>

			<p>る。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的發展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>46</td> <td>92</td> <td>161</td> </tr> </table> <p>(注)1 平成25～26年度は『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)』を参照、27年度は適用実績について関係都道府県から聞き取った結果。 2 平成28～30年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 計算式(実績):取得価額÷償却期間×48%(建物の投資を想定) 計算式(見込):実績のあった26年度と28年度の数値の平均×件数の累計 例:平成30年度 (6+40)÷4×6=69(当該年度新規件数) 69+92(前年度までの累計)=161</p> <p>平成26、27年度の実績はそれぞれ2件、0件であったが、関係都道府県への聞き取りの結果、平成28年度以降は上記の通りの適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。 なお、前回要望時の見込件数・額について、平成26、27年度の件数及び額は13件、17百万円、15件、30百万円となっており、これは、地方公共団体からの聞き取りによって、制度の対象となる物品の取得件数を把握した上で算出したものである。取得件数と実際の適用件数との間に乖離が生じた理由としては、国・地方公共団体の周知が不足していたことが考えられる。 しかし、実際にそれぞれの業種において対象物の取得はなされており、県への聞き取りから取得のみならず制度の活用の意向も上がってきていることから、本措置に定められている業種等についても必要最小限であり、引き続き実施していくことが必要である。</p>	区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	適用件数	0	2	2	4	8	14	適用額	0	6	6	46	92	161
		区分\年度	平成25	26	27	28	29	30																
		適用件数	0	2	2	4	8	14																
適用額	0	6	6	46	92	161																		
② 減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(注) 前項『適用数等』に記載されている適用額を基に算出した。</p> <p>計算式:適用額×法人税率 なお法人税率はそれぞれ、平成25・26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28・29年度は23.4%、平成30年度は23.2%とした。</p>	区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	法人税	0	2	2	11	22	38	所得税	0	0	0	0	0	0		
区分\年度	平成25	26	27	28	29	30																		
法人税	0	2	2	11	22	38																		
所得税	0	0	0	0	0	0																		
③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>405</td> <td>397</td> <td>389</td> <td>373</td> <td>366</td> <td>359</td> <td>-</td> <td>345</td> </tr> </table> <p>(注)1 平成25年度から27年度までについては、住民基本台帳の登録人数(速報値) 2 平成28年度から30年度までについては「8.必要性等 ③達成目標及</p>	区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	31	32	人口	405	397	389	373	366	359	-	345					
区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	31	32																
人口	405	397	389	373	366	359	-	345																

		<p>びその実現による寄与」の項にある計算式をそれぞれの年度に当てはめた推計値である。</p> <p>○所期の目標の達成状況 平成28年度末における人口を平成25年度から27年度末の人口減少率から算出すると、約373千人となり、所期の目標(28年度373千人以上)は達成される見込みである。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制適用による雇用数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成29～31年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値 計算式:平成25～28年の税制適用による雇用数1件あたり平均×件数 例:平成30年度 (1+12)÷4×6=19.5人</p> <p>上記の通り租税特別措置の適用に伴う直接的な雇用の創出があり、平成28年度以降についても、関係都道府県への聞き取りの結果適用の予定が確認できているため、今後の達成目標についても達成される見込みである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。 こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果があり、今後とも同様の税収減是認効果があると見込まれる。</p>	区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	31	税制適用による雇用数	0	1	0	12	13	20	26
区分\年度	平成25	26	27	28	29	30	31											
税制適用による雇用数	0	1	0	12	13	20	26											
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 離島振興課の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象を業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない</p>																

11	有識者の見解	なし
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月(平成27年度税制改正要望時)【H26 国交07】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上、同年度末における宿泊観光客数737千人）から新たな達成目標（平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回の評価時に、割増償却制度が他の支援措置とあわせて交流人口の拡大に寄与するという点から、宿泊観光客数を目標の達成状況の評価するための指標の一つとして加えたところである。奄美群島においては、交流人口の増加に伴い、宿泊施設が足りないとの声が開かれるようになった。一方で、国立公園の指定を見据え、観光振興と自然保護の在り方について、住民を交えて地元自治体による検討が始められたところである。このような状況を踏まえ、宿泊観光客数によって割増償却制度の効果を適切に評価することは困難と判断し、指標から削除することとした。</p> <p>一方の奄美群島の総人口については、奄美群島振興開発特別措置法に定住の促進が目的として規定されていることから、引き続き達成目標として設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成25年度の法人税及び所得税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用事例は全て法人税に関するものであり、平成25年度～27年度において所得税に関する適用数及び適用額は0である。なお、平成25・26年度の法人税の適用数及び適用額は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照した。平成27年度の適用件数及び適用額については、地元自治体への聞き取りにより調査した。</p> <p>② 平成25年度の法人税及び所得税の適用事例はない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）1件（平成26年度）及び適用額（法人税）6,240千円（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計12件及び1,539百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>想定外の大半ばつに見舞われ、当初計画されていた設備投資が見送られたことにより、想定より少ない実績値となった。しかしながら、平成28～30年度には、各年度8件ずつの割増償却制度の適用を見込んだ新規設備投資を予定しており、想定外には僅少とはならない。</p>

<p>いものとする。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>市町村への聞き取りを実施したところ、法人税の適用見込み案件については、見込みを把握することが出来た。しかしながら、所得税の適用見込みについては、個人事業者より市町村宛に割増償却制度について問い合わせがあるとの報告を受けているが、設備投資の実施時期、規模等については、現時点において正確に把握することは困難であるため、将来の適用数及び適用額には算入していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度の法人税及び所得税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 『② 過去の適用数等』欄にも記載しているとおり、過去の減収額は全て法人税に係るものであり、平成25年度～27年度において所得税に関する減収額は存在しない。</p> <p>② 平成25年度の法人税及び所得税に関する減収額は無い。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>『④ 将来の適用数等』欄にも記載しているとおり、法人税の減収見込については把握することができたが、所得税については現時点で正確に把握することは困難であるため、減収見込に算入していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の効果（平成26年度及び27年度）について、「割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成26・27年度において14名の新たな雇用が創出され政策目的としている人口減少傾向の改善につながっている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上）に対する効果の寄与について、奄美群島人口11万人に対する14名の新規雇用の創出によって達成目標が</p>

達成されることが明らかにされていない。				
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率</td> <td>0.60 倍(全国 : 1.11 倍)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得</td> <td>2,059 千円(全国 : 2,972 千円)</td> </tr> </table> <p>平成 26 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 1 件であり、それに伴う雇用者数はいない。しかしながら、割増償却を適用したことで、資金回収を早めることが出来、代わりに販促活動を拡大することで、商品の生産規模の拡大につながった。結果として雇用状況の改善につながり、奄美群島における人口減少の抑制に寄与した。</p> <p>また、平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、それに伴う雇用者数は 14 名である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p> <p>② 市町村への聞き取りによる。</p> <p>③ 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名程度であるが、設備等の取得によって事業が拡大し、将来的にさらなる雇用が見込め、その新規雇用者の家族の人数も人口減少の抑制に寄与する点を踏まえると、就業機会の確保及び雇用状況の改善に効果があり、結果として相当数の地域への定住に貢献することにつながるため、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。</p> <p>ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては割増償却制度を適用した事業者における新規雇用者数を記載している。</p>	平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率	0.60 倍(全国 : 1.11 倍)	平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得	2,059 千円(全国 : 2,972 千円)
平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率	0.60 倍(全国 : 1.11 倍)			
平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得	2,059 千円(全国 : 2,972 千円)			
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>				

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名程度であるが、設備等の取得によって事業が拡大し、将来的にさらなる雇用が見込め、その新規雇用者の家族の人数も人口減少の抑制に寄与する点を踏まえると、就業機会の確保及び雇用状況の改善に効果があり、結果として相当数の地域への定住に貢献することにつながるため、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。</p> <p>ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては割増償却制度を適用した事業者における新規雇用者数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（平成 30 年度末における奄美群島の総人口 112 千人以上）に対する効果の寄与について、奄美群島人口 11 万人に対する 48 名の新規雇用の創出によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 『⑤ 過去の減収額』については、記載のあるとおり、全て法人税に係る減収額である。『⑦ 過去の効果』については、記載されているとおり人口減少の抑制に効果があり、税収減を是認する効果が上がっていると判断できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 『⑥ 将来の減収額』については、記載されているとおりである。『⑧ 将来の効果』についても、雇用の創出が見込まれており、税収減を是認する効果が上がっていると判断出来る。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 30) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)の適用期限を 2 年延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条、第 14 条
4	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長(機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外)

		平成 25 年度 適用期限の 1 年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 26 年度 適用期限の 1 年延長 " 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法) 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長
7	適用又は延長期間	2 年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2016 第 2 章 2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図るに包含
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上 (平成25年度末現在 115千人)</p> <p>前回の評価時に、割増償却制度が他の支援措置とあわせて交流人口の拡大に寄与するという点から、宿泊観光客数を目標の達成状況を評価するための指標の一つとして加えたところである。奄美群島においては、交流人口の増加に伴い、宿泊施設が足りないとの声が聞かれるようになった。一方で、国立公園の指定を見据え、観光振興と自然保護の在り方について、住民を交えて地元自治体による検討が始められたところである。このような状況を踏まえ、宿泊観光客数によって割増償却制度の効果を適切に評価することは困難と判断し、指標から削除することとした。</p> <p>一方の奄美群島の総人口については、奄美群島振興開発特別措置法に定住の促進が目的として規定されていることから、引き続き達成目標として設定している。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 適用件数:0件、適用額:0百万円 平成26年度 適用件数:1件、適用額:6百万円 平成27年度 適用件数:3件、適用額:7百万円 平成28年度 適用見込件数:11件、適用額:76百万円 平成29年度 適用見込件数:19件、適用額:144百万円 平成30年度 適用見込件数:27件、適用額:212百万円 適用実績は全て法人税に係るものである。</p> <p>将来の適用見込は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の適用見込件数及び適用額は全て法人税に係るものである。所得税については現時点において正確に適用額の見込等を把握することが困難であるため、算入していない。</p> <p>平成25・26年度の適用件数及び適用額については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)』を参照した。</p> <p>平成27年度の適用件数及び適用額については、地元自治体への聞き取りにより調査した。</p> <p>前回要望時の所期の想定において、適用件数は平成26年度に12件、平成27年度に19件程度を見込んでいたところだが、実績はそれぞれ1件、3件にとどまっている。これは、平成26年11月から平成27年2月にかけての大雨干ばつにより、農作物の生産量が著しく減少し、設備投資を控える動向がみられたため、当初の見込みより少ない実績値となった。</p> <p>平成28年度においては、新規設備投資を8件と見込んでおり、平成26・27年度から合わせて11件の適用を見込んでいる。平成29、30年度の新規設備投資件数については、平成28年度と同数を想定しており、僅少とはならない見込みである。</p>

			<p>なお、適用額については、以下の式にて算出した。 適用額＝取得価額÷耐用年数×0.48(建物の投資を想定)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度:0百万円 平成26年度:2百万円 平成27年度:2百万円 平成28年度:18百万円 平成29年度:34百万円 平成30年度:49百万円</p> <p>減収額の実績は全て法人税に係るものである。 将来の減収額は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の減収額は全て法人税に係るものであり、所得税については現時点において正確に減収の見込額等を把握することが困難であるため、算入していない。 前項『適用数等』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 減収額＝適用額×法人税率 なお法人税率は平成26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28・29年度は23.4%、平成30年度は23.2%とした。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考) 平成27年度 奄美群島における有効求人倍率 0.60倍(全国:1.11倍) 平成24年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,059千円(全国:2,972千円)</p> <p>平成26年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は1件であり、それに伴う雇用者数はない。しかしながら、割増償却を適用したことで、資金回収を早めることが出来、代わりに販促活動を拡大することで、商品の生産規模の拡大につながった。結果として雇用状況の改善につながり、奄美群島における人口減少の抑制に寄与した。</p> <p>また、平成27年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は2件であり、それに伴う雇用者数は14名である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p> <p>平成28～30年度についても各年度48人の新規雇用の創出を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 奄美群島は人口11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活</p>

			用されたことで、平成 26・27 年度において 14 名の新たな雇用が創出され政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認するような効果があがっていると判断でき、また今後とも同様の税収減は認効果が見込まれる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月 (平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 08】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標(平成29年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持、同年における土地取引件数141万件、平成29年度末までに機関車の新製割合おおむね73%及びコンテナ貨車の新製割合おおむね96%)から新たな達成目標(平成15年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持、31年における土地取引件数146万件及び31年度末における機関車の新製割合79%)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(平成15年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持)について、他の租税特別措置等である平成29年度要望の「土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長」においては、租税特別措置等により達成しようとする目標の一つとして、平成31年度における低未利用地の面積12.1万haとされており、本特例措置の評価書の記載との違いがあるため、その違いの理由について説明する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 低未利用地の面積については、人口減少等により今後ますますの増加が懸念されること、増やすことなく、少なくとも維持していく必要があるという趣旨から、平成15年の水準を維持するという目標を設定しており、前回評価時からその目標を変更したわけではない。平成25年の実績値が15.5万haとなっており、現時点では平成15年の水準を維持するという目標を達成できていないため、引き続き従前の目標を設定しているところ。</p> <p>土地取引件数については、いわゆるリーマンショック前の水準まで戻すことを目標に、平成32年に150万件(平成18年：155万件、平成19年144万件の平均値)を達成することを長期的な目標としており、前回評価時の目標(平成29年における土地取引件数141万件)は、当時の最新の土地取引件数の実績値(平成25年128万件)から鑑みて、平成32年に150万件を達成するように一定の割合で増加するという仮定のもと、延長期間に合わせて平成29年時点に達成しておくべき値を目標値として記載したものである。</p> <p>一方、今回の目標は同じく現時点の最新の土地取引件数の実績値(平成27年129万件)から鑑みて、同様の算出方法に基づき算出した結果、延長期間に合わせて平成31年時点に達成しておくべき値を目標値として記載したものである。</p> <p>どちらの目標も、平成32年に150万件を達成するという点では同一であり、前回評価時から目標の内容を変更したわけではない。</p> <p>(鉄道関係) 鉄道関係については、本特例措置はモーダルシフトの促進のため、貨物鉄道の老朽車両の更新を促進するために措置されてきており、租税特別措置の延長のたび、延長要望期間終了時点の車両の新製割合を目標としてきたところ。平成29年度税制改正においては平成32年3月31日までの3年間の延長を要望しており、それにあわせ、延長要望期間の終了時点を選定し、延長要望期間の終了年度に変更したところ。</p> <p>② 低未利用地の面積は、人口減少等により今後ますますの増加が懸念されること、平成25年の実績値は15.5万haとなっており、平成20年の12.1万haと比べ5年間で大幅に増加しているところ。</p> <p>前回評価時には、平成25年の実績値がまだ把握されていなかったため、「今後は平成20年時点の12.1万haを維持していくことが求められる」と記載していたものの、現状では平成15年時点の水準(13.1万ha)を維持するという目標が達成できていないため、</p>

<p>当面は少なくとも平成15年水準の維持という目標を達成することが必要となる。よって、前回評価時の目標(平成15年水準の維持)を引き続き目標として掲げることとした。</p> <p>また、「土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長」については、前回評価時に平成20年水準の維持という目標を掲げていたため、今回も同様の目標を記載していたところ、同様の理由から、平成15年水準の維持という目標に変更することとし、評価書を修正のうえ提出することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額(鉄道関係)について、「平成27年度 1事業者 機関車1両197百万円」等と説明されているが、算定根拠(算定に用いた計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)4,489億円(平成26年度)が前回(平成26年度)評価時の将来推計2,790億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 特例適用対象の土地売却益の実績が平成25年度12百万円、平成26年度127百万円、平成27年度197百万円であり、それぞれ機関車(取得価格およそ300百万円)1両購入に充てられている。いずれも適用対象はJR貨物1事業者。</p> <p>② 本特例は、法人が10年超保有する土地等、建物又は構築物を譲渡し、新たに事業用の土地等、建物、構築物、機械装置(※平成27年度改正により現在は適用対象から除外)を取得した場合に課税の繰り延べを認めるものであるが、その適用額はマクロ経済動向に大きく左右されること。</p> <p>前回評価時に推計した将来の適用見込み額2,790億円は、平成24年度実績値がそのまま維持されるという前提で算出した数値だが、平成24年度の経済情勢と比較して、平成26年度の経済情勢は以下のとおり改善が見受けられるところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取引件数(出典：法務省「登記統計」) 120万件(平成24年)→126万件(平成26年)、5%増 ・設備投資額(出典：財務省「法人企業統計」) 34兆6,431億円(平成24年度)→39兆8,228億円(平成26年度)、15%増 <p>本特例をはじめとする各種施策の効果により、上記のとおり土地取引件数や設備投資額が増加したことで、結果的に本特例による減収額が増加したものと考えられる。</p> <p>本特例の要件として、10年超保有する土地等を買換え新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進・企業の生産性向上等のために設備投資へのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、引き続き適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
<p>③ 僅少・偏りの状況</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

【点検結果】 なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の適用数及び適用額（鉄道関係）について、「平成31年度 1事業者 機関車1両 74百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 特例対象となる土地売却の予定が、平成28年度213百万円、平成29年度105百万円、平成30年度196百万円、平成31年度74百万円。これらの売却益を充てることが出来る機関車（取得価格およそ300百万円）購入両数は、各年度1両ずつ。適用事業者はJ R貨物1事業者。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の減収額（鉄道関係）について、「平成27年度 47百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額（法人税）889億円（平成26年度）が前回（平成26年度）評価時の将来推計711億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 特例対象となる土地売却の実績が、平成25年度12百万円、平成26年度127百万円、平成27年度197百万円。これらの売却益を充てることが出来た機関車（取得価格およそ300百万円）購入両数は、各年度1両ずつ。適用事業者はJ R貨物1事業者。 ② 本特例は、法人が10年超保有する土地等、建物又は構築物を譲渡し、新たに事業用の土地等、建物、構築物、機械装置（※平成27年度改正により現在は適用対象から除外）を取得した場合に課税の繰り延べを認めるものであるが、その適用額はマクロ経済動向に大きく左右されるところ。 前回評価時に推計した将来の減収見込み額711億円は、平成24年度実績値がそのまま維持されるという前提で算出した数値だが、平成24年度の経済情勢と比較して、平成26年度の経済情勢は以下のとおり改善が見受けられるところ。 ・ 土地取引件数（出典：法務省「登記統計」） 120万件（平成24年）→126万件（平成26年）、5%増 ・ 設備投資額（出典：財務省「法人企業統計」） 34兆6,431億円（平成24年度）→39兆8,228億円（平成26年度）、15%増 本特例をはじめとする各種施策の効果により、上記のとおり土地取引件数や設備投資額が増加したことで、結果的に本特例による減収額が増加したものと考えられる。 本特例の要件として、10年超保有する土地等を買換え新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進・企業の生産性向上等のために設備投資へのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、引き続き適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額について、「平成31年度 17百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 特例対象となる土地売却の予定が、平成28年度268百万円、平成29年度132百万円、平成30年度246百万円、平成31年度93百万円。これらに圧縮率0.795および税率（平成28年度～23.4%、平成30年度～23.2%）を乗じて求めた減税額の推計値が、平成28年度50百万円、平成29年度25百万円、平成30年度46百万円、平成31年度17百万円。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の効果について、低未利用地面積等で説明されているが、本特例措置を利用した土地面積が明らかにされていないため、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成31年における土地取引件数146万件）に対する効果の寄与について、本特例措置における毎年の適用数1,000件弱によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ①・② 平成28年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した平成26・27年度の適用実績に基づき、本特例による直接的な効果を以下のとおり推計（アンケートでは平成26年度・平成27年度の実績を把握、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では平成25年度・平成26年度の数値が把握できるため、共通となる平成26年度について推計。） ① 有効利用された土地の面積 国土交通省「土地保有移動調査（平成26年取引）」（平成28年3月）によると、平成26年の法人間の土地取引件数は81,492件、取引面積は462,003,994㎡であり、1件あたり5,669㎡となる。 上記のアンケート結果より推計した、本特例が適用された土地取引件数は11,751件（後述）であることから、5,669㎡/件×11,751件=6,662haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推察される。 また、特例を適用した法人中59%（後述）は、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、有効利用された土地の面積6,662haのうち59%に当たる3,930haについては、本特例が直接的に寄与したと考えられる。 ② 土地取引件数 平成26・27年度に特例を適用した法人は52法人。うち、土地の譲渡を行った法人数は51法人、譲渡件数は617件。また土地の取得を行った法人数は25法人、取得件数は75件。 アンケートで把握した件数を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会報告）」により把握された平成26年度の適用法人数883法人に相当するように換算すると、 ・ 土地の譲渡を行った法人は866法人、土地の譲渡件数は10,477件 ・ 土地の取得を行った法人は425法人、土地の取得件数は1,274件 よって、合計で11,751件の土地取引で本特例が適用されたと推計される。 （なお、本特例による土地取引件数を毎年約1,000件弱とご指摘いただいているが、適用実態調査では、1法人が複数の土地取引に対して特例を適用する場合でも1件とカウントされている模様であり、実際に本特例を適用した土地取引件数は、適用実態調査

<p>に記載の件数より多くなる。)</p> <p>ここで、上記アンケートにおいて把握された、平成26・27年度に本特例の適用実績があった法人又は平成28年度以降の適用見込みがある法人(計63法人)について、「買換特例が廃止又は縮小された場合の影響」について意向を確認したところ、「新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人は、59%であった。</p> <p>質問事項は、今後特例が無くなった場合の影響についてはあるが、本特例の適用があった又は見込んでいる法人に対して確認したものであり、平成26年度における意思決定においても、アンケート結果と同様の判断がなされたと仮定すると、特例を適用した法人中59%は、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、上記に記載の土地取引件数11,751件のうち、59%に当たる6,933件が本特例による直接喚起された土地取引件数であると推計される。平成26年の土地取引件数は126万件であることから、本特例の寄与度は0.55%となる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、低未利用地面積等で説明されているが、本特例措置を利用した土地面積が明らかにされていないため、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。</p> <p>② 達成目標(平成31年における土地取引件数146万件)に対する効果の寄与について、本特例措置における毎年の適用数1,000件弱によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(平成31年度末における機関車の新製割合79%)に対する効果の寄与について、「本特例措置により、機関車の買換が促進」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② ⑦に記載のアンケート結果に基づく傾向が将来においても継続すると仮定し、将来の効果見込みを予測すると、以下のとおり。</p> <p>①有効利用された土地の面積</p> <p>将来の適用見込み896件と予測しているため、本特例により直接喚起される土地取引件数を平成26年度実績に基づき推計すると、6,933件÷883件×896件=7,035件見込まれる。</p> <p>よって、5,669㎡/件×7,035件=3,988haにあたる土地取引が本特例により直接喚起され、より有効に利用されることになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与すると推計される。</p> <p>②土地取引件数</p> <p>①のとおり本特例により直接喚起される土地取引は7,035件と見込まれる。よって、平成31年度の目標値である土地取引件数146万件に対する寄与度は、0.48%と推計される。</p> <p>③ 本特例措置の対象となる両数は9①の(2)今後の予定において、平成28年度から平成31年度まで、各年度で1両ずつと記載している通り、本特例措置により、各年度1両、4年間で4両分、機関車の更新が促進される見込みであり、その結果、平成31年度末における機関車の新製割合79%を達成する見込み。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>それぞれの項目の欄で回答。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>それぞれの項目の欄で回答。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税33) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%(一部75%・70%))を認める。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の7第1項第9号、第65条の8、第65条の9、第68条の7第1項第9号、第68条の79、第68条の80
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課 鉄道局総務課 鉄道局鉄道事業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～平成31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した設備投資需要を喚起することで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってデフレからの完全な脱却と名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。 (鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。 《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定)において、「日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない」、「デフレに後戻りすることなく完全に脱却できるよう、万全の対応を行う」こととされ、目下の「個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況」を打破するため、「生産性やイノベーション力を引上げ、(略)潜在需要を

		掘り起こし、需要を拡大していくことが重要」であり、「潜在的な需要の実現に向けた(略)投資の喚起策等を推進」するため、「投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる」と掲げられている。さらに、「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)においても、「不動産について流動化を通じた有効活用を図る」と掲げられているところ。 以上より、本特例はデフレからの完全な脱却と経済成長の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿うものである。
		(鉄道関係) 鉄道貨物へのモーダルシフトの推進については、温室効果ガス削減のためのパリ協定(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21))に基づき策定される地球温暖化対策計画(平成28年5月)、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)に位置づけられている。 さらに、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)では、モーダルシフトの一層の推進のための取組として、鉄道の輸送力の強化が位置づけられている。 ○交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定) 基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり 目標④ さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める(趣旨) 我が国の運輸部門のCO2排出量は、全体の約2割を占めることから、その削減により低炭素社会の実現に資するとともに、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給の脆弱性に鑑み、一層の省エネ化を進める。また、交通分野の大気汚染対策や騒音対策、生態系への配慮など各種の環境対策を推進する。 <取組内容を今後新たに検討するもの> ○更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。 [53]モーダルシフトに関する指標 ①鉄道による貨物輸送トンキロ 【2012年度 187億トンキロ ⇒ 2020年度 221億トンキロ】
		○総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月閣議決定) 1. これまでの総合物流施策大綱の達成状況と新たな大綱の策定の必要性 (2) 地球温暖化など環境問題の状況 ○今後とも、鉄道、内航海運といった大量輸送モードへの転換を図るモーダルシフトの促進を含め、荷主・物流事業者の連携により物流の低炭素化に向けた取組みを一層進めていく必要がある。 2. 今後の物流施策の方向性と取組 (2) さらなる環境負荷の低減に向けた取組 ○モーダルシフトの一層の推進のため、モーダルシフト等推進官民協議会において取りまとめられた対応策を着実に実施する。また、鉄道、内航海運など大量輸送モードの輸送力を強化し、輸送事業者自身による幅広い荷主獲得のための取組みを促進する。 ○地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定) 第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策

		<p>○海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進 物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。(中略) 鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である大型コンテナや鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコレールマークの推進等により貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進する。</p>																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含</p> <p>(鉄道関係) 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→現状維持 ・土地取引件数 平成25年:128万件→平成31年:146万件</p> <p>(鉄道関係) 機関車の新製割合を増加させる。 ・平成27年度末時点:66%→平成31年度末時点:79%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係) 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>																								
9 有効性等	① 適用数等	<p>○適用数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>908</td> <td>883</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(億円)</td> <td>3,323</td> <td>4,489</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> </tr> </table> <p>(注1) 実績値(平成25年度～平成26年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」から引用。 (注2) 平成27年度以降は、平成25～平成26年度の適用件数、損金算入額の平均。 (注3) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は818件程度と予測していたところ、直近2年間の平均で896件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者にも活用されており、適用に偏りはない。</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	適用件数(件)	908	883	896	896	896	896	896	損金算入額(億円)	3,323	4,489	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906
	平成25	26	27	28	29	30	31																			
適用件数(件)	908	883	896	896	896	896	896																			
損金算入額(億円)	3,323	4,489	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906																			

		<p>(鉄道関係) (1)実績 平成25年度 1事業者 機関車1両 12百万円 平成26年度 1事業者 機関車1両 127百万円 平成27年度 1事業者 機関車1両 197百万円</p> <p>(2)今後の見込 平成28年度 1事業者 機関車1両 213百万円 平成29年度 1事業者 機関車1両 105百万円 平成30年度 1事業者 機関車1両 196百万円 平成31年度 1事業者 機関車1両 74百万円</p> <p>※国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。 ※前回要望時の所期の想定(平成26年度機関車2両、平成27年度機関車7両)を下回った理由: JR貨物は、業務効率化の結果として生み出された売却可能地を売却することで、機関車の買換を進めているが、業務効率化に伴う関係者との調整に時間がかかる場合があり、当初予定した用地売却のスケジュールが後ずれし、用地売却額が所期の想定を下回ったこと。</p>																
	② 減収額	<p>○減収額</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>減収額(億円)</td> <td>639</td> <td>889</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> </tr> </table> <p>(注1) 推計方法は、別紙参照。 (注2) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>(鉄道関係) (1)実績 平成25年度 3百万円 平成26年度 33百万円 平成27年度 47百万円</p> <p>(2)今後の見込 平成28年度 50百万円 平成29年度 25百万円 平成30年度 46百万円 平成31年度 17百万円</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	減収額(億円)	639	889	635	635	635	635	635
	平成25	26	27	28	29	30	31											
減収額(億円)	639	889	635	635	635	635	635											

③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取引件数(万件)</td> <td>128</td> <td>126</td> <td>129</td> <td>133</td> <td>137</td> <td>141</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>低未利用地面積(万ha)</td> <td>15.5</td> <td>15.1</td> <td>14.7</td> <td>14.3</td> <td>13.9</td> <td>13.5</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 土地取引件数の実績値(平成25年～平成27年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。将来推計については、平成32年に目標値(150万件)を達成するとし、それまで一定の割合で増加すると仮定した。</p> <p>(注2) 低未利用地面積の実績値(平成25年)については国土交通省「土地基本調査」より、平成26年以降については、平成31年に目標値(13.1万ha)を達成するとし、それまで一定の割合で減少すると仮定した。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>・所期の目標(土地取引件数):141万件(平成29年) 土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、本特例をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、平成27年には129万件となっている。</p> <p>・所期の目標(低未利用地の面積):12.1万ha(平成30年) 低未利用地の面積は、全体で見れば12.1万ha(平成20年)から15.5万ha(平成25年)に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha(平成15年)から5.7万ha(平成25年)に減少している。</p> <p>(鉄道関係) 本特例措置により、機関車の買換が促進され、平成31年度末には機関車の新製割合が概ね79%となる見込みであり、モーダルシフト施策の受け皿となる鉄道貨物輸送の近代化が促進される。 機関車の新製割合は平成24年度末53%から平成27年度末66%となっている。 前回要望時において、「平成29年度末までに機関車の新製割合を概ね73%」としたところ。現時点の見込では、平成29年度末において、機関車の新製割合が72%となる見込みである。これは、JR化後に新製した機関車の一部の形式(EF200)において、制御装置の老朽化が想定以上に進んだため、安定輸送のためやむを得ず、これの置き換え(4両)を優先させたためである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	土地取引件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146	低未利用地面積(万ha)	15.5	15.1	14.7	14.3	13.9	13.5	13.1
		平成25	26	27	28	29	30	31																	
土地取引件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146																		
低未利用地面積(万ha)	15.5	15.1	14.7	14.3	13.9	13.5	13.1																		

			<p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成25年度:639億円、平成26年度:889億円、平成27年度:635億円)および今後の見込み(635億円)に比して大きいため、税収減を是認することができる。</p> <p>(鉄道関係) (分析対象期間:平成29年度～平成31年度) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。 平成29年度から平成31年度に合計で88百万円の減税が見込まれており、この額のみで新製機関車の購入原資が増加することとなる。 なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、企業の生産性向上等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>(鉄道関係) 税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。 本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的の実現のための手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講じることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>(鉄道関係) 機関車の投資には莫大な資金が必要である一方、JR貨物の長期借入金には売上高を上回る水準で推移していることから、本特例措置により課税を繰り延べることで、キャッシュフローを確保し、モーダルシフトに資する機関車への投資を促すものである。 本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p>

適用実績の積算根拠

項目 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長

(積算根拠)

- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」によると、平成25年度及び平成26年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（9号買換え）の適用を受けた件数（法人数）及び損金算入額は以下の通り。

平成25年度：（件数）**908件**（損金算入額）**3,323億円**

平成26年度：（件数）**883件**（損金算入額）**4,489億円**

- ・また、参・予算委員会資料（平成27年2月、平成28年2月）「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成25年度：700億円

平成26年度：1,025億円。

- ・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（9号買換え）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」の平成25年度及び平成26年度適用実績によれば、

平成25年度：特例全体の適用総額 **3,641億円**、うち9号買換の適用総額 **3,323億円**

平成26年度：特例全体の適用総額 **5,177億円**、うち9号買換の適用総額 **4,489億円**

であるから、9号買換による減収額は、

$$\begin{aligned} \text{平成25年度：} & 700\text{億円} \times (3,323\text{億円} \div 3,641\text{億円}) = 638.8\cdots \\ & \approx \underline{\underline{639\text{億円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平成26年度：} & 1,025\text{億円} \times (4,489\text{億円} \div 5,177\text{億円}) = 888.7\cdots \\ & \approx \underline{\underline{889\text{億円}}} \end{aligned}$$

		よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月(H26 国交 12)

別紙 1

減収見込額の積算根拠

項目	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
----	-------------------------------

(平年度ベース)	減収見込額	635億円
----------	-------	-------

(積算根拠)

・前記のとおり、9号買換による直近の減収額は、

平成25年度：639億円 平成26年度：889億円

・平成27年度以降の減収額は、平成25年度・26年度の平均から、平成27年度改正により適用対象が絞り込まれ（機械・装置を除外）、繰り延べ率が一部引き下げられた点を考慮し、以下のとおり算出。

平成27年度改正を考慮しない減収見込み：(639億円 + 889億円) ÷ 2 = 764億円

平成27年度改正要望時に実施したアンケートにより、

・買換資産が機械・装置のみの適用事業者の割合 16.15%

・繰り延べ率70%の対象となる取引の割合 5.89%

・繰り延べ率75%の対象となる取引の割合 3.26%

よって、平成27年度改正を考慮した減収見込みは、

$$[764億円 \times (1 - 16.15\%)] \times (1 - 5.89\% - 3.26\%)$$

$$+ [764億円 \times (1 - 16.15\%)] \times 5.89\% \times 70 / 80$$

$$+ [764億円 \times (1 - 16.15\%)] \times 3.26\% \times 75 / 80$$

≒ 635億円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図るとし、測定指標として平成28年度における都市緑化等による温室効果ガス吸収量107万t-CO₂/年と設定）から新たな達成目標（「都市域における水と緑の公的空間確保量（中略）（都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したもの。）12.8㎡/人（平成24年度）を約10%増【期限：平成32年度（14.1㎡/人）】）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回要望時（平成24年）においては、都市の低炭素化の促進に関する法律を背景とした制度拡充であったため、都市緑化等による温室効果ガス吸収量を測定指標としていた。今回の要望は、多様な主体による緑地の保全等を促進する観点から緑地管理機構の指定権者を市町村長に拡充し、もって特別緑地保全地区における買取りに係る体制の強化を図るものとなることから、特別緑地保全地区指定実績を含む「都市域における水と緑の公的空間確保量」へと変更したものと。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）0件（平成27年度）は、前回（平成24年度）評価時の将来推計1件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回要望時の初期の想定では、適用数は1件程度と予測していたところ、平成27年度は特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは全て地方公共団体が行ったため、適用が無かったものである。特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは原則として地方公共団体が先行し、希望があった場合に緑地管理機構が買取りすることとされているため、想定数1件に対し、平成27年度実績は0件であったが、想定外に僅少とは考えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>

題とする。

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「平成29～31年度の適用は1件程度/年を想定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 特別緑地保全地区における買取りは、地方公共団体又は緑地管理機構が行うことができ、将来の適用数全体については、直近5年間の買取り実績を踏まえ、92件/年と見込んでいる。このうち、緑地管理機構が行う買取り件数については、直近5年間の買取り実績は無いものの、将来の適用数については、指定権者が市町村となることを踏まえ増加するものと見込み、4件/年（全体の4%）と見込んでいる。（点検結果表の別紙（減収見込額・適用件数調査）参照）</p> <p>また、土地の所有者が個人である場合は所得税について、法人である場合は法人税についてそれぞれ特例措置が講じられており、過去の買取りにおける土地の所有者の法人と個人の割合を踏まえ、法人税における適用数は1件/年（法人の割合は25%）と見込んでいる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置が適用される特別緑地保全地区における緑地管理機構による買取りが行われていないため、減収額は生じていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置における適用数は1件/年と見込んでおり、これによる適用額は20百万円と見込んでいる。（法人税減収額：20百万円×23.4%=4.68百万円（平成29年度）、20百万円×20.0%=4.00百万円（平成30年度、平成31年度） 法人住民税：4.68百万円×人住民税%=0.60百万円（平成29年度）、4.64百万円×12.9%=0.60百万円（平成30年度、平成31年度） 法人事業税：（20百万円×5.7%）+（1.14百万円×358.1%）+（20百万円×0.67%）=5.35百万円（平成29年度、平成30年度、平成31年度））</p> <p>なお、今般の特例措置の適用による将来の減収額は上記の通りであるが、本要望は緑地管理機構の指定権者を既に本措置が適用されている都道府県から市町村に拡充する内容であり、特例措置を受けることができる対象者に特段の変更はないことから、地方公共団体による買取りの際の減収額（別措置）と本措置による減収額を合算した場合には、拡充の前後で減収額の差異は生じないものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成26年度及び27年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（「都市域における水と緑の公的空間確保量（中略）（都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものの。）12.8㎡/人（平成24年度）を約10%増【期限：平成32年度（14.1㎡/人）】）に対する効果の寄与について、「地方公共団体が土地等を買入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき」と説明されているが、本特例措置の適用数は、0件であることから、達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本データは、対象とする緑地のある公共施設を担当する部署が多岐にわたるため集計に時間がかかっており、現在も平成26年度及び27年度のデータは集計中である。</p> <p>② 本措置が適用された場合、達成目標の算定対象に含まれる特別緑地保全地区の指定が一層進み、目標数値を向上させる効果がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成31年度）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（「都市域における水と緑の公的空間確保量（中略）（都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものの。）12.8㎡/人（平成24年度）を約10%増【期限：平成32年度（14.1㎡/人）】）に対する効果の寄与について、「地方公共団体が土地等を買入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき」と説明されているが、本特例措置の適用数は、年1件程度と予測しており、達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本目標は、社会資本整備重点計画における指標であり、当該計画においては平成32年度を達成目標年度として示しており（平成32年度で14.1m2/人）、31年度では達成目標数値に向けて13.9m2/人を想定している。</p> <p>② 本措置が適用された場合、達成目標の算定対象に含まれる特別緑地保全地区の指定が一層進み、目標数値を向上させる効果がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「31年度では達成目標数値に向けて13.9m2/人を想定している」との説明では、将来の効果（平成31年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑤及び⑦の補足説明の通り。</p>

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑥及び⑧の補足説明の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

別紙

減収見込額・適用件数調査

市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
(個人住民税・法人住民税・事業税)

適用件数：平年度 4 件

1. 前提条件

- (1) 想定 の 買取り件数 / 年 (平成26年度末現在、全て地方公共団体による買取り) 92 件 (1)
(平成22年度～平成26年度における買取り実績460件÷5年にて算出)
※適用個人及び適用法人の合計件数
- (2) (1)のうち、緑地管理機構が買取りを希望する割合
- | | | |
|---------|-----|-------|
| 平成 29年度 | 2 % | (2)－1 |
| 平成 30年度 | 3 % | (2)－2 |
| 平成 31年度 | 4 % | (2)－3 |
| 平成 32年度 | 5 % | (2)－4 |
| 平成 33年度 | 6 % | (2)－5 |

※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。
※緑地管理機構の指定は、平成29年度以降に指定権者の拡充を行うため、
指定件数の増加に応じて適用件数も増加するものと想定。

2. 適用件数の算出

〈平成29年度〉[適用件数]	
〈1〉 × 〈2〉－1	2 件
〈平成30年度〉[適用件数]	
〈1〉 × 〈2〉－2	3 件
〈平成31年度〉[適用件数]	
〈1〉 × 〈2〉－3	4 件
〈平成32年度〉[適用件数]	
〈1〉 × 〈2〉－4	5 件
〈平成33年度〉[適用件数]	
〈1〉 × 〈2〉－5	6 件
〈平年度〉[適用件数]	4 件

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
2	対象税目	(法人税：義)(国税5) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ・特例措置の内容(支援措置を必要とする制度の概要) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を緑地管理機構に譲渡した場合の所得税・法人税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。 ※次期通常国会において、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構の指定権者を「都道府県知事」から「地方公共団体の長」に拡充する法改正を検討中である。 《関係条項》 租税特別措置法第34条、第65条の3 租税特別措置法施行令第22条の7、第39条の4 租税特別措置法施行規則第17条第22条の4 都市緑地法第68条、第69条
4	担当部局	都市局 公園緑地・景観課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年：都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構が買入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3) 平成25年：都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を特定緑地管理機構が買入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3)
7	適用又は延長期間	恒久的措置
8	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成 《政策目的の根拠》 地球温暖化対策計画(H28閣議決定)や第4次社会資本整備重点計画(H27閣議決定)等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。 ②：政策体系における政策目的の位置付 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

		け	業績指標 24 都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量																																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量</p> <p>都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進するほか、緑地保全制度の的確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことができる空間を確保する。</p> <p>（都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したもの。） 12.8 m²/人（平成 24 年度）を約 10%増【期限：平成 32 年度（14.1 m²/人）】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、特別緑地保全地区内の土地の買取りを行う緑地管理機構の指定権者を「都道府県知事」から「地方公共団体の長」に拡充することで、施策を行う主体の多様化が図られ、民間主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることで、都市における水と緑豊かな潤いのある空間の確保に寄与し、良好で緑豊かな都市空間の形成が推進されるものである。</p>																																
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用数</p> <p>所得税・法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額（百万円）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20^{*1}</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 譲渡益又は 2,000 万円の小さい額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区内の土地の買取りについては、今後とも個人所有の土地を地方公共団体が買い取ることが主であることが見込まれるため、平成 29～31 年度の適用は 1 件程度／年を想定。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため適用実態調査は使用せず、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査（国土交通省調べ）のデータを用いた。 ・前回要望時の所期の想定では適用数は 1 件程度と予測していたところ、実績は未だないが、現行の制度においては、特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは、原則として地方公共団体が行い、地方公共団体の判断により緑地管理機構が買い取ることとされているため、想定外に僅少ではない。 	年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	区分								適用件数（件）	0	0	0	0	1	1	1	適用額（百万円）	0	0	0	0	20 ^{*1}	20	20
年度	平成 25	26	27	28	29	30	31																												
区分																																			
適用件数（件）	0	0	0	0	1	1	1																												
適用額（百万円）	0	0	0	0	20 ^{*1}	20	20																												
		② 減収額	本特別措置は、特別緑地保全地区内の土地所有者の申し出に対する買取りの相手方として、新たに市町村長が指定する緑地管理機構が加わるものであり、地方公共団体に対する買取り申出件数の増減に影響するものではないため、減収とはならない。																																

		③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>(32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市域における水と緑の公的空間確保量（m²/人）</td> <td>12.9</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(14.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成 25 年度から 27 年度までについては、国土交通省調べ</p> <p>水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図るためには、緑地の保全及び緑化の推進に向けた都市内の緑地の確保と適正な管理を行うことが必要であり、美しい景観形成や防災性向上に寄与するものである。</p> <p>このうち緑地保全を効果的に行うにあたり、現状凍結的に緑地を保全する特別緑地保全地区の指定、所有者から申し出があった場合の土地等の買入れ及びその管理を進める必要がある。地方公共団体が土地等を買入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、ひいては、特別緑地保全地区の指定数を増やすことに寄与し、目標の達成を図るものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特別措置の拡充による税収減は生じない見込みである。</p> <p>なお、本特別措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、民間事業者や NPO 等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、良好な都市環境の形成に資する緑地の保全が推進される。</p>	年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)	区分									都市域における水と緑の公的空間確保量（m ² /人）	12.9	集計中	集計中	—	—	—	—	(14.1)
年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)																						
区分																														
都市域における水と緑の公的空間確保量（m ² /人）	12.9	集計中	集計中	—	—	—	—	(14.1)																						
		10 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、民間事業者や NPO 等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>市町村村らが指定する緑地管理機構による緑地の管理・保全が推進されることは、地方公共団体の負担軽減の他、各市町村の現状を十分に理解した市民団体であるが故に市町村との間における良好なコミュニケーションと市民発意の積極的な緑地保全を促進することから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>																											
		11 有識者の見解	—																											
		12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月 (H24 国交 19)																											

「都市域における水と緑の公的空間確保量」の算出方法

項目	該当する緑地等	算出方法
都市公園	都市公園等の面積 (カントリーパーク含む)	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
緑地	第1種・第2種歴史的風土保存地区 歴史的風土特別保存地区 近郊緑地特別保全地区 特別緑地保全地区 市民緑地 保存樹林 緑化施設整備計画認定制度 の面積	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での指定等面積の報告を依頼し、実績値を集計
道路	植樹帯および中央帯	整備延長より推計
河川	河川整備により再生された湿地	毎年度、全国に前年度末までの整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
急傾斜	急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴い、斜面の緑化に配慮した法面対策を実施した面積	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県に対して、前年度末の整備実績の報告を依頼し、実績値を集計
下水道	以下の①+②の合計値 ①下水処理場、ポンプ場における総緑化面積 ②下水道事業として親水、修景的観点から自治体が整備した緑地、せせらぎ水路、調整池等	①温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用 ②4月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での面積の報告を依頼し、実績値を集計
港湾	港湾緑地の面積	全国の港湾管理者に対して、前年度末の整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
空港	特定飛行場周辺の緑地帯の面積	過年度実績値(ベース値)に、前年度末の整備済面積を加え、実績値を集計
官庁施設	官庁営繕部及び地方整備局等営繕部等が整備を担当した庁舎等の緑地面積の合計値	毎年度5月頃に、前年度末時点の緑地面積を集計
公的賃貸住宅	都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管理する公的賃貸住宅内緑地	温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用(都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管理する公的賃貸住宅内緑地のうち、1990年1月1日以降整備かつ500㎡以上の施設を対象とし、「敷地面積－建物面積」により算出)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用額（法人税）1,456百万円（平成27年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計9,718百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回評価時におけるH27の将来推計と今回評価時における同年の実績に生じた際については、適用計画数が想定7計画から4計画に減少したことが大きな要因となっている。 ・ 本租税特別措置の適用対象となる認定都市再生事業は、大規模故に必要な関係協議（行政協議、地権者協議、工事費協議、施工協議等）の数も多く、通常の開発事業に比して多くの遅延リスクにさらされており、実際、前回評価時に想定していた事業において遅延が発生している。 ・ このような認定都市再生事業の特性を鑑みると、適用が3計画減少したことは想定範囲内であると考えられるため、平成27年度の適用額は想定外に僅少でないと考ええる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、「平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかになっていない。</p> <p>③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>																		
【国土交通省の補足説明】	<p>①～③：以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における平成24年度から平成27年度の各年度の都市開発事業への投資額は下記の通り（単位：億円）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設投資額</td> <td>8,534</td> <td>8,760</td> <td>7,626</td> <td>11,336</td> <td>36,256</td> </tr> <tr> <td>(内、特定地域)</td> <td>(5,258)</td> <td>(5,170)</td> <td>(4,452)</td> <td>(7,091)</td> <td>(21,971)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく（平成28年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考ええる。 		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計	建設投資額	8,534	8,760	7,626	11,336	36,256	(内、特定地域)	(5,258)	(5,170)	(4,452)	(7,091)	(21,971)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計														
建設投資額	8,534	8,760	7,626	11,336	36,256														
(内、特定地域)	(5,258)	(5,170)	(4,452)	(7,091)	(21,971)														
【点検結果】	<p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>																		

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、「平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。</p>				
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～③：以下の通り（単位：億円）。</p>				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計
建設投資額	12,410	11,405	9,473	33,288
（内、特定地域）	(7,830)	(7,454)	(7,591)	(22,875)
<p>※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく（平成28年4月時点）</p>				
<p>・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考えられる。</p>				
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>				

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>	
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>・ 点検項目⑦にて対応</p>	
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>	
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>・ 点検項目⑧にて対応</p>	
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	（法人税：義）（国税7） 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>・ 法人税の割増償却 （認定事業により整備される建築物について、5割増償却（5年間））</p> <p>【適用要件】</p> <p>・ 平成31年3月31日までに取得し、供用すること</p> <p>・ 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当</p> <p>1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上</p> <p>2）居住者等利便施設整備費が10億円以上</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税：租税特別措置法第47の2、令第29の5、規則第20の21 （連結法人：法第68の35、令第39の64、規則第22の42）</p>
4	担当部局	都市局まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度 創設</p> <p>平成24年度 拡充（都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間（平成29年度～30年度）
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジ</p>

	<p>ネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成27年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として12地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図ったところである。 また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、国際的なビジネス・生活環境の向上等を図ることが盛り込まれた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進することが盛り込まれたところである。 それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を講じていく必要がある。 本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る 一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進し、特定都市再生緊急整備地域における更なる建設投資を促すことを通じて、我が国経済を牽引する大都市について、国</p>

		<p>際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備し、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図ることができる。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>（適用計画実績） 25年度：3計画（5件） 26年度：4計画（6件） 27年度：4計画（6件） 28年度：9計画（12件）</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>（適用計画数見込み） 29年度：6計画 30年度：3計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成27年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>（適用額実績） 25年度：1,455百万円 26年度：1,582百万円 27年度：1,456百万円 28年度：6,577百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H25～26年度：25.5%、H27年度：23.9%、H28年度：23.4%）で割り戻して推計したもの。</p> <p>（適用額見込み） 29年度：6,316百万円 30年度：3,159百万円</p> <p>※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H29年度：23.4%、H30年度：23.2%）で割り戻して推計したもの。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p> <p>・本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平均7計画程度と予測していたところ、直近2年間で年平均7計画程度の適用があり、想定外に僅少ではない。</p>
	② 減収額	<p>（減収額実績） 25年度：371百万円 26年度：404百万円 27年度：348百万円 28年度：1,539百万円</p>

		<p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>（減収額見込み） 29年度：1,478百万円 30年度：733百万円</p> <p>※算定根拠については別紙（減収見込額調査）参照</p>
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>民間都市開発事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円となり中間目標（平成24年度～27年度までの建設投資累計額：4～5兆円）には届かなかったものの、現時点での平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところ。</p> <p>認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成を目指したい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（95計画）における建設投資累計額は合計44,518億円、経済波及効果は111,993億円と試算され、税収増効果は11,788億円と試算され、今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると考えられる</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分に補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決定するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
11	有識者の見解	<p>－</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成26年8月（国交16）</p>

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 1,106 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

・当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込)	57,965 百万円	<1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると		
建物取得価額:<1>×65%	37,677 百万円	<2>
設備取得価額:<1>×35%	20,288 百万円	<3>
・新規に適用される平均計画数 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) (H17~H27年度計 11計画で、年平均 11計画/11年≒1計画)	1 計画/年度	<4>
【平成29年度見込】		
・平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数	4 計画	<5>
・平成28年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<5>=	5 計画	<6>
・<6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの	0 計画	<7>
・平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>=	5 計画	<8>
・平成29年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<8>=	6 計画	<9>
・事業1計画あたり割増される減価償却額 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 [<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)]×50%(割増率)=	1,053 百万円	<10>
・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.4%(法人税率)=	246 百万円	<11>
・平成29年度の減収見込額 <9>×<11>=	1,478 百万円	<12>
【平成30年度見込】		
・<9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの	4 計画	<13>
・平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>=	2 計画	<14>
・平成30年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<14>=	3 計画	<15>
・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)=	244 百万円	<16>
・平成30年度の減収見込額 <16>×<15>=	733 百万円	<17>
以上より、平年度の減収見込額は、 (<12>+<17>)/2=	1,106 百万円	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、「都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数（H28年6月末時点調査に基づく実績・見込）H17～H27年度計画4計画で、年平均4計画/11年≒1計画」と説明されているが、4/11=0.36であり四捨五入しても1にはならないため、算定に誤りがある。
【国土交通省の補足説明】	・ 四捨五入の算出ルールではなく、0超であれば概ね1計画として保守的に見込み、減収額についても計算を行っており、従前米、他税目含めそのような対応をしている。
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。 ② 過去の効果について、「平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。																		
【国土交通省の補足説明】	①～③：以下の通り。 ・ 都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における平成24年度から平成27年度の都市開発事業への各年度の投資額は下記の通り（単位：億円）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設投資額</td> <td>8,534</td> <td>8,760</td> <td>7,626</td> <td>11,336</td> <td>36,256</td> </tr> <tr> <td>（内、緊急地域）</td> <td>(3,276)</td> <td>(3,590)</td> <td>(3,174)</td> <td>(4,245)</td> <td>(14,285)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく（平成28年4月時点）</p> ・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考える。		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計	建設投資額	8,534	8,760	7,626	11,336	36,256	（内、緊急地域）	(3,276)	(3,590)	(3,174)	(4,245)	(14,285)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計														
建設投資額	8,534	8,760	7,626	11,336	36,256														
（内、緊急地域）	(3,276)	(3,590)	(3,174)	(4,245)	(14,285)														
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。																		

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、「平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
①～③：以下の通り（単位：億円）。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計
建設投資額	12,410	11,405	9,473	33,288
(内、緊急地域)	(4,580)	(3,951)	(1,882)	(10,413)

※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく（平成28年4月時点）

- まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考えられる。

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】
・ 点検項目⑦にて対応

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】
・ 点検項目⑧にて対応

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税：義) (国税9) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、3割増償却(5年間)) <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月31日までに取得し、供用すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>《関係条項》</p> <p>法人税：租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人：法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)</p>
4	担当部局	都市局まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、ビジネス・生活環境の向上等を図ることが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、大都市において、ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、都市再生に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を講じていく必要がある。</p> <p>本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る</p> <p>→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進し、都市再生緊急整備地域における更なる建設投資を促すことを通じて、我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高めることができる。</p>

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(適用計画実績)</p> <p>25年度：3計画（5件） 26年度：4計画（6件） 27年度：4計画（6件） 28年度：4計画（4件）</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>29年度：4計画 30年度：4計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成27年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績)</p> <p>法人税 25年度：3,685百万円 26年度：3,150百万円 27年度：3,419百万円 28年度：2,545百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H25～26年度：25.5%、H27年度：23.9%、H28年度：23.4%）で割り戻して推計したものの。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>法人税 29年度：1,534百万円 30年度：1,536百万円</p> <p>※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H29年度：23.4%、H30年度：23.2%）で割り戻して推計したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平均約5計画程度と予測していたところ、直近2年間で年平均約4計画程度の適用と同程度であり、適用数は想定外に僅少ではない。
---------------	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>25年度：940百万円 26年度：803百万円 27年度：817百万円 28年度：596百万円</p> <p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>29年度：359百万円 30年度：356百万円</p> <p>※算定根拠については別紙（減収見込額調書）参照</p>
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円となり中間目標（平成24年度～27年度までの建設投資累計額：4～5兆円）には届かなかったものの、現時点での平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところ。</p> <p>認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成を目指したい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（95計画）における建設投資累計額は合計44,518億円、経済波及効果は111,993億円と試算され、税収増効果は11,788億円と試算され、今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると考えられる。</p>

10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分に補完し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
11 有識者の見解	-	
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月（国交17）	

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 358 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 35,232 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 22,901 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 12,331 百万円 <3>
- ・ 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H27年度計 4計画で、年平均 4計画/11年≒1計画) 1 計画/年度 <4>
- 【平成29年度見込】
- ・ 平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 2 計画 <5>
- ・ 平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 3 計画 <6>
- ・ <6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- ・ 平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 3 計画 <8>
- ・ **平成29年度に適用される認定事業の計画数見込**
<4>+<8>= **4 計画** <9>
- ・ 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
[<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)]×30%(割増率)= 384 百万円 <10>
- ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.4%(法人税率)= 90 百万円 <11>
- ・ **平成29年度の減収見込額**
<9>×<11>= **359 百万円** <12>
- 【平成30年度見込】
- ・ <9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <13>
- ・ 平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 3 計画 <14>
- ・ **平成30年度に適用される認定事業の計画数見込**
<4>+<14>= **4 計画** <15>
- ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 89 百万円 <16>
- ・ **平成30年度の減収見込額**
<16>×<15>= **356 百万円** <17>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<17>)/2= **358 百万円**

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成すること）について、「平成 28 年度までの施設立地目標は 140 施設、施設整備率は全地域平均でおおむね 47%としている」と説明されているが、延長を要望している平成 30 年度までの目標を明らかにする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標の設定（評価表中 8③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明） 平成 30 年度までの施設立地目標は 145 施設、施設整備率は全地区平均でおおむね 50%と設定する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の法人税）について、適用件数 3 件及び適用総額 105.1 百万円と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>																				
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数及び適用額の実績把握（評価表中 9①の欄への補足説明） 件数・取得価格については現地立地企業及び府県アンケート調査による。算出方法は以下のとおり。</p> <p>(算定式) I 建物及び付属設備：取得価格（2 億円以上）×特別償却率（6/100） II 機械及び装置：取得価格（240 万円以上）×特別償却率（12/100）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>取得価格（百万円）</th> <th>特別償却率</th> <th>適用額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度 I</td> <td>1 件</td> <td>1616</td> <td>× (6/100)</td> <td>= 96.96</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>2 件</td> <td>68</td> <td>× (12/100)</td> <td>= 8.16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>= 105.1</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	取得価格（百万円）	特別償却率	適用額（百万円）	平成 27 年度 I	1 件	1616	× (6/100)	= 96.96	II	2 件	68	× (12/100)	= 8.16					= 105.1
	適用件数	取得価格（百万円）	特別償却率	適用額（百万円）																
平成 27 年度 I	1 件	1616	× (6/100)	= 96.96																
II	2 件	68	× (12/100)	= 8.16																
				= 105.1																
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																				

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）2 件及び適用額（法人税）14,231 千円（平成 26 年度）は、前回（平成 26 年度）評価時の将来推計 9 件及び 40 百万円の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 僅少・偏りの状況（評価表中 9①の欄への補足説明） 初期の想定より実績が下回ったのは、景気は回復傾向であるものの、設備投資について慎重になり規模縮小・見直しを行ったこと等が影響し、要件に合致しなかったことが推測される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額について、平成 30 年度における適用件数 5 件及び適用総額 300.5 百万円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>																				
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数等（評価表中 9①の欄への補足説明） 件数・取得価格については現地立地企業及び府県アンケート調査による。また、取得価格が未定の場合については要件合致の最低条件と仮定。算出方法は以下のとおり。</p> <p>(算定式) I 建物及び付属設備：取得価格（2 億円以上）×特別償却率（6/100） II 機械及び装置：取得価格（240 万円以上）×特別償却率（12/100）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>取得価格（百万円）</th> <th>特別償却率</th> <th>適用額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度 I</td> <td>2 件</td> <td>400</td> <td>× (6/100)</td> <td>= 24.0</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>3 件</td> <td>2304.8</td> <td>× (12/100)</td> <td>= 276.57</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>= 300.5</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	取得価格（百万円）	特別償却率	適用額（百万円）	平成 30 年度 I	2 件	400	× (6/100)	= 24.0	II	3 件	2304.8	× (12/100)	= 276.57					= 300.5
	適用件数	取得価格（百万円）	特別償却率	適用額（百万円）																
平成 30 年度 I	2 件	400	× (6/100)	= 24.0																
II	3 件	2304.8	× (12/100)	= 276.57																
				= 300.5																
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																				

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果について、「本税制特例措置を活用した企業（活用見込みを含む）にあてたアンケート結果より企業立地に係る意思決定に対して、重要なインセンティブとなったと回答した企業が、回答数13社のうち7社であった」と説明されているが、7社の年度ごとの内訳は示されておらず、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の効果（評価表中9③租税特別措置等による直接的な効果の欄への補足説明）
平成25年度から平成27年度までの間に研究所用施設は121施設から129施設へ増加した。平成27年度までに本税制特例措置を活用した企業にあててアンケートをとっており、その内、分析対象期間である平成25年度及び平成27年度に本特例措置を活用し新規立地した企業2社からは、企業立地に係る意思決定に対して重要なインセンティブとなったという回答を得ている。さらに、平成25年度に新規立地した1社については「税制特例がなければ立地しなかった」との回答及び平成27年度に立地した1社については、「弊社の用地選定においては、企業立地における優遇施策（補助金、税制優遇）等の調査結果を踏まえて意思決定している。」と回答していることから、2社ともに特別措置に直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、「H28以降については過年度の実績を元に年当たりの平均値を算出」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた過年度の範囲等）が明らかにされていない。

② 将来の効果について、「今後2年間においても多数の研究所施設の進出が見込まれており関連施設等の新規立地が期待される」と説明されているが、2年間の利用見込企業の立地件数及び整備率の増加に占める割合が不明であり、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の効果（評価表中9③《効果》○達成目標の実現状況の欄への補足説明）
平成25年度から平成27年度の各年度の整備率上昇値から平均上昇整備率を算出し、平成28年度以降の整備率に加算。算出方法は以下のとおり。

(算定式)

期 間	整備率	整備率上昇値 (%)
平成25年度～平成26年度	44.7	42.9 = 1.8
平成26年度～平成27年度	48.1	44.7 = 3.4
平均上昇整備率：(1.8+3.4) ÷ 2 = 2.6		

	前年度整備率	平均上昇整備率	整備率 (%)
平成28年度	48.1	+ 2.6	= 50.7
平成29年度	50.7	+ 2.6	= 53.3
平成30年度	53.3	+ 2.6	= 55.9

② 将来の効果（評価表中9③《効果》○租税特別措置等による直接的な効果の欄への補足説明）
現地立地企業及び府県アンケート調査により新規立地企業は平成28年度から平成29年度までに11社見込まれている。その内、本特例措置活用が見込まれる企業は5社である。

租税特別措置の直接的な効果の予測及び事後の検証にあたっては、立地企業に対してアンケート調査等を実施し、「税制特例がなければ立地しなかった」もしくは「税制特例がなくても立地を検討した」かどうかを択一回答する項目を設けるなどして直接的な効果の予測及び事後の検証をおこなっている。

直接的な効果の予測について、今後立地を予定している企業の1社からは、立地場所の選定において特別措置の存在を踏まえて意思決定している旨の回答を得ており、特別措置の直接的な効果があると推測される。

過去のアンケートにおいて、立地の検討において、重要なインセンティブとなったと回答した企業の割合は約50%であることから、今後2年間に立地予定の企業5社のうち、約半数は本特例措置を踏まえて立地の意思決定をしていると推測される。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の税収減是認効果（評価表中9③《税収減を是認するような効果の有無》の欄への補足説明）
平成25年度から平成27年度までの間に研究所用施設は121施設から129施設へ増加した。平成27年度までに本税制特例措置を活用した企業にあててアンケートをとっており、その内、分析対象期間である平成25年度及び平成27年度に本特例措置活用し新規立地した企業2社からは、企業立地に係る意思決定に対して重要なインセンティブとなったという回答を得ている。さらに、平成25年度に新規立地した1社については「税制特例がなければ立地しなかった」との回答及び平成27年度に立地した1社については、「弊社の用地選定においては、企業立地における優遇施策（補助金、税制優遇）等の調査結果を踏まえて意思決定している。」と回答していることから、2社ともに特別措置に直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の税収減是認効果（評価表中9③《税収減を是認するような効果の有無》の欄への補足説明）
現地立地企業及び府県アンケート調査により新規立地企業は平成28年度から平成29年度までに11社見込まれている。その内、本特例措置活用予定の企業は5社である。

租税特別措置の直接的な効果の予測及び事後の検証にあたっては、立地企業に対してアンケート調査等を実施し、「税制特例がなければ立地しなかった」もしくは「税制特例がなくても立地を検討した」かどうかを択一回答する項目を設けるなどして直接的な効果の予測及び事後の検証をおこなっている。

直接的な効果の予測について、今後立地を予定している企業の1社からは、立地場所の選定において特別措置の存在を踏まえて意思決定している旨の回答を得ており、特別措置の直接的な効果があると推測される。

過去のアンケートにおいて、立地の検討において、重要なインセンティブとなったと回答した企業の割合は約50%であることから、今後2年間に立地予定の企業5社のうち、約半数は本特例措置を踏まえて立地の意思決定をしていると推測される。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目③に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 ・建物及び附属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100 ・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100 ※対象資産を新設または増設したものに限定。 《関係条項》 ・租税特別措置法 第44条、第68条の19 ・同法施行令 第28条の4
4	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成25年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100 平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃) 平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100 平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100 平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100 平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成27年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 ※対象資産を新設または増設したものに限定。

7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市建設促進法（以下、「促進法」という。）に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○関西文化学術研究都市建設促進法 ・第1条「関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設」 ・第10条「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする」 ○関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日） 国及び地方公共団体の役割として、「文化学術研究施設等の整備、誘導を推進」 ○新たな国土形成計画（平成27年8月閣議決定） ・リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成 「国及び独立行政法人並びに企業のような研究機関、大学等が集積する筑波研究学園都市、大学、研究機関、オンリーワンの技術を有する中小企業等が集積する関西文化学術研究都市や、沿線の大学、研究機関等の連携が強化されるなど、知的対流（ナレッジ・リンク）の形成・拡大により、スーパー・メガリージョン内外のヒト、モノ、情報の高密度な連携から、高度な価値創造が行われる可能性がある。」 ・「次世代がん治療の開発実用化、生活支援ロボットの実用化、革新的な省エネルギー技術の開発等を目指す筑波研究学園都市、最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、スマートコミュニティ等のエネルギー分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する」 ○近畿圏広域地方計画（平成28年3月策定） ・関西成長エンジンプロジェクト イノベーションを支える知的拠点整備事業 高度な知的人材集積事業 ○第5期科学技術基本計画（平成28年閣議決定） 「我が国では、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成を進めてきた。また、近年、基礎研究から応用研究、開発研究へと一方向に進むリニアモデルではなく相互に作用しながらスパイラル的に進展する状況も生じており、多様な主体を引き寄せる場を形成することが、イ</p>

		ノベーションの迅速な創出に一層有効」																																																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	促進法第10条(税制上の措置) 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標94 ②関西文化学術研究都市における立地施設数																																																												
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数及び施設整備率を目標としており、平成28年度までの施設立地目標は140施設、施設整備率は全地区平均でおおむね47%としている。 最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成36年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね60%以上とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。																																																												
9	有効性等	① 適用数等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H25年度(実績)</th> <th colspan="3">H26年度(実績【単位:百万円】)</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3.0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H27年度(推計)</th> <th colspan="3">H28年度(推計)</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>105.1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>69.4</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H29年度(推計)</th> <th colspan="3">H30年度(推計)</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>474.5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>300.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用総額については、特別償却限度額(単位:百万円) ※2 H25～26実績については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※3 H27～30推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による 前回要望時の所期の想定では平成27年度11件程度と予測していたと</p>		H25年度(実績)			H26年度(実績【単位:百万円】)			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		2	2	3.0	2	2	14.2		H27年度(推計)			H28年度(推計)			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		3	2	105.1	5	3	69.4		H29年度(推計)			H30年度(推計)			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		5	3	474.5	5	3	300.5
	H25年度(実績)			H26年度(実績【単位:百万円】)																																																										
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																								
	2	2	3.0	2	2	14.2																																																								
	H27年度(推計)			H28年度(推計)																																																										
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																								
	3	2	105.1	5	3	69.4																																																								
	H29年度(推計)			H30年度(推計)																																																										
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																								
	5	3	474.5	5	3	300.5																																																								

	<p>ころ3件の適用であったが、平成27年度改正により新設または増設に限定となったこと等が影響していると推測されるため、想定外に僅少ではない。</p>																												
②: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度 (実績)</th> <th>H26年度 (実績)</th> <th>H27年度 (推計)</th> <th>H28年度 (推計)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0.8</td> <td>3.6</td> <td>25.2</td> <td>16.2</td> <td>111.0</td> <td>69.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額については「①適用数等」において示した適用総額より、下記算定式により算出した。 【算定式】 適用総額×法人税率 ※法人税率についてはH25:26.0.255、H27:0.239、H28:29.0.234、H30:0.232にて計算</p>		H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (推計)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	減収額	0.8	3.6	25.2	16.2	111.0	69.8														
	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (推計)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)																							
減収額	0.8	3.6	25.2	16.2	111.0	69.8																							
③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度 (実績)</th> <th>H26年度 (実績)</th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (推計)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立件数</td> <td>121</td> <td>126</td> <td>129</td> <td>135</td> <td>140</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H28～30については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度 (実績)</th> <th>H26年度 (実績)</th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (推計)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>42.9</td> <td>44.7</td> <td>48.1</td> <td>50.7</td> <td>53.3</td> <td>55.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H28以降については過年度の実績を元に年当りの平均値を算出し加算</p> <p>○所期の目標の達成状況 文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成28年度4月時点で130施設と平成28年度末までの施設立地目標140施設に届いていない状況。拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地が必要なため、引き続きの本特例措置が必要である。 施設整備率については、平成28年度末までに施設整備率を全地区平均でおおむね47%以上と設定しており、平成27年度末で、約48%となっており、目標は達成している。 最終的には施設整備率60%以上が必要であると考えているため文化学術研究施設の集積メリットを発揮するには至っていない。 ○租税特別措置等による直接的な効果 本税制特別措置を活用した企業（活用見込み含む）にあてたアンケート結果より企業立地に係わる意志決定に対して、重要なインセンティブとなったと回答した企業が、回答数13社のうち7社であった。 本税制を活用した企業は42社あるため立地誘導に相当の効果があると評価できる。また、今後2年間においても多数の研究所施設の進出が見</p>		H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	施設立件数	121	126	129	135	140	142		H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	施設整備率	42.9	44.7	48.1	50.7	53.3	55.9
	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)																							
施設立件数	121	126	129	135	140	142																							
	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)																							
施設整備率	42.9	44.7	48.1	50.7	53.3	55.9																							

		<p>込まれており関連施設等の新規立地が期待される。そのうち、平成29年度予定企業も本特例措置の活用を予定していることから、本特例措置は達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 H27年度に新規立地した研究施設については、上記減収額に比して数十億円の大規模な投資が行われており、大学や他機関との共同研究・交流等が進み、研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果が期待できることから、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。 平成25年度から平成27年度までの間に研究所用施設数は、121施設から129施設へ増加し、今後2年間においても多数の研究所施設の進出が見込まれており関連施設等の新規立地によって集積度が高まり、学研都市の集積メリット発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであり、今後も税収減を是認する効果が期待される。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担を回ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。 租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。 適用対象については、投資資金額が2億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、関西文化学術研究都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。また、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割 ー</p>

	分担	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 【国交 18】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数及び適用額について、「対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件（136件－62件）であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。 適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）62件及び適用額（法人税）5,633百万円（平成26年度）は、前回（平成25年度）評価時の将来推計157件及び20,494百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】	前回要望時の想定より適用実績が下回ってはいるが、平成26年度の制度改正の影響を鑑みると、想定外に僅少な水準ではないと考えている。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、適用数に関して「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」、また、1件当たりの適用額に関して「平成26年度の『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（財務省）に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率『日本の統計（総務省HP）』で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件（136件－62件）であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。 適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、適用数に関して「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」、また、1件当たりの適用額に関して「平成26年度の『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（財務省）に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率『日本の統計（総務省HP）』で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件（136件－62件）であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。 適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（平成25年度及び27年度）が把握されていない。 ② 過去の効果（平成26年度）について、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（財務省）に記載された平成26年度の適用数及び『経済センサス基礎調査（平
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

成 26 年)』から算出した資本金別の 1 事業者当たりの従業者数をもとに、本税制による移転先での雇用創出効果を推計すると 3,839 人と推計される」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 平成 25 年度は平成 26 年度の制度見直し前のため、また、平成 27 年度は推計に用いる「経済センサス基礎調査」、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の値が出ていないため算出していない。 ② 「(別紙) 移転先での雇用創出効果推計方法」を追加で添付
【点検結果】 ① 過去の効果(平成 27 年度)が把握されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果(平成 31 年度)が予測されていない。 ② 将来の効果について、「将来的にも同程度の移転が行われると考えられ、人口増加を抑制する効果が期待される」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 効果を測定する数値の将来予測が出ていないが、適用数が従来から同程度で推移していることから、将来においても同様の効果をもたらすと考えている。 ② 「(別紙) 移転先での雇用創出効果推計方法」を追加で添付。適用数は従来から同程度で推移しているため、将来においても 6.5%の人口増加を抑制する効果をもたらすと考えている。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】 点検項目⑤及び⑦で説明済
【点検結果】 ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】 点検項目⑥及び⑧で説明済
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目③、⑦及び⑨に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(別紙)移転先での雇用創出効果推計方法

(1) 平成28年経済センサス基礎調査の第35-1表を用いて、資本金階別の1事業所当たりの従業者数を求める。

(1)-1 「A～R 全産業(※公務を除く)」の値から、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による適用件数がゼロの鉱業等の値を除く
A～R 全産業(※公務を除く)(注1)

資本金階級	300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～3000万円未満	3000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円～50億円未満	50億円以上
事業所数(総数(存続・新設))	109009	605406	224896	578309	71154	48014	16125	7893	3685	2234
(従業者数)総数(存続・新設)(注2)	668951	3642998	1681404	7437356	1917096	1995507	1126289	883904	657265	1307781

05 鉱業、採石業、砂利採取業(注1)

資本金階級	300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～3000万円未満	3000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円～50億円未満	50億円以上
事業所数(総数(存続・新設))	29	287	158	559	81	57	18	6	19	25
(従業者数)総数(存続・新設)(注2)	172	1562	1025	5666	999	1106	422	71	75	1758

A～R - 鉱業等

資本金階級	300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～3000万円未満	3000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円～50億円未満	50億円以上
事業所数(総数(存続・新設))	108980	60519	224738	577750	71073	47957	16107	7887	3666	2209
(従業者数)総数(存続・新設)(注2)	668679	3641436	1680379	7431688	1916097	1994499	1125867	883833	657190	1306023

(1)-2 上記で求めた値を、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)で用いている資本金階級に合わせる。

資本金階級	～1000万円未満	1000万円～3000万円未満	3000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	50億円以上
事業所数(総数(存続・新設))	938837	577750	71073	47957	16107	7887	5875	2209
(従業者数)総数(存続・新設)(注2)	5990494	7431688	1916097	1994499	1125867	883833	1963243	1306023
1事業所当たり従業者数(従業者数/事業所数) (a)	6.380760451	12.86315534	26.9595627	41.5893196	69.89923636	112.0620008	334.1639149	591.2281575

(注1) 資本金の不詳を含む。
(注2) 男女別の不詳を含む。

出典: 平成28年経済センサス基礎調査 報表集計 事業所に関する集計
第35-1表 産業(中分類)、資本金階級(1区分)、単独・本所(2区分)、存続・新設・廃業(平成24年～28年)別従業者数及び男女別従業者数
(外国の会社を除く(会社の単独及び本所事業所)→全国)

(2) (1)で求めた値と「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の値を用い、資本金階別の従業者数を求める。

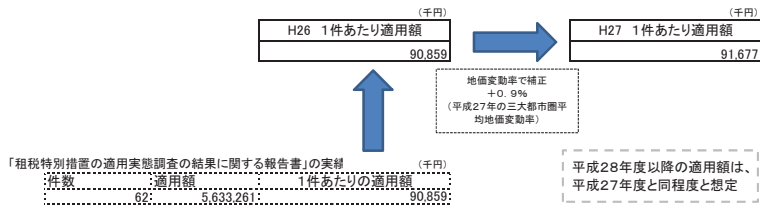
所有期間が10年を超える建築物等の既成市街地等の内から外への買換え(第1号)の業種別・資本金階級別適用件数及び適用額

業種	資本金階級		3,000万円以下		5,000万円以下		1億円以下		3億円以下		5億円以下		10億円以下		100億円以下		100億円超	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
農林水産業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	3	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
小売業	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料理飲食旅館業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
不動産業	7	7	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	(b)	13	18	13	7	2	1	1	4	2	1	1	4	2	合計	61件*		

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成28年度の適用件数は62件であり、その内単独法人が61件、連結法人が1件であった。適用のあった連結法人の事業所数が不明であり、効果が過大になることを避けるため、連結法人分については算定に用いていない。

1事業所当たり従業者数 (a)	6.380760451	12.86315534	26.9595627	41.5893196	69.89923636	112.0620008	112.0620008	334.1639149	591.2281575		
推計従業者数 (a)×(b)	82.94989567	231.5367962	350.4743151	291.1252372	139.7984727	112.0620008	112.0620008	1336.65566	1182.456316	合計	3,839

(別紙)1件あたりの適用額の考え方



【参考】圏域別地価変動率 (単位: %)

年次	全国平均	三大都市圏平均	地方圏平均
H25	△ 2.3	△ 0.2	△ 2.9
H26	△ 1.5	0.4	△ 2.1
H27	△ 0.9	0.9	△ 1.5

国土交通省HP「都道府県地価調査」<http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/chika-chousa>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義・所得税:外)(国税11) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等*1 内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象:既成市街地等*1 の区域内で店舗を除く事務所若しくは事業所として使用されている建物又は土地等*2 で所有期間が10年を超えるもの</p> <p>買換対象:土地等*2、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等*3 及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの(農林業は市街化区域以外)</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部 *2…土地又は土地の上に存する権利 *3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域(名古屋市の一部を除く)</p> <p>《関係条項》(所得税)第37条第1項の表の第1号 (法人税)第65条の7第1項の表の第1号</p>
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長(条件変更)</p> <p>平成26年度 3年延長(条件変更:4号廃止、5号を縮減し1号に統合)</p>
7	適用又は延長期間	3年間 (所得税)平成29年12月31日まで → 平成32年12月31日(3年延長)

			(法人税)平成29年3月31日まで → 平成32年3月31日(3年延長)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において産業及び人口の適正配置を推進することで成果をあげてきた。引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百二十九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和三十九年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 <p>三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:7 都市再生・地域再生の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。</p> <p>【補足説明】延長要望期間中(平成29年度～平成32年度)の各年度において経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減し、三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることで、過度な集中による外部不経済を解消し、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。</p>

9	有効性等	① 適用数等	○所得税	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <th>適用件数(件)</th> <td>—</td> <td>74</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> </tr> <tr> <th>適用額(百万円)</th> <td>—</td> <td>6,724</td> <td>6,968</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> </tr> </table>	年度	平成25	26	27	28	29	30	31	区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	—	74	76	75	75	75	75	適用額(百万円)	—	6,724	6,968	6,876	6,876	6,876	6,876
			年度	平成25	26	27	28	29	30	31																										
区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																													
適用件数(件)	—	74	76	75	75	75	75																													
適用額(百万円)	—	6,724	6,968	6,876	6,876	6,876	6,876																													
○法人税	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <th>適用件数(件)</th> <td>—</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> </tr> <tr> <th>適用額(百万円)</th> <td>—</td> <td>5,633</td> <td>5,868</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> </tr> </table>	年度	平成25	26	27	28	29	30	31	区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	—	62	64	63	63	63	63	適用額(百万円)	—	5,633	5,868	5,776	5,776	5,776	5,776			
年度	平成25	26	27	28	29	30	31																													
区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																													
適用件数(件)	—	62	64	63	63	63	63																													
適用額(百万円)	—	5,633	5,868	5,776	5,776	5,776	5,776																													

(1)平成26年度の税制改正要望において制度が見直しされたため、見直し前である平成25年度の適用件数等については記載していない。
(見直し前)既成市街地等→近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域内
(見直し後)既成市街地等→近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域内又は都市開発区域の市街化区域内

(2)適用件数及び適用額は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。ただし、法人税の平成26年度分については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による。なお、当該報告書から適用者数は適用件数と同数と想定する。
また、平成28年度の見込みについては、平成26年度から平成27年度実績の平均値から算出し、平成29年度以降の見込みについては、平成28年度の見込みと同程度の適用件数及び適用額を見込んでいる。

(3)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている平成26年度の適用実績を参照すると、11の業種への適用があり、想定外に特定の人への偏りはみられない。
また、前回要望時の所期の想定では適用数は380件程度と予測していたところ、直近2年間の平均で140件程度の適用があり、想定外に僅少とはなっていない。件数が下回ったのは、平成26年度の制度見直しに関する周知が不足していた可能性が考えられる。

② 減収額	○所得税	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <th>減収額(百万円)</th> <td>—</td> <td>1,009</td> <td>1,045</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> </tr> </table>	年度	平成25	26	27	28	29	30	31	区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	—	1,009	1,045	1,031	1,031	1,031	1,031
	年度	平成25	26	27	28	29	30	31																		
区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																			
減収額(百万円)	—	1,009	1,045	1,031	1,031	1,031	1,031																			
○減収見込額は以下のとおり算出している。 減収見込額=適用件数 ^{※1} ×1件あたりの適用額 ^{※2} ×税率 ^{※3} ^{※1} …政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。 ^{※2} …平成26年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率(「日本の統計(総務省HP)」)で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している。平成28年度以降の地価は平成27年度と同水準と仮定した。 ^{※3} …15%で算出。																										

③ 効果・税収減は認効果	○法人税	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <th>減収額(百万円)</th> <td>—</td> <td>1,436</td> <td>1,402</td> <td>1,352</td> <td>1,352</td> <td>1,340</td> <td>1,340</td> </tr> </table>	年度	平成25	26	27	28	29	30	31	区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	—	1,436	1,402	1,352	1,352	1,340	1,340	
	年度	平成25	26	27	28	29	30	31																			
区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																				
減収額(百万円)	—	1,436	1,402	1,352	1,352	1,340	1,340																				
○効果	<p>・減収見込額の算出式は所得税と同様。 ・適用件数は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。ただし、法人税の平成26年減収額については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。 なお、平成28年度の見込みについては、平成26年度から平成27年度実績の平均値から算出し、平成29年度以降の見込みについては、平成28年度の見込みと同程度の適用額を見込んでいる。 ・税率は、平成26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28・29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%で算出。</p> <p>○達成目標の実現状況 平成26年内の事業所数等の増減</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">事業所数 計</th> <th colspan="2">内 従業者</th> <th rowspan="2">従業者数 (人)</th> </tr> <tr> <th>30人~299人</th> <th>300人以上</th> </tr> <tr> <td>近郊整備地帯等及び都市開発区域</td> <td>▲2.47%</td> <td>▲0.07%</td> <td>+1.48%</td> <td>+0.47%</td> </tr> <tr> <td>全国(上記区域を除く)</td> <td>+8.06%</td> <td>+0.23%</td> <td>▲4.64%</td> <td>▲0.60%</td> </tr> </table> <p>資料：工業統計表「市区町村編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)</p> <p>○所期の目標の達成状況 ・製造業の従業者数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国の増加率よりも高く、前回要望時の目標を達成しており、既成市街地等における人口・産業の過度の集中を防止し、効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編が一定程度進捗している。 ・事業所数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国よりも低い値となっているが、規模の大きい事業所に限れば目標を達成している。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載された平成26年度の適用件数及び「経済センサス基礎調査(平成26年)」から算出した資本金別の1事業者当たりの従業者数をもとに、本税制による移転先での雇用創出効果を推計すると3,839人と推計される。 上記の雇用創出効果のうち、正規職員に相当する数の者が事務所の移転に伴い移転するものと仮定し、また、正規職員とその家族がすべて移転すると仮定すると、「就業構造基本調査(平成24年)」による正規職員比率、「国民生活基礎調査(平成26年)」による一般雇員世帯(最多所得者が個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯)の平均世帯人員数から推計すると、既成市街地等からの移転者は以下の表の通りとなる。</p> <table border="1"> <tr> <th>推計雇用創出効果</th> <th>うち正規職員</th> <th>既成市街地等からの移転人数</th> </tr> <tr> <td>(a)</td> <td>(b)=(a)×0.618</td> <td>(c)=(b)×2.85</td> </tr> <tr> <td>3,839</td> <td>2,373</td> <td>6,763</td> </tr> </table>		事業所数 計	内 従業者		従業者数 (人)	30人~299人	300人以上	近郊整備地帯等及び都市開発区域	▲2.47%	▲0.07%	+1.48%	+0.47%	全国(上記区域を除く)	+8.06%	+0.23%	▲4.64%	▲0.60%	推計雇用創出効果	うち正規職員	既成市街地等からの移転人数	(a)	(b)=(a)×0.618	(c)=(b)×2.85	3,839	2,373	6,763
	事業所数 計			内 従業者			従業者数 (人)																				
		30人~299人	300人以上																								
近郊整備地帯等及び都市開発区域	▲2.47%	▲0.07%	+1.48%	+0.47%																							
全国(上記区域を除く)	+8.06%	+0.23%	▲4.64%	▲0.60%																							
推計雇用創出効果	うち正規職員	既成市街地等からの移転人数																									
(a)	(b)=(a)×0.618	(c)=(b)×2.85																									
3,839	2,373	6,763																									

			<p>※1…推計雇用創出効果は、適用件数1件につき1事業所が移転すると仮定し、資本金別の適用件数に、資本金別の1事業所当たりの従業員数を乗じて推計。</p> <p>※2…既成市街地等からの移転人数＝うち正規職員×一般常雇者世帯の平均世帯人員数</p> <p>一方、国勢調査によると、平成22年から平成27年の期間における既成市街地等の年当たりの人口増加の平均は約9.8万人であり、平成26年も同様に推移していたとすると、上述の推計により移転人数がなかった場合、平成26年は「9.8+0.68」万人増加と推計できるところであり、仮定によるものであるが、本税制の適用を受けた移転により既成市街地等においては、「0.68÷(9.8+0.68)×100」＝6.5%の人口増加を抑制する効果があった。</p> <p>将来的にも同程度の移転が行われると考えられ、人口増加を抑制する効果が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の税収減は毎年約15億円であるが、これまで、本特例措置によって政策区域において産業及び人口の適正配置を推進することで、三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するという効果をあげてきた。</p> <p>将来的にも同程度の税収減が見込まれるが、引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現という効果をあげることができると考えられる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による工場移転等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。</p> <p>また、本特例措置の適用要件は、譲渡資産の用途を既成市街地等における、店舗を除く事務所及び事業所(工場、作業場、倉庫等)に限定し、買換資産の対象区域を三大都市圏の近郊整備地帯の市街化区域等に限定しており、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現という政策目的に照らして適正かつ必要最低限の措置である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の政策手段はない。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>	
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月(H25国交15)	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的（地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市の再生を推進する）に対する達成目標の寄与について、「本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである」と説明されているが、評価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標は達成されているため、租税特別措置等の達成目標としては不適切であり、本特例措置によって政策目的が実現されることが明らかになされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積における、主要な拠点地域（一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの）の延べ床面積の割合の増減率を示す都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものである。</p> <p>その上で、人口減少時代を迎える中、都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけ悪化させないことが重要であることから、本特例措置の達成目標の設定としては適切であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（平成26年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>適用を受ける前提となる民間誘導施設等整備事業計画の大臣認定の実績がないため、適用件数・適用額は0である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）2件（平成26年度）は、前回（平成25年度）評価時の将来推計20件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>市町村への立地適正化計画の取り組みに関する意向調査を踏まえて、税制適用に必要な計画が作成されることを前提として減収見込み額を推計していたが、計画の作成については、住民や関係者の理解を得るために一定の時間を要する。当初の前提より計画の作成に時間がかかり、結果として本特例の適用実績が出てくるまでに一定の時間を要することも考え得るため、適用数は想定外に僅少ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（平成29年度から31年度までの所得税及び法人税）について、別紙により算定されているが、上記③僅少・偏りの状況のとおり、大きく予測を外した前回の算定方法とほぼ同じであるため、「平成28年8月1日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289の自治体が計画の作成について具体的な取り組みを行っている」等の情報を活用するなどして、算定方法を適切にする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>前回評価時の将来推計と適用実績に差異があるのは、算定方法の精度の問題では無く、立地適正化計画の作成に当初の前提よりも時間がかかっていることに起因するものであるから、算定方法は適切であると考えている。また、本税制適用の前提となる立地適正化計画について多数の市町村が作成中という段階であるため、調査対象が特定できず個別案件による算定も困難であることから、土地取引等の状況から減収見込み額を算定する前回の方法を使用している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>適用を受ける前提となる民間誘導施設等整備事業計画の大臣認定の実績がないため、過去の減収額は0である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から31年度までの法人税）について、別紙により算定されているが、上記③僅少・偏りの状況のとおり、大きく予測を外した前回の算定方法とほぼ同じであるため、「平成28年8月1日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289の自治体が計画の作成について具体的な取り組みを行っている」等の情報を活用するなどして、算定方法を適切にする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>前回評価時の将来推計と適用実績に差異があるのは、算定方法の精度の問題では無く、立地適正化計画の作成に当初の前提よりも時間がかかっていることに起因するものであるから、算定方法は適切であると考えている。また、本税制適用の前提となる立地適正化計画について多数の市町村が作成中という段階であるため、調査対象が特定できず個別案件による算定も困難であることから、土地取引等の状況から減収見込み額を算定する前回の</p>

方法を使用している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果について、「平成26年度から平成28年度にかけて、各年度において前年度比+0%以上とすることを目標としており現段階において目標は達成している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及び根拠）が明らかにされていない。
② 達成目標（都市機能集積率が、延長要望期間中の各年度において、前年度比+0%）に対する効果の寄与について、評価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標が達成されており、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 都市機能集積率は、分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域の延べ床面積として、その増減率を測定し、都市機能の拡散・集積の動向を評価するものである。平成27年度分の調査結果（274/6,567 km^2 ≒4%）を平成26年度分の結果（268/6,442 km^2 ≒4%）と比較すると、増減率は+0%以上となっている。
② 本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積における、主要な拠点地域の延べ床面積の割合の増減率を示す都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものである。 その上で、人口減少時代を迎える中、都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけ悪化させないためには、本税制特例等の措置を講じていく必要があると考えている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
② 達成目標（都市機能集積率が、延長要望期間中の各年度において、前年度比+0%）に対する効果の寄与について、「現在のところ本特例措置の適用実績はないが、将来的に適用が見込まれており、都市機能の集積に寄与するものである」と説明されているが、評価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標が達成されており、当該効果について、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
【国土交通省の補足説明】
① 本税制の対象エリアとなる都市機能誘導区域は、都市機能集積率の算出根拠となる主要な拠点地域となることが想定され、本税制の対象事業となる認定誘導施設等整備事業は建築物を整備することから、認定誘導施設等整備事業の実施により、主要な拠点地域における誘導施設数及び延べ床面積は増加することとなる。現在、数件の認定誘導施設等整備事業の実施が見込まれているため、目標達成に効果があると考えている。 また、本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものであるため、測定指標としては適切であると考えている。
② ①の通り、本特例措置の測定指標として適切であると考えており、また、現段階においては目標を達成しているが、人口減少時代を迎え中心市街地の衰退・都市機能の拡散により中心拠点の床需要が減少する中で、主要な拠点地域における都市機能の維持・集

積を図り、本政策課題を達成していくためには、本税制を含めた施策を講じる必要があると考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「主要な拠点地域における誘導施設数及び延べ床面積は増加することとなる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】
点検項目⑤及び⑦で説明済
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】
点検項目⑥及び⑧で説明済
【点検結果】
① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税・義・所得税:外)(国税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する認定民間誘導施設等整備事業に係る誘導施設の事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換え特例(繰延割合80%)の適用期限を3年間延長する。 《関係条項》(所得税)第37条第1項の表の第5号 (法人税)第65条の7第1項の表の第5号、 第68条の78第1項の表の第5号
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	3年間 (所得税)平成29年12月31日まで⇒平成32年12月31日(3年延長) (法人税)平成29年3月31日まで ⇒平成32年3月31日(3年延長)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、(略)立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②:政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する ○経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 「第3章 経済・財政一体改革の推進-5. 主要分野ごとの改革の取組- (1)社会保障-②コンパクト・プラス・ネットワークの推進」において、「平成

										32年度までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である」旨、定められている。 ○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 「第2 具体的施策-11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化-(2)新たに講ずべき具体的施策」において、「(略)コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮できる取組を進める」旨、定められている。																												
										③:達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的としていることから、都市の拡散・集積の動向を評価する都市機能集積率が、延長を望期間中(平成29年度～平成32年度)の各年度において、前年度比+0%以上とすることを目標とする。 【補足説明】都市機能集積率:人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである。																												
9	有効性等	①:適用数等								○所得税																												
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	0	0	0	7	7	7	適用額(百万円)	0	0	0	117	117	117
年度	平成26	27	28	29	30	31																																
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																
適用件数(件)	0	0	0	7	7	7																																
適用額(百万円)	0	0	0	117	117	117																																
										○法人税																												
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1223</td> <td>1223</td> <td>1223</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	0	0	0	44	44	44	適用額(百万円)	0	0	0	1223	1223	1223
年度	平成26	27	28	29	30	31																																
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																
適用件数(件)	0	0	0	44	44	44																																
適用額(百万円)	0	0	0	1223	1223	1223																																
										(1)所得税及び法人税の平成26年度～平成28年度の適用件数・適用額は本特例措置の対象となる民間誘導施設等整備事業計画の認定案件が出ていないため0である。 (2)平成29年度以降の見込みの適用件数・適用額の算出方法は別紙参照。 平成29年度以降も同程度の適用件数、適用額を見込んでいる。 (3)前回要望時の所期の想定では適用数は25件程度(所得税5件、法人税20件)と予測していたところ、本特例措置の対象となる民間誘導施設等整備事業計画の認定案件が出ていないため、現在までの適用件数は0件である。 立地適正化計画の作成においては、住民の意見を聞きながら進めることや、都市計画審議会にかけることが法律上も明記されており、また、福祉などの都市計画以外の分野との連携が必要となってくる。計画の実効性を確保するためには作成にいたるプロセスが非常に重要であり、住民や関係者の理解を得るためには一定の時間を要することから、結果として本特例につ																												

		<p>いても適用実績が出てくるまでに一定の時間を要することも考えられるところであるため、適用数は想定外に僅少ではない。平成 28 年 8 月 1 日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289 の自治体が計画の作成について具体的な取組を行っているため、本特例措置の今後の適用も見込まれるところである。</p>																																										
	② 減収額	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>229</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)平成 29 年度以降の見込みの減収額の算出方法は別紙参照。平成 29 年度以降も同程度の適用件数、適用額を見込んでいる。</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	0	0	0	14	14	14	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	0	0	0	229	229	229
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																						
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																						
減収額(百万円)	0	0	0	14	14	14																																						
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																						
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																						
減収額(百万円)	0	0	0	229	229	229																																						
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>「主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度比</td> <td>前年度比</td> <td>前年度比</td> <td>前年度比</td> </tr> <tr> <td>+0%(約 4%)</td> <td>+0%(約 4%)</td> <td>+0%(約 4%)</td> <td>+0%(約 4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現在のところ本特例措置の適用実績はないが、将来的に適用が見込まれており、都市機能の集積に寄与するものであると考えられる。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、各年度において前年度比+0%以上とすることを目標としており現段階において目標は達成しているが、本特例措置を延長し活用することで、より一層の都市機能の集積を図る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の税収減は毎年約 250 百万円であるが、本特例措置を講じることによって、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地が図られ、人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営を可能とする効果がある。</p>		H25	H26	H27	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	+0%(約 4%)	+0%(約 4%)	+0%(約 4%)	+0%(約 4%)																														
	H25	H26	H27																																									
前年度比	前年度比	前年度比	前年度比																																									
+0%(約 4%)	+0%(約 4%)	+0%(約 4%)	+0%(約 4%)																																									
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>																																										

	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年8月(H25 国交 11)

(別紙) 減収見込み額について

1. 減収見込額

243 (百万円)

2. 算出根拠

(1) 所得税

特例適用見込件数：7件/年

1件あたりの減収見込額：2.0万円

1年あたりの減収見込額：2.0百万円×7件＝14百万円

(2) 法人税

特例適用見込件数：44件/年

1件あたりの減収見込額：5.2百万円

1年あたりの減収見込額：5.2百万円×44件＝229百万円

(3) 合計

14百万円＋229百万円＝243百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成26年の土地取引数は、約126万件（平成27年土地白書）

・これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて

個人：126万件×65.4%＝82万件

法人：126万件×27.9%＝35万件

・個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合（個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入）は、

個人：10.6%、法人：37.1%

個人：82万件×10.6%＝8.7万件

法人：35万件×37.1%＝13.0万件

・土地取引について、宅地を購入する割合は、

個人：59.0%、法人：49.1%

個人：8.7万件×59.0%＝5.1万件

法人：13.0万件×49.1%＝6.4万件

・取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、

個人：5.1万件×72.9%＝3.7万件

法人：6.4万件×72.9%＝4.7万件

・さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.9%。また、法人が土地を売却する場合に不動産の購入を目的とする割合は18.9%であるから、買換特例を適用される可能性があるのは、

個人：3.7万件×3.9%＝1,443件

法人：4.7万件×18.9%＝8,883件

・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とすると、

個人：1,443件×10%×5%＝約7件法人：8,883件×10%×5%＝約44件

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成26年取引分」

市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

・平成25年の土地取引における個人と法人の売却額は、

個人 14.4兆円、法人 13.0兆円

平成25年の土地取引は約128万件、平成26年の土地取引は126万件であったため、平成26年の土地取引における売却額は

個人 14.2兆円、法人 12.8兆円と推定される。

(平成26、27年土地白書より)

・両者の売却件数は、

個人 126万件×62.5%＝79万件

法人 126万件×35.2%＝44万件

と推定される。

・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、

個人 18百万円

法人 29百万円

と推定される。

・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%とすると、課税譲渡所得金額は、

個人 18百万円×(1-0.05)＝17百万円

法人 29百万円×(1-0.05)＝28百万円 となる。

・課税の繰延率は80%、譲渡は全て長期譲渡とすると所得税率は15%、また、法人税率を23.4%とすると個人及び法人の1件あたりの減収見込みは、

個人 17百万円×0.8×0.15＝2.0百万円法人 28百万円×0.8×0.234＝5.2百万円 となる。

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税 目	法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 所期の目標（平成28年度における都市機能更新率43.0%）から新たな達成目標（平成31年度における都市機能更新率44.3%、29年度から31年度までの各年度における都市機能集積率前年度比+0%以上及び32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は平成32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね0haとすることを目標としている。</p> <p>② 国として推進すべき施策のうち、市街地再開発事業の活用が期待されているものとして、都市の国際競争力強化に向けた都市機能の更新、コンパクトシティの形成に向けた都市機能の集約、安全なまちづくりに向けた木造密集市街地の改善があることを踏まえ、これらの施策に対応する指標である、都市機能更新率、都市機能集積率、地震時等に著しく危険な密集市街地の改善を図ることを政策の達成目標とした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（平成27年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成26年度及び27年度の法人税）について、「前回要望時の所期の想定では適用数は3件程度と予測していた」と説明されているが、前回要望時の評価書には、「各年度1地区程度の適用件数があると想定する」と記載されているため、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例の適用数及び適用額については、平成26年度の適用件数及び適用額が最新となっている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を元に記載を行った。平成27年度における適用数は、各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、5件程度と見込まれる。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、約84百万円×5件＝約420百万円程度と見込まれる。</p> <p>② 過去の適用数については、前回要望時の平成26年度要望調書を基に延長要望期間中の適用数の見込みの総数を記載したが、延長要望期間中の各年度において1地区程度の適用数を見込んでおり、前回提出した事前評価書の内容と同じである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（平成28年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成29年度から31年度までの法人税）について、「地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22地区、33件程度と見込まれる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、平成28年に適用される可能性があるのは、5地区、5件程度であり、適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が84百万円であることから、平成28年度における適用額は、約84百万円×5件＝約420百万円程度と見込まれる。</p> <p>② 都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から算定根拠となる本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22地区、33件程度と見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成27年度における適用数は、各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、5件程度と推測される。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、約84百万円×5件＝約420百万円程度と見込まれるので、減収額は、約420百万円×23.9%＝約100百万円程度と見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成28年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成29年度から31年度までの法人税）について、「地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区は、22地区、33件程度と見込まれる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成30年度及び31年度の法人税）について、「税率（23.4%）」と説</p>

明されているが、平成30年度からは税率は23.2%であるため、説明に誤りがある。
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度における適用数は、各都道府県・指定都市等に対する調査から、5件程度と見込まれる。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、約84百万円×5件＝約420百万円程度と見込まれるので、減収額は、約420百万円×23.9%＝約100百万円程度と見込まれる。</p> <p>②・③ 各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、本措置が適用される可能性のある地区、件数は、延長要望期間中（平成29年度から平成31年度）に22地区、33件である。適用される可能性がある件数を延長要望期間（3年間）で平均すると33件÷3（延長要望期間）＝11件であり、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、減収額は、約84百万円×11件×23.4%＝約216百万円（平成29年度）約84百万円×11件×23.2%＝約214百万円（平成30年度、平成31年度）となる。なお、事前評価書には、延長要望期間中における直近の減収見込み額として、税率を23.4%として算出したものを記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成27年度の都市機能集積率）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、過去の効果は把握されているが、所期の目標（平成28年度における都市機能更新率43.0%）について分析しておらず、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成27年度における都市機能集積率（人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合）は前年度比+0%以上であった。</p> <p>② 本措置により、保留床の取得者に対し税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られており、平成24年度から平成26年度の間に増加した、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における、4階建て以上の建築物の宅地面積に占める市街地再開発事業により増加した4階建て以上の宅地面積の割合は約9%であり、都市機能更新率の上昇に寄与している。</p> <p>また、平成24年度に40.0%であった都市機能更新率は、平成27年度時点で40.9%となっている。建築着工の落ち込み等もあり、平成28年度に43.0%とする目標には達しないことも見込まれるところであり、本措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成27年度における都市機能集積率（人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合）は前年度比+0%以上であった」との説明では、過去の効果（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成31年の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、それぞれの達成目標（平成31年度における都市機能更新率44.3%、29年度から31年度までの各年度における都市機能集積率前年度比+0%以上及び32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消）の達成に向けて、「引き続き本措置の継続が必要である」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の効果については、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成32年までに概ね解消するとしている。</p> <p>② 本措置は、市街地再開発事業の施行の確保に必要な収入の多くを占める保留床の処分に際し、保留床を取得しようとする者に対して、支援を行う唯一の措置である。本措置により、保留床の円滑な処分が行われ、市街地再開発事業の施行の確保が図られている。延長要望期間中において、各年度において14地区～22地区程度の市街地再開発事業の完了が見込まれているが、これらの事業の着実な完了のため、保留床の取得を支援する本措置は効果的である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果で補足説明を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果で補足説明を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税13) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 既成市街地等内の資産を譲渡して市街地再開発事業により整備された施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%) 《関係条項》 法:租税特別措置法第65条の7第1項表6、第68条の78第1項表6
4	担当部局	都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設 昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23年度 適用期限の延長 平成10年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年度 認定再開発事業を除外 平成26年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。 《政策目的の根拠》 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)第123条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④都市の活力の向上等 「東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進する」 (コンパクトシティの推進) ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (2)社会資本整備等 ①基本的な考え方

		<p>「本格的な人口減少を迎える中であっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。</p> <p>そのためには、(中略)コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中であっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく」</p> <p>・「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定) 第2 具体的施策 11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める」 (密集市街地の解消) ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ③防災・減災 「安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくり(中略)等に向けた取組を進める」 ・「住生活基本計画」(平成28年3月閣議決定) 第2 目標と基本的な施策 目標8 住宅地の魅力の維持・向上 「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」 「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向上を図る」 ・「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定) 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (個別施策分野の推進方針) (2)住宅・都市 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (都市機能更新率) 平成 27 年度 40.9% → 平成 31 年度 44.3% ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める 4 階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。</p> <p>(都市機能集積率) 延長要望期間中の各年度(平成 29 年度～平成 31 年度)において前年度比+0%以上 ※都市機能集積率とは、人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合をいう。</p> <p>(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積) 平成 27 年度(速報)約 4,450 ヘクタール → 平成 32 年までに概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともにコンパクトシティ化の推進及び密集市街地の解消が図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。</p>
<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(適用件数・適用額) 平成 24 年度:6 件(約 817 百万円) 平成 25 年度:4 件(約 84 百万円) 平成 26 年度:5 件(約 359 百万円) ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は 3 件程度と予測していたところ、直近(平成 26 年度)においては 5 件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。 過年度(平成 24 年度～平成 26 年度)における本措置の適用件数は、15 件であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区は、22 地区、33 件程度と見込まれる。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>(算定根拠) 適用額×法人税率(25.5%)=減収額</p> <p>(過年度の減収額) ・平成 24 年度(適用額):約 817 百万円 減収額:約 817 百万円×0.255=約 208 百万円 ・平成 25 年度(適用額):約 84 百万円 減収額:約 84 百万円×0.255=約 21 百万円 ・平成 26 年度(適用額):約 359 百万円 減収額:約 359 百万円×0.255=約 92 百万円 ※適用額:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p>

		<p>(延長要望期間中(平成 29 年度～平成 31 年度)における1年度あたりの減収見込み額) 過年度(平成 24 年度～平成 26 年度)における本措置の適用件数は、15 件であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22 地区、33 件程度と見込まれる。 ・適用見込み件数 適用見込み件数を延長要望期間(3 年間)で平均すると1年度あたり 11 件となる。 ・1件あたりの適用見込み額 平成 24 年度～平成 26 年度の適用額、適用件数を基に、1件あたりの適用見込み額を算出。 (約 817 百万円+約 84 百万円+約 359 百万円)÷15(適用件数)=約 84 百万円 ・減収見込み額 1 件あたりの適用額の平均値 × 税率 × 適用見込み件数 により、 ・平成 29 年度 84 百万円 × 0.234 × 11 件 ≒ 約 216 百万円(減収見込み額) ・平成 30 年度、平成 31 年度 84 百万円 × 0.232 × 11 件 ≒ 約 214 百万円(減収見込み額)</p> <p>※法人税率は、平成 29 年度については 23.4%、平成 30 年度、平成 31 年度については 23.2%を用いた。</p>
<p>③ 効果・税収減是認効果</p>		<p>《効果》 (都市機能更新率) 平成 24 年度に 40.0%であった都市機能更新率が平成 27 年度には 40.9%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 31 年度に 44.3%とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>(都市機能集積率) 平成 24 年度から平成 26 年度の各年度において、前年度比+0%以上を達成しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については前年度比+0%以上とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積) 平成 23 年度に 5,745ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成 27 年度末には 4,435ha と減少しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成 32 年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置等により市街地再開発事業が促進されることで、土地の合理的かつ健全な高度利用、コンパクトシティ化が推進されることによる都市構造の改善、密集市街地の解消を通じた人命リスクや地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、1 地区あたり約 176 億円の建設等投資による民間投資誘</p>

			発効果があることから、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果があると言える。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業において、保留床の取得を望む者に対して保留床の取得を促進する措置は本措置のみであり、必要最小限の措置である。 本措置により保留床が着実に処分されることで、市街地再開発事業の施行が円滑化され政策目標の達成に寄与することから本措置の延長要望を行うものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業には本措置の他の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で本措置は、事業資金の確実な確保という観点から保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (H25 国交 16)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうちいまだ浸水のおそれのある家屋数について、約6.1万戸（平成23年度）から4.1万戸（平成28年度）とすること）から新たな達成目標（約6.5万戸（平成26年度）から4.4万戸（平成32年度）とすること）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 所期の目標として新たな達成目標を設定したことについて、事前評価書に理由を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額66,122千円（平成26年度）が前回（平成26年度）評価時の将来推計2.0百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p> <p>③ 過去の適用数について、「本措置は適用実態調査において「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、適用件数調査のためにアンケートを実施している」と説明されているが、適用実態調査において本措置の適用数等は内数として記載されており、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、その実態把握は困難である。</p> <p>② 適用額の算定方法に差があるものと推察される。</p> <p>平成26年度（見込み） $\text{適用見込み件数} \times 1 \text{ 件当たり貯留施設整備費用} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$</p> <p>平成26年度（実績） $\text{適用件数（適用実態調査による）} \times 1 \text{ 件当たり貯留施設整備費用}$</p> <p>③ ご指摘を踏まえ、該当箇所を事前評価書から削除する。また、評価書に記載している過去の適用数・適用額については、適用実態調査の数値を記載している旨、追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数5件（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計35件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回評価においては平成26年度の適用見込みとして、アンケート調査結果に基づいた推計を行っていたものであるが、当時のアンケート調査では、措置（対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前）の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅的にカバーできていなかったため、見込みにより回答せざるを得ない場合も多く、過大に計上されてしまったものと推察される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、過去の適用数（平成26年度）について課題とする。また、点検項目②過去の適用数等に関して、補足説明により、過去の適用額（平成26年度）の算定根拠が明らかとなったが、過去の適用額66,122千円（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計807.5百万円（31件×24.1百万円+4件×15.1百万円）の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていないことから、この点についても課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額について、「300㎡以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データをもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定」及び「過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設1件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、実態把握と同様、予測は困難である。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定（平成28年度3区域、平成29年度以降5区域）し、300㎡以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データ（「建築着工統計調査」による）をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した（6件/区域、うち個別ビル等の貯留施設（貯留能力300㎡規模）が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力3,000㎡規模）が施設全体の約2割）。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設1件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出（貯留能力300㎡：1,000万円、貯留能力3,000㎡：10,000万円）し、設定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。</p> <p>※適用額＝適用件数×1件当たりの貯留施設整備費用</p> <p>平成28年度 $(18 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (18 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円} = 50,400 \text{ 万円}$</p> <p>平成29年度 $(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円} = 84,000 \text{ 万円}$</p> <p>なお、「過去に実施したアンケート調査」は、民間事業者やディベロッパー等を対象としており、設置した雨水貯留施設の数や設置に要した設置費用等について調査したものである。回答のあった施設数及び設置費用を基に単価（1件当たりの貯留施設整備費用）を算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成 25 年度及び 26 年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p> <p>④ 過去の減収額 16,861 千円（平成 26 年度）が前回（平成 26 年度）評価時の将来推計 2.0 百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、その実態把握は困難である。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠を事前評価書に追記した。</p> <p>③ 過去の減収額については、租税透明化法に基づく適用実態調査における適用額を用いて、算定している。上記のとおり、算定根拠を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>④ 指摘②において、過去の減収額について算定根拠を事前評価書に示したことで、前回評価時の推計より過大ではない旨を説明している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、「適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率を乗じることにより算定している（耐用年数 30 年、定額法を採用）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、実態把握と同様、予測は困難である。</p> <p>② 将来の減収額について、事前評価書に計算式等を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「平成 27 年度では約 6.1 万戸（国土交通省調べ）となっており、所期の目標（平成 32 年度：約 4.4 万戸）に対して、現状の進捗率では達成が困難」と説明されているが、補助金等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（約 6.5 万戸（平成 26 年度）から 4.4 万戸（平成 32 年度）とすること）に対する効果の寄与について、平成 27 年度は適用数が 0 件であるが、26 年度から 27 年度にかけて 0.4 万戸減少していることから、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度を向上させる取組は、行政による下水道施設、河川の整備や民間による雨水流出抑制施設等の整備等、流域全体として対策を講じることで、雨水の流出量が抑制され、達成目標達成に向けて効果が発現するも</p>

のである。このように、複合的な要素により初めて効果が発現されるものであるため、直接的な効果を定量的に評価するのは困難であるが、次のような条件のもと試算すると、流出量を約 2 割程度抑制する効果があるものと想定できる。ただし、次の仮定はあくまで、浸水被害対策区域を対象とする物であり、本措置の過去の対象区域とは異なることや、下水道の計画降雨や計画に対する整備水準、指定される浸水被害対策区域の面積や当該区域における建築基準法上の建ぺい率、建築面積、降雨条件等々により、状況は異なるため、あくまで仮定の条件をもとにした試算であることを考慮されたい。

【効果の試算】

試算における対象区域は、下水道法第 25 条の 2 に規定される「浸水被害対策区域」とする。当該区域は、浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により下水道の整備のみでは浸水被害の防止・軽減が困難な地域（例えばターミナル駅周辺地区のような都市機能が集積した地区等）が想定される。このことから、同様の地区を交付対象とする「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象となる地区が、浸水被害対策区域の指定対象となることが見込まれるため、同事業の実績を考慮すると、浸水被害対策区域の 1 区域当たりの面積は約 2km²程度となることが想定される。また、年間 5 区域程度の指定を見込んでいることから、年間当たりの浸水被害対策区域の総面積は約 10km²程度となり、当該区域内での下水道の計画降雨を仮に 50mm/h、整備率を 100%とし、当該区域 10km²内で一律 55mm/h の雨が 1 時間降ったと仮定すると、計画降雨との差分の 5mm/h が計画降雨を超える降雨となり、これを民間による雨水貯留施設のような流出抑制施設において貯留することが求められる。ここで、5mm/h の雨とは、単位面積（1m²）あたりに 5mm の雨が降った場合の降水量であることから、10km²の面積に 5mm/h の雨が降った場合、降雨量は単純計算で 50,000m³となるが、仮に年間当たり 300m³の施設が 30 件設置された場合の貯留可能量の合計は 9,000m³であることから、これをすべて貯留できたと仮定すると、約 2 割程度の雨水流出抑制効果が見込まれるものと推定することができる。

② 平成 26 年度から平成 27 年度にかけての減少分は、下水道施設や河川の整備による効果の発現であると推察されるが、民間事業者による雨水貯留利用施設の整備が促進されることで、雨水の流出量が抑制されることは事実であり、達成目標の達成に寄与することは明らかである。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成 30 年度）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（約 6.5 万戸（平成 26 年度）から 4.4 万戸（平成 32 年度）とすること）に対する効果の寄与について、「今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去 10 年に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上される」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 分析対象期間は平成 25 年度から平成 30 年度としており、平成 30 年度の適用数等の見込みを試算して記載している。</p> <p>② 今後の区域指定の見込みとして、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、年間 5 区域の指定を想定しているところである。300m³以上の貯留施設を設置可能な建築物の着工実績データ（「建築着工統計」）を基に、民間建築物の貯留施設の設置状況及び見通し等を推計し、各区域 6 件程度が本措置の適用対象となると想定しており、年間 30 件程度の適用を見込んでいるところである。これにより、ある仮想条件のもと試算すると、流出抑制効果は約 2 割程度になるとも考えられる（仮想条件における試算は「⑦過去の効果」における指摘事項①に対する補足説明を参照されたい）。ただし、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度を向上させる取組は、流域全体として対策を講じることで効果が発現するものであるため、本措置による雨水貯留利用施設の整備促進や、補</p>

<p>助事業による雨水貯留施設や下水道施設、河川等の整備推進により浸水に対する安全度の向上、床上浸水被害家屋数の減少を目指していくものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長																												
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 37) 【新規・拡充・延長】																												
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第14条の2第1項、同条第2項第3号 第47条の2第1項、同条第3項第3号</p> <p>租税特別措置法施行令 第7条の2第5項、第29条の5第4項</p> <p>租税特別措置法施行規則 第6条の2第3項 第20条の21第3項</p>																												
4	担当部局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当)																												
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成30年度																												
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<table border="0"> <tr> <td>平成10年度</td> <td>税制創設</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>貯留利用施設 規模要件 貯水容量100m³以上</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2年延長、 規模要件 貯水容量100m³以上→200m³以上</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>償却率1.2割増→1割増</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>特定都市河川流域における貯留利用施設について、 規模要件 貯水容量200m³以上→100m³以上</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量200m³以上 →300m³以上</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>浸透性舗装規模要件3,000㎡以上→5,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2年延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設</td> </tr> </table>	平成10年度	税制創設	平成11年度	貯留利用施設 規模要件 貯水容量100m ³ 以上	平成13年度	2年延長、 規模要件 貯水容量100m ³ 以上→200m ³ 以上	平成14年度	償却率1.2割増→1割増	平成15年度	2年延長	平成16年度	特定都市河川流域における貯留利用施設について、 規模要件 貯水容量200m ³ 以上→100m ³ 以上	平成17年度	2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量200m ³ 以上 →300m ³ 以上	平成19年度	浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加	平成21年度	2年延長	平成23年度	2年延長	平成25年度	浸透性舗装規模要件3,000㎡以上→5,000㎡以上	平成27年度	2年延長		対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域		対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設
平成10年度	税制創設																													
平成11年度	貯留利用施設 規模要件 貯水容量100m ³ 以上																													
平成13年度	2年延長、 規模要件 貯水容量100m ³ 以上→200m ³ 以上																													
平成14年度	償却率1.2割増→1割増																													
平成15年度	2年延長																													
平成16年度	特定都市河川流域における貯留利用施設について、 規模要件 貯水容量200m ³ 以上→100m ³ 以上																													
平成17年度	2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量200m ³ 以上 →300m ³ 以上																													
平成19年度	浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加																													
平成21年度	2年延長																													
平成23年度	2年延長																													
平成25年度	浸透性舗装規模要件3,000㎡以上→5,000㎡以上																													
平成27年度	2年延長																													
	対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域																													
	対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設																													
7	適用又は延長期間	平成31年3月31日までの2年間																												

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が出ているところである。</p> <p>一方、都市部においては、地下空間の利用が進み、雨水管の新設等追加的な下水道の整備のみで浸水被害へ対応することは非常に困難な状況にある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制特例措置は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務づけ等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が施行された。）</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要</p> <p>第 2 節 重点目標と政策パッケージ</p> <p>2. 重点目標</p> <p>2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する</p>

			<p>政策パッケージ 2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減重点施策（水害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進 																					
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月策定、平成 28 年 4 月最終変更）</p> <p>政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画</p> <p>政策 9 防災政策の推進</p> <p>施策⑤ 防災行政の総合的推進</p>																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 27 年 9 月に「第 4 次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。また、近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっており、より最近の傾向を反映している以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害による被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p>(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>1 件</td> <td>24,258</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>5 件</td> <td>66,122</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(実績)</td> <td>0 件</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(見込み)</td> <td>18 件</td> <td>504,000</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(見込み)</td> <td>30 件</td> <td>840,000</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(見込み)</td> <td>30 件</td> <td>840,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年度及び平成 26 年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。なお、適用件数及び適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査による。</p> <p>前回要望時の所期の想定では、平成 27 年度において 30 件程度を予測していたが、実際は適用実績がない状況となっている。前回要</p>		適用件数	適用額	平成 25 年度(実績)	1 件	24,258	平成 26 年度(実績)	5 件	66,122	平成 27 年度(実績)	0 件	0	平成 28 年度(見込み)	18 件	504,000	平成 29 年度(見込み)	30 件	840,000	平成 30 年度(見込み)	30 件	840,000
	適用件数	適用額																						
平成 25 年度(実績)	1 件	24,258																						
平成 26 年度(実績)	5 件	66,122																						
平成 27 年度(実績)	0 件	0																						
平成 28 年度(見込み)	18 件	504,000																						
平成 29 年度(見込み)	30 件	840,000																						
平成 30 年度(見込み)	30 件	840,000																						

	<p>望時に、本税制措置の対象となる区域を、平成 27 年度に改正された下水道法第 25 条の 2 に基づく浸水被害対象区域に変更したところであるが、民間事業者等との調整や条例による区域指定が必要である等の、当該区域の性質上、実際に区域指定に至る箇所がなかったためである。現在、改正下水道法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討、調整及び事務手続き等を進めている段階にあるため、平成 28 年度より、順次、区域指定に伴う適用が見込まれるものと考えられる。そのため、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p> <p>なお、平成 28 年度以降は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定（平成 28 年度 3 区域、平成 29 年度以降 5 区域）し、300m³以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データ（「建築着工統計調査」による）をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した（6 件／区域、うち個別ビル等の貯留施設（貯留能力 300m³規模）が施設全体の約 8 割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力 3,000m³規模）が施設全体の約 2 割）。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設 1 件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出（貯留能力 300m³：1,000 万円、貯留能力 3,000m³：10,000 万円）し、設定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。</p> <p>※適用額＝適用件数×1 件当たり貯留施設整備費用</p> <p>平成 28 年度 $(18 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (18 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}$ $= 50,400 \text{ 万円 (504,000 千円)}$</p> <p>平成 29 年度以降 $(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}$ $= 84,000 \text{ 万円 (840,000 千円)}$</p>						
<p>②：減収額</p>	<p>○過去の実績 (千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(実績)</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年度及び平成 26 年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。</p> <p>※減収額＝適用額×割増償却率（耐用年数 30 年、定率法を採用）×法人税率</p> <p>平成 25 年度 $24,258 \text{ 千円} \times 0.0083 \times 0.255 = 51 \text{ 千円}$</p> <p>平成 26 年度 $66,122 \text{ 千円} \times 0.0083 \times 0.255 = 140 \text{ 千円}$</p> <p>○適用見込み（カッコ内は減収額、単位：千円）</p>	平成 25 年度(実績)	51	平成 26 年度(実績)	140	平成 27 年度(実績)	0
平成 25 年度(実績)	51						
平成 26 年度(実績)	140						
平成 27 年度(実績)	0						

	<p>平成 28 年度：18 件（401） 平成 29 年度：30 件（668） 平成 30 年度：30 件（662）</p> <p>本税制措置において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在、改正法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討及び調整等を行っている段階にあるため、適用実績が無い状況となっている。</p> <p>平成 28 年度より、順次、区域指定のための条例制定が行われる予定となっているため、本措置の適用が見込まれる。</p> <p>なお、適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率を乗じることにより算定している（耐用年数 30 年、定額法を採用）。</p> <p>※減収額＝適用件数×1 件当たり貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率</p> <p>平成 28 年度 $\{(18 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (18 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}\} \times 0.0034 \times 0.234 = 40.1 \text{ 万円 (401 千円)}$</p> <p>平成 29 年度 $\{(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}\} \times 0.0034 \times 0.234 = 66.8 \text{ 万円 (668 千円)}$</p> <p>平成 30 年度 $\{(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}\} \times 0.0034 \times 0.232 = 66.2 \text{ 万円 (662 千円)}$</p>
<p>③：効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況 本税制措置により達成しようとする目標 「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 平成 26 年度：約 6.5 万戸（実績） 平成 27 年度：約 6.1 万戸（実績） 平成 32 年度：約 4.4 万戸（目標値） ※平成 26、27 年度は国土交通省調べ</p> <p>○所期の目標の達成状況 上記の目標とする家屋数について、平成 27 年度においては約 6.1 万戸（国土交通省調べ）となっており、所期の目標（平成 32 年度：約 4.4 万戸）に対して、現状の進捗率では達成が困難である。</p> <p>○租税特別措置等の直接的効果 平成 27 年度に措置の対象区域が変更されて以降、本措置の適用は無いが、本税制措置により、今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去 10 年に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上されるものである。本税制措置によるインセンティブが働かず、整備促進効果がなくなることで、対策効果が失われ、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難な状況となる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に含まれて発現しているものである。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既存市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段である。なお、本税制措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税込減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置するには、技術的に難易度が高く、また、用地取得も含め整備に要する費用が大きくなるうえ、整備から供用までに時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水被害の軽減効果を早期に発現することが可能となる。したがって、民間の開発等にあって雨水貯留利用施設の整備促進を図る本税制措置は、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・ 特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成27年度4.0億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に整備することにより、大規模施設等のスケールメリット等が働き迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。上記のような施設は数が限られ、地区内で浸水対策の効果が発現するには、スケールメリット等が働きにくい小規模な個別ビル等の、より裾野の広い取組みと併せて促進することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年10月(H26国交21)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（平成32年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3%から5%とすること）から新たな達成目標（平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること及び平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とすること）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>本年3月18日に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）において、従前の目標（平成32年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3%から5%とすること）が見直され、新たな目標（平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること及び平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とすること）が位置付けられたことを受け、達成目標を変更したものの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額（平成27年度の法人税）について、「平成27年度における割増償却の適用総額は、平成26年度に比べて、割増償却率が半分になる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>平成25年度税制改正要綱の結果により、5年間2.8割増償却（耐用年数35年以上：4.0割増償却）（適用期限：平成28年3月31日まで）が認められたが、3年目（平成27年度）の割増償却率は半分とされたことから、平成27年度における割増償却の適用総額は、平成26年度に比べて半分になる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成28年度の法人税）について、平成24年度から28年度までの5年間で竣工されたサ高住を、「(27年度における竣工済みのサ高住) + (28年度に新規竣工したサ高住(3万戸)) - (23年度に竣工したサ高住(0.7万戸))」として算定されているが、22年度以前に竣工されたサ高住の戸数が除かれておらず、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>サ高住は平成23年度に創設された制度であり、平成22年度以前に竣工されたサ高住は存在しないため、上記の推計方法で問題無い。 なお、平成24年度から28年度の5年間で竣工されたサ高住は、「(27年度における竣工済みのサ高住) + (28年度に新規竣工したサ高住(3万戸)) - (23年度に竣工したサ高住(0.7万戸))」として算定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成28年度及び29年度の法人税）について、法人税率を23.9%として算定されているが、当該年度の法人税率は23.4%であるため、算定に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>御指摘を踏まえ、平成28年度及び平成29年度の法人税率を23.4%、平成30年度の法人税率を23.2%として下記のとおり推計。 ＜減収額の試算方法及び推計方法＞ ・平成28年度における減収額は⑩×23.4%=50百万円 ・平成29年度における減収額は⑪×23.4%=38百万円 ・平成30年度における減収額は⑫×23.2%=38百万円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（達成目標「平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とする」に係るもの）について、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果（達成目標「平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること」に係るもの）について、「有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数（国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ）に基づいて算出」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果について、「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は1.9%（H25）→2.2%（H27）と上昇」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成26年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合は77%、平成27年度においては78%である。なお、平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とするという本目標は、本年3月に閣議決定した住生活基本計画において、新たに位置付けられた指標である。 ※同割合は、サ高住のうち高齢者生活支援施設が併設されている棟数をサ高住全体の棟数で除して算出（出典：サービス付き高齢者向け住宅登録情報）。</p> <p>② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を推計したもの。高齢者向け住宅は、有料老人ホーム（厚生労働省老健局調べ）、軽費老人ホーム（厚生労働省老健局調べ）、シルバーハウジング（国土交通省アンケート調べ）、サ高住（国土交通省アンケート調べ）、高優賃（国土交通省アンケート調べ）の戸数の合計。</p> <p>③ サ高住については、本特例措置の他、予算（補助金）により供給の促進を図っているが、予算は初期費用を軽減するものであるのに対し、本特例措置は、事業初期におけるキャッシュフロー改善をもたらす、ランニングコストの面から支援するものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、「このペースを維持することで、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれる」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 高齢者向け住宅の戸数が過去のトレンドで推移すると仮定すると、平成30年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は2.7%となる見込みであり、堅調に増加すると考えられることから、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれる。</p> <p>② サ高住については、本特例措置の他、予算（補助金）により供給の促進を図っているが、予算は初期費用を軽減するものであるのに対し、本特例措置は、事業初期におけるキャッシュフロー改善をもたらす、ランニングコストの面から支援するものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は2.7%となる見込み」との説明では、将来の効果について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>点検項目⑦に記載のとおり、本特例措置がサ高住の供給促進に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>点検項目⑧に記載のとおり、本特例措置により将来におけるサ高住の供給促進が見込まれることから、税収減を是認する効果があるといえる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 40) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1) 現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)で新築されたものを取得し、又はサ高住を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間1.0割増(耐用年数35年以上のものについては1.4割増)で償却する。 (2) 要望の内容 本特例措置の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34
4	担当部局	住宅局安心居住推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成28年8月 分析対象期間: 平成24~30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充 平成25年度 延長 平成28年度 延長・縮減
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況を踏まえ、医療・介護サービスとの連携が図られたサ高住の供給を促進することにより、高齢者に適した住まいの確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)において、「高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現」すること、「まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成」が位置付けられている。 ○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「2020年代初頭までに 介護基盤の整備拡大量:50万人分以上(サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む)」が位置付けられている。 ○「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定)中短期工程表「既

		<p>存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化②)において、「サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進」すること、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり(スマートウェルネス住宅・シティ)を推進」することが位置付けられている。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、「介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する」ことが位置付けられている。</p> <p>○「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう(中略)サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含。</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とする。 ○平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○サ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成37年度までに4%とすることで、高齢者に適した住まいの確保が図られる。 ○サ高住の供給にあたり、医療・介護施設を併設したものに支援を重点化することで、入居者の要介護度の重度化にも対応可能な高齢者の住まいの確保につながる。</p>
9	有効性等	① 適用数等 <p><適用数> 平成24年度 49件 平成25年度 103件 平成26年度 146件 平成27年度 177件(見込み) 平成28年度 198件(見込み) 平成29年度 153件(見込み) 平成30年度 153件(見込み) ※平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成24年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。) ※平成27年度以降は、平成26年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。</p>

	<p><適用数の推計方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成26年度)より、平成26年度における割増償却における適用件数は、146件(①) ・国交省調査(地方自治体に対するアンケート)より、 <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度における竣工済のサ高住は、15.3万戸(②) ○平成27年度における竣工済のサ高住は、18.5万戸(③) ○平成23年度に竣工したサ高住は約0.7万戸(国土交通省調べ)であり、年間約3万戸の新規竣工を仮定すると、平成24年度から平成28年度の5年間で竣工されたサ高住は、③+3万戸-0.7万戸=20.8万戸(④) ・平成27年度における割増償却の適用件数は、①×③÷②=177件(⑤) ・平成28年度における適用件数は、⑤×④÷③=198件(⑥) ・平成28年度以降は、割増償却の期間が5年間であることを踏まえ、平成28年度の適用件数が継続すると仮定するとともに、医療・介護施設の併設要件を追加することから、⑥×77%(平成26年度末登録情報より)=153件(⑦) <p><適用額></p> <table border="1"> <tr><td>平成24年度</td><td>136百万円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>349百万円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>445百万円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>269百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>212百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>163百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>163百万円(見込み)</td></tr> </table> <p>※平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成24年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成27年度以降は、平成26年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において下記の通り推計。</p> <p><適用額の推計方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成26年度)より、平成26年度における割増償却における適用件数は、445百万円(⑧) ・平成27年度における割増償却の適用総額は、平成26年度に比べて割増償却率が半分になるため、⑧×⑤÷①×1/2=269百万円(⑨) ・平成28年度における割増償却の適用総額は、平成27年度に比べて、償却率が7割となったことから、⑨×⑥÷⑤×0.7=212百万円(⑩) ・平成29年度、平成30年度における割増償却の適用総額は、⑩×⑦÷⑥=163百万円(⑪) <p>【過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か】 前回評価時(平成28年度税制改正要望時)における平成26年度の将来推計は、適用数:132件、適用額447百万円であることから、想定外に僅少または特定の者に偏っている状況ではない。</p>	平成24年度	136百万円	平成25年度	349百万円	平成26年度	445百万円	平成27年度	269百万円(見込み)	平成28年度	212百万円(見込み)	平成29年度	163百万円(見込み)	平成30年度	163百万円(見込み)
平成24年度	136百万円														
平成25年度	349百万円														
平成26年度	445百万円														
平成27年度	269百万円(見込み)														
平成28年度	212百万円(見込み)														
平成29年度	163百万円(見込み)														
平成30年度	163百万円(見込み)														
② 減収額	<table border="1"> <tr><td>平成24年度</td><td>35百万円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>114百万円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>64百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>50百万円(見込み)</td></tr> </table>	平成24年度	35百万円	平成25年度	89百万円	平成26年度	114百万円	平成27年度	64百万円(見込み)	平成28年度	50百万円(見込み)				
平成24年度	35百万円														
平成25年度	89百万円														
平成26年度	114百万円														
平成27年度	64百万円(見込み)														
平成28年度	50百万円(見込み)														

		<p>平成29年度 38百万円(見込み)</p> <p>平成30年度 38百万円(見込み)</p> <p>※平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成24年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。))に対して、法人税率を基本税率として下記の通り減収額を試算。</p> <p>※平成27年度以降は、平成26年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。</p> <p><減収額の試算方法及び推計方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度における減収額は、136百万円×25.5%=35百万円 ・平成25年度における減収額は、349百万円×25.5%=89百万円 ・平成26年度における減収額は、445百万円×25.5%=35百万円 ・平成27年度における減収額は、⑨×23.9%=64百万円 ・平成28年度における減収額は、⑩×23.4%=50百万円 ・平成29年度における減収額は、⑪×23.4%=38百万円 ・平成30年度における減収額は、⑪×23.2%=38百万円
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本特例措置は、平成23年度にサ高住の登録制度の創設と併せて拡充されているところであり、結果、平成27年度末にはサ高住の竣工済戸数にして約18.5万戸の供給に寄与している。高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は1.9%(H25)→2.2%(H27)と上昇しており、このペースを維持することで、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれる。</p> <p>また、本特例措置において、医療・介護施設を併設したサ高住に支援を重点化することで、医療・介護施設を併設したサ高住の供給促進が図られることから、高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を77%(H26)から90%(H37)とするという目標の達成に寄与するものである。なお、同目標は本年3月に閣議決定した住生活基本計画に新たに位置付けられたものであり、平成27年度における高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合は78%である。</p> <p>※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の適用件数は、平成26年度で146件であり、登録1事業者の平均戸数が約47戸であることを踏まえると、少なくとも約6,800戸の適用が見込まれることから、本特例措置の供給促進効果が伺える。このため、本特例措置により、一定の減収が見込まれるが(114百万円(平成26年度))、一方、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は1.7%(H23)→2.2%(H27)と着実に上昇しており、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、適確かつ必要最小限である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業(平成28年度予算額320億円)</p> <p>【事業内容】</p> <p>サ高住の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。</p>

	分担	<p>【補助対象】 登録されたサ高住</p> <p>【補助額】 建築費の 1/10、改修費の 1/3(国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置は、サ高住の共用部分の整備に対する支援であり、インシヤルコストの一部を軽減する役割である。本特例は、専用部分の整備に対する支援であり、また、当初5年間にわたり課税の繰り延べを行う選択肢を与えるものであることから、事業初期の継続性を支援する役割である。以上のことから、明確に役割分担が図られている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用したサ高住の更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月(平成 28 年度税制改正要望時)国交 04

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）について、平成32年度までにおおむね解消すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）において下記のとおり記載されている成果指標を引用した。 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 約4,450ha（平成27速報）→おおむね解消（平成32） ※地震時等に著しく危険な密集市街地：密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地 なお、ここでいう「概ね解消する」とは「概ね0haとする」という意図である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（平成27年度の法人税）が把握されていない。 ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）2,507百万円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計17.8百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数と適用額の実績については、直近の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）から抜粋したものを記載した。 上記に記載のない平成27年度の法人税の適用見込は、平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を見込んでいる。 適用数：(4件+1件+7件) / 3年間≒7件/年 適用額：(166百万円+103百万円+2,507百万円) / 3年間≒925百万円。</p> <p>② 防災街区整備事業の施行数が増加した等の要因により、前回評価時に想定した以上の法人が本特例措置の適用を受けたものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（平成28年度の法人税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度の法人税の適用見込は平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を見込んでいる。 適用数：(4件+1件+17件) / 3年間≒7件/年 適用額：(166百万円+103百万円+2,507百万円) / 3年間≒925百万円。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度の法人税）が把握されていない。 ② 過去の減収額について、「減収額=圧縮額(適用額)×税率」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた税率）が明らかにされていない。 ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の減収額（法人税）639.3百万円（平成26年度）が前回（平成25年度）評価時の将来推計17.8百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数と適用額の実績については、直近の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）から抜粋したものを記載した。 上記に記載のない平成27年度の法人税の減収額は、平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を見込んでいる。 減収額：(42.4百万円+26.3百万円+639.3百万円) / 3年間≒236百万円。 ② ここでいう税率とは法人税率のことであるが、当時の税率である25.5%を用いた。 ③ 防災街区整備事業の施行数が増加した等の要因により、前回評価時に想定した以上の法人が本特例措置の適用を受けたものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「各年度あたりの減収額の見込みを以下のとおり算出」と説明されているが、年度の記載がない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>適用数の見込みを算出した期間と同様、平成29年度から平成31年度を対象としている旨を評価書に明記した。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成23年度から27年度まで）について、「平成27年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は4,435haとなり、平成23年の5,745haから3割弱が解消された」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果（平成23年度から27年度まで）について、「平成27年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は4,435haとなり、平成23年の5,745haから3割弱が解消された」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）について、平成32年度までにおおむね解消すること）に対する効果（平成27年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は4,435haとなり、23年の5,745haから3割弱が解消されたこと）の寄与について、「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している」と説明されているが、保留床の処分に伴う効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本措置の適用により解消された地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の推移、地震時等に著しく危険な密集市街地全体の面積に対するその割合の推移等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成23年の面積の値を「5,745ha」から「約6,000ha」に修正する。 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、平成23年度末の値から平成27年度末の値を減じた値から、平成23年度末の値を除いた。</p> <p>②・③ 本措置により、防災街区整備事業における事業用資産の買換が促進され、同事業の施行地区において特定防災機能等の確保が図られるとともに、買換に伴う危険密集市街地の事業用資産が譲渡されるため、危険密集市街地の整備改善が図られることとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、どのように達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 防災街区整備事業を実施する場合、除却しようとする建築物又はその敷地について所有権、賃借権等の権利を有する者の一定の合意を前提とした制度であるため、当該事業の検討段階から、事業の実施・完了までに、相当の時間を要することとなるが、近年、当該事業は着実に実施されており、今後も、実施が期待されることから、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の解消に寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の解消に寄与するものと考えている」との説明では、将来の効果が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①、⑤、⑦の補足説明の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①、⑥、⑧の補足説明の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、②、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税41) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成29年3月31日)を3年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の7、第65条の9
4	担当部局	住宅局市街地建築課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月～平成31年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長 平成26年 縮減・延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)」において地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することが位置づけられるとともに、「国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)」においても、密集市街地の延焼防止等に資する施策を進めることとされているところ。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含

9	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成27年度(速報)約4,450ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 【国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)】 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。
		①: 適用数等 【適用実績】 平成24年度:4件(適用額 166百万円) 平成25年度:1件(適用額 103百万円) 平成26年度:17件(適用額 2,507百万円) ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 平成27年度:7件(適用額 925百万円) 平成28年度:7件(適用額 925百万円) ※上記2年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、適用見込は平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を用いた。 適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年 適用額:(166百万円+103百万円+2,507百万円)/3年間≒925百万円 【適用見込】 平成29年度から平成31年度において、過年度と同程度の防災街区整備事業の実施件数が想定されることから、過年度と同程度の適用件数及び適用額があると想定される。 平成29年度:7件(適用額 925百万円) 平成30年度:7件(適用額 925百万円) 平成31年度:7件(適用額 925百万円) ※適用見込は平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を用いた。 適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年 適用額:(166百万円+103百万円+2,507百万円)/3年間≒925百万円 前回要望時の所期の想定では、適用数は3年間で3件と予測していたところ、直近3年間で22件の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本措置に

		<p>係る買換資産は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されることから、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>	
	② 減収額	<p>【適用実績】 平成 24 年度：減収額 42.4 百万円 平成 25 年度：減収額 26.3 百万円 平成 26 年度：減収額 639.3 百万円 ※減収額＝圧縮額（適用額）×税率</p> <p>平成 27 年度：減収額 236 百万円 平成 28 年度：減収額 236 百万円 ※上記 2 年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、適用実績は平成 24 年度～26 年度の平均として、以下の数字を用いた。</p> <p>【適用見込】 平成 24 年度～平成 26 年度の減収額を基に、平成 29 年度から平成 31 年度の各年度あたりの減収額の見込みを以下のとおり算出。 各年度の減収見込額：(42.4 百万円＋26.3 百万円＋639.3 百万円)÷3 年度 ＝約 236 百万円／年度</p> <p>平成 29 年度：減収額 236 百万円 平成 30 年度：減収額 236 百万円 平成 31 年度：減収額 236 百万円</p>	
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。 その結果、平成 27 年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は 4,435 ヘクタールとなり、平成 23 年の約 6,000 ヘクタールから 3 割弱が解消された。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 平成 26 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月（平成 26 年度税制改正要望時）【国交 22】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標 (i) CO2削減：平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(外航船舶)、ii) CO2削減：平成32年度までに25%の削減を行う(内航船舶)、iii)年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上(平成32年度時点)(内航船舶)から新たな達成目標(i) CO2：平成30年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年比で17%削減する(外航)、ii) CO2：平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及を図る(157万t-CO2の削減)(内航)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標について、外航船舶及び内航船舶に係るCO2やNOxの削減量等が説明されているが、本特例措置は、外航船舶、内航船舶及び漁船に適用されるものであるにもかかわらず、漁船に係る達成目標が明らかにされておらず、説明に誤りがある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (外航) 外航船舶のCO2削減目標については、最終的には平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行うという目標に変更はなく、所期の目標(平成30年度まで)として、17%の削減を行うものとしたものである。</p> <p>(内航) 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定したものである。</p> <p>② 本措置は漁船を適用対象としていないため、漁船に係る達成目標は示していない。こちらについては、②の補足説明欄及び評価書本文に記載の上、対応済み。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (外航) 本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握は困難となっている。</p> <p>(内航) 内航は法人のほか個人事業主も調査対象としているが、個人事業主についてはサンプルが少ないことから所得税を正確に見込むことは困難。</p> <p>② 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況</p>

<p>の把握を行っている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数3件(高度内航環境低負荷船舶(平成27年度)は、前回(平成27年度)評価時の将来推計6件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>平成27年度の適用数について、高度内航環境低負荷船舶は平成25、26年度においてもそれぞれ5隻となっており、平成25、26年の適用隻数と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績(直近3年間の平均)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数及び適用額(内航)について、「H28年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ②の補足説明欄にて対応済み</p> <p>②③ 別紙参照</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p> <p>④ 過去の減収額(i)512百万円(外航日本船舶(平成27年度)、ii)1,094百万円(内航環境低負荷船舶(27年度))が前回(27年度)評価時の将来推計(i)249百万円、ii)449百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①③ ②の補足説明欄にて対応済み</p> <p>② 海事局による税制利用調査を行い、実績値を記載している。</p>

④ (外航) 評価書本文に記載し、対応済み (内航) 平成27年度については、特に大型船の建造が多く、当該船舶に本税制特例措置が活用されたことにより、想定よりも減収額が増加した。 なお、評価書本文の記載のとおり、本税制特例措置は課税の繰延であり、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなることから、必要最低限の特例措置と認識している。
【点検結果】 ①・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績(直近3年間の平均)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額(内航)について、「H28年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。 ④ 将来の減収額(外航)について、「適用額(調査により把握)×特償率×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。 ⑤ 将来の減収額(内航)について、「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。
【国土交通省の補足説明】 ① ②の補足説明欄にて回答済み ②③ 別紙参照 ④⑤ 別紙にて平成30年度は法人税率23.2%で積算
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の効果(外航)について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。 ② 過去の効果(内航)について、「本税制特別措置を利用することにより、環境低負荷船が35隻導入され、CO ₂ については26,021t、NO _x にあって2,207tがそれぞれ削減された」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。 ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 評価書本文に記載し、対応済み ② 評価書9③に記載し、対応済み ③ (外航)

本税制特別措置を利用することにより、CO ₂ 、NO _x 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。仮に本税制特別措置が認められなかった場合、 ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。 ② 環境低負荷船の普及を妨げることになる。 (内航) 環境低負荷船が47隻導入された(平成24年度～平成27年度)。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果(内航)が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。 ② 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 評価書本文8③で今般の要望に係る達成目標を新たに設定しているところ。将来の効果については、評価書本文9①の適用数のとおりであり、CO ₂ ・NO _x 削減のいずれも達成できる見込み。 ② (外航) ⑦の補足説明欄にて説明済み (内航) 上記①にて対応済み
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】 ⑤及び⑦にて対応済み
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】 ⑥及び⑧にて対応済み

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 21) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>(外航)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 18/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 16/100</p> <p>(内航)</p> <p>高度内航環境低負荷船……特別償却率 18/100</p> <p>内航環境低負荷船…………特別償却率 16/100</p> <p>対象要件について、内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム※」を搭載したのものについては「18/100」とする。</p> <p>※航海支援システム:気象・海象情報を踏まえた省燃費運航を達成する最適航路や最適速度等の提示等により、船舶の省CO2化を実現するための環境低負荷に資する設備である。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16 同施行令第5条の 8、第 28 条、第 39 条の 14、第 39 条の 49 海上運送法第2条 船舶法第1条、第 20 条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 3</p>
4	担当部局	海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 26 年度 創設</p> <p>(外航)</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数 1 万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)</p>

7	適用期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められていることから、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(内航) 我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運においては、CO2排出削減等の環境負荷の低減が求められているため、エネルギー効率が高く、環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p>
		<p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○ 船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
8	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航) 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの</p>

		振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する																																																														
9	①: 適用数等	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2: 平成30年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年比で17%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)。 ・NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(1次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・輸送比率: 平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。</p> <p>(内航) ・CO2: 平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及を図る(157万トンCO2の削減)。 ・NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】 ・CO2: 年間70隻程度(約9万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する ・NOx: 新造船について22%の削減を行う(平成22年度比)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。</p> <p>(内航) 我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、環境負荷低減の政策目的の達成に向け、環境負荷低減に資する船舶への投資促進に寄与する。</p>																																																														
		<p>9: 有効性等</p> <p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>(2)</td> <td>(1)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>〈適用額: 百万円〉</td> <td>(1,815)</td> <td>(792)</td> <td>(2,039)</td> <td>(2,189)</td> <td>(1,673)</td> <td>(1,673)</td> <td>(1,673)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>28</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>以外の船舶</td> <td>(20)</td> <td>(18)</td> <td>(21)</td> <td>(11)</td> <td>(17)</td> <td>(17)</td> <td>(17)</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>(36,044)</td> <td>(28,987)</td> <td>(39,030)</td> <td>(23,019)</td> <td>(33,297)</td> <td>(29,028)</td> <td>(29,028)</td> </tr> <tr> <td>〈適用額: 百万円〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	外航日本船舶	2	1	2	3	2	2	2	〈適用者数〉	(2)	(1)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)	〈適用額: 百万円〉	(1,815)	(792)	(2,039)	(2,189)	(1,673)	(1,673)	(1,673)	外航日本船舶	45	44	46	28	39	34	34	以外の船舶	(20)	(18)	(21)	(11)	(17)	(17)	(17)	〈適用者数〉	(36,044)	(28,987)	(39,030)	(23,019)	(33,297)	(29,028)	(29,028)	〈適用額: 百万円〉					
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																									
外航日本船舶	2	1	2	3	2	2	2																																																									
〈適用者数〉	(2)	(1)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)																																																									
〈適用額: 百万円〉	(1,815)	(792)	(2,039)	(2,189)	(1,673)	(1,673)	(1,673)																																																									
外航日本船舶	45	44	46	28	39	34	34																																																									
以外の船舶	(20)	(18)	(21)	(11)	(17)	(17)	(17)																																																									
〈適用者数〉	(36,044)	(28,987)	(39,030)	(23,019)	(33,297)	(29,028)	(29,028)																																																									
〈適用額: 百万円〉																																																																

	<p>※ H28 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計(別紙参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、47 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 48 隻となっており、過去 2 年の平均適用隻数(46 隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。 ・一方で、平成 27 年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策評価では 47 隻と想定している一方、世界的な海運不況による影響などを受けて、実際の適用隻数は 31 隻に留まっている。 ・H25-27 年度適用者数は合計で 56 社であることから、特定の者への偏りはない。 <p>(内航) 【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 年</th> <th>H30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)</td> <td>5 (3) (1,812)</td> <td>9 (8) (1,441)</td> <td>6 (6) (2,101)</td> <td>11 (10) (4,581)</td> <td>8 (8) (1,434)</td> <td>6 (6) (1,075)</td> <td>6 (6) (1,075)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)</td> <td>3 (3) (1,242)</td> <td>5 (5) (2,310)</td> <td>5 (4) (1,070)</td> <td>3 (3) (1,555)</td> <td>8 (8) (1,758)</td> <td>11 (11) (2,390)</td> <td>13 (13) (2,811)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 27 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※H28 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 14 隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 11 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。 ・平成 27 年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策評価では 17 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 14 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。 ・また、H25-H27 年度における本租税特別措置の適用者数は合計で 36 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。 		H24	H25	H26	H27	H28	H29 年	H30 年	内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)	5 (3) (1,812)	9 (8) (1,441)	6 (6) (2,101)	11 (10) (4,581)	8 (8) (1,434)	6 (6) (1,075)	6 (6) (1,075)	高度内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)	3 (3) (1,242)	5 (5) (2,310)	5 (4) (1,070)	3 (3) (1,555)	8 (8) (1,758)	11 (11) (2,390)	13 (13) (2,811)			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29 年	H30 年																					
内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)	5 (3) (1,812)	9 (8) (1,441)	6 (6) (2,101)	11 (10) (4,581)	8 (8) (1,434)	6 (6) (1,075)	6 (6) (1,075)																					
高度内航環境 低負荷船舶 (適用者) (適用額:百万円)	3 (3) (1,242)	5 (5) (2,310)	5 (4) (1,070)	3 (3) (1,555)	8 (8) (1,758)	11 (11) (2,390)	13 (13) (2,811)																					
② 減収額	<p>※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td></td> <td>425</td> <td>185</td> <td>477</td> <td>512</td> <td>392</td> <td>392</td> <td>388</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td></td> <td>8,434</td> <td>6,783</td> <td>9,133</td> <td>5,386</td> <td>7,791</td> <td>6,793</td> <td>6,734</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況</p>	区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	外航日本船舶		425	185	477	512	392	392	388	外航日本船舶 以外の船舶		8,434	6,783	9,133	5,386	7,791	6,793	6,734
区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																				
外航日本船舶		425	185	477	512	392	392	388																				
外航日本船舶 以外の船舶		8,434	6,783	9,133	5,386	7,791	6,793	6,734																				

	<p>を把握</p> <p>※ H28 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計(別紙参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25 年度から平成 27 年度における平均減収見込額について、要望時には 7,412 百万円と想定している一方、実際には 7,492 百万円となっており、減収額が想定外に乖離しているとは言えない。 <p>(内航) 【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> <th>H30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>462</td> <td>367</td> <td>536</td> <td>1,094</td> <td>336</td> <td>252</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>317</td> <td>589</td> <td>273</td> <td>372</td> <td>411</td> <td>559</td> <td>652</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把握</p> <p>※平成 28 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)</p>		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	内航環境 低負荷船舶	462	367	536	1,094	336	252	249	高度内航環境 低負荷船舶	317	589	273	372	411	559	652								
	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年																										
内航環境 低負荷船舶	462	367	536	1,094	336	252	249																										
高度内航環境 低負荷船舶	317	589	273	372	411	559	652																										
③ 効果・税収減是認効果	<p>【効果】 (外航) ○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>-</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2 削減(%)</td> <td></td> <td>8.3</td> <td>9.2</td> <td>10.0</td> <td>11.0</td> <td>-</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td></td> <td>22</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td> <td></td> <td>10.2</td> <td>10.1</td> <td>9.8</td> <td>9.9</td> <td>-</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの</p> <p>※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注 1)/世界の海上荷動き量(注 2)</p> <p>(注 1) 事業者からの法令に基づき報告により把握 (注 2) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」</p> <p>※H30 年度については目標値</p> <p>○所期の目標の実現状況 【平成 27 年度】 CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 11%削減(平成 16 年度比)。 NOx 削減: 新造船について 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。 輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。</p> <p>仮に本租税特別措置が認められなかった場合、 ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有す</p>	区分	年度	H24	H25	H26	H27	-	H30	CO2 削減(%)		8.3	9.2	10.0	11.0	-	17	NOx 削減(%)		22	26	25	25	-	22	輸送比率(%)		10.2	10.1	9.8	9.9	-	10
区分	年度	H24	H25	H26	H27	-	H30																										
CO2 削減(%)		8.3	9.2	10.0	11.0	-	17																										
NOx 削減(%)		22	26	25	25	-	22																										
輸送比率(%)		10.2	10.1	9.8	9.9	-	10																										

る船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。

② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)
○達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27
CO2 削減(%)	10	8	8	11
NOx 削減(%)	22	22	22	22
環境低負荷船等の普及・促進(%)	23.0	25.3	28.9	35.7

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの
※H30 年度における CO2 の削減率については H25 年度比の見込値
※環境負荷低減船等の普及・促進については、各年度において以下により算出
環境負荷低減船等の普及・促進 = 環境低負荷船等の隻数(注1) / 新造船隻数(注2)

(注1) 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把握
(注2) 事業者からの法令に基づき報告により把握

○所期の目標の実現状況
【平成 27 年度】

①省エネ化(CO2・NOx排出削減)

(1)CO2 削減:平成 27 年度時点において 18%削減(平成 16 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 11%削減であった。

(2)NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

②環境低負荷船等の普及・促進

・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合 32%以上(平成 28 年度時点)が目標であるところ、平成 27 年度時点においては 35.7%となり目標を達成している。

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定することとした。

○租税特別措置等による直接的な効果
本租税特別措置を利用することにより、環境低負荷船が 35 隻導入され、CO2、については 26,021 トン、NOx にあつては 2,207 トンがそれぞれ削減された。
仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。

《税収減を是認するような効果の有無》

(外航)
本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。
本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である約 10%の維持が可能となる。また、NOx 削減率についても、新造船について目標値である約 22%削減の実現に寄与していることから、税収額を是認する効果が認められる。

(内航)
環境負荷低減に係る国際的申請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。
本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を推進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。
加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。
上記の理由から、本租税特別措置には税収額を是認する効果が認められる。

10 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

(外航)
本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。
なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。
※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない

(内航)
本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。
また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。
一方、「航海支援システム」等は、近年製品化されたものであり、省 CO2 効果に対する理解が定着しておらず、また、コスト負担も大きいことから導入が十分に進んでいないため、別途、国が予算上の措置を講じて設備導入に係る負担を軽減させることが有効である。

		<p>このため、「航海支援システム」等の設備導入に係る予算上の支援措置と本税制特別措置を合わせて実施することが環境負荷低減に資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航) 外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。 ・船舶特別償却制度・買換特別制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減</p> <p>なお、規制、補助金等はない。 (内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保と環境負荷低減を図っている。 まず、税制特別措置については、買換特例は輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することを目的としており、明確な役割分担がなされている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。 ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成29年度概算要求:5,200百万円の内数) ・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業(平成29年度概算要求:6,250百万円の内数)</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月(H27 国交22)

適用数等及び減収額の算定根拠(外航)

○平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶 2 外国船舶 39		※1 直近3年間の適用実績平均値
適用額(百万円)	日本船舶 1,673 外国船舶 33,297	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 4,648百万円※1 × 2隻 × 18% = 1,673百万円 (取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 39隻 × 16% = 33,297百万円	※1 直近3年間の特償利用船舶の平均取得船価
減収額(百万円)	日本船舶 392 外国船舶 7,791	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.4% = 392百万円 (適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% = 7,791百万円	

○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶(①+②) 2 外国船舶(③+④) 34	EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (EEDI 14%対象船舶率) (EEDI 14%達成率) 2隻※1 × 47.6%※2 × 74.6%※3 = 1隻…① EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (現行要件対象船舶率) 2隻 × 52.4% = 1隻…② EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (EEDI 14%対象船舶率) (EEDI 14%達成率) 39隻※1 × 47.6% = 74.6% = 14隻…③ EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (現行要件対象船舶率) 39隻 × 52.4% = 20隻…④	※1 直近3年間の適用実績平均値 ※2 今次要望において、EEDI要件(14%)の適用対象(今次要望期間開始後の契約で、かつ契約～竣工までの期間が2年以内の船舶)となりうる船舶数の見込み ※3 今次要望において、EEDI要件(14%)が適用可能となりうる船舶数の見込み
適用額(百万円)	日本船舶 1,673 外国船舶 29,028	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 4,648百万円※1 × 2隻 × 18% = 1,673百万円 (取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 34隻 × 16% = 29,028百万円	※1 直近3年間の特償利用船舶の平均取得船価
減収額(百万円)	日本船舶 392 外国船舶 6,793	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.4% = 392百万円 (適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% = 6,793百万円	

○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶(①+②) 2 外国船舶(③+④) 34	平成29年度と同様	
適用額(百万円)	日本船舶 1,673 外国船舶 29,028		
減収額(百万円)	日本船舶 388 外国船舶 6,734	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.2% = 388百万円 (適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.2% = 6,734百万円	

(参考)
今般の要望において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標について、平成29年4月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制を、国際基準に先行した14%以上(規制開始時(平成25年)比)の効率改善を性能要件とすることによって、国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本国商船隊のCO2排出削減が求められていることから、よりエネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本国商船隊の整備を図ることとしている。

適用数等及び減収額の算定根拠(内航)

○平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	8	事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	8	事業者ヒアリングによる隻数
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,434 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,120 \text{百万円} \times 8 \text{隻} \times 16\%}{1,434 \text{百万円}}$	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値
	高度内航環境低負荷船	1,758 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,221 \text{百万円} \times 8 \text{隻} \times 18\%}{1,758 \text{百万円}}$	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	336 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,434 \text{百万円} \times 23.4\%}{336 \text{百万円}}$	
	高度内航環境低負荷船	411 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,758 \text{百万円} \times 23.4\%}{411 \text{百万円}}$	

○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	6 ①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	11 ①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による3隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,075 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,120 \text{百万円} \times 6 \text{隻} \times 16\%}{1,075 \text{百万円}}$	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件の価格を加算させた値
	高度内航環境低負荷船	2,390 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{11 \times 1,221 \text{百万円} \times 18\%}{2,390 \text{百万円}}$ $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{21 \times 1,170 \text{百万円} \times 18\%}{632 \text{百万円}}$	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	252 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,075 \text{百万円} \times 23.4\%}{252 \text{百万円}}$	
	高度内航環境低負荷船	559 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{11 \times 1,758 \text{百万円} \times 23.4\%}{559 \text{百万円}}$ $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{21 \times 632 \text{百万円} \times 23.4\%}{148 \text{百万円}}$	

○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	6 ①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	13 ①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による5隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,075 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,120 \text{百万円} \times 6 \text{隻} \times 16\%}{1,075 \text{百万円}}$	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件の価格を加算させた値
	高度内航環境低負荷船	2,811 $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{11 \times 1,221 \text{百万円} \times 18\%}{2,811 \text{百万円}}$ $\frac{\text{(取得船価)} \times \text{(適用隻数)} \times \text{(要望特償却率)}}{\text{(適用額)}} = \frac{21 \times 1,170 \text{百万円} \times 18\%}{1,053 \text{百万円}}$	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	249 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{1,075 \text{百万円} \times 23.2\%}{249 \text{百万円}}$	
	高度内航環境低負荷船	652 $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{11 \times 1,758 \text{百万円} \times 23.2\%}{652 \text{百万円}}$ $\frac{\text{(適用額)} \times \text{(法人税)} \times \text{(減収額)}}{\text{(適用額)}} = \frac{21 \times 1,053 \text{百万円} \times 23.2\%}{244 \text{百万円}}$	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長		
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標 (i)CO₂削減：平成32年度までに日本商船隊からの排出量の20%削減を行う(外航)、(ii)CO₂削減：平成32年度までに25%の削減を行う(内航)、(iii)老齢内航船舶比率を対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持(内航)から新たな達成目標 (i)CO₂：平成31年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年比で19%削減する(外航)、(ii)CO₂削減：平成42年度までに省エネに資する船舶1,190隻の普及(157万t-CO₂の削減)を図る(内航)、(iii)安定的かつ環境性能に優れた内航輸送サービスの提供を図るため、船舶の代替取得を促進する(内航)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標について、外航船舶及び内航船舶に係るCO₂やNO_xの削減量等が説明されているが、本特例措置は、外航船舶、内航船舶及び漁船に適用されるものであるにもかかわらず、漁船に係る達成目標が明らかにされておらず、説明に誤りがある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (外航) 外航船舶のCO₂削減目標については、最終的には平成32年度までに日本商船隊からの排出量を20%の削減を行うという目標に変更はなく、所期の目標(平成31年度まで)として、19%の削減を行うものとしたものである。</p> <p>(内航) 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定したものである。</p> <p>② 本措置は漁船を適用対象としているが、漁船は他省庁所管となるため、漁船に係る達成目標は示していない。こちらについては、②の補足説明欄及び評価書本文に記載の上、対応済み。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (外航) 本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握は困難となっている。</p> <p>(内航) 本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握は困難となっている。ただし、内航は個人事業主も調査対象としているが、サンプル</p>

<p>が少ないことから所得税と法人税の別を正確に見込むことは困難。</p> <p>② 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数0件(外航日本船舶)(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計1件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>平成26年度適用数について、外航日本船舶の適用数は、平成24、25年度においてもそれぞれ0隻、1隻となっており、また、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、合計で24隻と想定している一方、実際の適用隻数は15隻となっており、平成24、25年の適用隻数(11、18隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績(直近5年間)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数及び適用額(内航)について、「H28年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ②の補足説明欄にて対応済み</p> <p>② 評価書に記載し、対応済み</p> <p>③ 別紙参照</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①③ ②の補足説明欄にて対応済み</p> <p>② 海事局による税制利用調査を行い、実績値を記載している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（外航）について、「H28年度以降については過去の実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（内航）について、「H28年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（外航）について、「適用額（調査により把握）×圧縮率×法人税率（23.4%）により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。</p> <p>⑤ 将来の減収額（内航）について、「適用見込隻数（新造船見込隻数及び税制特例利用率から算出）×1件当たりの圧縮実施額（過去3年平均）×法人税率（23.4%）により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ②の補足説明欄にて回答済み</p> <p>② 評価書に記載し、対応済み</p> <p>③ 別紙参照</p> <p>④⑤ 別紙にて平成30年度以降は法人税率23.2%で積算</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（外航）について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果（内航）について、「CO2排出削減については、平成27年度時点で対平成16年度比のCO2排出削減率は18%が目標値であるところ11%であり、また、NOXについては、新造船について22%の削減が目標値であるところ、対平成22年度比で22%削減の目標を達成している（省エネ化、CO2、NOX排出削減）、対平成9年度比115%（4,050隻）程度以下に維持することが目標値であるところ、平成27年度においては、106.3%（3,718隻）となり目標を達成している（高齢内航船舶比率）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書本文に記載し、対応済み</p> <p>② 評価書9③に記載し、対応済み</p> <p>③ （外航）</p>

<p>本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、</p> <p>① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。</p> <p>② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。 （内航） 環境低負荷船が52隻導入された（平成24年度～平成27年度）。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（内航）が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書本文8③で今般の要望に係る達成目標を新たに設定しているところ。将来の効果については、評価書本文9①の適用数のおりであり、「省エネ化、CO2・NOX排出削減」、船舶の代替建造の促進のいずれも達成できる見込み。</p> <p>② ⑦の補足説明欄に記載し、対応済み</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑤及び⑦にて対応済み</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑥及び⑧にて対応済み</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 22) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 本制度の適用期限を延長する。 【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100 【特例措置の対象】 船舶から船舶への買換え及び交換 《関係条項》 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7～9、第 66 条の 6 同法施行令第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 15 同法施行規則第 18 条の 5、第 22 条の 11
4	担当部局	海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制) 平成 18 年度 延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成 23 年度 延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加) 平成 26 年度 延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加)
7	適用期間	3 年間(平成 29 年度～31 年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図ることを目的とする。 (内航) 内航船舶の調達には、多額の資金を要し譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保することで我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進させ、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 <ul style="list-style-type: none"> 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定) 該当箇所抜粋 <p>第2節 地球温暖化対策・施策</p> <p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>① エネルギー起源二酸化炭素</p> <p>D. 運輸部門の取組</p> <p>(g) 鉄道、船舶、航空機の対策</p> <p>○船舶分野の省エネ化</p> <p>船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂:平成31年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年比で19%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)。 NO_x:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(1次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 輸送比率:平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。

		<p>(内航)</p> <p>①省エネ化</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂削減:平成42年度までに省エネに資する船舶1,190隻の普及(157万トンCO₂の削減)を図る。 NO_x削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 <p>②船舶の代替取得の促進</p> <p>安定的かつ環境性能に優れた内航輸送サービスの提供を図るため、船舶の代替取得を促進する。</p> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <p>① 省エネ化、CO₂・NO_x排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂:年間70隻程度(約9万トンCO₂の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する NO_x:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) <p>② 船舶の代替取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。 																																																															
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>																																																															
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。 <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>(0)</td> <td>(1)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>〈適用額:百万円〉</td> <td>(0)</td> <td>(480)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>(11)</td> <td>(16)</td> <td>(13)</td> <td>(15)</td> <td>(15)</td> <td>(15)</td> <td>(15)</td> <td>(15)</td> </tr> <tr> <td>〈適用額:百万円〉</td> <td>(8,531)</td> <td>(10,428)</td> <td>(13,856)</td> <td>(17,977)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	外航日本船舶	0	1	0	0	1	1	1	1	〈適用者数〉	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	〈適用額:百万円〉	(0)	(480)	(0)	(0)	(835)	(835)	(835)	(835)	外航日本船舶以外の船舶	11	17	15	16	17	17	17	17	〈適用者数〉	(11)	(16)	(13)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	〈適用額:百万円〉	(8,531)	(10,428)	(13,856)	(17,977)	(14,161)	(14,161)	(14,161)	(14,161)
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																									
外航日本船舶	0	1	0	0	1	1	1	1																																																									
〈適用者数〉	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)																																																									
〈適用額:百万円〉	(0)	(480)	(0)	(0)	(835)	(835)	(835)	(835)																																																									
外航日本船舶以外の船舶	11	17	15	16	17	17	17	17																																																									
〈適用者数〉	(11)	(16)	(13)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)																																																									
〈適用額:百万円〉	(8,531)	(10,428)	(13,856)	(17,977)	(14,161)	(14,161)	(14,161)	(14,161)																																																									

	<p>を把握</p> <p>※ H28 年度以降については過去の実績(直近 5 年間)の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用数</th> <th>適用額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>H23 1 隻</td> <td>1,190</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H25 1 隻</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均 1 隻</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>H23 25 隻</td> <td>20,029</td> </tr> <tr> <td>以外の船舶</td> <td>H24 11 隻</td> <td>8,531</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H25 17 隻</td> <td>10,428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H26 15 隻</td> <td>13,856</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H27 16 隻</td> <td>17,977</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均 17 隻</td> <td>14,161</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ H25、26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、それぞれ 22、24 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 18、15 隻となっており、H24 年の適用隻数(11 隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。</p> <p>・ H25-27 年度適用者数は合計で 41 社であることから、特定の者への偏りはない。</p> <p>(内航)</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈9〉</td> <td>〈9〉</td> <td>〈13〉</td> <td>〈21〉</td> <td>〈14〉</td> <td>〈14〉</td> <td>〈16〉</td> <td>〈18〉</td> </tr> <tr> <td>(適用額:百万円)</td> <td>804</td> <td>612</td> <td>1,456</td> <td>3,532</td> <td>1,496</td> <td>1,496</td> <td>1,716</td> <td>1,936</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H28 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案。</p> <p>・ H25、26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、それぞれ 11、11 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 9、13 隻となっており、適用見込と同程度となっている。</p> <p>・ また、H25-27 年度における本税制特例措置の適用者数は合計で 41 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。</p>		適用数	適用額(百万円)	外航日本船舶	H23 1 隻	1,190		H25 1 隻	480		平均 1 隻	835	外航日本船舶	H23 25 隻	20,029	以外の船舶	H24 11 隻	8,531		H25 17 隻	10,428		H26 15 隻	13,856		H27 16 隻	17,977		平均 17 隻	14,161	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	内航船舶	9	9	13	21	14	14	16	18	〈適用者数〉	〈9〉	〈9〉	〈13〉	〈21〉	〈14〉	〈14〉	〈16〉	〈18〉	(適用額:百万円)	804	612	1,456	3,532	1,496	1,496	1,716	1,936
	適用数	適用額(百万円)																																																																	
外航日本船舶	H23 1 隻	1,190																																																																	
	H25 1 隻	480																																																																	
	平均 1 隻	835																																																																	
外航日本船舶	H23 25 隻	20,029																																																																	
以外の船舶	H24 11 隻	8,531																																																																	
	H25 17 隻	10,428																																																																	
	H26 15 隻	13,856																																																																	
	H27 16 隻	17,977																																																																	
	平均 17 隻	14,161																																																																	
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																											
内航船舶	9	9	13	21	14	14	16	18																																																											
〈適用者数〉	〈9〉	〈9〉	〈13〉	〈21〉	〈14〉	〈14〉	〈16〉	〈18〉																																																											
(適用額:百万円)	804	612	1,456	3,532	1,496	1,496	1,716	1,936																																																											
②: 減収額	<p>※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>112</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>195</td> <td>195</td> <td>194</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	外航日本船舶	0	112	0	0	195	195	194	194																																																
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																											
外航日本船舶	0	112	0	0	195	195	194	194																																																											

外航日本船舶	1,996	2,440	3,242	4,207	3,314	3,314	3,285	3,285																					
以外の船舶																													
※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握																													
※ H28 年度以降については過去の実績(過去 5 年間の平均値)をもとに平成減収見込額を推計																													
(平均見込隻数) × (平均圧縮限度額) × (法人税率)																													
日本船舶: 1 隻 835 百万円 (注)																													
外国船舶: 17 隻 833 百万円 (注)																													
(注): H28、29 年度は 23.4%、H30、31 年度は 23.2%で算出																													
(内航)																													
【減収見込み】 (単位:百万円)																													
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																					
区分																													
内航船舶	205	156	371	844	350	350	398	449																					
※ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握																													
※ H28 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別添参照)。																													
※																													
③: 効果・税収減是認効果	<p>【効果】</p> <p>(外航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>-</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2 削減(%)</td> <td>8.3</td> <td>9.2</td> <td>10.0</td> <td>11.0</td> <td>-</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td> <td>10.2</td> <td>10.1</td> <td>9.8</td> <td>9.9</td> <td>-</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの</p> <p>※輸送比率については、各年度において以下により算出</p> <p>輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注 1)/世界の海上荷動き量(注 2)</p> <p>(注 1) 事業者からの法令に基づき報告により把握</p> <p>(注 2) 出典: Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」</p> <p>※H31 年度については目標値</p> <p>○所期の目標の実現状況</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 11%削減(平成 16 年度比)。</p> <p>NOx 削減: 新造船について 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。</p> <p>輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成。</p>	年度	H24	H25	H26	H27	-	H31	CO2 削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	19	NOx 削減(%)	22	26	25	25	-	22	輸送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10
年度	H24	H25	H26	H27	-	H31																							
CO2 削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	19																							
NOx 削減(%)	22	26	25	25	-	22																							
輸送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10																							

	<p>(内航) 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。 また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>
<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。 ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。 まず、税制特例措置については、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的に代替することを目的としており、明確な役割分担がなされている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。 ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成29年度概算要求:5,200百万円の内数) ・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業(平成29年度概算要求:6,250百万円の内数)</p>

	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税に関係しない</p>
<p>11</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>12</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成26年8月(H26 国交31)</p>

適用数等及び減収額の算定根拠(内航)

○平成28年度			
区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	13 (新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
	中古船	1	
適用額(百万円)	新造船	1,430 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	335 (適用額) (法人税) (減収額) 1,430百万円 × 23.4% ≒ 335百万円	
	中古船	15 (適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	

○平成29年度			
区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	13 (新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
	中古船	1	
適用額(百万円)	新造船	1,430 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	335 (適用額) (法人税) (減収額) 1,430百万円 × 23.4% ≒ 335百万円	
	中古船	15 (適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	

○平成30年度			
区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	15 (新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻+2隻※3	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均 ※3:予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1	
適用額(百万円)	新造船	1,650 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 15隻 ≒ 1,650百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	383 (適用額) (法人税) (減収額) 1,650百万円 × 23.2% ≒ 383百万円	
	中古船	15 (適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	

○平成31年度			
区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	17 (新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻+4隻※3	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均 ※3:予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1	
適用額(百万円)	新造船	1,870 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 17隻 ≒ 1,870百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66 (1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	434 (適用額) (法人税) (減収額) 1,870百万円 × 23.2% ≒ 434百万円	
	中古船	15 (適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標 (i)我が国商船隊における外航日本船舶をおおむね450隻とすることを目標とし、5年間(平成25年度から29年度まで)でおおむね265隻とする、ii)外交日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間(平成25年度から29年度まで)でおおむね450隻とし、これを平成29年度まで維持する)から新たな達成目標(我が国商船隊における日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を5年間(平成30年度以降)で415隻とする)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標について、「5年間(平成30年度以降)で415隻とする」と説明されているが、何年度までに何隻を目指しているかが具体的に明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①② 我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、最終的な目標である日本船舶によって経済安全保障の確立に必要な450隻を確保するというものには変わりはない。</p> <p>一方で、対外船舶運航事業者は、現下の歴史的な国際海運市況の低迷の影響により船隊規模を縮小せざるを得ない状況にあり、日本船舶及びこれを補完する現行の準日本船舶のみで、450隻を早期に確保していくことは困難な状況にある。</p> <p>このため、準日本船舶の対象を拡充することで、経済安全保障に必要な450隻を早期に確保するため、平成30年度以降5年間で415隻を目指すとしたものである。</p> <p>なお、本租税措置は、平成29年度で適用期限を迎える予定であり、継続事業者と新規認定事業者との間で適用開始年度に差異があることから、平成30年度以降の適用開始より5年間で目標を設定しているものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報をういて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書本文に記載し、対応済み</p> <p>② 租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて、「本租税特別措置は、</p>

<p>「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない」と説明されているが、計画の認定を受けた事業者が8社であることが、想定外に特定の者に偏っているとはいえないとする理由について説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>認定事業者8社以外にも日本船舶を保有している対外船舶運航事業者は少数存在しているものの、大部分は8社による保有となっており、トン数標準税制導入の効果により日本商船隊における日本船舶数増加に貢献しているものと考えている。</p> <p>なお、準日本船舶については認定事業者以外に保有している者はいない。</p> <p>上記のことから、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>別紙参照</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書本文に記載し、対応済み</p> <p>② ②の補足説明欄に記載し、対応済み</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額(平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、「制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額：1,260百万円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額について、「制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額：1,260百万円」と説明されているが、制度拡充を含めた本租税特別措置全体の減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～④ 別紙参照</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、平成 27 年度における日本船舶 201 隻、準日本船舶 55 隻等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。</p> <p>これにより、9. ③に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21 年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成 31 年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、平成 34 年度における日本船舶 279 隻、準日本船舶 136 隻等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 別紙参照</p> <p>② 将来の隻数については、認定事業者に対するアンケート調査等に基づき集計したものであり、経済情勢等を勘案し計上したものであるものの、現下の歴史的な国際海運市況の低迷の影響により船隊規模を縮小せざるを得ず、歴史的な海運不況時にも持続可能となる仕組みを検討する予定であることから、将来の予測は困難な状況にある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑤及び⑦にて対応済み</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>⑥及び⑧にて対応済み</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 20) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 8) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充するほか、日本船舶の確保の目標について、現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>対外船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。</p> <p>① 日本船舶 ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)</p> <p>準日本船舶のみなし利益水準(100 純トン当たり)は、日本船舶の 1.5 倍。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 59 条の 2、第 68 条の 62 の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2、第 39 条の 89 の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17、第 22 条の 60 海上運送法第 34 条～第 39 条の 7 海上運送法施行令 海上運送法施行規則第 30 条～第 42 条の 7 海上運送法第 35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第 1 条～第 13 条 平成 25 年度に特定認定事業者が海上運送法第 35 条第 1 項又は第 4 項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第 3 項第 3 号の期間及び同項第 5 号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令第 1 条～第 2 条</p>
4	担当部局	海事局外航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 日本船舶についてトン数標準税制(5年間)を創設。 平成 24 年度 拡充要望(平成 24 年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国航海運業者の海外子会社が所有する一定

		の要件を満たした外国船舶に拡充する」こととされた。) 平成 25 年度 日本船舶に加えて、準日本船舶まで対象を拡充。																																																																								
7	適用期間	5 年間(平成 30 年度以降の適用)																																																																								
8	① 必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充することにより、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 ・海洋基本計画抜粋(平成 25 年 4 月 26 日閣議決定) 「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外国海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立を図る。」 																																																																								
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標:71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率</p>																																																																								
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>経済安全保障の観点から、我が国商船隊における日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を 5 年間(平成 30 年度以降)で 415 隻とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>達成目標を実現することで、平成 25 年 4 月の海洋基本計画における「トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立」に寄与する。</p>																																																																								
9	① 有効性等	<p>【適用数・適用額】 (適用数単位:隻、適用額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>166</td> <td>182</td> <td>201</td> <td>211</td> <td>248</td> <td>254</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>48,621</td> <td>73,772</td> <td>62,010</td> <td>27,173</td> <td>31,938</td> <td>55,661</td> <td>57,036</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>27</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>77</td> <td>86</td> <td>96</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,120</td> <td>7,467</td> <td>8,137</td> <td>3,241</td> <td>3,620</td> <td>19,770</td> <td>21,943</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>193</td> <td>222</td> <td>256</td> <td>288</td> <td>334</td> <td>350</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	日本船舶								適用数	166	182	201	211	248	254	260	適用額	48,621	73,772	62,010	27,173	31,938	55,661	57,036	準日本船舶								適用数	27	40	55	77	86	96	106	適用額	2,120	7,467	8,137	3,241	3,620	19,770	21,943	合計								適用数	193	222	256	288	334	350	366
		年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																	
日本船舶																																																																										
適用数	166	182	201	211	248	254	260																																																																			
適用額	48,621	73,772	62,010	27,173	31,938	55,661	57,036																																																																			
準日本船舶																																																																										
適用数	27	40	55	77	86	96	106																																																																			
適用額	2,120	7,467	8,137	3,241	3,620	19,770	21,943																																																																			
合計																																																																										
適用数	193	222	256	288	334	350	366																																																																			

適用額	50,737	81,239	70,147	30,414	35,558	75,431	78,979
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※ H25～29年度の適用数、適用額については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。

※ H30.31年度の適用数については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。適用額については、当該調査結果に基づき算定される日本船舶等の1隻あたりの平均損金算入額を乗じて算出。

※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

・適用数について、現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度には248隻の日本船舶を確保する計画であり、前回の本租税特別措置に関する政策評価で目標としていた265隻と比べても、適用数が想定外に僅少とはいえない。

・しかしながら、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、平成29年度末の日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は、334隻になる見込みである。

・適用者数は各年度8社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。

② 減収額

○法人税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
区分					
日本船舶	10,503	15,516	5,802	6,358	7,473
準日本船舶	453	1,786	115	758	847
合計	10,956	17,302	5,917	7,117	8,321

※ 平成25～27年度の減収額については、本特例措置の適用を勘案する前の所得に法人税率を乗じた税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に法人税率を乗じた税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。

※ 平成28～29年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に法人税率を乗じて算出。

※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

(本租税特別措置全体の減収見込額)
17,886百万円
(制度拡充による減収見込額)
制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額: 1,260百万円
※ 算出方法については別紙参照。

○地方住民税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
区分					
日本船舶	1,817	2,684	748	820	964
準日本船舶	78	309	15	98	109

合計	1,895	2,993	763	918	1,073
----	-------	-------	-----	-----	-------

※ 平成25～27年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。

※ 平成28～29年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき算出。

※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

(本租税特別措置全体の減収見込額)
2,307百万円
(制度拡充による減収見込額)
制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額: 163百万円
※ 算出方法については別紙参照

○地方事業税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
区分					
日本船舶	613	893	254	978	1,150
準日本船舶	26	103	5	117	130
合計	640	995	259	1,095	1,280

※ 平成25～27年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。

※ 平成28～29年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき算出。

※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

(本租税特別措置全体の減収見込額)
605百万円
(制度拡充による減収見込額)
制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額: 42百万円
※ 算出方法については別紙参照

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況 (単位:隻)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	-	H34
区分							
日本船舶	166	182	201	211	248	-	279
準日本船舶	27	40	55	77	86	-	136
合計	193	222	256	288	334	-	415

※ 各認定事業者(8社)の「日本船舶・船員確保計画」に基づき算出

※ H28.29年度については「日本船舶・船員確保計画」における計画値

※ H34年度については目標値

		<p>○所期の目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度末までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。 一方で、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450隻早期確保の道筋をつける必要がある。 <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>【日本商船隊における日本船舶数】 (単位:隻)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H6</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">トン数標準税制導入前</td> <td colspan="7">トン数標準税制導入後</td> </tr> <tr> <td>280</td> <td>99</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>92</td> <td>98</td> <td>107</td> <td>119</td> <td>136</td> <td>150</td> <td>159</td> <td>184</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課調べ ※ 各年6月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21年4月1日から)には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる。 仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶増加及び日本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期確立を妨げることになる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (外航)</p> <p>上記9.のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度末までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。</p> <p>また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られていることから、政策目標の達成に向けて一定程度の効果が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。</p> <p>一方で、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450隻早期確保の道筋をつける必要がある。</p>	H6	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後							280	99	95	95	92	98	107	119	136	150	159	184	197
H6	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27																													
トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後																																			
280	99	95	95	92	98	107	119	136	150	159	184	197																													
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予測可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>																																							

		<p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p>
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。 なお、規制、補助金等はない。</p>
	③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月(H25 国交25)

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(国税)】

(1) トン数標準税制における適用隻数の見込(期中平均)

年度	30	31	32	33	34
日本船舶	251	257	264	270	276
準日本船舶(現行)	86	86	86	86	86
準日本船舶(拡充)	5	15	25	35	45

(2) 1隻あたりの損金算入額の見込

	①1隻あたりの所得(※)	②1隻あたりのみなし利益(※)	③1隻あたりの損金算入額(=②-①)
日本船舶		230	▲ 222
準日本船舶(現行)		同上	▲ 217
準日本船舶(拡充)		同上	同上

※ 平成21年度～27年度(実績)及び28年度(見込)における日本船舶及び準日本船舶に係る所得及び稼働延べトン数に基づき算定

(3) トン数標準税制における減収額の見込

1. 拡充分

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

2. 既存分

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
日本船舶	▲ 55,661	▲ 57,036	▲ 58,410	▲ 59,785	▲ 61,159	▲ 58,410
準日本船舶(現行)	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684
減収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886
日本船舶	▲ 12,913	▲ 13,232	▲ 13,551	▲ 13,870	▲ 14,189	▲ 13,551
準日本船舶(現行)	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335

※ 損金算入額は、日本船舶、準日本船舶(現行)及び準日本船舶(拡充)のそれぞれに応じて(1)と(2)を乗じて算定
減収額は損金算入額×法人税率(23.2%)として算定

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(地方税)】

○トン数標準税制における減収額の見込について(拡充分)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
法人税の減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率(12.9%)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の減収額	▲ 32	▲ 98	▲ 163	▲ 228	▲ 293	▲ 163

初年度減収額: ▲32百万円…①

平年度減収額: ▲163百万円…(1)

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額＝所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の減収額	▲ 2	▲ 5	▲ 8	▲ 12	▲ 15	▲ 8

初年度減収額: ▲2百万円…②

平年度減収額: ▲8百万円…(2)

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税の減収額	▲ 7	▲ 21	▲ 34	▲ 48	▲ 62	▲ 34

初年度減収額: ▲7百万円…③

平年度減収額: ▲34百万円…(3)

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額＝①+②+③

▲32百万円+▲2百万円+▲7百万円＝▲41百万円

B. 平年度の減収額＝(1)+(2)+(3)

▲163百万円+▲8百万円+▲34百万円＝▲205百万円

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(地方税)】

○トン数標準税制における減収額の見込について(既存分)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
法人税の減収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率(12.9%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の減収額	▲ 2,225	▲ 2,266	▲ 2,307	▲ 2,348	▲ 2,390	▲ 2,307
初年度減収額:	▲2,225百万円・・・①					
平年度減収額:	▲2,307百万円・・・(1)					

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額＝所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の減収額	▲ 113	▲ 116	▲ 118	▲ 120	▲ 122	▲ 118
初年度減収額:	▲113百万円・・・②					
平年度減収額:	▲118百万円・・・(2)					

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税の減収額	▲ 470	▲ 479	▲ 487	▲ 496	▲ 505	▲ 487
初年度減収額:	▲470百万円・・・③					
平年度減収額:	▲487百万円・・・(3)					

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額＝①＋②＋③

▲2,225百万円＋▲113百万円＋▲470百万円＝▲2,808百万円

B. 平年度の減収額＝(1)＋(2)＋(3)

▲2,307百万円＋▲118百万円＋▲487百万円＝▲2,912百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の目標（平成28年度の作業船からのNOX排出量を26年度から1,320t削減）から新たな達成目標（作業船からのNOX排出量を平成29年度から31年度までの3年間で1,320t削減）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 当該税制特例の適用数は伸びてきていることもあり、港湾整備等にかかる更なる環境負荷低減を進めるため、残りの719tではなく、引き続き3年間で1,320t削減することを目標としている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数13隻（平成27年度）は、前回（平成25年度）評価時の将来推計50隻の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 前回要望時（平成25年度）には年間50隻の適用を想定していたところ、各年度の適用件数は、平成26年度9隻、平成27年度13隻、平成28年度20隻（見込）となったが、特に作業船保有企業の90%以上を占める中小企業において、平成26年以降業況の回復が鈍い状況にある中において、平均14隻以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えないと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果（平成26年度及び27年度）について、「NOX144t削減、NOX188t削減」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 事前評価書本文に記載したNOx削減効果は、関係業界団体（7団体）を通じたヒアリングにより把握した特例適用実績を元に算出しているものであり、特例適用外のみは除外していることから、本措置による直接的な削減効果であるといえる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 事前評価書本文に記載したNOx削減効果は、関係業界団体（7団体）を通じたヒアリングにより把握した特例適用見込を元に算出しているものであり、適用見込は本措置があることを前提に開いていることから、本措置による直接的な削減効果であるといえる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本措置により作業船の買換が進み、作業船からの NOx の排出量が削減されるため、減収額に対して効果が上がっており税収減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたって NOx 排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本措置により作業船の買換が進み、作業船からの NOx の排出量が削減され減収見込額に対して効果が上がるため、税収減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたって NOx 排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税：義) (国税 23) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>船齢45年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の78/80を満たしている原動機を有するものに限る)を取得した場合、譲渡益の80%圧縮記帳を可能とする特例措置。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第37条、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の9 ・租税特別措置法施行令 第25条、第25条の2、第25条の3、第39条の7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第19条の3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第11条の7
4	担当部局	港湾局技術企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成26年度~平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度:創設
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度~31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>老朽化が進む作業船の買換を促進することで、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。 また、作業船の能力が確保され、円滑な港湾整備等の推進や朽化対策及び防災対策の強化に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。 <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る(後略)

		<p>○国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定）</p> <p>・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等を、国、地方公共団体、民間事業者等が連携して進める。</p> <p>○第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）</p> <p>重点施策：大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確保</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 1 9 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>既存作業船の買換により、作業船からの NOx 排出量を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で 1,320t 削減を目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx 排出量が削減されると共に、円滑な港湾整備等の推進に資する。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 26 年度（実績）：9 隻 適用額：576 百万円 平成 27 年度（実績）：13 隻 適用額：877 百万円 平成 28 年度（見込）：20 隻 適用見込額：967 百万円 平成 29 年度（見込）：30 隻 適用見込額：1,795 百万円 平成 30 年度（見込）：30 隻 適用見込額：1,795 百万円 平成 31 年度（見込）：30 隻 適用見込額：1,795 百万円</p> <p>・平成 26～31 年度の実績及び見込は関係団体（7 団体）へのヒアリング（平成 27 年 3 月、28 年 6 月）による。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であるため、用いることは出来ない。</p> <p>・適用件数について、前回要望時（平成 25 年度）には年間 50 隻の適用を想定し、各年度の適用件数は、平成 26 年度 9 隻、平成 27 年度 13 隻、平成 28 年度 20 隻（見込）となったが、特に作業船保有企業の 90% 以上を占める中小企業において、平成 26 年以降業況の回復が鈍い状況にある中であっては、平均 14 隻以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えず、老朽化した作業船の買換に一定の貢献をしていると考えられる。</p> <p>・本制度により、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現され、広く国民に裨益するため、特定の者への偏りはない。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成 26 年度（実績）：135 百万円 平成 27 年度（実績）：205 百万円 平成 28 年度（見込）：226 百万円 平成 29 年度（見込）：420 百万円 平成 30 年度（見込）：420 百万円 平成 31 年度（見込）：420 百万円</p>

		<p>・平成 26～28 年度の減収額の算出根拠は以下の通り。</p> <p>平成 26 年度 圧縮記帳実施額 576 百万円 × 法人税率 23.4% = 135 百万円 平成 27 年度 圧縮記帳実施額 877 百万円 × 法人税率 23.4% = 205 百万円 平成 28 年度 圧縮記帳実施額 967 百万円 × 法人税率 23.4% = 226 百万円</p> <p>・平成 29～31 年度の減収額は平成 26～28 年度の減収額の平均から算出。なお、算出根拠は以下の通り。</p> <p>平成 26～28 年度の 1 隻あたりの減収見込額 平成 26 年度減収見込額 135 百万円 ÷ 特例適用隻数 9 隻 = 15.0 百万円 平成 27 年度減収見込額 205 百万円 ÷ 特例適用隻数 13 隻 = 15.8 百万円 平成 28 年度減収見込額 226 百万円 ÷ 特例適用隻数 20 隻 = 11.3 百万円</p> <p>平成 26～28 年度の 1 隻あたりの減収見込額の 3 カ年平均 (15.0 百万円 + 15.8 百万円 + 11.3 百万円) ÷ 3 年 = 14.0 百万円</p> <p>適用見込が 30 隻のため 14.0 百万円 × 30 隻 = 420 百万円</p>
	③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>買換特例制度によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低減が促進される。</p> <p><達成目標の実現状況></p> <p>平成 26 年度（実績）：NOx144t 削減 平成 27 年度（実績）：NOx188t 削減 平成 28 年度（見込）：NOx269t 削減 平成 29～31 年度（見込）：NOx1,320t 削減</p> <p>・平成 26～28 年度の実績及び見込は関係団体（7 団体）へのヒアリング（平成 27 年 3 月、平成 28 年 6 月）による。</p> <p>・平成 29～31 年度の削減見込量は、平成 26～28 年度の適用隻数、排出削減量等を踏まえたものである。</p> <p>・平成 26～28 年度の NOx 排出削減量の合計は 601t であり、所期の目標である NOx 排出削減量 1,320t を達成することはできなかったが、適用数は着実に伸びており、平成 29～31 年度については、引き続き NOx 排出削減量 1,320t を目標とする。</p> <p><本制度の延長が認められなかった場合></p> <p>事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達が困難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が促進されない。このため、省エネ化、NOx 排出量の削減を促進することができず、また、円滑な港湾整備等の推進に支障を来す事となる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により作業船の買換が進み、作業船からのNOxの排出量が削減されるため、減収額に対して効果が上がっており税収減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたってNOx排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、妥当性を有する。</p> <p>○国庫補助 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理化支援事業者支援事業(エネ庁))</p> <p>上記の予算上の措置の対象は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの)の導入であって、技術の先端性等が認められる一部の設備に限って補助されるものである。</p> <p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によるNOx排出規制 上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(国交 34)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標 (i) 飛行場周辺に残存する移転対象約 1,140 件の移転をできる限り促進する(特定飛行場)、ii) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 260 件の移転をできる限り促進する(成田国際空港) について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 騒防法及び特騒法に基づく移転補償事業は、騒音被害を受けている航空機騒音障害区域内の住民の移転申請に基づき実施するものであり、土地収用制度と違い、住民に移転を強制する制度ではないことに加え、事前評価書に記載のとおり移転申請者の事情等により移転の遅れや申請の取り下げ等もあることから、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、「平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により公表されている実績の一部。平成 25 年度及び平成 27 年度以降はヒアリング調査等による推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「適用実績の算出根拠」で説明しているが、適用税目は同資料から法人税のみであり、所得税についてはヒアリング調査等により事業性のある個人の移転対象者の適用の実績はない。 ※ヒアリング調査とは、移転補償事業により買取り証明書が発行を受けた個人及び法人の全ての者、並びに移転交渉中の者に対して本特例措置の利用状況と利用見込みについて聞き取りをしたものである。</p> <p>② 上記①の補足説明のとおりであるが、ヒアリング調査等の結果については、平成 25 年度については過去の移転対象者への聞き取りにより適用数 1 件を、平成 26 年度については租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書により 4 件を確認している。</p> <p>③ 平成 25 年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書については、騒防法及び特騒法の移転補償事業以外の事業に基づく適用実績も含まれていること、平成 27 年度については同報告書が公表されていないため、ヒアリング調査等により確認している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数 (i) 4 件(特定飛行場)、ii) 0 件(成田国際空港)(平成 26 年度)は、前回(平成 25 年度)評価時の将来推計 (i) 約 25 件、ii) 約 20 件)の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 前回の事前評価書に記載した適用数は、個人及び法人の移転補償事業に係る買取り証明書の発行件数を基礎として見込んでいるものであったが、これらの者には本特例措置の適用対象ではない者(事業性のない移転対象者)も含まれていたことから、事業性を有する者のうち法人に限ると、特定飛行場の平成 25 年度から平成 27 年度の移転補償件数 101 件中、法人の移転は 6 件であり、法人の移転割合は約 6%に相当している。 したがって、前回の事前評価書の平成 25 年度から平成 27 年度の特定飛行場及び成田国際空港の移転見込み件数 135 件に対する法人の移転割合の約 6%は 8 件となるため、これに対して 5 件の適用があったので想定外に僅少ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額について、「平成 27 年度以降はヒアリング調査等による推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「適用見込みの算出根拠」で説明しているが、移転補償事業による適用数等の見込みについては、移転交渉者へのヒアリング調査の結果等及び租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から法人税のみを記載し、ヒアリング調査により本特例措置を適用したと回答した個人の移転対象者がいなかったため、これを踏まえ所得税については記載していない。</p> <p>② 移転交渉者の適用見込みを把握することで平成 28 年度は 2 件を見込み、平成 29 年度以降にあっては、各年度の移転補償事業の対象としている法人と過去の適用状況(法人の移転件数 4 件に対して、平成 26 年度の適用数 4 件)、及びヒアリング調査を参考に適用見込みを算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「適用実績の算出根拠」で説明しているが、同資料では「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年 2 月国会提出)」を記載するとともに、ヒアリング調査等の結果に基づき記載している。なお、所得税についてはヒアリング調査により事業性のある個人の移転対象者の適用の実績はない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 事前評価書に記載のとおり、法人税については「※減収額は各年度の法人税率（各年度の税率記載は省略）により推計。」と記載し、所得税についてはヒアリング調査を踏まえ適用の実績がないため記載していない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】				
① 過去の効果（平成25年度から27年度まで）が年度ごとに把握されていない。				
② 過去の効果について、「平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。				
③ 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。				
④ 達成目標に対する効果の寄与について、「平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」と説明されているが、平成25年度から27年度までの移転件数132件に対して、本特例措置の適用数は5件であり、移転補償事業に占める本特例措置の利用者の割合は小さく、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。				
【国土交通省の補足説明】				
①・② 過去の効果（平成25年度から27年度まで）年度ごとの把握、及び「平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」についての移転補償事業の契約件数に係る各年度の実績は以下のとおりである。				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
特定飛行場	42	40	19	101
成田国際空港	13	6	12	31
③ 本特例措置は、騒防法及び特騒法に基づき航空機騒音障害区域の住民が移転補償事業により移転をする際の当該補償金について課税を繰り延べることにより、負担を一時的に軽減することで住民が移転をためらうことを除去し、移転補償事業の効果の減殺をさせることなく、対象者の移転の促進を図るものであり、本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。				
④ 移転補償事業には、事業性がある個人及び法人の移転対象者のみならず、事業性のない移転対象者が多数含まれているが、法人については、③僅少・偏りの状況に記載したとおり、利用者の割合が小さいとは言えない。なお達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、移転補償事業の効果を減殺させない本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。				
【点検結果】				
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。				
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。				

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施しており、④将来の適用数等の適用の見込みにより達成目標に対する将来の直接的な効果を示している。
また、本特例措置は移転の際の税負担を一時的に軽減し、住民の移転を促進することで、移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展を図るものであり、これにより達成目標に対して直接的な効果を有している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、将来の適用数等が直接的な効果と説明されており、本特例措置の適用を受ける全ての移転対象者が本特例措置を理由に移転を決めるとする根拠が明らかにされておらず、また、達成目標（i）飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する（特定飛行場）、ii）成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する（成田国際空港）に対する効果の寄与の割合（19件/1,140件（特定飛行場）、3件/260件（成田国際空港）（平成28年度から31年度までの合計）は、1割以下であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】
① 減収額は、特定飛行場については平成25年度（320百万円）、平成26年度（130百万円）、平成27年度（100百万円）であり、成田国際空港は平成25年度（100百万円）、平成26年度（100百万円）、平成27年度（100百万円）である。
一方、本特例措置により、移転の際の税負担を一時的に軽減し、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施している。このことにより移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消により空港の周辺地域との調和ある発展が図られている。
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【国土交通省の補足説明】
① 将来の減収額は、特定飛行場については平成28年度（59百万円）、平成29年度（89百万円）、平成30年度（266百万円）、平成31年度（147百万円）、であり、成田国際空港は平成28年度（100百万円）、平成29年度（29百万円）、平成30年度（29百万円）、平成31年度（29百万円）である。
一方、達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、「適用見込みの算出根拠」により、今後の移転見込み等を把握しているところであり、⑧将来の効果に記載したとおり、本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。

<p>なお、本特例措置は移転の際の税負担を一時的に軽減し、住民の移転を促進することで、移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展を図るものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長																								
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税26) 【新設・拡充・延長】																								
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の、譲渡所得の課税の特例措置</p> <p>《関係条項》</p> <p>税特別措置法 第37条第3号イ・ロ、第37条の4、 第65条の7第3号イ・ロ、第65条の8、 第65条の9、第68条の79、第68条の80</p>																								
4	担当部局	航空局航空ネットワーク部 首都圏空港課、環境・地域振興課																								
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成30年度																								
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<table border="0"> <tr> <td>昭和44年度</td> <td>創設(6年間)</td> <td>平成8年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和50年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成13年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成18年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成23年度</td> <td>3年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>1年間延長</td> <td>平成26年度</td> <td>3年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成3年度</td> <td>5年間延長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	昭和44年度	創設(6年間)	平成8年度	5年間延長	昭和50年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長	昭和55年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長	昭和60年度	5年間延長	平成23年度	3年間延長	平成元年度	1年間延長	平成26年度	3年間延長	平成3年度	5年間延長		
昭和44年度	創設(6年間)	平成8年度	5年間延長																							
昭和50年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長																							
昭和55年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長																							
昭和60年度	5年間延長	平成23年度	3年間延長																							
平成元年度	1年間延長	平成26年度	3年間延長																							
平成3年度	5年間延長																									
7	適用又は延長期間	3年間																								
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号)(移転の補償等)</p> <p>第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号)(移転の補償等)</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた</p>																								

		<p>際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権限を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するもの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約 1140 件の移転をできる限り促進する。 (成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 260 件の移転をできる限り促進する。</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるため、移転補償に基づく本特例措置の目標達成時期の示すことも同様に困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>【適用数・適用額】 (特定飛行場) 平成 25 年度: 1 件(127 百万円) 平成 26 年度: 4 件(510 百万円) 平成 27 年度: 0 件(一百万円) 平成 28 年度見通し: 2 件(255 百万円) 平成 29 年度見込み: 3 件(382 百万円) 平成 30 年度見込み: 9 件(1,147 百万円) 平成 31 年度見込み: 5 件(637 百万円)</p> <p>(成田国際空港) 平成 25 年度: 0 件(一百万円)</p>

		<p>平成 26 年度: 0 件(一百万円) 平成 27 年度: 0 件(一百万円) 平成 28 年度見通し: 0 件(一百万円) 平成 29 年度見通し: 1 件(127 百万円) 平成 30 年度見通し: 1 件(127 百万円) 平成 31 年度見通し: 1 件(127 百万円)</p> <p>※平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により公表されている実績の一部。平成 25 年度及び平成 27 年度以降は、ヒアリング調査等による推計。</p> <p>なお、適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、前回要望時の所期の想定では適用数は8件程度と予測していたところ、直近で5件の適用があり、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、対象者は元来空港周辺における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p> <p>※適用数等の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見込みの算出根拠を参照。</p>
	② 減収額	<p>【減収額】 (特定飛行場) 平成 25 年度: 32 百万円 平成 26 年度: 130 百万円 平成 27 年度: 一百万円 平成 28 年度見通し: 59 百万円 平成 29 年度見込み: 89 百万円 平成 30 年度見込み: 266 百万円 平成 31 年度見込み: 147 百万円</p> <p>(成田国際空港) 平成 25 年度: 一百万円 平成 26 年度: 一百万円 平成 27 年度: 一百万円 平成 28 年度見通し: 一百万円 平成 29 年度見込み: 29 百万円 平成 30 年度見込み: 29 百万円 平成 31 年度見込み: 29 百万円</p> <p>※減収額は各年度の法人税率(平成 25 年度・平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28 年度・平成 29 年度は 23.4%、平成 30 年度・平成 31 年度は 23.2%)により推計。</p> <p>※減収額の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見込みの算出根拠を参照。</p>
	③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》 平成 25 年度から平成 27 年度において、特定飛行場で契約件数 101 件、成田国際空港で契約件数 31 件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)には、未</p>

別紙①

適用実績の算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)」では、平成26年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
 - ・平成26年度：(件数)9件、(適用額)762百万円
 - ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの：(件数)4件、(適用額)510百万円
- 上記4件は、平成25年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4法人)に対応するものと想定(4法人が4件を適用)。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成25年度)

<適用件数>

- 平成24年度の移転補償事業による補償金を受けた者は1法人。

- 税制の適用件数は、4件×(1法人/4法人)=1件。

<適用額>

- 510百万円×(1件/4件)=127百万円

<見込減税額>

- 平成25年度の基本税率は25.5%であることから、
127百万円×25.5%=32百万円

(平成26年度)

<適用件数・適用額>

- 上記のとおり。

<見込減税額>

- 平成26年度の基本税率は25.5%であることから、
510百万円×25.5%=130百万円

			<p>だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が進むと考えられるが、8③にて記載した通り、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月 (国交37)

別紙②

適用見込みの算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)」では、平成26年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
 - ・平成26年度：(件数)9件、(適用額)762百万円
 - ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの：(件数)4件、(適用額)510百万円
- 上記4件は、平成25年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4法人)に対応するものと想定(4法人が4件を適用)。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成29年度)

- ・平成28年度の移転補償予定 3法人(福岡)
- ・当該法人に関する買取予定数 **5件**

(平成30年度)

- ・平成29年度の移転補償予定 9法人(福岡・伊丹)
- ・当該法人に関する買取予定数 **16件**(福岡:12、伊丹:4)

(平成31年度)

- ・平成30年度の移転補償想定 5法人(福岡)
- (平成29年度と同法人数の移転があると仮定)
- ・当該法人に関する買取想定数 **12件**

【成田国際空港】

- 成田国際空港株式会社が、法人等ヘヒアリングを行ったもの。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（予備自衛官等を含む従業員の処遇が、平成27年度の水準を実質的に下回らない）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書の8③及び9③を以下のとおり修正。</p> <p>8③の【適用期間中の達成目標】の「3 勤務環境等の整備について」 「従業員の処遇が」の次に「平成29年度から平成39年度の間を通じて」を、 「平成27年度の水準」の次に「(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)」をそれぞれ追加。</p> <p>9③の【適用期間中の達成目標】の「3 勤務環境等の整備について」 「従業員の処遇が」の次に「平成29年度から平成39年度の間を通じて」を、 「平成27年度の水準」の次に「(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)」をそれぞれ追加。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額について、「平成27年度の法人数及び従業員数のデータ並びに(2)の見積りに基づき、雇用・就労形態等による本件要望措置の適用可能性を勘案した上で、適用期間(平成29年度から39年度まで)の各年度において、要望措置を適用する法人数と対象となる予備自衛官等である従業員数を推計する」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 評価書に算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「上記2(4)の準備金への積立額の推計に基づいて、各年度における減収を見積もる」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 評価書に算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、災害招集等が実際にあった場合に、「平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上」と説明されているが、平成27年度の実績(前者が36.7%、後者が40.9%)より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、訓練招集の場合に、「平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する」と説明されているが、実績より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、「予備自衛官等を含む従業員の処遇が、平成27年度の水準を実質的に下回らないこと」及び「防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する」と説明されているが、前者について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされておらず、また、後者について、平成27年度の実績(防衛省側から見た予備自衛官等の充足率が68.0%であること)より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の効果(上記①、②及び③の従業員の処遇の維持)について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>①～③ 税制措置を活用した法人が予備自衛官等制度への準備を進めることにより得られる効果を、あくまで現状に対する現実的な目標値として設定したものであり、御指摘の「算定根拠が問題となる数値」ではないと考えている。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害招集等があった場合の応諾率(①)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。 ・ 予備自衛官等の訓練出頭率(②)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。 ・ 予備自衛官等の充足率(③)は、本来100%であることが期待されるどころ、「過大」との御指摘は当たらない。なお、物価上昇率については、あくまで政府・日銀の物価安定の目標を勘案したものであり、これを「過大」と評するか否かについての補足説明は差し控える。 <p>④ 本制度に係る事後検証については、当然のことながら、将来に実際に行われる招集実績に対応して厳然たる数字が出てくるものであり、アンケートよりも正確な数値をもって検証することが可能である。</p> <p>例えば、以下のような数字でもって検証することが可能である。</p>

・平成28年熊本地震に際しての応諾率

【総人数比】

区分	招集を打診した即自	招集に応ずることができると回答した即自	応諾率
国・公共法人	6人	1人	16.7%
法人税の課税対象となる法人	353人	132人	37.4%
個人事業	40人	17人	42.5%
学生	5人	2人	40.0%
無職	46人	13人	28.3%
合計	450人	165人	36.7%

【雇用主ベース】

招集を打診した即自が就労する法人数	招集に応じた即自が就労する法人数	応諾率
303法人	124法人	40.9%

・訓練招集での出頭率

	招集対象者	予定された全日数に参加した者	出頭率
予備自衛官（1日訓練）	3,613人	3,285人	90.9%
予備自衛官（5日訓練）	32,152人	22,002人	68.4%
即応予備自衛官	4,918人	3,388人	68.9%

【点検結果】

①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【防衛省の補足説明】

① 本措置は、準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであるが、本措置を活用することにより、次のような効果を得ることができる。また、点検項目は、数値目標（達成目標）の項目と同一である。

ア 大規模な地震に対する災害派遣など、臨時かつ緊急の招集について、不測のリスクを織り込んだ上で、従業員である予備自衛官等が応じることを、雇用主たる法人が許容できるようになる。

イ 予備自衛官に対する年間5日の訓練招集と即応予備自衛官に対する年間30日の訓練招集について、雇用主たる法人が、計画的かつ確実に対応できるようになる。

ウ 退職自衛官の採用確保や同僚従業員向けの施策を含め、法人内部の環境整備を支援し、雇用主たる法人が、従業員の一部を予備自衛官等として維持できるようになる。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【防衛省の補足説明】欄には、防衛省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「予備自衛官等招集準備金」制度の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 予備自衛官又は即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)である従業員が招集される際の費用・損失※に関し、防衛省・自衛隊から通知される人数により見積もった金額について、租税特別措置法上の準備金として積み立てることを可能とし、その積立額を損金算入できる準備金制度を創設。 ※ 「臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」 「訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」 「予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」 《関係条項》 —
4	担当部局	人事教育局 人材育成課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～平成39年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	— (新規要望事項)
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日～平成40年3月31日(11年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1 政策目的 (1) 予備自衛官等(非常勤の自衛隊員)の主たる身分は、通常、民間企業等の従業員であることに着目し、雇用主(法人)が、経済的合理性に基づきつつ、従業員が招集される場合のコストとリスクに的確に対応することを可能とする。 (2) 雇用主(法人)と従業員(予備自衛官等)の双方が、国からの招集に係る予見可能性を高めることにより、民間(法人)と国(防衛省・自衛隊)の双方の人材確保を円滑化し、民間による予備自衛官等制度を通じて国への協力を持続的に確保する。 2 施策の必要性 (1) 予備自衛官等制度のすう勢 平成28年4月の熊本地震に対する史上2度目の即応予備自衛官招集は、人員数を補うという量的な面だけでなく、資格・技能や土地勘といった質的な面も含め、迅速かつ柔軟な運用を実現した先駆的事例となったところ。

	<p>これを受け、今後、予備自衛官等の招集については、コンパクトながら頻度を上げた運用となる可能性が極めて高いと言える。</p> <p>(2) 予備自衛官等を雇用する内国法人への協力・支援 予備自衛官等である従業員を雇用する内国法人にとっては、予備自衛官等制度を通じた協力の相手方は国である。一方、上記すう勢の下、中長期的な見通しを立てながら、従業員が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、それらの法人にとって今後一層重要になる。 これを受け、それら法人による国(防衛省・自衛隊)への協力を持続的に確保するため、国からも適切な協力・支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄) 第五章 隊員 第六節 予備自衛官等 第一款 予備自衛官(第六十六条―第七十五条) 第二款 即応予備自衛官(第七十五条の二―第七十五条の八) 第三款 予備自衛官補(第七十五条の九―第七十五条の十三)</p> <p>以下のような自衛隊法の一部改正を検討。</p> <p>(不利益取扱の禁止等) 第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。 2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官になろうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をしてはならない。 3 国は、前二項の被用者又は求職者が予備自衛官になる場合の雇用環境の整備その他の取組に必要な財政上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 ※ 即応予備自衛官に係る準用規定は同法第七十五条の八</p> <p>2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(平成25年12月17日閣議決定)(抜粋) 「Ⅴ 防衛力の能力発揮のための基盤 防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。 3 人事教育 (略)より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。」</p> <p>3 中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日閣議決定)(抄) 「Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3 防衛力の能力発揮のための基盤 (3) 人事教育 (1) 予備自衛官等の活用 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策：人事教育施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 大規模な地震に対する災害派遣など、臨時かつ緊急の招集について、不測のリスクを織り込んだ上で、従業員である予備自衛官等が応じることを、雇用主たる法人が許容できるようにする。 ↓ [測定指標] 臨時かつ緊急の招集があった場合について、従業員である予備自衛官等の何%が応じることができたか。それは、出頭可能性を打診された総人数比で何%であり、雇用主数のベースで何%か。 2 予備自衛官に対する年間5日の訓練招集と即応予備自衛官に対する年間30日の訓練招集について、雇用主たる法人が、計画的かつ確実に対応できるようにする。 ↓ [測定指標] 従業員である予備自衛官は年間5日(初年度は年間1日)、即応予備自衛官は年間30日の訓練招集に応じることができたか否か。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>3 退職自衛官の採用確保や同僚従業員向けの施策を含め、法人内部の環境整備を支援し、雇用主たる法人が、従業員の一部を予備自衛官等として維持できるようにする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔測定指標〕 予備自衛官等が訓練等に円滑に出頭できるための環境整備がなされているか。また、防衛省側から見た予備自衛官等の充足率は改善しているか。</p> <p>【適用期間中の達成目標】 上記1～3に応じて、以下のとおり。</p> <p>1 災害招集等が実際にあった場合について 平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上。(熊本地震の際は、それぞれ36.7%と40.9%)</p> <p>2 訓練招集について 平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、平成34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する。(なお、訓練出頭率は、訓練招集の対象者のうち予定された全日数に参加した者の割合を指す。)</p> <p>3 勤務環境等の整備について 予備自衛官等を含む従業員の処遇が平成29年度から平成39年度の間を通じて、平成27年度の水準(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)を実質的に下回らないこと。また、防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 防衛省・自衛隊から予備自衛官等を招集するケースは、大きく分けて、臨時かつ緊急の災害招集等と計画的な訓練招集であるところ、上記達成目標の実現は、予備自衛官等たる従業員の雇用主がそれらの招集に的確に対応できていることを意味することから、政策目的に掲げた「雇用主(法人)の経済的合理性に基づきつつ、従業員が招集される場合のコストとリスクに的確に対応することを可能とする」ことにつながるものである。</p> <p>2 また、上記達成目標の実現は、まさしく本件要望措置の適用によって図っていくものであり、本件要望措置の制度設計そのものが雇用主等の予見可能性を高めるものであることから、法人の従業員全体の処遇改善や予備自衛官等になる者の増加と併せて、政策目的に掲げた「雇用主(法人)と従業員(予備自衛官等)の双方が、国からの招集に係る予見可能性を高めることにより、民間(法人)と国(防衛省・自衛隊)の双方の人材確保を円滑化し、民間による予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保する」ことにつながるものである。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9	有効性等	①	適用数等	<p>1 即応予備自衛官と予備自衛官の両方を雇用する内国法人 約400法人 次の(1)及び(2)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。 (1) 企業が雇用している即応予備自衛官 1人当たり支給される即応予備自衛官雇用企業給付金が、従来そのまま益金算入されていたものを、準備金への積み立て(損金算入)が可能となるに加えて、即応予備自衛官一人当たりの訓練招集日数(30日)等に対する準備金の積み立てが可能となる。 (2) 即応予備自衛官のような雇用企業給付金が支給されない予備自衛官についても、予備自衛官一人当たりの訓練招集日数(5日)等に対する準備金の積み立てが可能となる。また、予備自衛官である従業員数については、法人として正確に人数を把握していなかったところ、防衛省・自衛隊からの通知によって把握することが可能になるとともに、当該人数に基づいて、準備金に積み立てる(損金算入)ことが可能となる。</p> <p>2 即応予備自衛官のみを雇用する内国法人 約2,000法人 1(1)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。</p> <p>3 予備自衛官のみを雇用する内国法人 約16,000法人 1(2)を踏まえ、要望の措置の適用の可能性がある。</p> <p>4 適用件数及び適用額 (単位:件、億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>480</td> <td>490</td> <td>502</td> <td>514</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>44.6</td> <td>46.2</td> <td>47.6</td> <td>49.0</td> <td>50.3</td> <td>61.5</td> <td>62.5</td> <td>63.3</td> <td>64.2</td> <td>64.9</td> <td>65.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 件数は、準備金への積立てを行うと見積もられる法人数。 2 額は、損金算入額の総額。 3 算定根拠は、別紙参照。</p>	年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525	額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6												
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																																									
件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525																																									
額	44.6	46.2	47.6	49.0	50.3	61.5	62.5	63.3	64.2	64.9	65.6																																									
		②	減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10.4</td> <td>10.7</td> <td>11.0</td> <td>11.4</td> <td>11.7</td> <td>14.3</td> <td>14.5</td> <td>14.7</td> <td>14.9</td> <td>15.1</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.5</td> <td>4.6</td> <td>4.7</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.1</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠は、別紙参照。</p> <p>本措置は準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば減収による実質的な財政負担は生じない。</p>	年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	法人税	10.4	10.7	11.0	11.4	11.7	14.3	14.5	14.7	14.9	15.1	15.2	法人住民税	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	法人事業税	4.2	4.3	4.5	4.6	4.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																																									
法人税	10.4	10.7	11.0	11.4	11.7	14.3	14.5	14.7	14.9	15.1	15.2																																									
法人住民税	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0																																									
法人事業税	4.2	4.3	4.5	4.6	4.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1																																									

③ 効果・税収減是認効果	《効果》																			
	【適用期間中の達成目標】																			
	<p>1 災害招集等が実際にあった場合について</p> <p>平成34年度(据置期間の最終年度)に、出頭可能性の打診に対する応諾率(総人数比)60%以上、かつ、雇用主ベースの応諾率70%以上。 適用期間後に、前者が70%、かつ、後者が80%以上。(再掲)</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害招集等 打診応諾率</td> <td>平成28年4 月熊本地震</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(総人数比)</td> <td>36.7%</td> <td>60%以上</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>(雇用主ベース)</td> <td>40.9%</td> <td>70%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	災害招集等 打診応諾率	平成28年4 月熊本地震			(総人数比)	36.7%	60%以上	70%以上	(雇用主ベース)	40.9%	70%以上	80%以上			
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																	
災害招集等 打診応諾率	平成28年4 月熊本地震																			
(総人数比)	36.7%	60%以上	70%以上																	
(雇用主ベース)	40.9%	70%以上	80%以上																	
	<p>2 訓練招集について</p> <p>平成27年度の訓練出頭率70.5%に対して、平成34年度に13ポイント、適用期間後に18ポイント改善する。(再掲)</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練出頭率</td> <td>70.5%</td> <td>83.7% (+13ポイント)</td> <td>88.5% (+18ポイント)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(予備自)</td> <td>1日訓練 90.9%</td> <td>92.9% (+2ポイント)</td> <td>94.9% (+4ポイント)</td> </tr> <tr> <td>5日訓練 68.4%</td> <td>83.4% (+15ポイント)</td> <td>88.4% (+20ポイント)</td> </tr> <tr> <td>(即応予備自)</td> <td>30日訓練 68.9%</td> <td>78.9% (+10ポイント)</td> <td>83.9% (+15ポイント)</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	訓練出頭率	70.5%	83.7% (+13ポイント)	88.5% (+18ポイント)	(予備自)	1日訓練 90.9%	92.9% (+2ポイント)	94.9% (+4ポイント)	5日訓練 68.4%	83.4% (+15ポイント)	88.4% (+20ポイント)	(即応予備自)	30日訓練 68.9%	78.9% (+10ポイント)	83.9% (+15ポイント)
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																	
訓練出頭率	70.5%	83.7% (+13ポイント)	88.5% (+18ポイント)																	
(予備自)	1日訓練 90.9%	92.9% (+2ポイント)	94.9% (+4ポイント)																	
	5日訓練 68.4%	83.4% (+15ポイント)	88.4% (+20ポイント)																	
(即応予備自)	30日訓練 68.9%	78.9% (+10ポイント)	83.9% (+15ポイント)																	
	<p>(注) 訓練出頭率は、1日(予備自衛官の初年度)、5日又は30日訓練の招集対象者のうち予定された全日数に参加した者の割合を指す。</p>																			

3 勤務環境等の整備について	予備自衛官等を含む従業員の処遇が平成29年度から平成39年度の間を通じて、平成27年度の水準(若年定年退職自衛官の再就職後初任給の平均221,000円、任期制退職自衛官の再就職後初任給の平均186,000円)を実質的に下回らないこと。また、防衛省側から見た予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率が、本措置が創設されなかった場合と比較し、平成34年度にそれぞれ予備自衛官が8.8ポイント、即応予備自衛官が22.9ポイント改善する。同様に、適用期間後には、それぞれ予備自衛官が13.2ポイント、即応予備自衛官が37.2ポイント改善する。(再掲)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成34年度 (据置期間の最終)</th> <th>平成39年度 (最終年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)</td> <td>若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1</td> <td>248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2</td> <td>274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2</td> </tr> <tr> <td>充足率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(予備自)</td> <td>68.0% 32,554人</td> <td>72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)</td> <td>74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)</td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(即応予備自)</td> <td>55.9% 4,513人</td> <td>64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)</td> <td>70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)</td> <td>本措置が創設されない場合の充足率と比較し+37.2ポイント(+3,000人)</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)	従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)	若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1	248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2	274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2	充足率				(予備自)	68.0% 32,554人	72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)	74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)	(即応予備自)	55.9% 4,513人	64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)	70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+37.2ポイント(+3,000人)
	平成27年度	平成34年度 (据置期間の最終)	平成39年度 (最終年度)																								
従業員の処遇 (予備自等の再就職初年度の平均月収)	若年定年 221,000円 任期制 186,000円 (注)1	248,882円 (+27,882円) 209,466円 (+23,466円) (注)2	274,786円 (+53,786円) 231,268円 (+45,268円) (注)2																								
充足率																											
(予備自)	68.0% 32,554人	72.8% (+4.8ポイント) 34,849人 (+2,295人)	74.0% (+6.0ポイント) 35,450人 (+2,896人)																								
		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+8.8ポイント(+4,200人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+13.2ポイント(+6,300人)																								
(即応予備自)	55.9% 4,513人	64.8% (+8.9ポイント) 5,233人 (+720人)	70.1% (+14.2ポイント) 5,662人 (+1,149人)																								
		本措置が創設されない場合の充足率と比較し+22.9ポイント(+1,850人)	本措置が創設されない場合の充足率と比較し+37.2ポイント(+3,000人)																								
	<p>(注)1 平成27年度の金額は、同年度における退職自衛官の再就職後初任給の平均(所定内給与額から通勤手当を除いたもの。)である。退職自衛官は、予備自衛官等になる者とならない者の両方を含んでおり、予備自衛官等を含む勤務先の処遇の水準を見る上で参考になる。</p>																										
	<p>2 平成28年度のコストが前年度と同額と仮定し、平成29年度以降の物価上昇率を2%として試算。</p>																										

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置は、準備金による課税の繰延べであって、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであり、その上で次のような利点が認められることから、一時的な税収減は是認されるものである。</p> <p>1 制度を活用する法人にとっての利点 従業員の中の予備自衛官等の人数等を防衛省から情報入手し、臨時・緊急にせよ、計画的な訓練にせよ、招集に係る予見可能性を高めることにより、経済的合理性に基づきつつ、的確な準備・対応を可能とする。</p> <p>2 従業員である予備自衛官等にとっての利点 予備自衛官等の継続を希望する者が、雇用主と同僚の両方から、招集に応じることへの理解を得やすくなる。 雇用主が本措置を活用することにより、同僚とともに処遇の維持・改善が図られる可能性が高くなる。</p> <p>3 防衛省・自衛隊にとっての利点 防衛省として把握する予備自衛官等の人数等について、毎年雇用主たる法人に通知し、情報を共有しつつ協力を得ることにより、臨時・緊急の招集に対する雇用主と予備自衛官等本人双方の対応可能性を高めるとともに、安定的な人員確保と訓練招集の充実化に繋げることが出来る。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>租税特別措置の準備金制度は、一定の政策目的を達成するために課税の繰延べをするものであり、長期的に見れば実質的な財政負担は生じない措置である。</p> <p>民間企業等の自己資金を誘導して、経済的合理性の観点から、予備自衛官等を従業員として雇用する場合のコストとリスクに的確に対応してもらうとともに、予見可能性の観点から、民間と国双方の人材確保を円滑にしつつ、予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保するという政策目的を達成するためには、かかる準備金制度は、手段として最もふさわしいものである。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>1 防衛省としては、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、予備自衛官等の充足向上、幅広い分野での活用、各種制度の見直し等を図ることとしており、次に掲げる施策の種類ごとに予算措置を講じる等して、具体的な施策をパッケージで推進しているところ。</p> <p>(1) 充足向上に向けた施策 ア 部内外に対する周知・広報 イ 雇用企業に対する施策（即応予備自衛官雇用企業給付金等） ウ 予備自衛官等本人に対する施策（即応予備自衛官勤続報奨金等） エ その他の充足向上につながる施策</p> <p>(2) 幅広い分野での活用に向けた施策 予備自衛官等の能力を発揮できる分野の検討など</p> <p>(3) 各種制度の見直し 招集手続、招集訓練の見直し等</p> <p>2 本件要望措置は、充足向上に向けた雇用企業に対する施策の範ちゅうにどまらず、予備自衛官等を従業員として雇用する民間企業等による国（防衛省・自衛隊）への協力を持続的に確保するという、予備自衛官等制度の根幹を支えるための施策であり、民間の雇用主の意思と自己資金の誘導を行う点で、他の施策との代替性は認められず、上記パッケージを拡充・強化するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>1 予備自衛官等制度のすう勢 平成28年4月の熊本地震に対する史上2度目の即応予備自衛官招集は、人員数を補うという量的な面だけでなく、資格・技能や土地勘といった質的な面も含め、迅速かつ柔軟な運用を実現した先駆的事例となったところ。 これを受け、今後、予備自衛官等の招集については、コンバトながら頻度を上げた運用となる可能性が極めて高いと言える。</p> <p>2 予備自衛官等を雇用する内国法人への協力・支援 上記すう勢の下、予備自衛官等である従業員を雇用する内国法人にとっては、中長期的な見通しを立てながら、従業員が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、今後一層重要になる。したがって、本件要望措置のような協力・支援の必要性は極めて高いと言える。</p> <p>3 地方公共団体が協力する相当性 日本全国のどの地方においても、災害が発生する可能性があることから、上記すう勢を踏まえれば、それぞれの地域の予備自衛官等が招集される可能性が極めて高くなったところ、それら予備自衛官等は、通常、地域の経済主体に雇用されている者達である。したがって、日本全国の地方の地方公共団体においても、地域の経済主体と雇用を守り、災害等にも的確に対応する観点から、本件要望措置に積極的に協力する理由が認められるものである。</p>
11	有識者の見解		<p>1 災害派遣及び訓練招集をスムーズに実施させる意味で一定の効果は期待できる。一方、災害支援等による長期派遣の結果雇用主が実際に被った損害に対し、政府からの補填を受けるものではないことから、応諾率を上げる決定打にはなり得ないのではないと思われる。</p> <p>2 大規模災害なども考えると、利用される蓋然性は高く、将来の支出を分散させる措置として、十分に必要性がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

別紙

減収見込額等の推計

1 予備自衛官等招集準備金制度の内容及び積立限度額の積算

(1) 本件準備金制度の内容

適用対象：青色申告書を提出する内国法人で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第66条に規定する予備自衛官又は同法第75条の2に規定する即応予備自衛官を雇用するもの

適用期間：平成29年4月1日～平成40年3月31日（11年間）

積立期間：本制度を適用し準備金の積立て（損金に算入）を始められる事業年度は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度とし、平成40年3月31日を含む事業年度までの間を、準備金を積み立てることができる期間とする。

据置期間：準備金を最初に積み立てた事業年度から平成35年3月31日を含む事業年度までの間を据置期間とし、この間は、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失が発生したとしても、原則として準備金は取り崩さなくてよいものとする。

取り崩し：次に掲げる金額については、準備金から取り崩し、取り崩した金額を益金に算入する。

- ・ 据置期間経過後の各事業年度において、予備自衛官等である従業員が招集される際に発生した費用・損失に係る金額
- ・ 準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取り消しの基因となった事実のあった日又はその届出書を提出した日を含む事業年度において、積み立てられた準備金の全額

積立額：本制度を適用する法人は、防衛省・自衛隊から雇用主（予備自衛官等である従業員を雇用する法人全て）宛てに毎年発出されることとなる通知文書（付紙を参照。）の掲載内容（当該雇用主が雇用する予備自衛官等の人数、計算式等）を根拠として、積立限度額（年度の積立限度額と準備金総額の限度額を設ける。詳細は（2）を参照。）を計算し、当該積立限度額の範囲内の金額を積み立てる。

据置期間経過後は、準備金総額の限度額を超えない範囲内（費用等発生に伴う取崩し額を差し引いた後の準備金残高と準備金総額の限度額との差額を超えない範囲内）において、年度の積立限度額の範囲内の金額を積立てる。

なお、据置期間経過後において、準備金総額の限度額を設けた後も、即応予備自衛官雇用企業給付金の給付額がある場合は、準備金総額の限度額にかかわらず、給付額の全額を積み立てることができる。

(2) 積立限度額

ア 一事業年度の積立限度額

一事業年度の積立限度額については、防衛省・自衛隊から法人に通知される当該法人の予備自衛官等である従業員の人数のうち、次年度に所属予定である人数の情報に基づき、次年度に発生する可能性がある（予定である）費用・損失の見積りとして算定する。

具体的には、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失に関し、「A：臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」、「B：訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」、「C：予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」を以下の要領により算定し、AからCまでを合算した額とする。

A：臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失

平成28年熊本地震に際しては、第8師団（司令部：北熊本駐屯地）に所属する即応予備自衛官450人に招集の打診を行い、招集に応ずることができると回答した165人の即応予備自衛官に対して招集命令書を交付し、一人当たりの活動期間は約10日間であった。

臨時・緊急の招集の場合の費用については、平成28年熊本地震の状況を踏まえつつ、予備自衛官等を雇用する法人が、予備自衛官等である従業員の50%について、10日間の招集に応じることを認めることとして算定する。

$$\text{①} = \text{従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）} \\ \times 0.5 \text{（応諾率）} \times 10 \text{日間（招集期間）} \times 1 \text{日当たりの費用}$$

※ A及びBの算定に当たって、予備自衛官等である従業員が招集されている間の1日当たりの費用については、自衛官1人当たりの維持費が又はこれよりも当該法人が見積った費用が高い場合は当該費用を採用することとする。（招集された予備自衛官等は自衛官として勤務することとなることを踏まえ、自衛官1人当たりの年間の維持費の1日分に相当する額（12,480千円／365日＝34,216円≒34,000円）を算定に使用する。）

熊本地震に際し招集された即応予備自衛官165人のうち1人は、災害派遣活動に従事している間に負傷し、招集終了後に就労先の業務を約40日離れることとなった。

臨時・緊急の招集の場合の損失については、平成28年熊本地震の状況を踏まえつつ、不測のリスクの想定を、招集された予備自衛官等である従業員の10%が、負傷により招集終了後に40日間業務を離れざるを得なくなることとして算定する。これに加え、その際に取り引先に対する違約金等が発生するリスクを損失として見積り、100,000円の積み立てを可能とする。

$$\text{②} = \text{従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）} \\ \times 0.5 \text{（応諾率）} \times 0.1 \text{（不測のリスクの確率）} \\ \times 40 \text{日（招集終了後に計画外で発生する欠勤）} \times 1 \text{日当たりの金額}$$

- ③＝従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）
 × 0.5（応諾率）× 0.1（不測のリスクの確率）
 × 100,000円（計画外の支出）

また、熊本地震に際しての即応予備自衛官の招集は、1回のみでローテーションを組むこともなかったが、災害派遣活動が長期化した場合には、ローテーションのための交代要員の招集も考えられることから、積立限度額の算定に当たっては、上記①+②+③を1セットとして、2セット分を算定することとする。

$$A = (①+②+③) \times 2 \text{ (交代要員の招集)}$$

B：訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用

1年間で、即応予備自衛官は30日間、予備自衛官は5日間の招集訓練に応ずる義務があることから、予備自衛官等である従業員が招集訓練に応じている間の費用を算定する。

- ④＝従業員である即応予備自衛官の人数（次年度）× 30日（訓練日数）
 × 1日当たりの費用
 ⑤＝従業員である予備自衛官の人数（次年度）× 5日（訓練日数）
 × 1日当たりの費用

$$B = ④ + ⑤$$

C：予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用

予備自衛官等の雇用に積極的な法人であっても、退職自衛官の再就職先として求人情報に提示できる条件に限界がある場合には、結果として、退職自衛官の採用につながらず、ひいては、予備自衛官等の採用増とならない場合がある。このため、予備自衛官等になることを前提として求人を出す場合に、より好条件を提示するための費用についても積立てを可能とする。積立限度額については、従業員である予備自衛官等1人当たり10,000円/月までの処遇改善を図るため、120,000円/年の手当等の増を積立可能とし、従業員間の公平性の観点から、予備自衛官等である従業員1人当たり同僚の従業員15人までを算定する。

$$C = \text{従業員である予備自衛官及び即応予備自衛官の総人数（次年度）} \\ \times 16 \text{人（予備自衛官等本人+同僚15人）} \times 120,000 \text{円}$$

イ 準備金総額の限度額

据置期間経過後の各事業年度については、準備金総額の限度額を設定し、準備金総額の限度額の範囲内において、準備金の積み立てを行うものとする。準備金総額の限度額は、当該事業年度の前年度以前の5年間の積立限度額を合算した金額とする。

なお、据置期間経過後において、準備金総額の限度額を設けた後も、即応予備自衛官雇用企業給付金の給付額がある場合は、準備金総額の限度額にかかわらず、給付額の全額を積み立てることができることとする。

2 適用数等の推計

(1) 予備自衛官と即応予備自衛官の現員数の推移を見積もる。

ア 過去の伸率平均

(単位：人)

	平成17年度	平成23年度	平成27年度
予備自衛官	35,543	32,406	32,554 (充足率 68.0%)
			伸率：過去5年 ▲0.03% 過去11年 ▲1.00%
即応予備自衛官	6,201	5,767	4,513 (充足率 55.9%)
			伸率：過去5年 ▲4.68% 過去11年 ▲2.89%

イ 要望措置の適用期間（平成29年度から平成39年度まで）における現員数の推移見積り

… 上記の過去の伸率のうち悪い方を採用してベースの見積りを行う。

(単位：人)

	平成29年度	平成34年度	平成39年度	
予備自衛官	32,228	30,649	29,150	伸率：▲1.00%
(充足率)	(67.3%)	(64.0%)	(60.9%)	
即応予備自衛官	4,301	3,383	2,662	伸率：▲4.68%
(充足率)	(53.3%)	(41.9%)	(33.0%)	

(2) 要望措置（法人税・法人住民税・法人事業税）の対象人数と目標値を見積もる。

ア 雇用主が法人税の課税対象である予備自衛官等の現員数（平成27年度）

(単位：人、件)

	予備自衛官	即応予備自衛官	合計	雇用主の法人数
現員数	26,304	3,764	30,068	19,653
(対総数比)	(80.8%)	(83.4%)	(81.1%)	

イ 要望措置の適用期間における現員数の推移見積り（上記(1)イ)において、雇用主が法人税の課税対象となる者の見積り

(単位：人)

	平成29年度	平成34年度	平成39年度	伸率
予備自衛官	26,041	24,767	23,554	▲1.00%固定
(対前年度)	(▲263)	(▲249)	(▲238)	
即応予備自衛官	3,588	2,823	2,220	▲4.68%固定
(対前年度)	(▲176)	(▲139)	(▲109)	

ウ 要望措置を実行した場合の現員数の維持・増加の目標値

… ① 雇用主が法人税の課税対象となる者

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	26,535	28,967	29,854
(対前年度増減)	(+231)	(+418)	(+137)
対(2)イ増減	+494	+4,200	+6,300
即応予備自衛官	3,886	4,673	5,220
(対前年度増減)	(+122)	(+141)	(+99)
対(2)イ増減	+298	+1,850	+3,000

… ② 雇用主が法人税の課税対象とならない者

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	6,187	5,882	5,596
(対前年度)	(▲63)	(▲61)	(▲56)
即応予備自衛官	713	560	442
(対前年度)	(▲36)	(▲28)	(▲21)

※(1)イと同様に、現員数の伸率を、予備自衛官は▲1.00%、即応予備自衛官は▲4.68%と固定した見積り。

… 全体 (①+②)

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
予備自衛官	32,722	34,849	35,450
(対前年度増減)	(+168)	(+357)	(+81)
対(1)イ増減	+494	+4,200	+6,300
即応予備自衛官	4,599	5,233	5,662
(対前年度増減)	(+86)	(+113)	(+78)
対(1)イ増減	+298	+1,850	+3,000

(注) 1 目標値の設定に当たっては、「自衛官退職から1年未満における予備自衛官又は即応予備自衛官の採用者数と志願辞退者数」及び「上限年齢に達しない段階における任期満了退職者又は依願退職者のうち職場事情を理由とする者の数」に係る過去実績に基づき、将来年度の採用者数及び退職者数の見積りに対応して、将来の各年度における「採用者数の増加」及び「退職者数の減少」の余地を計算している。

2 本件要望措置の実行に当たっては、防衛省・自衛隊から雇用主に対して「予備自衛官及び即応予備自衛官の人数等」を通知することによって、準備金積立の限度額(各事業年度ごと及び準備金総額)を計算できるようにすることとしている。

この防衛省・自衛隊からの通知は、予備自衛官等の雇用主に対して協力を要請する趣旨も含むことになることから、雇用主からの申請等の手続を必要とするものではなく、当該通知を活用して税制措置の適用を希望するか否かは、それぞれの事業者の判断である。したがって、例えば、防衛省・自衛隊からの通知を受けた事業者が、税制措置の利用は希望しないが、予備自衛官等制度への協力を充実させるという場合も想定している。

(3) 要望措置の適用件数と積立額を見積もる。

ア 予備自衛官と即応予備自衛官の雇用の3パターン

α：「即応予備自衛官と予備自衛官の両方が雇用されている法人のケース」

β：「即応予備自衛官のみが雇用されている法人のケース」

γ：「予備自衛官のみが雇用されている法人のケース」

… これらの「ケース」ごとに、平成27年度の法人数及び従業員数のデータを整理する。

(単位：人)

	区分	α		β	γ
		即自	予備自	即自	予備自
平成 27 年度	法人数	439 法人		2,341 法人	16,873 法人
	従業員数	1,069	2,635	2,695	23,669

(注) 法人数及び従業員数については、人事教育局人材育成課が整理・作成した。

… 整理したデータの従業員数の項について、(2) 現員数の維持・増加の目標値の見積りを反映する。

(単位：人)

	α		β	γ
	即自	予備自	即自	予備自
平成 29 年度	1,096	2,686	2,790	23,849
平成 34 年度	1,263	3,193	3,410	25,774
平成 39 年度	1,380	3,375	3,840	26,479

(注) 上記平成27年度の法人数及び従業員数が平成28年度も同数と仮定して、当該従業員数が2(2)ウ①の目標値に対応するよう、α及びβの即応予備自衛官の数並びにα及びγの予備自衛官の数の割合等を踏まえて、各年度の数を設定した。

… 3つの「ケース」ごとに、雇用・就労形態等による要望措置の適用可能性を勘案し(※)、従業員ベースで、αの法人の50%、βの法人の30%、γの法人の5~10%が利用するとして、従業員ベースでの適用見込みを推計し、その従業員数をカバーする法人数について、一法人当たりの予備自衛官等の雇用数の分布をもとに概算し、適用が見込まれる法人数を推計する。

※ 即応予備自衛官については、1人当たり年間30日間の訓練招集があることにより、一般的に職務の内容や雇用・就労の形態によって許容できる場合とできない場合に分かれる
 ※ 従来そのまま益金算入されるだけであった即応予備自衛官雇用企業給付金を、準備金に積み立て(損金に算入)が可能となる等

(単位：人、件)

	区分	α		β		γ		適用件数
		即自	予備自	即自	予備自	即自	予備自	
平成 29 年度	法人数	50		400	30			480
	従業員数	548	1,343	837	1,192			
平成 34 年度	法人数	60		425	40			525
	従業員数	632	1,597	1,023	1,289			
平成 39 年度	法人数	60		425	40			525
	従業員数	690	1,688	1,152	2,648			

(注) 平成27年度において、γのケースのうち、予備自衛官25人以上を雇用する法人は29法人あり、1,301人の予備自衛官が当該29法人に雇用されていることから、上表において、平成29年度のγの欄中1,192人の従業員数をカバーする法人数として30法人と概算した。平成34年度以降のγ並びにα及びβのケースについても同様に概算した。

イ 準備金積立により備える三つの費用・損失

- A：「臨時・緊急の招集の場合について、不測のリスクも含めた費用及び損失」
- B：「訓練招集の場合について、外部への発注等により補填するための費用」
- C：「予備自衛官等を含む従業員全体の勤務環境等の整備のための費用」

… これらの「費用・損失」ごとに、限度額（本件要望措置の制度の概要を参照）が設けられているところ、限度額に対して実際に積み立てられる割合を勘案した上で（Aは平均して2セット分のうち1セット分が積立てられ、Bは限度額と同額が、Cは措置適用の法人のうち20%だけが積立てられると仮置きし、準備金総額の限度額は捨象する。）、積立額を見積もる。（下表は、開始年度、据置期間の最終年度及び適用期間の最終年度のみ抜粋。）

(単位：百万円)

	A + B				C		積立額
	α		β		α + β + γ		
	即自	予備自	即自	予備自	即自+予備自		
平成 29 年度	716	578	1,109	501	1,559	4,464	
平成 34 年度	815	669	1,329	1,072	2,270	6,154	
平成 39 年度	885	702	1,484	1,097	2,393	6,562	

(注) 各年度の積立額は、次年度の従業員ベースでの適用見込みをもとに見積っており、例えば、平成29年度については、平成30年度の従業員ベースでの適用見込み（α：即応予備自衛官567人及び予備自衛官1,400人、β：即応予備自衛官878人、γ：予備自衛官1,215人）をもとに計算している。

上表A+Bの平成29年度のβの値1,109百万円については、以下の式により、計算している（α及びγについても同様に算出している。）。

- A：① 878人×0.5×10×34千円=149,260千円
- ② 878人×0.5×0.1×40×34千円=59,704千円
- ③ 878人×0.5×0.1×100千円=4,390千円
- A=①+②+③=213,354千円
- B：878人×30×34千円=895,560千円
- A+B=1,108,914千円=1,109百万円

また、上表Cの平成29年度の値1,559百万円については、以下の式により計算している。

$$C : (567 \text{ 人} + 1,400 \text{ 人} + 878 \text{ 人} + 1,215 \text{ 人}) \times 16 \times 120 \text{ 千円} \times 20\% \\ = 1,559,040 \text{ 千円} = 1,559 \text{ 百万円}$$

(4) 上記(3)の見積りにより推計した各年度の適用件数及び積立額は、以下のとおり。

(単位：件、百万円)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
適用件数	480	490	502	514	525	525	525	525	525	525	525
積立額	4,464	4,616	4,762	4,897	5,026	6,154	6,249	6,334	6,415	6,490	6,562



3 減収額の推計

本件要望措置は、準備金による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、長期的に見れば実質的な財政負担を伴わないものであるが、上記2（4）の準備金への積立額の推計に基づいて、各年度における減収を見積もるならば、下表のとおりとなる。

(単位：百万円)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
法人税 (注) 1	1,045	1,071	1,105	1,136	1,166	1,428	1,450	1,469	1,488	1,506	1,522
法人住民税 (注) 2	135	138	143	147	150	184	187	190	192	194	196
法人事業税 (注) 3	418	432	445	458	470	576	585	592	600	607	614
所得割 (注) 4	286	295	305	313	322	394	400	405	411	415	420
地方法人特別税 (注) 5	129	134	138	142	145	178	181	183	186	188	190
付加価値割 (注) 6	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4

(注) 1 法人税については、平成29年度は税率23.4%、平成30年度以降は税率23.2%を用いて算出

(注) 2 法人住民税については、税率12.9%を用いて算出

(注) 3 本件要望措置を活用する法人については、業界団体からのヒアリングにより、外形外法人が多くを占めることになると見込まれることから、法人事業税の減収見込額については、積立額の95%を外形外法人が、積算額の5%を外形法人が積み立てたものと仮定して試算

(注) 4 法人事業税の所得割については、外形外法人は税率6.7%、外形法人は税率0.7%を用いて算出

(注) 5 法人事業税の地方法人特別税については、外形外法人は税率43.2%、外形法人は税率41.4%を用いて算出

(注) 6 法人事業税の付加価値割については、外形法人に税率1.2%を用いて算出

(注) 7 上表の計数は、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

8 平成29年度の場合は、以下の式により減収額を算出している。

【法人税の減収額】

$$\text{積立額 } 4,464 \text{ 百万円} \times 23.4\% = 1,045 \text{ 百万円}$$

【法人住民税の減収額】

$$\text{法人税の減収額 } 1,045 \text{ 百万円} \times 12.9\% = 135 \text{ 百万円}$$

【法人事業税の所得割の減収額】

$$\text{外形外法人：積立額 } 4,464 \text{ 百万円} \times 95\% \times 6.7\% = 284 \text{ 百万円}$$

$$\text{外形法人：積立額 } 4,464 \text{ 百万円} \times 5\% \times 0.7\% = 2 \text{ 百万円}$$

$$\text{法人事業税の所得割の減収額} = 284 \text{ 百万円} + 2 \text{ 百万円} = 286 \text{ 百万円}$$

【法人事業税の地方法人特別税の減収額】

$$\text{外形外法人：法人事業税の所得割の減収額 } 284 \text{ 百万円} \times 43.2\% = 123 \text{ 百万円}$$

$$\text{外形法人：法人事業税の所得割の減収額 } 2 \text{ 百万円} \times 41.4.2\% = 6 \text{ 百万円}$$

$$\text{法人事業税の地方法人特別税の減収額} = 123 \text{ 百万円} + 6 \text{ 百万円} = 129 \text{ 百万円}$$

【法人事業税の付加価値割の減収額】

$$\text{外形法人：積立額 } 4,464 \text{ 百万円} \times 5\% \times 1.2\% = 3 \text{ 百万円}$$

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税 目	所得税、法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する)について、目標達成時期が示されていない。
【防衛省の補足説明】
本事業は取用事業とは違い、航空機騒音障害区域の所有者から希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることから目標達成時期を示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数(所得税)19件(平成27年度)は、前回(平成25年度)評価時の将来推計48件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【防衛省の補足説明】
将来推計については、移転措置事業は航空機騒音障害区域の所有者から希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることから、前回(平成25年度)評価時の将来推計において、平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出していたことである。 このため、実績の平均はあくまでも見込みであり、所有者からの希望とは相違するものである。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額(平成29年度から31年度まで)について、「前3年度の平均」により算出したと説明されているが、それぞれ平成25年度から27年度までの平均値となっており、説明に誤りがある。

【防衛省の補足説明】
将来の適用数及び適用額(平成29年度から31年度まで)について、を「平成25年度から27年度までの実績値の平均」と修正
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の直接的な効果(平成25年度及び26年度)について、「平成25年度及び26年度に移転等を実施した者約260名に対しアンケート調査を実施(回収率約63%)したところ、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていた」と説明されているが、本特例措置がなかった場合と比較した航空機騒音障害区域における移転の増加率が分析されていないため、説明に誤りがある。
② 達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する)に対する効果(平成25年度から27年度までに約200戸の移転等を実施)の寄与の割合は年平均1%未満であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】
① アンケートの結果で、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていたことから、本租税特別措置が移転を促進させた要因の1つであると考えているところ。 他方、ご指摘の、本特例措置がなかった場合との比較については、今回のアンケートで直接的に確認できなかったことから、今後その点については検討してまいります。
② 本事業については、所有者から希望を受け実施することとしており、前回評価時の平成25年度から27年度までに約200戸の移転等の進捗があった。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

<p>【防衛省の補足説明】 本事業については、所有者から希望を受け実施することとしており、前回評価時の平成25年度から27年度までに約200戸の移転等の進捗があった。 また、将来の適用数について平成28年度16件（個人：13件、法人：3件）、平成29年度39件（個人：31件、法人：8件）、平成30年度39件（個人：31件、法人：8件）、平成31年度39件（個人：31件、法人：8件）として推計している。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する効果（平成28年度から31年度までに133件適用する）の寄与の割合は年平均1%未満であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【防衛省の補足説明】 上述を参照</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【防衛省の補足説明】 上述を参照</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【防衛省の補足説明】欄には、防衛省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	(所得税:外、法人税:義)(国税2) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1 概要 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。 このうち、航空機騒音障害区域に所在する個人の事業用資産又は法人の資産(以下「事業用資産等」という。)を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本租税特別措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容 事業用資産等を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措置である。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p>
4	担当部局	地方協力局防音対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度創設 昭和50年度改正 適用期間:5年間延長 昭和55年度改正 適用期間:5年間延長 昭和60年度改正 適用期間:5年間延長 平成2年度改正 適用期間:1年間延長 平成3年度改正 適用期間:5年間延長 平成8年度改正 適用期間:5年間延長 平成13年度改正 適用期間:5年間延長

		<p>平成18年度改正 適用期間:5年間延長 平成23年度改正 適用期間:3年間延長 平成26年度改正 適用期間:3年間延長</p> <p>(環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。土地等にあつては、平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。)</p>
7	適用又は延長期間	3年間延長
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ及びⅤの8 3 中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの3の(8) 別紙第1参照</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標: 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野: 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策: 地域コミュニティとの連携</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1 過去の実績: 平成25年度 54件(個人:41件、法人:13件) 平成26年度 38件(個人:33件、法人:5件) 平成27年度 26件(個人:19件、法人:7件)</p> <p>2 将来の推計: 平成28年度 16件(個人:13件、法人:3件)</p>

		<p>平成29年度 39件(個人:31件、法人:8件) 平成30年度 39件(個人:31件、法人:8件) 平成31年度 39件(個人:31件、法人:8件)</p> <p>(注) 算定根拠については別紙第2参照</p> <p>3 平成25年度については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用件数等を含んでおり、本特例措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いる事ができない。また、平成27年度については、租特透明化法に基づき把握される情報については、まだ提供されていないため当該情報を用いる事ができない。</p> <p>4 本租税特別措置の対象者は、航空機騒音障害区域に所在する事業用資産等の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p> <p>5 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域の所有者からの希望を受け、建物等の移転補償や土地の買入れを実施していることや、個人の事情により希望を下げること等の理由により事案件数が変動するため、具体的に達成目標及び目標達成時期を示すことは困難なことから、前回(平成25年度)要望時の見込みは、平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出していたところである。</p>
	② 減収額	<p>1 過去の実績: 平成25年度 410百万円(個人:93百万円、法人:317百万円) 平成26年度 154百万円(個人:90百万円、法人:64百万円) 平成27年度 192百万円(個人:30百万円、法人:162百万円)</p> <p>2 将来の推計: 平成28年度 214百万円(個人:25百万円、法人:190百万円) 平成29年度 232百万円(個人:71百万円、法人:162百万円) 平成30年度 231百万円(個人:71百万円、法人:160百万円) 平成31年度 231百万円(個人:71百万円、法人:160百万円)</p> <p>(注) 算定根拠については別紙第2参照</p>
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 航空機騒音障害区域における対象建物約20,000戸に対し、これまで租税特別措置を活用して移転の促進を図ってきており、平成27年度末までに約8,300戸の移転等を実施した。</p> <p>このうち、前回政策評価を実施した平成25年度時点から平成27年度までの間に約200戸(別紙第3参照)の移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。</p> <p>平成25年度及び平成26年度に移転等を実施した者約260名に対しアンケート調査を実施(回収率約63%)したところ、「租税特別措置は効果的」と回答した者が約9割を占めていたところである。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の</p>

		<p>頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、航空機騒音障害区域内に引き続き多くの建物等が所在することから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためにも、移転補償等を促進する必要があることから、租税特別措置は必要不可欠であり継続が必要である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本事業は、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保に寄与することができ、本租税特別措置による税込減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであることから、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 なし</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 なし</p>
11	有識者の見解	○アンケート結果を踏まえ、3年間の延長は妥当である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度(防衛01)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和49年法律第101号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成25年12月17日
国家安全保障会議決定
閣議決定

III 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

V 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。

る。

8 地域コミュニティとの連携

防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

3 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（抄）

平成25年12月17日
国家安全保障会議決定
閣議決定

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(8) 地域コミュニティとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等により、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努める。

適用数等及び減収額の算定根拠

1 平成25年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	54 件	41 件+13 件	②+③
② 所得税	41 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	13 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	2,330 百万円	773 百万円+1,556 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	773 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	1,556 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	410 百万円	93 百万円+317 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	93 百万円	773 百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	317 百万円	1,556 百万円×0.8×25.5%	⑥×税率

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

2 平成26年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	38 件	33 件+5 件	②+③
② 所得税	33 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	5 件	適用実態調査情報等(財務省)	
④ 適用額	1,000 百万円	747 百万円+253 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	747 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	253 百万円	適用実態調査情報等(財務省)	
⑦ 減収額	154 百万円	90 百万円+64 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	90 百万円	747 百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	64 百万円	253 百万円×0.8×25.5%	⑥×税率

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 平成27年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	26件	19件+7件	②+③
② 所得税	19件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	7件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	1,095百万円	246百万円+849百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	246百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	849百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	192百万円	30百万円+162百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	30百万円	246百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	162百万円	849百万円×0.8×23.9%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

4 平成28年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	16件	13件+3件	②+③
② 所得税	13件	平成28年度において移転を予定している事案のうち、本租税特別措置の適用が見込まれる者を抽出	
③ 法人税	3件	平成28年度において移転を予定している事案のうち、本租税特別措置の適用が見込まれる者を抽出	
④ 適用額	1,218百万円	205百万円+1,013百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	205百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑥ 法人税	1,013百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑦ 減収額	214百万円	25百万円+190百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	25百万円	205百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	190百万円	1,013百万円×0.8×23.4%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

5 平成29年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	39件	31件+8件	②+③
② 所得税	31件	(41件+33件+19件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
③ 法人税	8件	(13件+5件+7件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
④ 適用額	1,453百万円	589百万円+864百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	589百万円	(773百万円+747百万円+246百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑥ 法人税	864百万円	(1,556百万円+187百万円+849百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑦ 減収額	232百万円	71百万円+162百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	71百万円	589百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	162百万円	864百万円×0.8×23.4%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

6 平成30年度及び平成31年度推計

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	39件	8件+31件	②+③
② 所得税	31件	(41件+33件+19件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
③ 法人税	8件	(13件+5件+7件)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
④ 適用額	1,453百万円	589百万円+864百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	589百万円	(773百万円+747百万円+246百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑥ 法人税	864百万円	(1,556百万円+187百万円+849百万円)÷3	平成25年度から平成27年度までの実績値の平均
⑦ 減収額	231百万円	71百万円+160百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	71百万円	589百万円×((1-0.2)×15%)	⑤×税率
⑨ 法人税	160百万円	864百万円×0.8×23.2%	⑥×税率

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

別紙第3

移転等の実績

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度
移転実施戸数	8,065戸	75戸	69戸	68戸

データについては、地方協力局防音対策課で作成した。